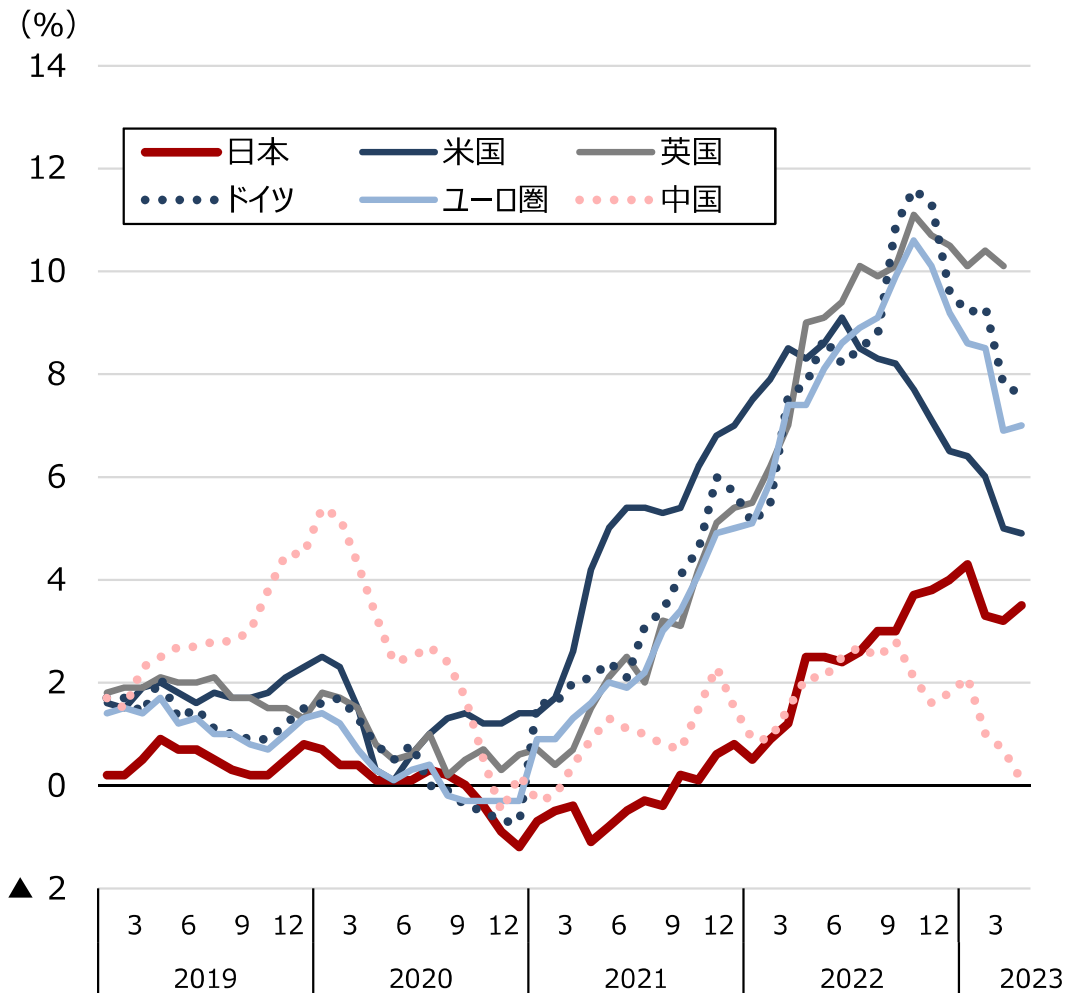


(参考2)

参 考 资 料

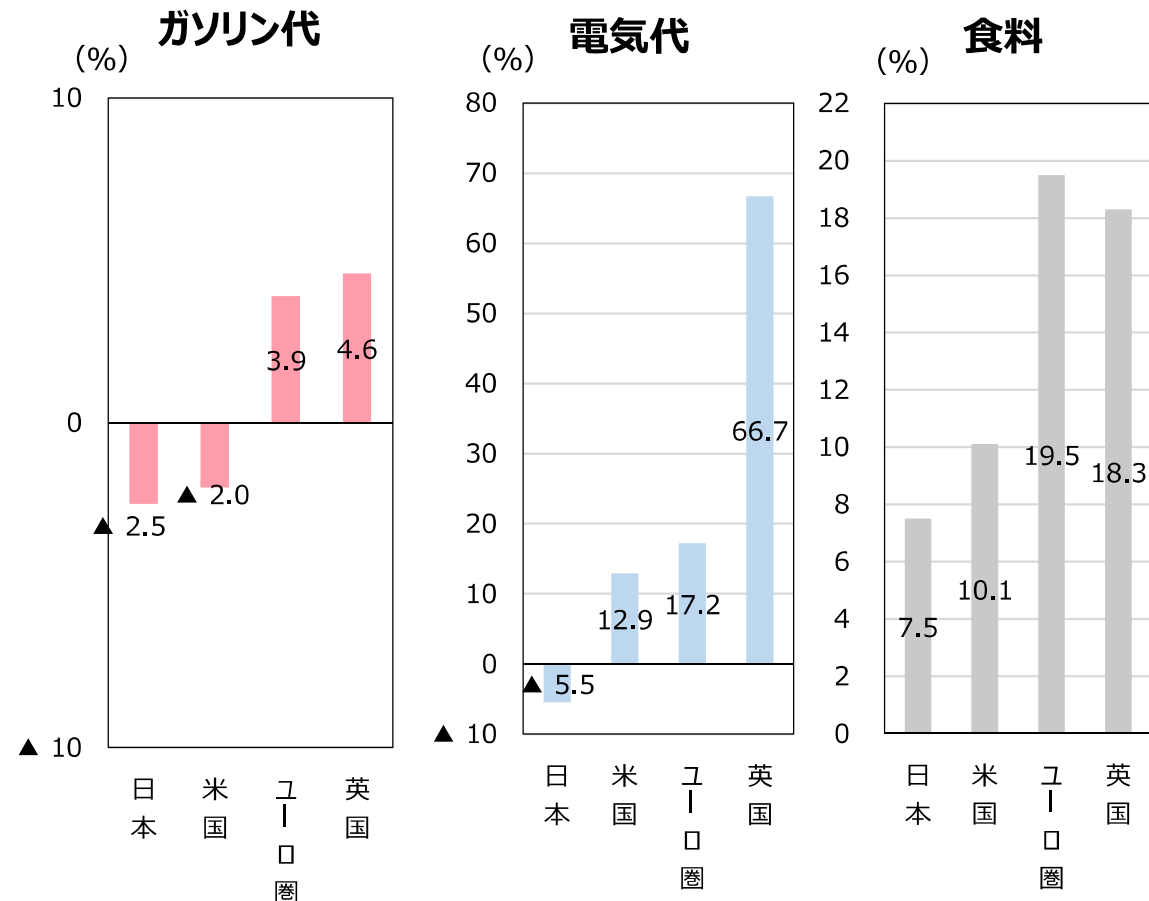
○ 欧米諸国はインフレの状況。日本は欧米諸国ほどではないが、食料品を中心に価格上昇が継続。昨年秋の総合経済対策・補正予算や本年3月のコロナ・物価予備費により、機動的かつ切れ目なく対応。

各国の消費者物価指数（総合）



(出所) Bloomberg

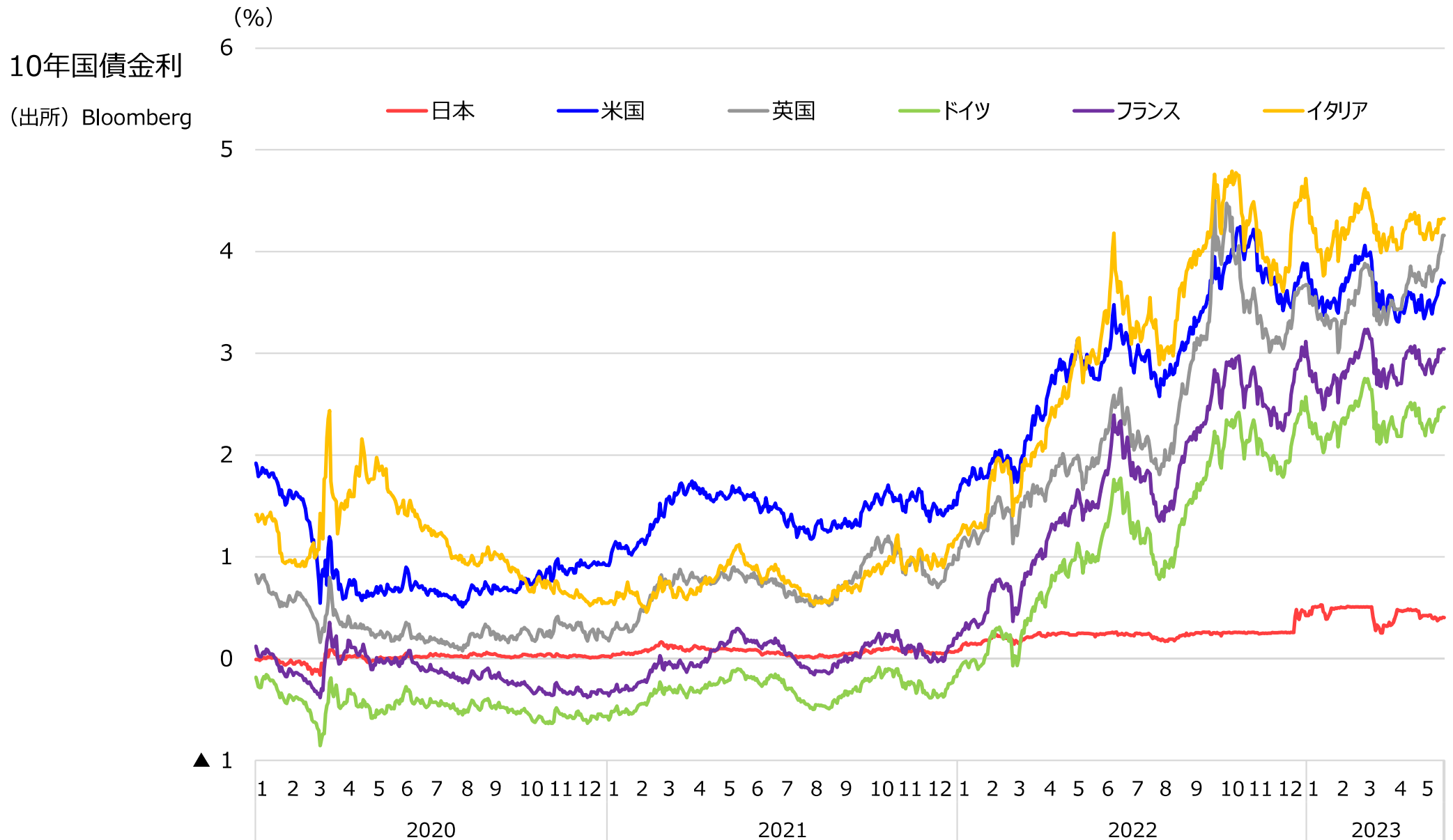
主な品目の価格上昇率比較（2023年2月、前年同月比）



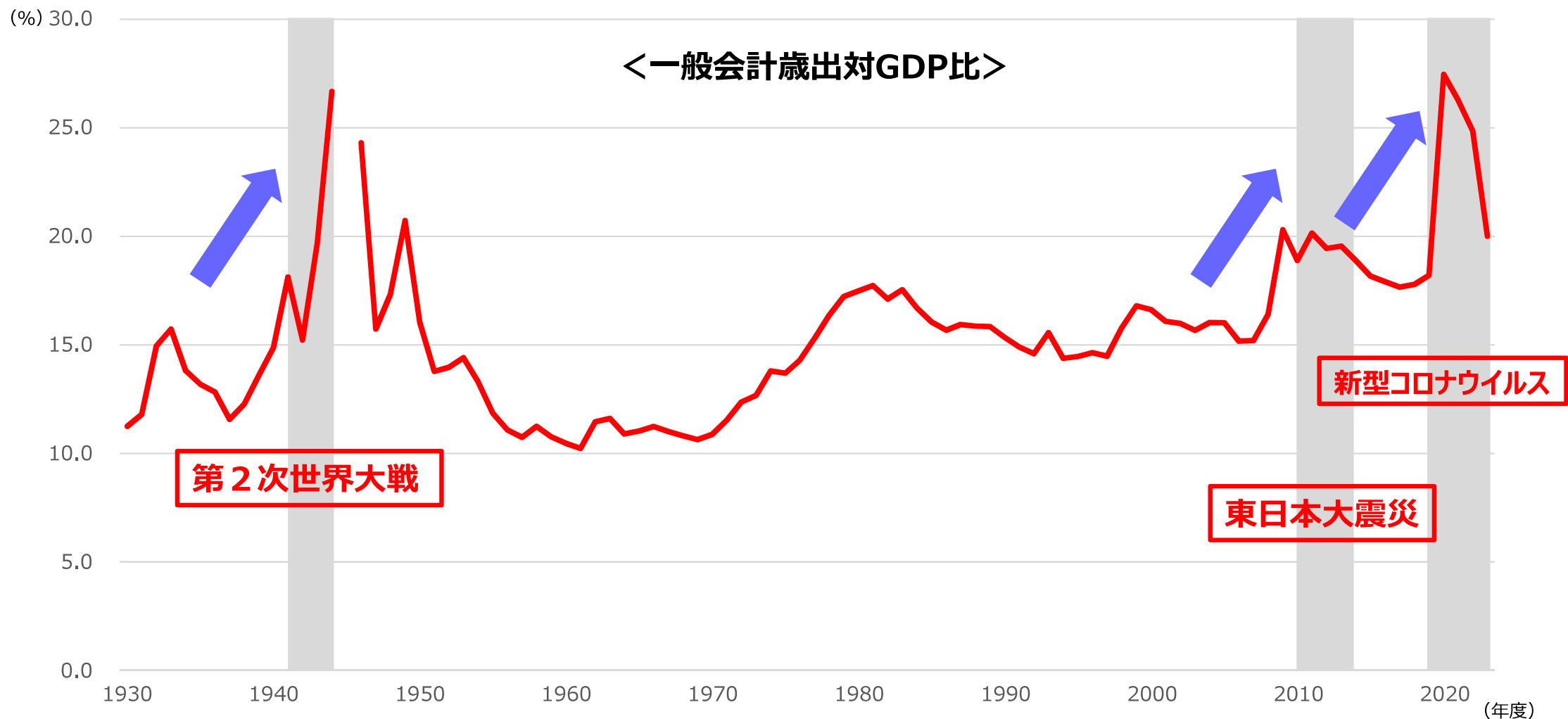
(出所) 総務省「消費者物価指数」、米労働省、ユーロスタット、英統計局

世界的な金利上昇

○ 欧米諸国では、2022年以降にインフレが進行する中で、金利も大幅に上昇している。



- 震災・感染症・戦争といった有事においては、経済財政運営のあり方も平時とは「非連続」なものとなる。今後、そうした危機が同時に生じることも、あり得なくはない。
- 危機において財政が適切な役割を果たしていくためにも、平時から節度ある財政運営を行い、債務残高水準を適切にコントロールしている実績を積み重ねておくことが必要。

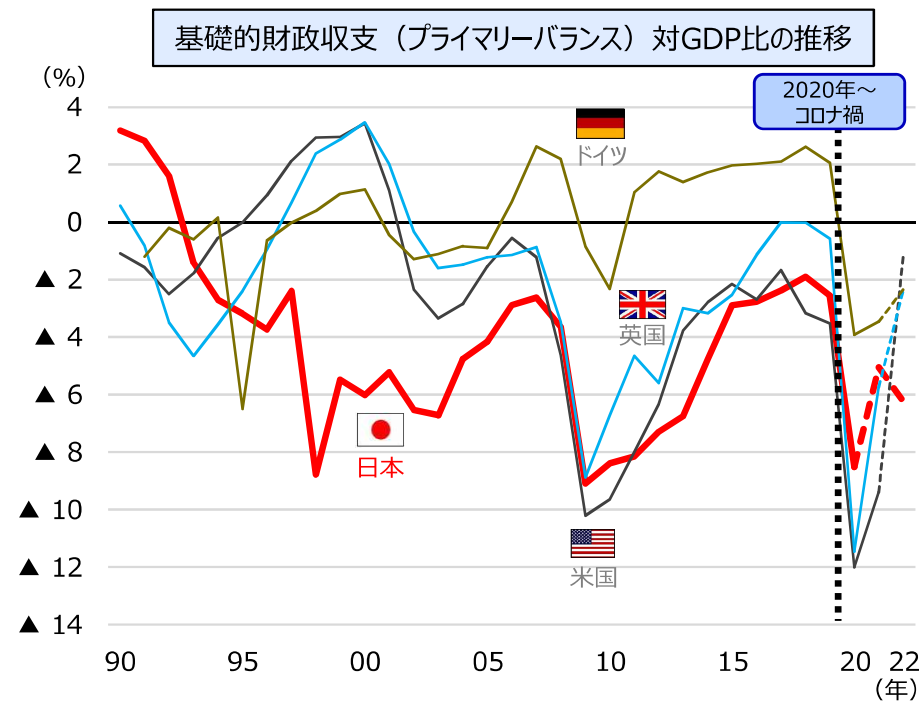
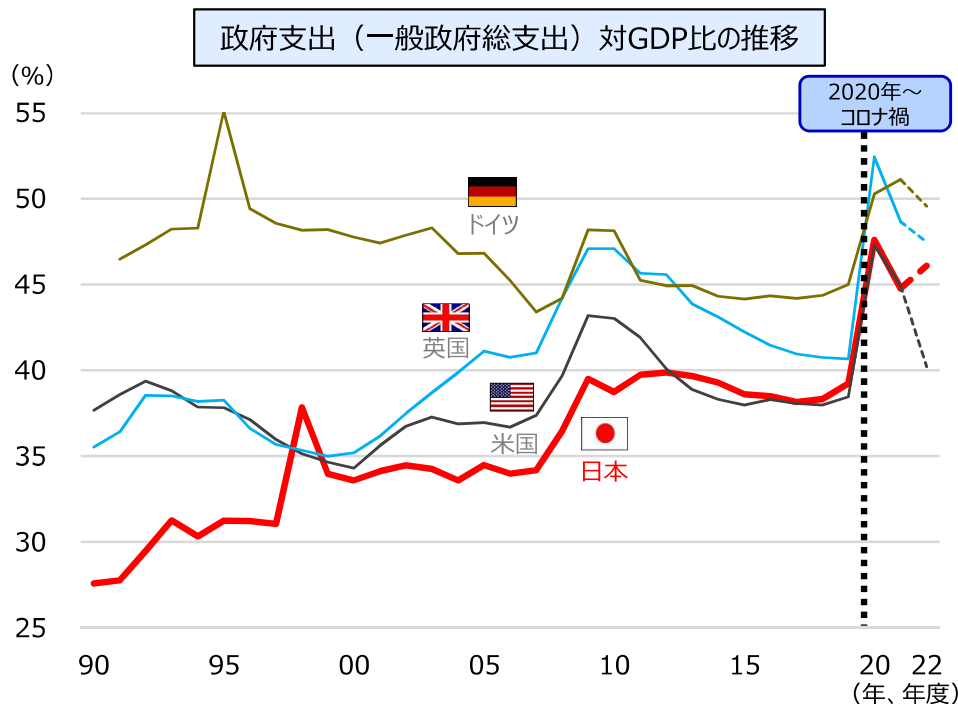


(出所) GDP：『日本長期統計総覧』、内閣府。一般会計歳出：日本銀行『本邦主要経済統計』。

(注) 一般会計歳出は、令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は予算。

政府支出および基礎的財政収支の推移（対GDP比）

- この30年、日本の政府支出水準（対GDP比）は、主要諸外国と比べても顕著に増加している。また、この間の基礎的財政収支（対GDP比）は、主要諸外国よりも悪い。
- 拡張的な財政スタンスをとり、それにも関わらず高成長を実現できなかったのが現実である。

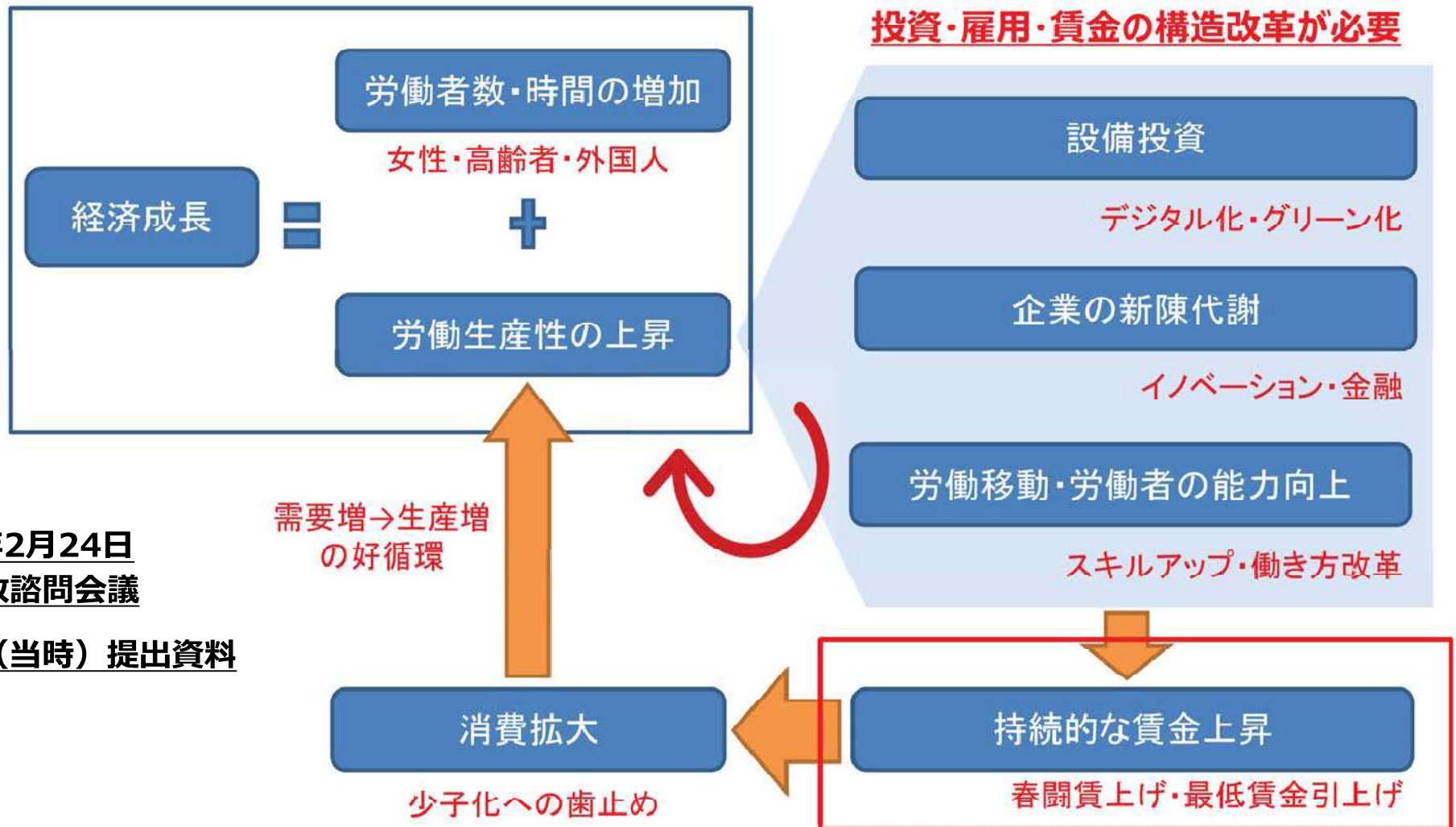


	1990年	2019年	2022年 (推計値)
ドイツ	46.5% ※1991年値	45.0%	49.6%
英国	35.6%	40.7%	47.5%
米国	37.7%	38.5%	40.2%
日本(年度)	27.6%	39.2%	46.1%

	1990年～2019年平均値	2019年～2022年平均値 (2022年は推計値)
ドイツ	+0.3% ※1991年～2019年平均値	▲1.9%
英国	▲1.7%	▲5.0%
米国	▲2.1%	▲6.5%
日本	▲4.0%	▲5.6% ※2021年、2022年ともに推計値

(出所) 左図) 日本：内閣府「国民経済計算」により作成。ただし、2022年度については、IMF “World Economic Outlook” (2023年4月) により補完。
諸外国：OECD “National Accounts”により作成。ただし、OECDデータで取得できない期間について、IMF “World Economic Outlook” (2023年4月) により補完。ドイツについては1991年からの値。
右図) OECD “Economic Outlook 112”(2022年11月22日) により作成。数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。日本は2021年及び2022年、それ以外の国々は2022年が推計値。

- 豊富な民間資金を活用した投資の活性化と持続的な賃金上昇により、経済の好循環の実現を目指していくべき。
- 企業においては、デジタル化・グリーン化や、新規事業への進出を含めた事業再構築といった攻めの姿勢が重要。政府は、大胆な規制改革等により、企業が自ら稼ぐ力を引き出すための環境を創り出していく必要。
- 持続的な所得増加を期待できる環境を創り出すことも重要。スキルアップや業種を超えた再就職の支援などに取り組むべき。賃上げの流れが継続していくことも望まれる。

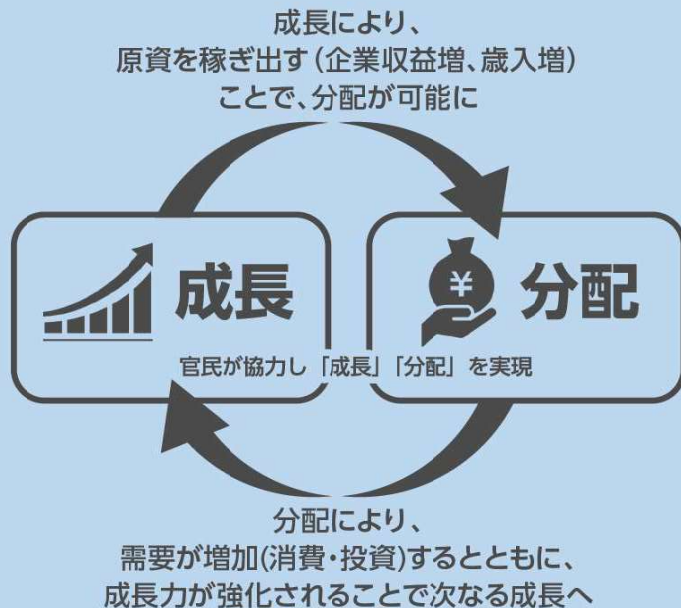


- 政府は、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を、日本経済を再び成長させるための包括的なパッケージと位置付けている。
- 具体的な重点投資分野として、「人への投資」「科学技術・イノベーション」「スタートアップ」「G X・D X」の4分野が掲げられており、財政面でも、成果に結びつく効果的な対応が求められる。

- 「新しい資本主義」は、日本経済を再び成長させるための包括的なパッケージです。従来コストとされてきた「人」や「G X」等への投資を未来への投資と再定義し、気候変動等の社会的課題の解決を通じて、新たに市場を作ること、成長と持続可能性の二兎を実現します。」
- 「このため、6月の「実行計画」で掲げた「人への投資」「科学技術・イノベーションへの投資」「スタートアップへの投資」「G X・D Xへの投資」の4分野に投資を集中し、社会課題を成長のエンジンとしてまいります。また、成長の果実を分配し、更なる成長へつなげていくべく、予算、税制、規制改革といったあらゆる政策を総動員してまいります。」

(出所) 2022年10月5日 衆議院本会議における岸田内閣総理大臣の答弁

成長と分配の好循環



(出所) 首相官邸ホームページ

1. 労働市場・人への投資

- 企業を通じた支援から個人への直接支援へ。
- 安心して働きながら、主体的に学び直しに取り組める環境を整備。

2. G X

- 省エネ推進など産業構造の転換および旺盛な海外需要の取り込み。
- 真に競争力のある技術・製品の開発と事業化。

3. D X

- 規制枠組み、デジタル人材不足等、制約要因を解消。
- 先進的取組を、全体の生産性向上に繋げる規制・制度改革。

4. 科学技術・イノベーション

- 量子・A I等の国力に直結する分野の投資効果を最大化。
- 大学等による戦略的な取組。研究の国際化を推進。

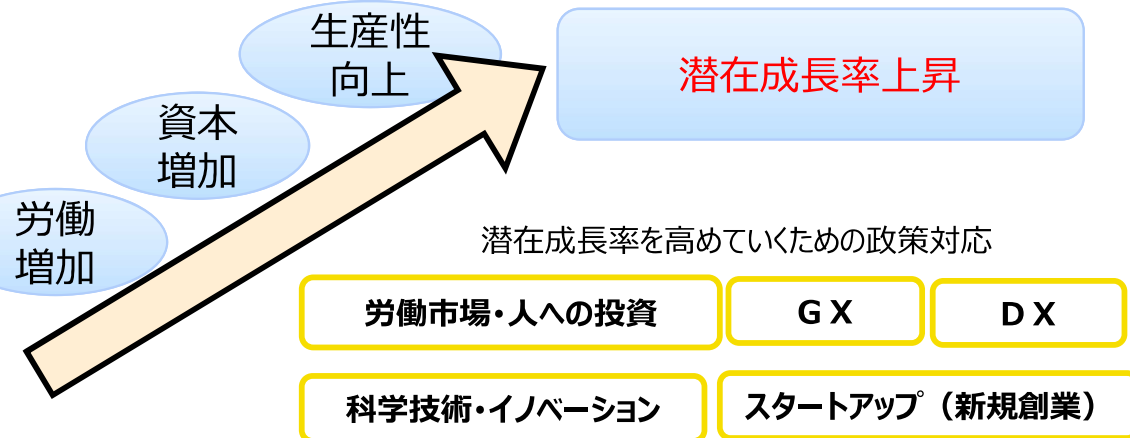
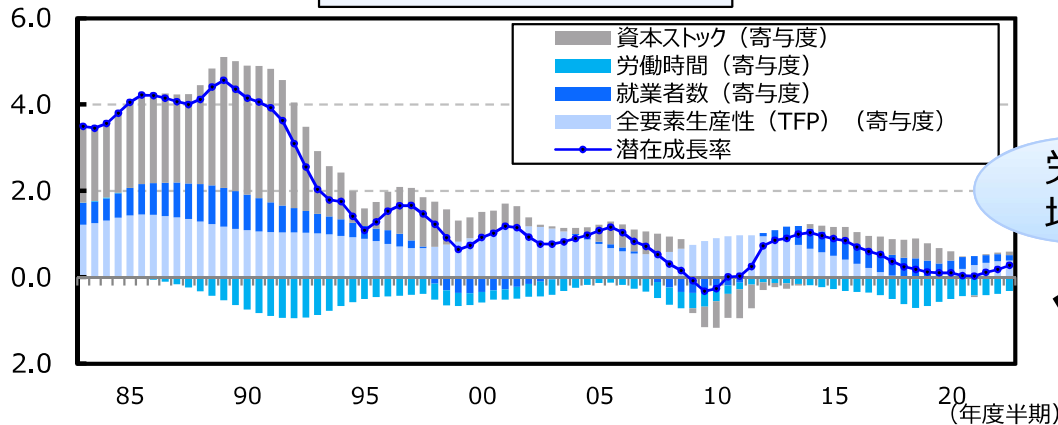
5. スタートアップ(新規創業)

- 企業が退出・再チャレンジしやすい環境の整備。
- 「目利き」力のある民間V C等の知見活用。

- 財政支出を持続的成長につなげていくためには、単に需要不足を埋めるという発想ではなく、潜在成長率を高めるための取組が必要。経済成長につながる労働・資本・生産性の各要因について、日本が抱える問題点にしっかりと対応していくべき。
- 少子高齢化が進み生産年齢人口が減少する中で、少子化対策を押し進めても、その効果が発現するには時間がかかる。労働の「量」に頼れない以上、「**人への投資**」による「質」の向上と、限られた労働資源が成長分野に円滑に移動する**労働市場**の実現が急務。
- 企業部門の貯蓄超過が続いており、民間投資を促す政策を押し進めるべき。世界的な成長分野として期待される一方、外部性の問題もあって投資が足りていない**GX・DX**分野について、官民を挙げた投資を進めるべき。
- 経済成長の源泉は**イノベーション**。量子・AIのような国力に直結する先端的な**科学技術**への投資や、新たな技術・アイデアを社会実装につなげて付加価値を生み出す**スタートアップ（新規創業）**の振興を図ることが不可欠。

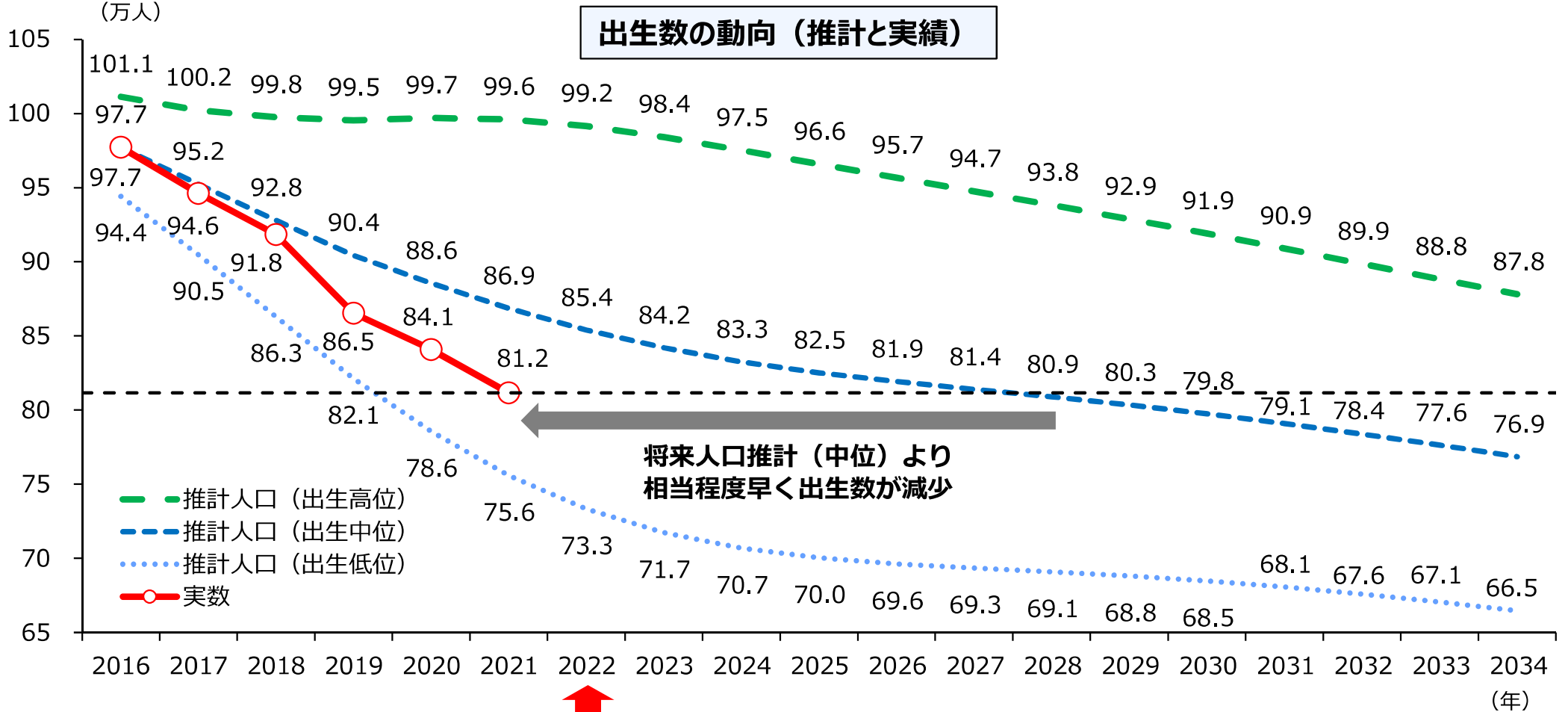
- 日本でも**GX**や**DX**をキーワードに政府の積極的な関与が進んでいる。ただ、（中略）需要サイドからの財政政策に過度な期待をしてはいけない。重要なことは供給サイドの動きだ。**主役は民間による投資でなくてはならない。財政政策に期待するのは、民間投資を誘発する政策、つまり、「財政政策」+「産業政策」である。**
- 供給サイドの基本は、経済の成長力を示す潜在成長率である。これを高める方策は、**労働増加、資本増加、生産性の上昇**の3つしかない。
- まず労働力は、少子高齢化のもとで物理的に増やすのは困難だ。しかし、一人ひとりの労働者の能力を高めれば労働力全体を拡大できる。
- 次に、資本の増加について述べよう。日本の潜在成長率低迷の大きな原因が、**企業による投資不足**だったことは明らかだ。
- 日本の生産性は伸びが低迷している。その大きな要因は、経済の新陳代謝の著しい低下だ。**市場メカニズムを活性化させる改革の重要性**を再度確認しておきたい。
（出所）「世界インフレと日本経済の未来」伊藤元重 著（PHPビジネス新書）

潜在成長率の推移(日本銀行)



少子化対策

- 今後の日本の経済社会を左右する大きな課題の1つに、少子化対策がある。対策の成否は、中長期的に、日本経済の成長力にも、財政・社会保障の持続可能性にも影響を及ぼす。
- 少子化対策の議論は、たたき台がとりまとめられ、これをベースに、政策強化の内容・予算・財源について更に議論されていくことになるが、成果に結びつく効果的な対応とするとともに、社会全体で安定的に支える財源を確保していく必要。



外国人等を含む速報値は **79万9,728人**
 日本における日本人人口は6月上旬公表予定
 （2021年実績での外国人等の出生数は約3.1万人）

(注) 上記の推計人口・実績は日本における日本人人口。
 (出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」。

- すでに人口減少は進行しており、今後出生率が反転したとしても効果が出るには数十年の時間を要するため、ある程度の人口減少を前提とした持続可能な地域社会のあり方をデザインする必要もある。
- 地方税源の偏在性を是正することにより、財源の多寡による行政サービスの地域格差が過度に広がらないようにすることが必要。また、少子化が進展する中での教育のあり方など、行政サービスの「質」の向上に向けた取組が必要。地域社会における人口減少は、経済活動に必要となる「ハードな」インフラ維持や、行政サービスなど「ソフトな」インフラ維持のコストを増大させる傾向がある。コンパクトなまちづくり・農村等の地域整備や、デジタル技術の活用の推進などにより、ハード面でのインフラ維持コストの抑制が必要。

- **人口減少は地域圏の経済活動において必要となるインフラ維持の一人当たり負担を増加させる。また、ハードなインフラ維持だけでなく、ソフトなインフラである行政サービスについてもこうした傾向がある。**
- さらに、行政サービス以外にも、**民間が提供する経済社会活動に必須なインフラサービスの提供において、人口減少が悪影響をもたらす。**生活関連サービス施設（「飲食料品小売業」「ショッピングセンター」「飲食店」「郵便局」「銀行」「一般診療所」「歯科診療所」「介護老人福祉施設」「一般病院」「通所・短期入所介護事業」「介護老人保健施設」「救急告示病院」「有料老人ホーム」）の提供には、一定の需要規模、人口規模が不可欠となる。こうしたサービス提供に必要な人口規模を下回る市町村の面積割合について、都道府県別に計算した「生活関連インフラ維持危険度指数」を求めると、2019年時点においても、27%の面積相当の自治体（3大都市圏を除く）で生活インフラの提供が困難となるリスクがあり、2045年になると、34%程度の面積相当の自治体へと広がる。
- こうした事態を避けるために、**生活関連サービスインフラが維持できるように集住の促進、公的設備等の集約化、さらにはハードに頼らないサービス提供体制の整備（デジタル化で代替できる設備は保有しない）など、早急な実施が求められる。**
- 一方、人口規模は維持される見込みの東京圏においては、そうした懸念は小さいものの、一極集中による人口密度の高さから、一部は規模の不経済が生じている。

（出所）令和3年度経済財政白書

○ 東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

- 偏在性が小さい地方税体系の構築。
- コロナの5類変更に伴い、地方財政構造の平時化。

○ 人口減少下における持続可能な社会資本整備のあり方

- より効果的・効率的な社会資本整備。
- 人口減少・災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくり。

○ 人口減少下における農村等のあり方

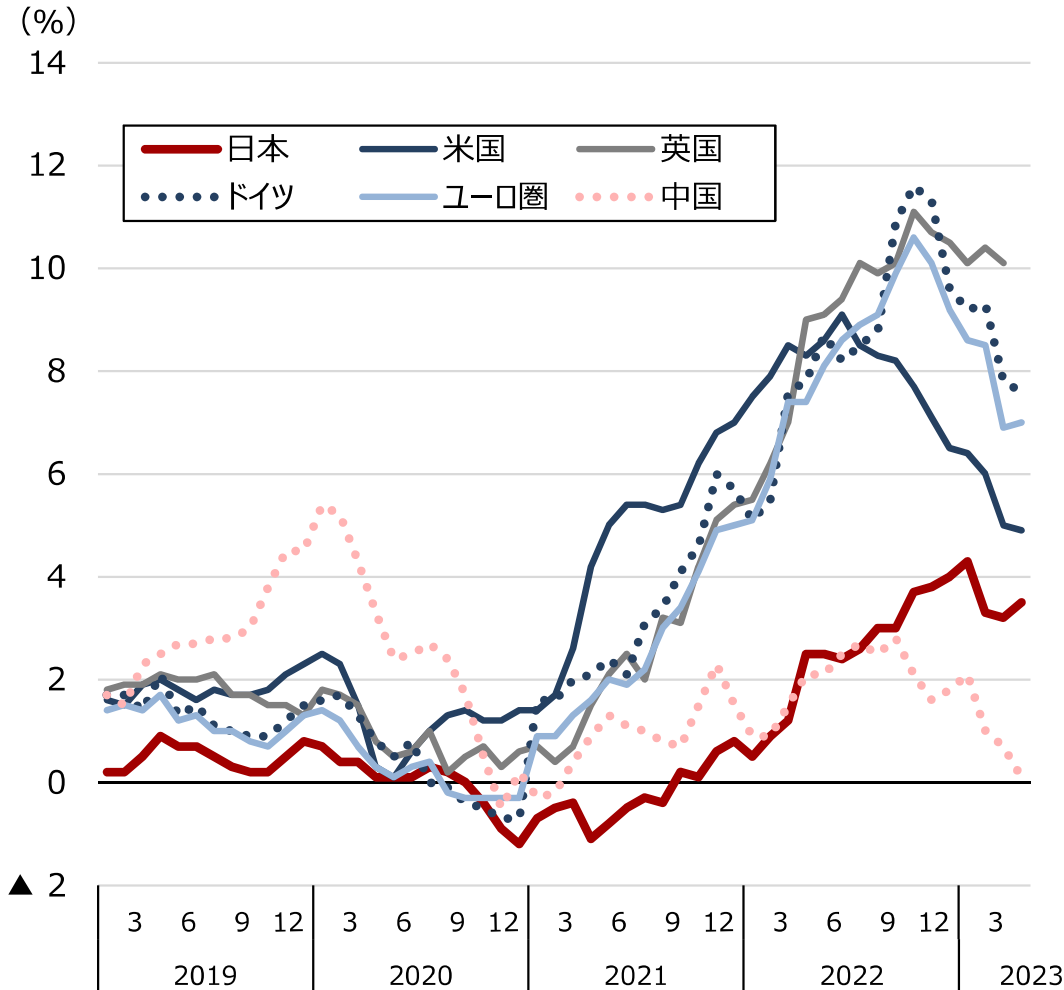
- 農村での関係主体の連携による集落機能の集約的な活用。
- 農村のインフラ整備、農地支援の効率化。

○ 少子化が進展する中で の教育の質の向上

- 少子化に伴う加配定数の合理化による財源の活用。
- 働き方改革等を通じた教職の魅力向上。

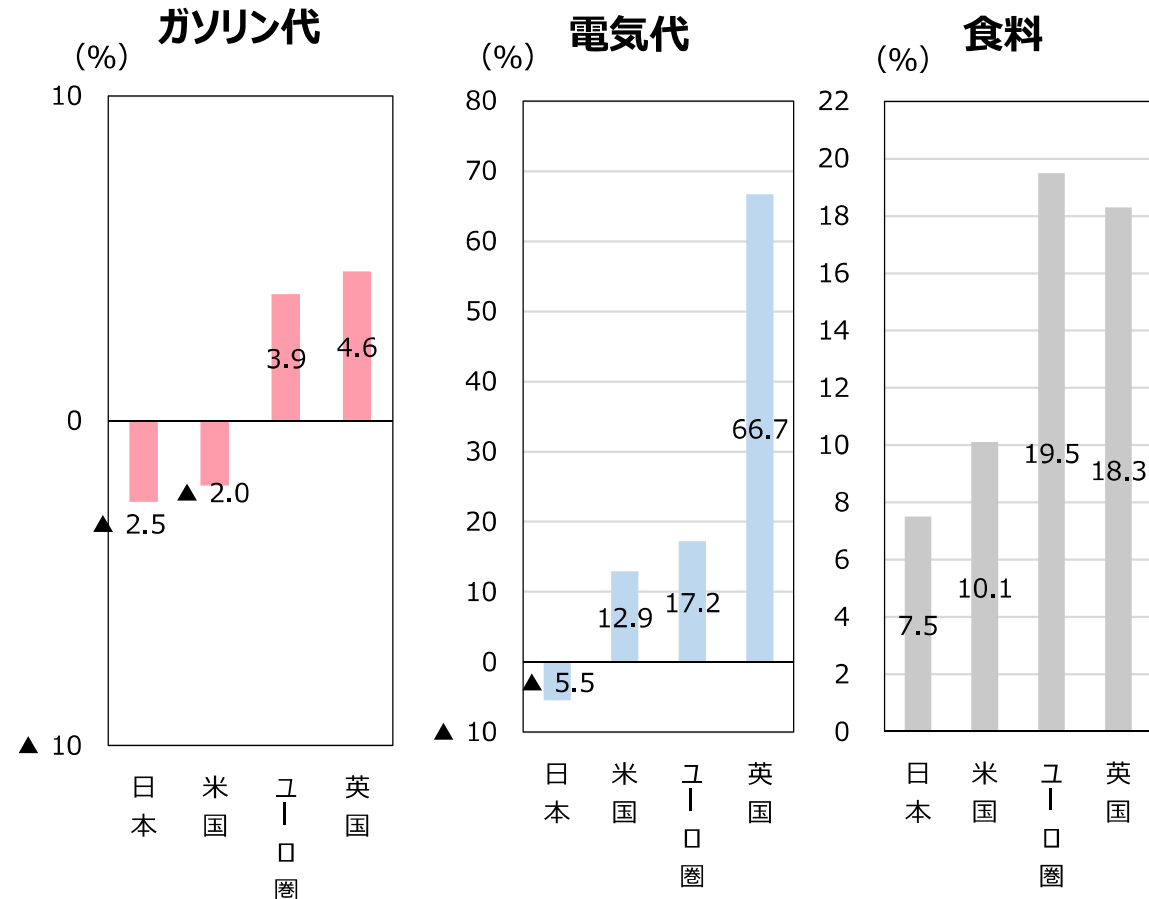
○ 欧米諸国はインフレの状況。日本は欧米諸国ほどではないが、食料品を中心に価格上昇が継続。昨年秋の総合経済対策・補正予算や本年3月のコロナ・物価予備費により、機動的かつ切れ目なく対応。

各国の消費者物価指数（総合）



(出所) Bloomberg

主な品目の価格上昇率比較（2023年2月、前年同月比）



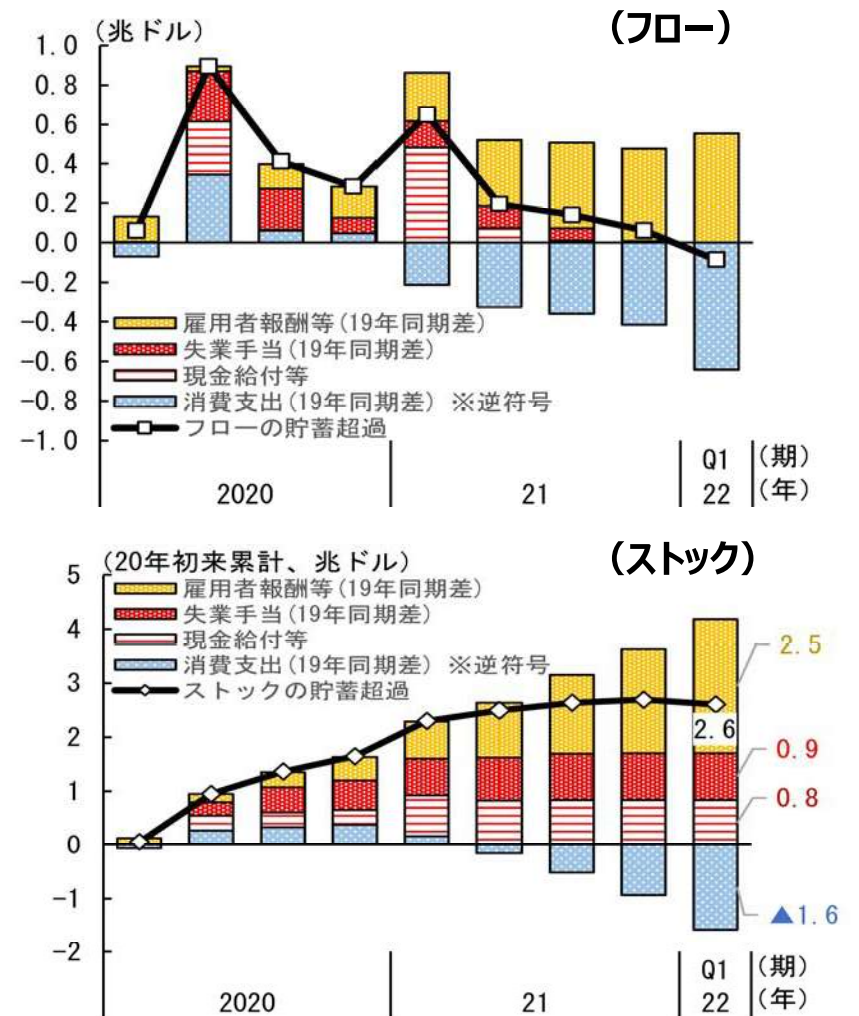
(出所) 総務省「消費者物価指数」、米労働省、ユーロスタット、英統計局

- 世界的な物価上昇については、需要要因（需要の回復）、供給要因（原材料・部品等、労働者不足）、ウクライナ要因（国際商品市況の高騰）が指摘されている。
- このうち需要要因について、米国では、コロナ対策の給付金等に起因する可処分所得の増加が貯蓄超過につながり、足下の消費活動につながった可能性が指摘されている。

内閣府「世界経済の潮流」（令和4年7月）

- 21年以降、世界同時的な景気の持ち直しの下、**需要の回復**が続き、**原材料・部品等**や**労働者の不足**などもあり、先進国と新興国の双方で物価上昇がみられてきた。22年前半は、ここに**ウクライナ情勢**を受けた**国際商品市況の高騰**等の影響が加わり、**各国で物価上昇が一段と進行**している。
- **アメリカ**では、**21年後半以降のストックの貯蓄超過**が、専ら**可処分所得の増加**（**同年中盤頃までの政府の財政支援**と、19年同期を上回って推移している**雇用者報酬等**）に**起因**している。可処分所得の増加により貯蓄が増えた場合、特定の支出を諦めることで貯蓄が増えた場合と比べれば、家計が一定の自由度を持って、その支出の時期や対象を決定できるとも考えられる。例えば、**物価上昇により物品購入等に係る支出負担が増大し、手元の可処分所得が実質的に目減りした場合には、その目減り分を補てんする目的で支出される余地もあるもの**と考えられる。この点において、**アメリカ**では、**ストックの貯蓄超過**が**足下の消費活動の下支え**となっている可能性がある。
- **日本**は、（中略）**可処分所得の増加の寄与が大きくなっている点は欧米と同様**であり、今後、消費の持ち直しや雇用情勢の改善等が**ストックの貯蓄超過の動向**に現れてくる可能性がある。

アメリカの家計貯蓄超過の要因分析



○ 米国のインフレの要因として、コロナ対策で莫大な財政支出を行ったことを挙げる議論もある。(財政インフレ)

- 「2021年2月の変曲点から2021年11月まで、CPIは6%、年率8%の上昇となった。」
- 「2020年3月から、**Covid-19の混乱に対応**して、米国政府は現金に相当する約3兆ドルの銀行準備を新たに作り、国民や企業に小切手を送った。(中略) その後、財務省はさらに2兆ドルほど借り入れ、さらに小切手を送った。**連邦政府の負債全体は30%近く増加した**。1年後にインフレが起きたのは、まったく驚きではないだろう。**財政インフレをこれほど明確に示すものはない**。」

(出所) J.H.Cochrane "Fiscal Inflation"(2022)

- 「**金融引き締めが適切な財政調整への期待に支えられていない場合、財政不均衡の悪化がさらなるインフレ圧力の上昇につながる**。」
- 「**COVIDのパンデミック後、米国は他の多くの国と同様に、強力な財政介入を実施した**。これらの政策介入が、パンデミック不況後に観察された迅速な回復を促進したことを示した。**同時に、彼らはまた、財政インフレの急増に貢献した**。金利の上昇自体は、上昇の大部分が認識されている政策ミックスの変化によるものであることを考えると、最近のインフレの急増を防ぐことはできなかつたろう。**実際、適切な財政支援なしに金利を引き上げれば、財政のスタグレーションが起こりかねない**。代わりに、パンデミック後のインフレを克服するには、**望ましいインフレ率と債務の持続可能性の両方への明確な道筋を提供する、相互に一貫した金融政策と財政政策が必要である**。」

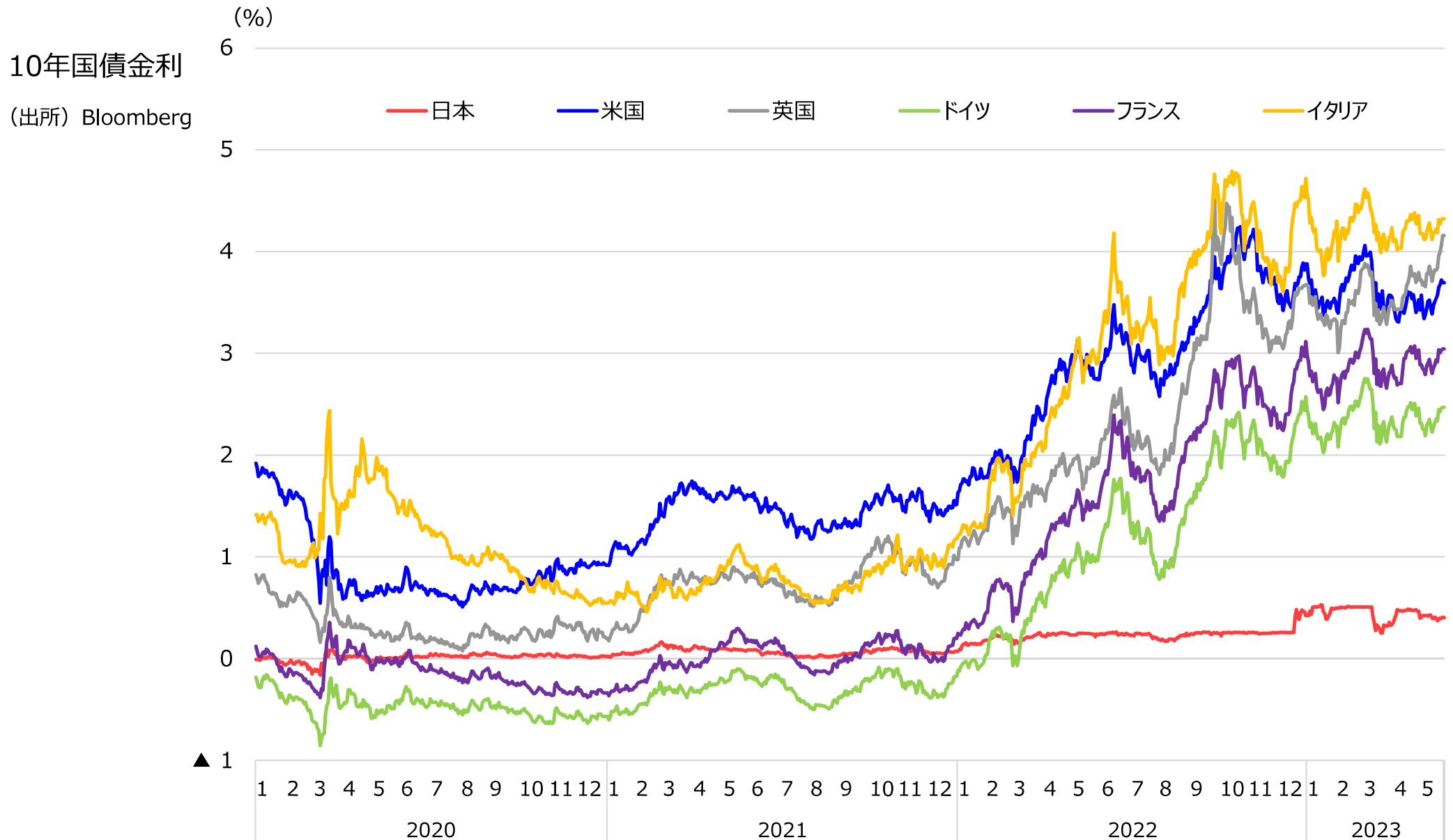
(出所) F.Bianchi & L.Melosi "Inflation as a Fiscal Limit" (2022)

- 「**現在のインフレは、供給制約やコロナ禍後の繰り越し需要、ウクライナ戦争だけが原因ではなく、各国がコロナ対策として大規模な財政・金融政策を行ったことも大きく影響した**というのがコンセンサスになっていると思う。」
- 「**財政インフレの場合、中央銀行の利上げで景気を悪化させれば、インフレは多少抑えることはできても、インフレの沈静化に決定的に重要になるのは、中銀の強い物価安定へのコミットメントではなく、市場からの財政に対する信認回復が必要だ**。」
- 「レーガン大統領は自らの信念で「小さな政府」を掲げ、歳出を大幅に抑制した。(中略) 英国でも金融引き締めがとられていたが、インフレ抑制には小さな政府を掲げたサッチャー政権の歳出抑制が大きく影響していた。(中略) **厳しい金融引き締めだけで、英米の80年代初頭までの高インフレが終息したのではなく、「小さな政府」路線の採用で、財政従属が終結したことがインフレ沈静に大きく影響した**ということだ。つまり、**強い金融引き締めに加えて、緊縮財政への転換が必要だった**ということだ。」

(出所) 河野龍太郎「財政インフレには80年代のボルカー流引き締めと緊縮財政が不可避」(2022.12 週刊エコノミスト)

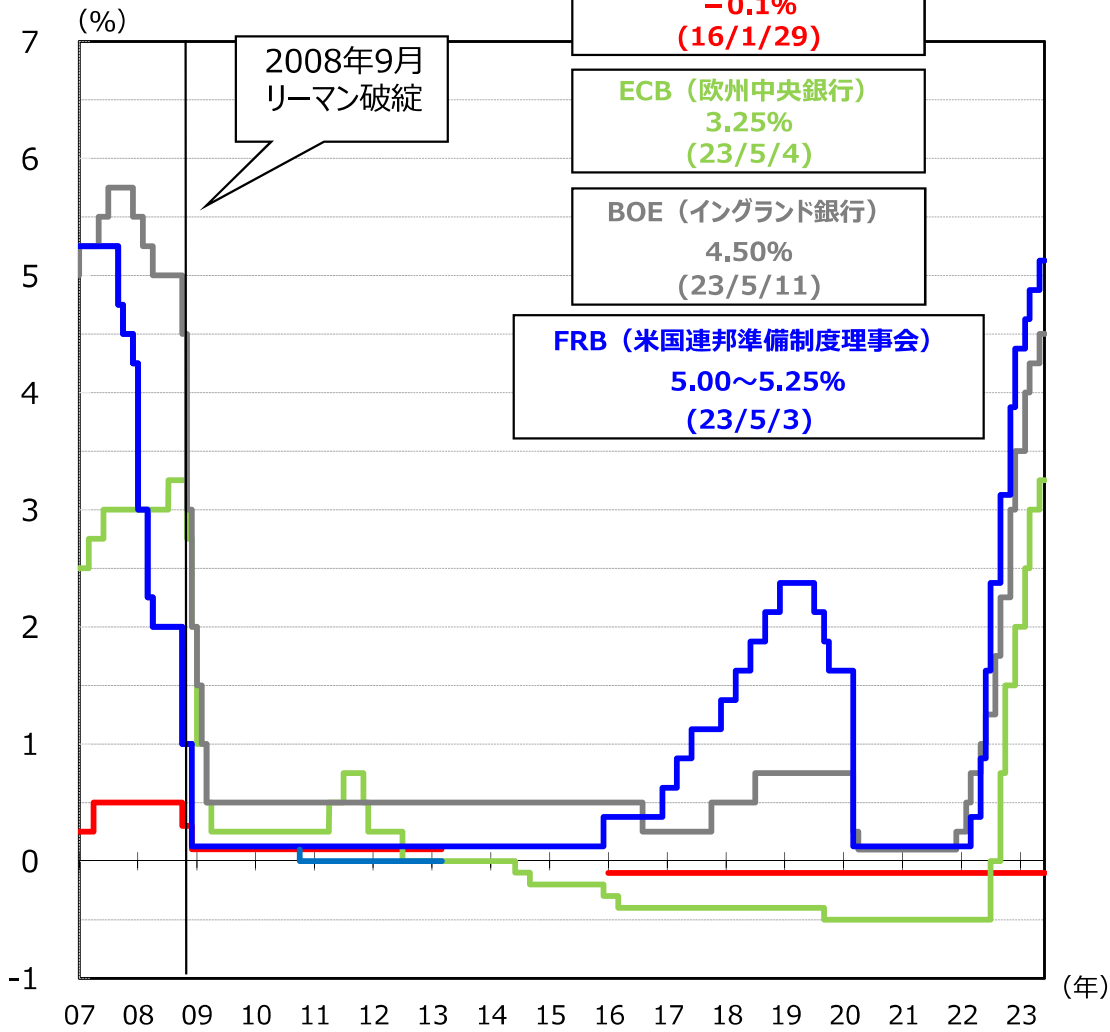
(再掲) 世界的な金利上昇

○ 欧米諸国では、2022年以降にインフレが進行する中で、金利も大幅に上昇している。



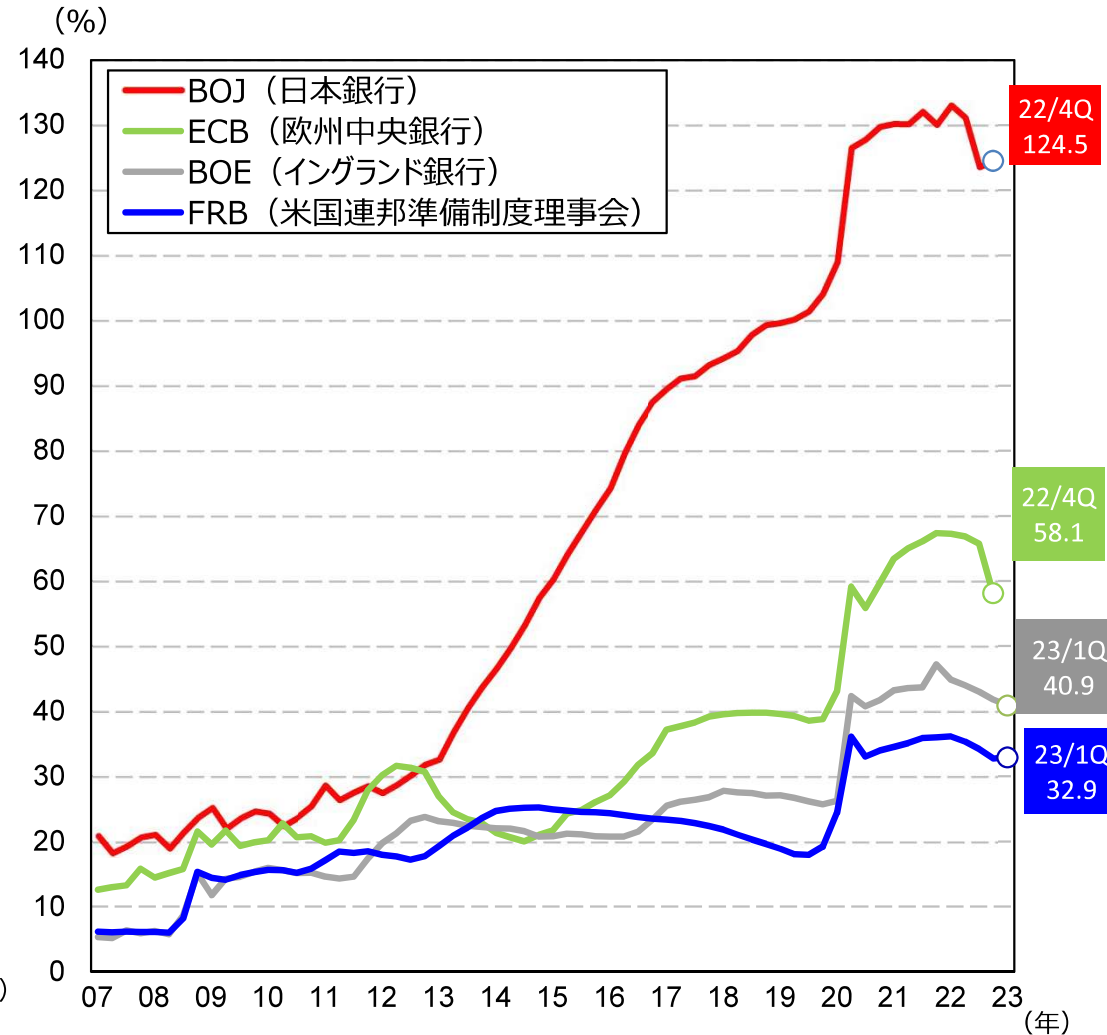
○ 諸外国が、インフレへの対応のため政策金利を大幅に引き上げる中、我が国は金融緩和を継続中。

政策金利



(出所) Bloomberg

バランスシート規模 (総資産対GDP比)



(出所) 各中央銀行 各国政府統計
(注) GDPは名目・季調済年率

- 昨年のロシアによるウクライナ侵攻以降、円安・ドル高が急速に進行した。
- 為替相場の変動要因として、国際的な競争力、国際収支、金融政策に起因する内外金利差、市場参加者のセンチメントや投機的な動き、物価動向等が指摘されている。

為替レートの推移

(出所) Bloomberg ※2023年5月23日時点



為替変動の要因

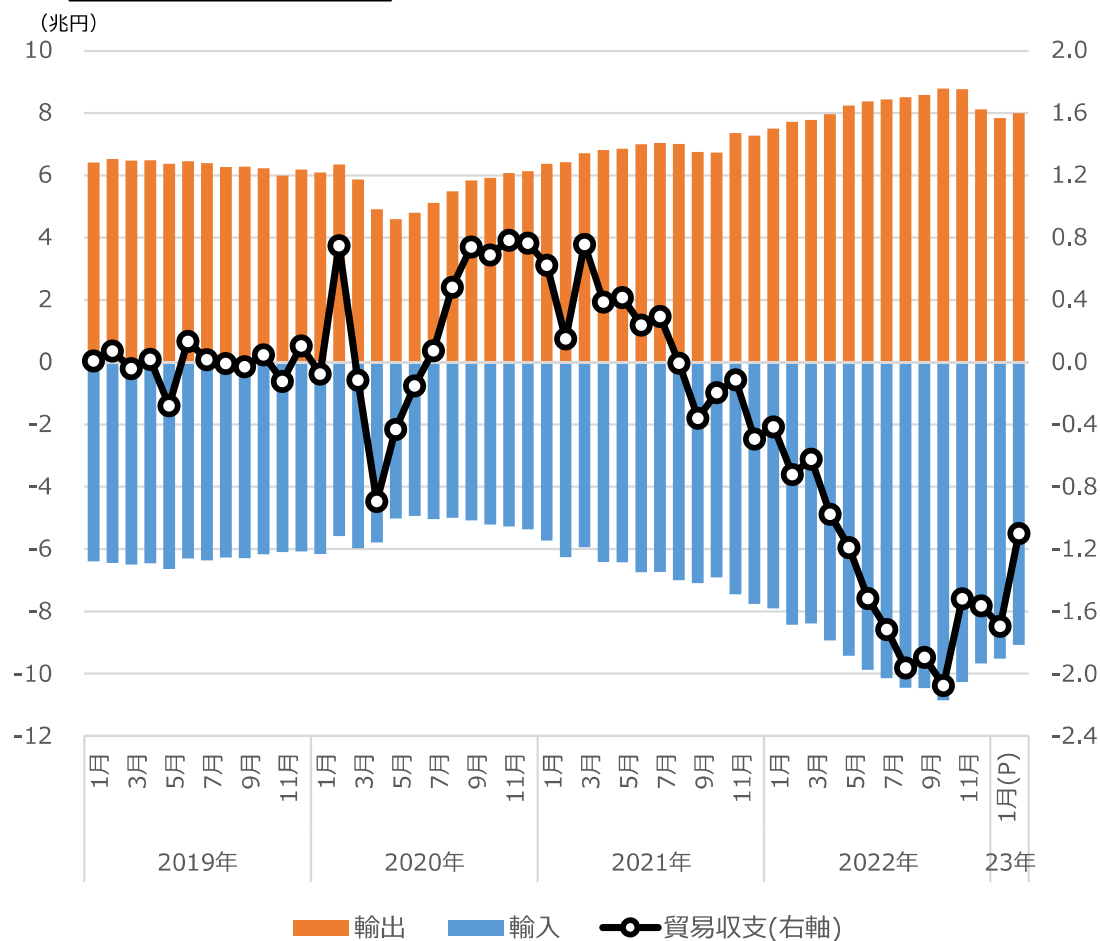
- 「為替相場でありますけれども、これは、様々な要因によりまして市場において決定されるということでありまして、変動の要因を一概に申し上げることはなかなか難しい、こう思います。」
- 「そこで、一般論になりますけれども、**為替相場の変動要因**といたしましては、
 - ・国際的な競争力、
 - ・国際収支、
 - ・内外の金利差などの金融政策に係る要因、
 - ・市場参加者のセンチメントや投機的な動き、
 - ・物価動向**等々の多数の要因、そういうものがあるということが指摘をされているところであります。」**

(出所) 2022年11月2日 衆議院財務金融委員会における鈴木財務大臣の答弁

貿易収支・経常収支

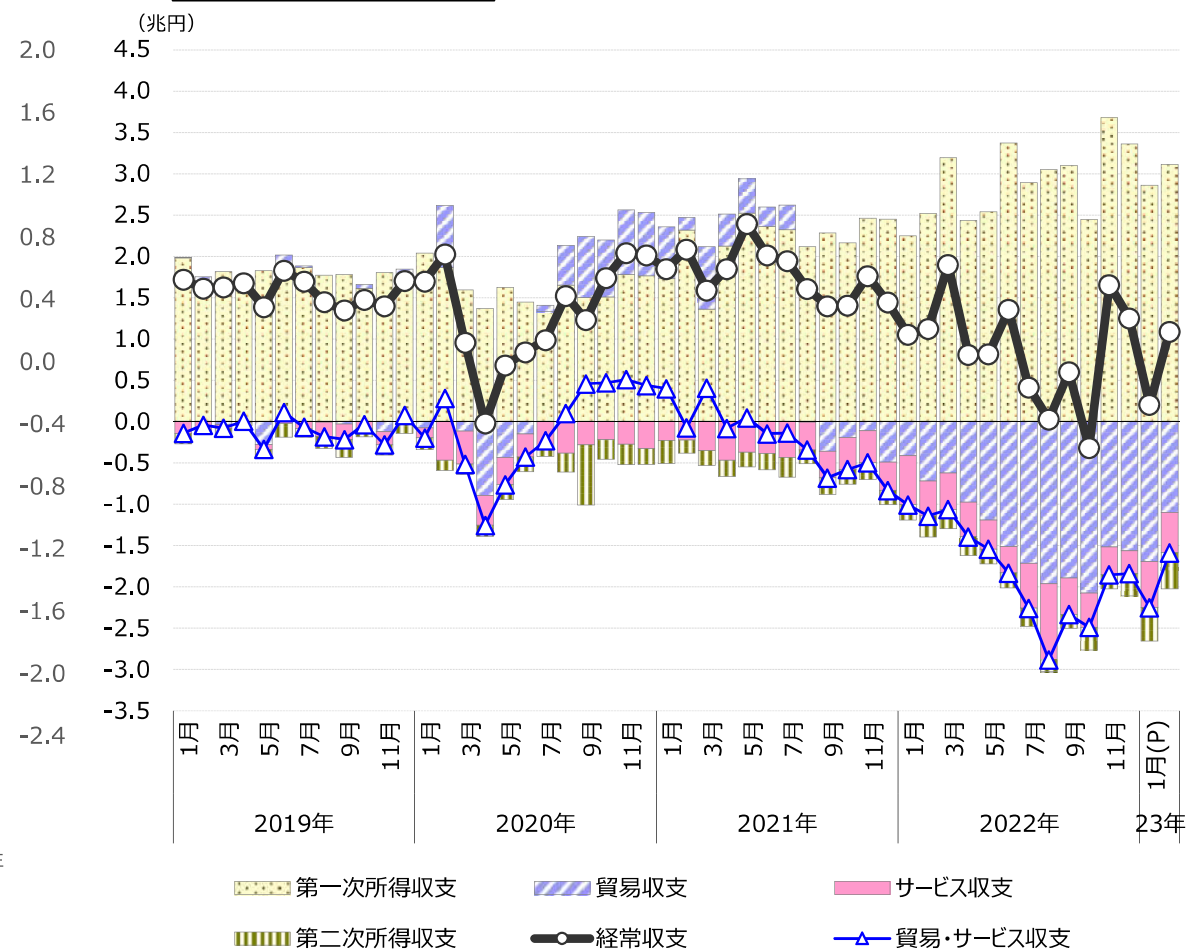
- 足下では原油高等による貿易収支が悪化しており、経常黒字は縮小傾向。少子高齢化の影響により家計貯蓄率が低下すれば、経常収支は更に悪化する可能性。
- 貿易収支・経常収支の悪化が継続した場合、円安要因となり得ることにも、留意が必要。

貿易収支の推移



(備考) 季節調整値。Pは速報値をあらわす。
(出所) 財務省「国際収支統計」

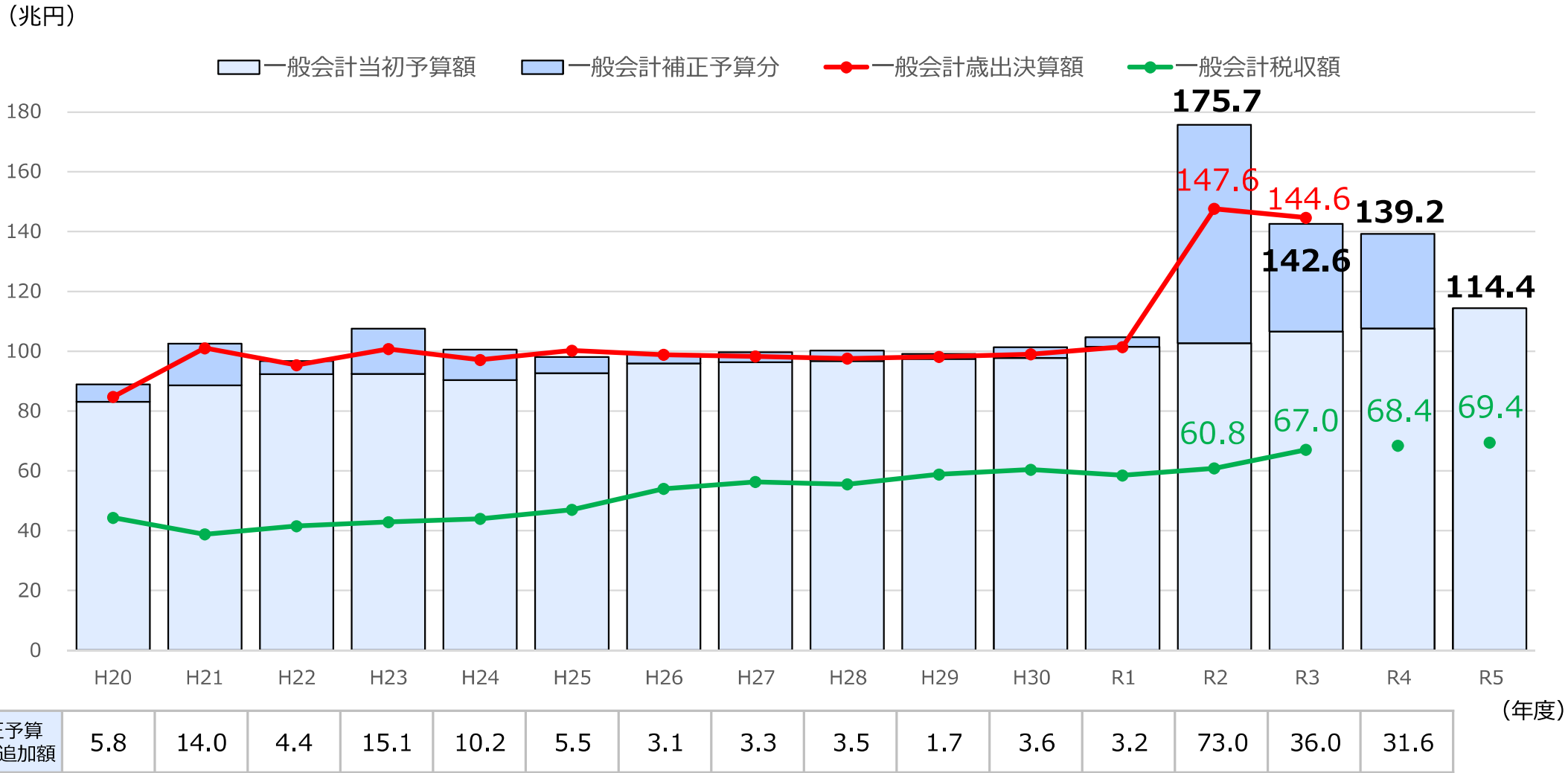
経常収支の推移



(備考) 季節調整値。Pは速報値をあらわす。
(出所) 財務省「国際収支統計」

一般会計歳出等の推移

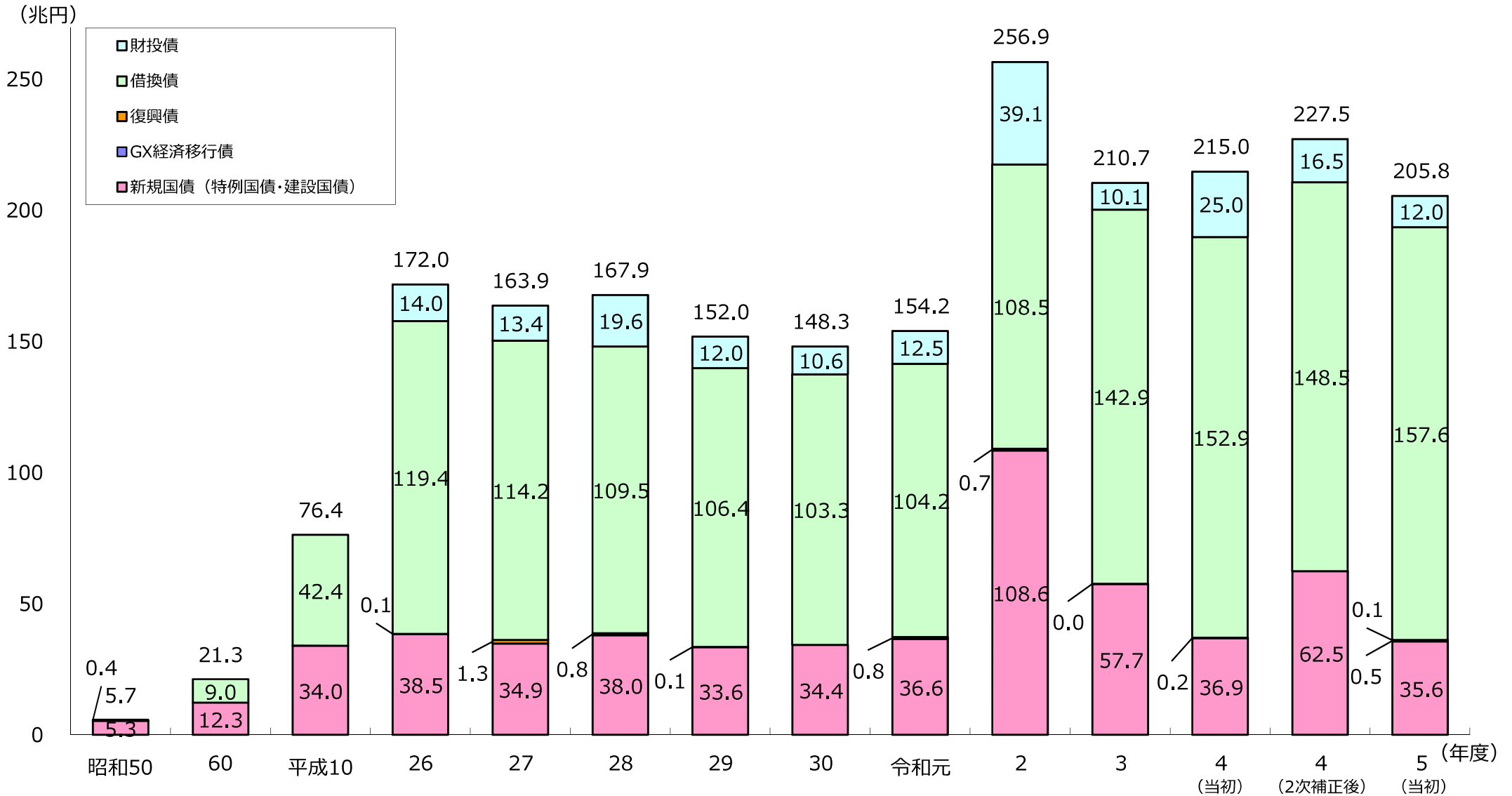
- 近年の国債発行額の増加は、コロナ対応以後の大規模な財政出動によるもの。
- 令和2年度以降の補正予算の規模は、従来と比べて突出した水準となっている。



(注1) 令和元年度、2年度予算の計数は臨時・特別の措置を含む。補正予算による追加額は、当初予算額と最終補正後予算額の差分。
 (注2) 東日本大震災からの復旧・復興については、平成23年度一般会計補正予算等に加えて、平成24年度以降は復興特会で経理。平成23年度から令和7年度までの復興財源フレームの事業規模は32.9兆円程度であり、その財源は、復興特別税や税外収入等により事業規模と見合うものとなる見込み。

国債発行総額の推移

○ 毎年度の国債発行額は、コロナ前までは150～170兆円程度だったが、コロナ対応後は200兆円超へと増加している。

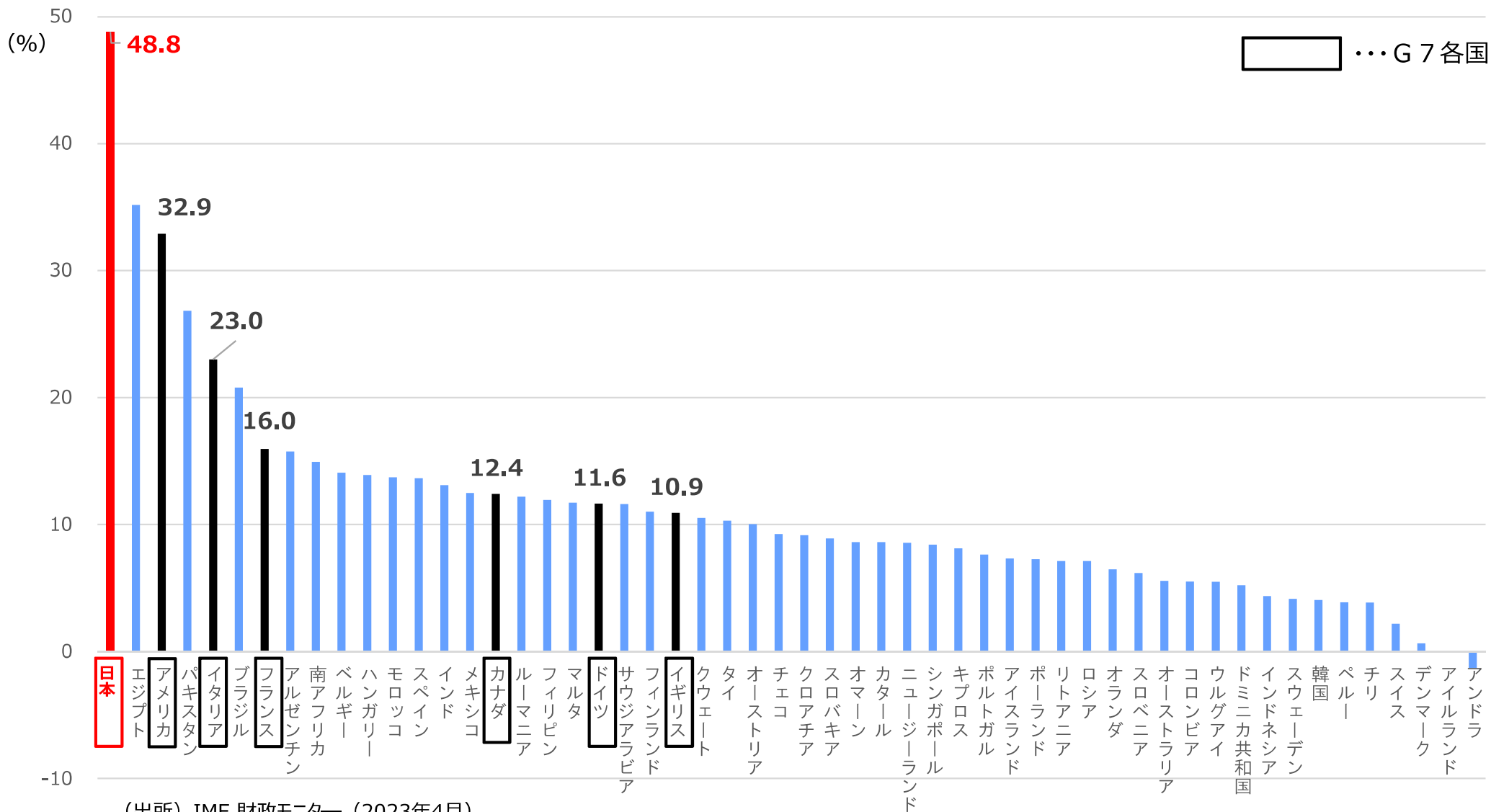


(注1) 令和3年度までは実績。

(注2) 計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

総資金需要（Gross Financing Need）対GDP比の国際比較

- 政府総資金需要（GFN）は、新規の国債発行額と満期到来額（≒要借換額）の合計を示す指標。
- IMF財政モニター（2023年4月）においては、2023年時点でのGFN対GDP比の国際比較が行われているが、日本のGFN対GDP比は50%近くとなっており、世界最大規模。



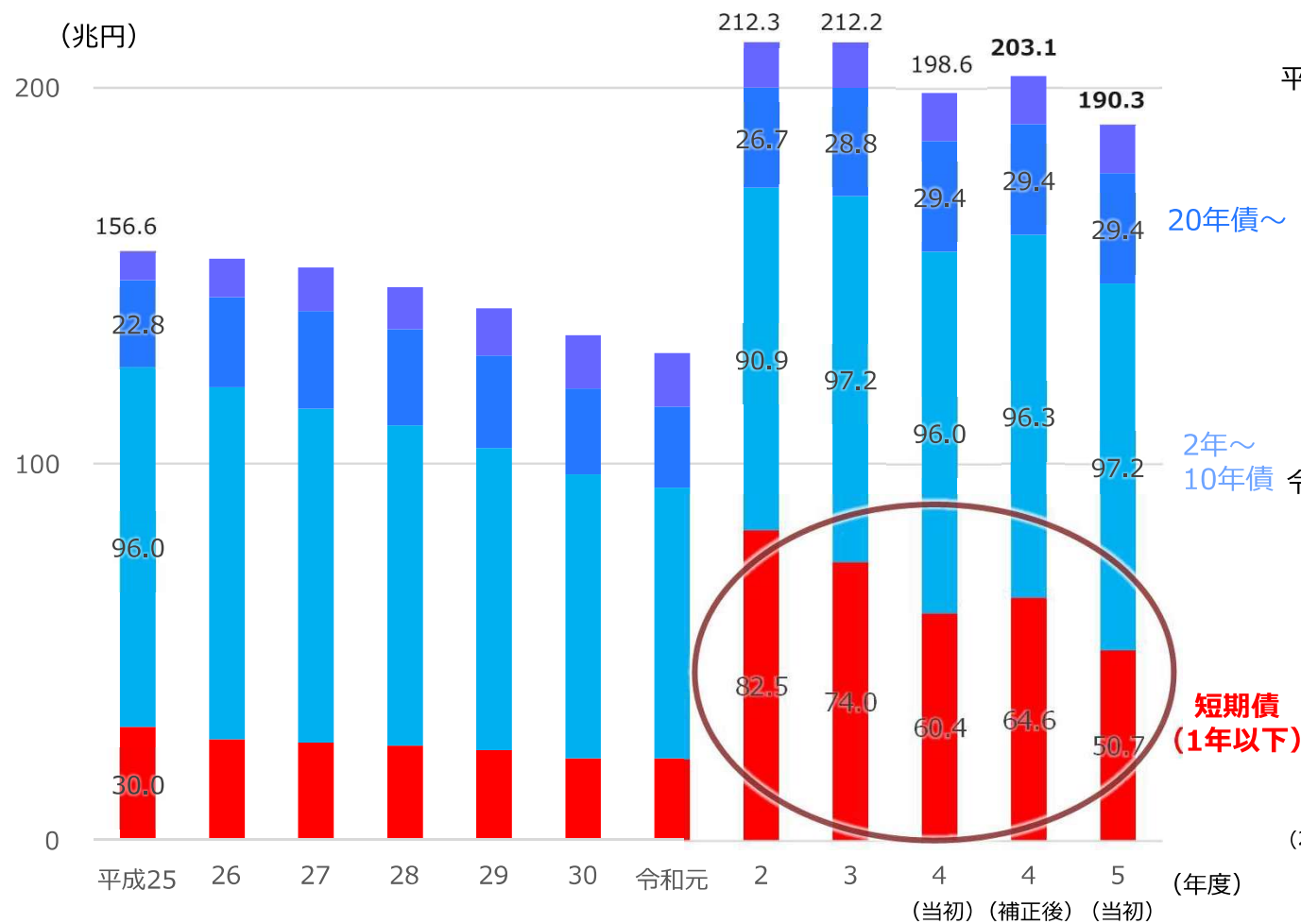
(出所) IMF 財政モニター (2023年4月)

(※ 1) 総資金需要 (GFN) が掲載されている54か国のデータをまとめたもの。

(※ 2) G 7 平均は28.4% (各国の名目GDP (平均市場為替レートで計算したドル建て) によって重みづけされた加重平均)。

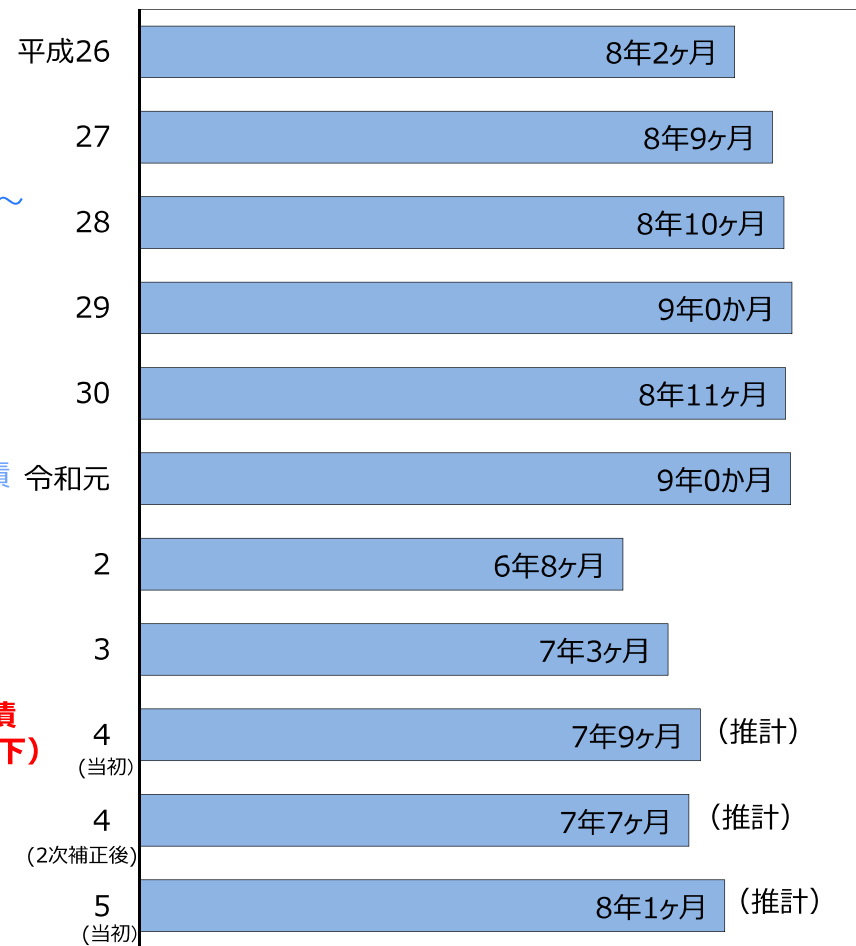
- コロナ対応以降、国債発行総額が急増する中で、特に短期債の発行額が大きく増えている。
- 今後金利が上昇した場合、高い金利の国債への借換えが急速に進んでいくおそれがあることに、留意が必要。

<カレンダーベース市中発行額>



<平均償還年限>

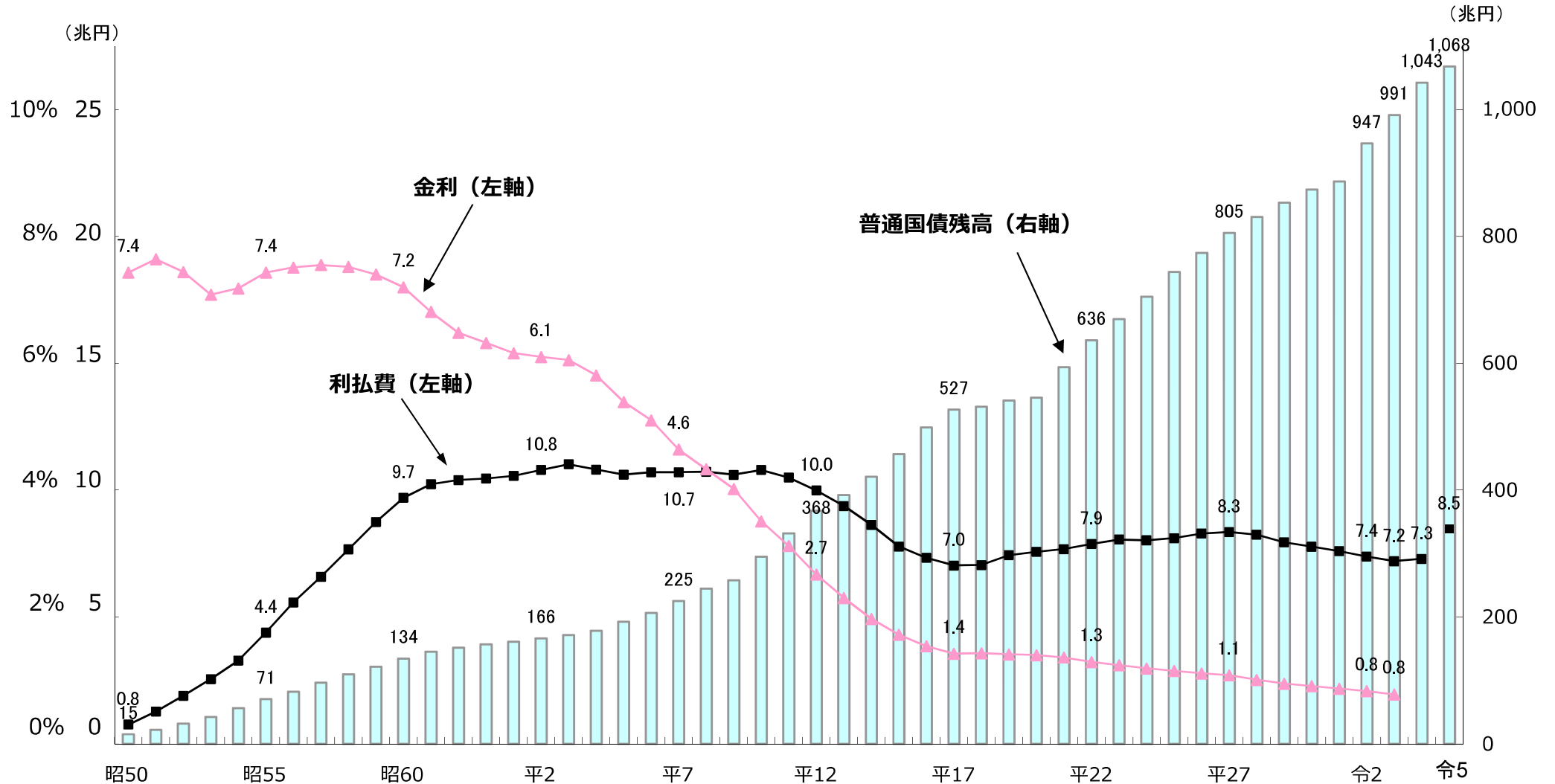
(カレンダーベース (フロー))



(注) 令和3年度までは最終補正ベース。

金利と利払費の推移

- 国債発行サイドから見ると、低金利での発行が続いたことで、利払費を抑制できている。
- ただし、債務残高が大きく積み上がっているため、今後仮に金利が上昇した場合の影響には留意が必要。



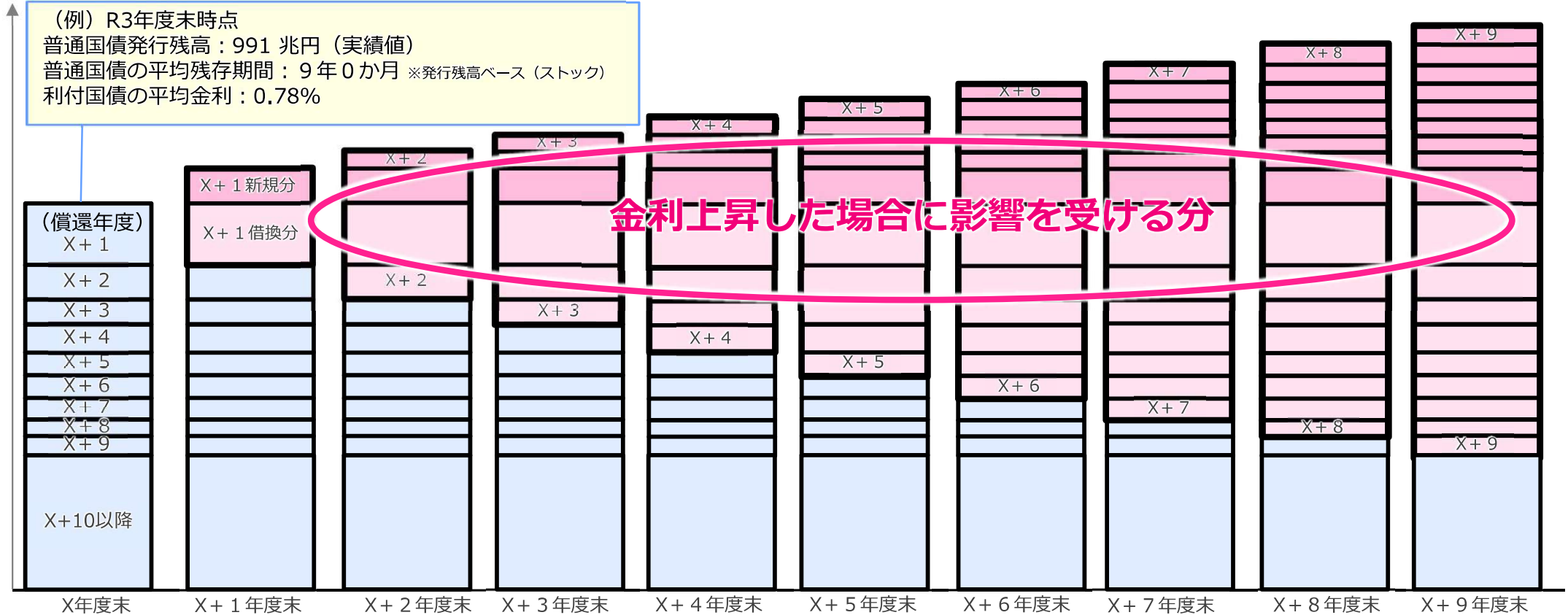
(注1) 利払費は、令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は予算による。

(注2) 金利は、普通国債の利率加重平均の値を使用。

(注3) 普通国債残高は各年度3月末現在高。ただし、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は予算に基づく見込み。

- 今後金利が上昇し、低い金利で発行された既発債が、高い金利に借り換えれば、利払いが増加することになる。
- たとえば、金利が1%上昇した場合、3年目には国債費が3.6兆円増加すると試算されている。
(その後の年度も、国債費はさらに増加していくことになる。)

普通国債発行残高



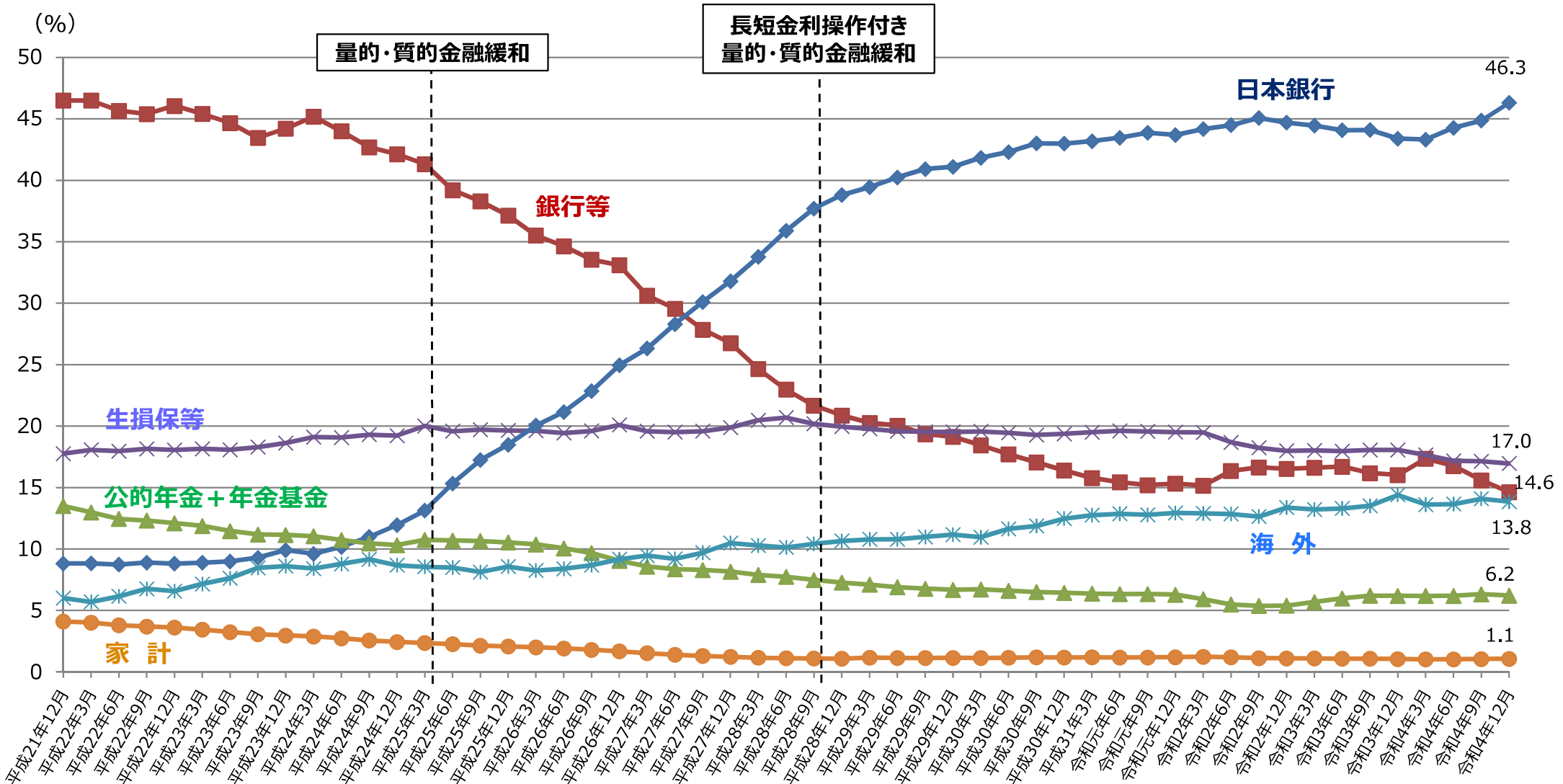
<令和6年度以降金利が上昇した場合の国債費への影響>

金利	令和6年度	令和7年度	令和8年度
+1%	+0.7兆円	+2.0兆円	+3.6兆円
+2%	+1.5兆円	+4.0兆円	+7.2兆円

(出所) 財務省「後年度影響試算」(令和5年1月)

国債の保有者別割合の推移

- 日本銀行の保有割合が高まる一方、銀行等の割合は減少している。
- こうした中、海外投資家の割合が着実に増加してきていることに、留意が必要。



(出所) 日本銀行「資金循環統計」

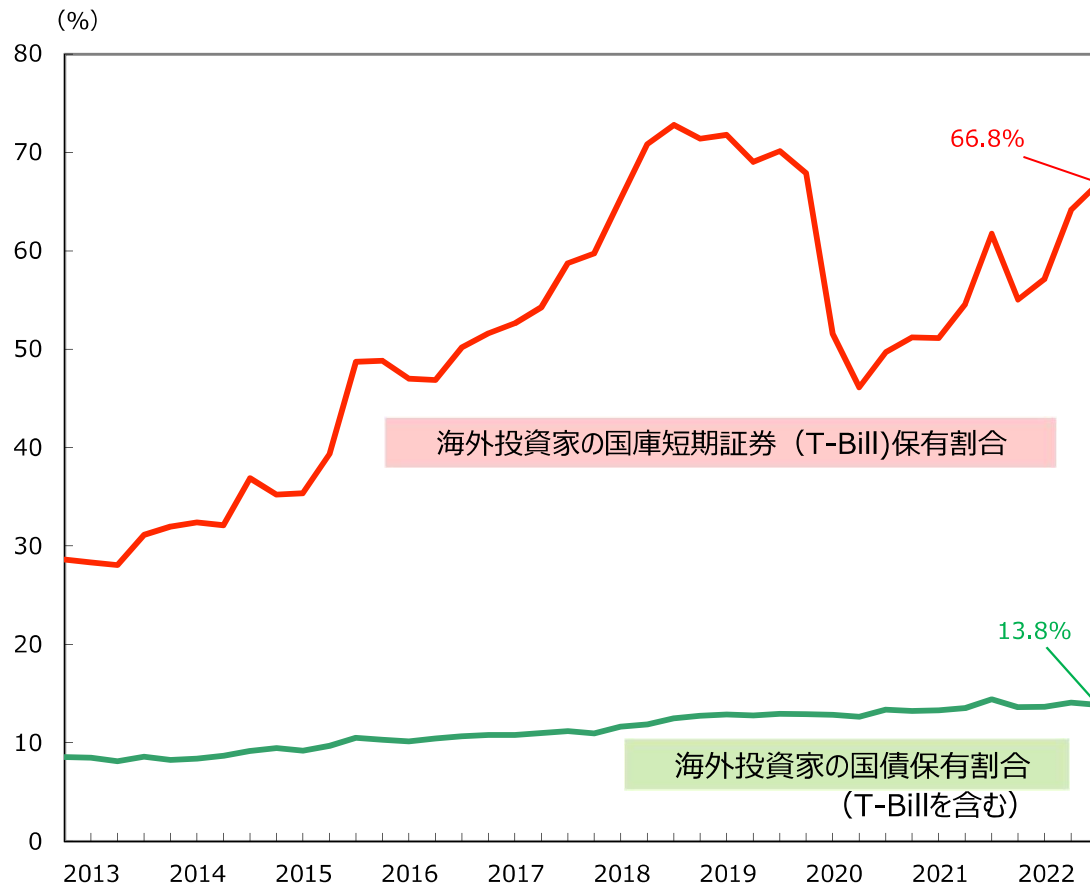
(注1) 「国債」は財投債やT-Billを含む。

(注2) 「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。

(注3) 「生損保等」は「かんぽ生命」を含む。

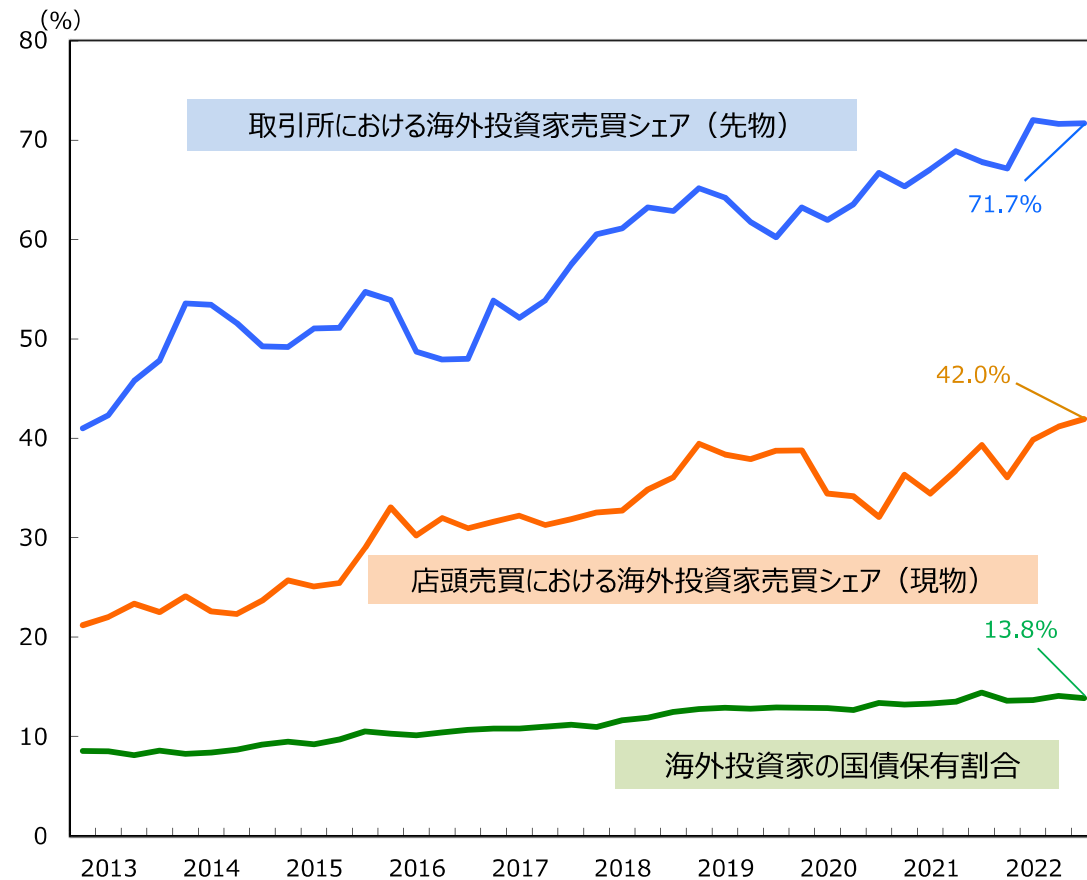
- 海外投資家の国債保有割合は増加してきており、特に短期債の保有割合が高くなっている。
- 海外投資家は売買を積極的に行う傾向にあり、国債流通市場でのプレゼンスはますます高まっている。

＜海外投資家の国債保有割合の推移＞



(出所) 日本銀行「資金循環統計」

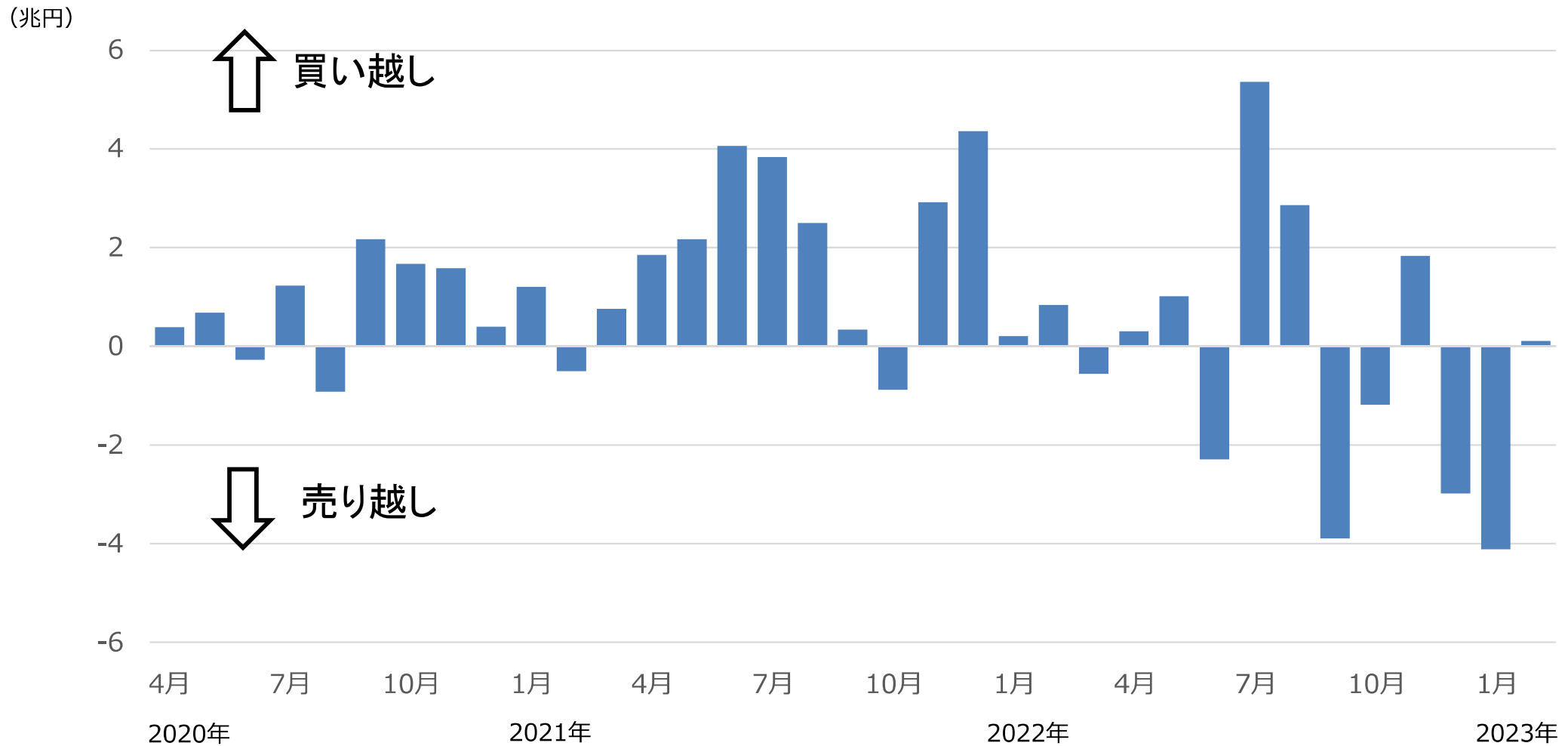
＜海外投資家の国債等保有割合、売買シェアの推移＞



(出所) 日本銀行、日本証券業協会、日本取引所グループ

- たとえば昨年9月や本年1月には、海外投資家による国債売買は大幅な売り越しとなった。
- 今後とも、海外投資家の動向が国債市場に影響を与える可能性があることに、留意が必要。

海外投資家の国債（除くT-Bill）売買状況



- 昨年秋の当審議会の建議でも確認しているとおり、「ワイズ・スペンディング」という言葉の下、単に特定分野の支出が拡大することとならないようにする必要。「アンワイズ」な支出を特定して見直すこととセットであるべき。
- 「規模ありき」ではなく、成果志向の支出を徹底し、成果を検証していくべき。

令和五年度予算の編成等に関する建議（令和4年11月 財政制度等審議会）（抜粋）

- 日本の財政支出対GDP比はOECD諸国の平均を大きく上回るペースで増加してきており、結果として財政赤字が継続し、1990年代初頭は200兆円台であった債務残高は1,000兆円を超えるに至っている。それにも関わらず、名目GDPはほぼ横ばいのままである。経済低迷と財政悪化が同時に進行していたということにほかならない。名目政府支出の乗数効果も、趨勢(すうせい)的に低下してきている。少なくとも、この間の**拡張的な財政運営は、持続的な成長にはつながっていない。**
- こうした経緯から見ても、単に財政支出を拡大することで経済成長を図ろうとしても、結果は望み難い。限られた財政資源を最適な形で配分するため、政策の優先順位付けとスクラップ・アンド・ビルドを通じて、**真に効果的な施策への絞込みを行うなど、メリハリのついた予算を作成し、成果を挙げられる支出に重点化していく必要がある。**
- **「ワイズ・スペンディング」とは、財政支出の中身を精査して、より付加価値を生み出すような支出に重点化していくことであり、「アンワイズ」な支出を特定して見直すこととセットでなければならないことも、改めて認識する必要がある。一方的に、特定分野の支出を「ワイズ」だとする議論は、単なる歳出拡大論と変わらない。**このように、「ワイズ・スペンディング」という言葉が、単に財政支出の規模を膨らませるための方便として使われかねないことには、留意が必要である。
- 大事なことは、歳出の中身を見直し、成果を出せるものとしていくことである。**「規模ありき」ではなく、「アウトカム・オリエンテッド・スペンディング（成果志向の支出）」を徹底し、成果を検証していくべきである。**

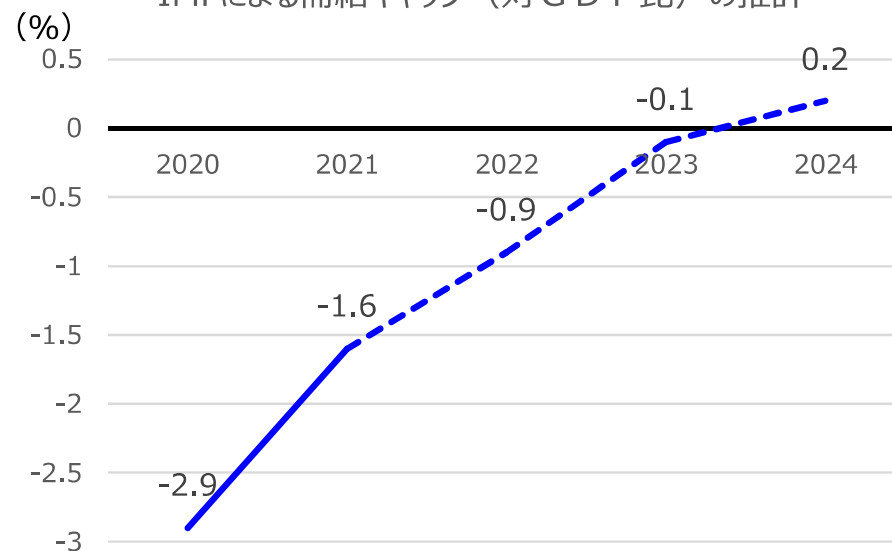
【財政政策（短期）】

- **2022年10月に採択された大規模な経済対策・財政パッケージは、より小さく、より効率が高い予算として設計されることが可能だった。**（中略）**債務残高対GDP比がすでに高い水準にある中で、2023年に需給ギャップが解消する**（※右下のグラフ参照）**と予測されることを考えると、経済刺激策の規模は大きすぎる。**
- 経済の回復が進み、インフレ率が上昇し、労働市場が引き締まり、需給ギャップが縮小する中、**財政政策による支援をより迅速に引き上げるべきである。**
- 民間需要が回復し、需給ギャップが縮小する中で、2023年に予測される財政支援による、経済刺激効果は極めて限定的で、財政の脆弱性を悪化させることになる。むしろ、**財政支援はインフレを助長することになり、これによってより強い金融引き締め政策が必要になり、財源調達コストが増大し、債務ダイナミクスが悪化する可能性がある。**
- **国家安全保障、GX、子ども関連政策など、特定の政策分野で財政支出の圧力が高まり続ける中、追加的な支出措置は低所得者を対象とし、歳入増加策と一致させて行うべきである。**

【財政政策（中長期）】

- **財政バッファを再構築し、中長期的な債務の持続可能性を確保するためには、財政再建が必要。**これは、基礎的財政（PB）赤字を削減し、債務残高対GDP比を明確な下降軌道に乗せるための**信頼できる中期的な財政フレームワークによって支えられるべきものである。**
- 歳出予算のシーリングは、補正予算の採択という確立された慣行を踏まえれば、実際に政府支出を制限するものとはなっていない。この慣行は、年次予算と中期的な財政目標との間のリンクを断ち切るものである。
（中略）**補正予算は予期せぬ大きなショックが発生した場合にのみ策定されるように、予算プロセスを改革すべきである。**

IMFによる需給ギャップ（対GDP比）の推計



- 直近では、格付会社は日本国債の格付けを維持しているが、日本銀行による大量の国債買入れや、それによる低金利環境が前提とされている。同時に、高齢化に伴う社会保障費の増大等の構造的な財政悪化要因が中長期的なリスクとされている。
- 現行の金融政策がいつまでも続くことを前提とせず、中長期の課題を先送りせずに取り組むなど、隙の無い財政運営に取り組む必要。

格付会社のレポート

S&P (2023/3/31)

- **人口の高齢化**と金利の上昇を背景に悪化する**非常に脆弱な財政状況**が、**格付けのマイナス要因**である。
- 国債利払費のさらなる増加が国防と人口の高齢化に関する歳出の増大と相まって、一般政府財政収支にさらに下方圧力をかけることとなるだろう。
- 巨額の政府債務にもかかわらず、**日銀による大量の国債購入により、日本政府の資金調達費用は低く抑えられている**。日銀は現在、市場に流通する国債の45%近くを保有している。

Fitch (2023/3/29)

- 政府は**2025年度 P B 黒字化目標**を引き続き掲げているが、**それを実現させる財政政策の概略を描くできていない**。
- **長期的には高齢化に伴う経費が上昇**するため、社会保障システムを分解点検 (overhaul) する**大きな改革を行わなければ**、もしくは(他の先進国と)比較して低水準の潜在成長率を高めなければ、**債務を管理することは難しくなるだろう**。

Moody's (2021/11/26)

- **日本銀行は引き続き国債買入によって多額の政府債務を吸収していくだろう**。
- 人口高齢化が公共支出と既に高水準の政府債務を押し上げる可能性がある中、今後の財政改革の詳細は依然として不透明である。
- (将来の格下げにつながる要因として) **非常に多額の債務を有利な金利でリファイナンスする政府の能力が大きく低下した場合、日本の信用プロフィールに下方圧力が加わる**。

- 企業格付けは、その企業が主に事業を展開する国の国債の格付けが概ね上限となる（「ソブリンシーリング」）との見方がある。国債が格下げとなり、それに応じて企業の格付けが低下すれば、企業の資金調達コストが高まり、国際競争力が低下しかねない。
- 国債は金融機関の外貨調達の担保にも使われており、格付けが低下すれば、担保として認められなくなる可能性もある。

- **国債格下げは邦銀自体の格下げにも直結し、さらに外貨調達ルートを下押しすることになる。**
- **企業格付けが国債格付けを上回らない「ソブリンシーリング」と呼ばれる仕組みがあるためだ。海外銀行からの信用度が下がり、ドル調達の上乗せ金利が求められる可能性がある。**

(2022年12月25日 日本経済新聞)

- みずほ銀行では12年から18年にかけてクロスレンシーレポ取引(※)の規模が5倍以上に増えた。
- **日本国債の格付けが「トリプルB」まで下がると、日本国債は一部の取引で担保として認められなくなり、ドルを調達できなくなる可能性がある。**

(※)日本国債を担保に外貨を調達する仕組み

(2022年12月25日 日本経済新聞)

——格下げ時の具体的な影響は。

邦銀も同時に格付けが下がるため、ドル調達に影響が出る。短期格付けが下がると平時でも調達コストが上がり、ショック時は調達できなくなる可能性がある。最悪の場合、邦銀が資金繰り倒産する可能性もある。これに備えたコンティンジェンシープラン（不測の事態への対応計画）は必要だ。

(三井住友FG太田純社長インタビュー 2023年1月31日 日本経済新聞)

主要格付け会社によるソブリン格付け一覧
(自国通貨建長期債務 (2023年5月9日現在))

	Moody's	S&P	Fitch
Aaa/AAA	アメリカ ドイツ カナダ	ドイツ カナダ	アメリカ ドイツ
Aa1/AA+		アメリカ	カナダ
Aa2/AA	フランス 韓国	イギリス フランス (↓) 韓国	
Aa3/AA-	イギリス (↓) アイルランド	アイルランド (↑)	韓国 アイルランド イギリス (↓) フランス
A1/A+	日本 中国	日本 中国	中国
A2/A		スペイン	日本
A3/A-			スペイン
Baa1/BBB+	スペイン	ポルトガル	ポルトガル
Baa2/BBB	ポルトガル	イタリア	イタリア
Baa3/BBB-	イタリア (↓)		
Ba1/BB+		ギリシャ (↑)	ギリシャ
Ba2/BB			
Ba3/BB-	ギリシャ (↑)		

(↑) は、アウトルックがpositiveとなっていることを示す。
(↓) は、アウトルックがnegativeとなっていることを示す。

主要国の財政規律

○ 主要国ではフローとストックそれぞれについて目標を設定。憲法など、法律よりも上位の規定に数値目標を設けている国もある。

	財政規律（フロー）	財政規律（ストック）
日本 	<閣議決定> ・プライマリーバランス（国・地方）を2025年度までに黒字化。	<閣議決定> ・同時に債務残高（国・地方）対GDP比の安定的な引き下げ。
米国 	<法律（パイアズユーゴー法）> ・新たな恒久的施策等の導入に際しては、それに見合う財源を確保することを義務付け。	<法律（合衆国法典）> ・連邦政府が負うことのできる債務の上限を法定化し、この上限額を超える国債の発行を禁止。
英国 	<予算責任憲章(下院が承認)> ・公的部門の財政収支対GDP比を2027年度までに▲3%以内に抑制。等	<予算責任憲章(下院が承認)> ・純債務残高対GDP比を2027年度までに減少。
EU 	条約→EU加盟国に適用 ・[予防的規律] 毎年の財政収支の均衡or構造的財政収支GDP▲0.5%以内。 ・[是正的規律] 毎年の財政収支GDP比▲3%以内。	・[是正的規律] 債務残高対GDP比60%以下。
ドイツ 	（EU間の条約に加え） <憲法（連邦基本法）> ・連邦・州政府は原則、財政収支均衡。連邦政府のみ、構造的財政収支対GDP比0.35%の基準までは公債発行が可能。 ・非常事態等において、この基準を超える公債発行が可能だが、償還計画と併せて連邦議会の議決が必要。	（EU間の条約）
フランス 	（EU間の条約に加え） <法律> ・構造的財政収支対GDP比を中期的に▲0.4%以内。 <安定化プログラム(EUへ提出)> ・2027年までに財政収支対GDP比を▲3%以内。	（EU間の条約に加え） <安定化プログラム(EUへ提出)> ・債務残高対GDP比を2027年まで継続的に減少。



イギリスの事例（トラス・ショックとその後の動き）

- 拡張的な財政政策を掲げて誕生したトラス内閣は、財源の裏付けがなく、独立財政機関による経済財政見通しも示さないままに「成長戦略」を公表したこと等が問題視され、昨年9月23日の公表直後から、金利急騰・ポンド急落など、市場が混乱した。
- トラス内閣は「成長戦略」の見直し策を相次ぎ公表したが、混乱はおさまらず、トラス首相の辞任にまで至った。スナク新内閣は、昨年11月17日、「成長戦略」の見直しと追加的な財政再建策を盛り込んだ新たな財政計画を公表した。

2022/9/23「成長戦略」の公表

(トラス内閣)

- エネルギー価格高騰対策（10月からの半年間だけで約600億ポンド）
- 所得税減税：基本税率1%引下げ、最高税率引下げ（45%→40%）（2023年4月～）
- 法人税率引上げ（19%→25%（2023年4月～））の撤回 等
- ⇒ 2022年度の国債発行計画を修正（1,315億ポンド→1,939億ポンド）
- 2023年度以降の見直しは公表せず

市場の混乱を受けた見直し策の公表

(トラス内閣) ※10/20トラス首相辞任表明→25辞任

- エネルギー価格高騰対策：2023年度以降の支援内容の見直し【10/17】
- 所得税減税：基本税率1%引下げの無期限延期【10/17】、最高税率引下げの取止め【10/3】
- 法人税率引上げの撤回の取止め【10/3】
- ⇒ 2023年度以降の見通しの早期公表【10/10】

11/17 新たな財政計画の公表

(スナク内閣)

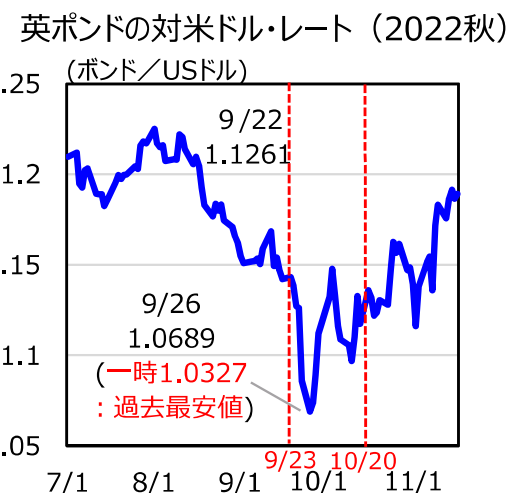
- 「成長戦略」の見直し
 - エネルギー価格高騰対策：2023年度分を縮小（低所得者に重点化）
 - 減税の撤回等（表明済み）
- 追加的な財政再建策
 - 歳入：石油・ガス企業へのエネルギー利益賦課金の引上げ
 - 歳出：2025年度以降、実質ベースで年1%の増額に抑制 等

※財政責任庁（OBR）**経済財政見通し**：2025年度以降、財政赤字対GDP比は3%以内に縮小する見込み
2026年度以降、純債務残高対GDP比は減少する見込み

2023/3/15 2023年春季予算の公表

(スナク内閣)

- ハント財務大臣は、長期的・持続的な経済成長の達成を目指す「成長に向けた予算」（budget for growth）を発表
- 財政責任庁（OBR）によれば、2022年11月の**経済財政見通し（財政赤字対GDP比・純債務残高対GDP比）**は引き続き達成見込み



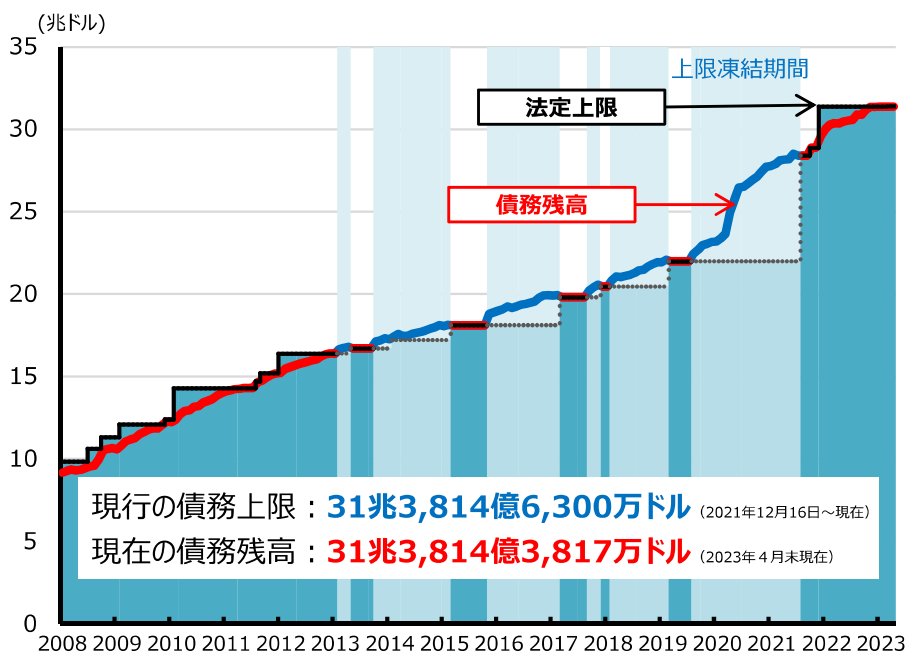


- 本年1月19日、米国の連邦政府の債務残高が法定上限に到達。債務上限の引上げを巡り、与野党間の協議が継続。
- 本年3月9日、バイデン大統領（与党民主党）が予算教書を提出。今後10年で財政赤字を削減するしつつ、2024年度は歳出総額・財政赤字ともに拡大する内容であり、野党共和党は批判。予算教書に沿った歳出予算法成立の可能性は低いと見られる。

債務上限とは

- 米国では**連邦政府の債務残高の上限が法定**。
- 債務残高が上限に達した場合、債務上限の**引上げ又は凍結**が行われない限り、米財務省は借換債を除き、短期、中期、長期全ての国債を新規に発行できない。

連邦政府債務残高と法定上限の推移



(出所) 米国財務省「Monthly Statement of the Public Debt」

(注) 債務残高は、各月末の残高。

債務上限問題・2024年度予算編成を巡る主な動き（2023年）

- 1月19日 **連邦政府債務が法定上限に到達**したことを受け、「**特別措置**」※により**債務不履行（デフォルト）を回避**。
※ 公務員退職・障害基金（CSRDF）への追加投資の停止や償還、及び郵政公社退職者医療給付基金（PSRHBF）への追加投資の停止など。
- 2月15日 米国議会予算局（CBO）は、**このまま対応がない場合、7月から9月に支払い資金が枯渇し、連邦政府は債務不履行となるとの試算**を発表。
- 3月 9日 **バイデン大統領は、2024年度予算教書を公表**※。今後10年で財政赤字を3兆ドル削減できるとしつつ、2024年度の財政赤字は前年度比18%増、歳出総額は前年度比8%増を見込む。
※ 米国では、予算は歳出予算法として議会が作成。大統領予算教書はあくまで政権としての「提案」であり、議会に対する拘束力はない。
- 5月 1日 イエレン財務長官は、議会が債務上限の引上げか上限の適用を停止しなければ、**6月1日にも債務不履行に陥るおそれがあるとの見通し**を示す。
- 5月 9日 以降 バイデン大統領は、**野党共和党下院議長らと債務上限問題について複数回協議**。

(いずれも現地時間)

注：日本時間5月26日までの各種報道ベース

- 今回の予算教書では、家庭の負担を減らし、経済と未来に投資し、弱い立場にある米国人を保護しながら、富裕層や大企業に対する課税強化等により、今後10年間で財政赤字を3兆ドル（約400兆円）近く削減し、財政の見通しを改善することを提案。

※ 米国では、予算は歳出予算法として議会が作成。大統領予算教書はあくまで政権としての「提案」であり、議会に対する拘束力はない。

バイデン大統領のメッセージ (抄)

- 今こそ、米国の未来への新たな投資により、これまでの野心的な発展を土台に、仕事を終わらせる時である (it is time to finish the job)。**私の2024年予算は、誰も置き去りにすることなく、財政的に責任ある方法で米国を再建するためのブルーカラーの青写真である。**
- 重要なことは、私の予算は、**今後10年間で赤字を3兆ドル近く削減**しながら、これらすべてを実現するという。我々の未来へのこれらの投資は、**富裕層や大企業に公平な負担を求めることで十分に賄うことができる。**

予算教書における主な要求事項

- 家庭の生活コスト削減
- メディケアと社会保障の保護と強化
- ボトムアップとミドルアウトからの経済成長を目指した投資
- クリーンエネルギー促進、家庭のエネルギー料金の削減
- アメリカの安全を守り、世界の課題に立ち向かう
- 富裕層と大企業に公平な負担をさせ、大手製薬会社、大手石油会社、特別な利害関係者への無駄な支出を削減することにより、今後10年間で赤字を3兆ドル近く削減する

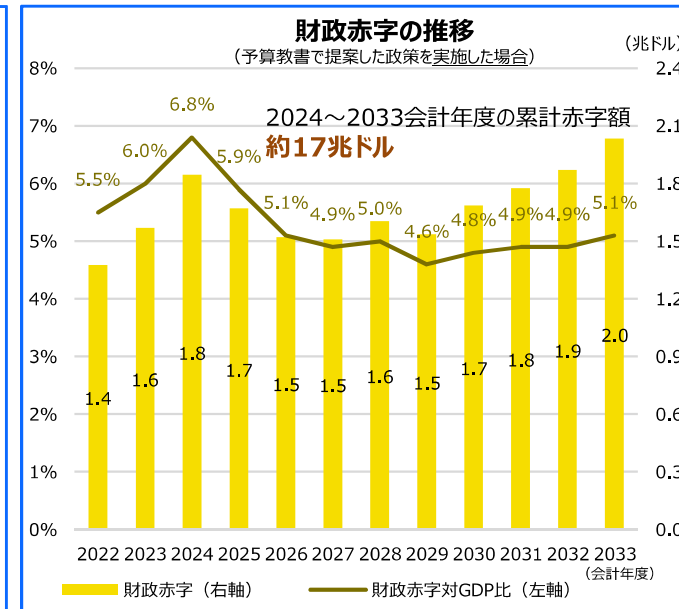
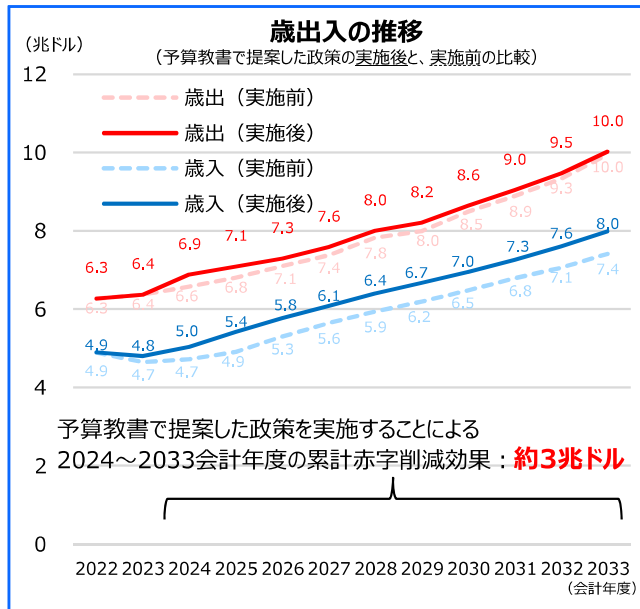
(出所) ホワイトハウスのウェブサイト等

主な税制改正案

- 超富裕層（資産1億ドル（142億円）超）に対する**25%**の最低課税
- 個人所得課税の最高税率引上げ (**37%→39.6%**)
- 法人税率の引上げ (**21%→28%**)
- 自社株買い課税の税率引上げ (**1%→4%**)

(出所) 米国財務省のウェブサイト (2023年3月)

	歳出全体 (対GDP比)	歳入全体 (対GDP比)	財政収支 (対GDP比)	債務残高 対GDP比 ※民間保有分
2022会計年度 (実績) (2021.10-2022.9)	6.3兆ドル (25.1%)	4.9兆ドル (19.6%)	▲1.4兆ドル (▲5.5%)	97.0%
2023会計年度 (見込み) (2022.10-2023.9)	6.4兆ドル (24.2%)	4.8兆ドル (18.2%)	▲1.6兆ドル (▲6.0%)	98.4%
2024会計年度 (提案) (2023.10-2024.9)	6.9兆ドル (25.3%)	5.0兆ドル (18.5%)	▲1.8兆ドル (▲6.8%)	102.0%



(出所) 「2024会計年度大統領予算教書」(2023年3月)

(注) 米国の会計年度は、前年10月から当年9月まで (2024会計年度は、2023年10月から2024年9月まで)。



- EUでは、ルールの簡素化、各国の事情に応じた債務削減などの観点から、財政ルールについて見直しの議論が継続。
- 2023年3月、既存の数値目標は維持しつつ、それを実現するための経路について、加盟国の裁量を広げ、実行力を強化する方向性について合意。2023年内の取りまとめを目指して引き続き協議。新ルールの適用時期については現時点で未定。

現行ルール

- 予防的規律：財政収支均衡 or 構造的財政収支▲0.5%以上
- 是正的規律：**財政収支▲3%以内 or 債務残高60%以下**
⇒逸脱が認められた場合、制裁措置（無利子預託金等）（※）
ただし、以下の場合は適用されない。

維持

- ① **債務残高の超過分を毎年5%ずつ削減**
- ② 超過が例外的かつ一時的

変更

(※)

- ・ コロナやウクライナ侵攻などの影響を受けて、2020年3月から制裁措置の適用を一時的に停止。
- ・ 停止期間は2023年末までとされているが、財政ルール変更の作業に伴い、さらに延長されるとの見方もある。

- 一律の債務残高削減ルールをやめて、**各国が個別に欧州委と削減経路を協議する方式に変更。**
- 欧州委の「債務持続性分析」に基づいて、4—7年の期間で債務を減らすという形で交渉していく見込み。
- 構造改革、成長のための投資を約束するか、EUが優先課題として掲げる環境・デジタルなどの問題に対応する場合は、この期間を延ばすことも可。
- 各国がコントロールできない経済ショックが起きた際は、他国の承認を条件に債務削減の取り組みを一時停止することも可。

(※)以下の論点については引き続き協議し、年内の取り纏めを目指す。

- ・ 欧州委の「債務持続性分析」の客観的な測定方法。
- ・ 各国共通で債務削減の数値的な指標を適用するか、適用するならどのような指標にするべきか。 等

(参考) 3月の合意に至る過程での各国の反応

【2023/2/14 ドイツ リントナー財務相】

・ 新型コロナウイルス経済対策で債務が増えた国は持続可能な安定した財政を再び確立すべき。・ 各国が自由に（債務削減計画を）決めることはできない。

【2023/2/13 オランダ カーフ財務相】

・ 指標は明確で、透明性があるものでなければならない。各国が理由なしに（規定を）外れたり超えたりした場合に備えて、監視する必要がある。



ドイツの動き（債務ブレーキの復活）

- ドイツ連邦政府は、連邦基本法（憲法に相当）の規定に基づき、構造的財政収支対GDP比▲0.35%の基準までしか公債を発行できない。（当該ルールは「債務ブレーキ」と呼ばれる。）
- 2020～2022年度はコロナ対応等のため債務ブレーキが適用停止（※）されていたが、2023年度から債務ブレーキが復活。
※連邦基本法上、非常事態等の場合に限り、連邦議会の議決を経て適用停止できるが、その際は、発行した公債の償還計画が必要。

ドイツ連邦政府の財政状況 (百万ユーロ)

年度	連邦予算歳出	連邦予算歳入	連邦予算収支	公債発行額	債務ブレーキ	長期債務残高
2017	325,380	330,401	5,021	0	適用	1,262,781
2018	336,710	347,586	10,876	0		1,234,668
2019	343,186	356,492	13,306	0		1,229,790
2020	441,798	311,085	▲130,713	130,464	停止	1,309,664
2021	556,617	341,017	▲215,600	215,379		1,427,864
2022	480,688	364,653	▲116,034	115,442		1,541,058
2023	476,291	389,921	▲86,370	45,610	適用	-

【コロナ対応】

- 2020年に7年ぶりに新規公債発行。連邦基本法の規定に基づき2058年までの償還計画を公表。

【エネルギー価格・物価高騰対策】

- コロナ対応の為に設立された経済安定化基金（WSF）の目的を拡大し、エネルギー価格高騰に対応。2024年まで使用可能。
- 2,000億ユーロの公債発行。2031年から毎年1/31ずつ償還予定。

【防衛】

- 連邦基本法を改正し、債務ブレーキの適用除外とする形で、2022年に1,000億ユーロ規模の「連邦軍特別資金」を設立。
- 発行した公債は遅くとも2031年1月1日以降合理的な期間内に償還する。

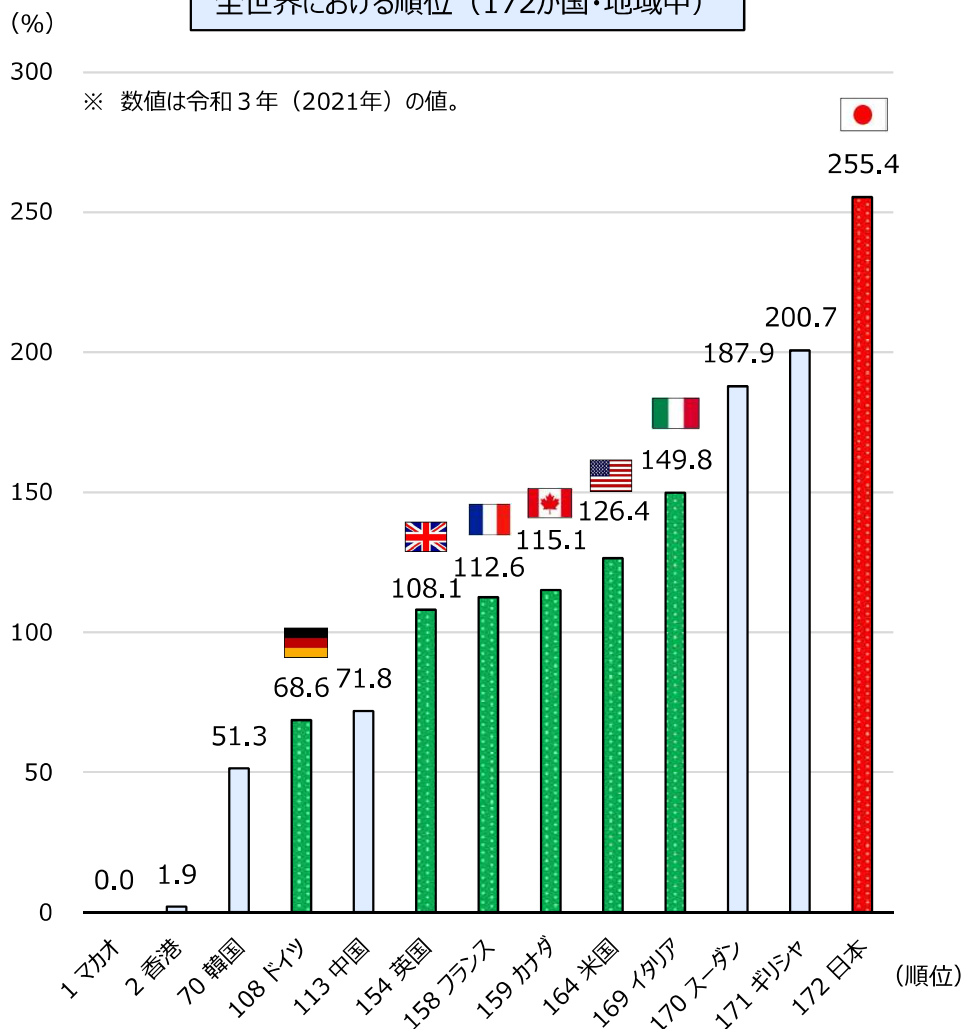
※2021年度までは決算ベース、2022年度は暫定決算ベース、2023年度は予算ベース。

(出所) ドイツ連邦財務省、ドイツ連邦銀行 等

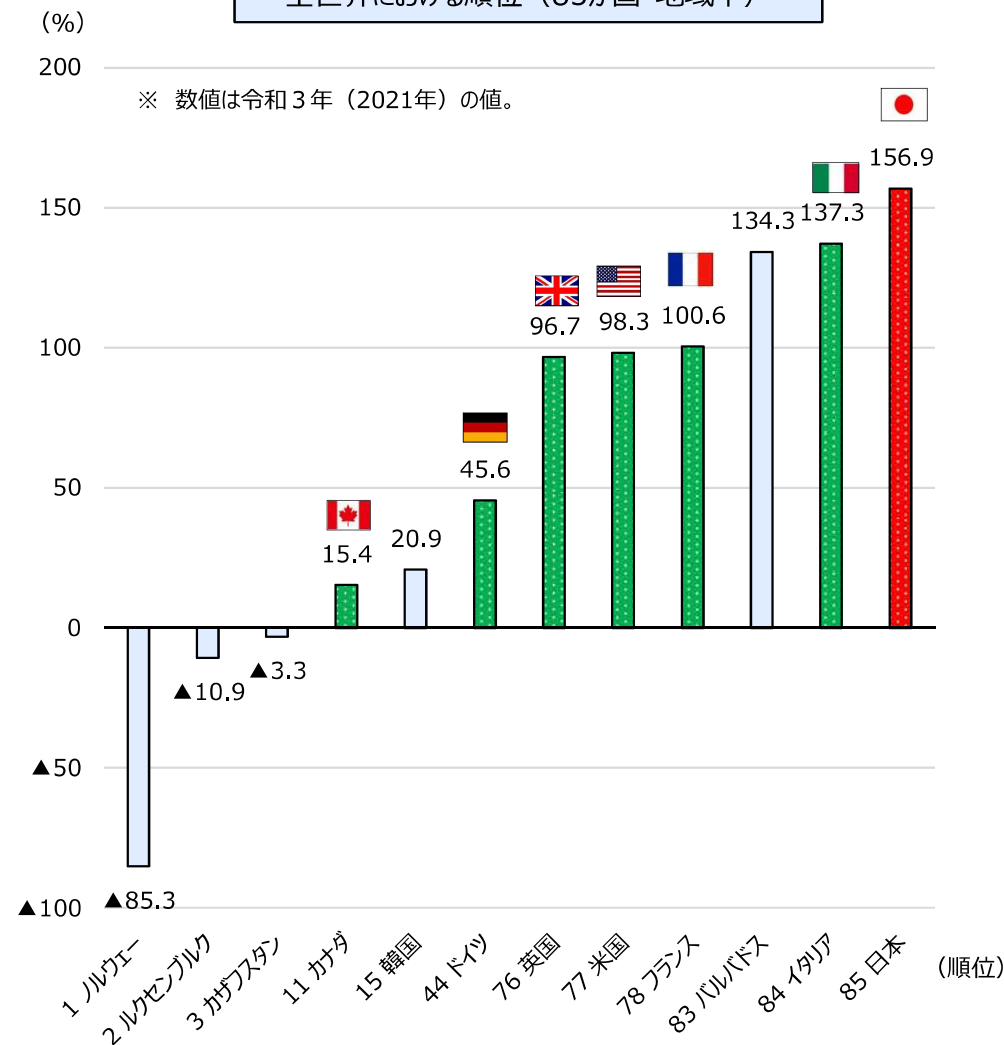
債務残高・純債務残高の国際比較（対GDP比）

- 日本の債務残高（対GDP比）は、G7諸国のみならず、その他の諸外国と比べても最悪の水準。
- 政府が保有する金融資産を差し引いた純債務残高（対GDP比）で見ても、諸外国と比べて最悪の水準。

債務残高の国際比較（対GDP比）
全世界における順位（172か国・地域中）



純債務残高の国際比較（対GDP比）
全世界における順位（85か国・地域中）

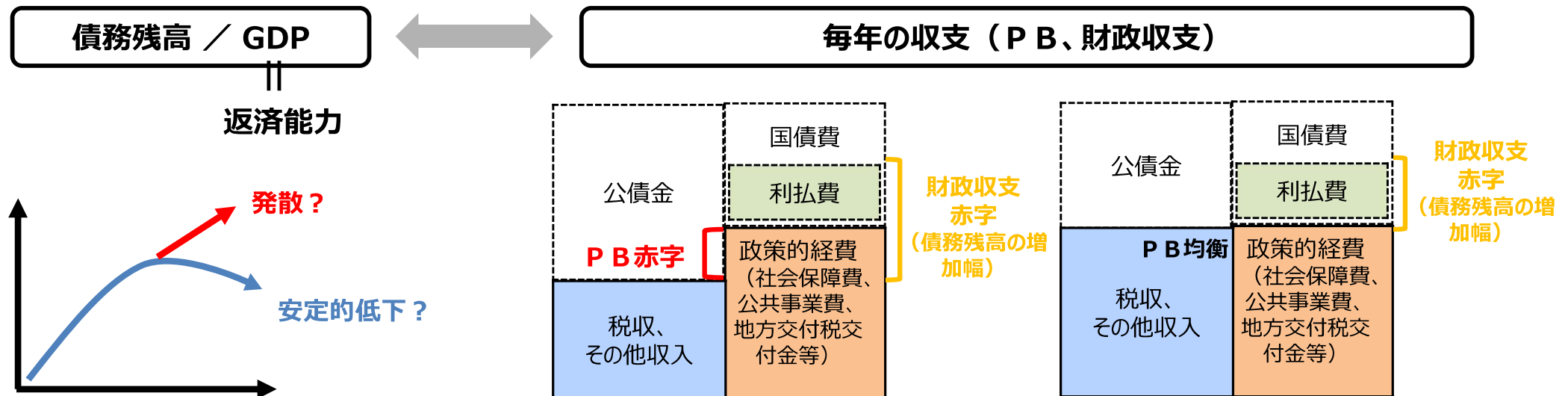


(出所) IMF “World Economic Outlook” (2023年4月) により作成。数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。

財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。 経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかりと立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、**状況に応じ必要な検証を行っていく。**

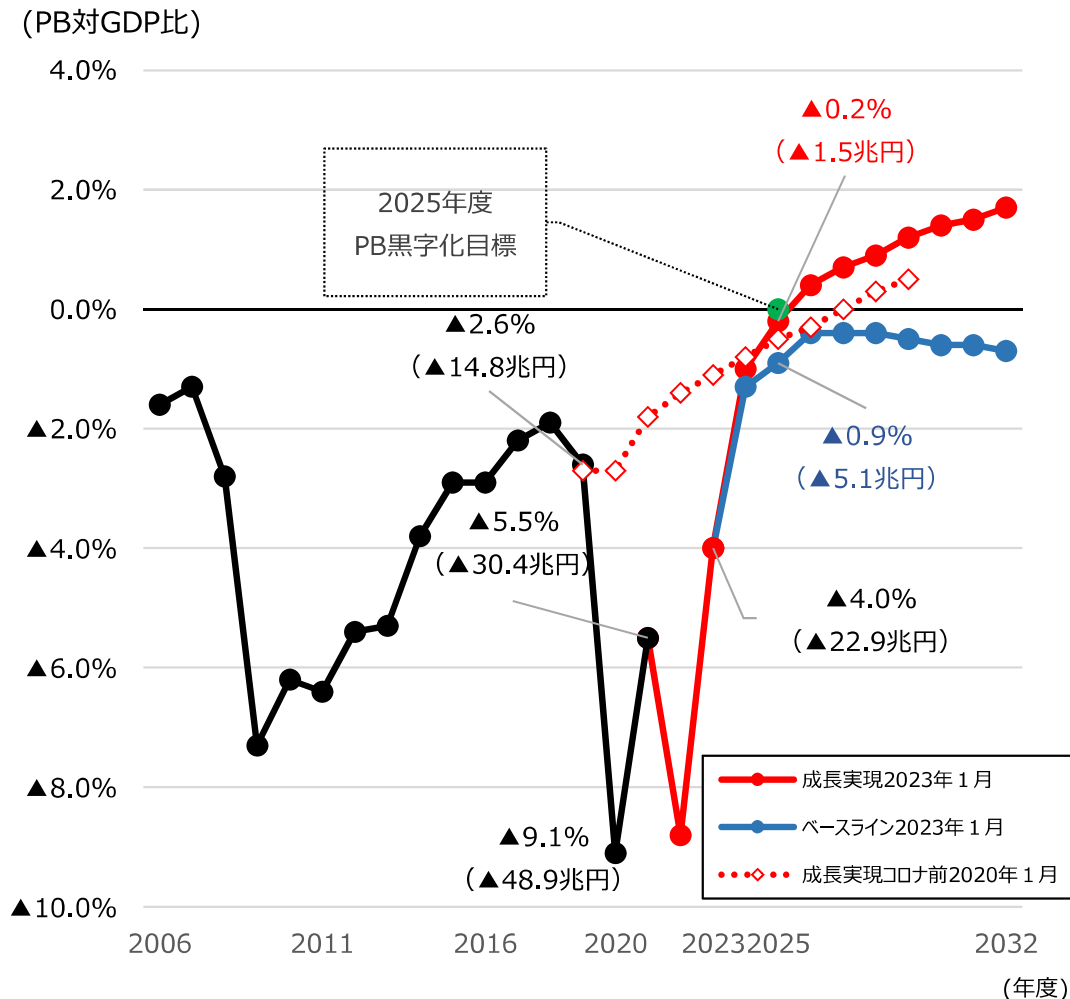
参考（骨太2021）

骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（**2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す**）を堅持する。

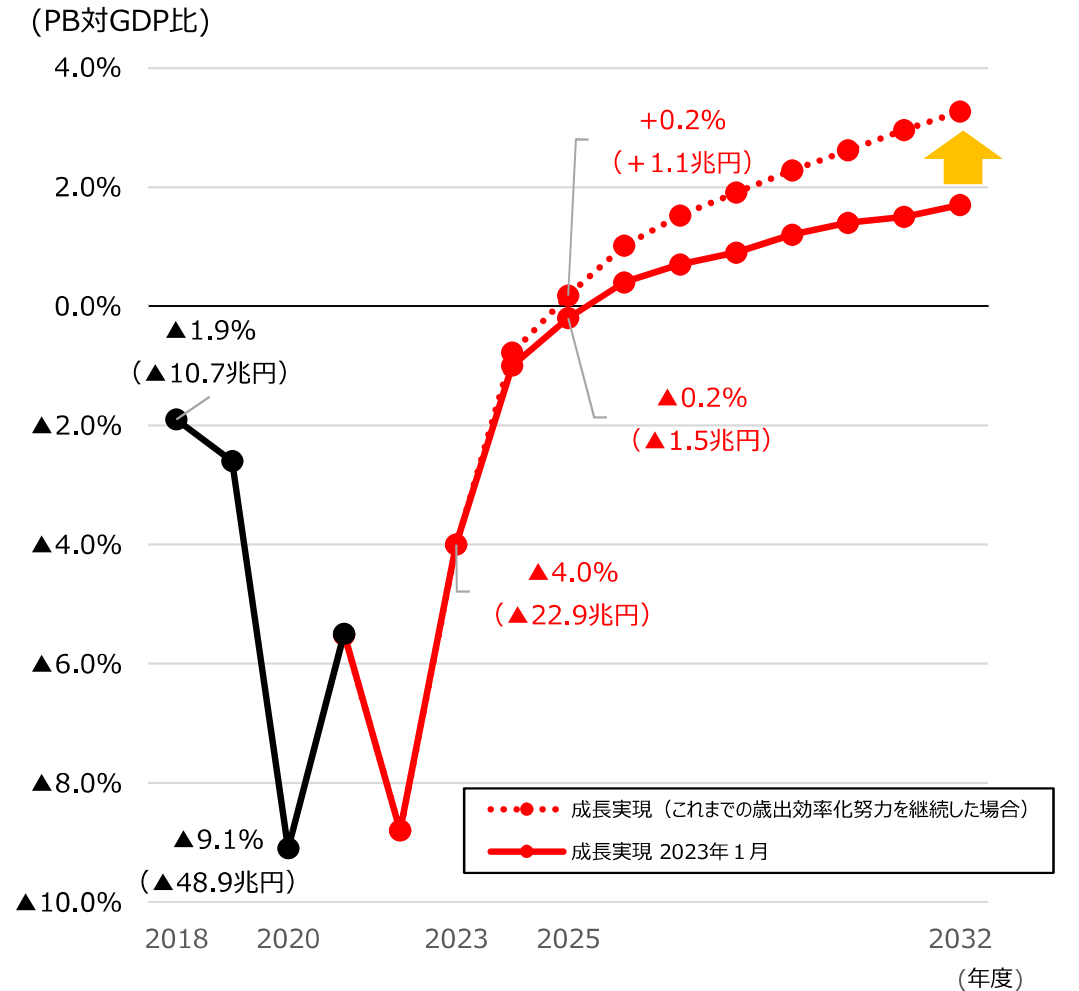


○ 累次の経済対策の効果等を通じて民需が拡大していくことで、歳出増分が剥落すること等により、2024年度にコロナ前の水準を回復。成長実現ケースにおいて、これまでと同様の歳出効率化努力を継続した場合には、2025年度のP B黒字化が視野に入る。

<2020年1月試算（コロナ前）との比較>



<これまでの歳出効率化努力を継続した場合との比較>



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2020年1月、2023年1月)

(注) 「歳出効率化努力を継続した場合」に関しては、2023年1月の中長期試算 (p.3) の以下の記載に基づき算出。

「歳出効率化努力とそれによる経済への影響を加味した場合のP B改善効果については、経済財政諮問会議 (2018年5月28日) 有識者議員提出資料及び経済財政諮問会議 (2021年7月21日) 内閣府提出資料を踏まえれば、成長実現ケースにおいて、1年あたり1.3兆円と想定される。これを基に機械的に計算すると、同ケースにおいて、これまでと同様の歳出効率化努力を継続した場合、P B黒字化は2025年度と1年程度の前倒しが視野に入る。」

- 財政支出・国債発行を歯止めなく拡大していけば、金利上昇や円安等を招くおそれ。信用の「質」を維持し、国債や通貨の価値を毀損させないことが重要であり、そのためには、信用の「量」についても適切にコントロールすることが必要。
- 過度に拡張的な経済財政運営により、国債価格の下落（金利の急騰）、通貨価値の下落、インフレの進行などに至れば、国民生活・経済活動に影響するおそれ。ひとたびインフレに勢いがつけば制御することは困難であり、そうってから財政スタンスを急に引き締めることも非現実的。危機的状況を作り出さないためにも、適切な経済財政運営が重要。

財政支出・国債発行の歯止めのない拡大

- ✓ 各国が金利を上げる中で、一国が上昇を抑制し続ければ、「内外金利差」は拡大。
- ✓ 英国では、拡張的な財政支出策の発表により、金利上昇と通貨下落が同時に進行。

通貨価値下落

- ✓ 通貨価値の下落は、輸入価格の上昇を通じて、インフレの要因となる。

国債価格下落
金利上昇

信用の低下

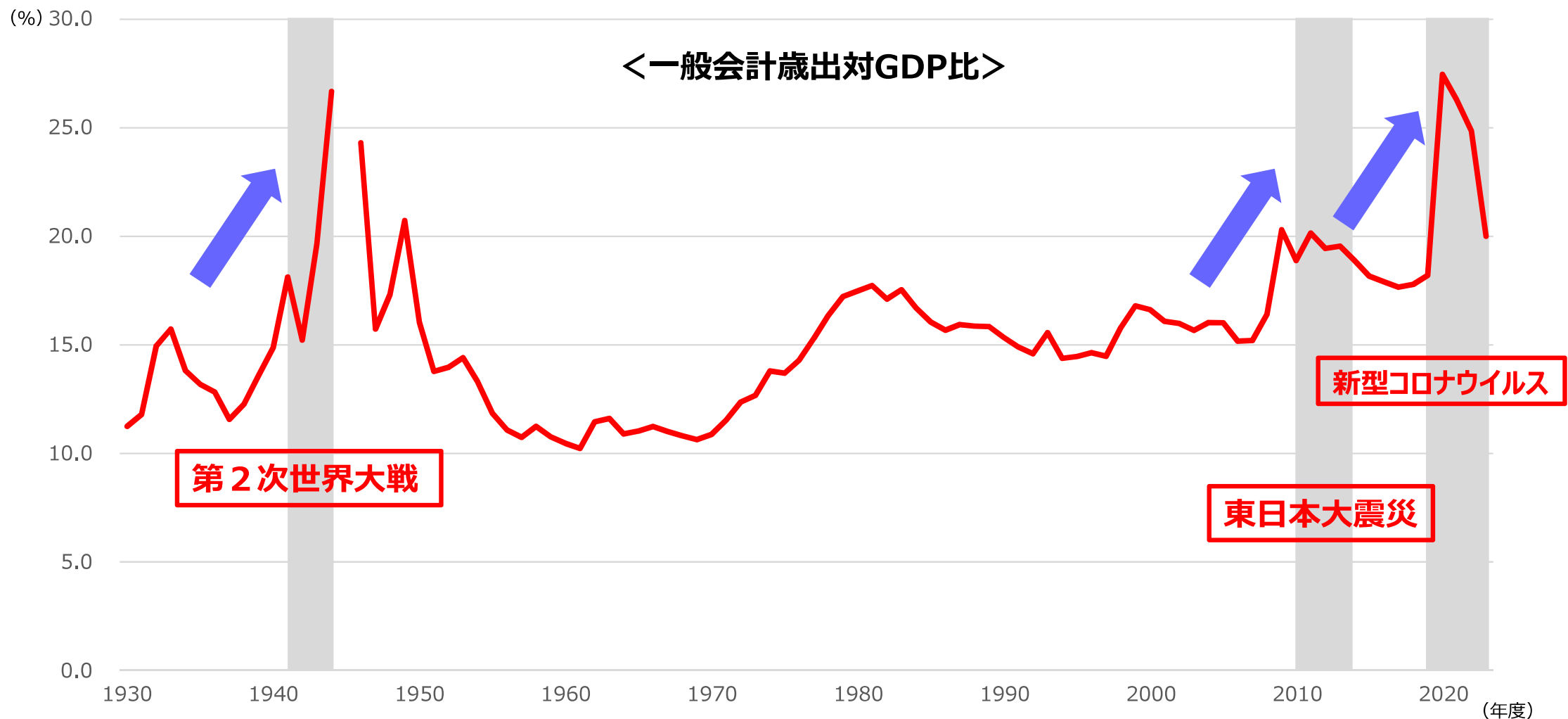
- ✓ 非居住者からは、国債の発行により高い金利を要求されるとの指摘もあり。

インフレの進行

- ✓ アメリカは「フィスカル・インフレ」との指摘あり。
- ✓ 急速なインフレは制御困難となる可能性。

国民生活・経済活動への影響

- 震災・感染症・戦争といった有事においては、経済財政運営のあり方も平時とは「非連続」なものとなる。今後、そうした危機が同時に生じることも、あり得なくはない。
- 危機において財政が適切な役割を果たしていくためにも、平時から節度ある財政運営を行い、債務残高水準を適切にコントロールしている実績を積み重ねておくことが必要。

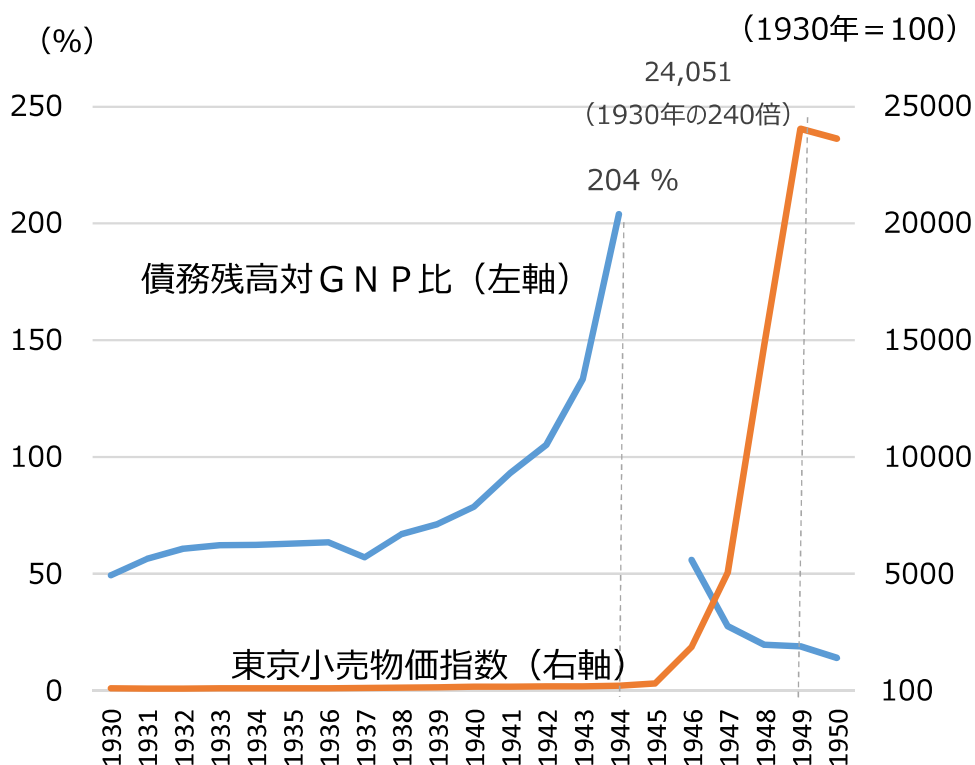


(出所) GDP：『日本長期統計総覧』、内閣府。一般会計歳出：日本銀行『本邦主要経済統計』。

(注) 一般会計歳出は、令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は予算。

- 第二次世界大戦時の巨額の軍事費調達のために多額の国債が発行された結果、終戦直前には債務残高対GNP比が200%程度にまで増大。このことや、戦争により生産設備が破壊され供給力が大幅に低下したことなどから、通貨量と経済活動水準の間に不均衡が生じたことで、終戦直後にインフレーションが発生。
- 政府は、「預金封鎖」・「新円切替」を柱とする金融危機対策を講じるとともに、「財産税」・「戦時補償特別税」を実施したが、戦後の復興関連融資もあり、その後もしばらくはインフレーションが続いた。
- ハイパーインフレーションにより、債務残高対GNP比は大幅に低下したが、同時に国民の資産も犠牲になった。

＜国の債務残高対GNP比と東京小売物価指数＞
(1930～1950年)



(注1) 政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値（「国債統計年報」等による）。
(注2) 1945年度についてはGNPのデータがなく債務残高対GNP比が算出不能。

＜預金封鎖・新円切替＞（昭和21年）

- 全金融機関の預貯金を封鎖し、引出しを原則的に禁止。生活費や事業資金について一定額のみ引出しを承認。
- 日銀券を「旧券」として強制通用力を喪失させ、流通中の旧券を預貯金等に受け入れ、既存の預金とともに封鎖。「新券」を発行し、新円による預金引出しを認める。

＜財産税・戦時補償特別税＞（昭和21年）

- 「財産税」：通常生活に必要な家具等を除く個人資産（預貯金、株式等の金融資産及び宅地、家屋等の不動産）に対して、一回限りの特別課税。
- 「戦時補償特別税」：戦争遂行のために調達した物品等の軍や政府に対する戦時補償請求権に対して100%課税を行うことで、戦時補償の支払いを打ち切り。

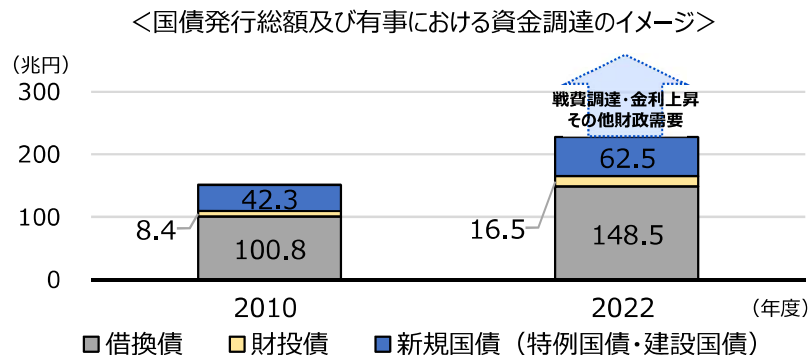
(参考) 財産税及び戦時補償特別税による収入は5年間累計で約487億円
(昭和21年時点の一般会計税収約264億円、個人及び法人企業の金融資産は約3,806億円)。

- 国家安全保障戦略（2022年12月閣議決定）においては、安全保障の対象・分野が多岐にわたるため、**防衛力のみならず、外交力・経済力を含む総合的な国力を活用し、我が国の防衛に当たることとされている。**
- 同戦略では、我が国の経済は海外依存度が高いことから、有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、**国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要**とした上で、**防衛力の抜本的強化を含む安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提として、我が国の安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む**こととしている。

経済・金融・財政を取り巻く状況

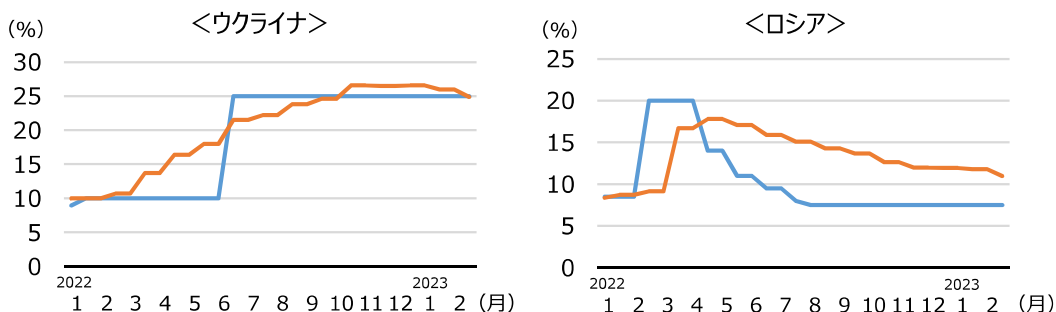
▶ 財政余力

- － 有事においては、平時に発行された国債の償還に要する借換債などに加えて、いわゆる戦費やその他財政需要を賄うための国債を発行する必要。
- － 有事には、物価高騰等に対応するため、金利引上げ等が必要となる可能性。



(注1) 2010年度は実績。2022年度は2次補正後の値。
 (注2) 計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

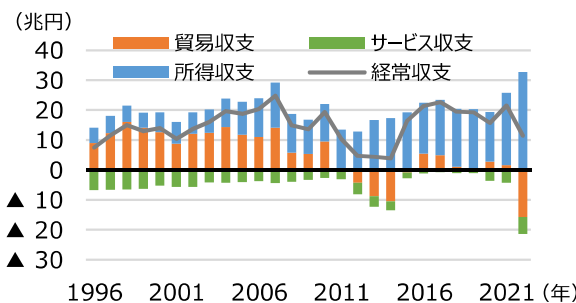
(参考) 物価・金利の状況 (— 政策金利、 — 物価上昇率 (対前年同月比))



(出所) Bloomberg

▶ 貿易収支

- － 有事においても必要な外貨を獲得するには貿易黒字を確保することが重要（所得収支（金利・配当等による収入）は日本に還流しない可能性）。
- － 日本の輸出入における中国の割合は拡大する一方、中国の日本への依存度は低下。



(出所) 財務省「国際収支統計」「貿易統計」、IMF「IMF DOTS」
 (注) 所得収支のうち、第一次所得収支は、直接投資収益（親会社と子会社との間の配当金・利子等の受取・支払）や証券投資収益（株式配当金及び債券利子の受取・支払）等を計上。第二次所得収支は、官民の無償資金協力、寄付、贈与の受払等を計上。2022年は速報値。

＜日本の輸出入に占める中国の割合＞

	輸出	輸入
2000	6.3%	14.5%
2020	22.0%	26.0%

＜中国の輸出入に占める日本の割合＞

	輸出	輸入
2000	16.7%	18.4%
2020	5.5%	8.5%

▶ 外貨準備

- － 中国やロシアといった国々を中心に、外貨準備における金の占める割合を増加させるなど、ドル離れの動きが指摘されている。

＜2022年中銀の金保有量（トン）＞

国名	保有量	国名	保有量
①米国	8134	⑥中国	2011
②ドイツ	3355	⑦スイス	1040
③イタリア	2452	⑧日本	846
④フランス	2437	⑨インド	787
⑤ロシア	2299	⑩オランダ	613

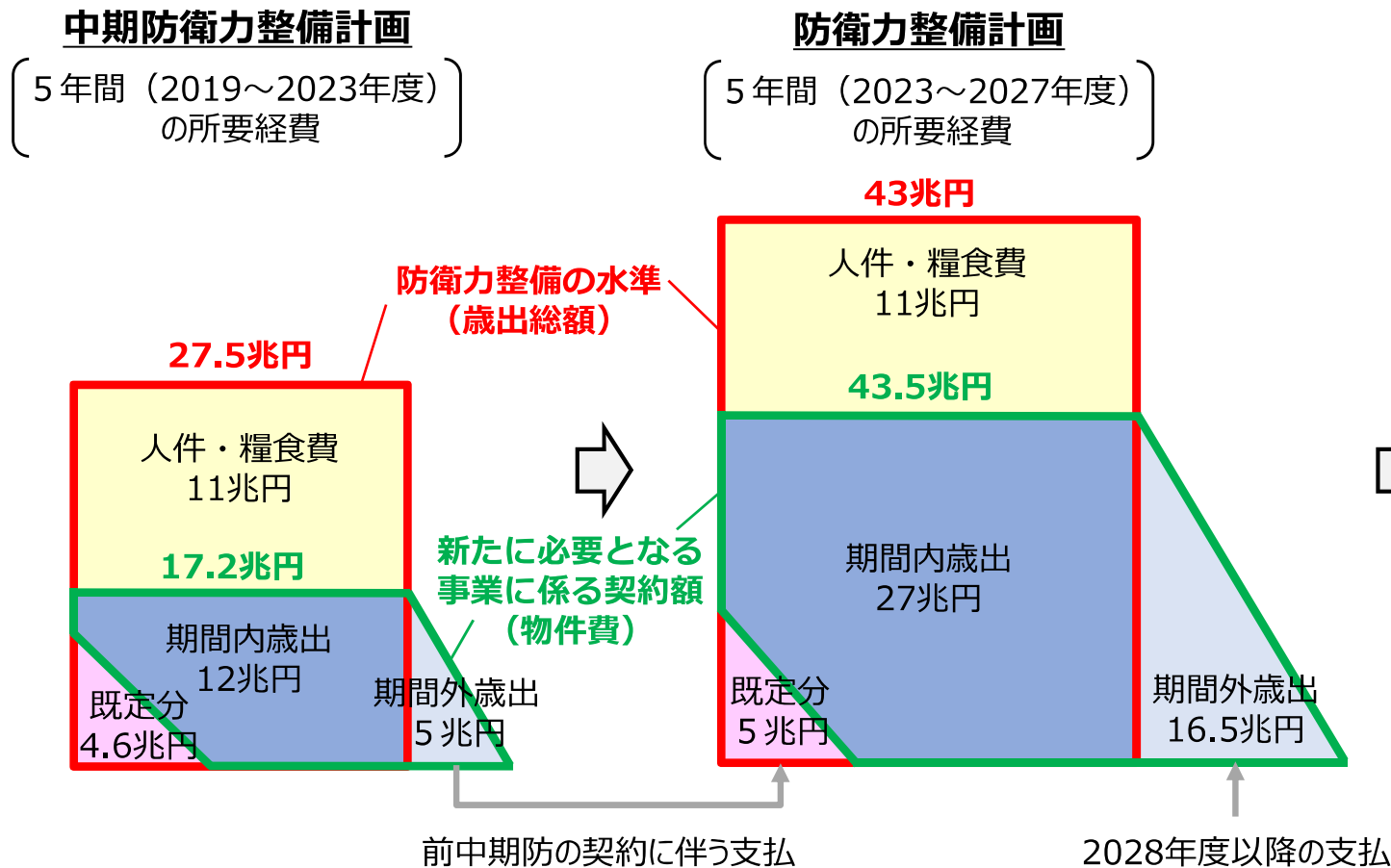
(出所) World Gold Council (注) ①、②…は順位を示している。

＜2013～22年中銀の金保有増加量（トン）＞

国名	増加量	国名	増加量
米国	0.0	中国	+956.4
ドイツ	-32.0	スイス	-0.1
イタリア	0.0	日本	+80.8
フランス	+1.4	インド	+229.7
ロシア	+1263.3	オランダ	0.0

防衛力整備計画の概要



- 防衛力整備計画（2022年12月閣議決定）における、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間の防衛力整備の水準を**43兆円程度（対前計画+15.5兆円、1.6倍）**であり、新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、**43.5兆円程度（対前計画+26.3兆円、2.5倍）**。
- **新たな事業に係る契約額（物件費）のうち、16.5兆円（対前計画11.5兆円、3.3倍）は5年後に策定が見込まれる次期計画期間において支払われる見込み。**
- 防衛力整備計画においては、その後の整備計画について、2027年度の水準を基に安定的かつ持続可能な防衛力整備を進めていくこととしている。



その後の整備計画においては、これを適正に勘案した内容とし、2027年度の水準を基に安定的かつ持続可能な防衛力整備を進める。

- 防衛力整備計画においては、重点分野として、**スタンド・オフ・ミサイルの取得にこれまでの約25倍、自衛隊施設の強靱化に約4倍**の予算を確保。また、継戦能力を強化する観点から、**装備品等の維持整備や弾薬の取得についても、これまでの約2倍**の予算を確保している。
- 同計画では、各年度の予算編成において、**各事業の進捗状況、実効性、実現可能性を精査し、必要に応じてその見直しを柔軟に行う**こととしている。

<新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）の内訳>

スタンド・オフ・ミサイルの取得	侵略してくる敵に遠方から対処し、反撃能力にも活用される長射程ミサイルの開発・量産。  トマホーク（イメージ） （前中期防） 約0.2兆円 → 約5兆円 （整備計画） 約25倍	弾薬・装備品の維持整備	これまで十分な予算が配分されていないと指摘されてきた弾薬や部品の取得。 弾薬・誘導弾：約1兆円 → 約2兆円 (約2倍) 維持整備：約4兆円 → 約9兆円 (約2倍)
統合防空ミサイル防衛能力	弾道ミサイル等、多様な経空脅威への対応能力を強化。  PAC-3 MSE 約1兆円 → 約3兆円 (約3倍)	自衛隊施設の強靱化	老朽化等が指摘されている自衛隊施設の整備を重点的かつ集中的に実施。 約1兆円 → 約4兆円 (約4倍)
領域横断作戦能力 （宇宙・サイバー・従来領域の装備品取得等）	約3兆円 → 約8兆円 (約3倍) （宇宙：約1兆円 サイバー：約1兆円 航空機・艦船等：約6兆円）	研究開発・防衛生産基盤の強化	約1兆円 → 約1.4兆円 (約1.4倍) （防衛生産基盤の強化：約0.4兆円 研究開発：約1兆円）
機動展開（国民保護） （輸送アセットの取得等）	約0.3兆円 → 約2兆円 (約7倍)	情報関連機能 （無線機の取得等）	約0.3兆円 → 約1兆円 (約3倍)
無人アセット	約0.1兆円 → 約1兆円 (約10倍)	その他 （教育訓練・燃料費等）	約4.4兆円 → 約6.6兆円 (約1.5倍)

合計 43.5兆円

（注1） 図・写真は取得する装備品の一例。

（注2） 他の分野を含めると、弾薬・誘導弾は約5兆円、維持整備は約10兆円、防衛生産基盤の強化は約1兆円、研究開発は約3.5兆円。

- 南海トラフ巨大地震や首都直下地震は、100兆円を超える規模の被害が想定される。国民の安全・安心を守るため、甚大な被害をもたらす自然災害への備えとして財政余力を確保することも国の責務。

◇南海トラフ巨大地震・首都直下地震の被害想定

	南海トラフ巨大地震		首都直下地震
	基本ケース	陸側ケース	
資産等の被害【被災地】			
民間部門	8.5兆円	14.6兆円	4.2兆円
準公共部門	0.5兆円	0.7兆円	0.2兆円
公共部門	1.5兆円	2.5兆円	5兆円
経済活動への影響【全国】			
生産・サービス低下に起因	2.5兆円	3.6兆円	4.8兆円
交通寸断に起因	1.8兆円	2.6兆円	1.2兆円

- ※ 民間部門：建物、資産(家庭用品、その他償却資産、棚卸資産(在庫))
 ※ 準公共部門：電気、ガス、通信、鉄道
 ※ 公共部門：上下水道、港湾、道路、その他公共土木施設、農地、漁港、災害廃棄物処理

- ※ 内閣府防災・南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ『南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)』(平成25年3月、令和元年6月再計算)、内閣府防災・首都直下地震対策検討ワーキンググループ『首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)～経済的な被害の様相～』(平成25年12月)をもとに作成。
 ※ 基本ケースとは、中央防災会議(平成15年)における強震断層モデルを参考に設定されたもの。陸側ケースとは、基本ケースの強振動生成域を可能性のある範囲で最も陸側に設定されたもの。
 ※ 南海トラフ巨大地震の想定については令和5年度中に見直し予定。首都直下地震の想定の見直し時期は未定。

(参考) 東日本大震災

< 被害額の推計 >

建築物等	1.0兆円
ライフライン施設	1兆円
社会基盤施設	2兆円
農林水産関係	2兆円
その他	1兆円
総計	1.7兆円

< 復興財源フレーム(平成23年度～令和7年度) >

復興特別税等	12.7兆円程度
歳出削減・税外収入等	20.2兆円程度
合計	32.9兆円程度

- ※ 被害額の推計は、平成23年6月24日に内閣府防災が発表した推計値(緊急災害対策本部とりまとめ報(令和5年3月))にも掲載)をもとに作成。
 ※ 復興特別税等には、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止に伴う補填分0.8兆円程度を含む。

- 新型コロナウイルス感染症について、これまで医療提供体制等の強化のために主なものだけで21兆円程度の国費による支援が行われてきた。

緊急包括支援交付金等 9.9兆円

- 緊急包括支援交付金 : 9.1兆円 (病床確保支援、医療従事者への慰労金支給、感染拡大防止等支援、ワクチン接種体制支援)
- 病床確保のための緊急支援 : 0.3兆円
- その他国直轄補助金 : 0.5兆円 (インフルエンザ流行期に備えた発熱外来体制の構築、感染防止等支援、労災上乗せ保険支援)

診療報酬による対応 0.1兆円 (医療費ベース 0.4兆円)

- 予備費[2年4・5・9月、3年8月] : 500億円 (新型コロナウイルス感染症の入院患者の特例的評価 等)
- 2年度三次補正 : 100億円 (小児外来診療・転院患者診療の特例的評価)
- 3年度当初 : 500億円 (小児外来診療[⇒4年3月末まで]・外来等感染症対策実施加算[⇒3年9月末まで] 等)

福祉医療機構等を通じた資金繰り支援 0.1兆円 (貸付枠3.3兆円)

- 資金繰り支援 : 0.1兆円 (福祉医療機構への出資金 等) 累計の貸付枠3.3兆円 (財政融資を活用)

ワクチンの確保・接種 5.9兆円

- ワクチンの確保 : 2.9兆円 (ワクチンの購入、流通経費 等)
- ワクチンの接種 : 3.0兆円 (接種対策費負担金1.3兆円、接種体制確保補助金1.6兆円、針・シリンジ購入 等) ※緊急包括支援交付金分を除く

治療薬の確保 1.3兆円

- 治療薬の確保 : 1.3兆円 (ロナプリーブ、モルヌピラビル、ゼビュディ等の確保)

ワクチン・治療薬の開発、生産支援等 1.3兆円

- 開発、生産支援等 : 1.3兆円 (ワクチン生産体制支援、研究開発支援、治験実施支援 等)

PCR検査体制の拡充、検疫体制の強化 等 1.3兆円

- PCR検査等 : 0.9兆円 (PCR等の行政検査、一定の高齢者・妊産婦等への検査、検査キット等の確保 等)
- 検疫体制強化 : 0.4兆円

医療用物資の確保 その他システム整備等 1.1兆円

- 医療用マスク・人工呼吸器の購入、生産設備整備、システム整備 等 : 1.1兆円

- 本年5月から、新型コロナが感染症法上、季節性インフルエンザと同じ5類に分類変更。
- 今後とも、適時適切な見直しを行い、平時への移行を図っていく必要。

病床確保料

→ 本年5月から、病床確保料の単価を半額に見直し。本年9月末までを目途とした措置。

コロナ臨時交付金

→ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、地方財政の構造を平時に戻すべき。

雇用調整助成金

→ 特例措置は本年3月末で終了。今後、休業による雇用維持に重きを置いた現行の制度を見直すべき。

緊急小口資金等

→ 申請受付を昨年9月末で終了。

中小企業支援（資金繰り支援）

→ 日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資（いわゆる「ゼロゼロ融資」）を昨年9月末で終了。

中小企業支援（事業再構築補助金）

→ 事業再構築のニーズが低下している可能性があり、事業の不断の見直しが必要。

中小企業支援（信用保証）

→ 業況や借換需要等を踏まえながら適時の見直しが必要。

- 我が国ではコロナ発生以来3年間にわたり、コロナ病床確保のインセンティブとして、総額約5兆円の病床確保料が各病院に交付されている。
- 本年5月から新型コロナが感染症法上、季節性インフルエンザと同じ5類に分類変更となったことを受けて、病床確保料の単価を半額に見直している。本年9月末までに行政による入院調整と病床確保の枠組みからの移行を行うこととなっており、早急な取り組みが求められる。

◆ 病床確保料の概要

<重点医療機関（特定機能病院等）>

病床の種別	病床確保料
I C U 病床	436,000円/日
H C U 病床	211,000円/日
その他病床	74,000円/日

<平時の入院診療収益（病床1床当たり）>

	令和元年度
年間入院診療収益（売上）	1,313万円
1日当たり入院診療収益（売上）	35,974円/日

（出所）厚生労働省「第23回 医療経済実態調査」
（注）一般病院の全体の計数。

<5月8日以降>

- ※ 診療報酬の見直しに連動して単価を半額に見直し
- ※ 9月末までを目途とした措置

病床の種別	病床確保料
I C U 病床	218,000円/日
H C U 病床	106,000円/日
その他病床	37,000円/日

12倍
6倍
2倍

<都道府県から医療機関への病床確保料の交付実績>

2020年度	2021年度	2022年度（見込額）	合計
1.1兆円	1.9兆円	1.9兆円	5兆円

（注）病床確保料の交付実績について、2021年度までは都道府県の執行実績。2022年度は決算確定前のため2021年度と同額を見込んでいる。

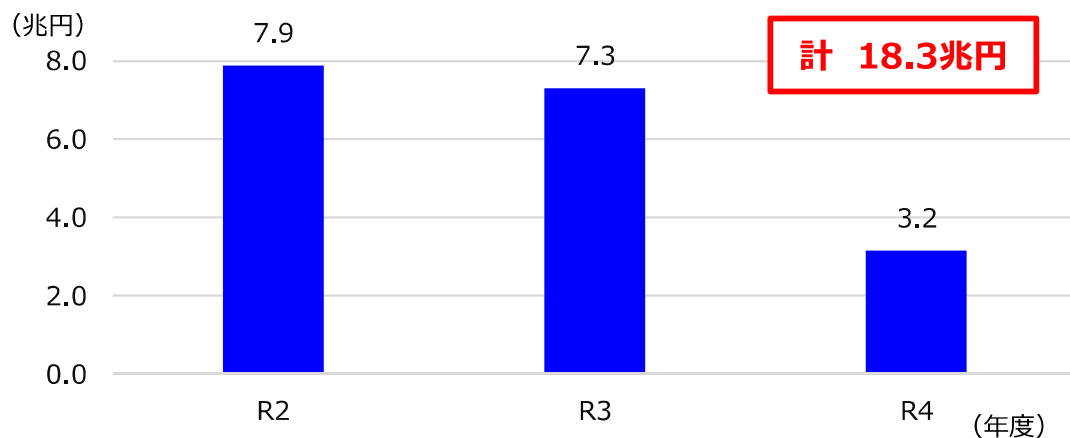
◆ 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」抄 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2023年3月17日）

(2) 移行計画の記載内容について

…冬の感染拡大に先立ち重点的に取組を進めるという「移行計画」の狙いから、**10月以降は、病床確保の要請をせず、入院調整を医療機関間で行う体制に移行することを想定し、そうした体制に移行するための計画としていただきたい。**9月末までの間は、病床確保の仕組みは残るものの、…これまで、確保病床外であっても対応できる能力を有する医療機関の増加を図る取組を進めていただいていた結果、…直近では、コロナ確保病床外での入院受入れは全体の約3分の1を占めるに至っている実態を踏まえ、今後は、より一層、病床確保によらずにコロナの入院患者の受入れが行われるように取組を進めていただくことが必要になる。

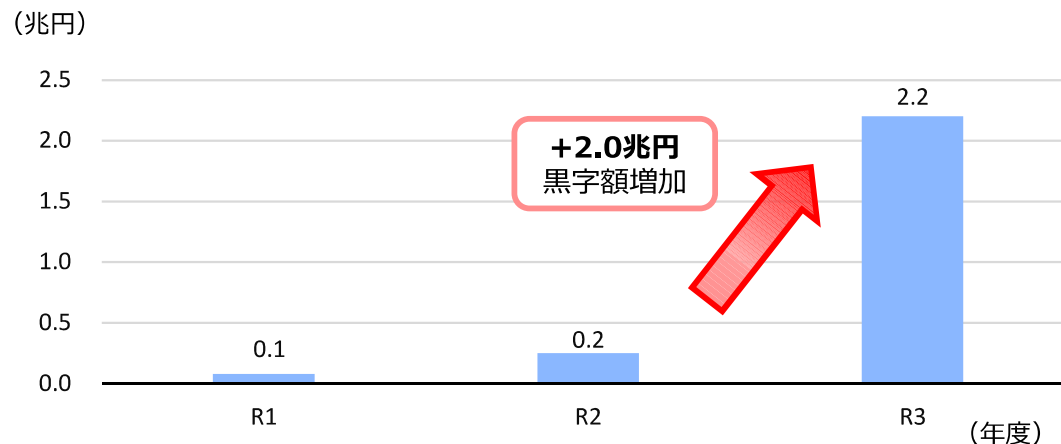
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「コロナ臨時交付金）」がこれまで18.3兆円措置されている。
- コロナ臨時交付金をはじめとする国から地方への財政移転が多額にのぼったことにより、一般財源の使用が節約され、令和3年度決算における実質単年度収支の黒字額や基金残高の大幅な増加につながった可能性。

◆ コロナ臨時交付金の措置額



内訳	R 2	R 3	R 4
地方単独事業分	3.7	1.0	—
コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分	—	0.2	0.6
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	—	—	1.8 (うち低所得世帯支援枠0.5)
協力要請推進枠等	3.6	5.0	—
事業者支援分	0.1	0.5	—
検査促進枠	—	0.3	0.3
国庫補助事業の地方負担分	0.5	0.3	0.5

◆ 実質単年度収支の推移



◆ 基金の増減額 (減債基金・その他特定目的基金)

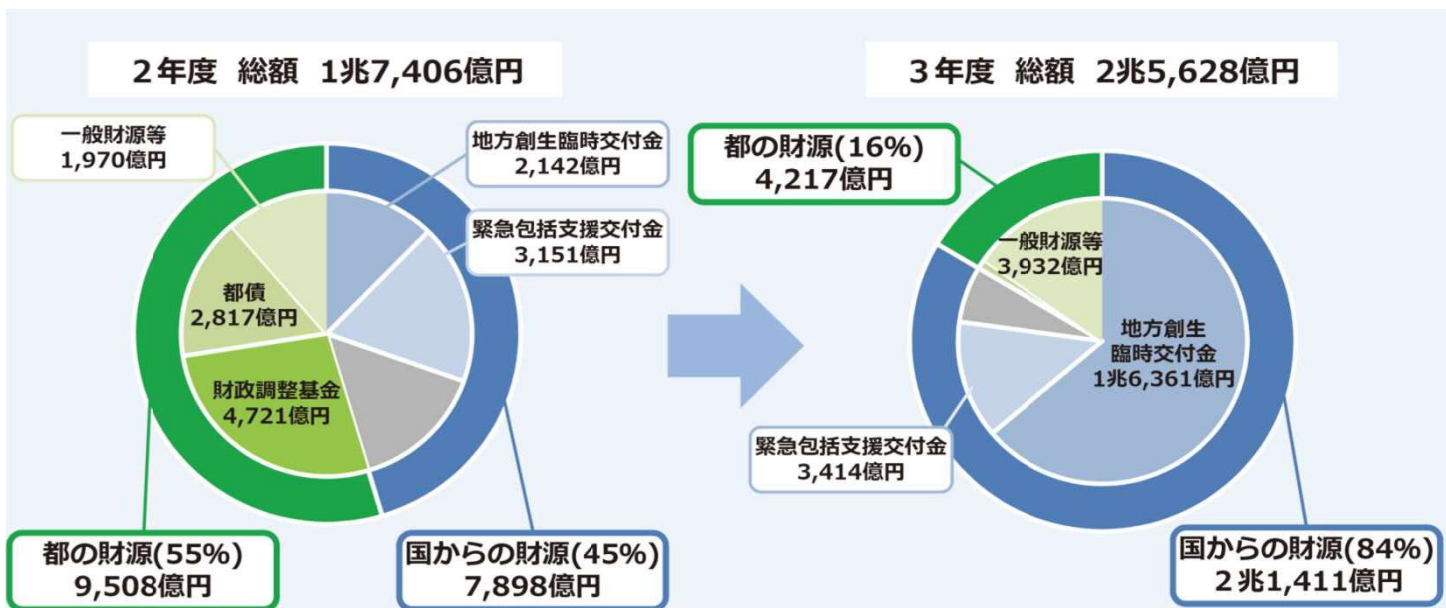


(出所) 総務省「普通会計決算の概要」及び「地方財政の状況」をもとに作成。
 (注) 実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、実質的な赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

- 例えば、東京都の新型コロナ対策の財源構成は、令和2年度は財政調整基金の取り崩しを含めた都の財源が過半（55%）を占めていたが、令和3年度はコロナ臨時交付金や緊急包括支援交付金など国からの財源が8割超を占めており、財政調整基金は活用していない状況。
- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、地方財政の構造を平時に戻すべき。

◆ 東京都における新型コロナウイルス感染症対策の財源内訳（一般会計）

◆ 「骨太方針2022」 (令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)



新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、事業実施計画や決算等を踏まえて、その内容と成果の見える化を実施した上で、成果と課題の検証を進めるとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。

(出所) 東京都「令和3年度年次財務報告書」

◆ 「過去最高の積立金残高 当初予算19%減が決算14%増に コロナ禍で焼け太り？」 (2023.3.20 日経グローバル)

地方自治体の積立金が膨らんでいる。2021年度末の残高は一部事務組合等を含めて25兆8083億円と前年度から14%増え、**過去最高を更新**した。

(中略)

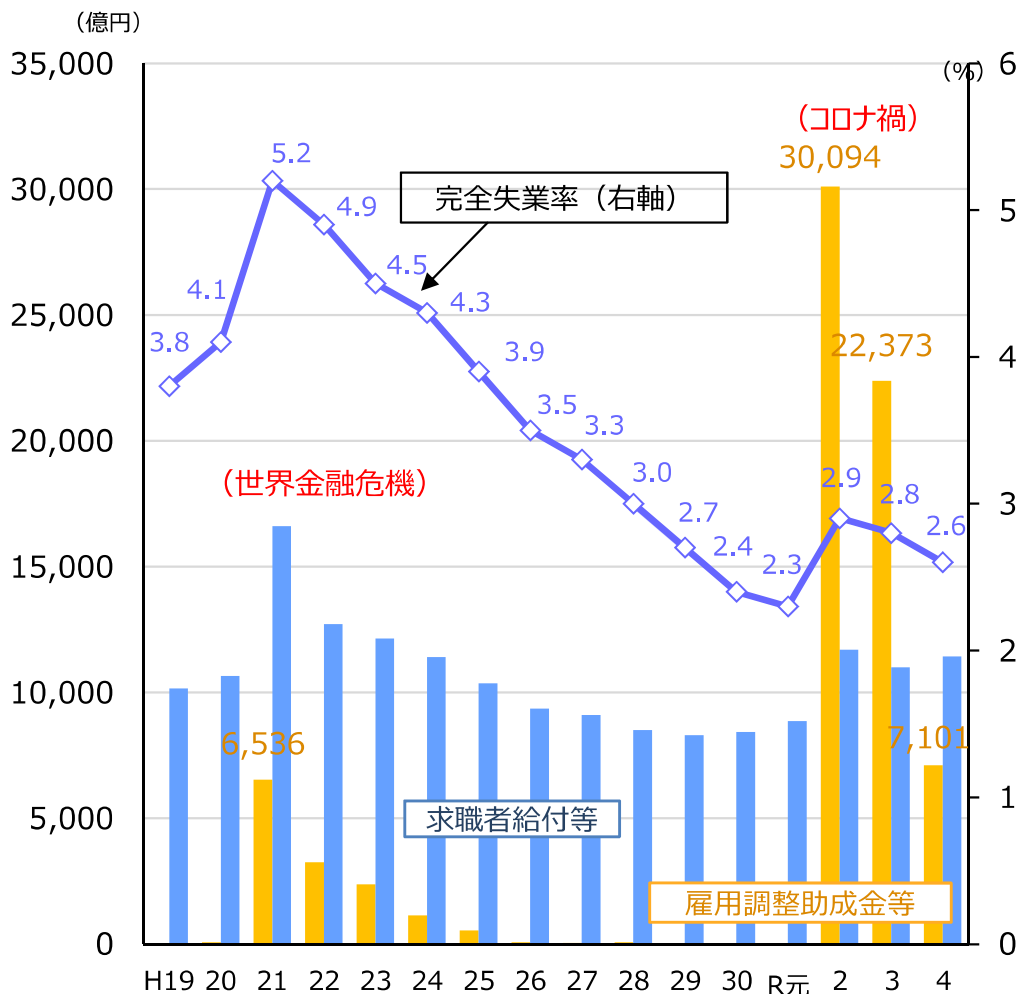
当初予算時点の見込みは違った。総務省が実施した「基金の状況調」のデータを入力して分析したところ、都道府県と市区町村の合計で4.8兆円取り崩し、残高は19%減る見通しだった。それが何度かの補正で積み増し、**最終的には当初予算と比べると41%も増えていた。**(中略)

コロナ禍で税収が大きく減ると想定しながら、むしろ増えたところが多い。**地方創生臨時交付金をもともと予定していた単独事業に充て、財政を改善させた例も目立つ。**コロナで自治体財政は「焼け太り」の様相を呈している。当初予算時点と比べ、積立金を2倍以上に増やしたのは12道府県と82市町村にのぼり、決算が当初予算を下回ったところは11市町しかなかった。

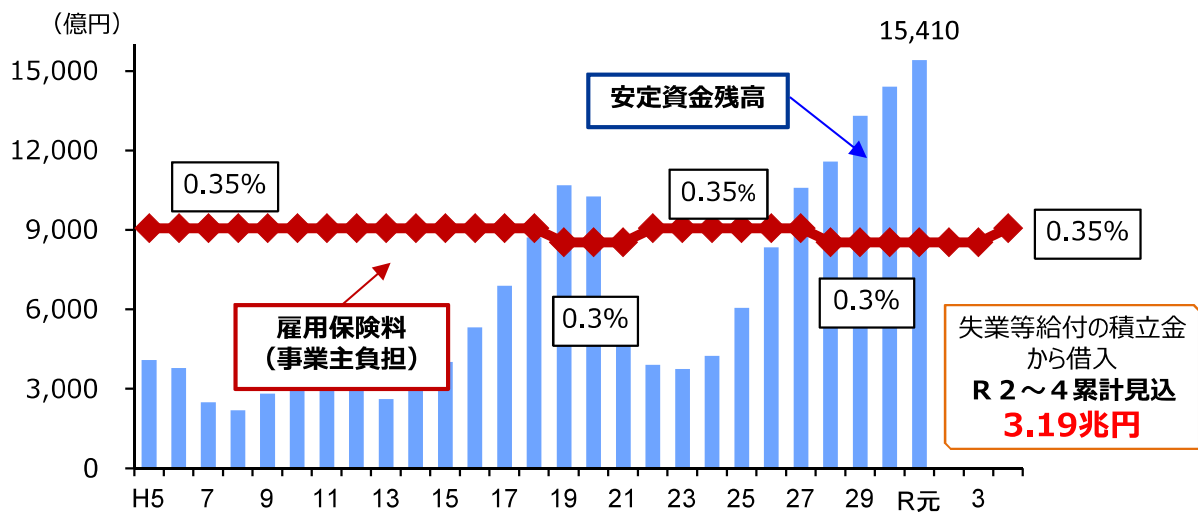
雇用調整助成金制度の見直し

- 今般のコロナ禍における雇用調整助成金の特例対応は、危機時の雇用維持に大きな効果を発揮した一方、**対応の長期化**によって、①**雇用保険財政に大きな負荷をかける**とともに、②**健全な労働移動や労働者のスキルアップを阻害した**面もあった。
- 平時において個人への支援に重点化していくこととあわせて、休業による雇用維持に重きを置いた現行の雇用調整助成金制度を見直し、**危機時において、個々の労働者がスキルアップ等を通じて経済社会の構造変化に対応していくことを促す制度**とすべきと考えられるがどうか。

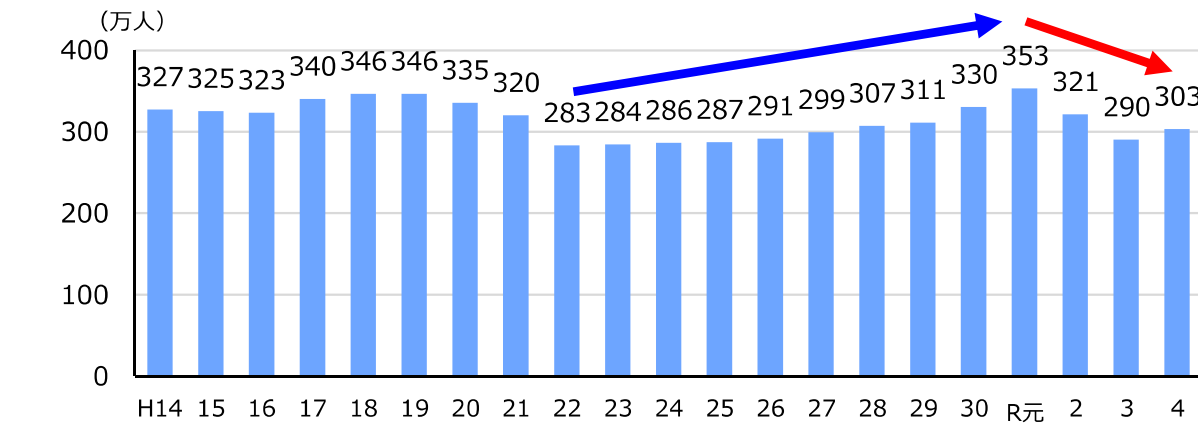
◆雇用調整助成金等の推移



◆雇用安定資金残高の推移

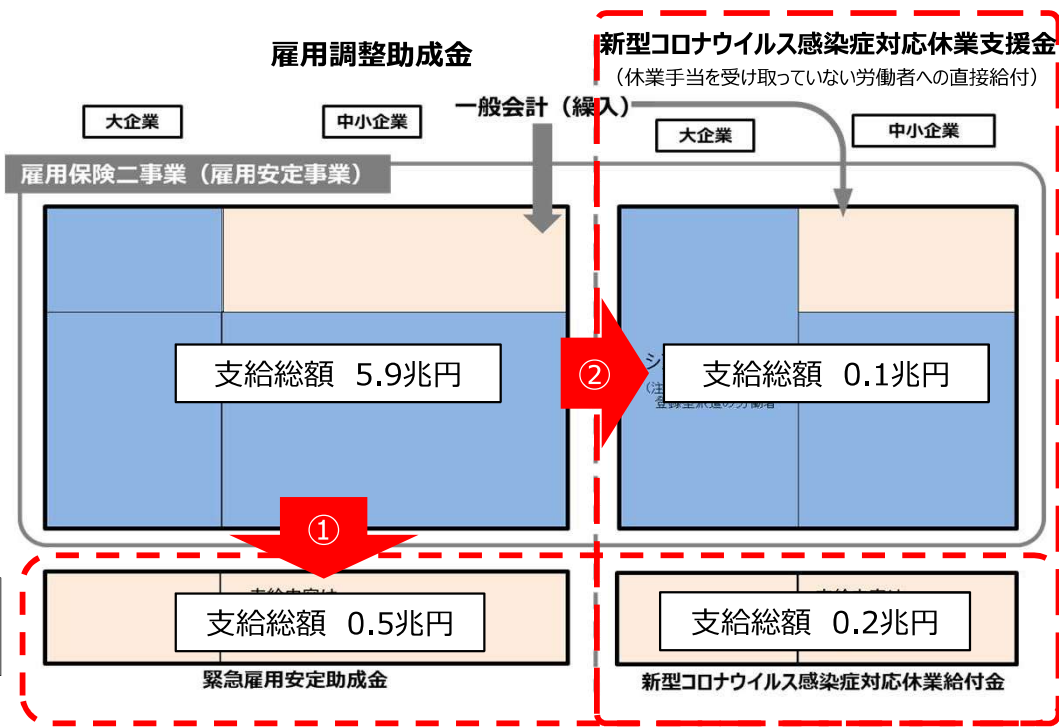


◆転職者数の推移



- コロナ禍における雇用調整助成金の特例措置は、助成率や日額上限の大幅な引き上げ等を行った上で、約3年にわたって継続。この間、雇用保険被保険者以外への対応も含め、**6.8兆円が支給**され、その**約3割となる2.1兆円を国庫が負担**した。さらに、**一般会計から労働保険特会（失業等給付）に繰り入れた2.5兆円**は雇用安定事業への貸出を通じて、雇用調整助成金の支給に充てられており、**実質的な国庫負担はさらに大きい**。これを含め、雇用安定事業による失業等給付の積立金からの借入は総額3兆円超。
- また、不正受給の発覚も相次いでおり、厚生労働省において、不正は許されない旨の強いメッセージを発信するとともに、事後チェックを徹底するなど、不正に対して**より一層厳正に対応**していく必要。

◆雇用調整助成金の特例措置等



- ①：雇用保険被保険者以外（所定労働時間週20時間未満の非正規労働者等）への対応
- ②：事業主が適切な措置を講じない場合への対応

◆雇用調整助成金の不正受給の現状（令和5年3月末）

累計1524件、総額256.5億円（うち回収済み：173億円）

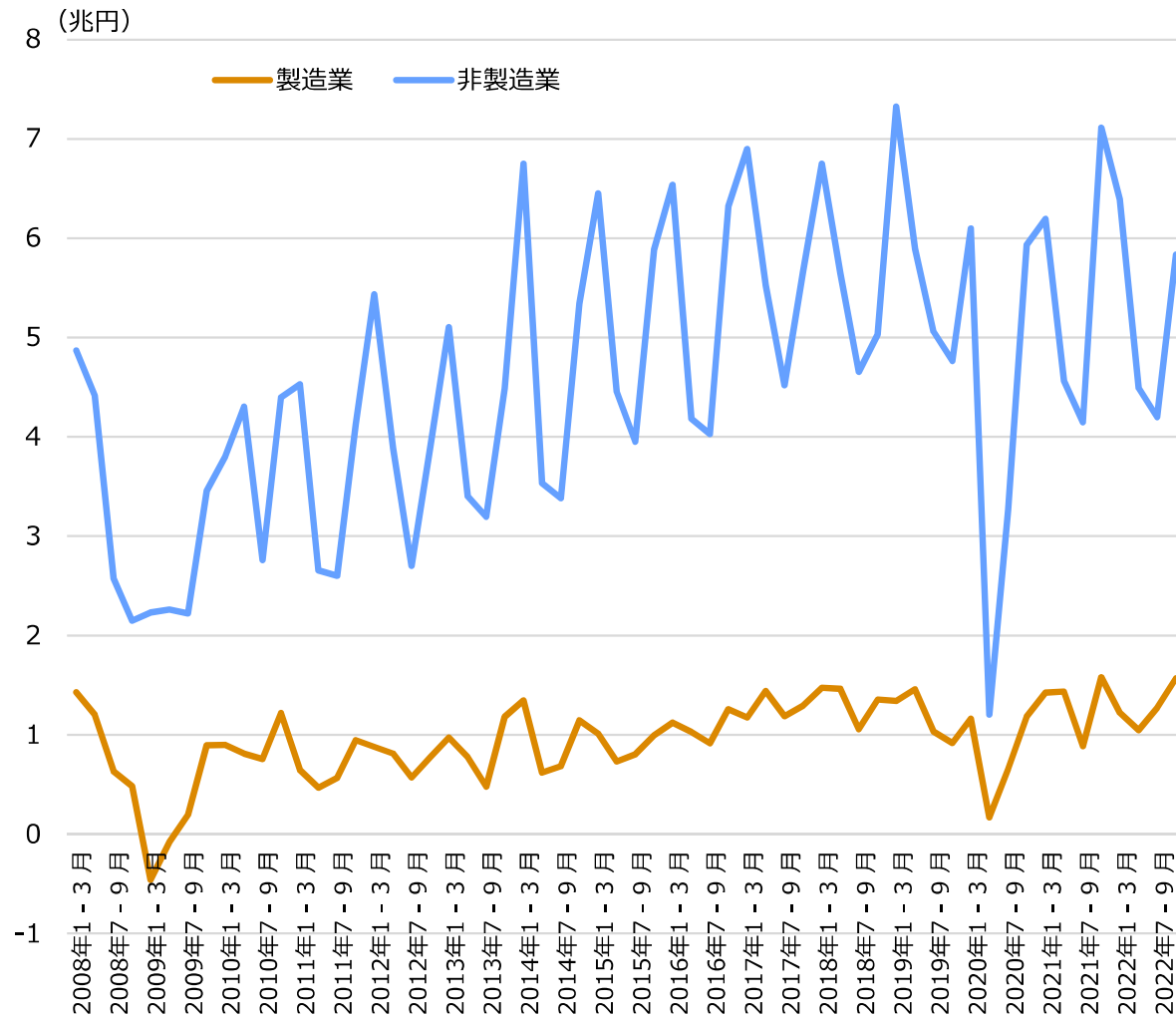
◆雇用調整助成金等の支給実績及び一般会計負担額

雇用調整助成金	A	5兆9,367億円
うち一般会計	B	1兆3,340億円 (22%)
休業支援金	C	1,237億円
うち一般会計	D	35億円
緊急雇用安定助成金	E	4,824億円
休業給付金	F	2,401億円
2～4年度計 A+C+E+F		6兆7,829億円
一般会計負担計 B+D+E+F		2兆601億円 (30%)
失業等給付への任意繰入 (→雇用安定事業への貸出)	G	2兆4,698億円
任意繰入を含む 一般会計負担計 B+D+E+F+G		4兆5,299億円

(注) 令和3年度までは決算ベース、4年度は支給決定ベース（令和5年3月31日時点）

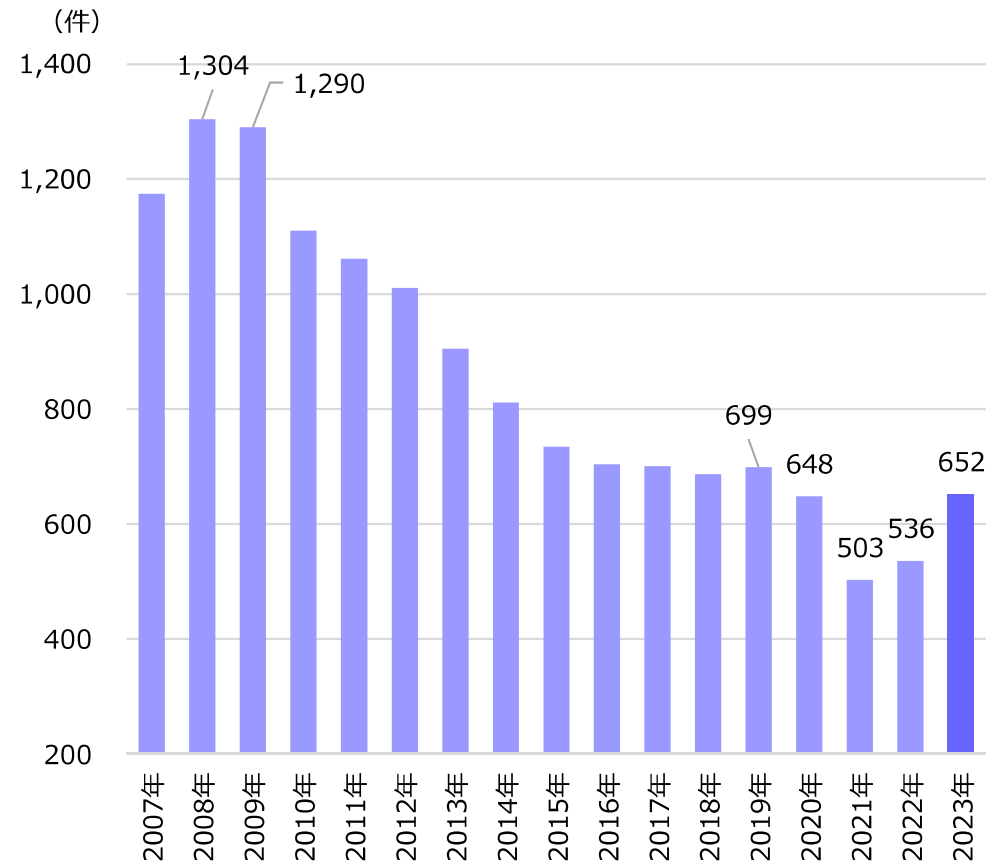
- 中小企業の**経常利益**は、**2020年以降回復**しており、特に**製造業**においては**コロナ禍以前の水準を超えている**。
- **倒産件数**は、**足元で増加傾向**にあるが、**コロナ禍以前の水準は超えていない**。なお、**物価高の影響**は引き続き注視が必要。

＜経常利益（四半期）の推移（資本金1千万円以上1億円未満）＞



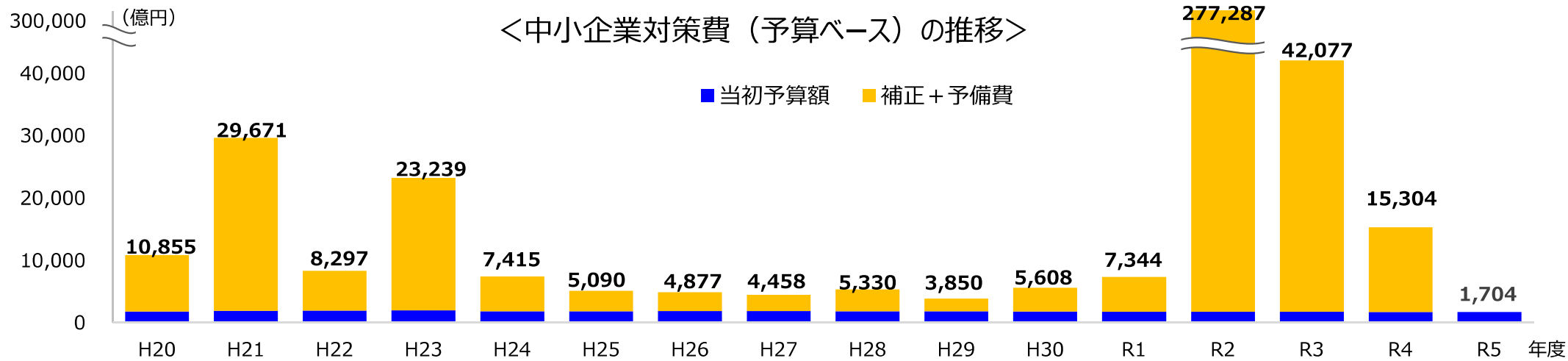
(出所) 財務省「法人企業統計調査」(直近は2022年10~12月期)
 (注) 金融業、保険業は除く

＜倒産件数（月平均）の推移＞

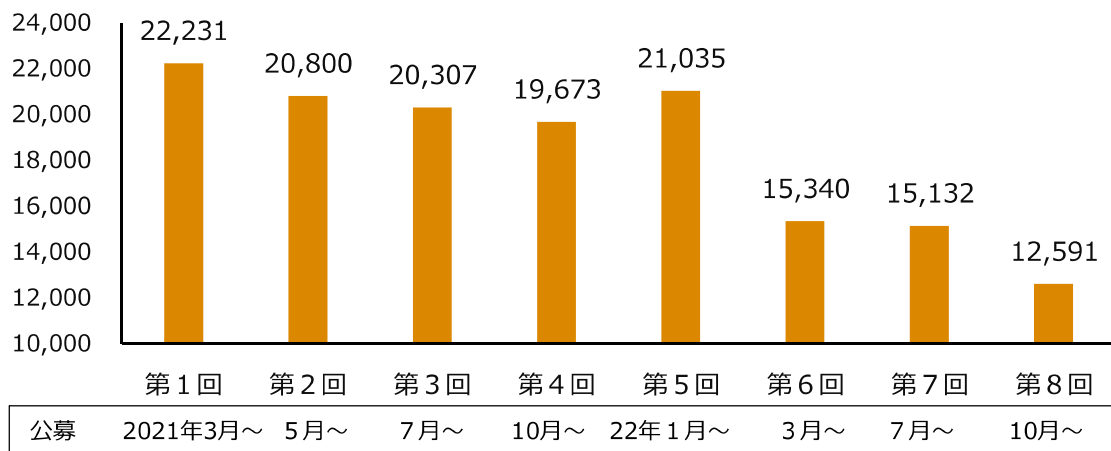


(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」
 (注) 各年における月倒産件数の平均値 (2023年は1月~3月の平均)

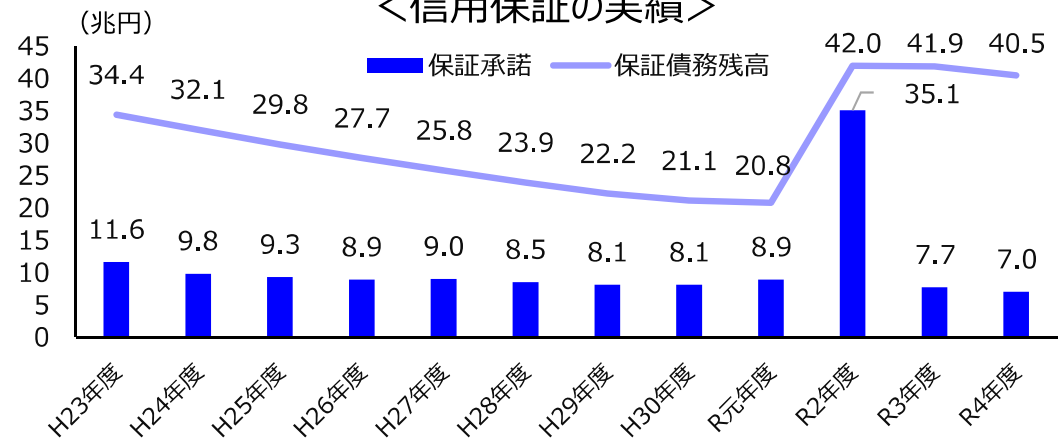
- **中小企業対策費**は、コロナ対策により**未曾有の水準まで増加**。令和4年度は、前2年に比べて縮減しているものの、平時（平成24年～令和元年度）と比べれば**依然として高水準**。
- **事業再構築補助金**は、申請件数は2022年3月から落ち込んでおり、**事業再構築のニーズが低下している可能性**があり、事業の**不断の見直しが必要**。
- **セーフティネット保証4号（100%保証）を含む信用保証**について、**保証債務残高は依然として高止まり**。**100%保証は、金融機関によるモニタリングを弱める等のおそれもあることから、業況や借換需要等を踏まえながら適時の見直しが必要**。



<事業再構築補助金の申請件数>



<信用保証の実績>



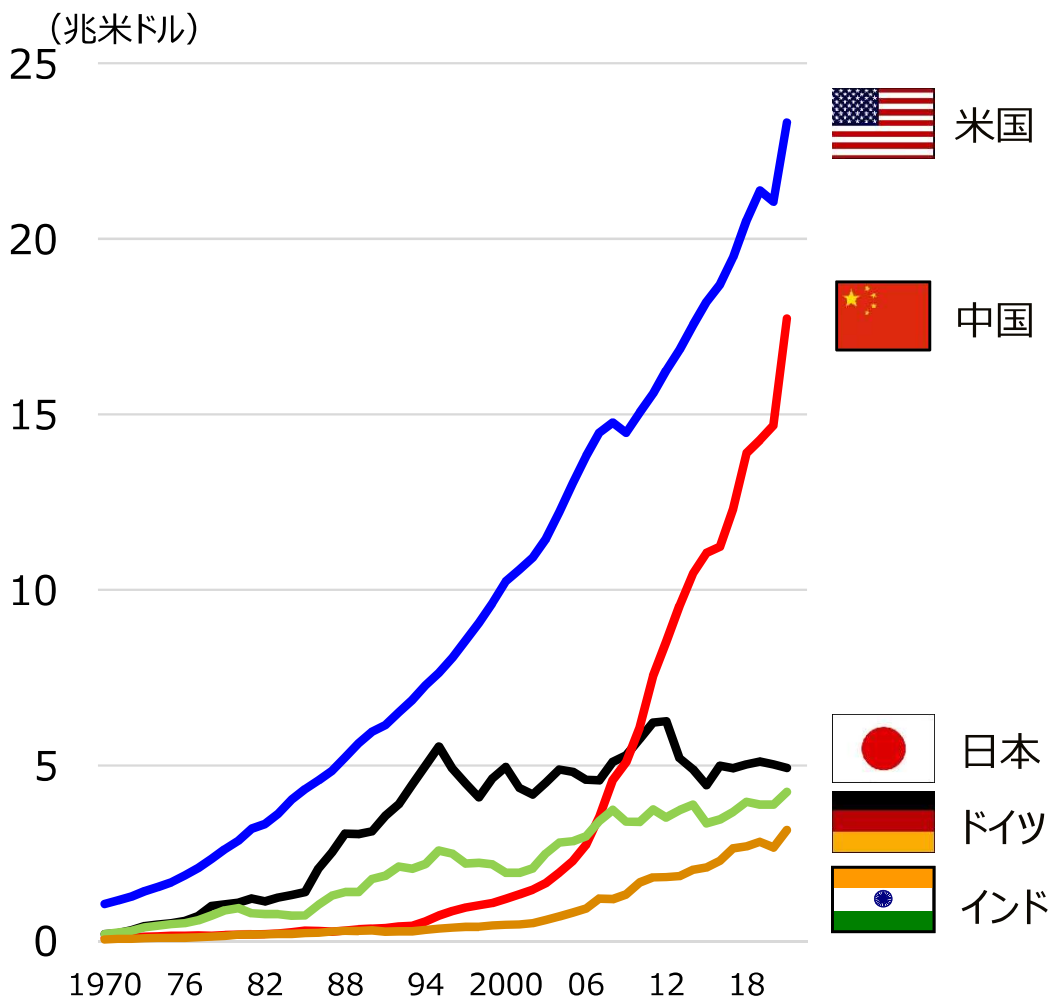
(出所) 全国信用保証協会連合会HP

(注1) 保証承諾は、当該年度中に承諾した総額。保証債務残高は、当該年度末時点の残高。

(注2) 令和4年度は、令和5年3月の数値は未集計（11か月分）

- 日本の名目GDPは、2000年代初頭まではドイツの2倍程度であったが、足もとではその差が縮小（2021年で約1.17倍）。
- 一人当たり名目GDPでは、2000年には2位であったが、足もとでは31位まで転落。

日米中独印の名目GDPの推移



(出所) World Bank Open Data
 (注) 各年の平均為替レートで米ドル換算

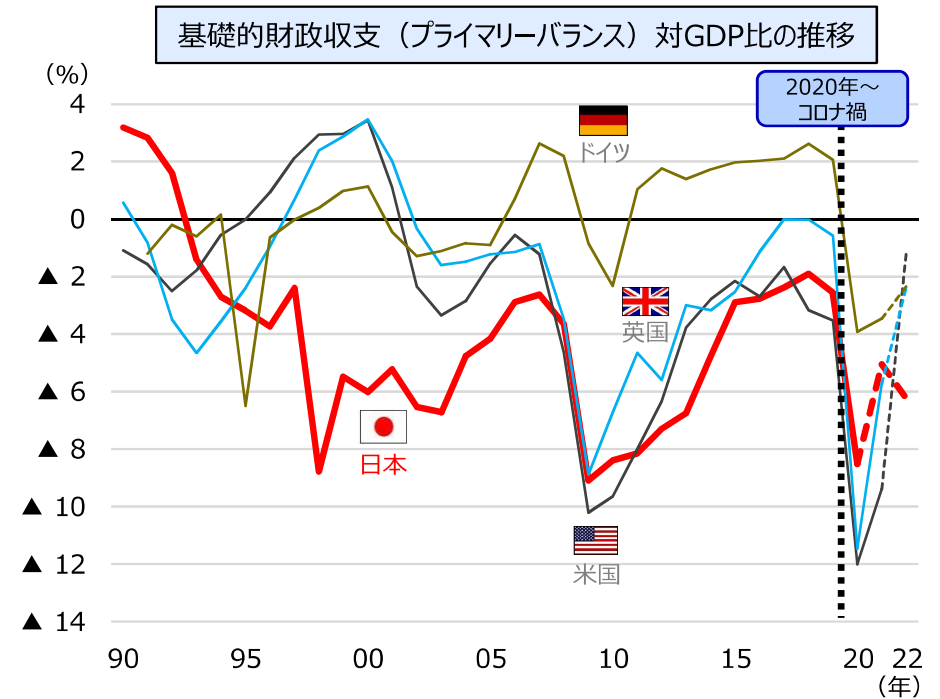
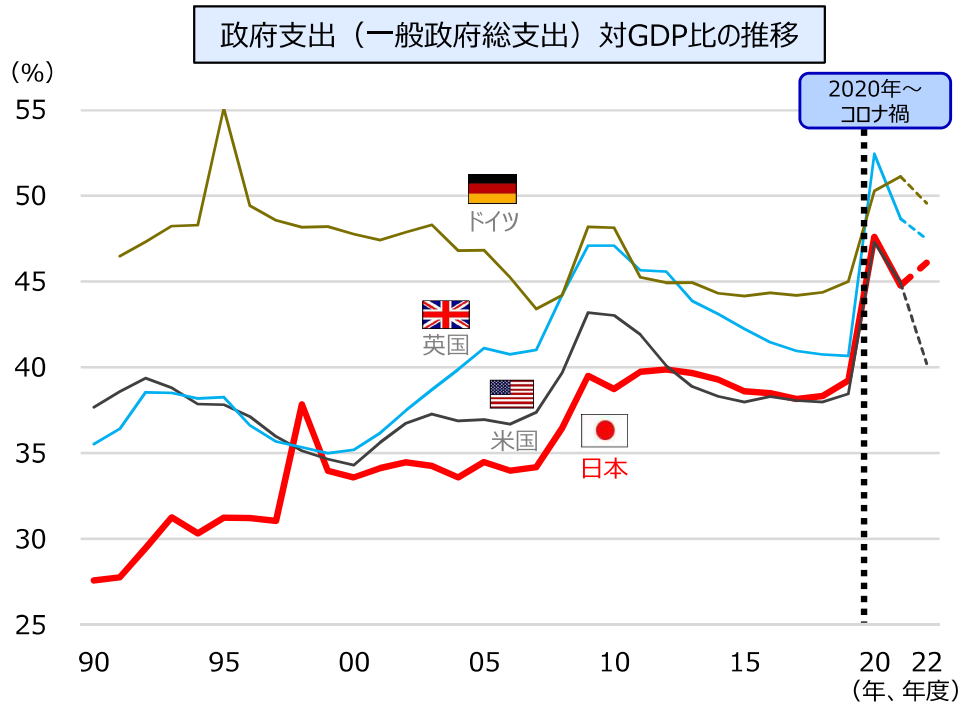
一人当たり名目GDPの順位の変化

2000年		2022年	
2位	日本	7位	アメリカ
...
5位	アメリカ	21位	ドイツ
...
11位	イギリス	23位	イギリス
...
19位	ドイツ	24位	フランス
...
21位	フランス	31位	日本
...
35位	韓国	34位	韓国

(出所) IMF World Economic Outlook 2023年4月
 (注) 各年の平均為替レートで米ドル換算、2022年はドイツを除き推計値を基に算出

(再掲) 政府支出および基礎的財政収支の推移 (対GDP比) 資料Ⅱ-4-2

- この30年、日本の政府支出水準（対GDP比）は、主要諸外国と比べても顕著に増加している。また、この間の基礎的財政収支（対GDP比）は、主要諸外国よりも悪い。
- 拡張的な財政スタンスをとり、それにも関わらず高成長を実現できなかったのが現実である。



	1990年	2019年	2022年 (推計値)
ドイツ	46.5% ※1991年値	45.0%	49.6% 1.07倍
英国	35.6%	40.7%	47.5% 1.34倍
米国	37.7%	38.5%	40.2% 1.07倍
日本(年度)	27.6%	39.2%	46.1% 1990年比 1.67倍

	1990年～2019年平均値	2019年～2022年平均値 (2022年は推計値)
ドイツ	+0.3% ※1991年～2019年平均値	▲1.9%
英国	▲1.7%	▲5.0%
米国	▲2.1%	▲6.5%
日本	▲4.0%	▲5.6% ※2021年、2022年ともに推計値

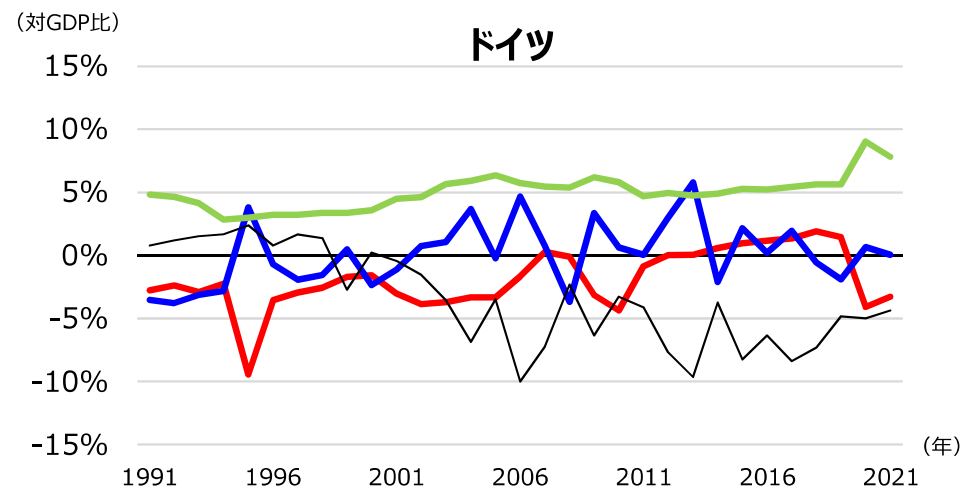
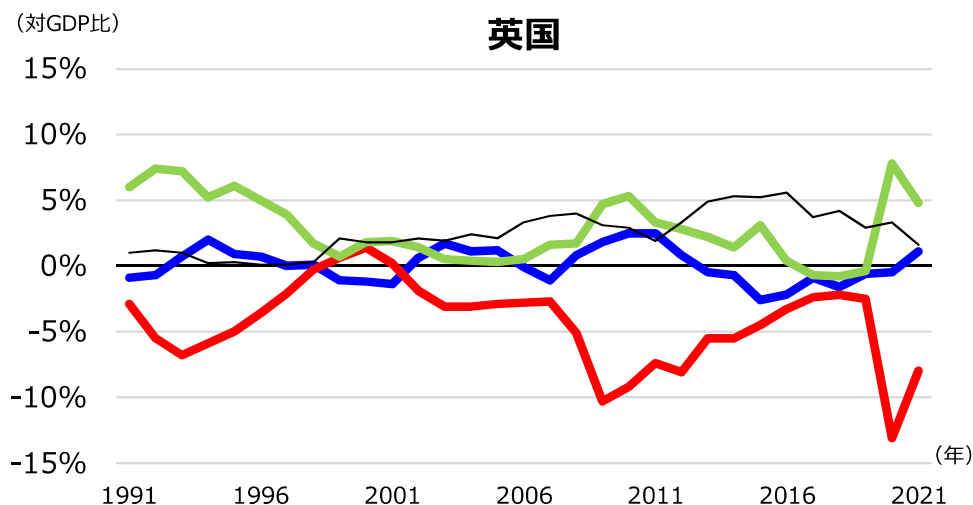
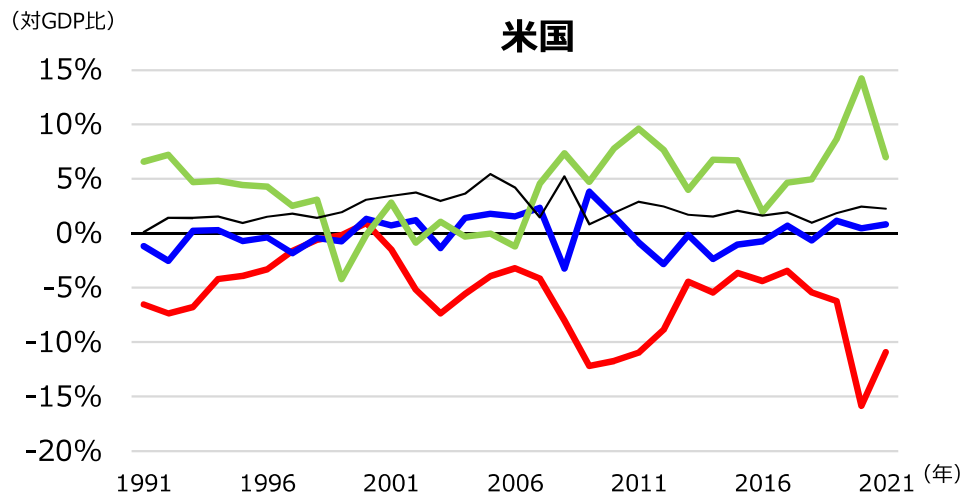
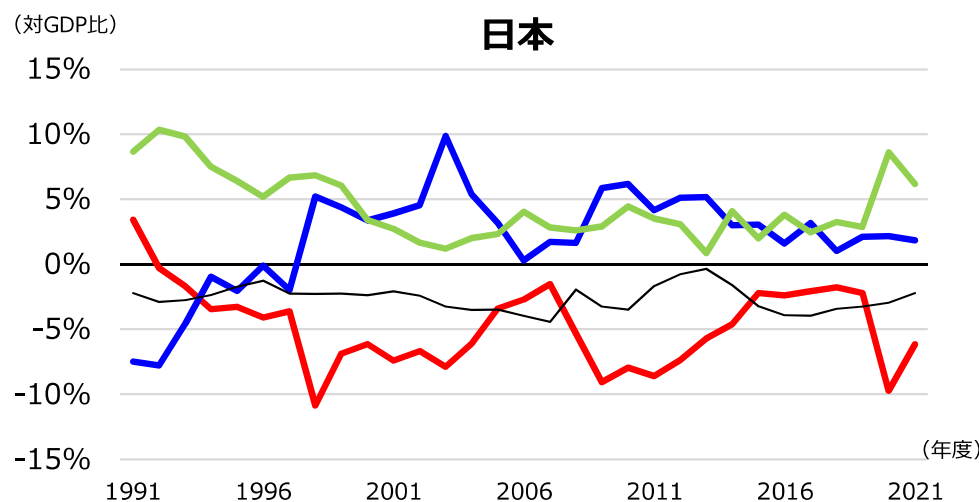
(出所) 左図) 日本：内閣府「国民経済計算」により作成。ただし、2022年度については、IMF “World Economic Outlook” (2023年4月) により補完。

諸外国：OECD “National Accounts”により作成。ただし、OECDデータで取得できない期間について、IMF “World Economic Outlook” (2023年4月) により補完。ドイツについては1991年からの値。

右図) OECD “Economic Outlook 112”(2022年11月22日) により作成。数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。日本は2021年及び2022年、それ以外の国々は2022年が推計値。

貯蓄・投資バランス（ISバランス）の国際比較

- 日本の家計部門（緑）は貯蓄超過が継続。さらに、企業部門の貯蓄超過（青）が続いていることが特徴的。
- 民間主導の持続的成長を目指すため、企業の投資（さらには、家計の消費）をいかに引き出していくかを議論していく必要。



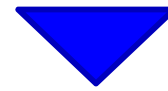
— 一般政府 — 企業等 — 家計等 — 海外

- 経済低迷の原因は財政出動が不十分だったからだという指摘も聞かれるが、これまでも当審議会から指摘しているとおり、成長力を高めていくためには、財政の規模ありきではなく、歳出の中身を見直し、成果を出せるものとしていくことが必要。

令和五年度予算の編成等に関する建議（令和4年11月 財政制度等審議会）（抜粋）

これまでの
拡張的な
財政運営
↓
持続的な
成長には
つながって
いない

- **日本経済の長期低迷の原因は、財政出動が不十分だったからだという指摘も聞かれる。**しかし、直近30年間のプライマリーバランス対GDP比で見ると、日本は単純平均で対GDP比▲4.6%と、日本よりも成長率が高かった欧米主要国と比べて最悪の水準である。先ほど述べたとおり名目GDPで日本に並びかけているドイツは、最近では新型コロナ対策やエネルギー価格高騰対策等によって財政状況が悪化してきているものの、それまでは健全な財政状況を維持し続けていた。このように、**財政の規模と、経済の成長力とは、単純に結びつけられるものではない。**
- 欧米諸国でもリーマンショックやコロナ禍のような危機時には赤字幅を拡大させているが、その他の時期では財政状況は改善している。これに対して日本では、**この30年間、一貫して赤字が継続していることが特徴的である。この期間の日本財政の悪化は、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加が主因であるが、経済対策や減税等を重ねてきたことも影響している。**
- 日本の財政支出対GDP比はOECD諸国の平均を大きく上回るペースで増加してきており、結果として財政赤字が継続し、1990年代初頭は200兆円台であった債務残高は1,000兆円を超えるに至っている。それにも関わらず、名目GDPはほぼ横ばいのままである。**経済低迷と財政悪化が同時に進行していたということにほかならない。**名目政府支出の乗数効果も、趨勢(すうせい)的に低下してきている。**少なくとも、この間の拡張的な財政運営は、持続的な成長にはつながっていない。**



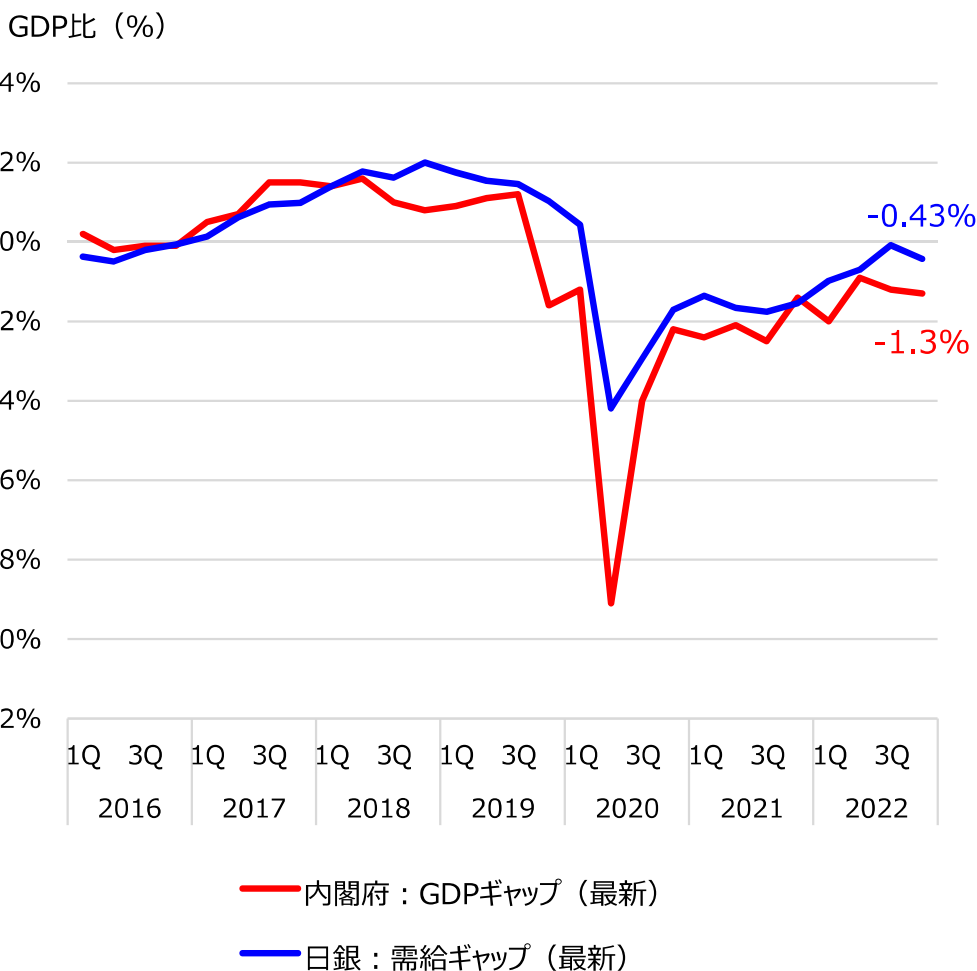
規模ありき
ではなく、
成果志向の
支出を徹底
する必要

- こうした経緯から見ても、**単に財政支出を拡大することで経済成長を図ろうとしても、結果は望み難い。**限られた財政資源を最適な形で配分するため、**政策の優先順位付けとスクラップ・アンド・ビルドを通じて、真に効果的な施策への絞込みを行うなど、メリハリのついた予算を作成し、成果を挙げられる支出に重点化していく必要がある。**
- 「ワイズ・スペンディング」とは、財政支出の中身を精査して、より付加価値を生み出すような支出に重点化していくことであり、「アンワイズ」な支出を特定して見直すこととセットでなければならないことも、改めて認識する必要がある。一方的に、特定分野の支出を「ワイズ」だとする議論は、単なる歳出拡大論と変わらない。このように、「ワイズ・スペンディング」という言葉が、単に財政支出の規模を膨らませるための方便として使われかねないことには、留意が必要である。
- **大事なことは、歳出の中身を見直し、成果を出せるものとしていくことである。「規模ありき」ではなく、「アウトカム・オリエンテッド・スペンディング（成果志向の支出）」を徹底し、成果を検証していくべきである。**

GDPギャップと財政規模

- 目指すべきは民間主導の経済成長。供給と需要の差を財政支出で埋め合わせる対応では、資源の効率的な再配分を抑制し、経済の成長力を低下させかねない。
- 潜在GDPの推計は難しく、推計主体やタイミングにより、推計結果は大きく異なることにも留意が必要。

GDPギャップ（需給ギャップ）の推移

令和五年度予算の編成等に関する建議
(令和4年11月 財政制度等審議会)

- 「近年、GDPギャップに着目して、「GDPギャップを財政支出で穴埋めすべき」といった議論がなされることがある。しかしながら、過去の建議でも指摘しているように、「供給と需要の差を財政支出で埋め合わせる」という対応では、資源の効率的な再配分を抑制し、経済の成長力を低下させてしまう。**目指すべきは民間需要主導の経済成長であり、実施すべきは家計・企業の活力を引き出す政策対応である。民間需要の不足分を財政支出で補填し続けるような資金フローは望ましいものではない。財政支出の規模ばかり大きくしても、持続的な成長は実現できない。」**
- 「なお、GDPギャップについては、潜在GDPをどのように推計するかという問題もある。**推計主体（内閣府・日本銀行等）によって推計方法が異なるほか、推計のタイミングによっても試算結果が大きく変動する。**基本的に過去のトレンドに基づく推計となっており、実現可能なGDPの最大値を推計したものではない。あくまでマクロの推計であって、業種ごとの需給動向の違いを勘案しているものではなく、仮に、個別品目の供給制約が全体のボトルネックとなるような場合でも、そうした実態は反映されない。また、コロナ禍において見られたような、過去のトレンドとは異なる形での供給力の低下も、タイムリーに反映されるわけではない。」
- 「このように、**GDPギャップの推計値は幅を持って見るべきものである。経済状況の変化を判断する上で、GDPギャップの推移を一つの参考指標として用いることはあり得ても、その絶対値に基づいて財政支出の規模を判断することはそもそも馴染まないこと**に、留意が必要である。」

(注) 本年5月、内閣府において、GDPギャップ推計にあたり令和2年（2020年）以降行っていたコロナ禍での暫定的な処理を見直した後の数値を使用。見直した結果、令和4年（2022年）10－12月期のGDPギャップの推計結果は▲1.3%に改定された（暫定的な処理による推計結果は▲2.0%）。

- **PDCAサイクル確立の必要性**が指摘されて久しい。行政事業レビューシートの活用等により、財政支出が成果に結びついているかどうかをきちんと検証し、次の予算編成に活かしていくことが重要。予算編成・執行・評価の各段階において、客観的なデータを有効活用するなどにより、PDCAサイクルを確立し、政策や予算の質の向上を図る。

行政事業レビューの予算編成過程における活用

(これまでの取組)

- 令和5年度予算においても、行政改革推進会議の秋のレビュー等の指摘を予算編成において適切に反映しフォローアップ中。
- 行政改革推進本部事務局と連携し、各府省の行政事業レビューシートの単位を予算編成過程で議論されている単位に一致。

(今後の取組)

- 見直し後の単位で作成された行政事業レビューシートを来年度予算編成過程で活用。また、秋のレビュー等の指摘事項に関して、アウトカム指標等の検討事項を確定し、指標の達成状況等についてフォローアップを進め、予算編成過程で一層活用。
- 見直し後の単位で作成された全ての事業の情報を検索・分析できるようになる**行政事業レビューシステム**が導入予定(2024年4月)。見直し版レビューシートの作成対象拡大(全事業へ拡大)と合わせ、データの質の向上を図る。

政策・予算の質の向上に向けた3つのポイント

① 政策・予算の質を高めるデータ活用

エビデンスに基づいた予算編成を行うことは重要。アウトカム指標等の見直しや行政事業レビューシステムの導入などの上記の行政事業レビューにおける取組を進め、データの質の向上を図りつつ、様々なデータを積極的・効率的に活用。

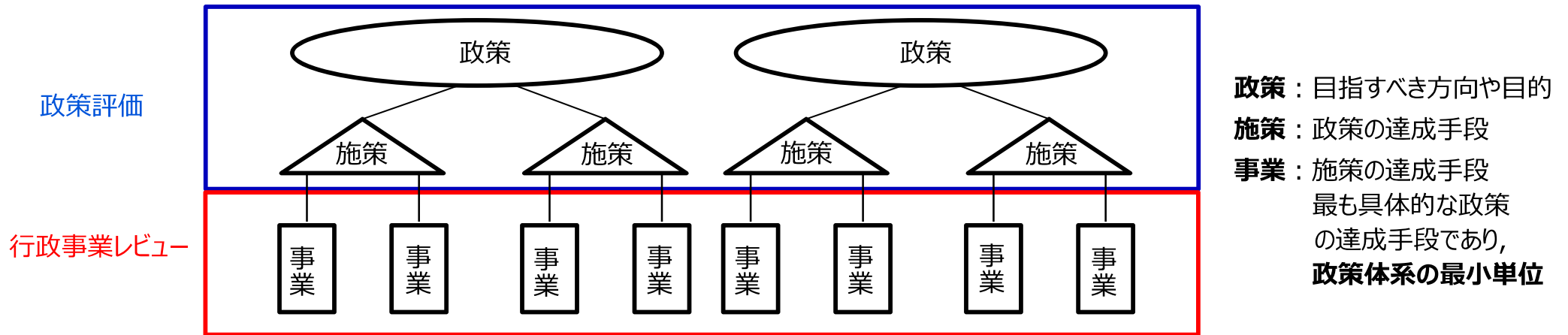
② 予算編成業務のDX化

予算編成に係る作業を効率化し職員が実質的な政策議論に注力できる環境を整えることは、政策・予算の質の向上を図る上で必要不可欠。業務の見直しやデジタル技術等を活用した予算編成業務の効率化を加速。

③ 事業の不断の見直しにつながる透明性の向上

予算編成過程のみならず、政策立案・執行・評価の各段階においてもエビデンスに基づき事業を不断に見直すことは重要。行政事業レビューシステムの導入等により、予算編成・執行・評価の各段階における透明性を高め、第三者からの検証等を可能にするとともに、財政当局はもとより各府省における自律的な事業の見直しを促進。

- **行政事業レビューと政策評価を一体的に推進**し、両者を意思決定過程において活用することにより、政策の見直しや改善につなげることが重要。
- 「**事業**」は、最も具体的な「政策」の達成手段であり、**政策体系の最小単位**である。政策評価を通じて「政策」の効果を把握・分析し、「政策」の見直しや改善につなげる上で、それぞれの「事業」について**行政事業レビューを的確に実施**し、「事業」の見直しや改善を図る必要がある。そのため、外部の専門人材による検証などを通じて、行政事業レビューの質の向上を図っていくべき。



外部の専門人材による検証

- 行政事業レビューでは、EBPM・歳出改革等有識者グループや各省庁の行政事業レビュー外部有識者会合のほか、「秋のレビュー（年次公開検証）」により、外部有識者の検証を実施。
- 内閣官房行革事務局は昨年7月より、各府省に対する伴走型支援の仕組み（EBPM補佐官の派遣等）を導入。

行政事業レビューの質の向上（主なフォローアップの状況）

- 事業実施要綱等において事業者から必要なデータを収集する仕組みの導入（例：学校を核とした地域力強化プラン（文部科学省））
- 有識者評価の導入（例：中小企業生産性革命推進事業（経済産業省））
- アウトカム指標の適正化（例：担い手への農地の集積・集約（農地利用最適化交付金等）（農林水産省））

- 我が国は、1990年代のバブル崩壊以降、長引くデフレ等を背景に、低い経済成長が続いている。この間、企業は投資や賃金を抑制し、消費者は所得の伸び悩みなどから消費を減らさざるを得ず、その結果として需要が低迷し、デフレが継続するという悪循環が生じた。
- 岸田総理は、こうしたトレンドを大きく転換し、企業の生産性の向上を伴う持続的な賃上げである「構造的な賃上げ」を実現するため、**労働市場改革に取り組んでいく旨を表明。**

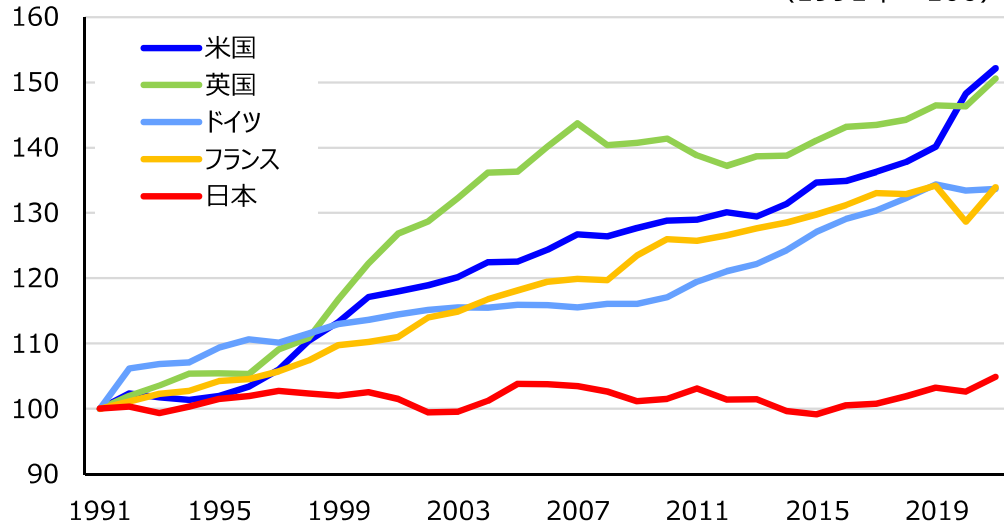
【岸田総理施政方針演説（令和5年1月23日）（抄）】

企業が収益を上げて、労働者にその果実をしっかりと分配し、消費が伸び、更なる経済成長が生まれる。この**好循環の鍵を握るのが、「賃上げ」**です。これまで着実に積み上げてきた経済成長の土台の上に、**持続的に賃金上がる「構造」を作り上げるため、労働市場改革を進めます。**（中略）

そして、その先に、多様な人材、意欲ある個人が、その能力を最大限活かして働くことが、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げにつながる社会を創り、持続的な賃上げを実現していきます。

そのために、希望する非正規雇用の方の正規化に加え、**リスキングによる能力向上支援、日本型の職務給の確立、成長分野への円滑な労働移動を進めるという三位一体の労働市場改革を、働く人の立場に立って、加速します。**

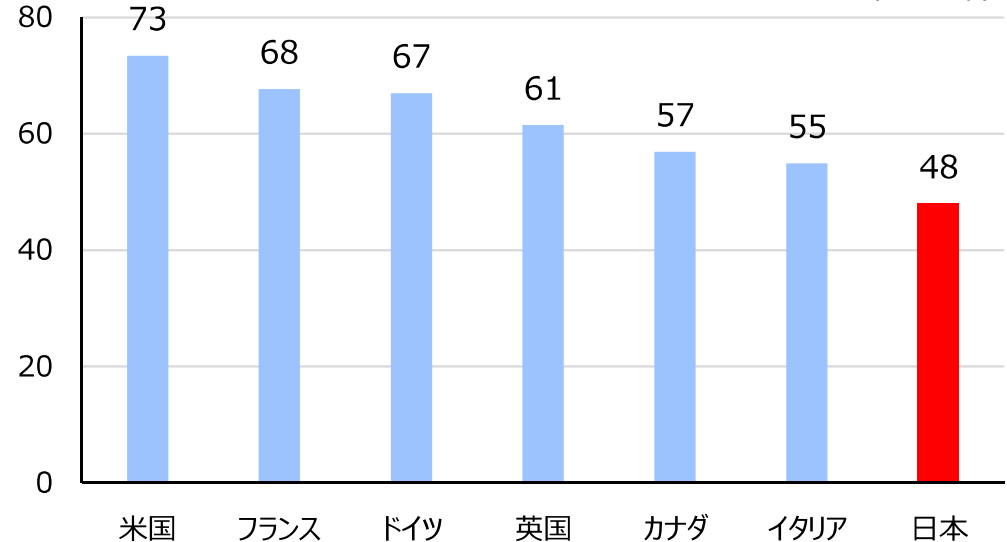
実質賃金 (1991年 = 100)



(出所) OECD "OECD.Stat"

(注) 労働生産性は、GDP (PPPで換算) を総労働時間で割った値。

労働生産性 (2020年)



- 昨年の経済対策において、「人への投資」の施策パッケージを5年間で1兆円に抜本強化。今後は、**達成を目指す目標 (KPI) を定めるとともに、達成に向けた取組状況を定期的に確認し、必要な改善を行いながら進めていく必要。**

【これまでの予算措置額】

令和3年度補正：1,156億円

※3年間で4000億円のパッケージ

令和4年度当初：1,019億円

令和4年度補正：832億円

※5年間で1兆円に抜本強化

令和5年度当初：1,510億円

➡ **累計4,500億円程度**

令和6年度

令和7年度

令和8年度

残**り5,500億円程度**

【令和5年度予算：1,510億円】 ※労働保険特別会計

➢ 賃上げを伴う企業間・産業間の労働移動円滑化等（700億円程度）

- ・ 非正規雇用の方について、特定の訓練を修了後に正社員化した企業を支援
- ・ 離職を余儀なくされた方をより高い賃金で新たに雇い入れる企業を支援
- ・ 未経験分野への労働移動の実現に向け、新たに雇い入れた後に計画的に人材育成を行った上で賃上げを行う企業を支援
- ・ 業況が厳しい中でも新しい分野への事業展開等に取り組み、そのために新たに人材を雇い入れる企業を支援

➢ 主体的に学び直しに取り組む在職者や求職者等への直接支援（230億円程度）

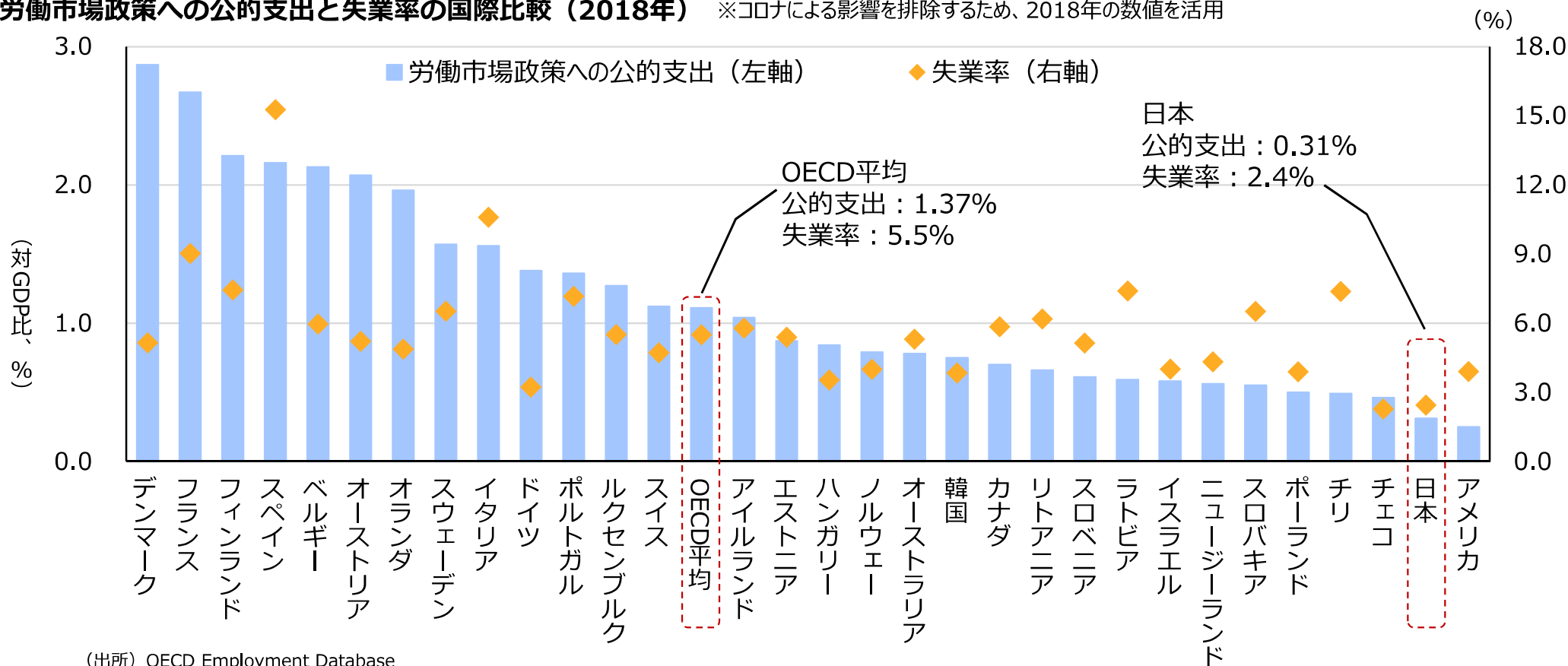
- ・ 労働移動等に向けて自らデジタル分野等のスキルアップに取り組む個人への直接支援の拡充
- ・ 公的職業訓練のデジタル分野への重点化によるデジタル推進人材の育成強化
- ・ 一般の在職者がキャリアアップや学び直しについて気軽に相談できる窓口の整備

➢ 労働者のリスクリングへの企業を通じた支援等（600億円程度）

- ・ 労働者がスキルアップのため自発的に受講する訓練等を支援する企業に高率助成
- ・ 新規事業の立ち上げなどに伴って職務が変更となる従業員に必要な訓練を行う企業を支援
- ・ 在籍型出向を活用してスキルアップを行い賃金上昇につなげる企業を支援

- 国際的に見て、我が国の失業率は低位にあり、**失業時や教育訓練に対する公的支出も低い**。この背景として、長期・安定雇用の慣行の下、不況期においても**企業はできる限り雇用を維持**するとともに、**企業内においてOJTを中心とした教育訓練が提供**されている現状を反映している可能性。
 - こうした事業主に従業員の雇用維持や教育訓練に過度に依存するシステムから転換し、
 - 平時・危機時にかかわらず、**個々人が主体的に学び直しに取り組み、より高い賃金を得られる職務に対応**できるようにする
 - **雇用保険の適用拡大**などにより、**多様な働き方を効果的に支える制度としていく**ことで、より多くの方が**安心して働ける環境を整備**する
- これらを通じて、**全体として成長分野に労働力が投入される環境を整備**していく必要があると考えられるがどうか。

◆労働市場政策への公的支出と失業率の国際比較（2018年） ※コロナによる影響を排除するため、2018年の数値を活用



(出所) OECD Employment Database

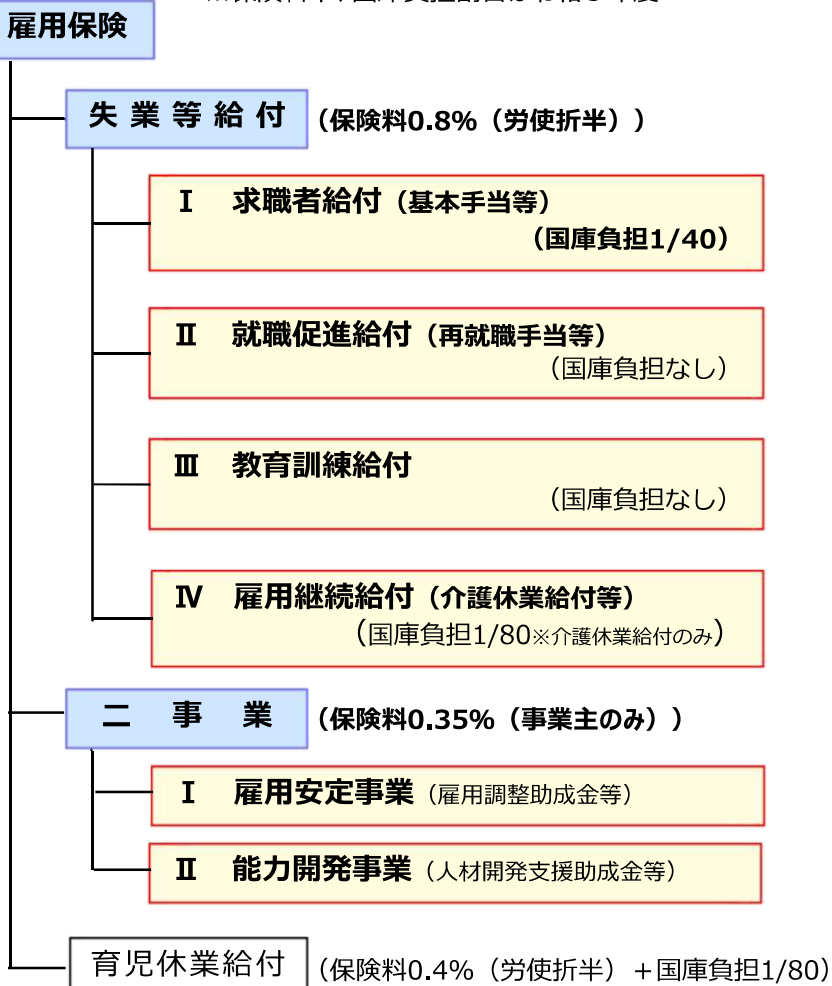
(注) 公的支出は積極的措置（公共職業サービスや職業訓練等）と消極的措置（失業または無業所得の補助・支援等）の合計値

① 平時における対応（学び直しへの支援）

- 我が国の労働市場政策は、主に**労働保険特別会計**において、事業主が拠出する**雇用保険二事業**（企業を通じた支援）と労使が拠出する**失業等給付**（個人への直接支援）を組み合わせ実施されている。
- とりわけ、在職者の学び直しの支援については、企業を通じた支援が中心となっており、個人への直接支援は弱い。**個人への直接支援に重点を置き、個人の主体的な学び直しをサポートできるようにすべき**と考えるがどうか。

◆雇用保険制度の概要（一部省略）

※保険料率、国庫負担割合は令和5年度



◆在職者向けの学び直し支援策

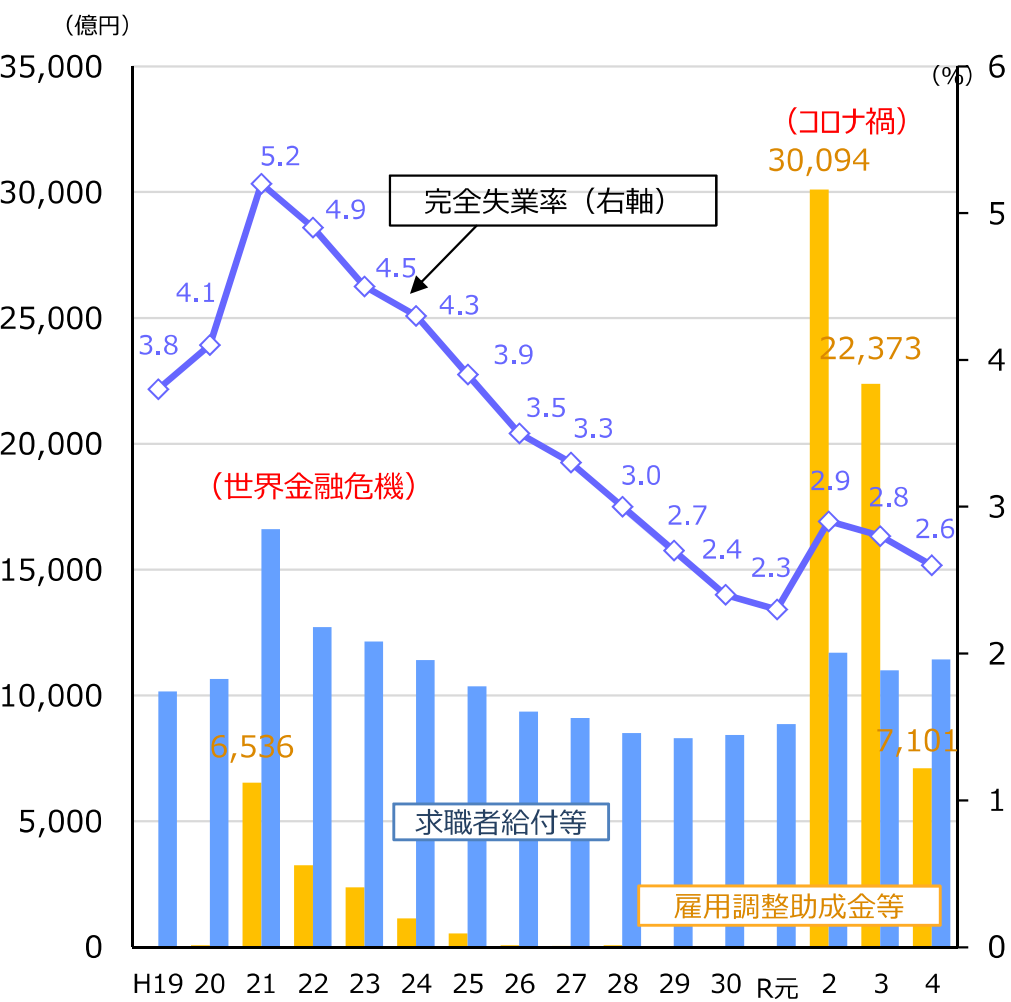
	企業を通じた支援		個人（在職者）への直接支援
	人材開発支援助成金	公共職業訓練（在職者訓練） 生産性向上人材育成支援センター	教育訓練給付制度
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業自身あるいは企業が民間教育訓練機関等に委託して、労働者の現在の職務に関連する訓練を行う場合、訓練内容に応じ、経費の30%～75%を、企業に助成。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の設置したポリテクセンター・ポリテクカレッジ（全国86か所）、および都道府県が設置した職業能力開発校等において、在職者向けの職業訓練を実施。 職業訓練の受講費用は企業が負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者のキャリア形成等に資すると認定された講座を受講する場合、その受講費用の20%～50%を個人に給付。 さらに、労働者の中長期的キャリア形成をターゲットとする専門実践教育訓練の場合、訓練終了後1年以内に資格取得・再就職すれば20%を個人に追加支給する。
予算額	681億円	90億円	237億円

（出所）新しい資本主義実現会議（令和5年2月15日）事務局提出資料

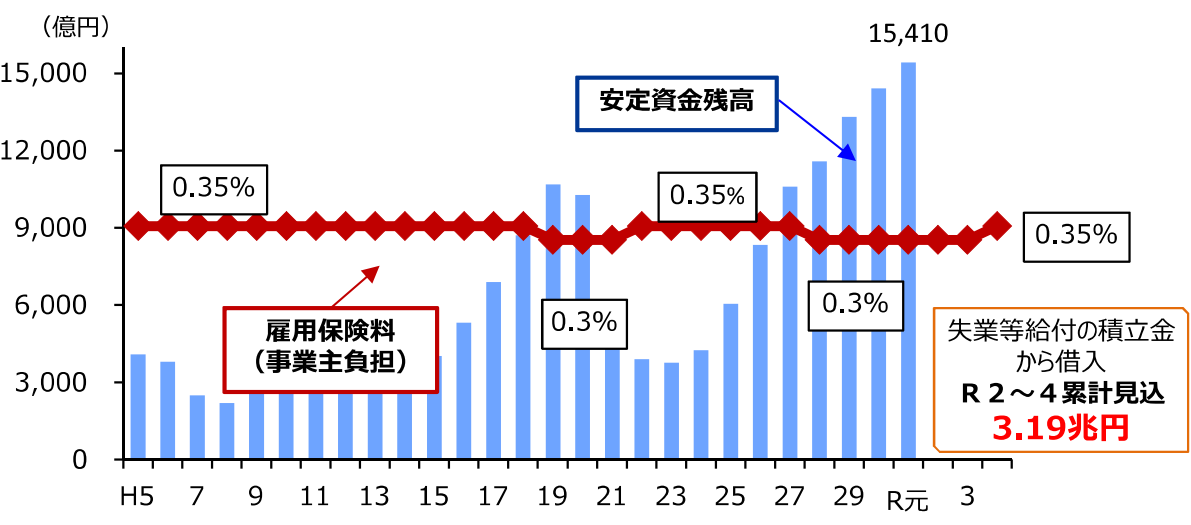
②危機時における対応（雇用調整助成金制度の見直し）

- 今般のコロナ禍における雇用調整助成金の特例対応は、危機時の雇用維持に大きな効果を発揮した一方、**対応の長期化によって、①雇用保険財政に大きな負荷をかけるとともに、②健全な労働移動や労働者のスキルアップを阻害した面もあった。**
- 平時において個人への支援に重点化していくこととあわせて、休業による雇用維持に重きを置いた現行の雇用調整助成金制度を見直し、**危機時において、個々の労働者がスキルアップ等を通じて経済社会の構造変化に対応していくことを促す制度とすべきと考えられる**がどうか。

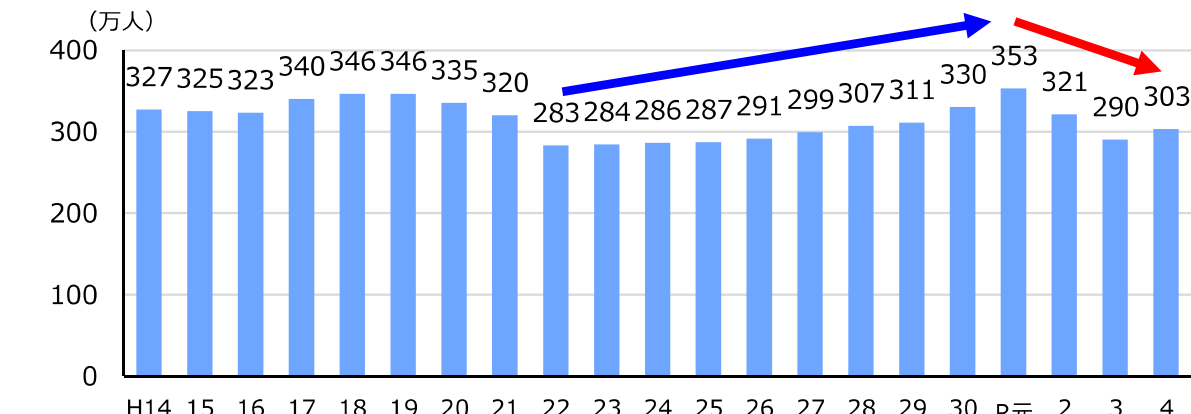
◆雇用調整助成金等の推移



◆雇用安定資金残高の推移



◆転職者数の推移



(注) 令和3年度までは決算額、令和4年度は補正後予算額。

(出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」

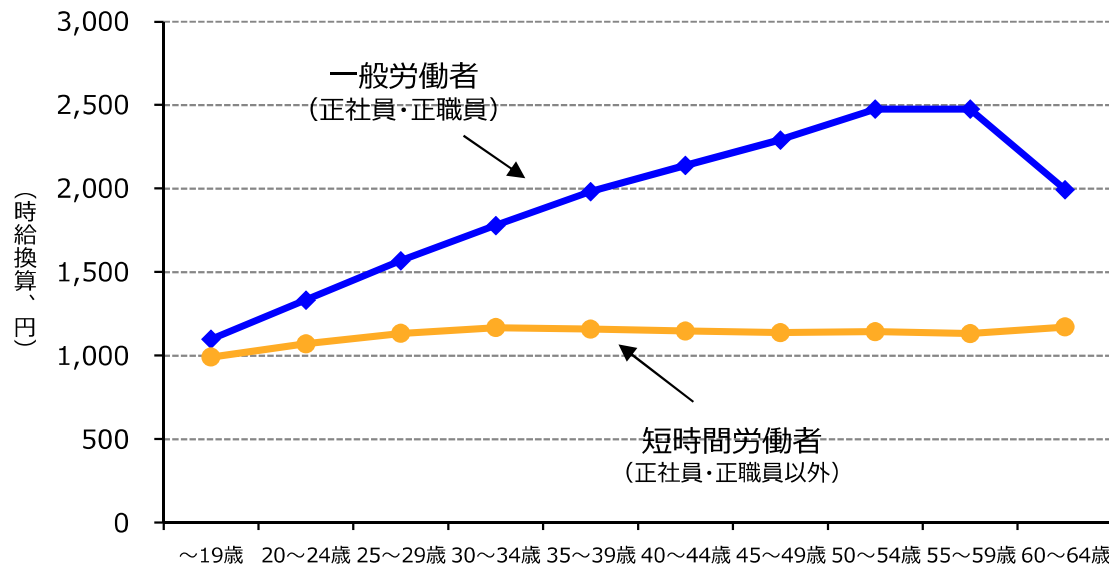
③雇用セーフティネットの適用拡大

- 学び直し等の個人への直接支援の強化とあわせ、多様な働き方を効果的に支えるため、**雇用のセーフティネットを強化し、現状、賃金が低い、能力開発機会がとぼしい等の課題を抱える非正規雇用であっても、安心して働きながら、主体的に学び直しに取り組める環境を整備する必要。**
- 週所定労働時間20時間未満の労働者に対する**雇用保険の適用拡大**について、失業給付や育児休業給付、教育訓練給付等、**それぞれの給付の趣旨や保険料負担の在り方を含め、具体的な検討を早急に進めていくべき。**

【こども・子育て政策の強化について（試案）（令和5年3月31日 こども政策担当大臣）（抄）】

- 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない**週所定労働時間20時間未満の労働者についても失業手当や育児休業給付等を受給できるよう雇用保険の適用拡大に向けた検討を進める。**

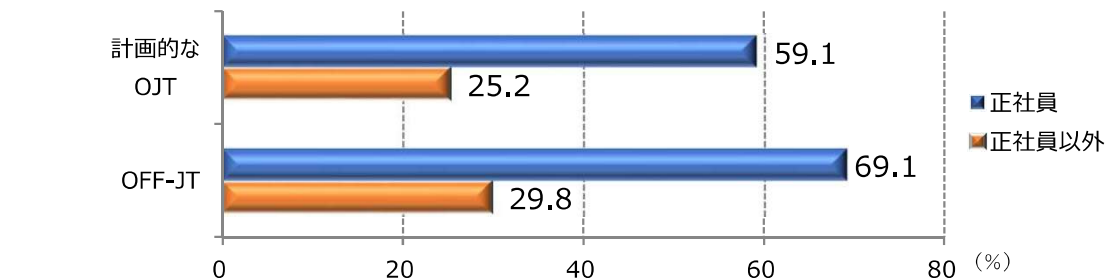
◆年齢階層、雇用形態別賃金



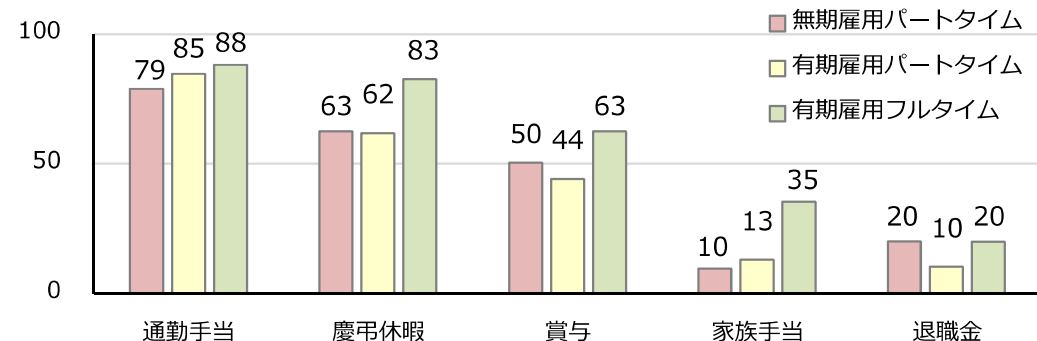
(出所) 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

(注) 賃金は、2019年6月分の所定内給与額。平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。

◆教育訓練、各種手当等の適用状況



(正社員 = 100%)



(出所) 厚生労働省「能力開発基本調査」(2021年度)、「パートタイム労働者総合実態調査」(2021年)

(注) 「正社員に実施」割合を100としたうち「当該労働者にも実施」の割合

- **同一労働同一賃金**の推進に向けて、「**職務給の確立**」※を図る中で、**より高い実効性**を確保していく必要がある。

※個々の職務に応じて必要となるスキルとそれに見合う給与体系を明確化する取組

【全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日 全世代型社会保障構築会議）（抄）】

- 子育て・若者世代の非正規雇用労働者は、基本給や各種手当の支給、能力開発機会等における待遇差や雇用の不安定さなどの課題に直面している。**こうした実態が、少子化の背景の一つとなっている**とも考えられることから、雇用形態に関わらない公正な待遇確保に向けた方策について、引き続き促進する必要がある。
- 「同一労働同一賃金」については、その履行確保に向けた取組を一層強力に推進するとともに、**非正規雇用労働者の処遇改善に与えた効果を丁寧に検証した上で、「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しを検討すべき**である。
- **非正規雇用労働者の待遇改善に関する取組状況について、非財務情報の開示対象に加える**ことも含め、企業の取組の促進策を検討すべきである。

◆いわゆる「同一労働同一賃金」について

同一企業内において、正社員とパート・有期雇用労働者等との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることを禁止。

均衡待遇：待遇ごとに、その性質・目的に照らして、

①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）③その他の事情

のうち適切と認められる事情を考慮して、**不合理な待遇差を禁止**

均等待遇：①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）が同じ場合は、パート・有期雇用労働者等であることを理由とした**差別的取扱いを禁止**

⇒ ガイドラインにおいて、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示し、規定の解釈を明確化。

◆「統合報告書」における記載例

【A社：非正規雇用者の正社員化】


- 当社は非正規雇用の派遣社員や期間従業員に対して、定期的に評価を行い正社員としての資質を兼ね備えた方々に対しては正社員化を行っています。**2021年度は全社で30名を正社員として採用**しました。

【B社：多様な正社員制度の創設】

- 非正規社員のうち全国転勤の可否など就労条件に一定の制限がありつつも社員と同等の活躍が期待できる人材を正社員化する**勤務地域限定型社員制度を創設**し、多様な人材の活用を推進しています。

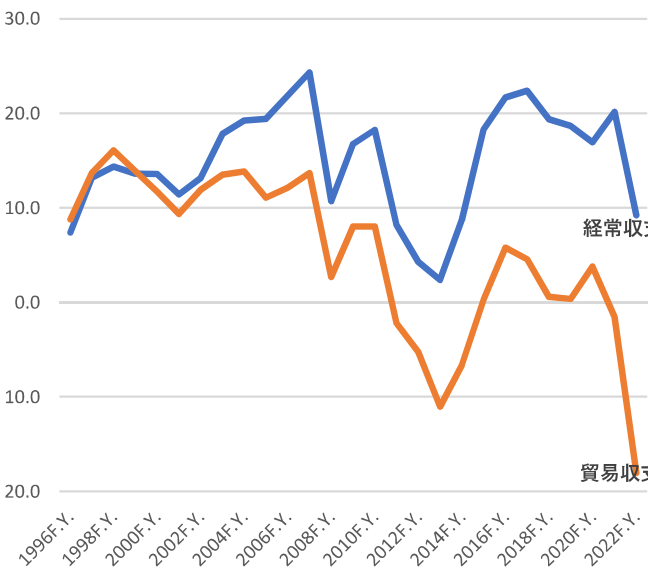
【C社：同一労働同一賃金への取組】

- 「同一労働同一賃金関連法」の趣旨をふまえ、**正規雇用者向け制度の一部を有期契約従業員などの非正規雇用者も利用できる**ようにしています。

 こうした例を**横展開**するとともに、さらに**記載内容を充実**させていくことが重要ではないか。

- **日本は、1次エネルギー自給率がG7中最低。**ロシアによるウクライナ侵略の影響等による資源価格高騰等を受け、**貿易収支が赤字**となることで国富の流出につながっている。また、貿易収支の悪化を受けて、**経常収支も黒字幅が縮小**している。
- 日本経済の持続可能性の確保や安全保障の面からも、**資源の安定供給に加え、エネルギー自給率を向上させる電源の割合を増やしていくことや省エネの推進など産業の構造転換を進めることは、日本経済の成長に資する取組。**

日本の貿易収支・経常収支の推移（年度・兆円）



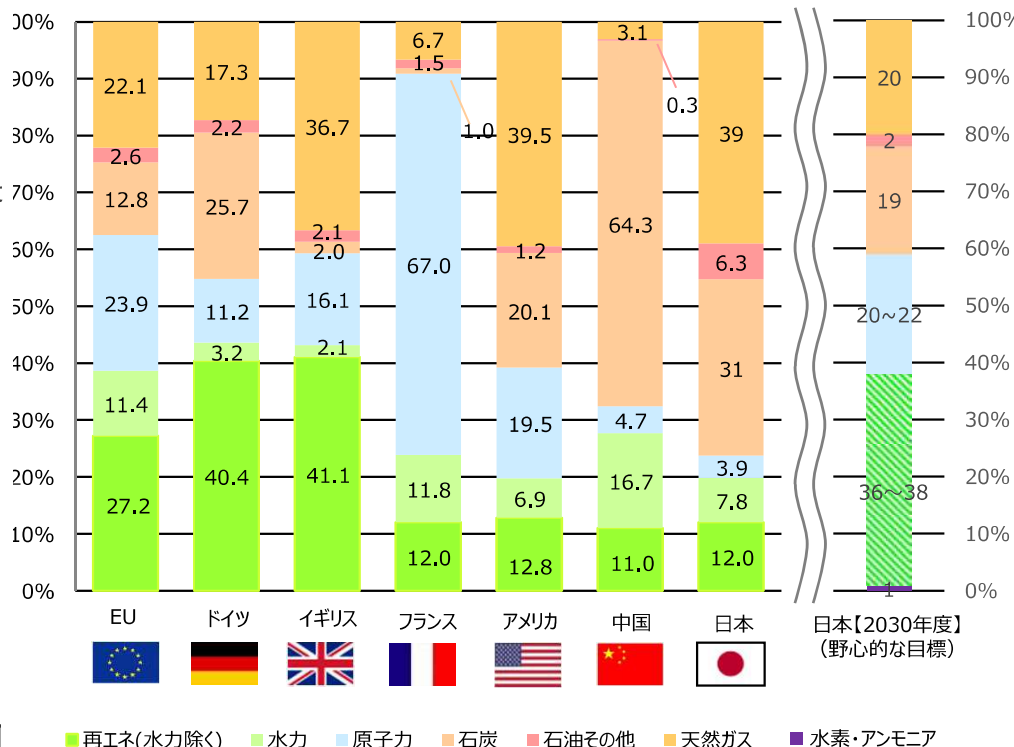
(出所) 財務省 国際収支状況

G7各国の一次エネルギー自給率（2021年）

日本	イタリア	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	カナダ
13%	23%	35%	54%	61%	104%	186%

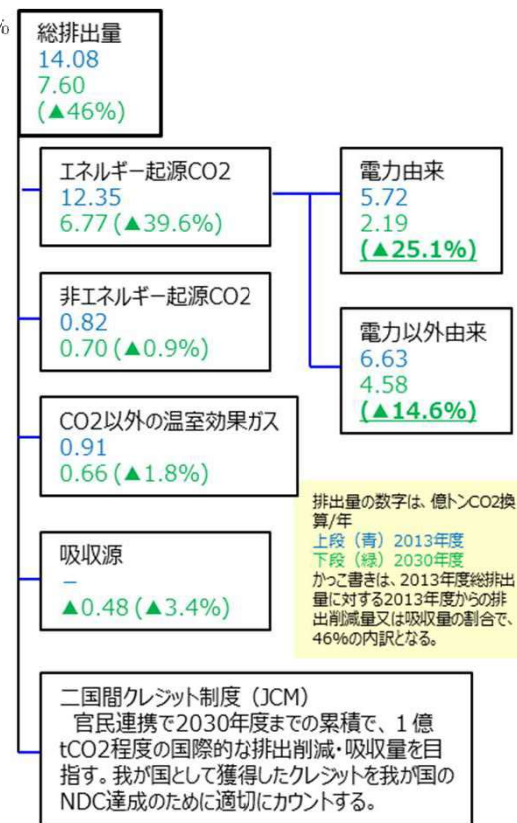
(出所) IEA World Energy Balances

発電比率の国際比較（2020年）と2030年度に向けた我が国の電源構成目標



(出所1) 2020年の発電比率国際比較は、IEA Market Report Series - Renewables 2021（各国2020年時点の発電量）、IEA データベース、総合エネルギー統計（2020年度速報値）等より資源エネルギー庁作成
 (出所2) 2030年度の電源構成は、エネルギー需給実績、2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）（資源エネルギー庁）を基に作成。
 「再エネ」と「水力発電」を区別しておらず、事業用発電及び自家用発電を含む国内全体の発電施設を対象としている。

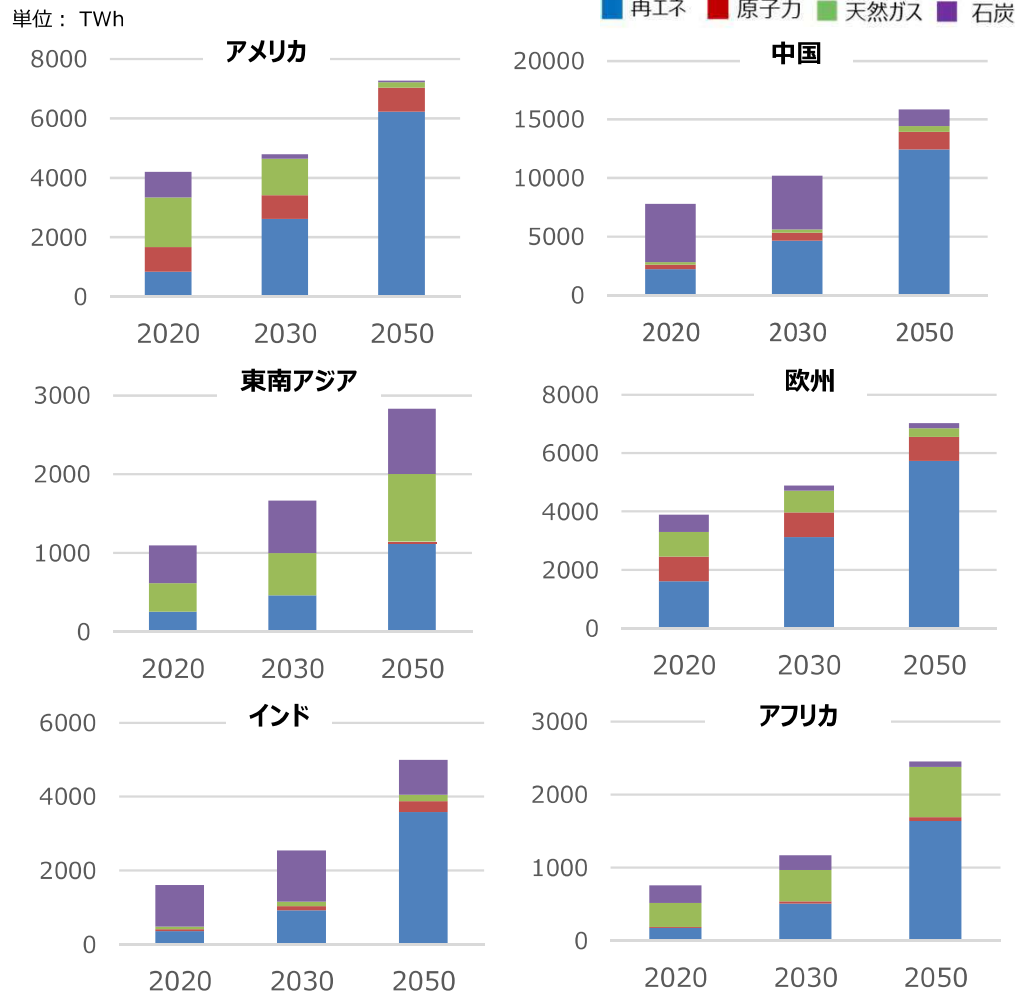
2013年度と2030年度の温室効果ガス排出量の内訳



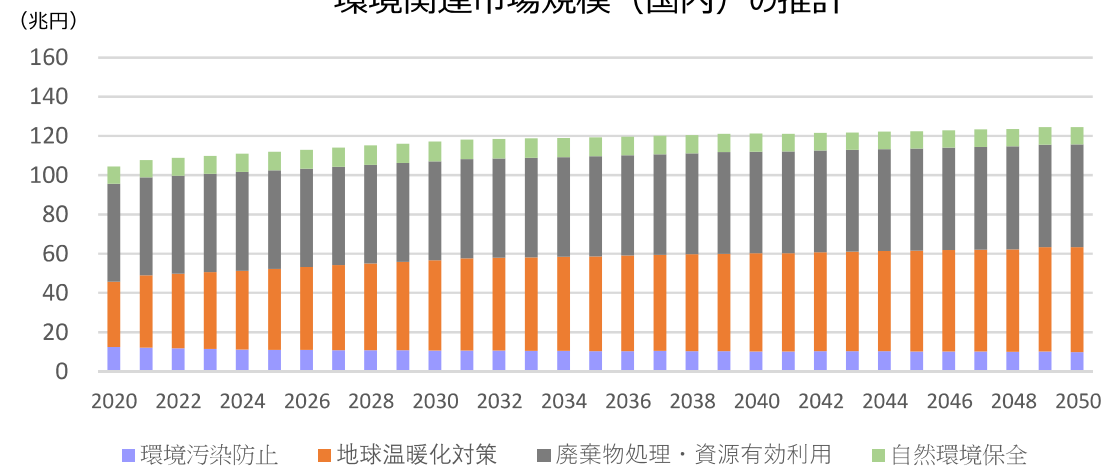
(出所) 地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）、2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）（令和3年9月資源エネルギー庁）より作成

- 今後、高い経済成長が予測されているインド・東南アジア・アフリカ等の国々では、2050年のエネルギー需要が2020年度比**1.7～1.8倍に拡大**する見通し。また、それらの国々を含む各国の電源構成の推移を見ると、**再生可能エネルギーの構成比が伸びていく**ことが見込まれている。
- こういった世界的な取組の加速を受け、今後、**海外の環境関連市場規模は拡大**していくことが予測されており、日本経済の成長のためには、国内産業の構造転換に加え、**脱炭素に向けた海外需要の取り込みが重要**。

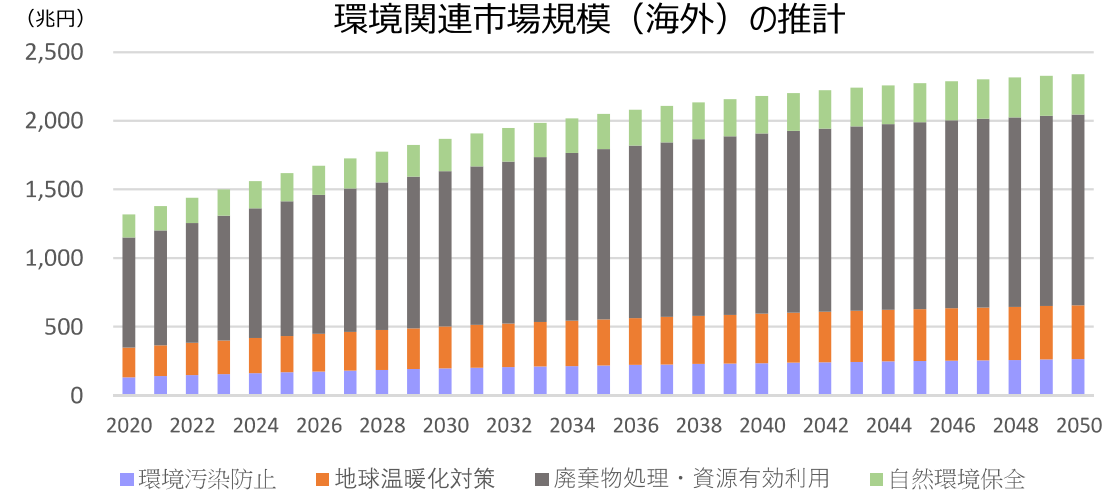
各国・地域の電源構成見通し



環境関連市場規模（国内）の推計



環境関連市場規模（海外）の推計

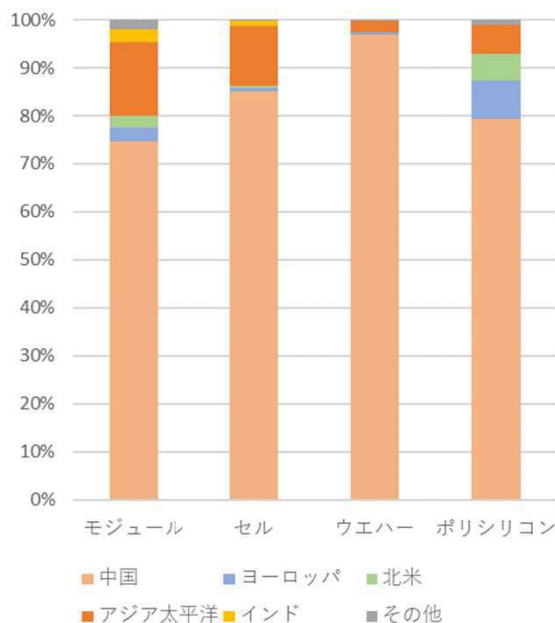


(出所) IEA, "World Energy Outlook 2021"を基にNEDO技術戦略研究センター作成

(出所) 国内市場：環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書（2022.3）
海外市場：環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書（2019.3）

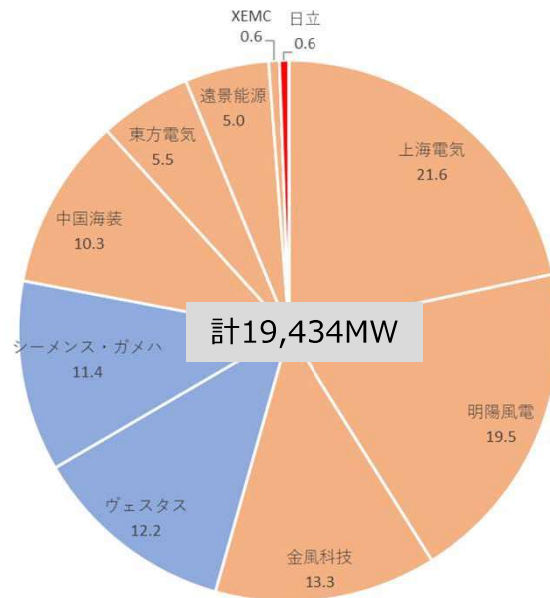
- 他方で、例えば、太陽光パネルの主要製造段階での中国企業のシェアが8割を超えているほか、洋上風力発電設備でも日本のシェアは僅かであり、蓄電池でも日本のシェアは低下。これらを踏まえると、**ただ再エネ関連設備導入を支援することが日本経済の成長に資するとは言いがたい状況**。また、海外需要を取り込むという観点からも、**単なる投資支援で諸外国を追い上げることは容易ではない**。
- このため、日本経済の成長に向けては、
 - ① **世界的な議論の動向・潮流**をしっかりと踏まえた上で、**温暖化ガスの抑制に資する真に競争力のある技術・製品を開発し、短いスパンでブラッシュアップしながら事業化していくことにより、海外需要を取り込むこと**
 - ② **エネルギー源や関連設備など、自前で賄うこと**を目指しつつ、**再生可能エネルギーの導入を加速していくこと**が必要であり、こういった考え方のもと、GX（グリーン・トランスフォーメーション）を推進していく意義がある。

太陽光パネル関連製品生産能力（シェア）



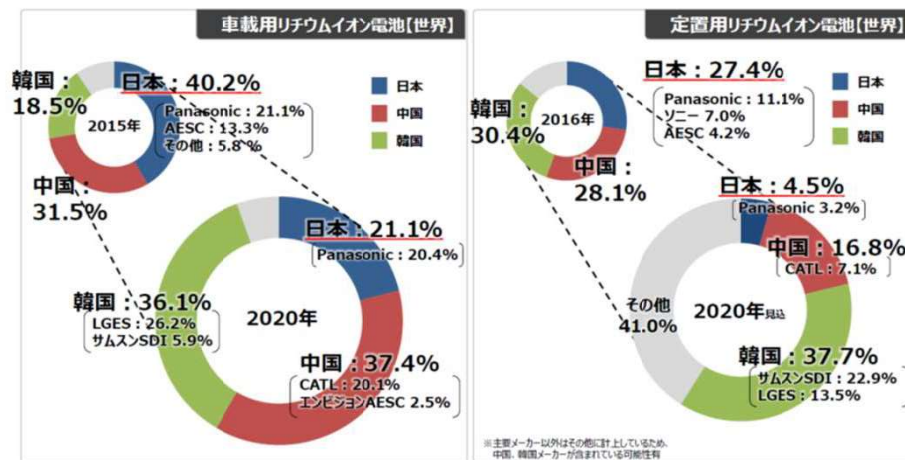
(出所) IEA「Solar PV Global Supply Chains」(2022.7)

洋上風力発電設備メーカー（シェア，%）



(出所) 世界風力エネルギー協議会 (GWEC)

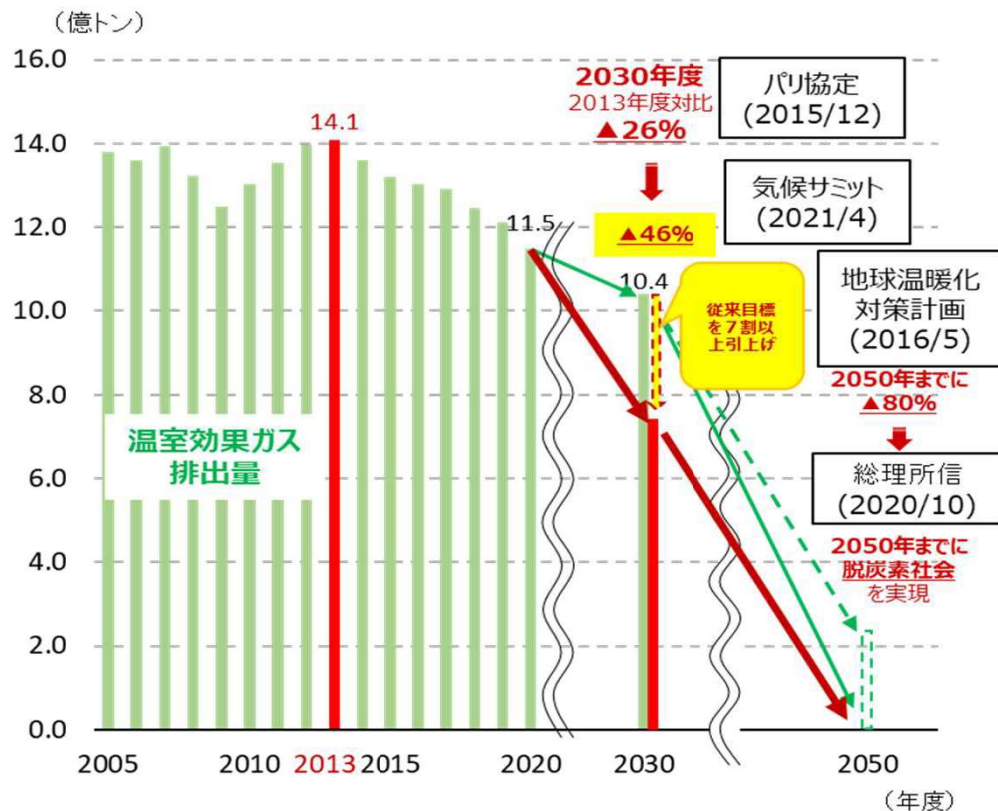
車載用・定置用蓄電池シェアの推移



(出所) 経済産業省「蓄電池産業戦略」(2022.4.22)

- これまで、気候変動問題への対応が世界規模で取り組むべき喫緊の課題となる中、日本においても**2030年度に温室効果ガス削減目標▲46%、2050年カーボンニュートラル実現のため、国家を挙げて対応してきたところ。**
- そうした中、ロシアによるウクライナ侵略により、GXの実現に向けて取り組む必要が高まったことを受け、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「GXへの投資」が盛り込まれ、7月から12月にかけて、GX実行会議において議論が交わされた。
- この議論を踏まえ、令和5年2月10日、「**GX実現に向けた基本方針**」が閣議決定された。

我が国の温室効果ガス排出量の推移と削減目標



GX実現に向けた基本方針（概要）

(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

- ① 徹底した省エネの推進
(中小企業の省エネ支援強化、住宅省エネ化支援、主要5業種への非化石エネルギー転換の目安等)
- ② 再エネの主力電源化
(系統整備の加速、洋上風力の導入拡大等)
- ③ 原子力の活用
(次世代革新炉への建て替え具体化、運転期間の延長等)
- ④ その他の重要事項
(水素・アンモニア、予備電源制や長期脱炭素電源オークション、余剰LNG確保等)

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

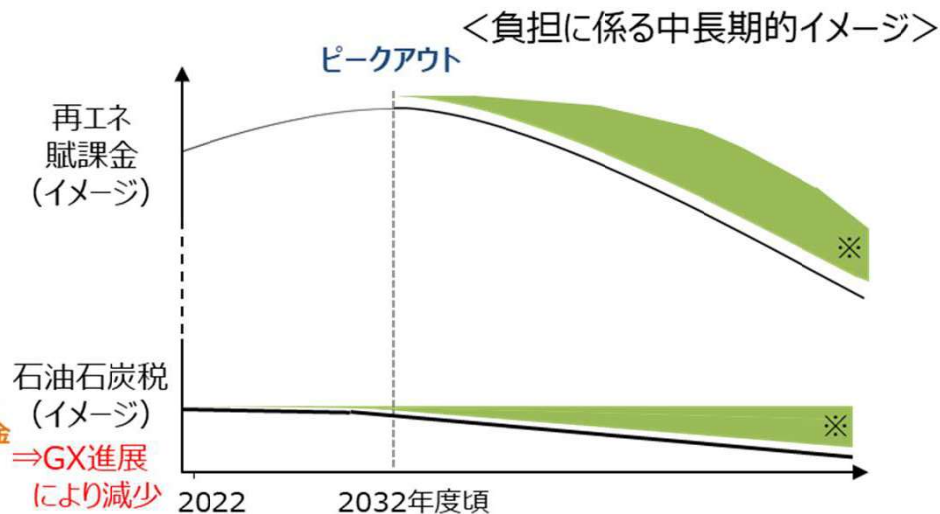
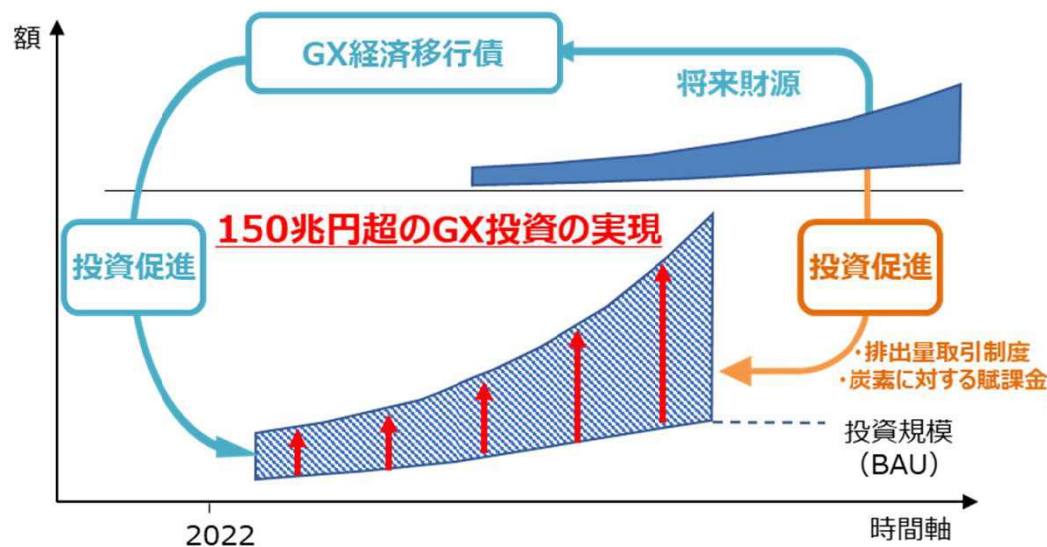
- ① GX経済移行債を活用した先行投資支援
- ② 成長志向型カーボンプライシング (CP) によるGX投資インセンティブ
- ③ 新たな金融手法の活用
- ④ 国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

(3) 進捗評価と必要な見直し

※ これらのうち、法制上の措置が必要なものについて、「GX推進法」が成立 (令和5年5月12日)

- **GX実現に向けた基本方針**において、今後10年間で官民あわせて150兆円を超える投資を実現していくためには、国としても、長期・複数年間にわたって支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を上げていく必要があります、そのため新たに「**GX経済移行債**」を創設し、これを活用することで、国として**20兆円規模の大胆な先行投資を実現すること**とされた。
- また、**経済・社会全体を動かして政策目標を実現していくためには**、支援策によって投資・導入を促すばかりではなく、**規制・制度的措置と一体的に講じていくことが重要**であることから、「**規制・支援一体型投資促進策**」の考え方が盛り込まれている。

GX経済移行債の仕組み



- ※ エネルギーに係る負担減少の範囲内で、以下を徐々に導入
- ① 排出枠の発電事業者への有償化（2033年度～）
 - ② 炭素に対する賦課金（2028年度～）

規制・支援一体型投資促進策

規制の強化、諸制度の整備などによる
脱炭素化・新産業の需要創出
(例 省エネ法、高度化法、建築物省エネ法などにおける基準強化や対象範囲の拡大、公共調達の導入など)



官民投資の呼び水となる
政府による投資促進策
(例 長期・複数年度、「産業競争力強化・経済成長」×「排出削減」を実現する分野を対象など)



政策目標の実現

- GX実現に向けた基本方針においては、国による投資促進策は、「規制・支援一体型」であることに加え、受益と負担の観点も踏まえつつ、**民間のみでは投資判断が真に困難な案件**であって、**産業競争力強化・経済成長及び温室効果ガス排出削減のいずれの実現にも貢献する分野**を対象とすべきとされた。

政府支援の基本原則（GX実現に向けた基本方針より）

令和5年度予算・令和4年度補正におけるGX投資支援

【必要条件】

- I. 資金調達手法を含め、企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とすること
- II. 産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献するものであり、その市場規模・削減規模の大きさや、GX達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位をつけ、当該優先順位の高いものから支援すること
- III. 企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置と一体的に講ずること
- IV. 国内の人的・物的投資拡大に繋がる※ものを対象とし、海外に閉じる設備投資など国内排出削減に効かない事業や、クレジットなど目標達成にしか効果が無い事業は、支援対象外とすること

【類型】

産業競争力強化・経済成長

- A** 技術革新性または事業革新性があり、外需獲得・内需拡大を見据えた成長投資
or
高度な技術で、化石原燃料・エネルギーの
- B** 減少と収益性向上（統合・再編やマークアップ等）の双方に資する成長投資
or
C 全国規模の市場が想定される主要物品の導入初期の国内需要対策（供給側の投資も伴うもの）

排出削減

- ① 技術革新を通じて、将来の**国内の削減**に貢献する**研究開発投資**
or
② 技術的に削減効果が高く、足元で、**直接的に国内の排出削減**に貢献する**設備投資**
or
③ **全国規模で需要**があり、高い削減効果が長期に及ぶ**主要物品の導入初期の国内需要対策**

×

【令和5年度予算における主な事業】（合計0.5兆円）

- ▶ 市場獲得を目指す革新的技術の研究開発
 - ・ 企業の社会実装の投資のコミット等を条件に、カーボンニュートラル目標達成に向けた革新的技術の研究開発を支援（GI基金） 4,564億円
 - ・ 次世代革新炉（高温ガス炉・高速炉）の実証炉に係る研究開発支援 123億円
- ▶ 成長に資する全国規模の需要対策
 - ・ クリーンエネルギー自動車の導入支援の拡充 336億円



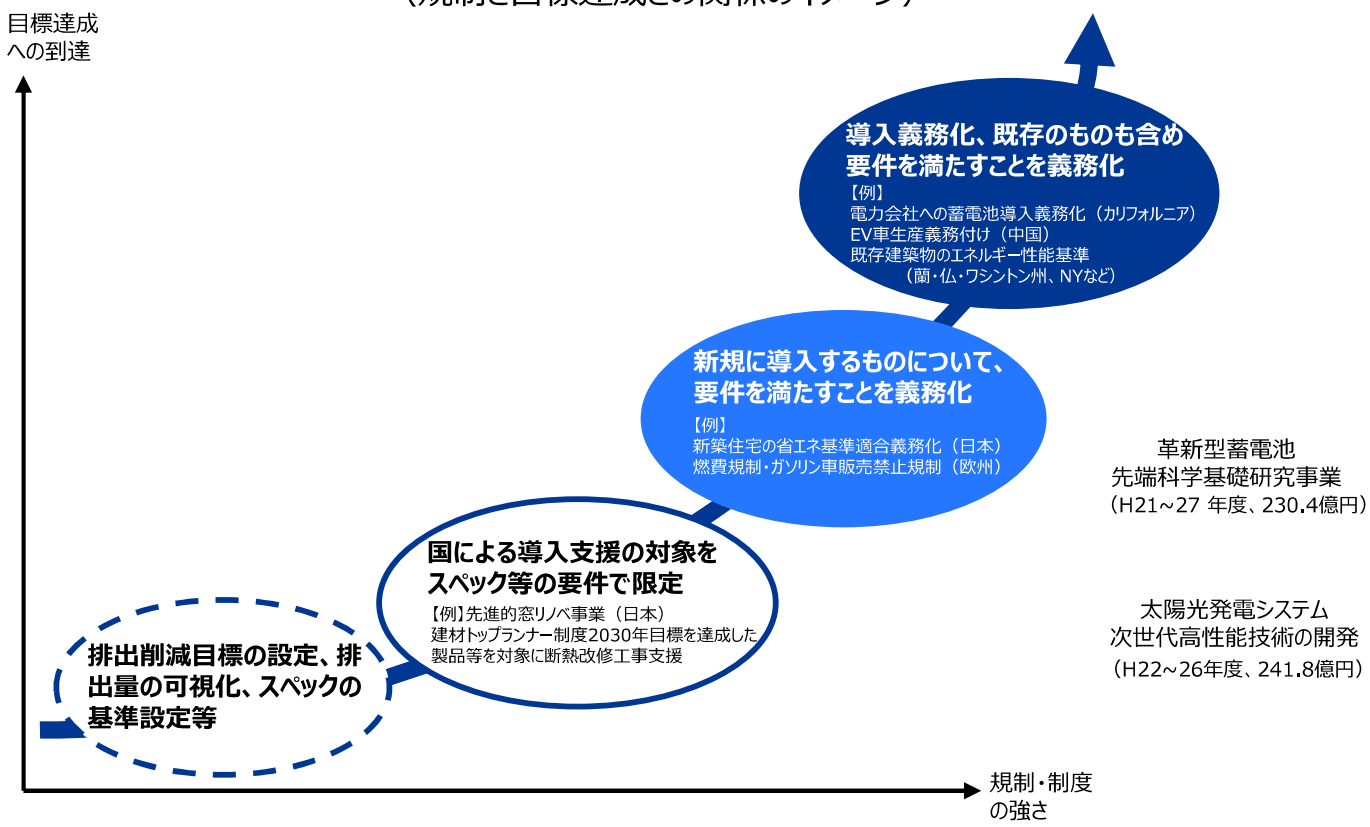
【令和4年度補正予算における】（先行実施 1.1兆円）

- ・ 蓄電池製造関連の設備投資支援 3,316億円
- ・ パワー半導体製造関連の設備投資支援 1,523億円
- ・ GI基金の積み増し 3,000億円 等

成長実現に向けた支援のあり方

- **国が支援する対象**について、様々な産業や研究に対して総花的な支援を行うことは、限られたリソースの活用として適切ではなく、**脱炭素目標の達成と成長実現の観点に立って、よく吟味して決定すべき。**
- **GXのみならず他の政策目標も含め**、国全体での目標達成に向けて経済・社会全体を動かしていくためには、**投資支援を行うだけでは不十分であり、ひいては成長にもつながらない。**投資支援を実施するのであれば、**規制・制度的措置も一体的に行うことで目標達成に向けて働きかけていくことが必要。**（「規制・支援一体型投資促進策」）
- 研究開発に対する支援については、**モニタリング指標を設けるとともに、ステージゲートを設けて案件を絞り込むなど進捗管理等を精緻に行っていく必要。**また、プロジェクト選定・管理に当たっては、**脱炭素目標達成及び成長・イノベーションに向けてどのような貢献が期待できるのかといったアウトカムもよく精査して検証を行っていくべき。**

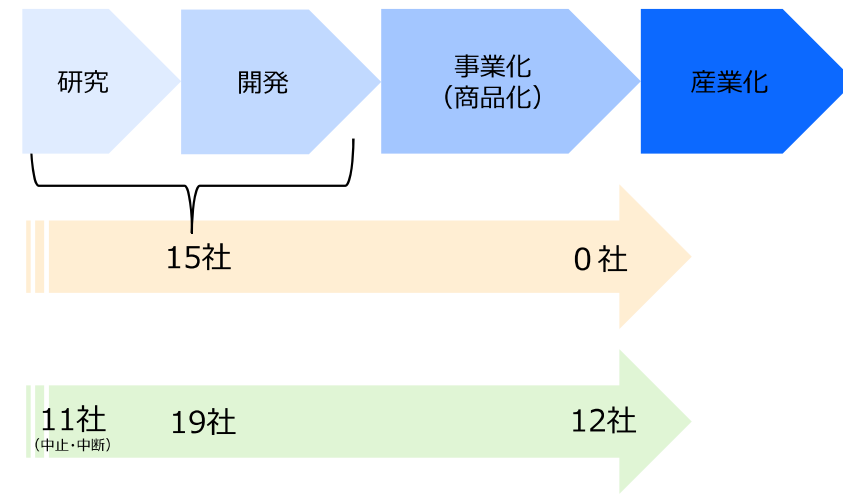
規制・支援一体型投資促進策の考え方
(規制と目標達成との関係のイメージ)



研究開発から産業化までの道のり

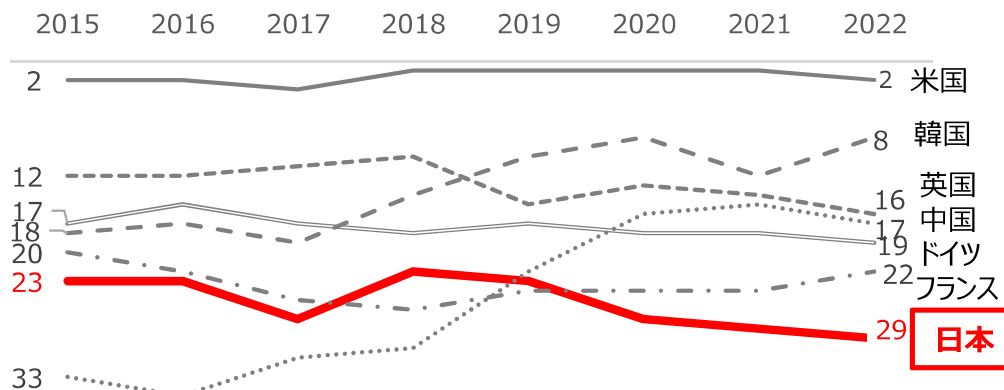
平成17～27年度以前に終了した事業（234事業）について、NEDOが追跡調査した結果、**実用化達成率は29.5%**

※引き続き、各社において研究開発を継続中のものも存在



- IMD（国際経営開発研究所）によれば、日本のデジタル競争力は低位で推移。**規制枠組みやデジタル人材不足、ビジネスの俊敏性の低さが主な原因**との指摘がある。
- 官民を挙げてデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現できるか否かが、国の経済成長力を左右する。

【総合順位】（※2022年は全63か国・地域）



【日本の主な基準・指標別順位（2022年）（注1）】

要因	基準・指標	
知識 (28位) 新しい技術を開発・理解するために必要なノウハウ	人材 (50位)	国際経験 (63位 (最下位))
		デジタル/技術的なスキル (62位 (最下位))
技術 (30位) デジタル技術の開発を可能にする全体的な環境	技術枠組み (8位)	インターネット利用者数 (19位)
		ワイヤレスブロードバンド普及率 (2位)
	規制枠組み (47位)	起業 (43位)
		技術の規制 (49位)
将来への備え (28位) DXを活用するための準備レベル	ビジネスの俊敏性 (62位)	世界のロボット分布 (2位)
		ビッグデータの活用と分析 (63位 (最下位))
		機会と脅威 (63位 (最下位))
		企業の俊敏性 (63位 (最下位))

【日本がデジタル化で後れを取った主な理由】

1) ICT投資の低迷

- ・ 我が国のICT投資の8割が現行ビジネスの維持・運営
- ・ アジャイル開発の導入、オープン化・クラウド化への対応、業務やデータ標準化の遅れ

2) 業務改革等を伴わないICT投資

- ・ 業務改革等をしない形でのICT投資となり、十分な効果を発揮できず、再投資も積極的に行われなかった可能性

3) ICT人材の不足・偏在

- ・ ICT人材について、量も質も十分ではなく、外部ベンダーの依存度も高い

（出所）総務省「令和3年版 情報通信白書」

【DXによる経済成長力】

テクノロジー活用力（注2）をスコア化し、上位10パーセントを先行企業、下位25%を出遅れ企業と選別した場合、2018年から2021年間の**収益の成長率に約5倍の差**があるとの報告

（出所）アクセンチュア「Future Systems 2.0」（2021年10月8日）

（注2）テクノロジー適用の度合い、組織・プロセスを横断したテクノロジー適用の度合い、組織文化

（注3）25か国、20業界における4,300人の企業経営層、及びIT担当幹部を対象に調査

（出所）IMD “World Digital Competitiveness Ranking 2022”

（注1）IMD「デジタル競争力ランキング」は、デジタル競争力に影響を与える要因を「知識（knowledge）」、「技術（technology）」、「将来への備え（future readiness）」の3つに分類し、各要因に関する52の基準・指標に基づいて算出。

- テクノロジーマップに掲載する技術の検証については、複数省庁が規制類型ごとに標準化・統一化した基準を活用するなど、技術保有企業の重複した検査負担を無くし、採用する技術の質を担保するとともに、技術革新と規制緩和の好循環サイクルの短期化を目指すべき。

ドローン、画像解析技術等を活用した監視の実証

実施主体

A省
B省

横断的に
推進

実施の概要

対象となる地域や施設・設備における異常の有無等を把握する監視・調査等を求める規制について、自律飛行型ドローン、カメラ、センシング技術等による代替が可能であるかについて検証する。

導入対象

異常の有無等を把握する
巡視等

活用可能性のある技術

- ✓ 自律飛行型ドローン
- ✓ カメラ、センサー、GPS
- ✓ リモートセンシングシステム
- ✓ AIによる画像解析技術
- ✓ 自動通報機能

期待効果

- ✓ 人手不足の緩和、危険行程
従事機会の減少
- ✓ 現状の人手と同等又はそれ
以上の精度で監視可能

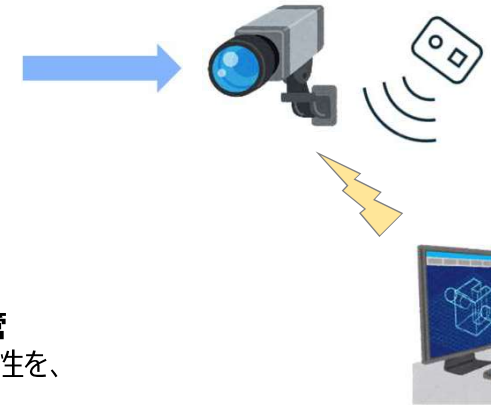
【テクノロジーマップにおける技術検証の進め方】

- ① 規制の要件、評価基準、リスク許容範囲等を明文化
- ② 利用可能な技術が確認された場合には、必要に応じ、技術検証を実施
- ③ テクノロジーマップに掲載し、規制当局や規制対象事業者が調達へ

（出所）デジタル臨時行政調査会「テクノロジーベースの規制改革」の当面の進め方について

<イメージ>

<火薬類取扱所の監視> 経済産業省所管
見張人を常時配置して異常の有無を確認し、
盗難や火災を防止



<自然公園の巡視> 環境省所管
立入制限区域への立入者の適法性を、
職員等が巡視により確認



- 行政手続の見直しに当たっては、国民の接点となる申請・通知等のオンライン化だけでなく、行政内部の手続含めたデジタル完結が重要。削減効果等をデータで可視化し、より大きな社会インパクトを不断に目指すべき。

【行政手続きのオンライン化・キャッシュレス化】

支払い件数が1万件以上の手続等について、キャッシュレス化

押印を求める15,000超の手続のうち99%超で押印義務廃止

オンライン化未対応の18,000超の手続のうち、約98%について、令和7年末までにオンライン化する方針を決定

年間1万件以上の地方公共団体の手続について、国がプラットフォームを整備すること等によるオンライン化

デジタル完結を実現するため、「オンライン利用率」を成果指標とする手続を年間件数10万件以上の原則全ての手続に対象拡大

【見直しの効果】

- 規制改革推進会議において、行政手続コストの2割削減により国・地方合計で年間約2億7,400万時間の節約が可能との試算（2018年6月）。
- 2割削減による経済効果は1.3兆円（GDP比0.24%）と試算。
※ 削減対象の大幅な拡大、生産性の高い分野へ余剰労働の再配分が可能ならば、さらに大きな経済効果も期待。

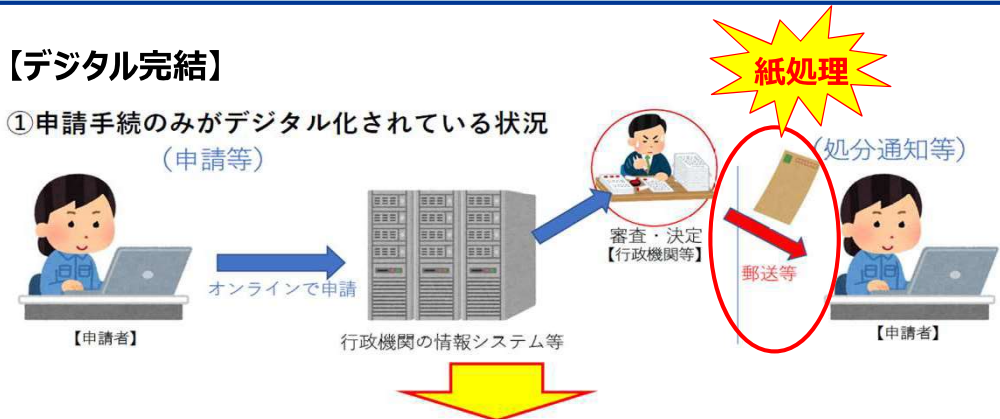
（出所）規制改革推進会議資料（2018年4月）、規制改革推進会議行政手続部会資料（2018年6月）

（注1）各省庁が事業者からヒアリングして行政手続コスト（事業者の作業時間）を算出

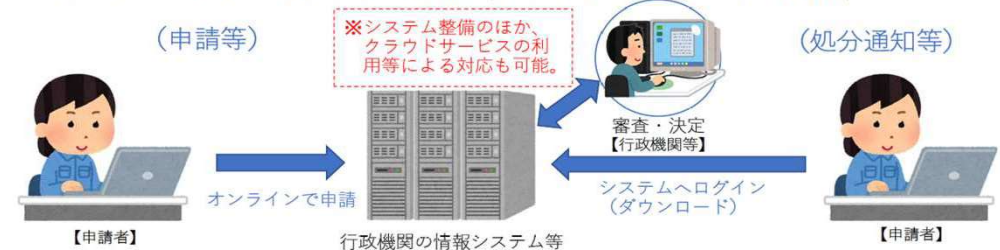
（注2）オンライン化等による削減時間を平均的な労働に充てることを仮定。

【デジタル完結】

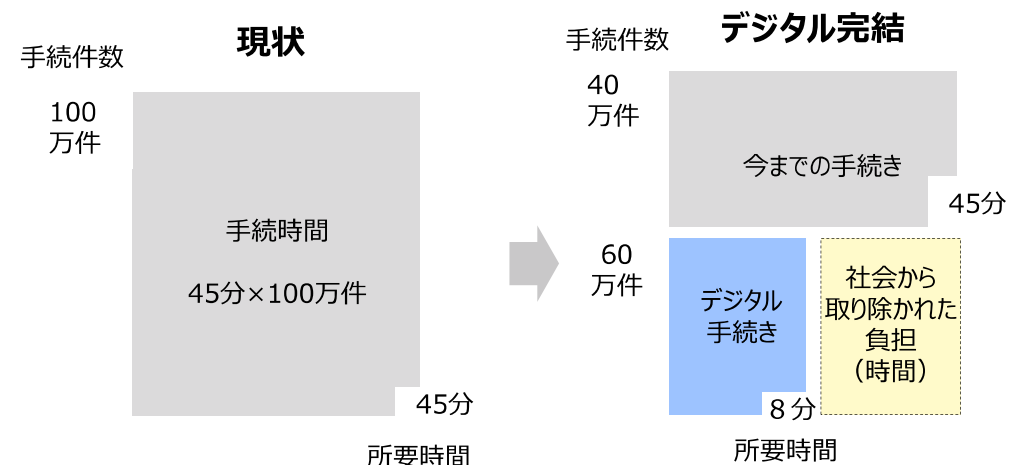
- ① 申請手続のみがデジタル化されている状況（申請等）



- ② エンドツーエンドでのデジタル完結（オンラインストレージの利用）



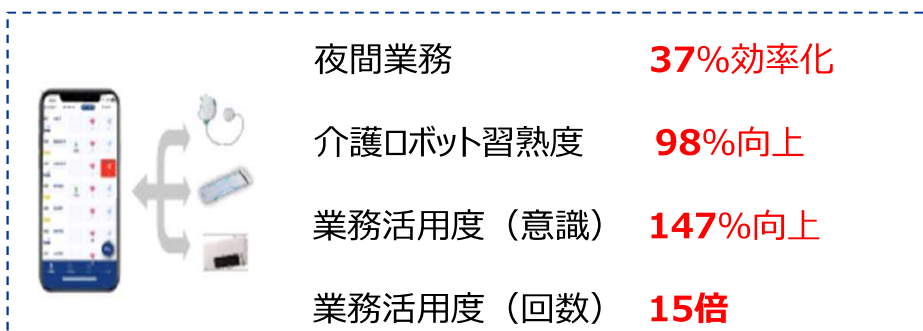
【手続時間の削減の定量化イメージ】



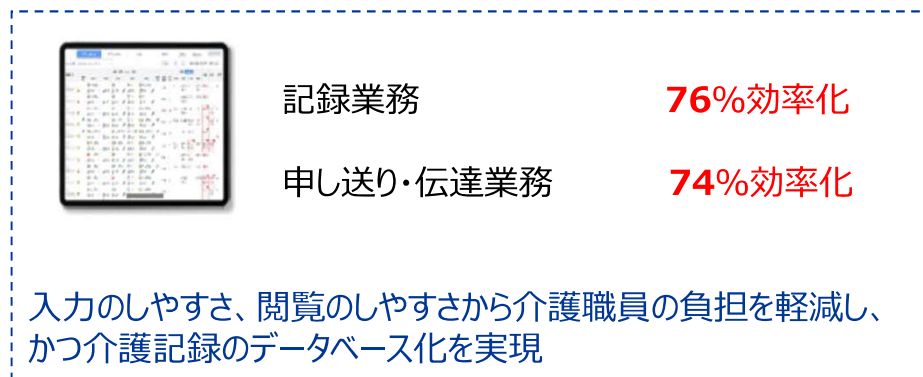
- 人手不足等に課題を抱える介護業界等においても、DXによる生産性向上の先進的な取組が存在。
- こうした取組を業界全体の生産性向上につなげるためにも、自治体独自のルールの見直しに留まらず、**制度間の障壁の見直し等、DX先進事業者の目線で徹底的に規制・制度改革を推進するべき。**

【業務改革を伴うDX事例（社会福祉法人 善光会）】

介護ロボや介護記録システム等により、間接業務を中心に業務時間全体の**3割以上効率化**。人間にしかできない**直接介護はより充実**。



介護ロボット情報を集約し、介護職員が更に効率的かつ効果的に介護ロボットを使用することを実現



介護現場でICT・テクノロジーを使いこなす人材育成※やノウハウ等の全国展開により、**介護業界全体の生産性引き上げを推進**。
※善光会独自のスマート介護士 資格保有者：約3,200人

DXを阻むローカルルールの例（自治体独自基準や監査での紙提出）

- 投資余力が少ない介護事業者のため、介護ロボットやICTを導入するための補助については、国が主導して補助率を高めるなど、導入のハードルを下げる方向性を出しているが、実行する地方自治体により、補助枠や申請時期、申請方法がまちまちのため、地方によっては活用が難しいところも存在。
- また、厚労省から累次で通知されているにもかかわらず、介護サービスの監査のオンライン化が進まず、介護ICTで記録をしているにもかかわらず、現地で紙の印刷物を求められることしばしば存在している。

制度間の障壁の例（サービス間のデータ連携の不備に伴う現場負担）

- 介護サービスは、一部のリハビリ系サービスを除いて、だんだんと身体機能が落ちることが避けられない中、その利用者の心身・生活の状態をアセスメント情報として把握し、この情報に基づいたケアを行うことで、心身機能の維持向上や生活の質（QOL）の維持向上を図ることが重要である。
- 在宅から施設などサービス形態を変更した際に、これらのアセスメント情報が連携されなければ、当該情報を一から収集しなければならず、介護現場にとっては負担が生じる。
- また、このアセスメント情報を収集するのに時間が掛かることで、利用者に必要なケアをスタートする時期が遅れ、心身状態の維持が難しくなり、結果としてケアの質を落とし、生産性の低下を招くこともある。

- DX推進の基盤となる情報システムについては、アジャイル開発等の新たな手法の活用、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業等の参入機会促進など、調達の在り方の見直しが急務。
- デジタル庁は政府の情報システムの調達について、人材の知見不足や煩雑な手続等の課題と対応策を整理。デジタル庁において試行と効果検証を行い、効果が認められた対応策は各府省等に広く展開すべき。

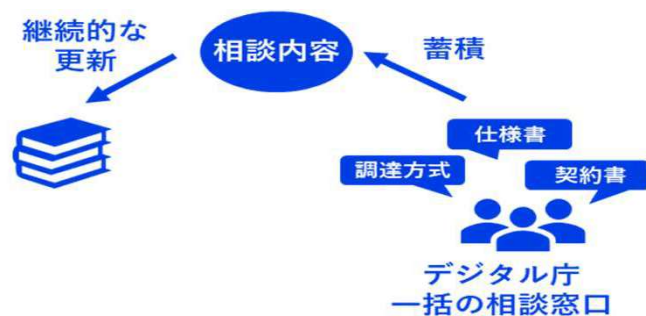
【調達プロセスの見直しと体制強化】

◆契約方式・調達仕様書・調達方式の整備



調達仕様書テンプレート、調達方式、契約方式を選択できるように様式等を整備・検討。

◆仕様書・契約書などの均質化及び質の向上



調達に関する相談をデジタル庁に一元化するとともに、相談内容を基に作成するガイドライン群等を継続的に更新。

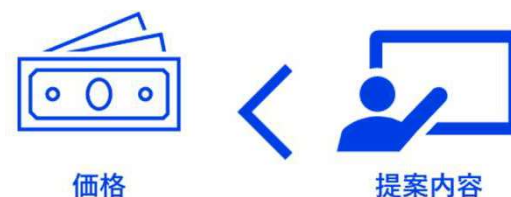
【多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定】

◆事務手続き等の簡素化・情報公開



事務手続きのデジタル化・ペーパーレス化により、手続きを簡素化し、併せて年間の調達計画を早期に開示。

◆情報システムの企画競争方式の整備 (技術的対話方式の推進含む)

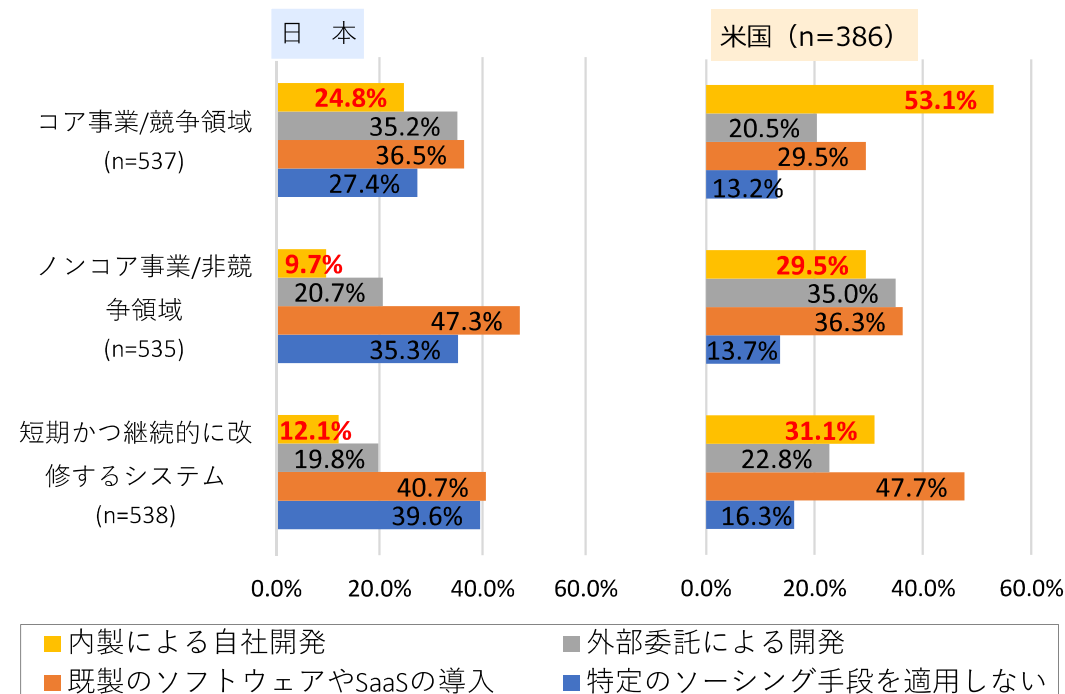


入札参加資格の等級制限の緩和等を行い、価格だけでなく、より提案内容を評価する仕組みを検討。

- **社会情勢の変化や利用者ニーズ等に対して柔軟かつ迅速に対応するため、システム開発等の組織内人材による実施（内製化）もDX推進上重要。** 米国では内製化の比率が高く、日本のDX先進企業も内製化を推進。
- デジタル庁や一部省庁は内製化に取り組み、**開発期間の短縮やコスト削減等の効果を見込む。** ベンダー依存の傾向にあった政府が内製化に取り組むことで、IT業界にも影響を与える。**リスクに配慮し、段階的に拡大すべき。**

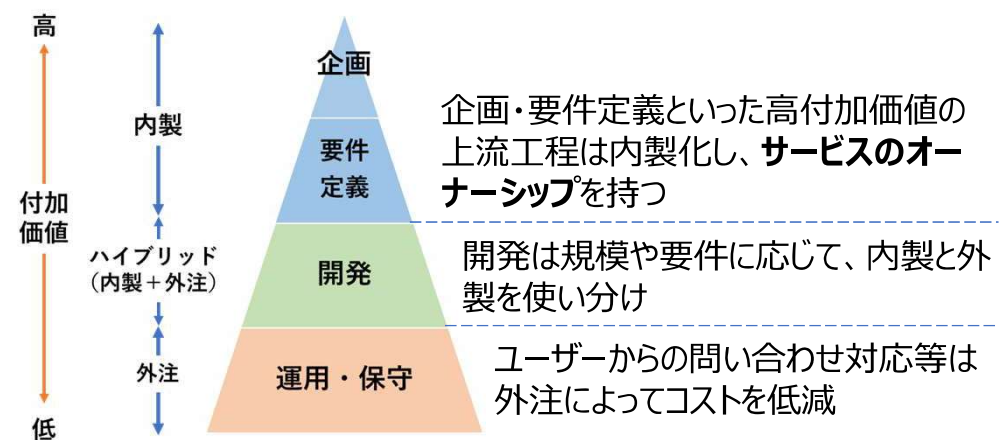
【米国とのシステム開発手段の比較】

日本ではシステムを外部委託や既存ソフトウェア等のカスタマイズによって導入するケースが多いが、米国では内製による自社開発や複数ソフトウェアの組合せによってカスタマイズすることなく迅速に導入することが一般的。



※ 各事業戦略やITシステムごとに最大二つまで選択肢を回答可能としている。

【政府での内製化の方向性】



【政府における内製化の事例】

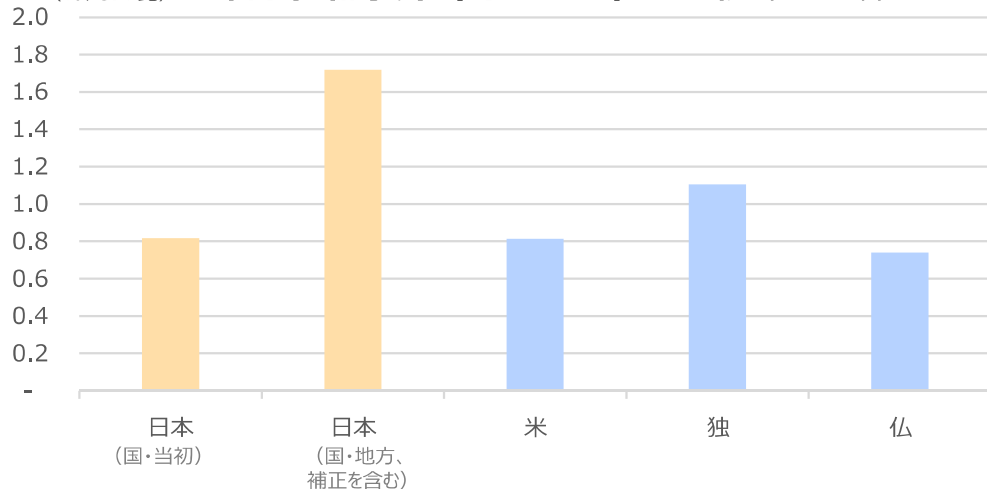
- ウェブサイトやマイナポータル等のUI・UXを改善しようとしたところ、調達で半年待ち → UI・UX部分は内製化（デジタル庁）
- 農水省の約3,000手続すべての令和4年度までのオンライン対応を目指し、共通申請システム（eMAFF）を構築し、職員自ら担当手続のオンライン化を実施（農水省）

（参考）補助金申請システムにおける内製化の効果試算

- 経費の削減：▲3.2億円
 { 外部委託を継続した場合：年間約4.9億円
 内製化を実施した場合：年間約1.7億円 }
- 調達期間の短縮による早期のサービス開始

- 科学技術予算対GDP比で主要国と比較して日本は遜色ない水準だが、論文の生産性は低迷。
- 研究力向上に向けた課題として、国際化の不足のほか、技術職の不足など研究環境の課題が指摘されており、大学ファンド事業等を契機に、構造的な課題に大学等が自ら戦略的に対処することが不可欠。

(%, GDP比) ◆ 科学技術予算 (対GDP比) の比較 (2020年)

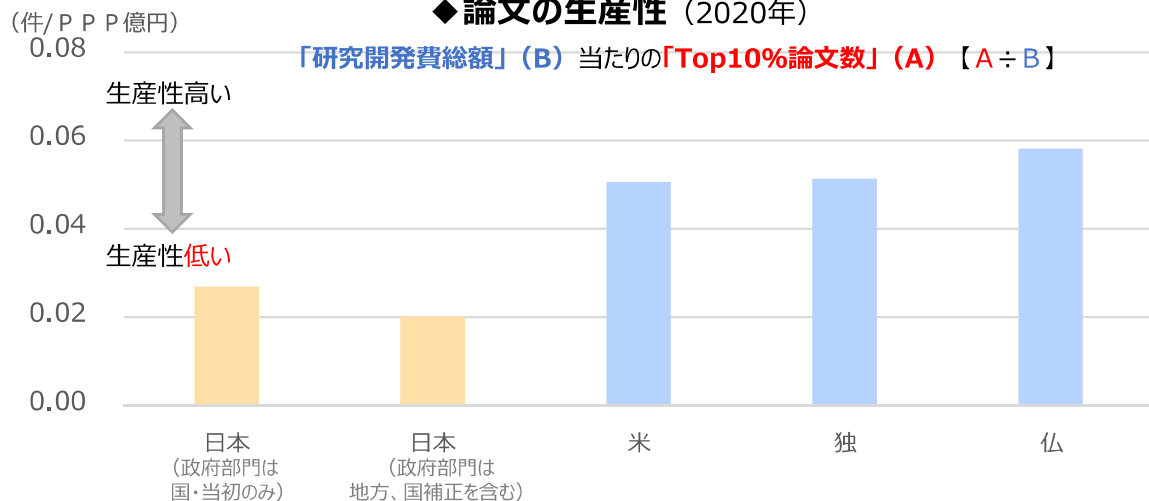


◆ Nature誌掲載論文における指摘 (抜粋・和訳)

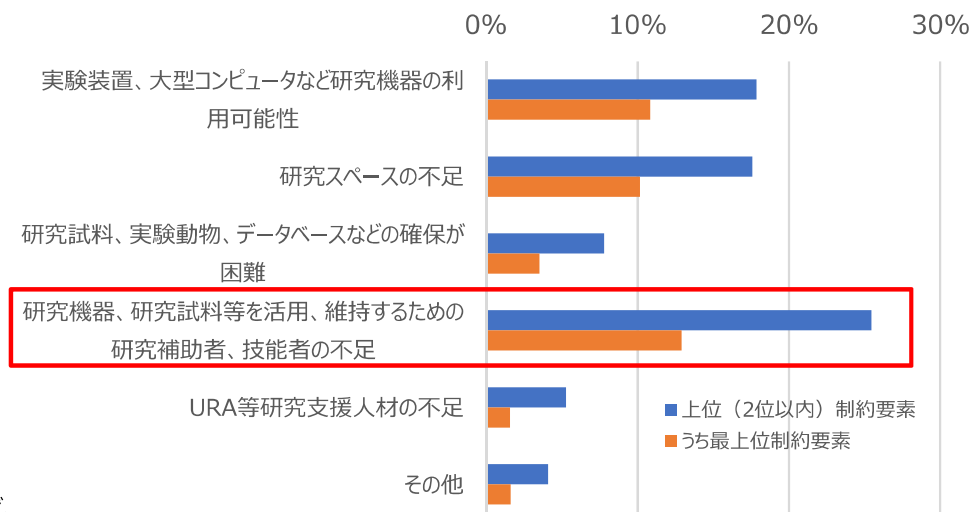
- **研究開発に対する政府支出は、論文の生産数とは相関するものの、少なくとも数少ない実践的な基準である論文引用数により評価された、科学的なインパクトとは相関しない**ことを発見した。
- 研究のインパクトと相関するのは、国を越えた論文共著及び研究人材の流動性により近似された、その国の開放性 (openness) 。
- 特に、日本においては、論文産出と引用のインパクトが2000年以降横ばいに留まっている。**日本は、主要国の中で最も国際化していない国の一つであり、このことがパフォーマンスの妨げになっている可能性がある。**

(出所) Wagner, C, S., Jonkers Koen, "Open countries have strong science ", Comment, October 5, 2017 Nature Vol.550

◆ 論文の生産性 (2020年)



◆ 研究パフォーマンスを高める上で最も制約となっていること (研究環境)

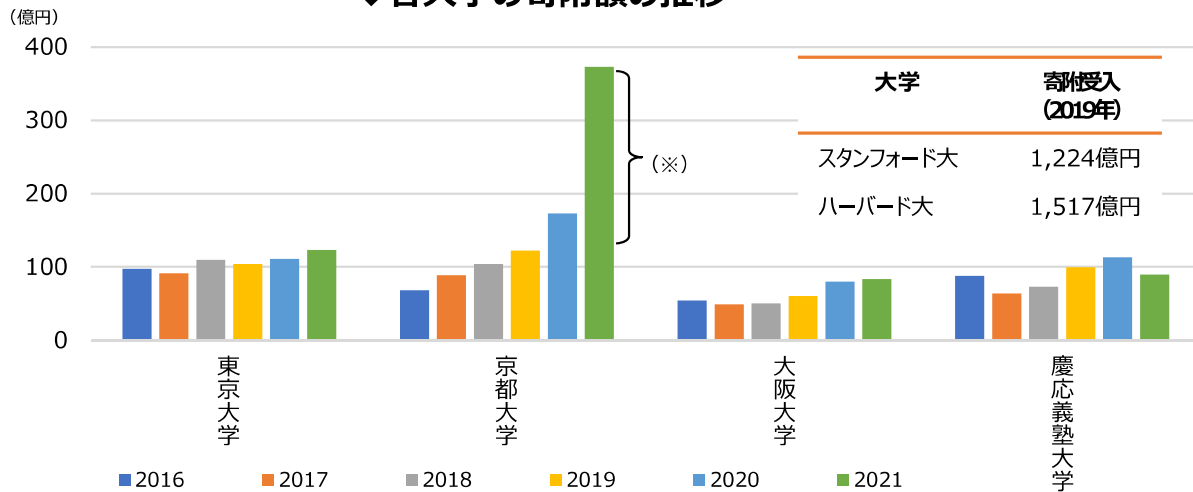


(出所) 平成30年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査 (2019年6月)

(出所) 科学技術指標2022 (2022年8月、科学技術・学術政策研究所) より財務省作成
 (注1) 論文数は分数カウント法による計測。分数カウント法とは、機関レベルでの重み付けを用いた国単位での集計を行うもので、例えば、日本のA大学・B大学、米国のC大学の共著論文の場合、各機関は1/3と重み付けし、日本2/3件、米国1/3件と集計する方法。
 (注2) 国・当初のみの算出については、研究開発費総額から地方予算と国の補正予算を引いた値を用いた。

- 日本の大学は寄付や研究受託等、多様な財源確保に取り組んでいるが、依然として海外大学と比して少ない。
- トップレベル研究拠点に対する寄附受入や産学連携強化等を通じた民間資金の導入等を引き続き拡大し、確保した財源により研究力向上を図る取組を推進すべき。

◆各大学の寄附額の推移



(出所) 国立大学は法人財務諸表（現物寄附を除く）、私立大学は事業報告書を基に財務省作成
 (※) 京都大学の2021年度の寄附額には、小野薬品・本庶記念研究基金分（230億円）が含まれる。

◆各大学における取組例

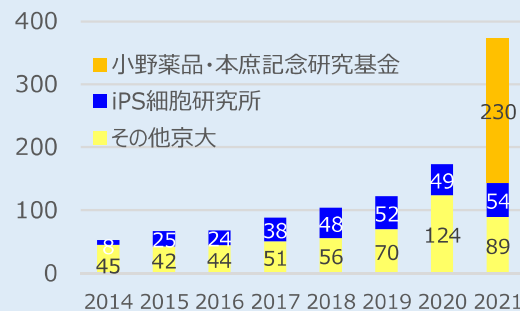
- **東京大学は、大学債（200億円）を2020年10月、100億円を2021年12月に発行。**

(参考) 五神総長（当時）の著書より

- これまで自由度のある資金がほとんどゼロだったなか、**長期的な視点で先行投資を行う財源**を手にし、更には市場に新しい風を吹かせ、まさに「**社会変革を駆動する**」ことを目的とする、いわば「**攻め**」の活動です。
- **国からの運営費交付金で行うべきもの、企業と連携して行うべきもの、そして長期債券で補うもの—この3つを組み合わせ、重要な事業をもれなく支えていくためには、学内における合意が重要です。**

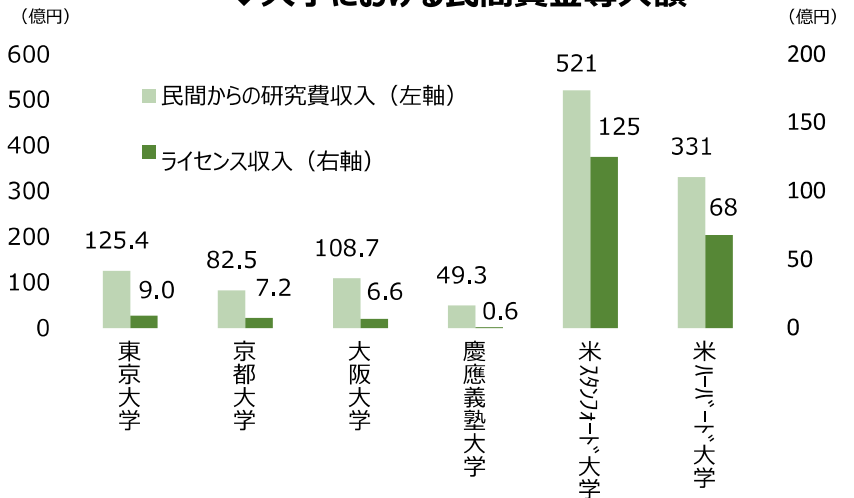
(出所) 五神真「新しい経営体としての東京大学」

- **京都大学は基金事業体制を順次強化し、iPS細胞研究所では個人寄附を広く獲得しているほか、創立125周年に向けて寄附を拡大している。**



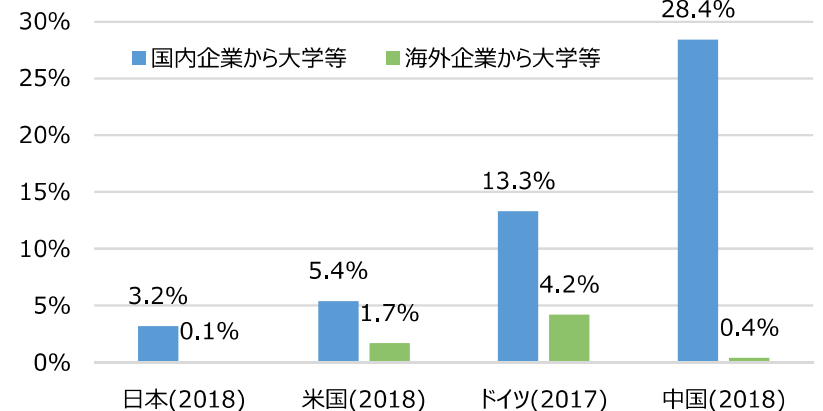
(出所) 財務諸表（現物寄附を除く）を基に財務省作成

◆大学における民間資金導入額



(出所) (一社) 大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ大学知的財産年報2020年度版」

◆大学等の総研究費に占める企業から受け入れた研究費の割合



(出所) 「我が国の国際的な科学技術・イノベーション活動の現状認識」(科学技術・学術審議会、第11期国際戦略委員会 (第1回) 資料)

- 企業と協力可能な研究は、企業等との共同研究や受託研究として実施することが望ましい。
- その際、我が国の産学連携は、個々の教員等の関係から生まれるため小規模に留まりやすい。大学本部で組織的に産学連携を進め、大学の持つ高い付加価値を反映した、適正な研究費で受託する取組を推進すべき。

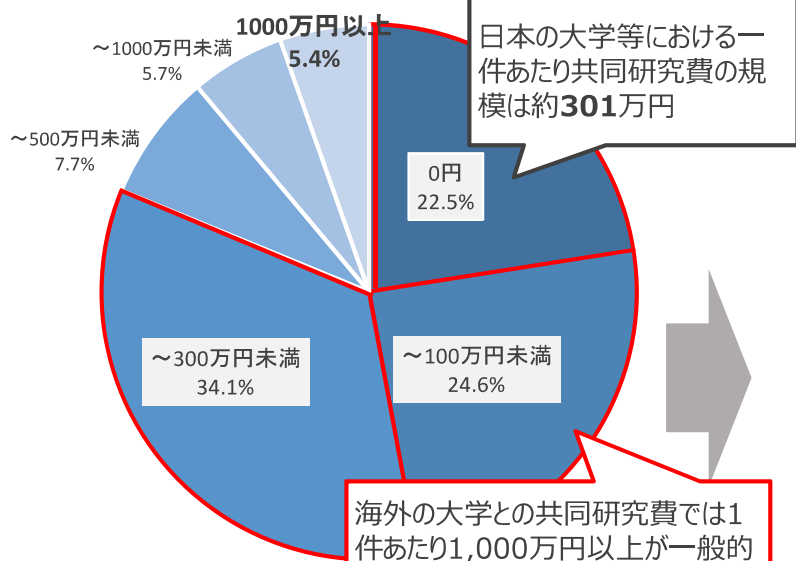
産学共同研究が小規模となる要因

東大の場合、1500件以上ある産学連携のほとんどは、**企業における個々の事業の担当者と個々の教員の関係から生まれるボトムアップの関係**です。そのため、必然的に規模の小さな共同研究が多くなってしまいます。

(出所) 五神真「大学の未来地図-「知識集約型社会」を創る」



大学等の産学共同研究の1件当たりの規模



(出所) 文部科学省「令和3年度 大学等における産学連携等実施状況について」(2023年2月)
「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月)

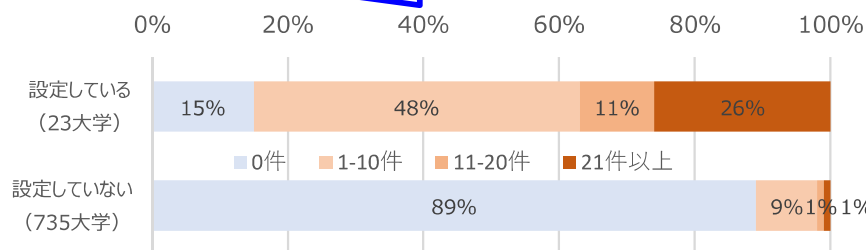
産学連携の主な課題(抜粋)

前提となる「ビジョン/意識」の問題	大学が持続可能な成長を実現する「経営体」に進化していない 等
「研究内容」に関する問題	大学の研究内容が市場/企業のニーズと合致していない 等
産学連携の「プロセス」に関する問題	従来の「コスト積上げ」の考え方では、 大学の保持する「知」の価値や、「大学のマネジメント」に対する価値が、産学連携の契約に十分に反映されない
大学の「体制」に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネータをはじめ、産学官連携を推進する専門人材の配置が不十分 ・研究者の産学連携に取組みへの積極的評価・処遇の向上ができていない ・大学等における事務手続きの簡素化が不十分 等

(出所) 大学等の「知」の価値の可視化に係る課題検討 WG (第1回) (2022年11月28日) を基に財務省作成

産学連携本部による戦略的産学連携経費の設定の有無と大型共同研究規模別割合

大学の産学連携本部において、戦略的産学連携経費を設定している大学は、設定していない大学と比べて、大型共同研究の実施率が高い。
(出所) 「大学ファクトブック2023」



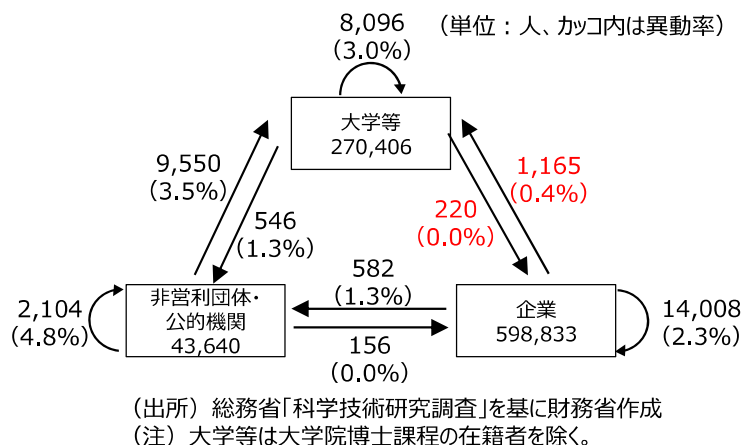
(出所) 「大学ファクトブック2023」((一社) 日本経済団体連合会、経済産業省、文部科学省)
(注1) 大型共同研究とは、受入額1千万円以上の民間企業との共同研究。
(注2) 「戦略的産学連携経費」とは、今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費(主に人件費やマネジメント経費)。



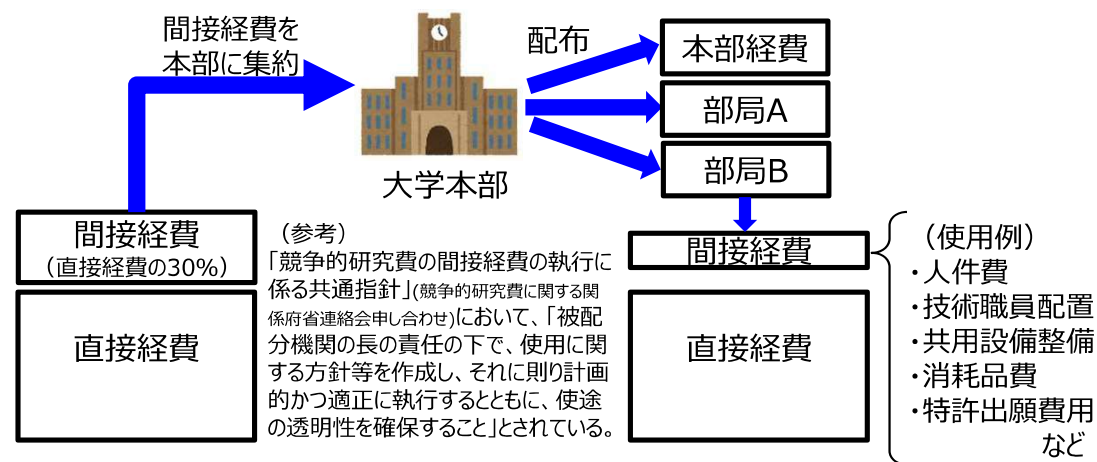
(出所) 経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインにおける産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック別冊冊子」

- 産学間の低い人材流動性の向上は、**若手研究者のキャリアパス確保**の観点から重要。
- 獲得した研究費の間接経費が、大学本部と部局間で定められた割合で按分される（別枠運営費交付金）との指摘もあり、**研究競争力のある研究者に必要な間接経費が配布されていないおそれ**。
- 産学連携を推進し、産学間の人材流動性を高めるとともに、獲得した研究費の間接経費を、**研究競争力のある研究者が必要な人件費や研究環境整備に充てられるよう、適切に配分すべき**。

◆産学官の研究者の流動性（令和3年度）



◆研究費を獲得した研究者に必要な間接経費が配布されているか



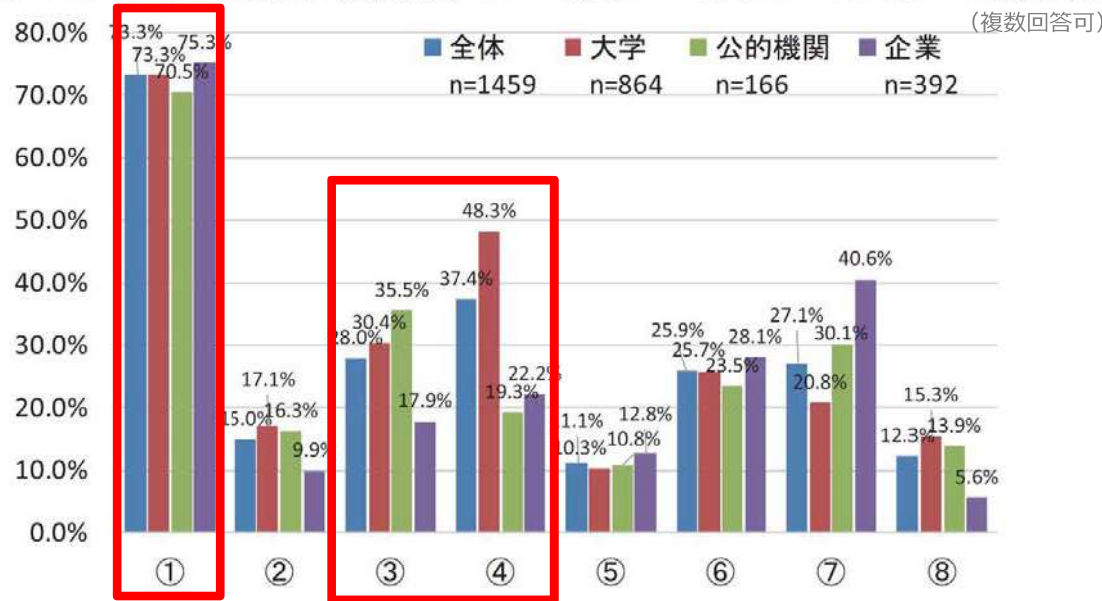
◆米国における間接経費の活用による研究競争力の強化

- ・ 現在の日本の競争的研究資金には、**一般的には直接経費に対し、一律30%の間接経費**が付けられている。その間接経費は大学の裁量により、いかなる用途にも使える資金として考えられ、また実際にそのように運用されている。これは、まさしく**間接経費イコール運営費交付金**として、**考えられていることを示している**。多くの大学で、**間接経費は大学本部と部局間で、定められた割合で按分される**。
- ・ しかし、間接経費は直接経費に付随した経費であることから鑑みると、**直接経費で支援されている研究に関わる間接的な経費として運営されるべきなのだ**。この概念をしっかりと踏襲しているのが、**アメリカの大学で管理運営される間接経費**である。(中略) 間接経費額の割合には、詳細な計算に基づく論理付けが必要であり、**大学と資金支出機関元との綿密な交渉があった上で決定**されている。
- ・ 間接経費をもらたす大学教員、すなわち多額の競争的資金を獲得できる**優秀な大学教員を採用・確保**するために、採用教員の給与にメリハリをつけ(略)、着任時にスタートアップ資金を提供するなどして、異動の便宜を図るのである。(中略) この「**間接経費確保 = 競争的資金確保 = 優秀教員の流動化**」の構図こそが、**アメリカの大学の研究競争力を高めている原動力**ともいえる。すなわち、**間接経費とは、単なる大学の別枠運営費交付金ではなく、大学を競争へと促す補助金**なのである。
- ・ 今こそ、日本の中堅大学は、アメリカのような競争原理を働かせ、**大学教員の給与体系を変える改革に着手**することで、優秀教員、**特に若手教員の獲得に乗り出すべき**だろう。それにはアメリカのように教員間に大きな差があるような給与体系である必要はなく、あくまで教員が大学から自分の能力を認められていると感じる程度の給与差でかまわない。

- 研究時間の制約が課題となっているが、学内会議の削減などの業務見直しにより、**教員の学内事務負担を軽減し、研究時間創出を進めることは急務。**
- あわせて、**大学職員の業務内容や人事制度を見直し、技術職等の専門職の育成や配置を進めることも必要。**

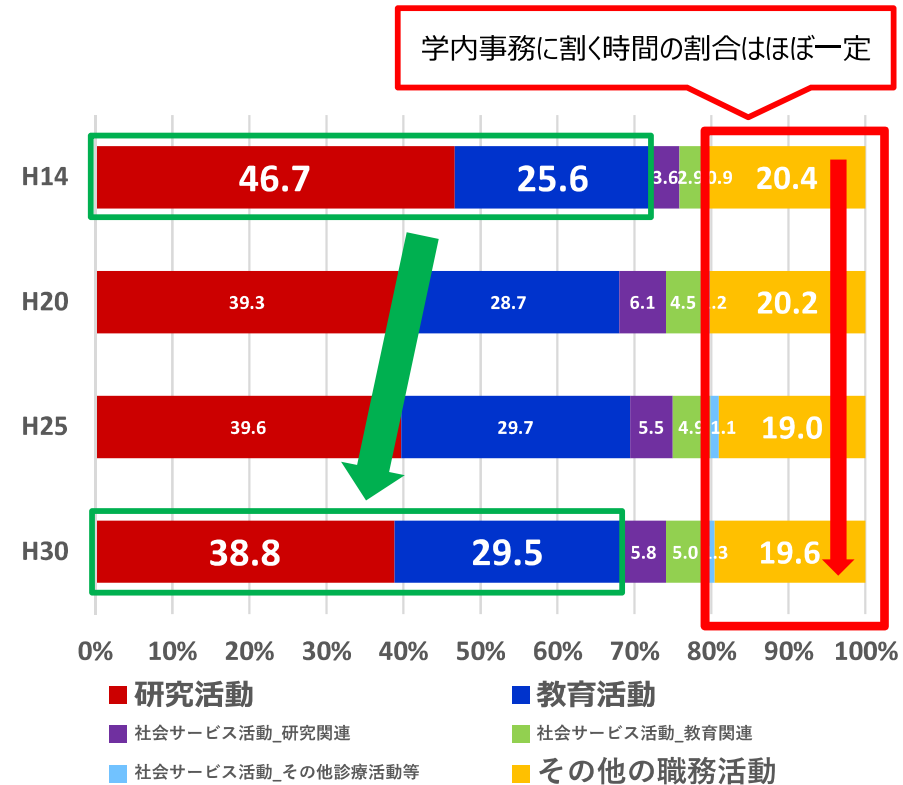
◆ 研究活動を増やすために有効な取組

研究時間を増やすために、ご自身又は所属機関において効果がある又はあったと感じる取組は何か



- ①組織内の会議の頻度や負担を少なくすること
- ②URAの配置を推進すること
- ③URA以外の研究支援のための技術スタッフの配置を推進すること
- ④教育活動の支援のためのスタッフの配置などにより、教育活動の負担を軽減すること
- ⑤人工知能等のICT技術の利活用により研究関連事務の効率化を図ること
- ⑥多数の研究者が利用できる共有の研究設備を利用すること
- ⑦テレビ会議システム等により出張頻度や負担を削減すること
- ⑧その他

◆ 大学等教員の職務活動時間割合（保健分野を除く）



(出所) 科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合（令和2年1月9日）掲載資料を加工

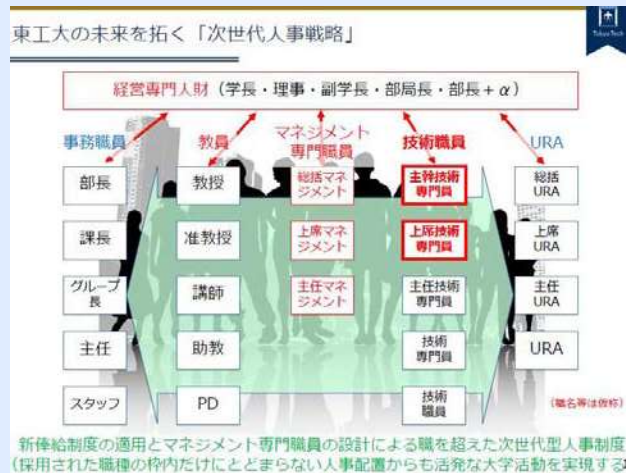
- 高度な専門職員や事務職員の育成にあたり、人事制度を改革しつつ、関係大学等と連携して進めている例がある。
- 地域中核大学事業を始めとした大学の戦略的な組織改革を支援する事業を活用し、教員・研究者のみならず、教育や研究を支える職員の育成や配置を改善する取組を推進することで、研究環境の改善を図るべき。

関係大学等との協働で技術職員の育成に取り組む例 (東京工業大学、TCカレッジ)

プロフェッショナル技術職員を「テクニカルコンダクター (TC)」として認定する称号制度を導入。TCを養成するため「東工大TCカレッジ」をOFC (オープンファシリティセンター) に創設し、社会のニーズに合わせたTC人材像をもとに独自のカリキュラム (原則3年で修了) を開発し、学内外の受講者に提供。



また、俸給制度の見直し等の人事制度改革も実施し、技術職員等の処遇改善を行っている。



(出所) 東京工業大学ウェブサイト

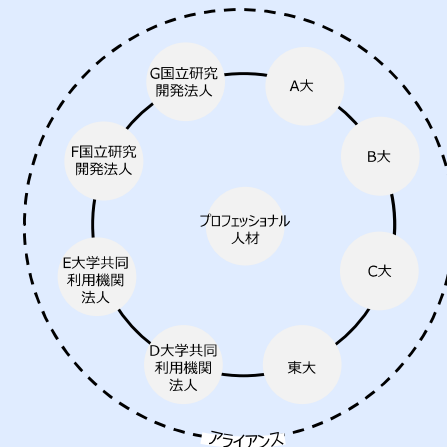
近隣大学とのアライアンスで事務職員育成を行う事例 (東京大学)

◆五神・東京大学総長 (当時) の下での取組

事務職員の待遇そのものは、法人化前とあまり変わりませんでした。 (中略) このため、職員の処遇とキャリアパスを改善し、優秀な職員にはその能力や適性に応じた責任ある役割を与えることができるようにしました。それに連動して給与も上乘せできるようにしました。

ただ、この改革案には課題もありました。高い専門性を求めようとしても、一つの大学ではポストに限りがあり、同じような仕事を続けるだけでは成長の機会も限られてしまいます。何より、昇任して到達する上位ポスト数が少ないのです。その一方、東京地区でも規模が比較的小さい大学は、職員の採用を抑制せざるを得ないなど、別の悩みを抱えていました。そこで近隣の複数の大学と職員相互活用アライアンスに関する提携を結び、職員の流動性を高めることにしました (図7-3)。

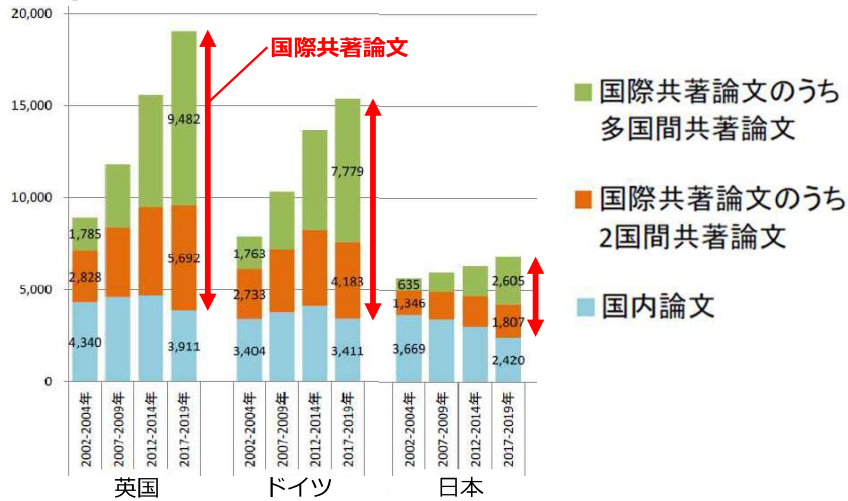
(図7-3) 近隣大学との職員相互作用活用アライアンス



(出所) 五神 真 (2019) 大学の未来地図—「知識集約型社会」を創る (ちくま書房)

- 国際共著論文の伸びで差がついており、競争的研究費における研究の国際化を引き続き推進する必要がある。
- また、研究者の国際流動性が低いことも課題であり、研究者向け事業では海外経験を積極的に評価するとともに、大学向け事業では教員等の国際化に取り組む大学を加点評価する等、国際化を後押しするべき。

◆ Top10%論文数の状況 (世界とは国際共著論文の伸びで差がついている)



(出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2021」(2021年8月)

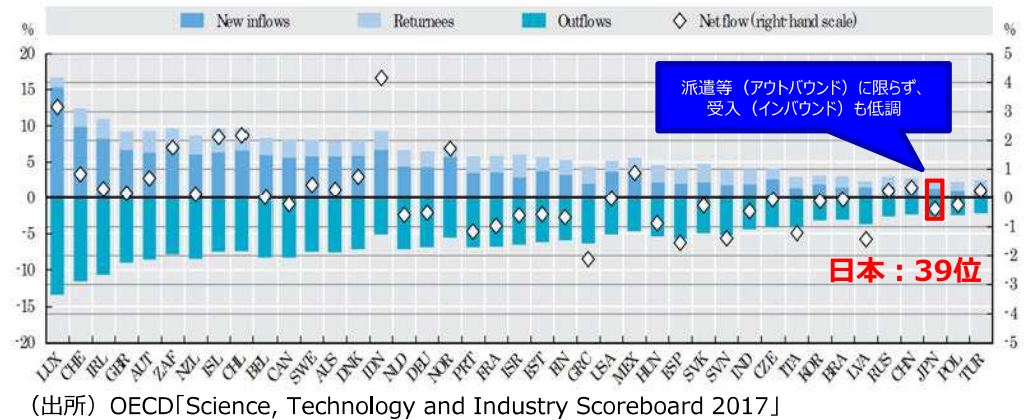
◆ 海外研究について気になること



(出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所 博士人材データベース (JGRAD) を用いたキャリアパス等に関する意識調査「JGRAD アンケート 2018 結果報告」, NISTEP RESEARCH MATERIAL, No.281

◆ 研究者の国際移動

(日本はOECD諸国41か国中39位と極めて低い)



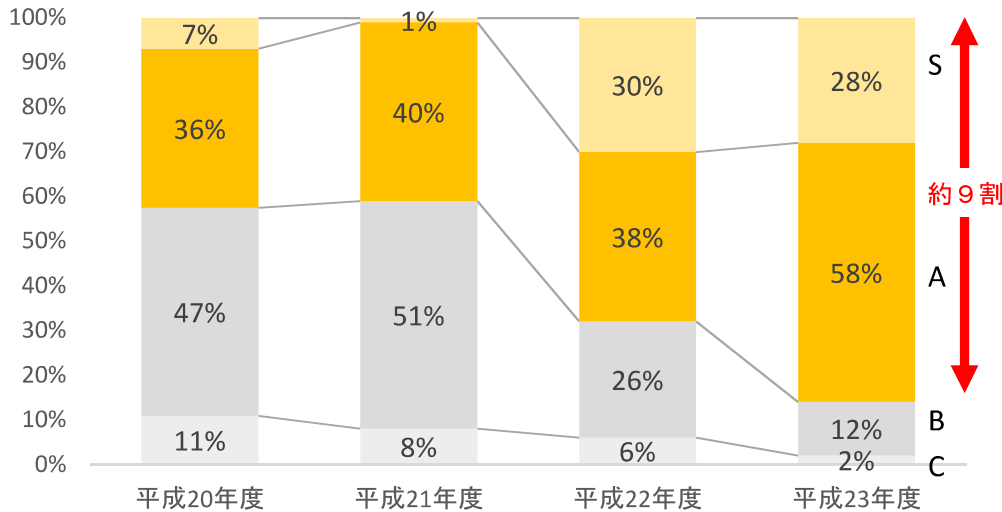
◆ 海外出身教員の割合

大学名	QS ランキング	教員数	うち海外	うち国内	海外比率	院生総数	うち留学生数	院生に占める留学生の割合
スタンフォード大学	2	4,478	2,166	2,312	48.4%	9,390	3,188	34%
ハーバード大学	3	4,556	1,466	3,090	32.2%	16,508	4,944	30%
オックスフォード大学	5	6,650	3,137	3,513	47.2%	8,938	5,699	64%
ケンブリッジ大学	7	5,834	3,019	2,815	51.7%	7,553	4,633	61%
ユニバーシティカレッジロンドン	10	6,849	3,204	3,645	46.8%	17,231	10,531	61%
東京大学	24	4,479	295	4,184	6.6%	13,504	3,278	24%
カリフォルニア大学バークレー校	30	3,089	1,205	1,884	39.0%	10,515	2,904	28%
京都大学	38	3,878	343	3,529	9.0%	9,755	2,391	25%
カリフォルニア大学サンディエゴ校	54	4,385	934	3,451	21.3%	8,641	3,484	40%
東京工業大学	56	1,426	188	1,238	13.2%	5,114	1,149	22%
大阪大学	72	3,116	333	2,783	10.7%	7,879	1,635	21%
東北大学	79	3,324	237	3,087	7.1%	6,910	1,647	24%

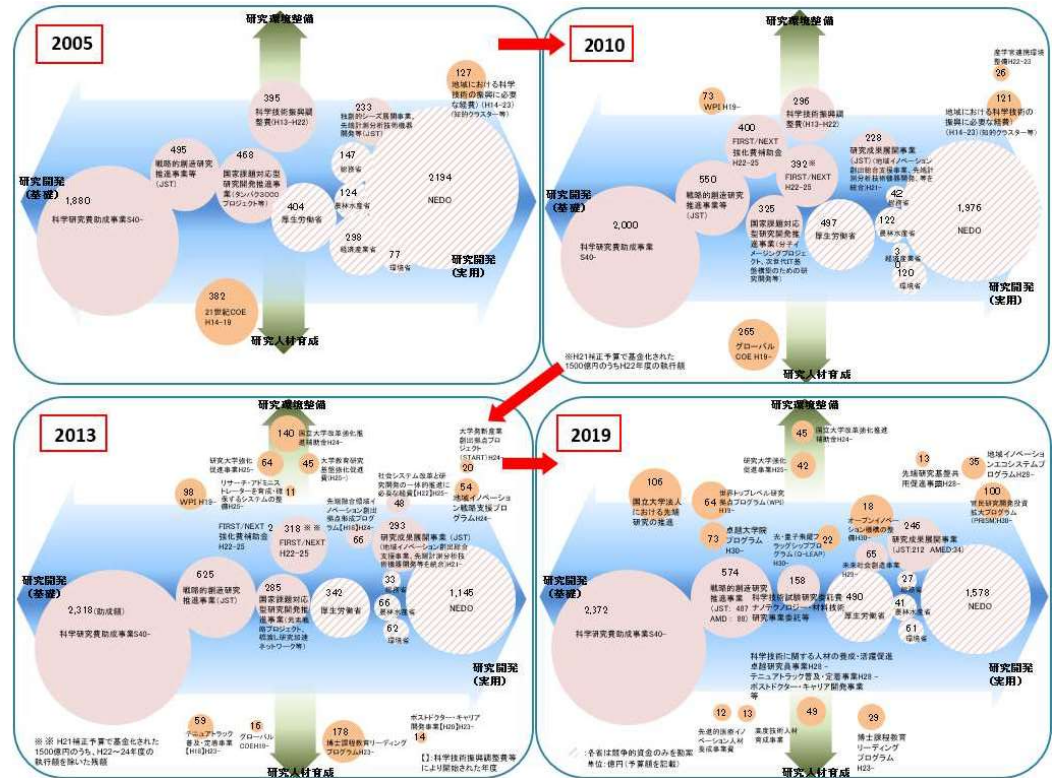
(出所) 総合科学技術・イノベーション会議 第1回 世界と伍する研究大学専門調査会 (2021年3月24日) 資料2

- 総合科学技術会議（現在の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の前身）による**科学技術予算の「メリハリ」付け（いわゆるS A B C）は形骸化し、平成24年度予算以降は行われておらず、毎年度の統合イノベーション戦略等により重点化施策を特定する、いわば「ハリ」だけを強調した仕組み。**
 - 量子・A Iのような先端的な技術の研究開発について、**様々な社会的課題を解決し、経済成長につなげるため、投資効果を最大化**することが求められている。投資効果向上の観点から、日本の研究現場が抱える研究領域の硬直性などの課題の解決に資するよう、**優先順位付けを通じて施策面から誘導をかけることが有効。**
 - 競争的資金が増加・複雑化しており、全体像を整理し、**限られた政策資源の効果を高めることも重要。**
- ⇒ CSTI（及び同事務局）は、本来、**関係省庁に対する司令塔機能**を發揮することが期待されており、**施策の優先順位付け、更には省庁間の施策の整理などを推進することが強く求められる。**

総合科学技術会議における優先度判定の推移（新規事業）



競争的資金の林立



（参考）「統合イノベーション戦略2022」における「戦略的に進めていくべき主要分野」

【基盤技術】

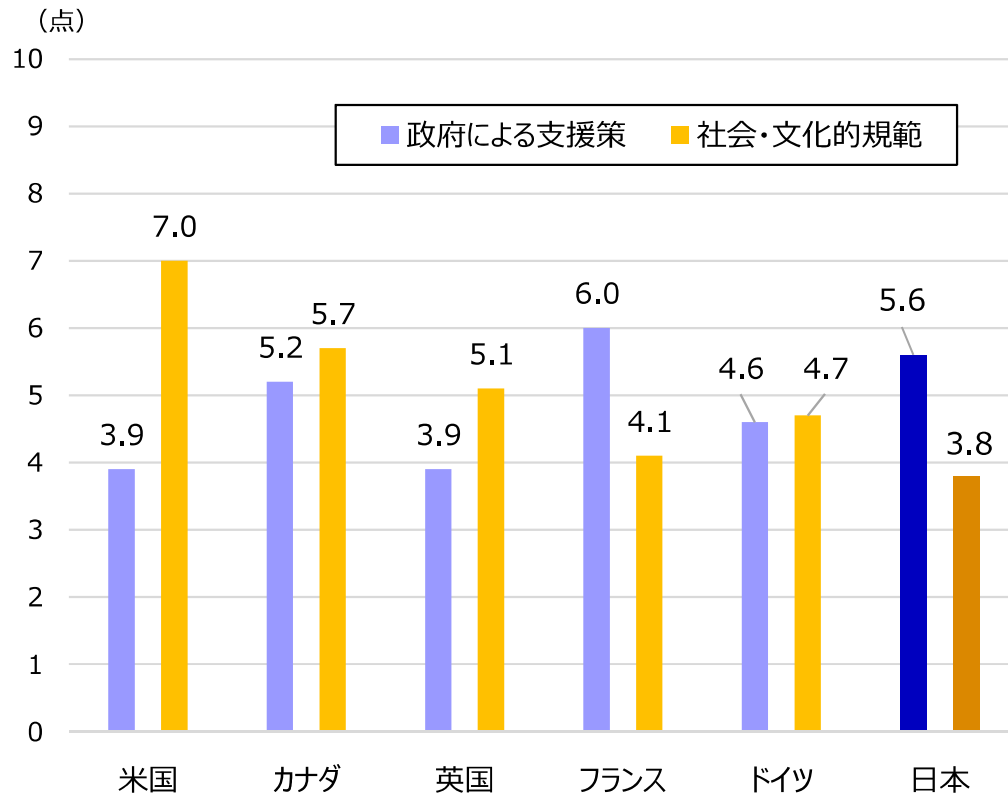
- 新たなAI戦略・量子戦略に基づく社会実装や経済安全保障の強化、バイオコミュニティやバイオものづくりを核とした市場拡大、マテリアルDXプラットフォームの実現など、世界最先端の研究開発や拠点形成、人材育成等の推進

【応用分野】

- 健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業など、産学官連携による出口を見据えた取組の推進

- 起業環境に関する国際調査によると、我が国は「政府による支援策」に比べて「**起業に対する社会・文化的規範**」の弱さが指摘されている。
- 政府による個別支援策のみならず、**社会のあり方を含んだ多角的な議論・取組**が必要。

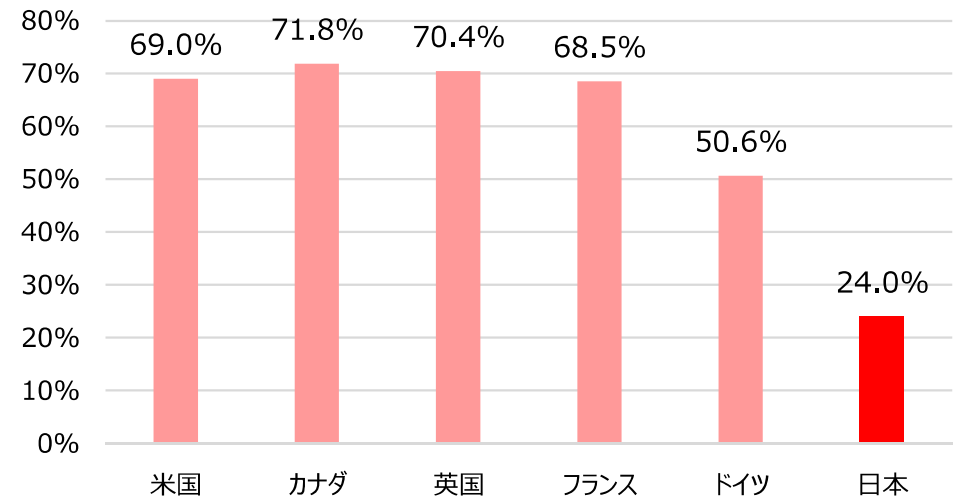
＜各国の起業環境の評価＞



起業活動率 **19.2%** **16.5%** **12.9%** **9.2%** **9.1%** **6.4%**

(出所) Global Entrepreneurship Monitor, 2022/2023 Global Reportに基づき作成
 (注1) 棒グラフの数値は、各国の専門家(各国36人以上)による自国の「起業に係る環境条件(National Entrepreneurial Framework Condition)」についての評価(10点満点)
 (注2) 起業活動率は、18~64歳人口のうち、新規ビジネスの立上げ・経営に参与している者の割合(TEA: Total early-stage Entrepreneurial Activity)

＜起業を望ましい職業選択と考える人の割合＞



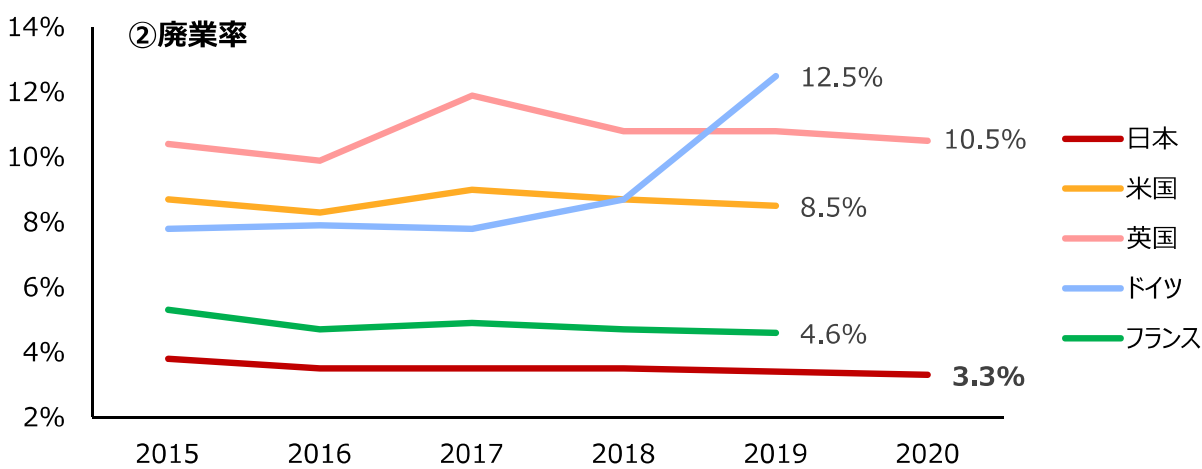
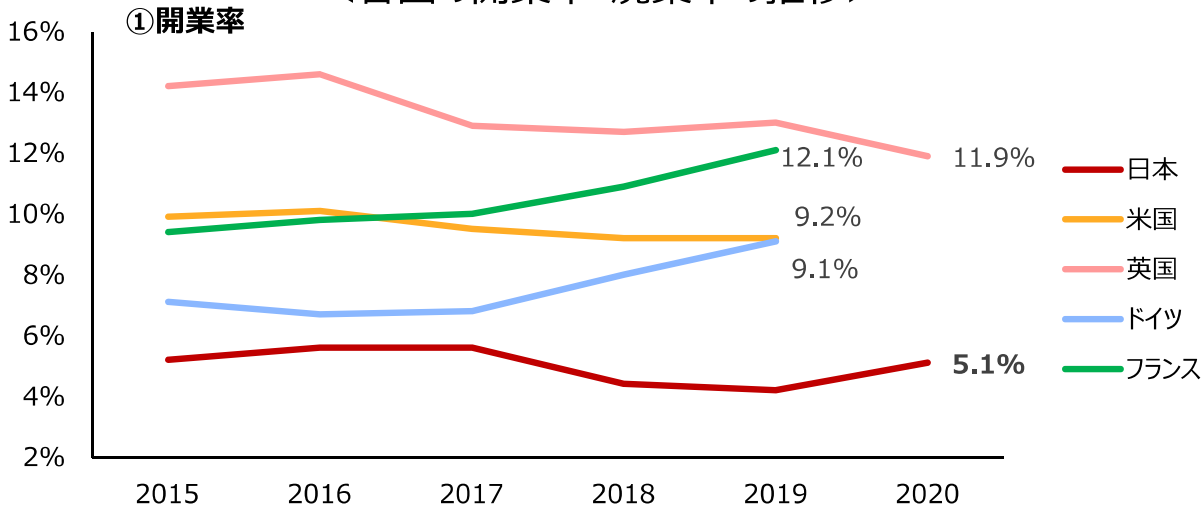
(出所) Global Entrepreneurship Monitor, Adult Population Surveyに基づき作成
 (注1) 「あなたの国の多くの人々は、新しいビジネスを始めることが望ましい職業選択であると考えている」という質問に「はい」と回答した割合
 (注2) カナダのみ2020年、その他は2021年
 (注3) 同年における15~24歳の失業率は、米国9.7%、カナダ20.1%、英国12.6%、フランス18.9%、ドイツ6.9%、日本4.6% (OECD Stat.)

＜スタートアップ促進のための文化的背景に関する議論＞

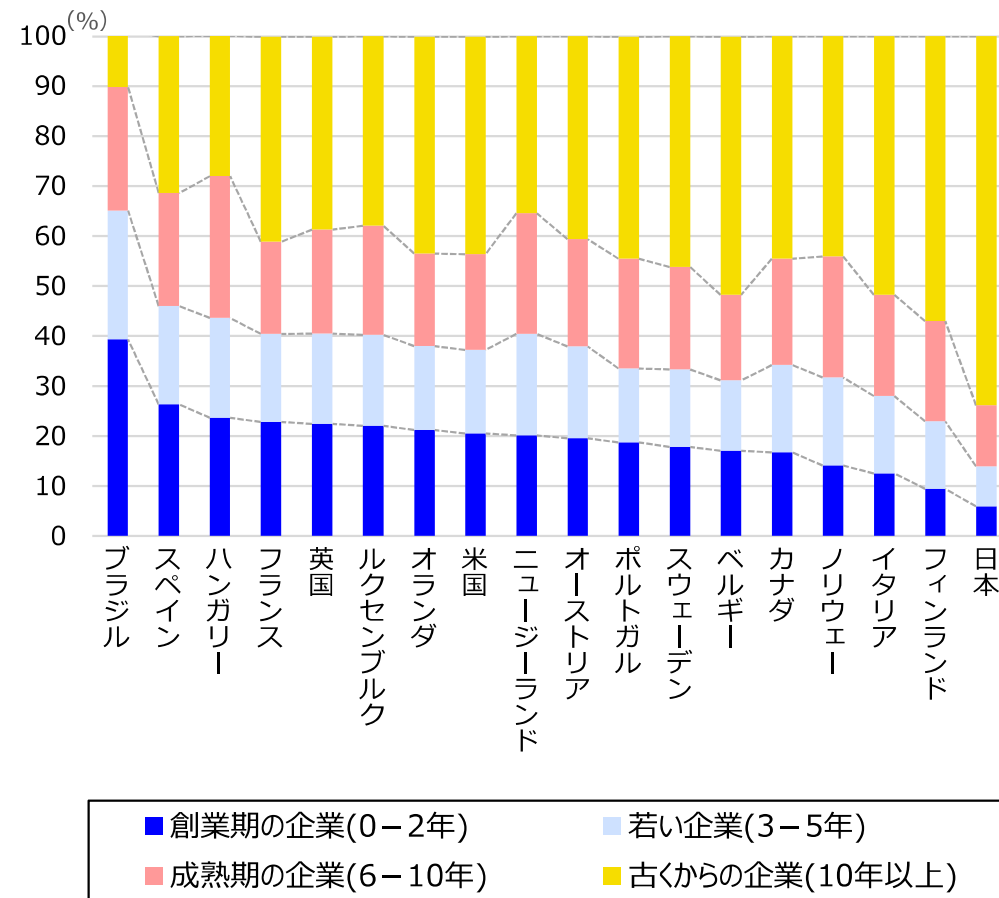
ニコラス, T (2022), 『ベンチャーキャピタル全史』(鈴木立哉訳) 新潮社
 アメリカ社会には、リスク資本と起業家精神に向かおうとする姿勢がしっかりと根づいており、それは、この国の草創期における経済成長と経済発展の勢いにも現れている。アメリカのベンチャーキャピタルはそこから出発した。(略) 起業家たちの冒険心を尊び、抑えられない貪欲さを受け入れ、現実の金銭的利益に対する飽くことのない追求を促す、この国に培われてきた文化の賜なのである。(エピローグ「最後に」から抜粋)

- 我が国は開業率だけでなく**廃業率が低く、市場における新陳代謝の低さ**が指摘されている。
- 生産年齢人口が減少するなど資源制約がある中、スタートアップの成長に向けて、既存企業に滞留したリソース（人材、資金等）を移動させることが必要であり、**企業が退出・再チャレンジしやすい環境を整備**すべき。

＜各国の開業率・廃業率の推移＞



＜各国の中小企業の企業年齢別構成比＞



(出所) 内閣府「平成30年度年次経済財政報告」

(出所) 中小企業庁「2022年中小企業白書」

(注1) 日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、英国：英国国家統計局「Business demography」、ドイツ・フランス：eurostat

(注2) 国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。

- 補助金等の公的支援には**非効率性等の弊害**も指摘されており、支援対象の選定に当たって「**目利き**」が重要。
- **支援対象の選定**においては、**民間ベンチャーキャピタル（VC）**等による**評価・知見**を活用する一方で、VCではなくスタートアップ企業を支援する仕組みとするべき。

<スタートアップへの公的支援に関する指摘>

◆岡室博之（2023）「どのような創業支援が望ましいのか？ 国の視点・自治体の視点」（『経済セミナー』2023年2・3月号，日本評論社）

補助金事業では基本的に、応募に基づく競争的選抜が行われているが、それは政策効果を上げるために成功しそうな企業を選ぶ（“picking winners”）戦略につながりやすい。そのような企業は**公的支援がなくても成功する可能性が高く、そのような起業を支援するのは最初から見込みのない起業を支援するのと同じくらい非効率**である。

したがって、**補助金など公的な資金支援は、技術的・経営的に成功の見込みはあるが、自己資金だけではうまく行きそうにない企業（創業者）を対象にすることが望ましいが、その選定は容易ではない**。事業・技術内容の**目利き**が重要なので、政府や公的機関に任せるのではなく、**官民連携（さらに産学官連携）による専門家の評価・目利きを活用すべき**である。直接の公的補助金よりも（エンジェル税制やVC支援のように）民間の資金提供者のインセンティブを高める政策や、創業（希望）者と民間の支援事業者をつなぐ政策が必要である。

◆財審・財政投融資分科会（2019年3月7日）

※産業投資の管理運営等（リスクマネー供給を巡る状況と課題）の議論において

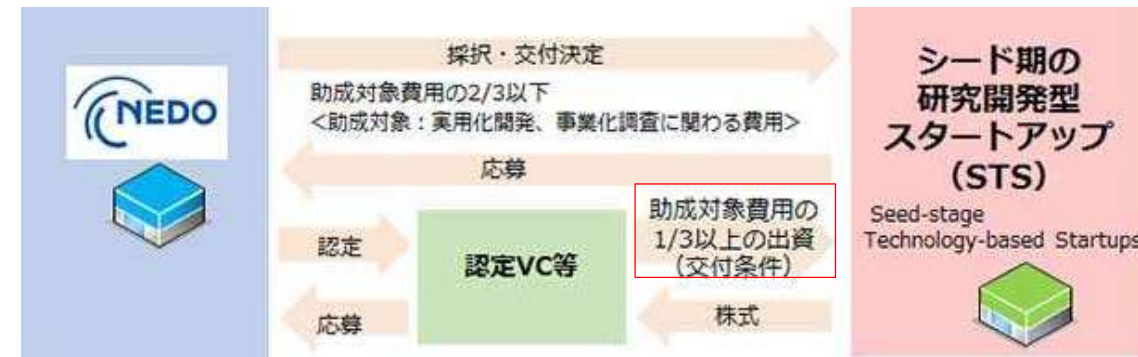
○朝倉祐介氏（シニフィアン(株)共同代表）

（略）最後に留意点です。今、積極的な目利きを担わないと申しましたが、具体的にはVC等々に対する資金の拠出、ファンド・オブ・ファンズ、あるいは**VCを含めた民間の投資家が投資した際に、その資金にマッチングするようなマッチング拠出型の投資**、こういったことを行うことによって、目利き力を伴わず、**民間の知見を活用してリスクマネーの提供ができる**のではないかとということが1つ。

あと、もう一つ最後に注意すべきは、**資金のばらまきを避ける**ということですね。**スタートアップの世界、リスクマネーの増加が単純に成功数の増加に直結するわけではない**と思っています。**経営基盤が脆弱なところにいたずらに資金を増やしても、かえってエコシステムを不健全化するだけ**ですので、そこはあくまで本当に良い先なのかといったところは、**民間の知見を活用しつつ、規律の効いた資金の活用をすべき**ではないかということが私どもの考えていることでございます。

<VCによる選定を要件とした補助事業の例>

新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるSTS（Seed-stage Technology-based Startups）事業（令和4年度実施）



・NEDOがシード期の研究開発型スタートアップを支援する国内外のVC等を公募、認定（令和5年3月時点43社）

・**認定VC等により出資を受けるスタートアップの中から**、NEDO審査を経た企業に対して、残りの事業費を補助。

- 官公需（物品・役務・工事）において、**新規中小企業者との契約**について「**3%以上を目指す**」こととしているが、ほとんどにおいて達成できていない。
- 官公需における新規中小企業者との契約を増やしていく中で、**スタートアップ活用も増やす余地**がある。

○令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（2022年8月26日閣議決定）（抄）

第1-2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

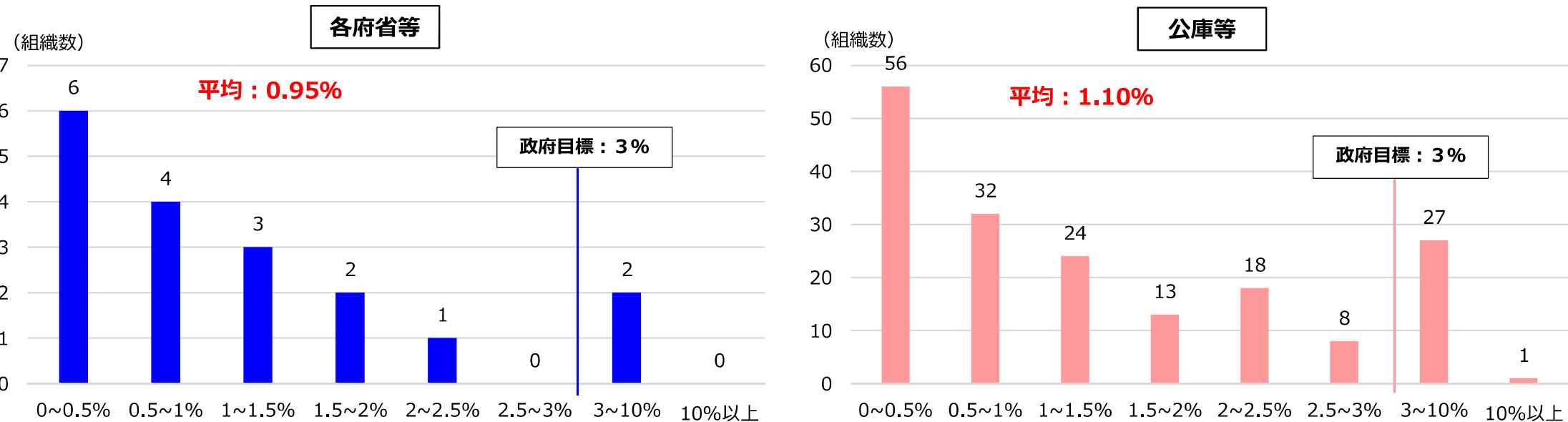
国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き61%、金額が約5兆2,738億円になるよう目指すものとする。

このうち、**新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、まずは国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。**（略）

（注1）官公需とは、物品の購入や、役務の提供を受けること、工事の発注を行うことを指す（委託等の政策経費は含まない）。

（注2）「新規中小企業者」とは、①事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人 又は②設立の日以後の期間が10年未満の会社 である中小企業者

<官公需における新規中小企業者契約の割合>



（出所）中小企業庁「令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績」（2022年9月公表）

（注1）各府省等は、衆・参議院、最高裁、会計検査院及び中央省庁（1府13省庁）（全18組織）

（注2）公庫等は、各府省が所管する独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人等（全179組織）

（注3）各組織における官公需総実績額のうち、新規中小企業者向け契約実績額の占める割合について分類したもの

- 宇宙開発費用について、日本の政府負担比率が直近10年間で9割台後半で推移する一方、米国の比率は9割超から7割弱程度まで下がり、新興企業の比率が上昇（※）。
この結果、米国ではスタートアップ等との人材流動性が高まる一方、日本では人材流動性が低迷している。
- 宇宙開発の調達においては、JAXAによるスタートアップ等との契約や発注を拡大するなど、宇宙開発の裾野を広げ、適切な参入と競争を促す仕組みを活用し、人材等が流動するエコシステムの形成を促すべきではないか。
- また、調達に限らず、スタートアップとの共同研究が見込まれる分野については、分野特性を踏まえつつ、国立研究開発法人とスタートアップとの共同研究について目標を定め、規模・実績を公表することで、スタートアップの成長を促すべきではないか。

※（一社）日本航空宇宙工業会「令和元年度 宇宙機器産業実態調査報告書」、Mckinsey&Company「R&D for space: Who is actually funding it?」に基づく。

◆JAXAの全調達の状況（実績） （1者応札及び随意契約の合計比率が約8割で継続）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度 (12月時点)	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
価格競争等	2者以上	335	10.69%	276	8.97%	199	7.50%
	1者	661	21.10%	740	24.06%	642	24.20%
企画競争等	2者以上	286	9.13%	299	9.72%	211	7.95%
	1者	301	9.61%	256	8.32%	276	10.40%
	不落随契	12	0.38%	11	0.36%	16	0.60%
随意契約等		1,538	49.09%	1,494	48.57%	1,309	49.34%
計		3,133	100%	3,076	100%	2,653	100%

◆日本の宇宙産業の課題と米国の事例

- 宇宙産業周辺における人材の流動性が低いために、新たな事業が興りにくく、産業規模が拡大していない、その結果として、宇宙産業への人材の流入が乏しくなるという悪循環に陥っていると言える。
- また、我が国では、非宇宙産業をはじめとした大手企業やJAXAからベンチャー企業へ移る人材は限定的である一方、米国では、SpaceXの設立に当たり、他のロケット会社やNASA等から人材が移籍し、同社の技術開発を支えたといった事例がある。

（出所）宇宙政策委員会「宇宙産業ビジョン2030 第4次産業革命下の宇宙利用創造」

◆理研におけるスタートアップとの共同研究の例 （「産業界との融合的連携研究制度」）

企業と理研の混成チームを理研内に設置して企業側の担当者をチームリーダーとして受け入れる「産業界との融合的連携研究制度」において公募を行い、以下のようなディープテック系スタートアップとの取組を進めている。

- ユージェナ : 藻類資源アップサイクル研究チームの共同設置
- 動物アレルギー検査 : 新興感染症ワクチン技術研究チームの共同設置
- ファームロイド : ウイルス不活化LEDシステム研究チームの共同設置
- ビジョンケア : 眼科領域遺伝子細胞治療研究チームの共同設置

◆研究開発でスタートアップの参画を明記した事業の例 （内閣府・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP））

戦略的イノベーション創造プログラム運用指針
（令和4年12月23日改正）

（別紙）

第3期の課題の要件

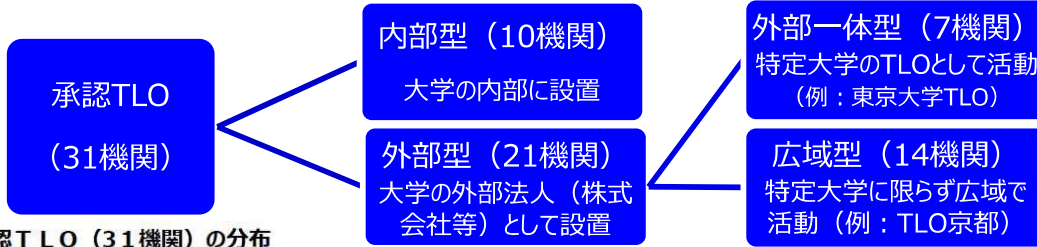
⑨スタートアップの参画に積極的に取り組むものであること。

- スタートアップによる研究成果の事業化に向けて、**技術移転機関（TLO）**を知財管理機関から**マーケティング等を行う機関へ改革**し、その収益を研究資金として還元、更なる起業支援に繋げる**好循環を実現する経営を確立することが必要**。
- その際、地域で知財等の専門人材の確保が難しい場合、地域中核大学等を中心に、複数大学で連携する広域型TLOを活用した集約など、**大学間の連携を行い、機能強化することも積極的に検討すべき**。



(参考) 経済産業省HPより
TLOとは、Technology Licensing Organization (技術移転機関)の略称です。大学の研究者の研究成果の特許化し、それを企業へ技術移転する法人であり、産と学の「仲介役」の役割を果たす組織です。

◆承認TLOについて



承認TLO (31機関) の分布



(出所) 経済産業省HP

◆TLOにおけるマーケティングの重要性

- **多くの大学では、知財部要員は発明評価委員会への資料作成に忙殺されており、マーケティングを行う余裕が無い。**
- また、**成功している大学は、約8割の労力をマーケティングにかけている。**

(出所) 「東大及びTLOにおける知財マネジメント」(「大学知財ガバナンスに関する検討会」第2回資料)

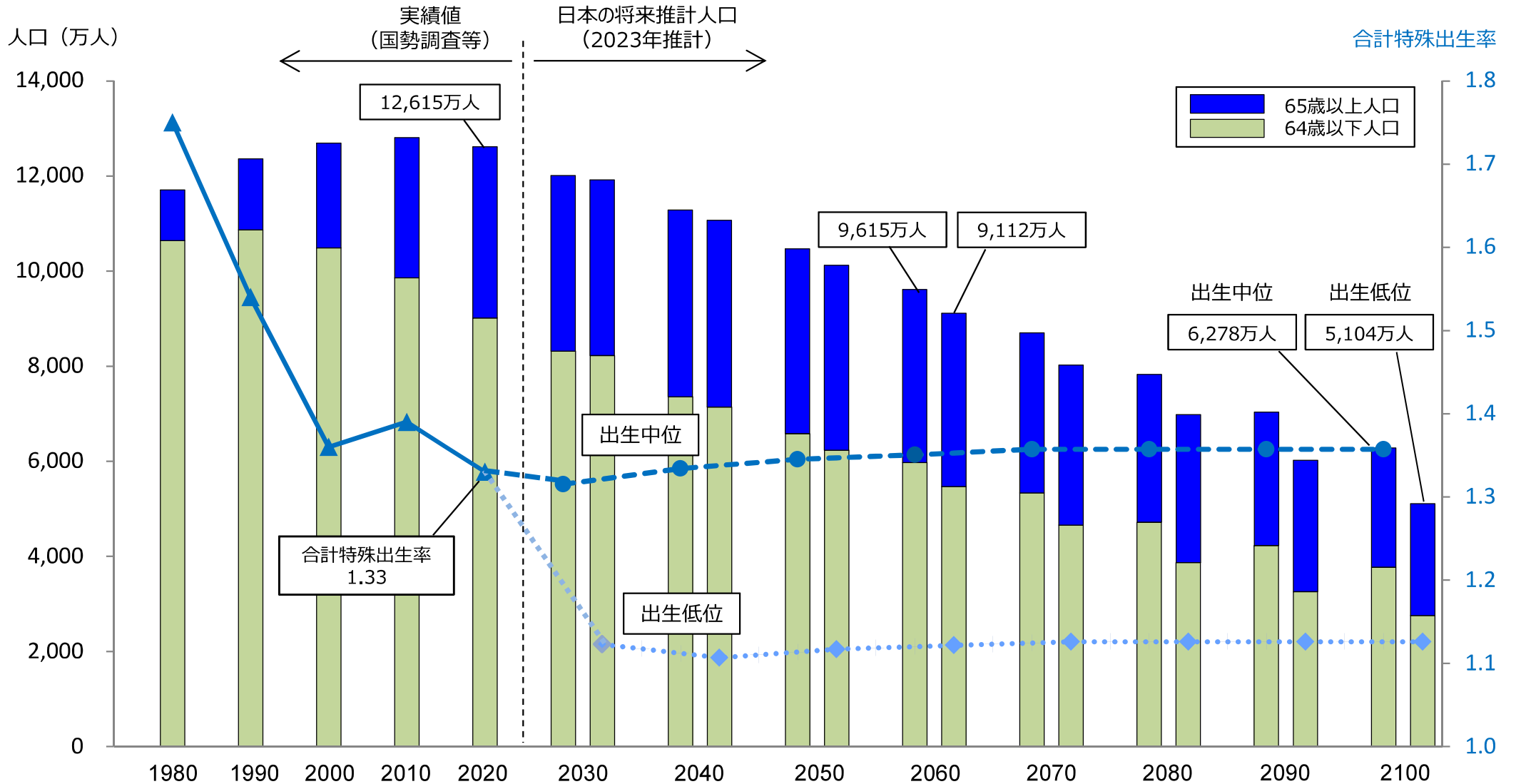
◆欧米のTLOとの比較

- 欧米の有力大学TLOは大学が保有する特許や技術にマッチする**企業のニーズを積極的に探っている**。それによりニーズのある**事業会社やVCに自大学の投資ファンドに参加・出資してもらっている**。
- そして、**企業のニーズに合わない場合は、適時に研究者にフィードバック**することで、企業のニーズや市場に合った技術の構築に貢献している。
- 一方で、日本のTLOは、**共同研究のために技術をデータベース化するところまでしか視野に入っておらず、商業化の視点が欠ける傾向**にある。
- 大学においては収益性を検証するための必要なマーケティング機能、市場に合わせたニーズや事業化を進めるうえで**必要な知的財産権の取得・活用を進めていく機能が弱い**ことが多い。

(出所) 「実戦インキュベーション」(あずさ監査法人インキュベーション部編)

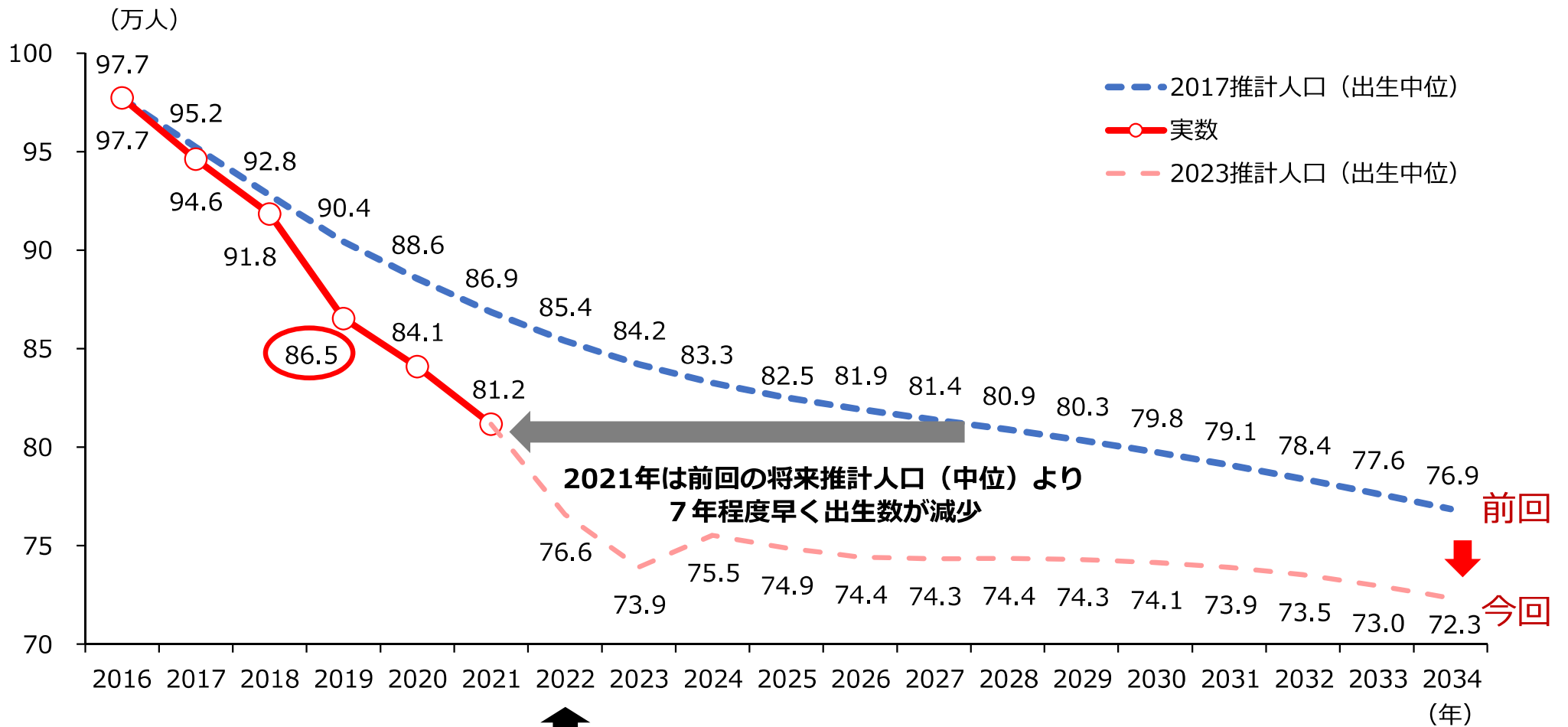
我が国の将来推計人口

○ 日本の将来推計人口（2023年推計）においては、2100年には総人口が現状の半分程度に減少すると見込まれている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2023年推計)」(左:出生中位(死亡中位) 右:出生低位(死亡中位))

出生数の動向（推計と実績）



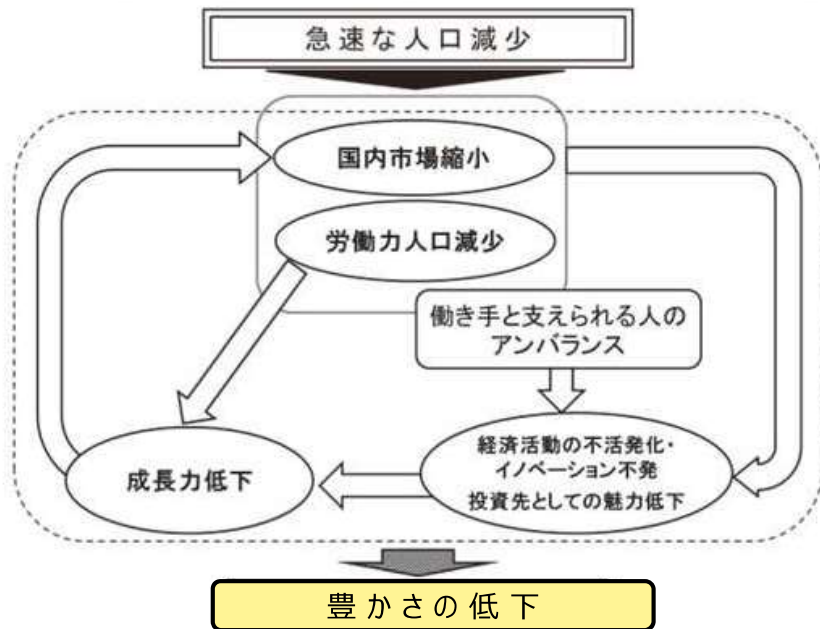
外国人等を含む速報値は **79万9,728人**
 日本における日本人人口は6月上旬公表予定
 (2021年実績での外国人等の出生数は約3.1万人)

(注) 上記の推計人口・実績は日本における日本人人口。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」。

- 人口減少は、国内市場の縮小、成長力の低下、国民1人1人の豊かさの低下をもたらすほか、社会保障制度と財政の持続可能性に負の影響を与える。

◆人口オーナス・縮小スパイラルのイメージ図



◆選択する未来 –人口推計から見えてくる未来像– (2015年10月) 内閣府「選択する未来」委員会

第2章 人口・経済・地域社会の将来像 (3) 人口急減・超高齢化の問題点

●経済規模の縮小－人口オーナスと縮小スパイラルが経済成長のブレーキに

- ・ 急速な人口減少が、国内市場の縮小をもたらすと、投資先としての魅力を低下させ、更に人々の集積や交流を通じたイノベーションを生じにくくさせることによって、成長力が低下していく。
- ・ こうした人口急減・超高齢化による経済へのマイナスの負荷が需要面、供給面の両面で働き合って、マイナスの相乗効果を発揮し、一旦経済規模の縮小が始まると、それが更なる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥るおそれがある。
- ・ 「縮小スパイラル」が強く作用する場合には、国民負担の増大が経済の成長を上回り、実際の国民生活の質や水準を表す一人当たりの実質消費水準が低下し、国民一人一人の豊かさが低下するような事態を招きかねない。

●基礎自治体の担い手の減少、東京圏の高齢化

- ・ 今後、地方圏を中心に4分の1以上の地方自治体で行政機能をこれまで通りに維持していくことが困難になるおそれがある。
- ・ 人口が集中する東京圏での超高齢化の進行によって、グローバル都市としての活力が失われる一方で、多数の高齢者が所得や資産はあっても医療・介護が受けられない事態を招きかねない。

●社会保障制度と財政の持続可能性

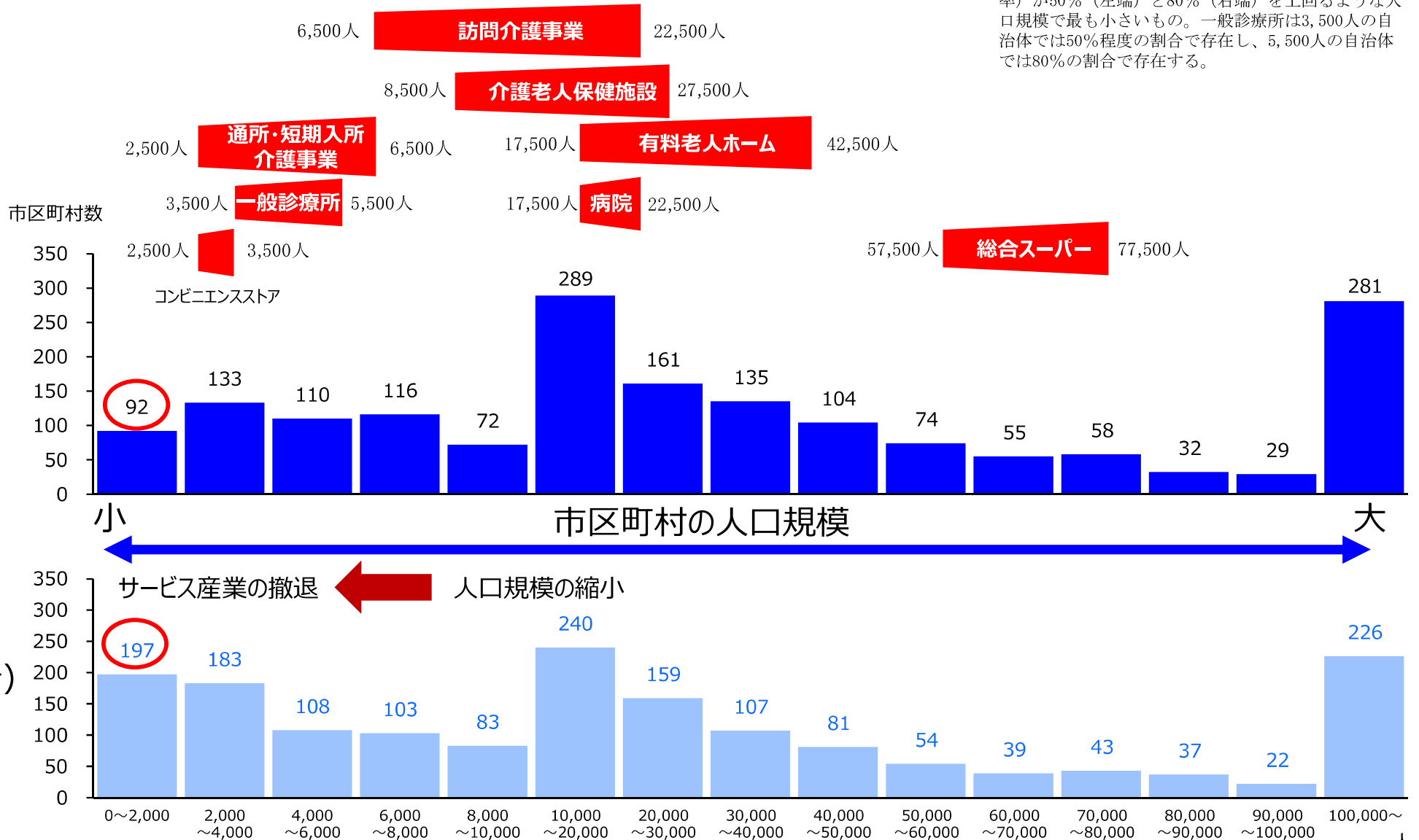
- ・ 医療・介護費を中心に社会保障に関する給付と負担の間のアンバランスは一段と強まることとなる。
- ・ 家計や企業等の純貯蓄が減少する一方、財政赤字が十分に削減されなければ、經常収支黒字は構造的に縮小していき、国債の消化を海外に依存せざるを得ない状況となる。

市町村の人口規模とサービス施設の立地確率

○ 人口減少が進むと、小売や医療・福祉などの生活関連サービスの立地に必要な人口規模を維持できなくなり、生活に必要な商品やサービスを購入することが困難となる可能性。

◆サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模※

※当該施設が1つでも存在する市町村の割合（存在確率）が50%（左端）と80%（右端）を上回るような人口規模で最も小さいもの。一般診療所は3,500人の自治体では50%程度の割合で存在し、5,500人の自治体では80%の割合で存在する。



(出所) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」、国土交通省作成資料

(注) 市区町村数の集計対象は、東京都区部と全国の市町村。2045年の将来推計は、福島県内の市町村を除く。



○ 今後の出生率次第で、将来の人口構成に大きな差が生じ、例えば年金制度でみると、結果的に給付水準に大きな差が生じる。

◆2100年までの人口推計、高齢者割合等(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」（死亡中位））

		2020年	2040年	2060年	2100年
人口	出生高位	12,615万人	11,529万人	10,224万人	7,911万人
	出生低位	12,615万人	11,068万人	9,112万人	5,104万人
65歳以上 人口割合	出生高位	28.6%	34.1%	35.6%	33.9%
	出生低位	28.6%	35.5%	40.0%	46.0%
生産年齢人口 /65歳以上人口	出生高位	2.08人	1.59人	1.49人	1.60人
	出生低位	2.08人	1.57人	1.31人	1.03人
出生数	出生高位	86万人	87万人	74万人	60万人
	出生低位	86万人	59万人	39万人	20万人

※2020年の出生数は、厚生労働省「人口動態統計」の日本における日本人の出生数及び日本における外国人の出生数の合計。

◆2115年時点での年金給付水準等（2019年財政検証ケースⅢ、機械的に給付水準調整を進めた場合）※2019年財政検証は、「日本の将来推計人口（2017年推計）」に基づき作成している。

	所得代替率（年金給付水準）	基礎年金拠出金の保険料相当額 （月額）（2004年度価格）※
出生高位	53.4%	19,461円
出生低位	47.8%  1割以上減少	22,966円  18%上昇

※保険料は17,000円で固定されているが、仮に基礎年金給付を賦課方式で賄う場合に必要な保険料。実際の保険料17,000円との差額は、運用収入や積立金の取り崩しとなる。

「全世代型社会保障」について

◆岸田内閣総理大臣所信表明演説（2022年（令和4年）10月3日）

全世代型社会保障の構築を進め、少子化対策、子育て・こども世代への支援を強化するとともに、女性活躍、孤独・孤立対策など、包摂社会の実現に取り組みます。

◆令和5年度予算の編成等に関する建議（2022年（令和4年）11月29日）

1. 社会保障～ウイズコロナへの移行と全世代型への制度改革

（1）「全世代型」で目指すもの

これまで、約15年間にわたり、「全世代型」の社会保障制度の構築が提唱されてきた。「社会保障国民会議最終報告」において「全ての国民が参加し支える、国民の信頼に足る社会保障」と掲げたことに端を発し、「社会保障制度改革国民会議報告書」では、「すべての世代を対象とし、すべての世代が相互に支え合う仕組み」として具体策に踏み込んだ。

「全世代型」とは何か。「全世代型」の社会保障とは、能力に応じて負担し、必要に応じて給付し、持続可能な制度を次世代に伝える枠組みである。こうした考え方の下で、給付と負担の不均衡の是正に向けた取組が行われ、特に第二次安倍政権発足以降、社会保障・税一体改革が着実に進められてきた。

しかし、現行制度が「全世代型」に近づいたと言え、そうは言い難い部分が多く残っていると云わざるを得ない。

医療費の窓口負担や高額療養費を始め、年齢に着目した負担の差が多く残っている。健保組合の保険料負担を始め、負担が負担能力の多寡に対応していない。さらに、負担能力を見る上でも、高齢世代の稼得・保有が多い金融所得・資産に着目していない。事業主や企業の負担の在り方について、更に検討を進める必要がある。少子化対策の観点から必要な支援の検討が求められる。給付を効率的・効果的なものとするために、医療提供体制の見直しや、給付範囲の見直しも進めなければならない。

このように、「能力に応じて負担し、必要に応じて給付し、持続可能な制度を次世代に伝える」という社会保障の基本中の基本の考え方がまだまだ徹底されていない部分が目立っており、こうした改革に取り組むことが急務である。

◆全世代型社会保障構築会議 報告書（2022年（令和4年）12月16日）

Ⅱ. 全世代型社会保障の基本的考え方

1. 目指すべき社会の将来方向

◆「少子化・人口減少」の流れを変える

2013年の社会保障制度改革国民会議報告書は、少子化対策は、社会保障の持続可能性・経済成長を確かなものとする、「社会保障制度改革の基本」であると指摘した。政府は、これまで、この考え方に沿って、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化など様々な対策を講じてきたが、いまだに少子化の流れを変えるには至っていない。この流れを変えられなければ、日本の人口は急速かつ長期にわたって減少し続けることとなる。

こうした少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、さらには、多くの地域社会を消滅の危機に導くなど、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させることになるだろう。少子化は、まさに、国の存続そのものに関わる問題であると言っても過言ではない。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、子どもを生き育てたいと考える個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求を支援するという意味において重要である。他方、このことは同時に、少子化・人口減少の流れを大きく変え、危機的な状況から脱却することによって、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で、社会全体にも大きな福音となるものでもある。つまり、少子化対策は、個人の幸福追求と社会の福利向上をあわせて実現するという、極めて価値の大きい社会保障政策なのである。

こうした観点から、今日、最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備することである。少子化の背景には、経済社会の発展によって子育てに関わる直接的な費用や就業機会損失などの機会費用が増加する一方で、就業構造や就労環境の変化によって子育て・若者世代の雇用・所得が不安定なものとなっていることなどから、結婚、妊娠・出産、子育てを選択することに不安を感じ、それをためらう国民が増えていることがある。子育て費用を社会全体で分かち合い、子どもを生き育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境を整備することこそ何よりも求められている。

わたしたちの目指すべき社会の将来方向の第一は、ここにある。

◆これからも続く「超高齢社会」に備える

大胆な少子化対策によって人口減少の流れを変えると同時に、これからも続く超高齢社会に備えて、社会の持続可能性を高める対応を強化していかなければならない。

・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、労働力を確保する

具体的には、第一に、超高齢社会にあって、経済社会の支え手となる労働力を確保する必要がある。この点で、女性や高齢者の就労を最大限に促進し、その能力発揮を実現することが必要であり、誰もが安心して希望どおり働けるようにしていくことが目標となる。このためには、雇用や働き方に対して歪みをもたらすことのない「中立的」な社会保障制度の構築を進め、制度の包摂性を高めることで、女性や高齢者をはじめ誰もが安心して希望どおり働き、活躍できる社会を実現していく必要がある。また、子育て支援や健康寿命延伸、介護サービスに係る社会保障の充実は、女性や高齢者の就労を促進し、介護離職を減らすなど、支え手を増やす上でも重要となる。

・社会保障を皆で支える仕組みを構築し、ニーズの変化に的確に対応する

第二に、社会保障給付を皆で支え合う仕組みを整備するとともに、国民一人ひとりがそれぞれの多様なニーズに対応するサービスを利用できる環境を創出する必要がある。高齢者人口（65歳～）は、いわゆる団塊の世代が2025年までに全て75歳以上となった後、2042年にピークを迎え減少し始めるが、その後も、より若い世代の人口減少も進む中で高齢人口比率は高止まりし、中でも75歳以上人口の比率は増え続けると見込まれる。

こうした見通しを踏まえ、増加する社会保障給付について、負担能力に応じて、全ての世代で、公平に支え合う仕組みを早急に強化するとともに、給付と負担のバランスを確保していく必要がある。さらに、医療や介護ニーズの増大や多様化する福祉ニーズに応える人材の確保・育成、働き方改革に力を注ぐとともに、こうしたニーズの変化に的確に対応した医療・介護サービス提供体制の確立やデジタル技術の積極的な活用により、住民にとって使いやすく、かつ効率的にサービスが利用できる環境を整備することが重要である。

2. 全世代型社会保障の基本理念

◆「将来世代」の安心を保障する

「全世代型社会保障」とは、全ての世代にとって安心できる社会保障である。この「**全世代**」は、若年期、壮中年期及び高齢期はもとより、**これから生まれる「将来世代」も含む**ものとして考える必要がある。

将来にわたって社会保障制度を持続させ、将来世代が安心して暮らしていけるようにするためには、負担を将来世代へ先送りせず、同時に、社会保障給付の不断の見直しを図る必要がある。そして、社会保障を含む経済社会の「支え手」を増やしながら、今の世代で制度を支えていくことを基本理念に置かなければならない。このことは、現在の現役世代の安心を確保することにもつながるものである。

◆能力に応じて、全世代が支え合う

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。

超高齢社会にあっては、社会保障は世代を超えた全ての人々が連帯し、困難を分かち合い、未来の社会に向けて協力し合うためにあるという認識を、世代間対立に陥ることなく、全ての世代にわたって広く共有していかなければならない。すなわち、「全世代型社会保障」の要諦は、「社会保障を支えるのは若い世代であり、高齢者は支えられる世代である」という固定観念を払しょくし、「全世代で社会保障を支え、また社会保障は全世代を支える」ということにある。

- 政府は長きにわたり、団塊世代が75歳となる「2025年」を社会保障改革の目標年度として、持続可能な制度や、病床機能の分化などのサービス提供体制の改革を目指してきた。これは、このままでは、2025年以降は現役世代の医療・介護の負担が増大し、提供体制も立ち行かなくなるという危機感によるものだった。
- 2025年までに改革を実施するには、事実上本年が最後のチャンスであり、少子化対策だけでなく、「全世代型」の制度を実現するため、医療・介護の改革議論を加速する必要がある。

◆ 社会保障国民会議 最終報告（2008年）

団塊世代が75歳になる2025年以降を見通し、長期にわたって持続可能な制度の構築を追求する必要がある。

◆ 社会保障制度改革国民会議報告書 ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～（2013年）

まず、日本の人口構成は他国に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、2025（平成37）年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となり、高齢者の中でより高齢の者が増える超高齢社会になっていく。（中略）日本の社会保障制度を「1970年代モデル」から「21世紀（2025年）日本モデル」に再構築して、国民生活の安心を確保していくことが、喫緊の課題となっている。

「21世紀型（2025年）日本モデル」の社会保障では、主として高齢者世代を給付の対象とする社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換を目指すべきである。

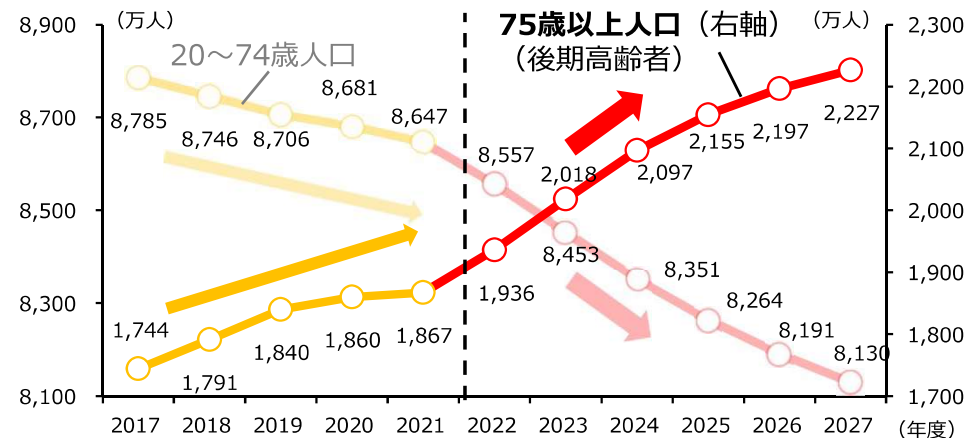
病床機能の分化・連携や、地域包括ケアシステムの構築は、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025（平成37）年に向けて速やかに取り組むべき課題であり、その実現に向けて早急に着手し、全国から先駆的実践事例等を収集するなど、地域の特性に応じて実現可能な体制を見出す努力を促すための取組を早急に開始すべきである。

◆ 地域医療構想策定ガイドライン（2017年）

地域医療構想は平成37年（2025年）のあるべき医療提供体制を目指すものである。

都道府県においては、医師会等の医療関係者や、保険者、市町村だけでなく、住民との十分な連携の下、地域医療構想を策定するとともに、おおむね10年後である平成37年（2025年）に向けて、拙速に陥ることなく確実に、将来のあるべき医療提供体制の実現に向け、各医療機関の自主的な取組等を促すとともに、住民の医療提供体制に関する理解や、適切な医療機関選択や受療が行われるよう、周知を始めとする取組を推進されたい。

◆ 年齢別の人口推移

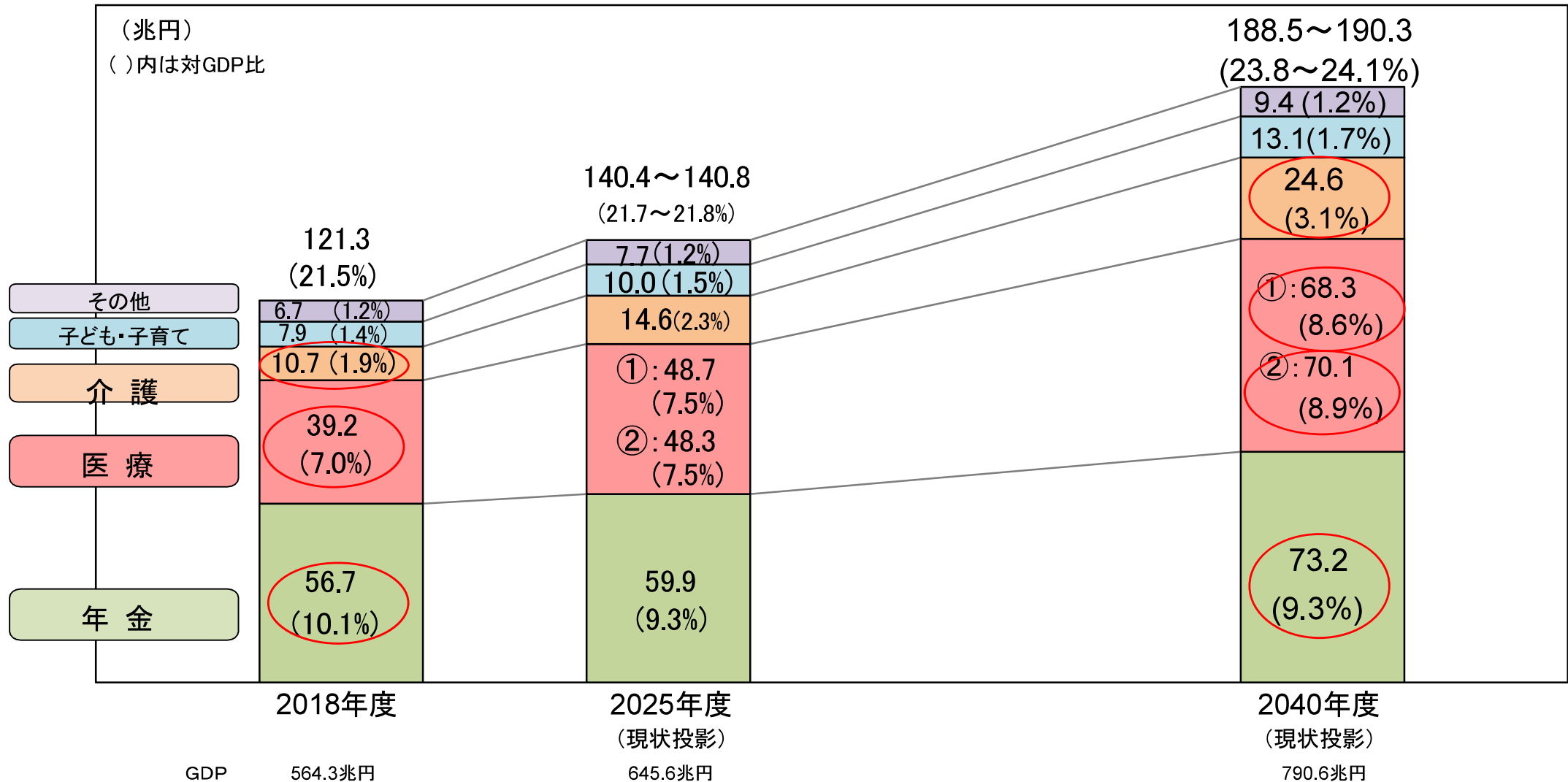


(出典) 2022年までは総務省「人口推計」（各年10月1日現在）等
2023年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」（出生中位（死亡中位））

社会保障給付費の見通し

2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）－概要－（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 2018年5月21日）より

- 年金については、マクロ経済スライドが導入され、経済・人口に見合った給付水準となる枠組みとなっている。
- 医療・介護については、高齢化等に伴い給付費の増大が避けられず、保険料・公費の負担の増大を避けるため、累次にわたり制度の手直しが行われている。



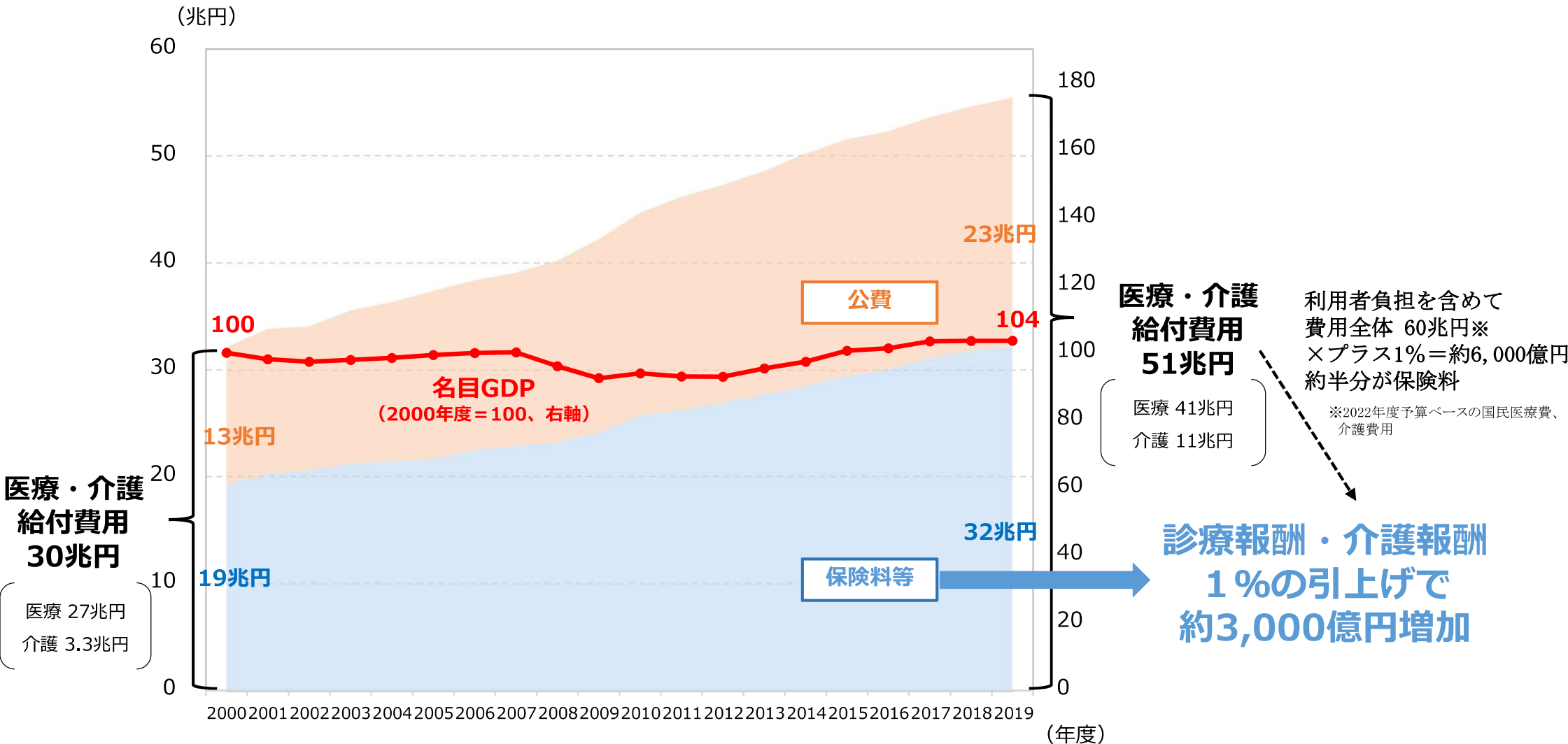
(注) 医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)示している。

※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。

これまでの主な制度改革

2014年度	<ul style="list-style-type: none">・ 診療報酬・薬価改定等・ 70～74歳の医療における窓口負担割合の見直し（1割⇒2割負担）
2015年度	<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険制度改革（地域支援事業の充実、予防給付の一部を地域支援事業に移行、介護2割負担の導入等）・ 介護報酬改定・ 協会けんぽ国庫補助の見直し
2016年度	<ul style="list-style-type: none">・ 診療報酬・薬価改定等
2017年度	<ul style="list-style-type: none">・ 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、介護納付金の総報酬割の導入・ 高額療養費の見直し・ 後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し
2018年度	<ul style="list-style-type: none">・ 診療報酬・薬価改定等、薬価制度の抜本改革・ 介護の高所得者への3割負担の導入
2019年度	<ul style="list-style-type: none">・ 介護納付金の総報酬割の拡大・ 診療報酬・薬価改定等（消費税率引上げに伴う対応）
2020年度	<ul style="list-style-type: none">・ 介護納付金の総報酬割の拡大・ 診療報酬・薬価改定等
2021年度	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年薬価改定（1回目）・ 介護保険制度改革（補足給付及び高額介護サービス費の見直し）
2022年度	<ul style="list-style-type: none">・ 診療報酬・薬価改定等・ 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し（一定以上の所得のある者:1割⇒2割負担）・ 被用者保険の適用拡大等
2023年度	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年薬価改定（2回目）・ 健保法等改正（高齢者医療に関する負担の在り方を見直し、出産育児一時金を全世代で支える仕組みの導入、かかりつけ医機能を発揮する制度整備）

- 医療・介護の給付費用はこの20年で大幅に増加しており、公費負担・保険料負担も増加している。
- 給付費用は経済成長率以上に伸びており、現役世代の負担能力を考えれば、持続可能な状況とは言い難い。医療・介護の報酬改定を含め、様々な制度見直しを行っている。今後、更に給付費用自体の抑制に取り組む必要がある。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」

(注) ここでの「医療・介護給付費用」は、医療保険、介護保険、生活保護のうち医療扶助相当分、公衆衛生のうち医療分等を指す。

少子高齢化の中で求められる政策

人口減少の中だからこそ将来展望がますます重要に
 ✓賃上げ、雇用制度 ✓持続可能な社会保障、セーフティーネット

消費拡大
成長期待

「全世代型社会保障」に向けた改革が必要

少子化対策

- ・賃上げ、労働市場の見直し
- ・経済的負担の軽減
- ・サービスの拡充
- ・育児休業など両立支援

超高齢社会に備える政策

- ・医療・介護等が持続可能となるための改革
 （給付内容の見直し、医療提供体制を効率的に、
 負担能力に応じた負担）
- ・働き方に中立的な制度（厚生年金の適用拡大等）

公費・保険料の負担抑制

少子化対策

- 経済的支援の中でも児童手当のあり方をどう考えるか。
- 子ども・子育て予算の財源のあり方をどう考えるか。
- ※雇用のあり方、少子化の背景・要因は前回・前々回で議論。

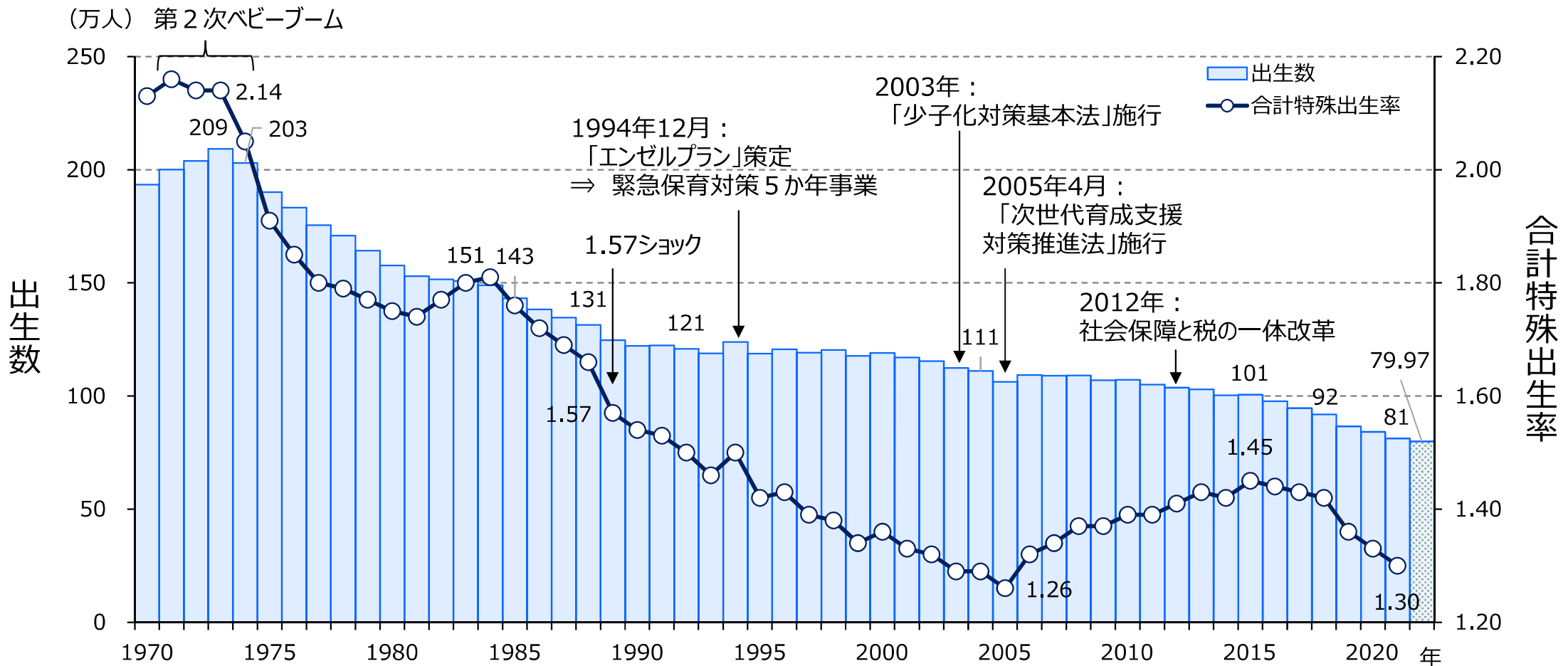
医療・介護

- 新型コロナの経験を今後の対応につなげていくべきではないか。
- ✓医療機関等に巨額のコロナ特例 ✓病床の役割分担に課題
- 「超高齢化」に備えて制度を持続可能なものにする改革を進めていくべきではないか。
- ✓介護保険の改革（ICT化、大規模化、給付の効率化） ✓薬剤費への対応（保険給付範囲の見直し）
- 産業構造まで含めて医薬品をめぐる課題を考えていくべきではないか。
- DXの進展を医療分野においてどのように活用するか。

障害福祉

出生数・合計特殊出生率の推移

- 我が国では、戦後最低の出生率となった「1.57ショック」を契機に「少子化」が政策課題として認識され、2003年には「少子化対策基本法」が制定されるなど、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになった。
- その後も、社会保障と税の一体改革による安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、出生率は2005年の1.26をボトムに一定程度回復したが、近年、コロナ禍の影響もあり、再び低下してきている。



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

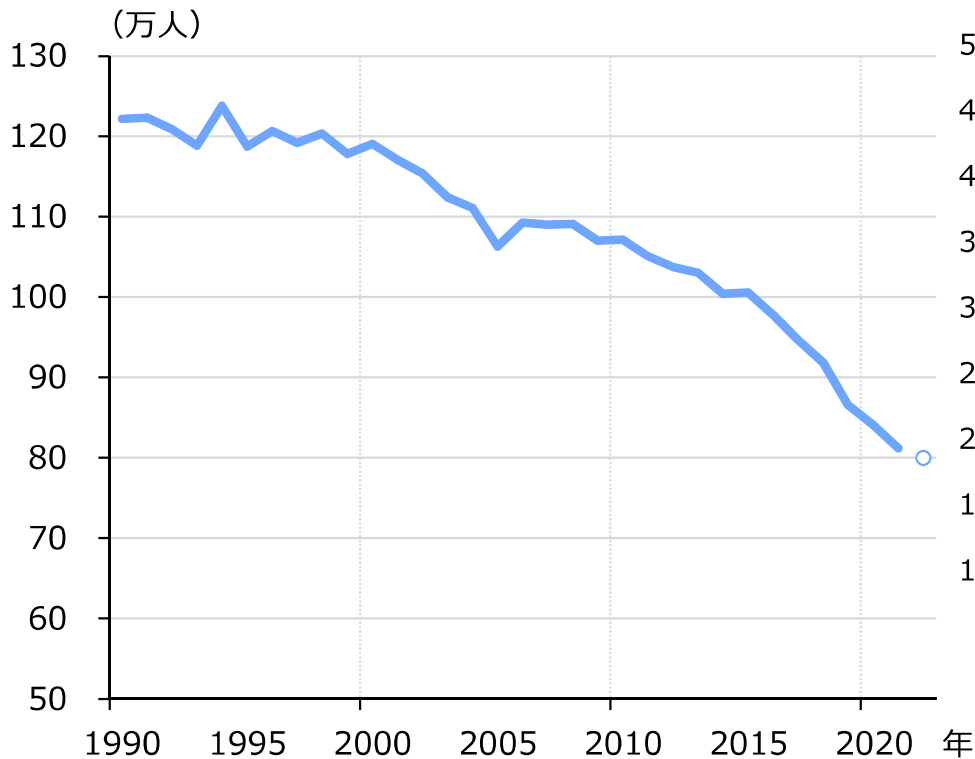
(注) 出生数は日本における日本人、2022年は速報値（日本における外国人、外国における日本人を含む。）。

2030年代を境に急減する若年人口

【岸田内閣総理大臣記者会見（令和5年3月17日）（抄）】

2022年の出生数は過去最少の79万9,700人となりました。僅か5年間で20万人近くも減少しています。**2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍の速さで急速に減少**することになります。このまま推移すると、我が国の経済社会は縮小し、社会保障制度や地域社会の維持が難しくなります。**2030年代に入るまでのこれから6年から7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス**です。

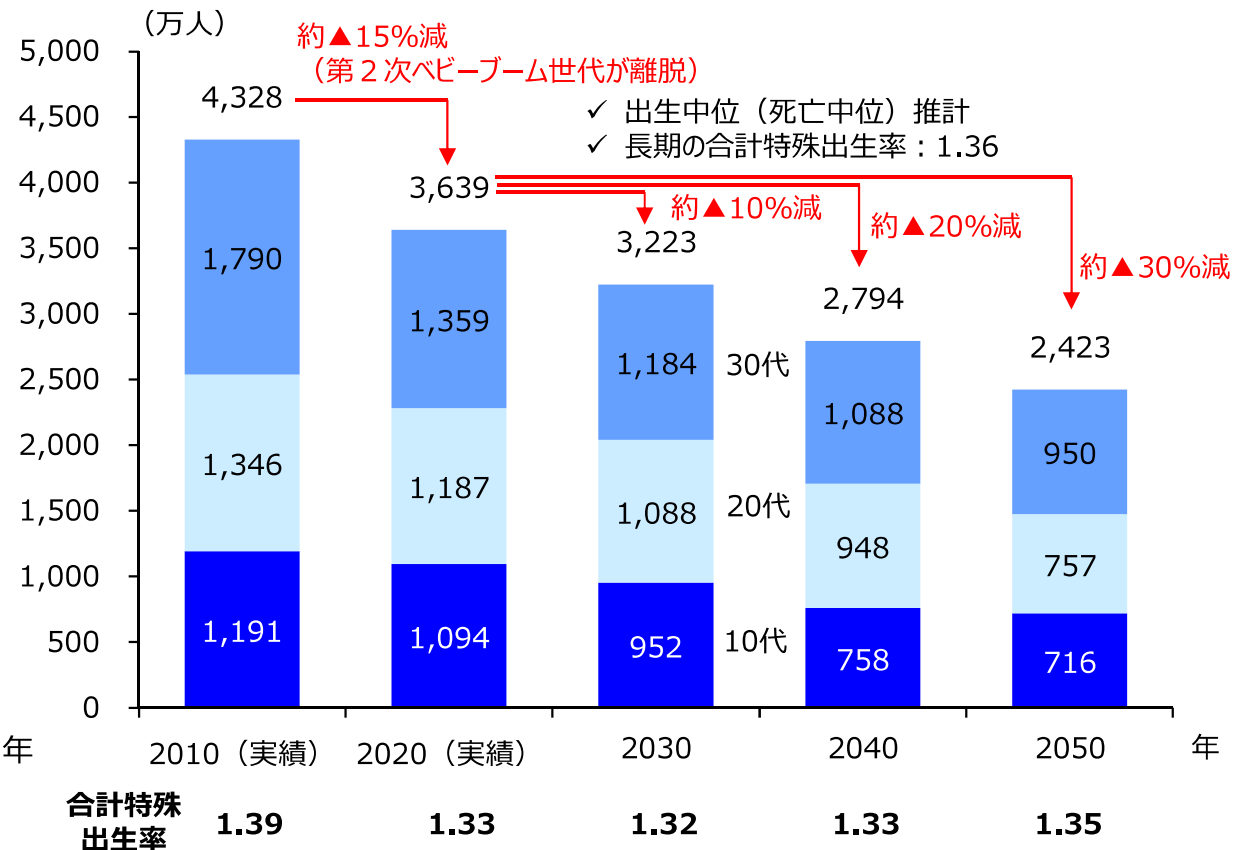
◆出生数の推移



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

(注) 出生数は日本における日本人、2022年は速報値（日本における外国人、外国における日本人を含む。）。

◆10代～30代人口の見通し

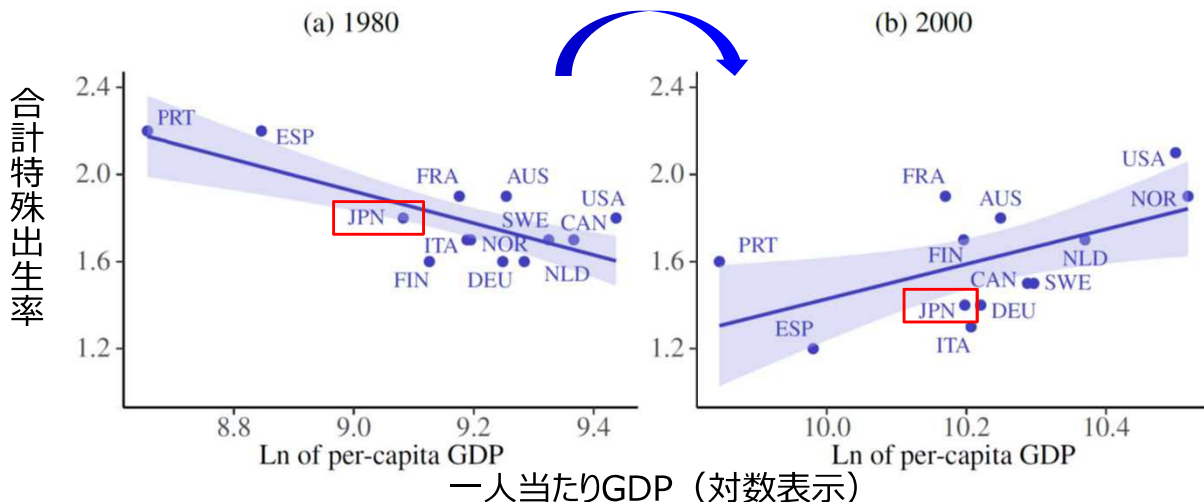


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」、総務省「人口推計」、厚生労働省「人口動態統計」。

(注) 人口は日本人人口。

○ 従来、所得や女性の労働参加率が高い程、出生率は低下すると言われてきたが、近年、特に高所得国では、その関係が逆転しており、**所得が高い程、女性の労働参加率が高い程、出生率は高くなっている。**

◆所得と出生率の関係

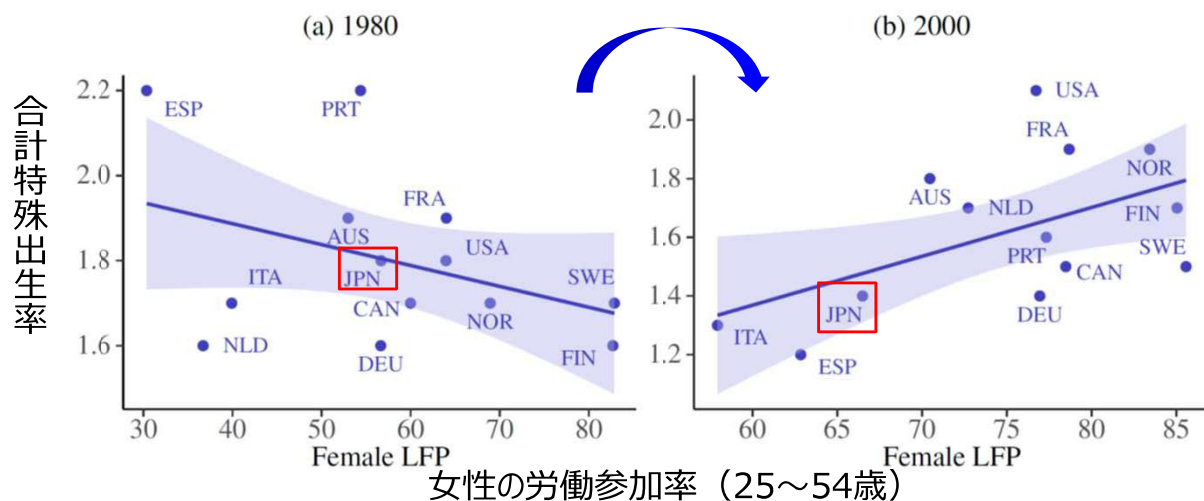


◆出生率に関する従来の理論

こどもの質・量のトレードオフ：
 裕福な親は教育等こどもの「質」に投資することを選好
 → こども1人当たりのコストが増加するため、こどもの「量」は減少する

女性の機会費用：
 女性の賃金が上昇すると、育児に要する時間の機会費用が割高になる
 → より多くの女性が出産よりも就労を選択するため、出生率は低下する

◆女性の労働参加率と出生率の関係



↓
 公的教育の充実、育児の市場化
 (民間育児サービスの利用拡大)
 など

近年は必ずしも当てはまらない

(出所) Matthias Doepke, Anne Hannusch, Fabian Kindermann, Michele Tertilt. 2022. "The New Economics of Fertility." IMF Finance & Development, September 2022 及び Matthias Doepke, Anne Hannusch, and Fabian Kindermann. 2022. "The Economics of Fertility: A New Era" CEPR Discussion Paper 17212 より作成。

○ 最近の研究では、女性のキャリアと家庭の両立性（compatibility）が出生率向上の要因であり、①父親の参画、②母親の就労に関する社会意識、③柔軟な労働市場、④子育て支援政策が重要との指摘がある。

◆女性のキャリアと家庭の両立性（compatibility）

✓ 父親の参画（cooperative fathers）

- 出産に関する意見の不一致は、出生率を低下させる
- 父親が育児にほとんど参加しない場合、母親は次の出産に反対する傾向

✓ 母親の就労に関する社会意識（favorable social norms）

- 母親の就労に否定的な社会規範を有する国ほど「母の罰」が大きい

※母の罰：出産後の所得低下など女性が出産により被る不利益

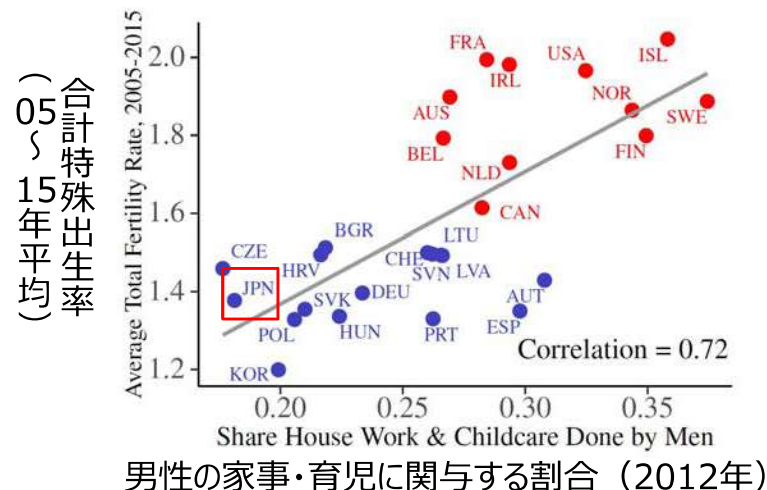
✓ 柔軟な労働市場（flexible labor market）

- 安定した職を得ることが難しい環境では出生率は低下

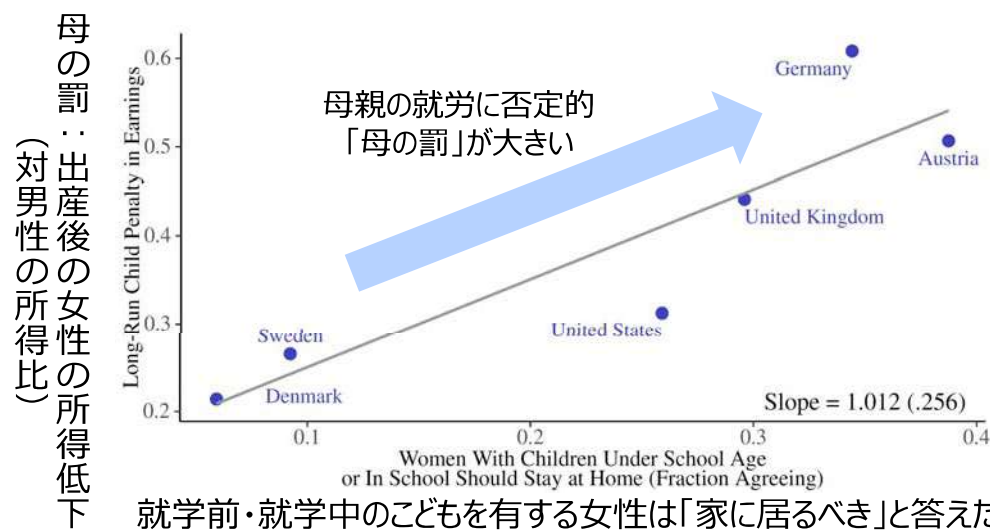
✓ 子育て支援政策（family policy）

- 保育サービスへの公的支援は育児コストを引き下げ、出生率を上昇させる
- 公的支援の規模は出生率・女性の労働参加率それぞれと正の相関

◆父親の協力と出生率



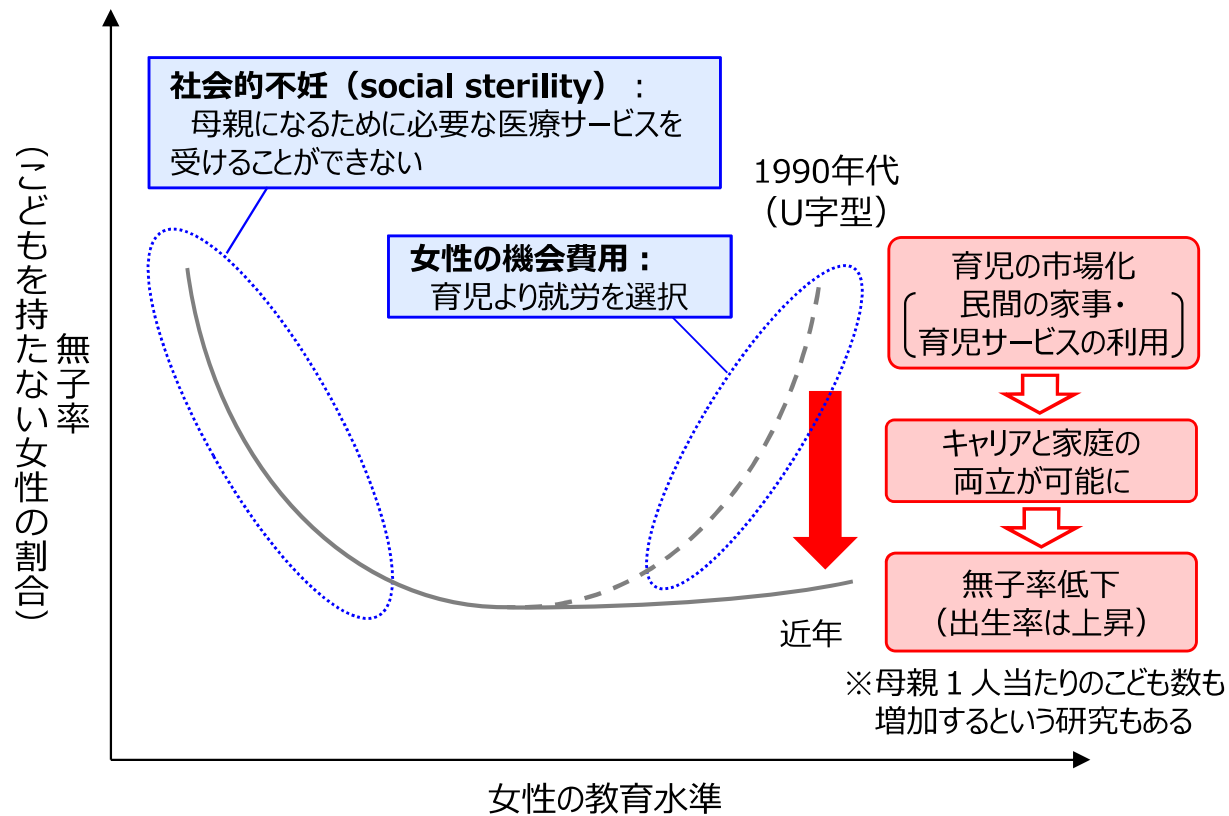
◆社会規範と「母の罰」



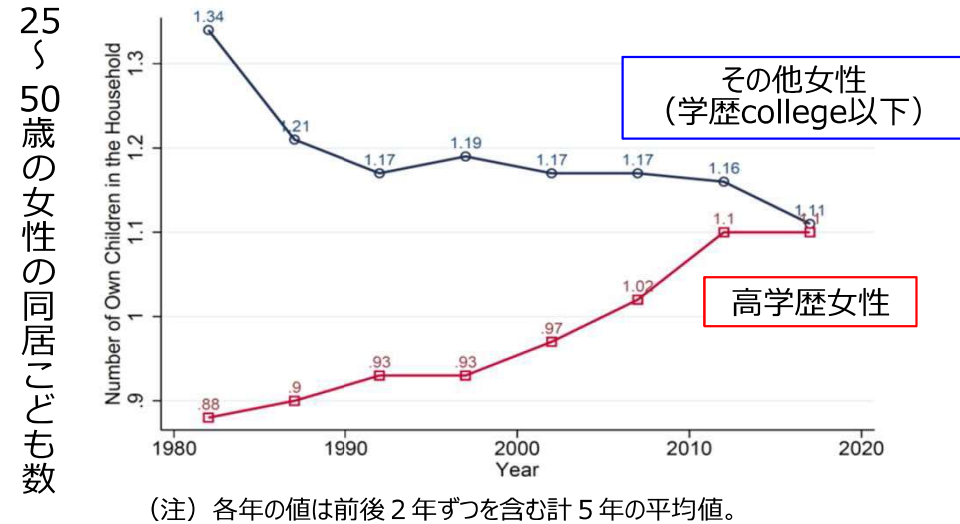
(出所) Matthias Doepke, Anne Hannusch, Fabian Kindermann, Michele Tertilt. 2022. "The New Economics of Fertility." IMF Finance & Development, September 2022 及び Matthias Doepke, Anne Hannusch, and Fabian Kindermann. 2022. "The Economics of Fertility: A New Era" CEPR Discussion Paper 17212 より作成。

- 米国については、民間の家事・育児サービスの利用による**育児の市場化 (marketization) の拡大が、高学歴女性のキャリアと家庭の両立を実現させ、出生率を他の女性と同等に引き上げている**との研究がある。
- 我が国でも、最終学歴大卒以上の女性の出生子ども数は近年増加。

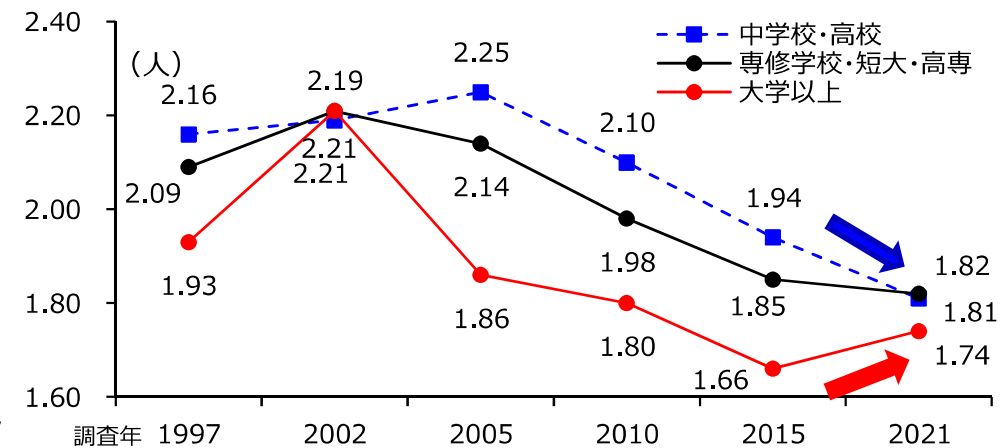
◆米国の無子率 (childlessness rates) の変化 (イメージ)



◆学歴別の子ども数の推移 (米国)



◆妻の最終学歴別出生子ども数 (日本)



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」
(注) 対象は妻の調査時年齢45~49歳の初婚同士の夫婦。

(出所) Matthias Doepke, Anne Hannusch, Fabian Kindermann, Michele Tertilt. 2022. "The New Economics of Fertility." IMF Finance & Development, September 2022 及び Moshe Hazen, David Weiss, and Hosny Zoabi. 2021. "Marketization and the Fertility of Highly Educated Women along the Extensive and Intensive Margins" CEPR Discussion Paper 16647 より作成。

○ 我が国において、女性が出産・育児でキャリアを中断することに伴う機会費用は相当な額にのぼっていることが示唆される。

久我 尚子「大卒女子、育休2回で生涯所得2億円!? 女性が働きやすい環境を作る重要性」 (ニッセイ基礎研レポート2017年2月号)

[図表 1] 生涯所得推計のための大学卒女性の働き方ケース

A	A-A	A-T1	A-T2	A-R-P	A-R	B	B-B
正規雇用者 (出産などの休業なし) フルタイム	正規雇用者 第一子出産 フルタイム	正規雇用者 第一子出産 短時間勤務	正規雇用者 第一子出産 短時間勤務	正規雇用者 第一子出産 退職	正規雇用者 第一子出産 退職	非正規雇用者 (出産などの休業なし) フルタイム	非正規雇用者 第一子出産 フルタイム
	第二子出産 フルタイム	第二子出産 短時間勤務	第二子出産 短時間勤務	第二子出産 非就業	第二子出産 非就業		第二子出産 フルタイム
		フルタイム (第2子3歳未満まで)	フルタイム (第2子小学校入学前まで)	パート (第2子小学校入学前まで)			

注1：A-R以外は60歳で退職、注2：A・B以外の出産年齢は第1子31歳、第2子34歳。

(参考)

- ・生涯所得 = 生涯賃金 + 退職金
- ・生涯賃金 = 年齢別賃金の合計

退職金は正規雇用者のみとし、厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」の1人平均退職給付額の勤続年数別の値を用いる(ただし、男女別の値がないため男女計の値)。

生涯賃金は、正規・非正規雇用者の場合は「年齢別賃金 = きまって支給する現金給与額 * 2 * 12ヶ月 + 年間賞与 + その他特別給与」とし、パートの場合は「年齢別賃金 = (実労働日数 * 1日当たり所定内実労働時間数 * 1時間当たり所定内給与) * 12ヶ月 + 年間賞与 + その他特別給与」とし、いずれも厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」の値を用いて、各年齢の賃金を推計し合算する。

※育児休業利用時の取扱い

育休中は休業前の賃金水準で「育児休業給付金」が支給され、復職時は休業前の賃金水準に戻り、復帰初年度のみ賞与は半額とする。

※短時間勤務制度利用時の取扱い

短時間勤務中は超過労働給与額を含まない「所定内給与額」で年収を推計する。賃金水準は労働時間数比率(6時間/8時間 = 75%)を乗じた値とし、短時間勤務期間の経過年数も同様とする。フルタイム復帰時は経過年数に相当するケースAの年齢別賃金に接続する。

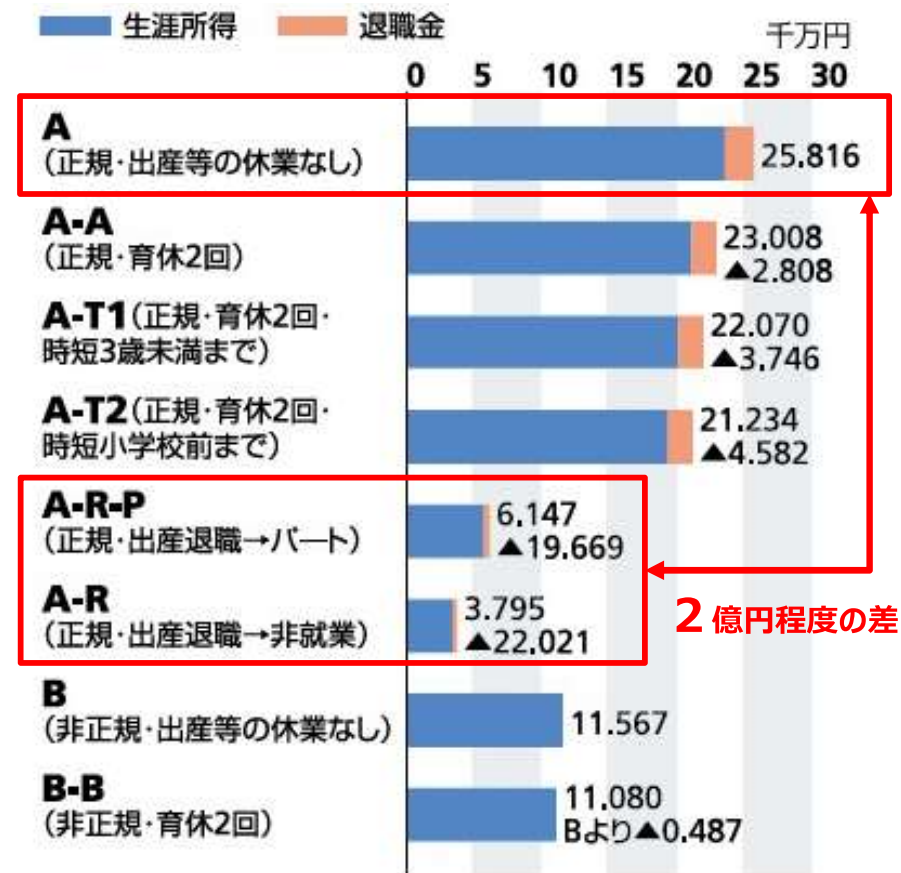
※55歳以降の取扱い(正規雇用者)

いずれも同水準とする(様々な仮定が必要であり、今回は未設定)。

※非正規雇用者の取扱い

「正社員・正職員以外」の値で推計する。育休からの復職時等の取扱いは標準労働者と同様とする。

[図表 2] 女性の働き方ケース別生涯所得



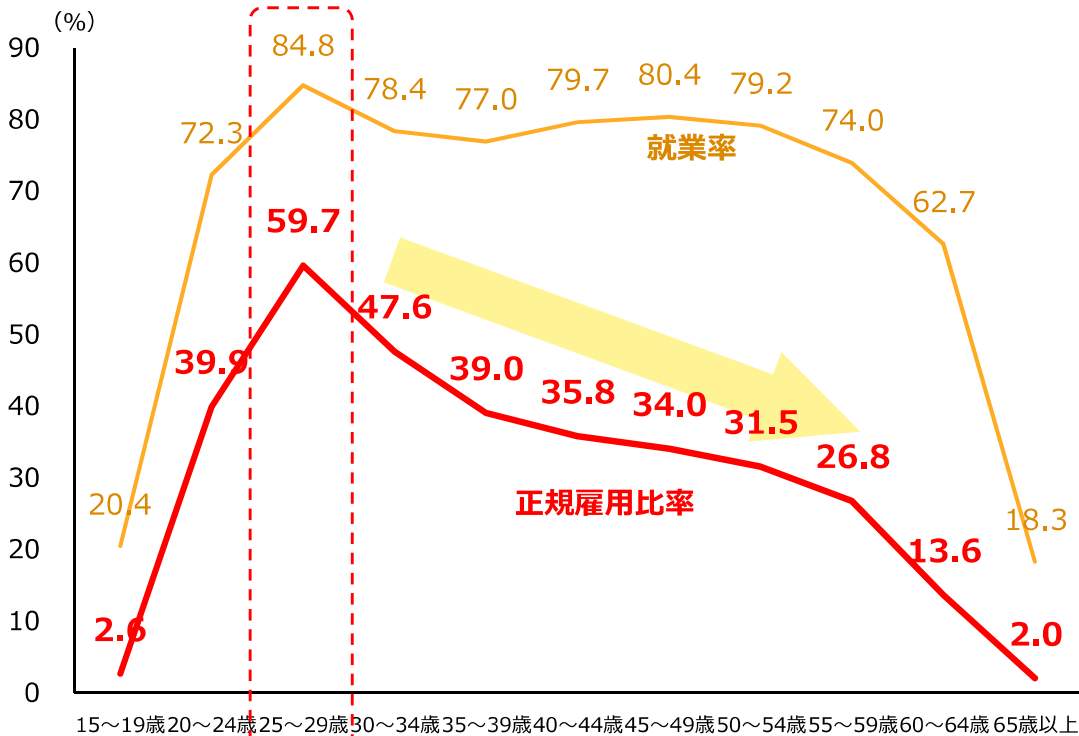
2億円程度の差

資料：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」、及び「平成25年就労条件総合調査」から作成

わが国における女性のキャリアと家庭の両立の状況について

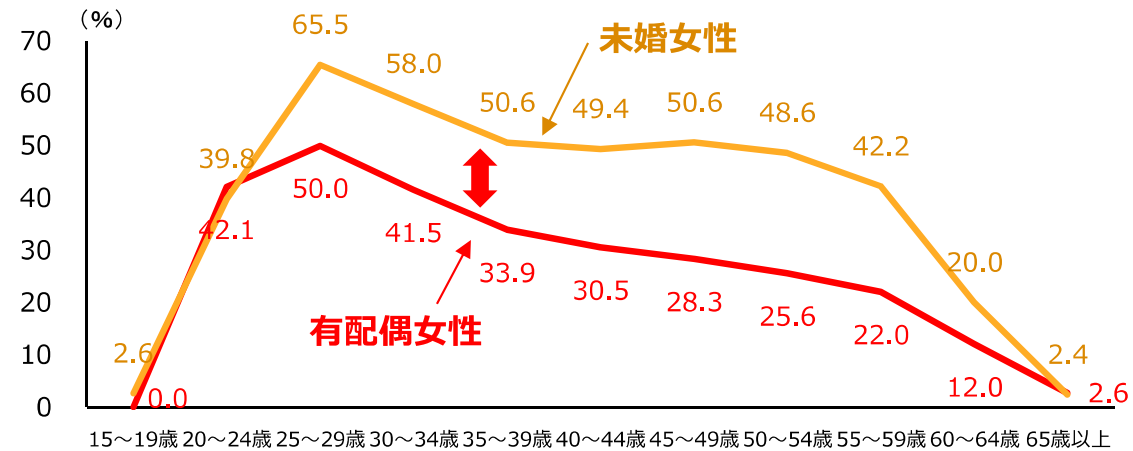
- 我が国においては、女性の就業率が出産・育児期に低下するいわゆる「M字カーブ」は解消に向かっているが、正規雇用比率が20歳代をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる、いわゆる「L字カーブ」がみられる。
- **有配偶女性の正規雇用比率は、未婚女性より顕著に低く、非正規雇用を選んだ理由として「家事・育児・介護と両立しやすいから」が育児期の20～40代で高くなっており、女性のキャリアと家庭の両立を阻む障壁が存在している。**

◆いわゆるM字カーブ、L字カーブの状況



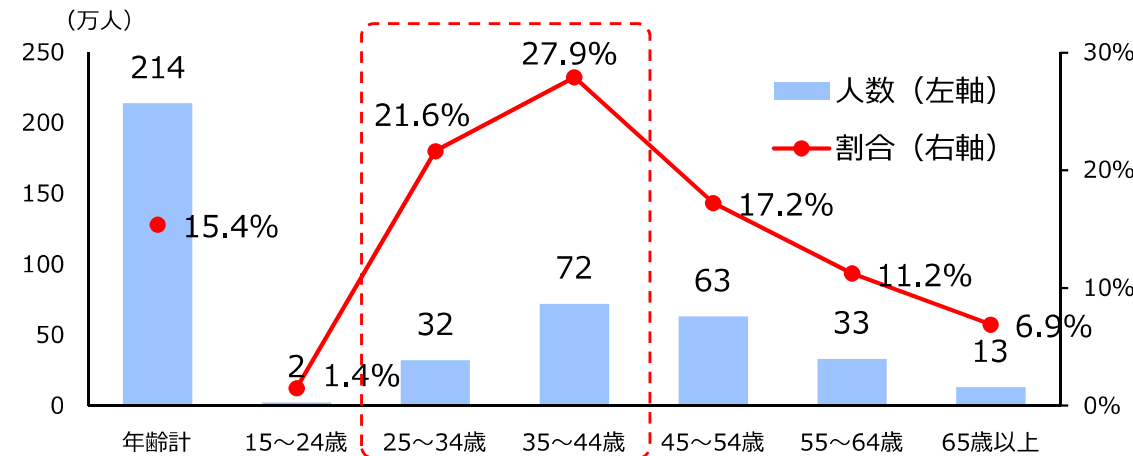
(出所) 総務省「労働力調査 (基本集計)」

◆有配偶・未婚女性の正規雇用比率



(出所) 総務省「労働力調査 (基本集計)」

◆非正規を選んだ理由として「家事・育児・介護と両立しやすいから」を挙げた人数・割合 (女性)

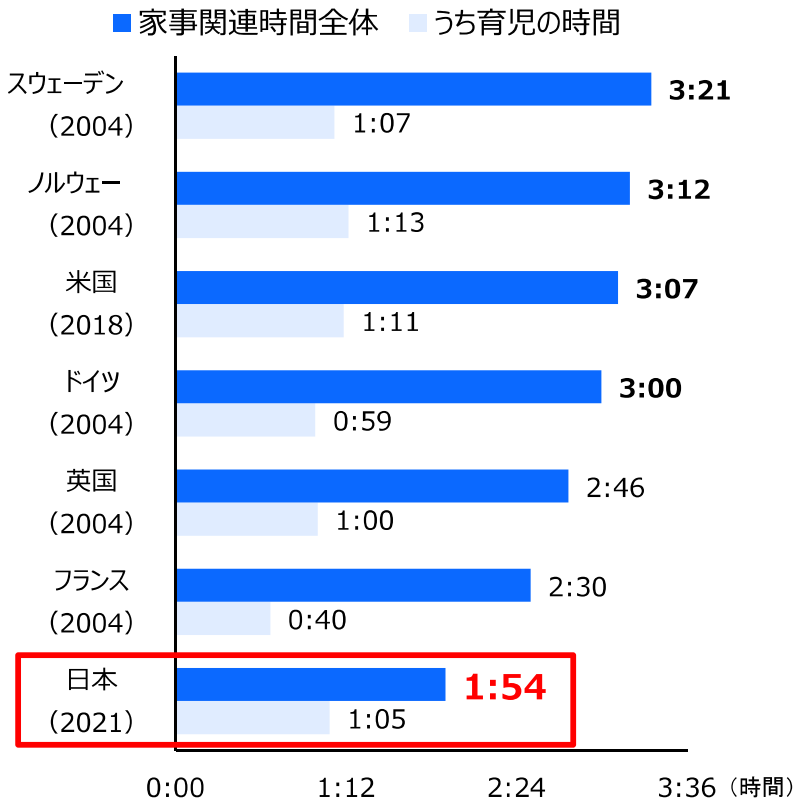


(出所) 総務省「労働力調査 (詳細集計)」

①父親の参画（１）

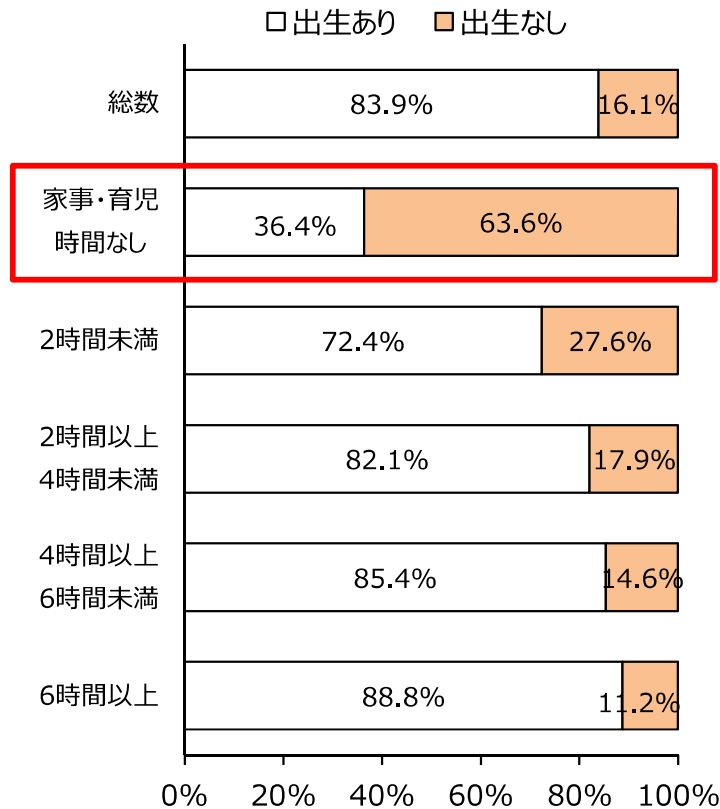
- 第2子以降の出生割合は、夫の家事・育児時間が長いほど高い傾向にあるが、我が国の夫の家事・育児関連時間は2時間程度と国際的に見ても低水準。
- 子がいる共働きの夫婦について平日の帰宅時間は女性よりも男性の方が遅い傾向。保育園の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中する「ワンオペ」になっている傾向。

◆ 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日あたり）



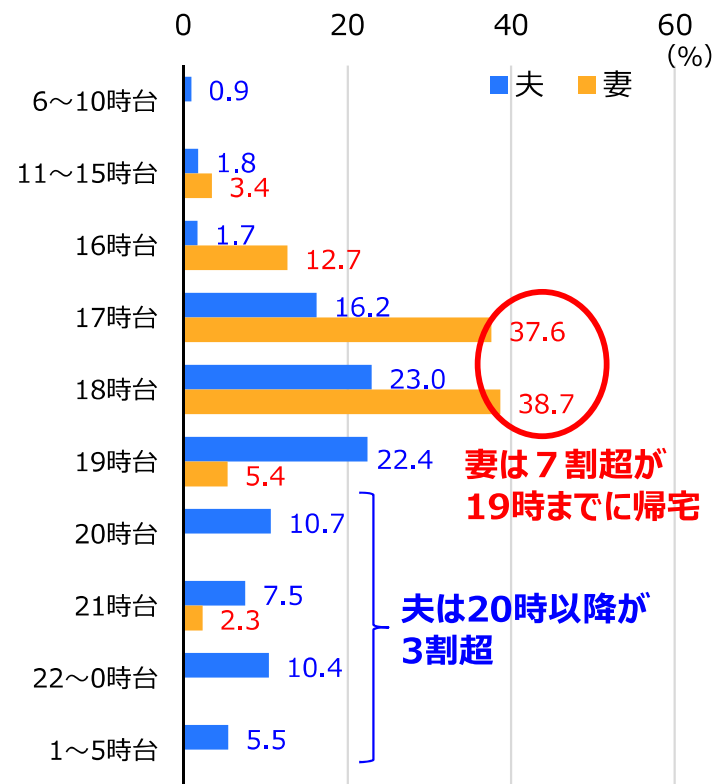
(出所) Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(令和3年)
 (注) 日本の数値は「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

◆ 夫の休日の家事・育児時間別に見た第2子以降の出生割合



(出所) 厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月:2021年11月)

◆ 子がいる男女の仕事のある日(平日)の帰宅時間

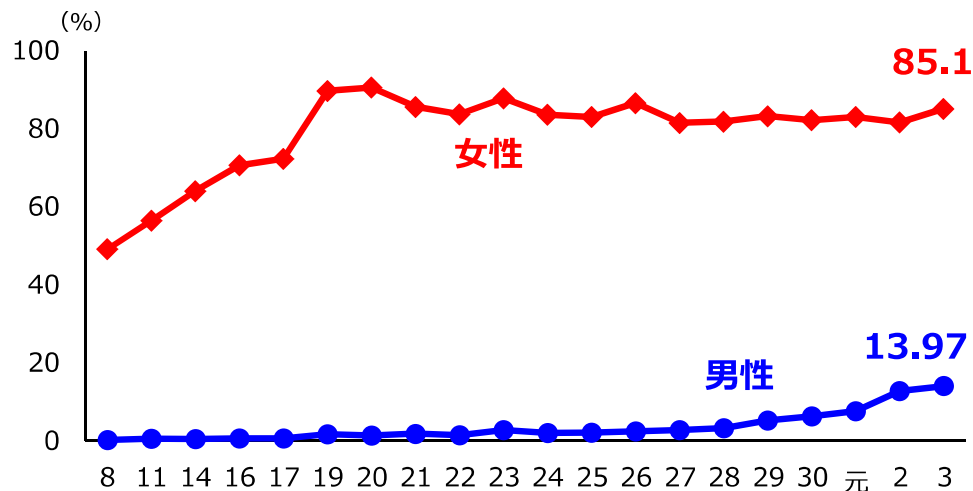


(出所) 総務省「令和3年社会生活基本調査」
 (注) 子が3歳未満、妻の就業時間が週35時間以上の家庭

①父親の参画（２）

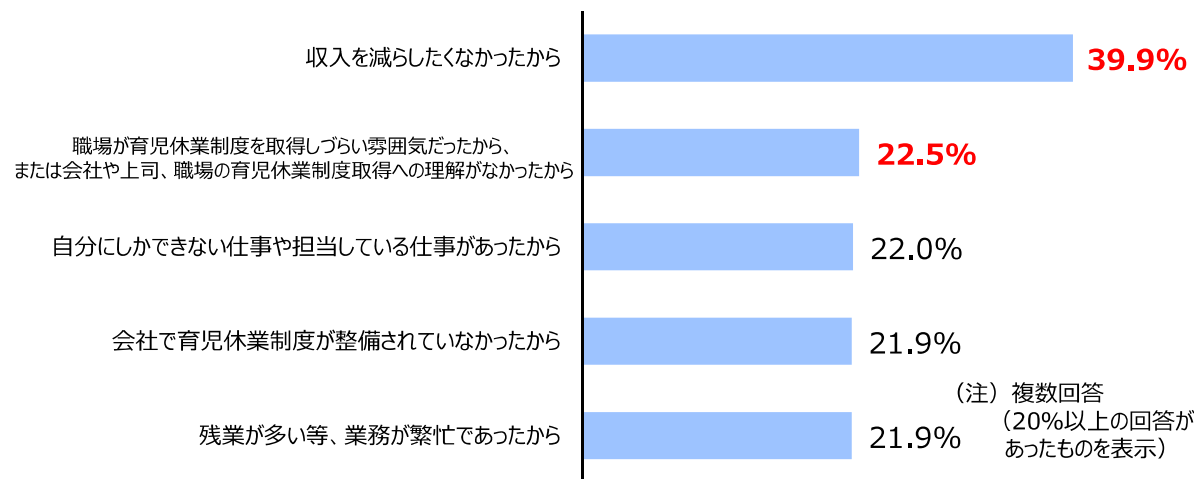
- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇しているものの女性より大幅に低い。取得期間についても、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は約5割が2週間未満と短期間が中心。
- 正社員男性が育児休業制度を利用しなかった理由は「収入を減らしたくなかった」や「取得しづらい職場の雰囲気、職場の無理解」なども多く、制度はあっても利用しづらい職場環境の存在が見受けられ、こうした状況は、中小企業においてより顕著であると考えられる。

◆育児休業取得率の推移



(出所) 厚生労働省「雇用均等基本調査」

◆男性の育児休業制度を利用しなかった理由（主なもの）



(出所) 令和4年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書

◆育児休業の取得期間の状況

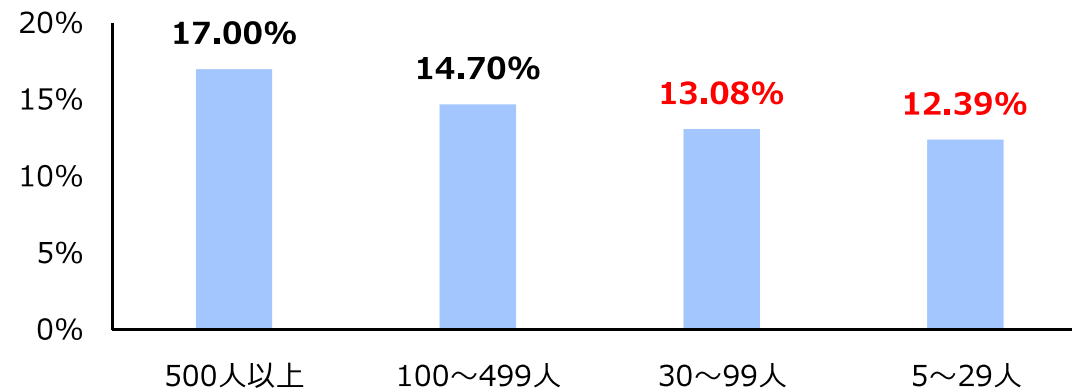
	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～
女性	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	95.3
男性	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	5.7

2週間未満が半数超

半年以上がほとんど

(出所) 厚生労働省「雇用均等基本調査」

◆事業所規模別の男性の育児休業取得率



(出所) 厚生労働省「雇用均等基本調査」

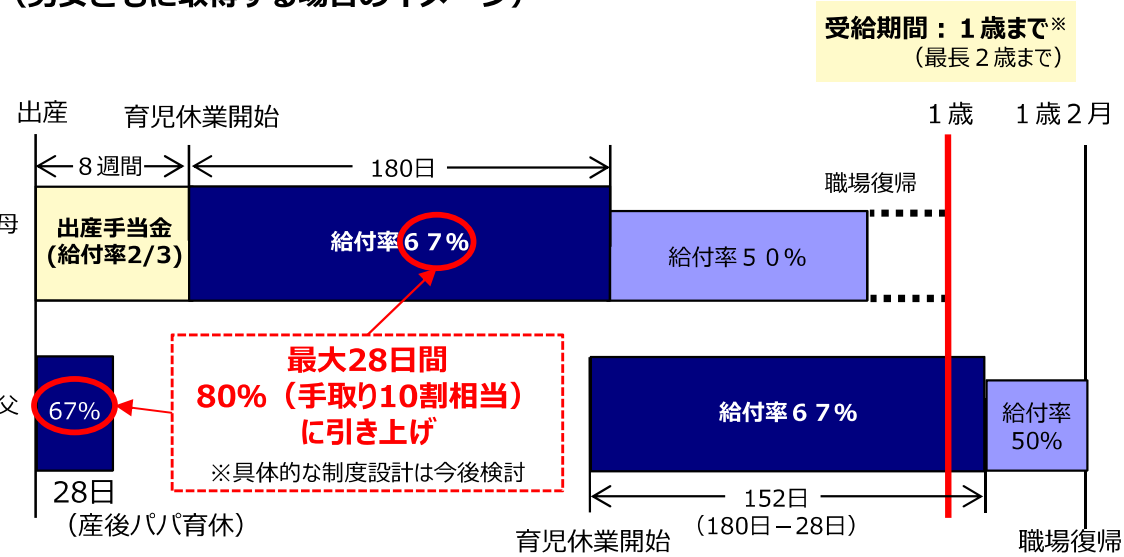
- 家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援していく社会を作っていくため、「こども・子育て政策の強化について（試案）」に盛り込まれた関連施策を早急に具体化していく必要。
- とりわけ、**男性の育休の取得促進**は共働き・共育てを定着させるための第一歩であり、**制度と給付両面の対応を抜本強化**することに加え、育休取得に当たって負担を気兼ねする声が、特に中小企業において多いことも踏まえ、**育休を促進する体制整備を行う中小企業に対する支援の強化**に取り組む必要。

◆育児休業給付の概要（現行）

支給要件：雇用保険の被保険者であること等
 ↳ ・1週間の所定労働時間が20時間以上
 ↳ ・31日以上雇用見込みがあること

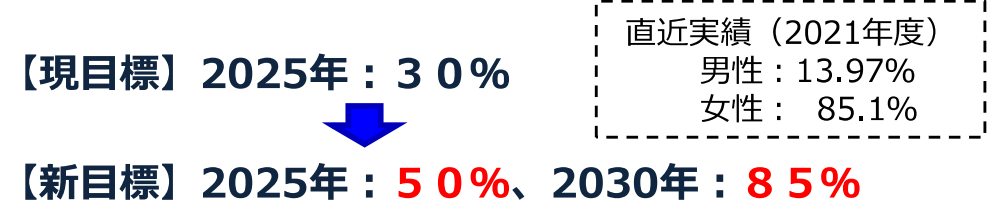
支給額：休業開始から180日までは休業前賃金の**67%**、それ以降は**50%**。

（男女ともに取得する場合のイメージ）



（※）子が1歳になるまでに両親ともに育休を取得した場合は1歳2ヶ月まで（パパママ育休プラス）

◆男性の育休取得率の政府目標



◆仕事と子育てを両立できる環境整備に取り組む事業主への支援（現行）

- 両立支援等助成金（令和5年度予算：100億円、雇用保険2事業）
- ①出生時両立支援コース（代替要員加算）
 - ・代替要員を新規雇用した場合 1回あたり20万円加算
 - ②育児休業等支援コース（業務代替支援）
 - A 代替要員を新規雇用した場合 1回あたり50万円支給
 - B 業務の代替者に手当を支給した場合 1回あたり10万円支給
 （1事業主当たりAとBを合わせて1年度10人まで支給（5年間））
 ※新規雇用には派遣を含む

➡ **周囲の社員への応援手当など育休を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化**

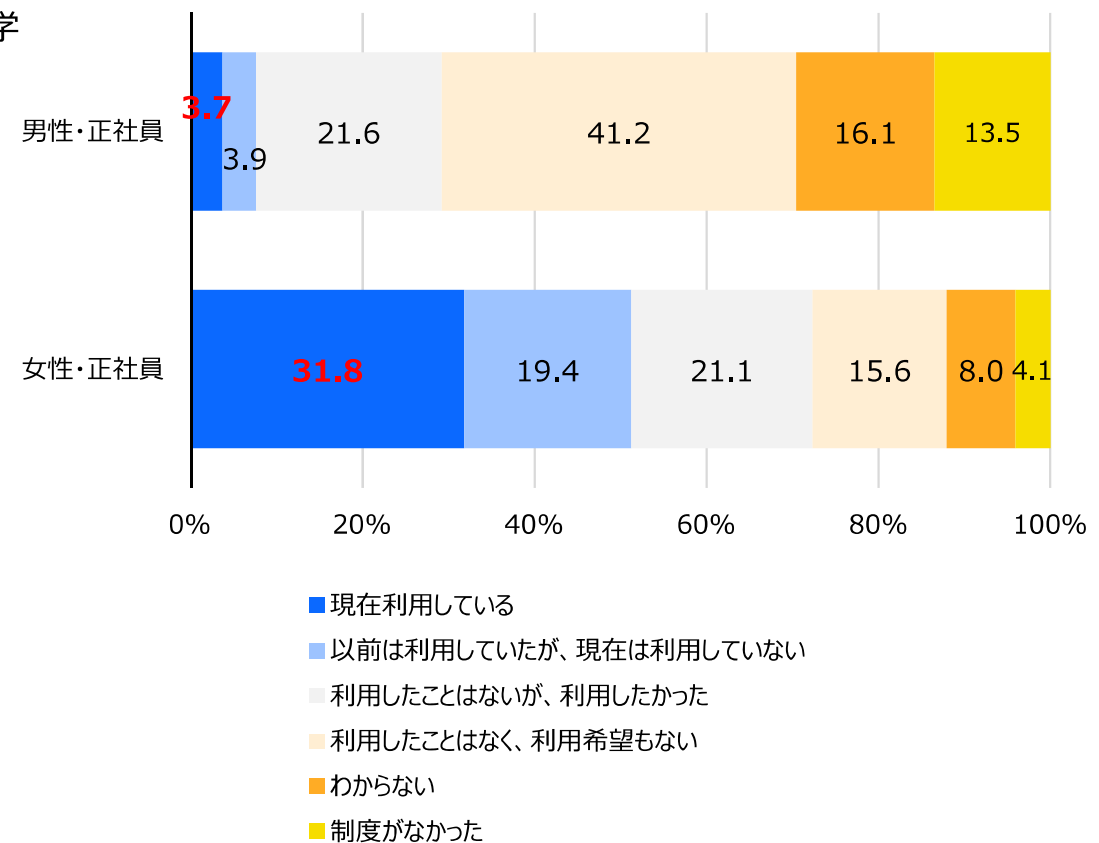
①父親の参画（４）

- あわせて、職場に復帰した後の子育て期間も含め、短時間勤務やテレワークなど多様な働き方を組み合わせて男女で育児・家事を分担可能とすることで、育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築する必要。
- また、男女ともに短時間勤務をしても手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、時短勤務を選択した場合の給付を創設する。その際、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、具体的な制度設計を進めていく必要がある。

◆育児期の両立支援制度（現行、育児休業を除く）
：努力義務

出生	3歳	就学
子の看護休暇 （病気・けがをした子の看護、予防接種・健康診断を受けさせるために、取得できる。年に5日（2人以上の場合年に10日）、時間単位で利用可。）		
深夜業の制限 （労働者の請求で、午後10時から午前5時における労働を禁止。）		
育児目的休暇、始業時刻の変更等 （フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与）		
短時間勤務制度（1日6時間） ※困難な業務の代替措置 ・育児休業に関する制度に準じる措置 ・フレックスタイム制 ・時差出勤 ・保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 等		短時間勤務制度
所定外労働の制限（残業免除） （労働者の請求で、所定労働時間を超える労働を禁止）		残業免除
時間外労働の制限（残業制限） （労働者の請求で、24時間/月、150時間/年を超える時間外労働を禁止）		

◆短時間勤務制度の利用状況



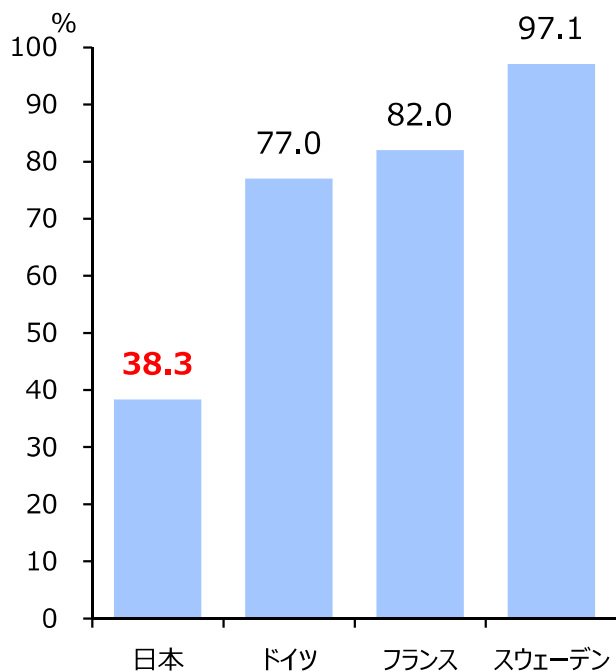
②母親の就労に関する社会意識（1）

- 子育てに関する**社会全体の意識を変えていくことが重要**。我が国では、自国が「こどもを生き育てやすい国」と思う割合が低いほか、就学前のこども育児について、「妻が行う」と考える割合が過半数に達している。
- 他方で、最近の学生の声を聞くと、**育児休業の取得や共働きを希望する男子学生の割合が増加する**など、変化の兆しもみられる。

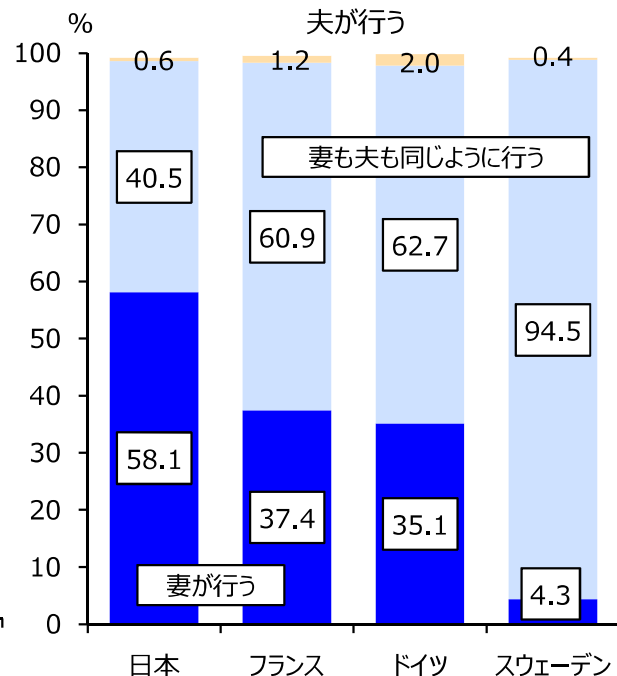
【岸田内閣総理大臣記者会見（令和5年3月17日）（抄）】

第2は、「社会全体の構造や意識を変える」ことです。社会的機能の維持が危ぶまれるような少子化が進む今、「こどもファースト社会」の実現は社会全体の課題です。これまで関与が薄いとされてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身者を含めて、皆が参加し、社会構造・意識を変えていくという、従来とは次元の異なる少子化対策を実現したいと考えています。

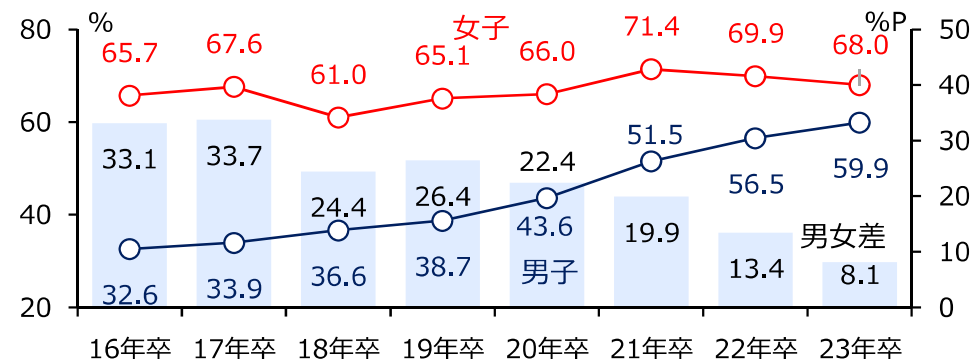
◆自国がこどもを生き育てやすい国だと思う割合



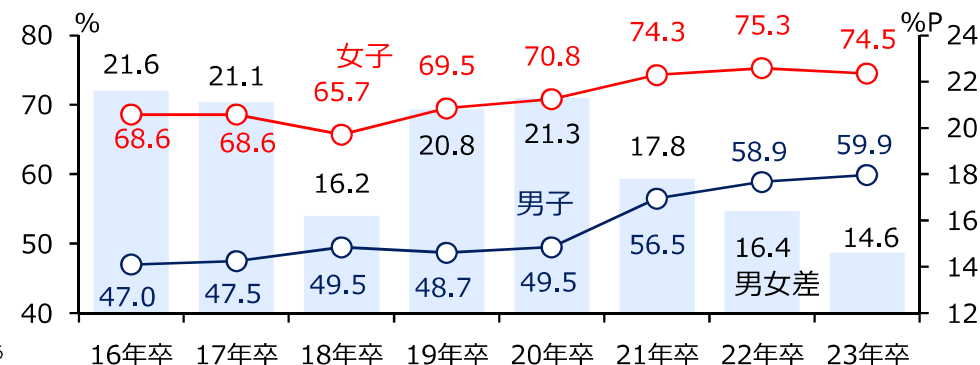
◆小学校入学前のこどもの育児における夫・妻の役割についての考え



◆「育児休業をとって積極的に子育てしたい」と回答した大学生の割合推移



◆共働き希望の大学生の割合推移



(出所) マイナビ「マイナビ2023年卒大学生のライフスタイル調査」

(出所) 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」
 (注) 自国は「子供を生き育てやすい国だと思いますか」との質問に対して「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合の合計。

(出所) 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」
 (注) 「妻が行う」は「もっぱら妻が行う」「主に妻が行うが、夫も手伝う」と回答した者の割合の合計、「夫が行う」は「主に夫が行うが、妻も手伝う」「もっぱら夫が行う」と回答した者の割合の合計。合計が100%に満たない場合の端数は「無回答」。

- **企業による仕事と家庭の両立に向けた取組を促す**とともに、**若者世代が就職・転職にあたって両立支援に積極的な企業を選択できるよう**、有価証券報告書等を通じた開示を含め、**各企業の取組状況の「見える化」をさらに進めていく必要**。
- あわせて、子育て支援や女性活躍を推進する企業を**補助金の採択の際に優遇する取組**が始まっており、こうした取組を**他の補助金にも広げ、企業が両立支援に取り組むインセンティブを強化していく必要**。

◆有価証券報告書における人的資本の開示の義務化

- 2023年3月期より、**人的資本・多様性**等に関する開示の拡充等を行う。

第一部 企業情報
第1 企業の概況
● 従業員の状況等
第2 事業の状況
・
第3 設備の状況
・
第4 提出会社の状況
・
第5 経理の状況
・

既存の項目に加えて、以下の項目の開示を求める。

・男女間賃金格差

⇒「女性活躍推進法」に基づき、**常用労働者数が301人以上の企業に開示を義務づけ**

・男性育児休業取得率

⇒「育児・介護休業法」に基づき、**常用労働者数が1000人超の企業に開示を義務づけ**

（令和5年4月1日施行）

※「女性活躍推進法」に基づき公表を選択した場合も開示対象。

・女性管理職比率

⇒「女性活躍推進法」における情報公表の選択項目

◆子育て支援・女性活躍企業の優遇措置（経産省の取組）

- 主要な中小企業向け補助金において、子育て支援・女性活躍推進企業に対して、**加点措置**を講ずる

■対象とする補助金

事業再構築補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金

（これら補助金で、平成24年度以降、累計のべ約68万者を支援）

■加点措置

- ①全ての申請者
くるみん認定又は**えるぼし認定**を取得している場合
- ②従業員100名以下
次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法の一般事業主行動計画を策定し、専用サイトで公表している場合

（参考）くるみん・えるぼし認定の主な認定基準

【くるみん認定（子育てサポート企業の認定）】

- ✓ 男性労働者の育休等取得率10%以上
- ✓ 女性労働者の育休等取得率75%以上
- ✓ 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者に対して、育休や残業免除、始業時刻変更等の措置を講じている
- ✓ 残業時間の平均が月45時間未満



【えるぼし認定（女性活躍企業の認定）】

- ✓ 男女別の採用における競争倍率が同程度
- ✓ 雇用管理区分ごとに、女性労働者の平均継続勤務年数が男性の7割以上
- ✓ 残業時間の平均が月45時間未満
- ✓ 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上

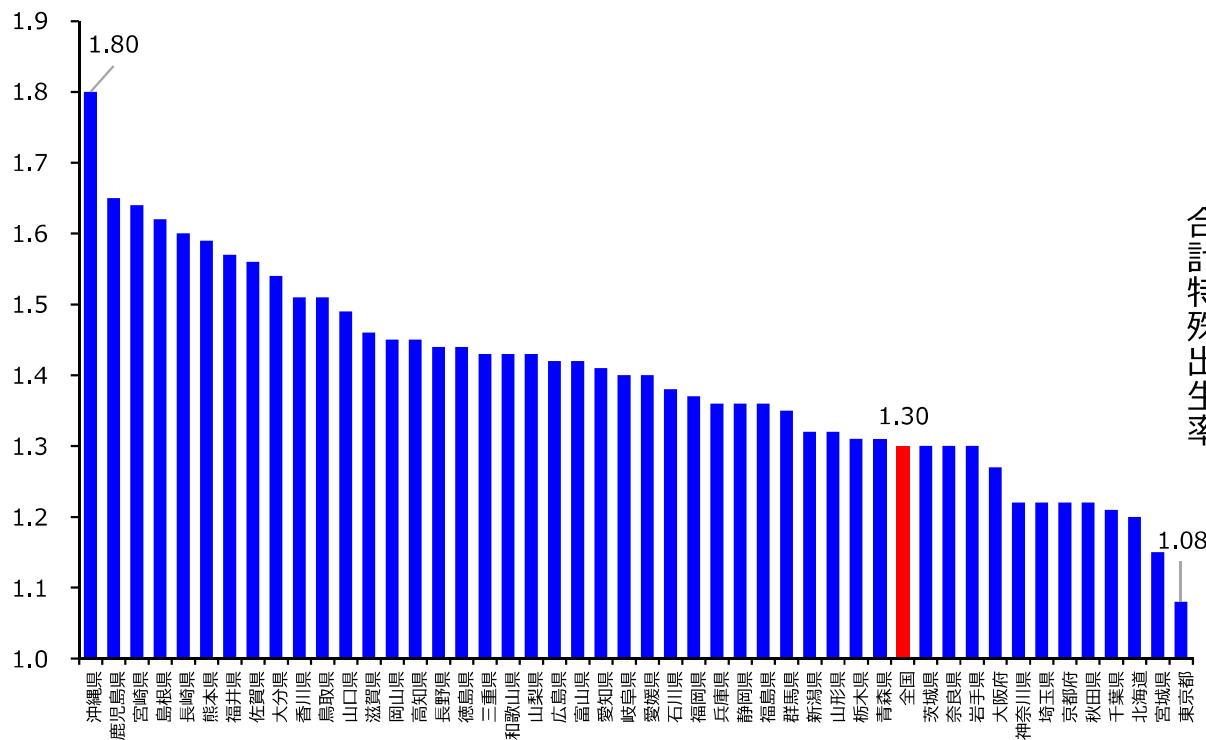


- 国内においても、出生率は地域によってバラつきがあり、都道府県別の女性の労働参加率と合計特殊出生率には、緩やかな相関関係がある。
- こうした地域差に関する分析を更に進め、政策につなげられる余地があるかどうか、検証する必要がある。

【総理大臣記者会見（令和5年3月17日）（抄）】

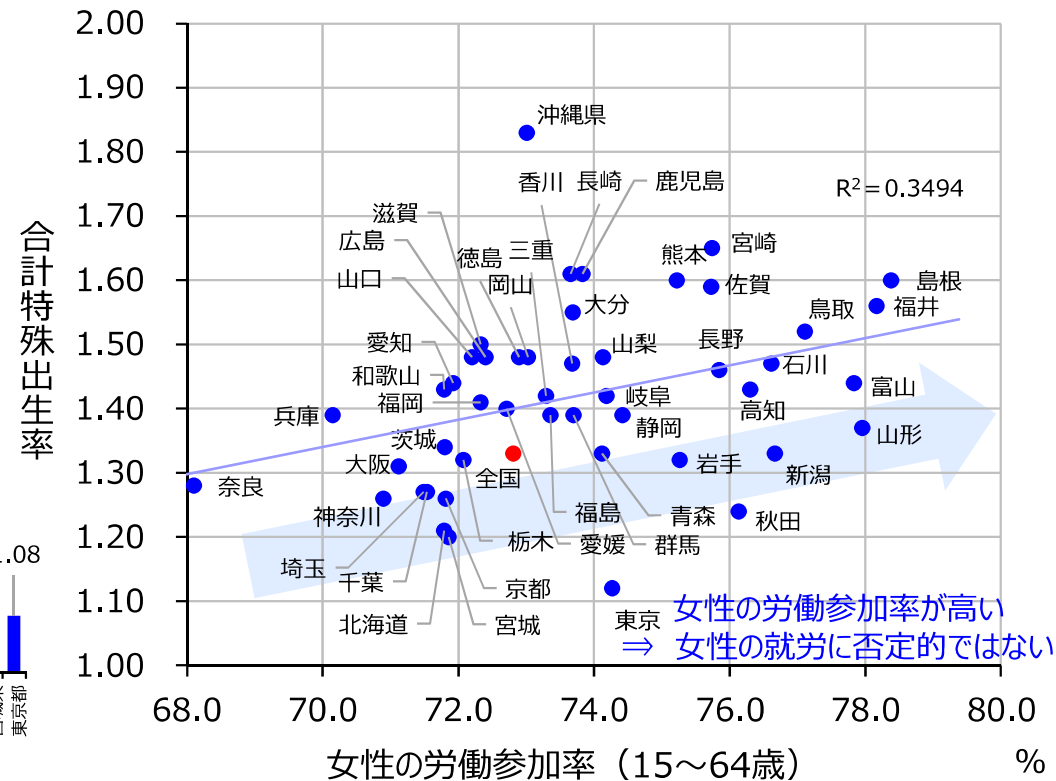
私が訪れた岡山県奈義町は、子育てを終えた方や地域高齢者も参加し、地域ぐるみの住民参加型の子育て支援を展開することにより、出生率2.95という「奇跡のまち」を実現されていました。こうした好事例を横展開し、普及を図ることを目指します。

◆ 都道府県別・合計特殊出生率（2021年）



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」
(注) 2021年の値。

◆ 都道府県別・女性の労働参加率と出生率

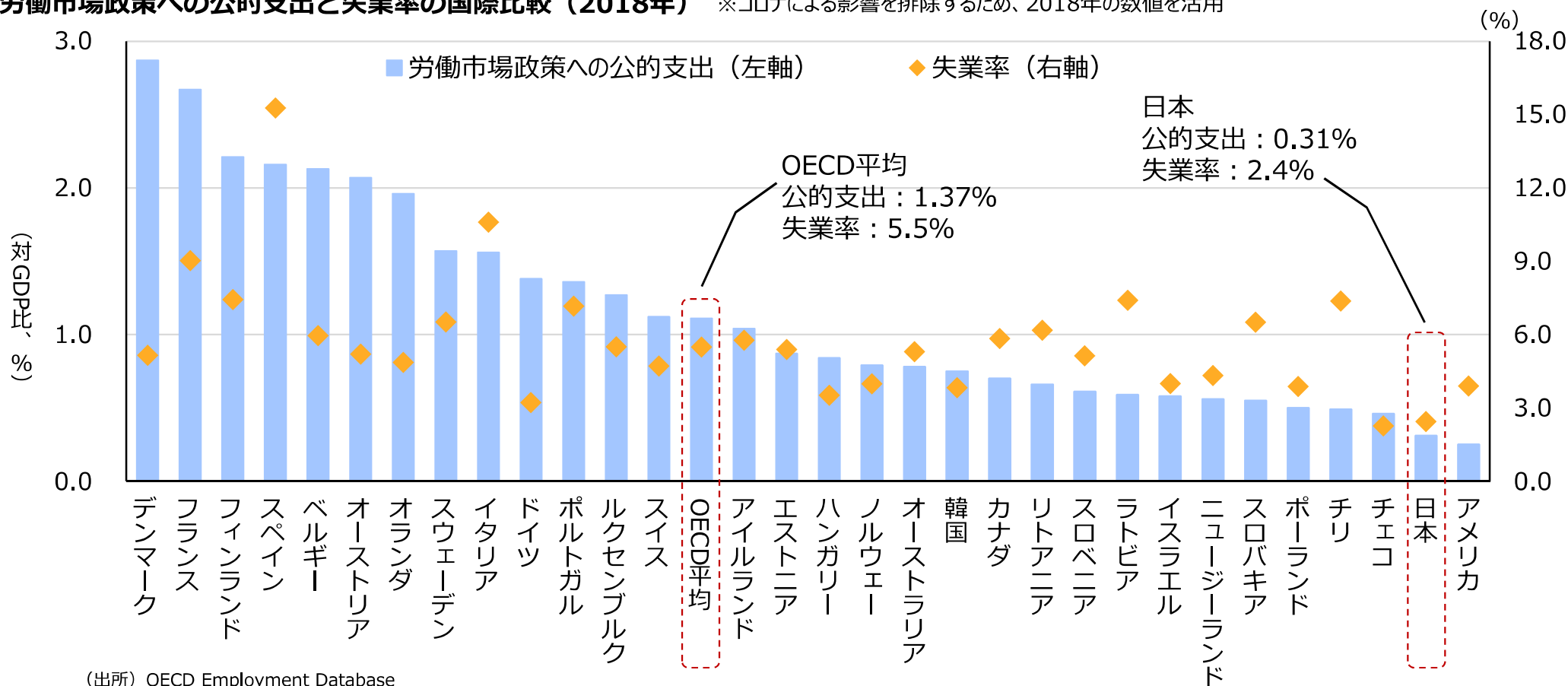


(出所) 総務省「令和2年国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」
(注) 2020年の値。

③柔軟な労働市場

- 国際的に見て、我が国の失業率は低位にあり、**失業時や教育訓練に対する公的支出も低い**。この背景として、長期・安定雇用の慣行の下、不況期においても**企業はできる限り雇用を維持**するとともに、**企業内においてOJTを中心とした教育訓練が提供**されている現状を反映している可能性。
 - こうした事業主に従業員の雇用維持や教育訓練に過度に依存するシステムから転換し、
 - 平時・危機時にかかわらず、**個々人が主体的に学び直しに取り組み、より高い賃金を得られる職務に対応**できるようにする
 - **雇用保険の適用拡大**などにより、**多様な働き方を効果的に支える制度としていく**ことで、より多くの方が**安心して働ける環境を整備**する
- これらを通じて、**全体として成長分野に労働力が投入される環境を整備**していく必要があると考えられるがどうか。

◆労働市場政策への公的支出と失業率の国際比較（2018年） ※コロナによる影響を排除するため、2018年の数値を活用



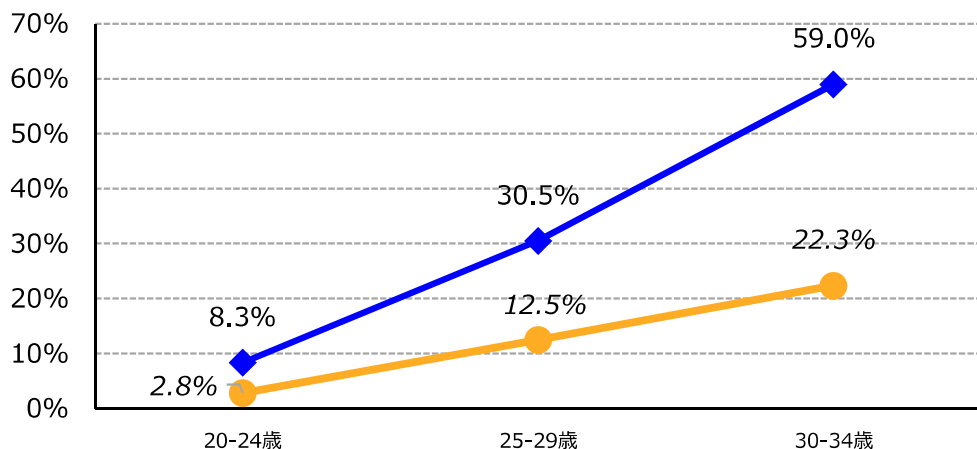
(出所) OECD Employment Database

- とりわけ、男性の**有配偶率**を見ると、非正規は正規の**3分の1**程度。また、パート等で働く女性の**出産後の就業継続率は4割にとどまっている**。個人への支援強化とあわせ、**雇用のセーフティネットの適用範囲を拡大し、非正規雇用であっても、安心して働きながら、主体的に学び直しに取り組む**とともに、**仕事と育児を両立できる環境を整備**していくことは少子化対策の観点からも喫緊の課題。

【こども・子育て政策の強化について（試案）（令和5年3月31日 こども政策担当大臣）（抄）】

- 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない**週所定労働時間20時間未満の労働者についても失業手当や育児休業給付等を受給できるよう雇用保険の適用拡大に向けた検討を進める**。

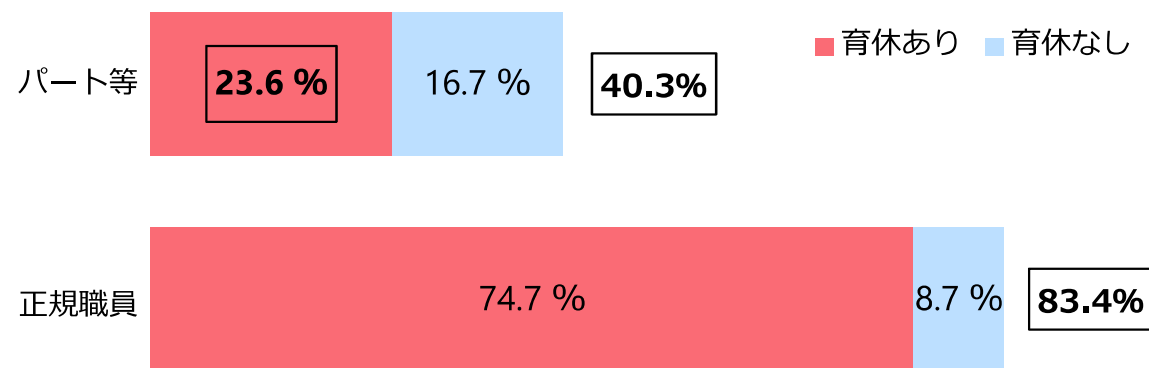
◆男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率



（出所）総務省「平成29年就業構造基本調査」注：数値は、未婚でない者の割合。

◆出産前有職女性の就業継続率

【第1子の出生年（2015-2019年）】



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」
（注）第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

- **同一労働同一賃金**の推進に向けて、「職務給の確立」※を図る中で、**より高い実効性を確保していく必要がある。**

※個々の職務に応じて必要となるスキルとそれに見合う給与体系を明確化する取組

【全世代型社会保障構築会議 報告書（令和４年12月16日 全世代型社会保障構築会議）（抄）】

- 子育て・若者世代の非正規雇用労働者は、基本給や各種手当の支給、能力開発機会等における待遇差や雇用の不安定さなどの課題に直面している。**こうした実態が、少子化の背景の一つとなっている**とも考えられることから、雇用形態に関わらない公正な待遇確保に向けた方策について、引き続き促進する必要がある。
- 「同一労働同一賃金」については、その履行確保に向けた取組を一層強力に推進するとともに、**非正規雇用労働者の処遇改善に与えた効果を丁寧に検証した上で、「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しを検討すべき**である。
- **非正規雇用労働者の待遇改善に関する取組状況について、非財務情報の開示対象に加える**ことも含め、企業の取組の促進策を検討すべきである。

◆いわゆる「同一労働同一賃金」について

同一企業内において、正社員とパート・有期雇用労働者等との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることを禁止。

均衡待遇：待遇ごとに、その性質・目的に照らして、

①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）③その他の事情

のうち適切と認められる事情を考慮して、**不合理な待遇差を禁止**

均等待遇：①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）が同じ場合は、パート・有期雇用労働者等であることを理由とした**差別的取扱いを禁止**

⇒ **ガイドラインにおいて、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示し、規定の解釈を明確化。**

◆「統合報告書」における記載例

【A社：非正規雇用者の正社員化】


- 当社は非正規雇用の派遣社員や期間従業員に対して、定期的に評価を行い正社員としての資質を兼ね備えた方々に対しては正社員化を行っています。**2021年度は全社で30名を正社員として採用**しました。

【B社：多様な正社員制度の創設】

- 非正規社員のうち全国転勤の可否など就労条件に一定の制限がありつつも社員と同等の活躍が期待できる人材を正社員化する**勤務地域限定型社員制度を創設**し、多様な人材の活用を推進しています。

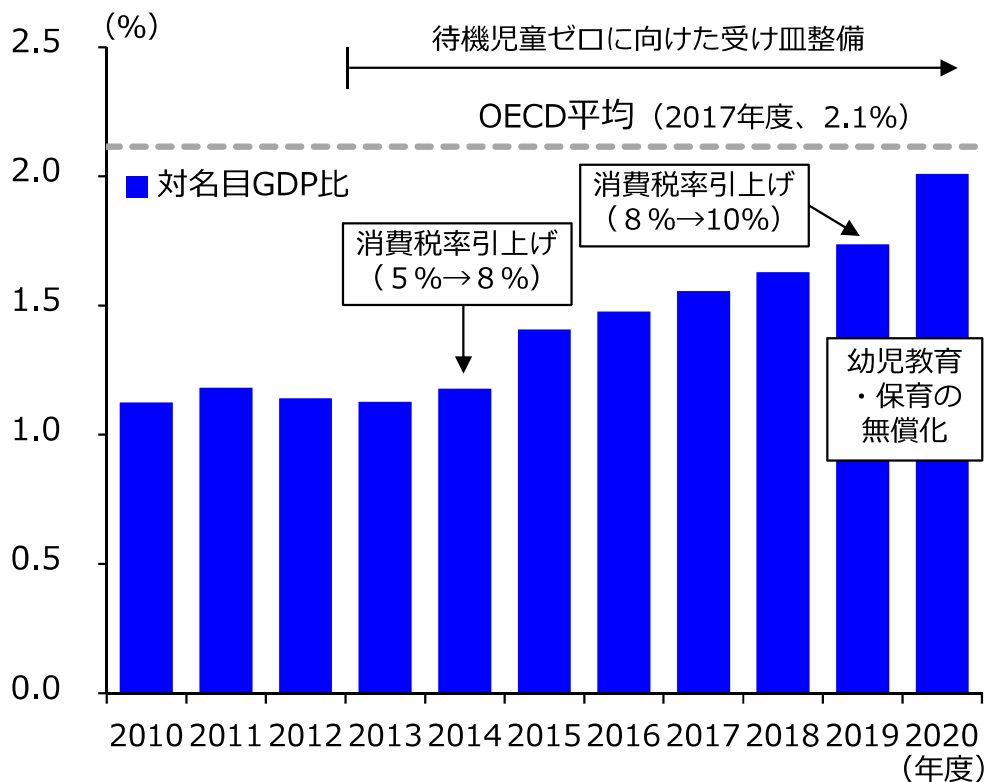
【C社：同一労働同一賃金への取組】

- 「同一労働同一賃金関連法」の趣旨をふまえ、**正規雇用者向け制度の一部を有期契約従業員などの非正規雇用者も利用できる**ようにしています。

 こうした例を**横展開**するとともに、さらに**記載内容を充実**させていくことが重要ではないか。

○ 近年、消費税財源等を活用し、保育の受け皿拡大や幼児教育・保育の無償化（３歳～５歳）などを実施。その結果、我が国の「家族関係社会支出」（対GDP比）は大きく増加し、OECD平均に近づいてきている。また、こども１人当たりで見れば、OECD平均を上回る。

◆家族関係社会支出の推移



(注) 2020年度の計数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響（臨時の給付やGDPの減少等）により、実態より上振れている可能性がある。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

◆家族関係社会支出の国際比較

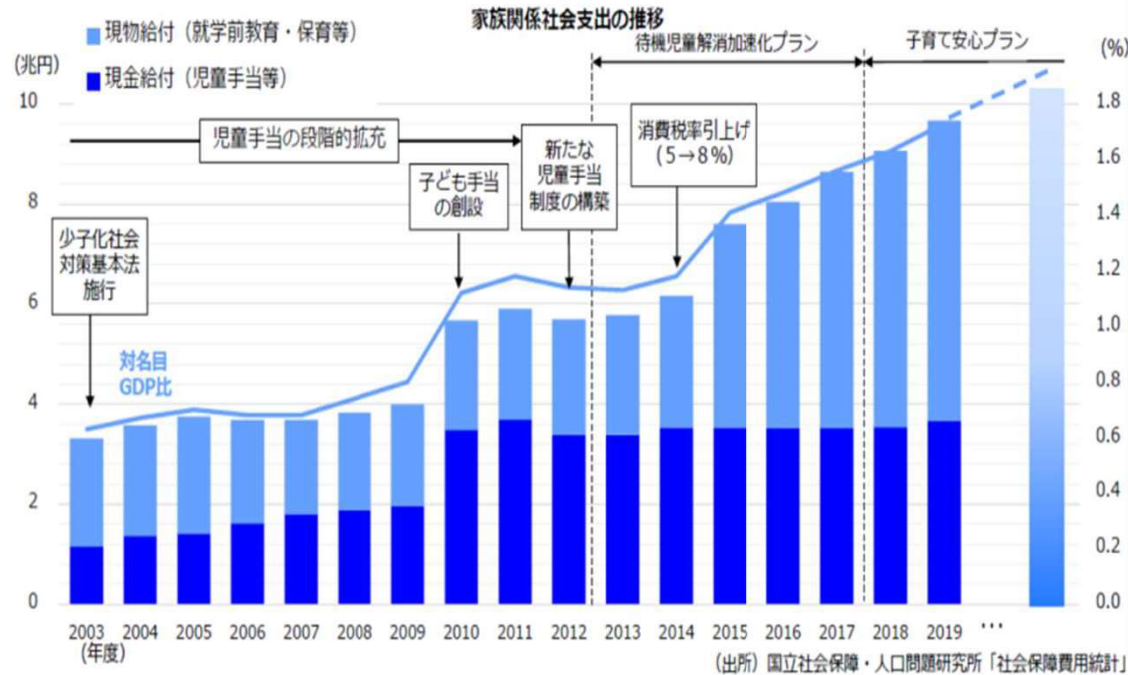
家族関係社会支出 (対GDP比)		18歳以下人口1人当たり 家族関係社会支出 (対国民1人あたりGDP比)	
スウェーデン	3.4%	スウェーデン	15.4%
フランス	2.7%	ドイツ	13.9%
ドイツ	2.4%	フランス	11.8%
イギリス	2.4%	日本	11.0%
OECD平均	2.1%	イギリス	10.8%
日本	1.7%	OECD平均	10.1%
アメリカ	0.6%	アメリカ	2.6%

(注) 2019年・年度（2023年4月4日時点）。

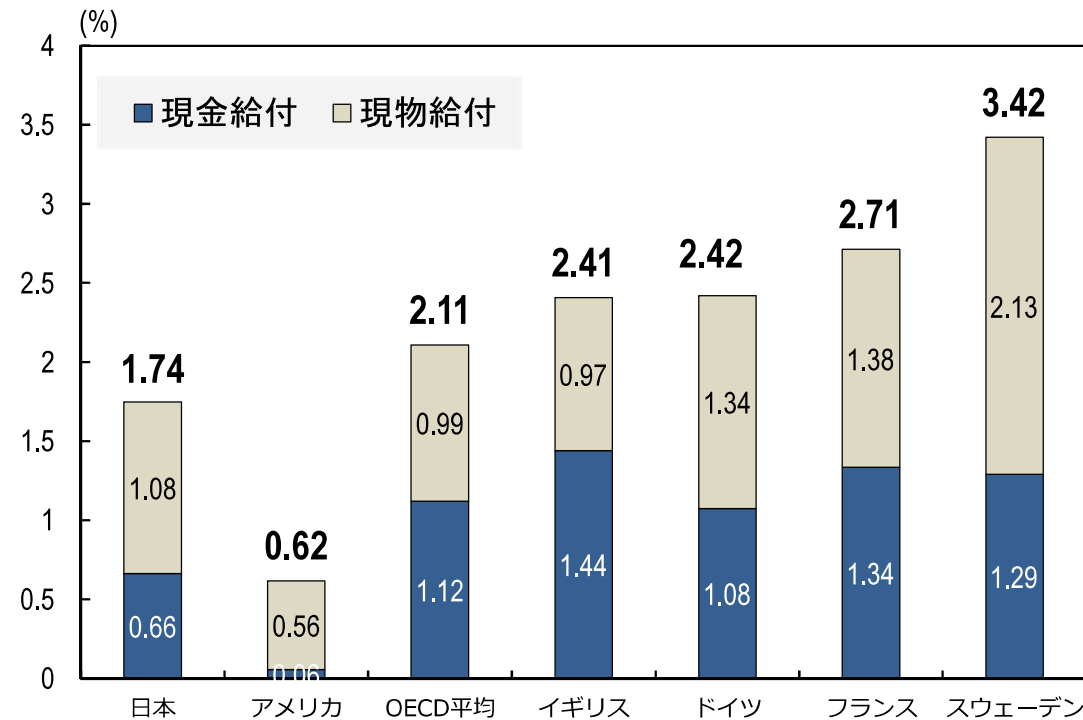
(出所) OECD “Social Expenditure Database”、OECD “Education at a Glance 2021”

- 我が国の家族関係社会支出は、着実に増加。近年は特に現物給付を重点的に充実。
- 諸外国と比較すると、現金給付の割合が低いとの指摘。

日本における家族関係社会支出の推移 （現金給付・現物給付別）



家族関係社会支出の国際比較（2019年） （現金給付・現物給付別）



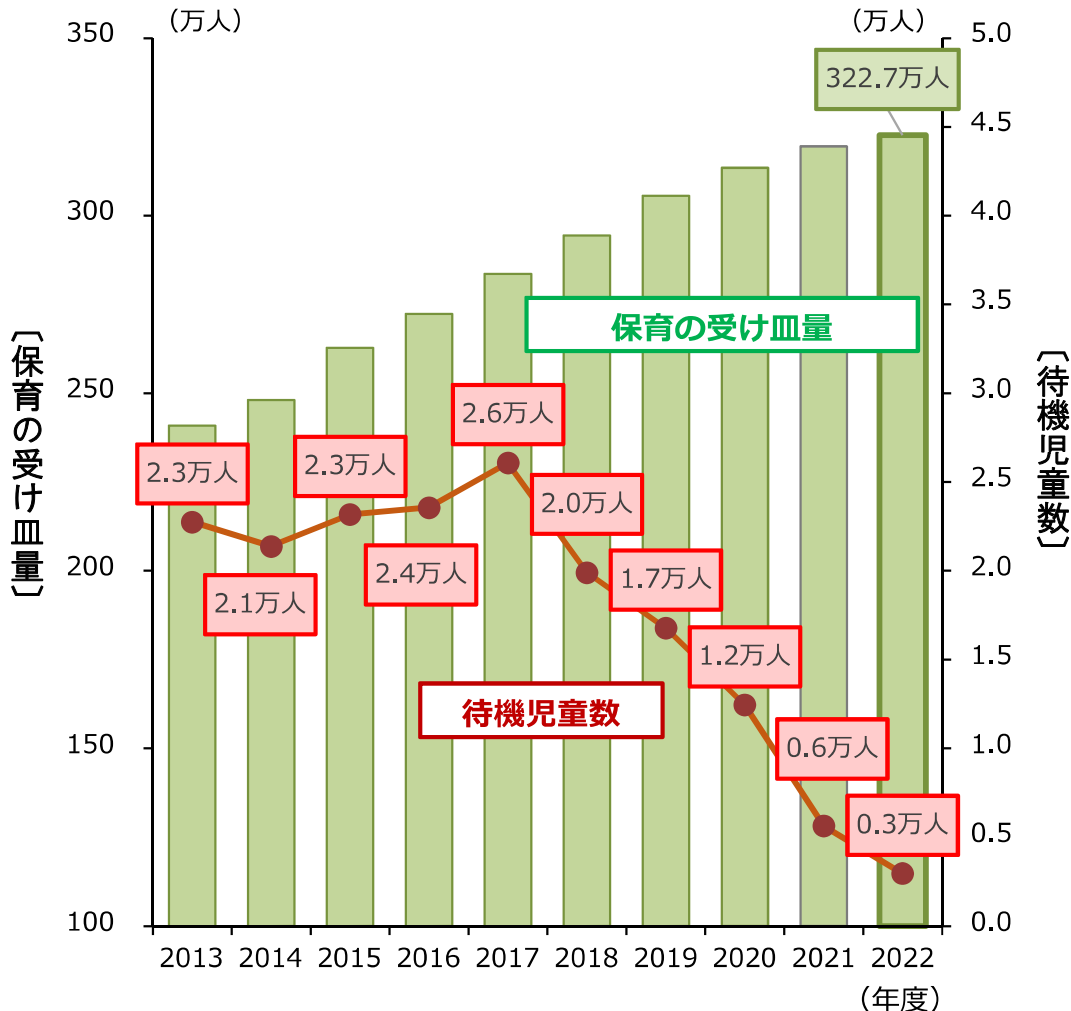
資料：2022年4月13日財務省財政制度等審議会財政制度分科会資料より。

※「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
 ※2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施したことに伴い、平年度で約8,900億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比約0.16%相当）。

資料：日本は「令和2年度社会保障費用統計」、諸外国は「OECD Family Database「PF1.1 Public spending on family benefits」(2019年)より作成。
 ※日本については2019年度、各国の数値は2019年。

- 安定財源を確保しながら、保育の受け皿整備、幼児教育・保育の無償化などを進め、この結果、保育所待機児童は2017年度の約2.6万人から約3千人まで減少させた。
- 試案においては、専業主婦も含めた**全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた基盤整備を進めるとともに、放課後児童クラブの受け皿拡大や病児保育の充実等**を進めることとしており、引き続き、こうした子育て支援政策を着実に進めていく必要。

◆待機児童数の推移



(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」及び「『新子育て安心プラン』集計結果」

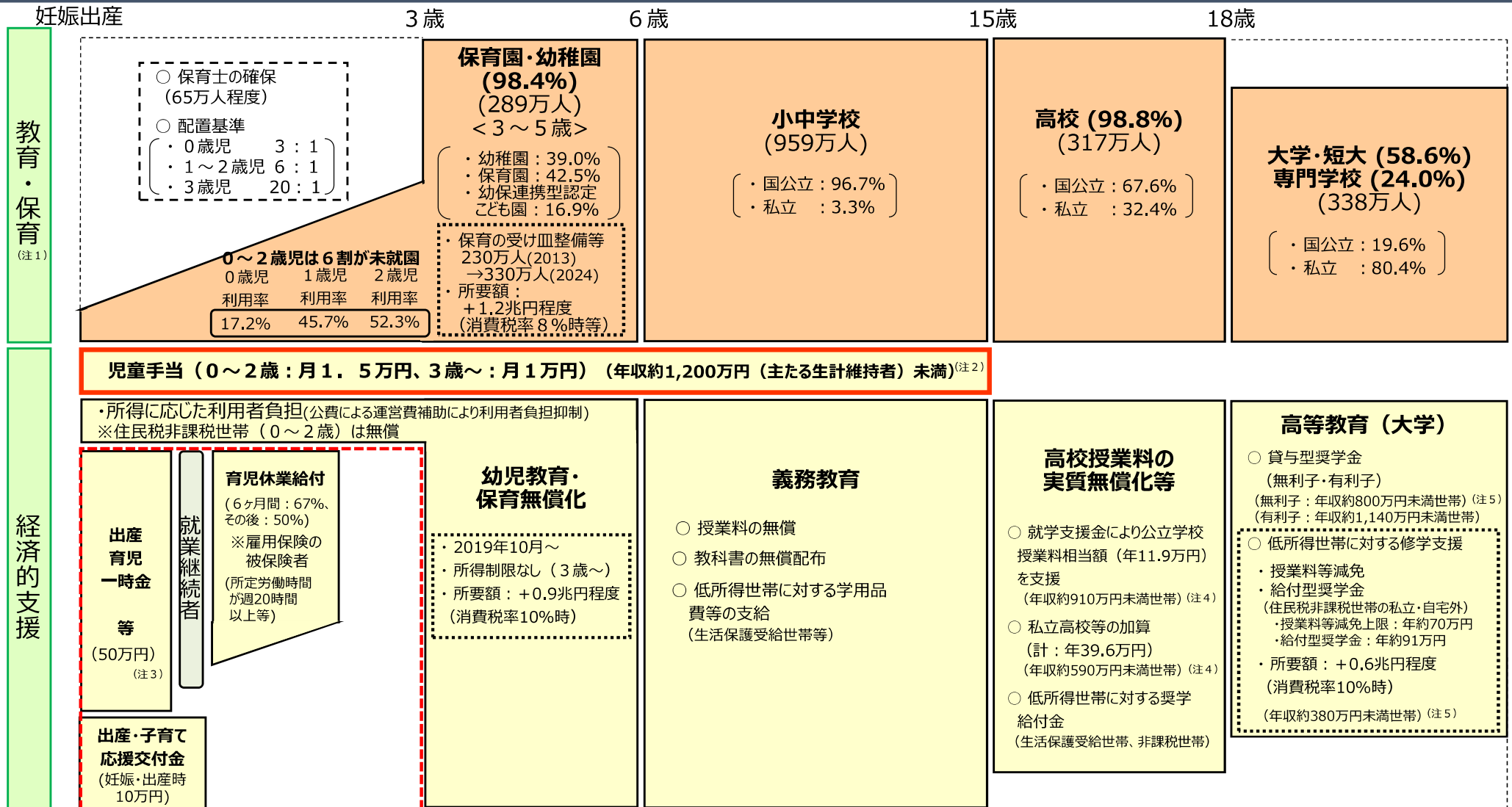
◆試案に盛り込まれているサービス拡充施策

- **全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充**
 - ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者等 (一定の就労時間以上)
 - ・専業主婦(夫)等
- ↓
- 【現行の保育制度】

 - 保育の必要性を認定

**こども誰でも通園
制度(仮称)の創設**
- ↓
- **新・放課後こども総合プランの着実な実施**
～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～
－新・放課後こども総合プランによる受け皿の拡大を着実に進めるとともに、職員配置の改善などを図る
 - **病児保育の充実**

- 児童手当は、幅広い層を対象とした基礎的な経済支援。試案では、児童手当の拡充が盛り込まれているが、その制度改革には多額の財源が必要となることから、幅広い観点からの検討が必要。
- 少子化対策においては、若い世代の所得を増やすことが重要であり、持続的・構造的な賃上げや男女ともに働きやすい環境整備といった取り組みとあわせて、経済的支援のあり方を考える必要。



(注1) 計数は2019年度。高校、大学・短大、専門学校の()内の比率は、それぞれ、2019年度末の中学校等から高等学校等への進学率、高等学校等から大学、専門学校への進学率。小中学校、高校の人数及び国公立・私立の比率は、それぞれ、小学校及び中学校、高等学校の在学者数(中等教育学校等は含まれていない。)、大学・短大、専門学校の人数及び国公立・私立の比率は、大学のうち学部、短期大学、高等専門学校、専門学校の在学者数。

(注2) 児童手当の支給額は、主たる生計維持者の年収が960万円以上1,200万円未満の場合、一律5千円、年収1,200万円以上の場合には支給対象外。

(注3) 出産育児一時金等には、出産育児一時金のほか、被用者保険の被保険者に支給される出産手当金(産前6週、産後8週;67%)がある。

(注4) 高校授業料の実質無償化等の支給上限額、年収基準は、全日制に通う場合において、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

(注5) 貸与型奨学金の家計基準は、私立自宅通学・給与所得者・4人世帯の場合。低所得世帯に対する修学支援の所要額は令和5年度予算(公費)ベース。

- こども・子育て支援加速化プランでは、児童手当について、①所得制限の撤廃、②支給期間を高校生まで延長、③多子世帯への手当の見直し、が掲げられているが、具体的内容については、今後、財源の議論と併せて検討することとされており、議論を深めていく必要がある。

Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

(1) 児童手当の拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃して、支給期間を高校卒業まで延長するとともに、多子世帯が減少傾向にあることや経済的負担感が多子になるほど強いこと等を踏まえ、手当額についても、諸外国の制度等も参考にしつつ、見直しを行う。
- 対象や金額など見直しの具体的内容については、今後、財源の議論と併せて検討し、骨太の方針2023 までに結論を得る。

- 中学生（0～15歳）までを養育する子育て世帯への経済的支援として児童手当が支給されている。このうち、年収1,200万円以上の世帯は、保育の受け皿確保により待機児童問題の解決を図ることと併せて、令和4年10月支給分以降、特例給付（月5千円）が廃止されている。
- 2010年（平成22年）に年少扶養控除が廃止され、児童手当を受給している中学生（15歳）までは税制上の支援はない。
- こうした中で、高所得者に対する児童手当（給付の支援）について、どのように考えるか。

◆ 児童手当の概要

手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・0～3歳未満 15,000円 ・3歳～小学生 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生 10,000円
所得制限	<ul style="list-style-type: none"> ・年収960万円以上：一律5,000円（特例給付） ・年収1,200万円以上：支給対象外（令和4年10月支給分～） ※主たる生計者の所得で判断
給付総額	1兆9,442億円 （令和5年度予算）

定額給付

- 定額給付（児童手当）は、世帯主の所得に関わらず一定額を給付する経済的支援
- 所得控除と比較すると低中所得者に対してより重点的な支援

所得控除

- 所得控除（扶養控除）は、扶養関係による担税力の減殺を調整
- 低所得者よりも高所得者の方が所得税の軽減額が大きい

◆ 扶養控除の概要

0～15歳	なし（※）
16～18歳	所得控除額 38万円

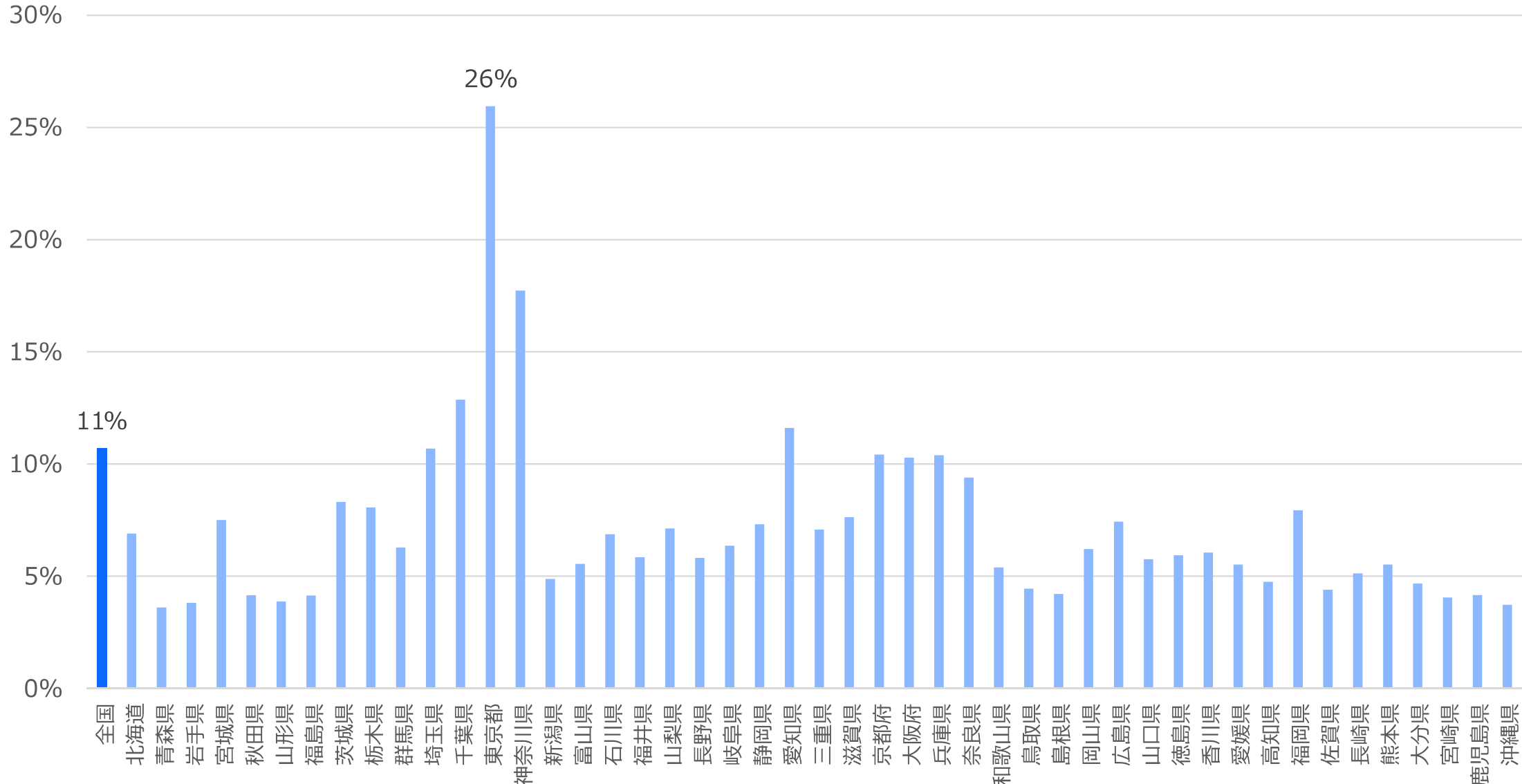
※ 税制上の措置として、以前は0～15歳までの子どもを対象とした扶養控除が存在したが、所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、22年度において廃止されている。

児童手当の論点①（所得制限の撤廃（2））

○ その際に、児童手当の特例給付受給者（年収960万円以上（注））の割合は、地域によってばらつきが大きいことも考慮する必要があると考えるがどうか。

（注）特例給付受給者には、令和4年10月支給対象分から支給対象外となった年収1,200万円以上の者が含まれる。

◆ 都道府県別児童手当（特例給付）支給対象児童割合（令和3年度）



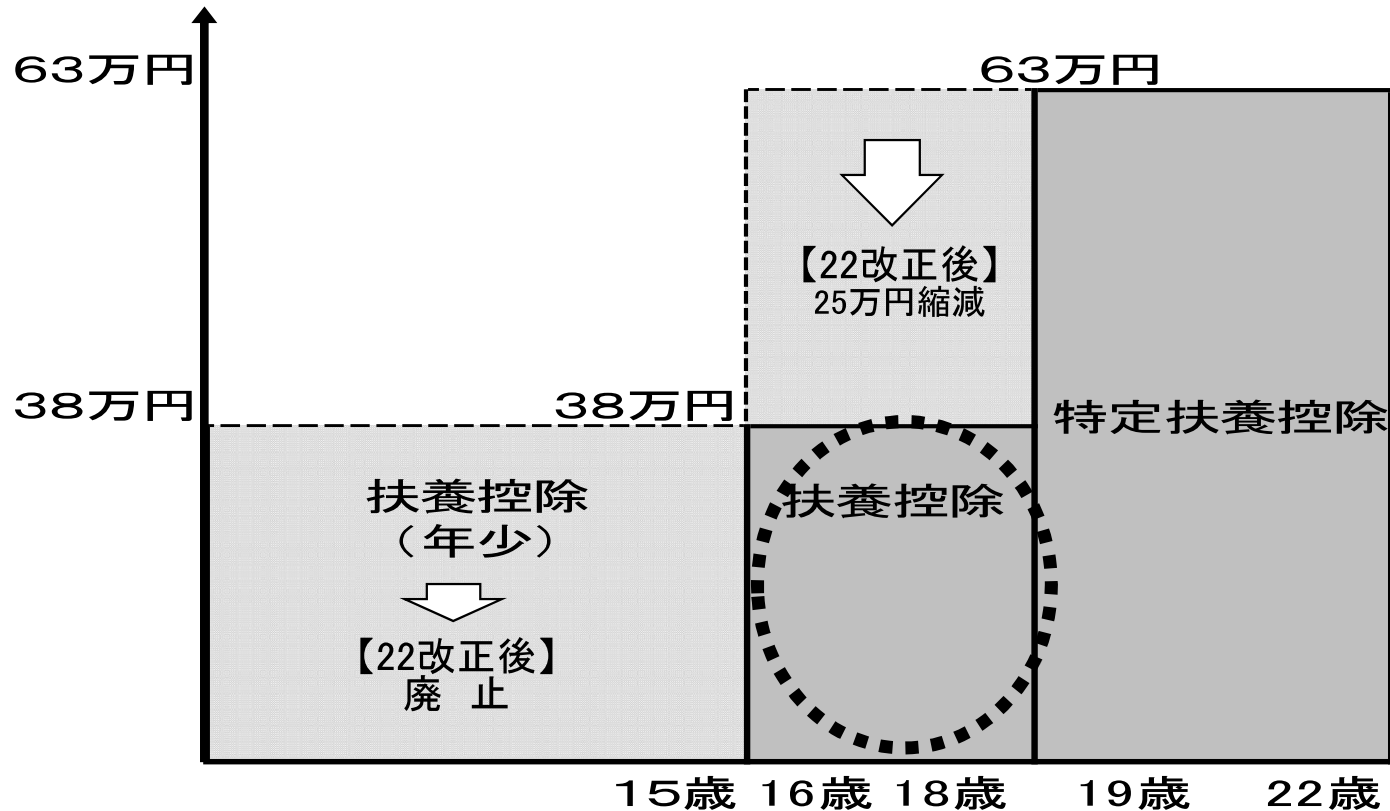
（注）公務員のこどもへの支給分は含まない。年収1,200万円以上の者を含む。

（出典）令和3年度児童手当事業年報

○ 現在、高校生（16～18歳）には扶養控除による税制上の措置がなされている中で、児童手当の支給対象を高校生まで拡大することについて、どのように考えるか。

◆ 扶養控除の概要

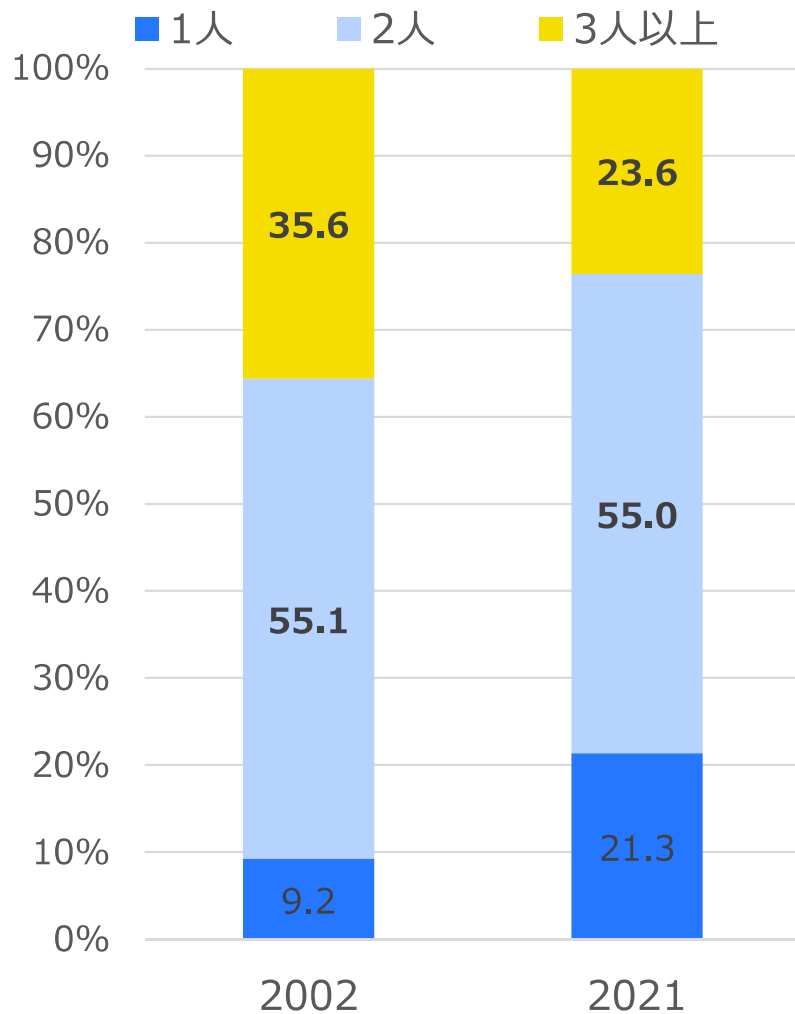
- 2010年（平成22年）に、「所得控除から手当へ」等の観点から、中学生まで支給する子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族に対する扶養控除（38万円）を廃止
- また、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止



児童手当の論点③（多子世帯への支援）

- 過去20年のこどもがいる夫婦の出生こども数の推移をみると、こどもが2人いる夫婦は5割超の水準を維持する一方で、こども3人以上の夫婦の割合が大きく低下。
- 「こども1人」の世帯と「こども2人」の世帯との間に経済的困窮度にあまり差は見られないが、「こども3人以上」の多子世帯については経済的困窮を感じている割合が高い。このような中で、多子世帯への支援のあり方について、どのように考えるか。

◆ こどもがいる夫婦の出生こども数の推移 (結婚持続期間15～19年)



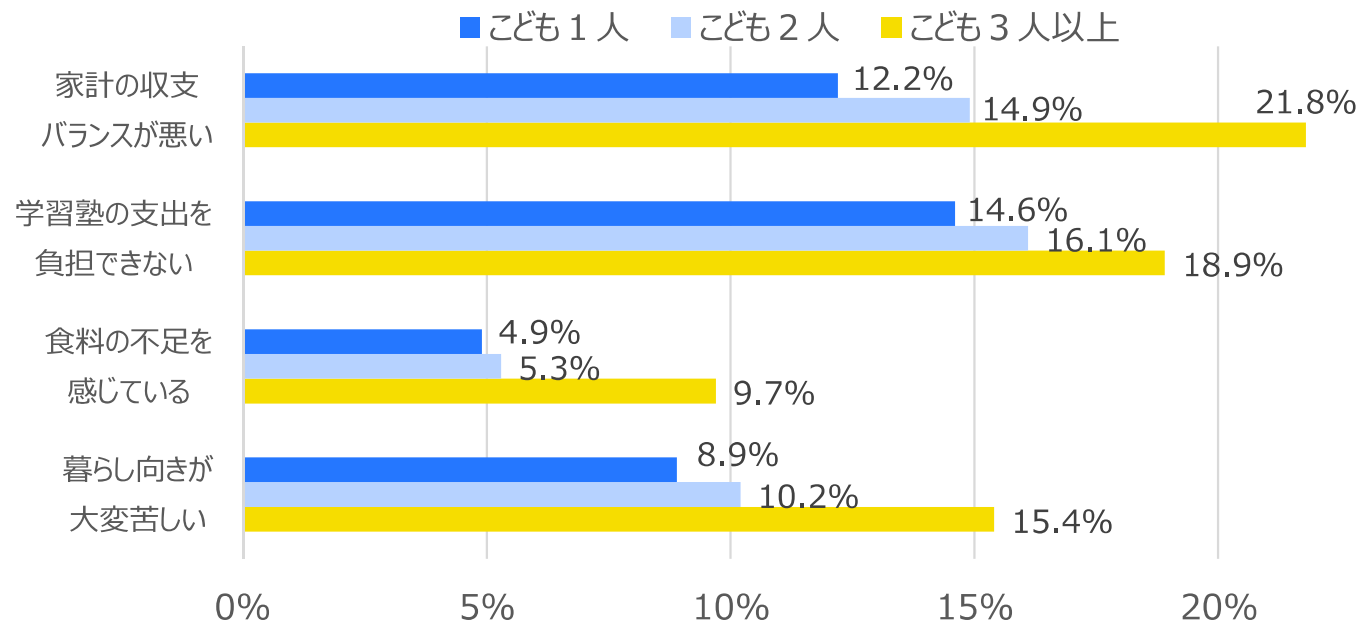
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

◆ 生活が「苦しい」と感じている世帯の割合



(出典) 厚生労働省「2021(令和3)年国民生活基礎調査」

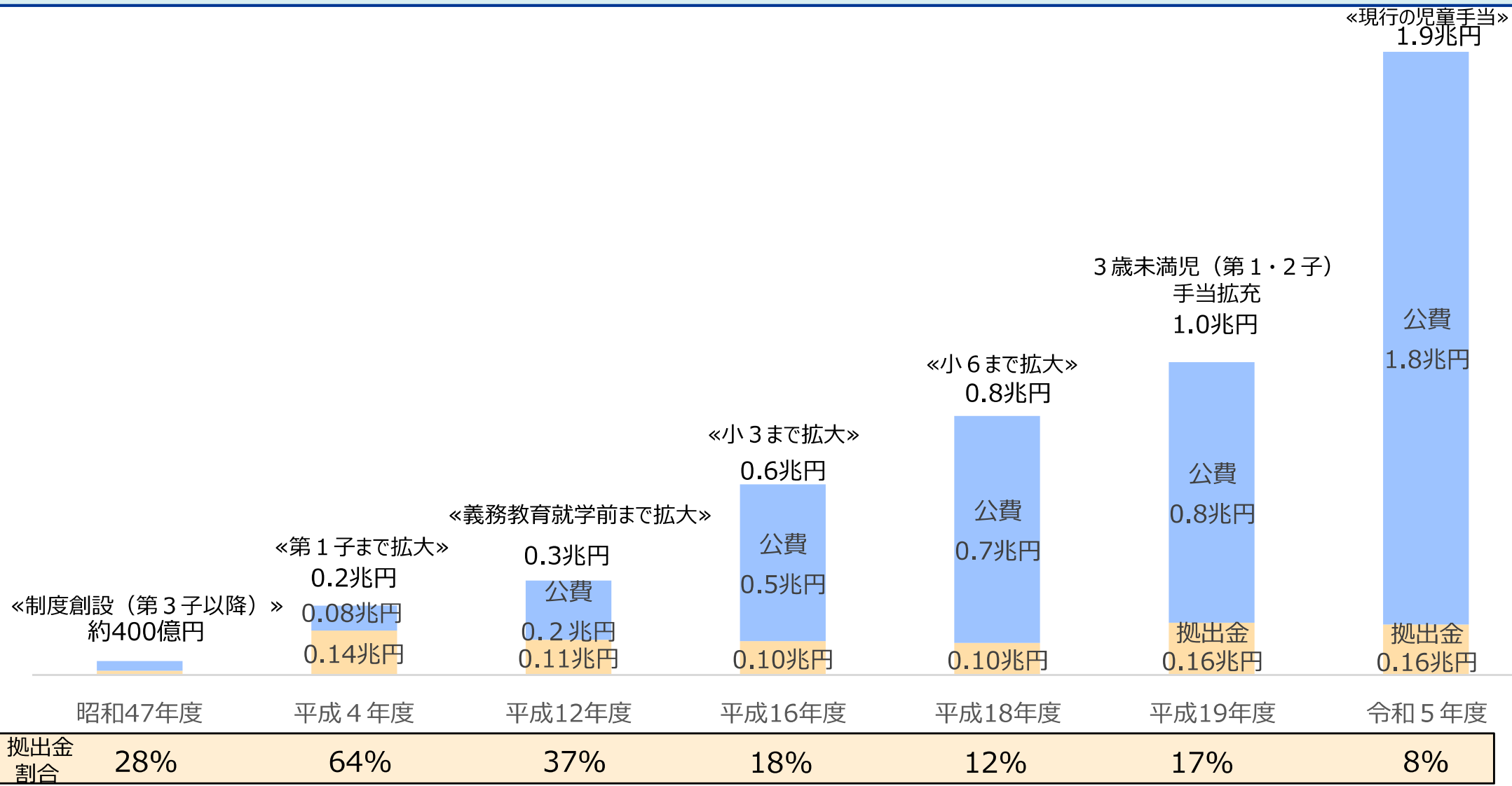
◆ 経済的困窮を感じている子育て世帯の割合



(出典) 労働政策研究・研修機構「第5回子育て世帯全国調査(2018)」のふたり親世帯

児童手当の財源構成

- 児童手当について、将来的な充実の可能性等を考慮して、事業主拠出金の制度が導入された。その後、公費財源を中心に拡充が行われてきている。その結果、事業主負担の割合は6割（1992年）から1割以下（2023年）まで低下。なお、近年、その用途は、0～2歳児の保育の受け皿整備に拡充されている。
- 若い世代の所得を増やす持続的・構造的な賃上げ等の政策とあわせて検討することとなる児童手当について、適切な財源構成をどう考えるか。



《現行の児童手当》
1.9兆円

3歳未満児（第1・2子）
手当拡充
1.0兆円

《小6まで拡大》
0.8兆円

《小3まで拡大》
0.6兆円

《義務教育就学前まで拡大》

《第1子まで拡大》
0.2兆円

《制度創設（第3子以降）》
約400億円

(事業主拠出金の導入)

「事業主からの拠出金を導入することとしたのは、公費の一部を肩代わりするという消極的な見地からではなく、従来の我が国の社会保障制度の実態や諸外国の制度についてみると、一般に、拠出制の制度は比較的その給付水準が高く、また充実発展が行われていることが伺えることから、本制度においても、拠出金を財源に加えることにより、拠出制と同様なメリットが期待されたものである。

なお、事業主から拠出を求めることとしたのは、本制度が次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することにより、将来の労働力の維持、確保にもつながる効果が期待されるからである。

事業主拠出金は、賃金や報酬を賦課標準とすることにおいて、事業主が負担する社会保険料と共通の性格を有しているが、児童の養育という保険事故になじみにくい恒常的な支出に対処するものであること、個々の被用者のための拠出という従来の給付と拠出の関連が全くないこと等において、従来の社会保険の事業主負担とは異なる新しい社会保障拠出金としての性格を持つものである。」

引用「五訂 児童手当法の解説」(平成25年5月10日発行、中央法規出版株式会社)

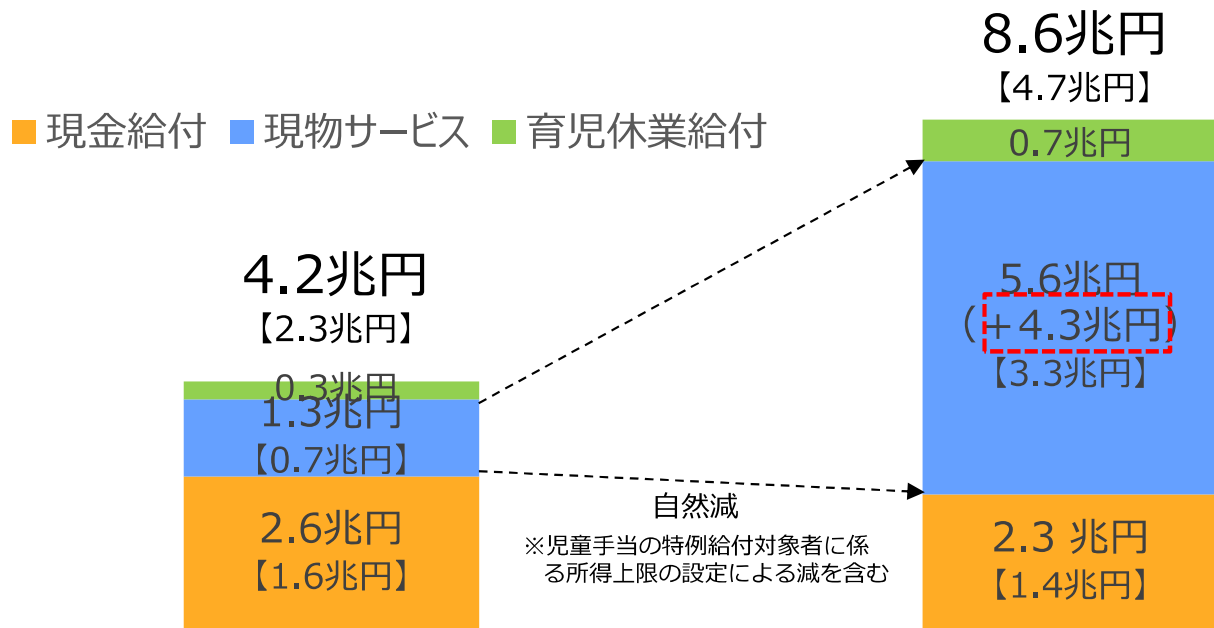
第65回・参 - 本会議(昭和46年3月24日)

○国務大臣(福田赳夫君)

児童手当の財源調達方式についてであります。児童手当は、児童福祉的社会保障制度、その一環であるという理解をしております。したがって、第一次的には国が財政的責任を負う。そういうことから、被用者でないものに対する児童手当は、これは無拠出、全額公費負担、その公費の中では、六分の四を国が、六分の二を地方が、こういうふうにした。ただ、諸外国でこれを行っているのを見て見ますと、これはどうも全額公費負担というところどうも硬直化の傾向が出てくる。そこで批判がずいぶん起こるのです。やめようかというような国さえも出てきております。そこでくふうをいたしまして、被用者に対するものは企業者において相当額を負担してもらい、こういうことを考えたわけでありまして、どうもこのほうが児童手当が長続きをするゆえんではあるまいか、かように考えた次第でございます。それから、今後国庫負担率を上げるかどうか、こういうようなお話でございますが、そういうようないきさつから、十分権衡をとりましてこの率をきめたわけでありまして、当面、ただいま国庫負担率を引き上げるというような考え方はいたしておりません。(略)

○ こども予算充実の財源については、全世代型の社会保障制度を構築するとの考え方の下、消費税率引上げの増収分や子ども・子育て拠出金の増額のほか、社会保障関係費の歳出の目安の下での歳出改革により、確保してきている。

◆過去9年間のこども関連予算（地方負担含む公費ベース）の推移



※ こども家庭庁予算+育児休業給付（厚労省計上）
【 】内の計数はこども家庭庁予算の特会出口ベース

- 雇用保険 +0.4兆円
 - 消費税率引上げ +2.2兆円
 - 子ども・子育て拠出金の増額 +0.5兆円
 - 歳出の目安の下でのこども予算の増 +1.6兆円
- ※ 9年間累積
- ◀+4.3兆円の財源▶

(注) 上記のほか、児童扶養手当の制度改革（多子加算額の増額、公費250億円（2017年度予算））の財源確保のための歳出改革がある。

2013年度

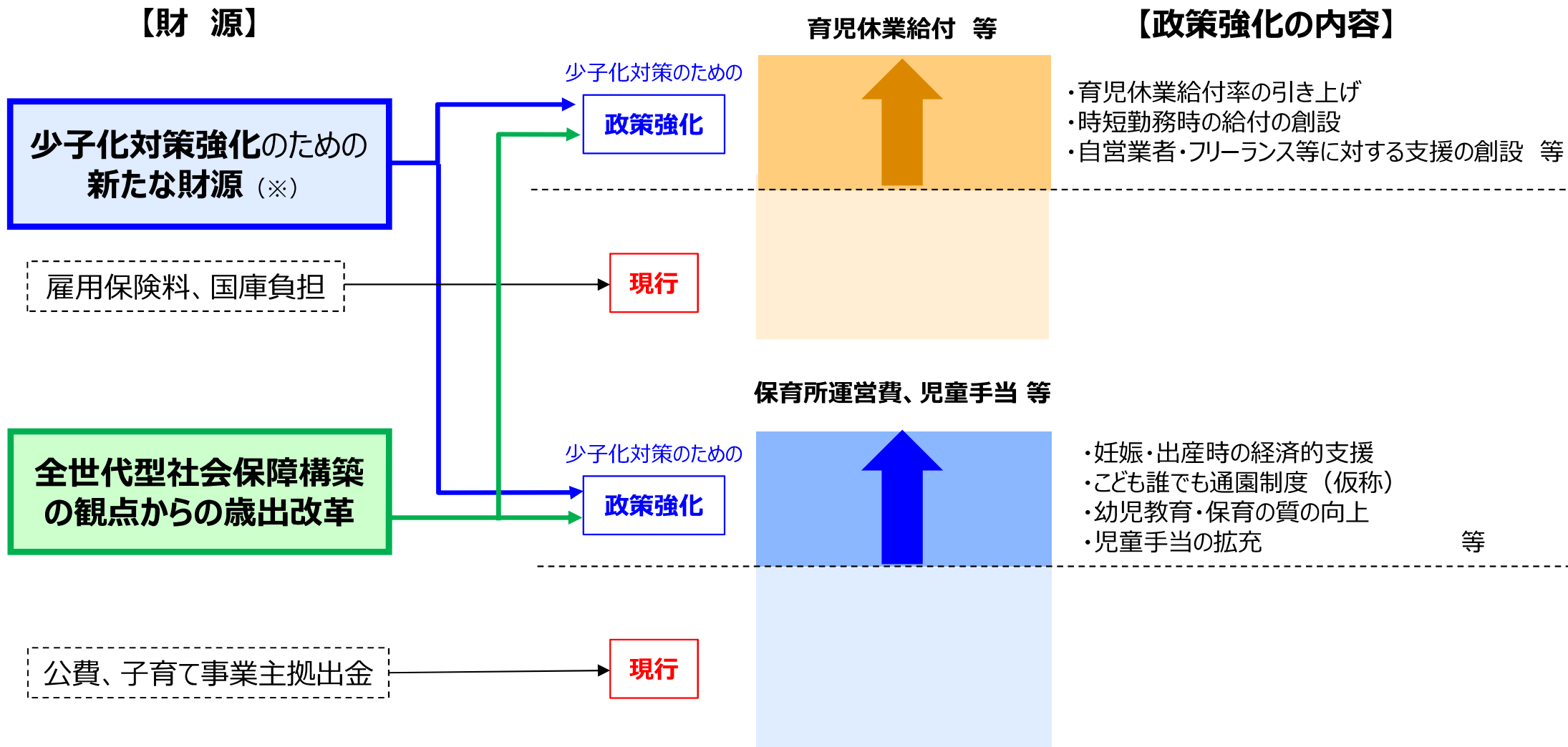
2022年度

現物サービス	2013年度	2022年度	増減	内訳
保育所運営費、地域子ども・子育て支援事業等 (子ども・子育て拠出金を除く)	1.0兆円	3.1兆円	+2.1兆円	受け皿整備等（～2024年度）+0.8兆円程度 幼児教育・保育の無償化+0.9兆円程度
大学等修学支援費	-	0.6兆円	+0.6兆円	
障害児給付費	0.1兆円	0.9兆円	+0.8兆円	
0-2歳児保育所運営費、企業主導型保育等 (子ども・子育て拠出金分)	0.1兆円	0.6兆円	+0.5兆円	0-2歳児保育の受け皿整備 +0.3兆円程度、 企業主導型保育 +0.2兆円程度
現金給付	2013年度	2022年度		
児童手当（公務員分を除く）	2.1兆円	1.8兆円	▲0.3兆円	
児童扶養手当	0.5兆円	0.5兆円	▲0.05兆円(注)	

※ 計数については、推計によるものを含む。

(注) 制度改革による増を除く自然減は▲0.07兆円

○ 少子化対策の観点から制度横断的に政策を強化していく必要があり、その際の財源については、全世代型社会保障制度構築の観点から、歳出改革の取組みを継続しつつ、骨太2022に沿って、企業を含め社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く負担する新たな枠組みについて検討する必要がある。

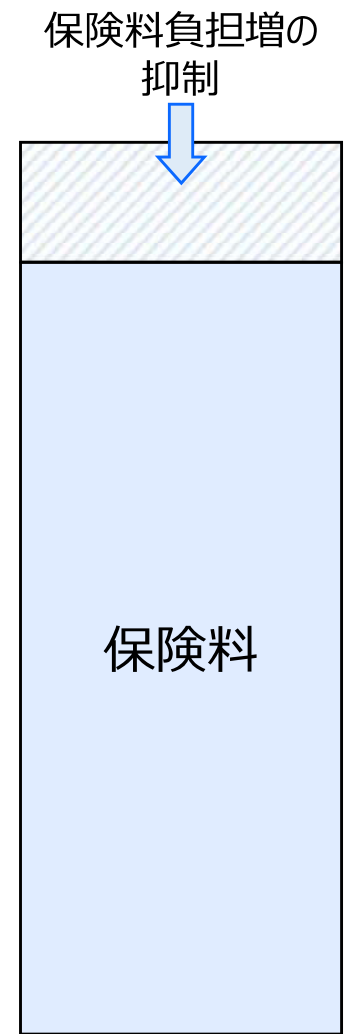
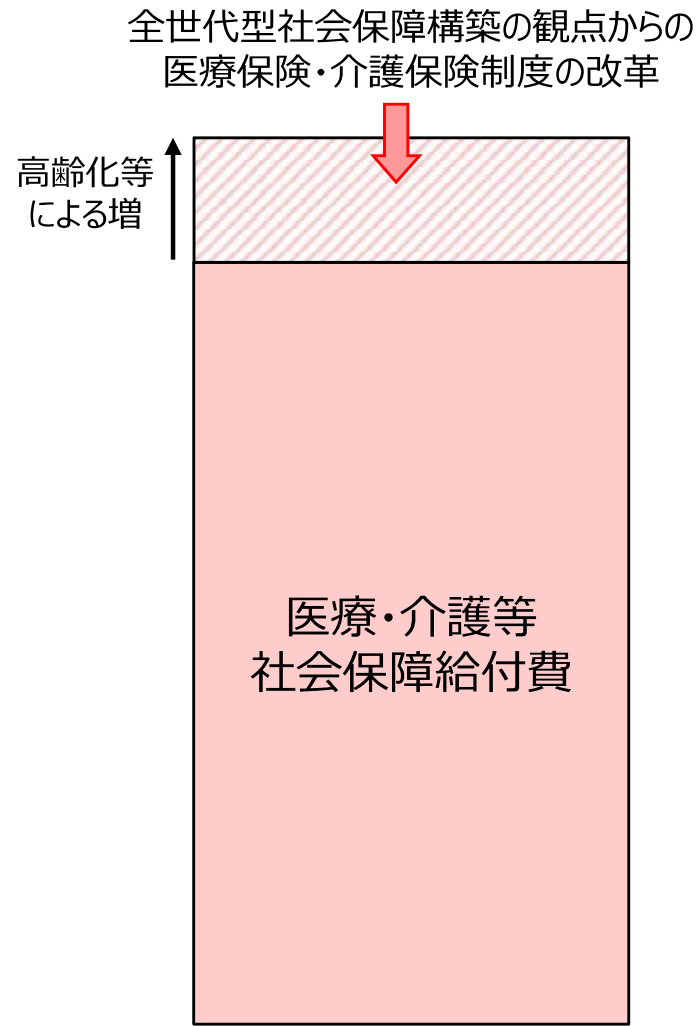
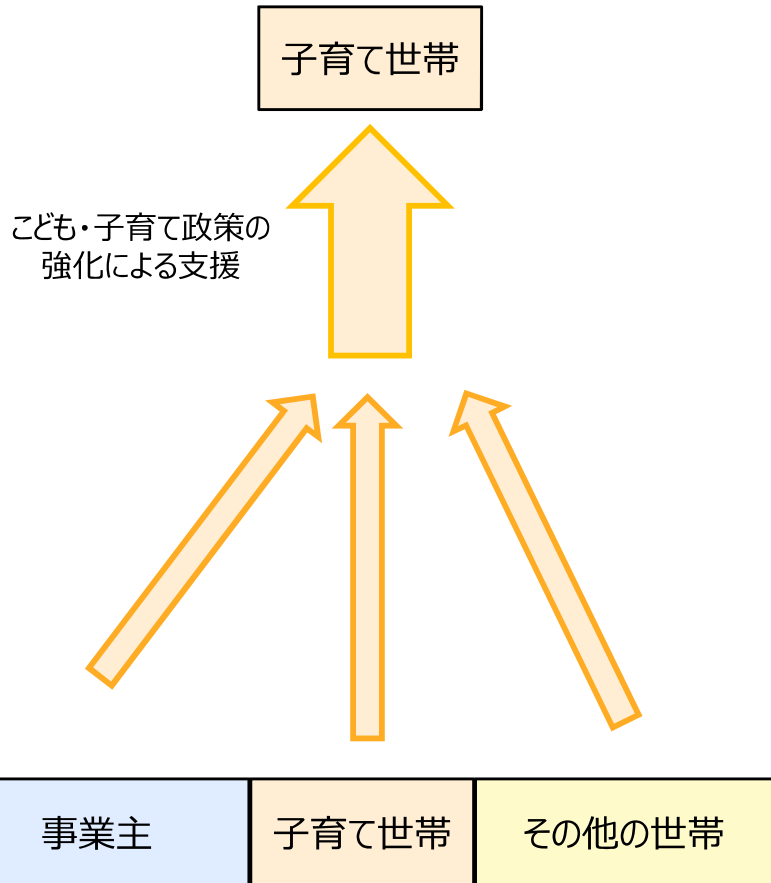


(※) 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定) (抄)

安定的な財源の確保にあたっては、**企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み**についても検討する。

- 少子化対策の安定財源を確保する際には、現在の持続的・構造的な賃上げの取組みと整合的になるよう、
 - ① 企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担することにより、子育て世帯が子育て期間全体として見て手取り増（給付増が負担増を上回る）となるようにすること
 - ② 医療保険・介護保険制度を持続可能とする改革を継続することにより、現役世代等の保険料負担の増加を極力抑制する取組みを行うこと、
 が必要と考えるが、どうか。

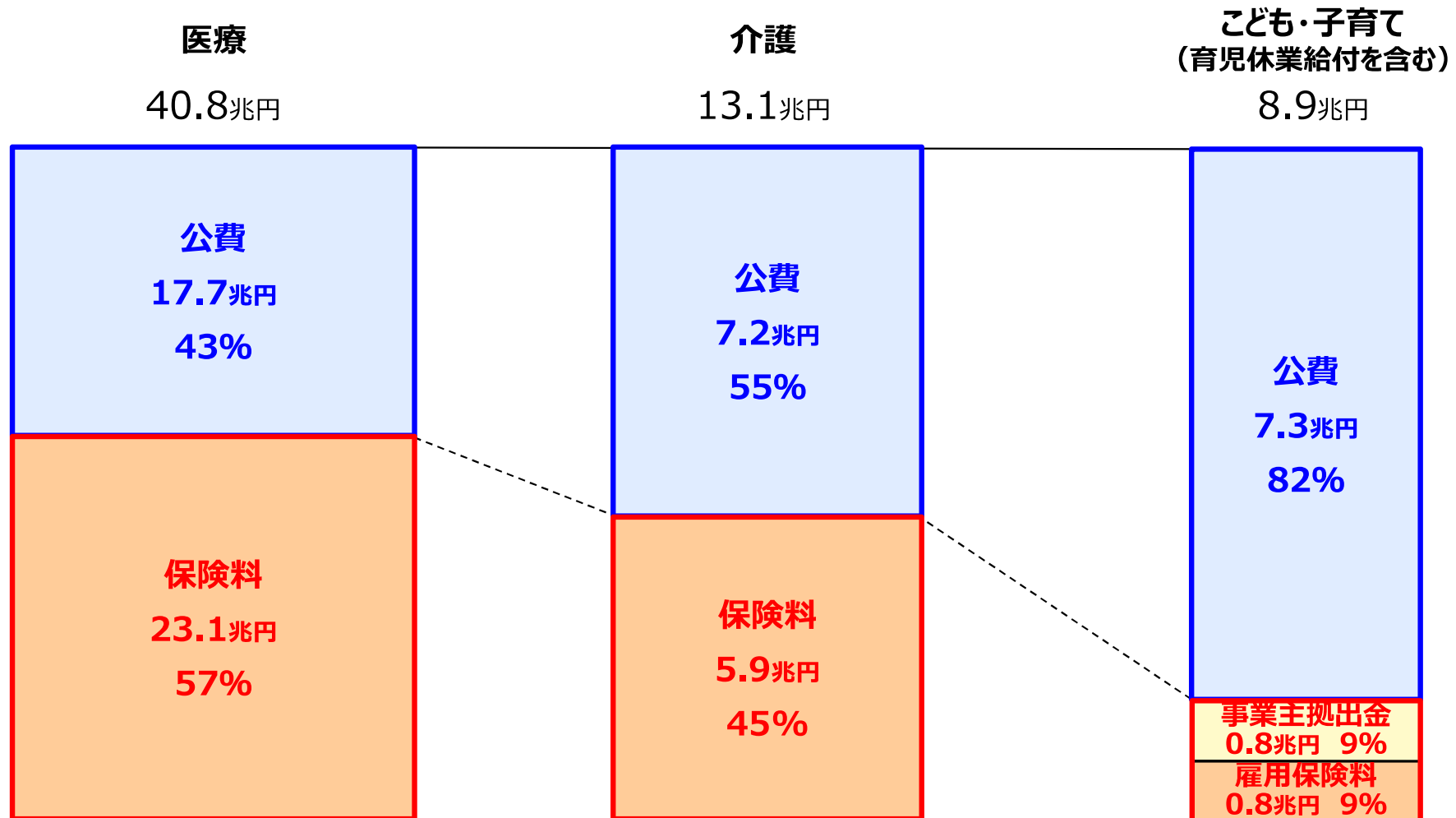
◆ 子育て世帯にとっては給付増が負担増を上回る。



(※)「経済財政運営と改革の基本方針2022」
 安定的な財源の確保にあたっては、**企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み**についても検討する。

○ こども・子育て予算は、他の社会保障分野と比べ、公費財源の割合が高い。

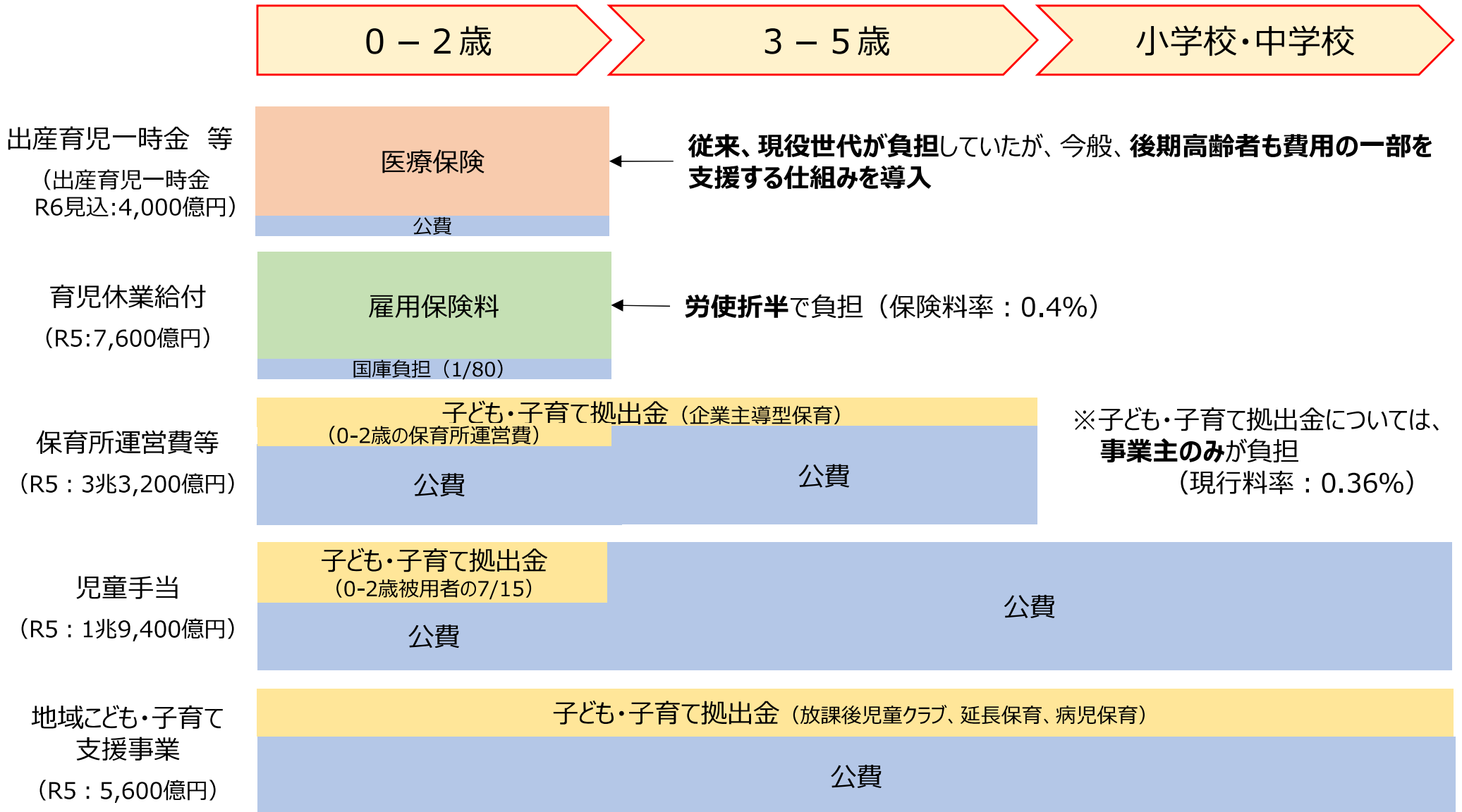
◆各分野の財源内訳



(注) 医療・介護は令和4年度当初予算ベース。こども・子育ては令和5年度当初予算ベース。

(参考2) 各種のこども・子育て支援に関連する政策の財源構成 資料IV - 1 - 33

○ こども・子育て支援に関連する政策の財源として、一部に保険料や事業主拠出金が活用されている。



※上記のほか、教育、住宅に関するもの、社会的養護や障害児等の多様な支援ニーズに関するもの等については、基本的に公費で賄っている。

○ こども・子育て政策の充実・強化に必要な安定財源を確保するに当たっては、地方においては歳出改革に取り組む中で、こども・子育て政策の全国的な充実・強化と、地方一般財源総額の現行水準の下、自治体が単独事業として実施している事業との重複排除などを含めて整理していくことも必要。

◆地方単独事業（ソフト事業）の状況（こども・子育て政策関連事業の例）

（億円）

政策	内容	金額(R3)
私立保育所 （地方単独事業分） 助成に要する経費	私立保育所・特別保育事業の運営費への助成を目的とした事業に要する経費（国基準への上乗せ又は主食費等の実費負担分への単独助成分）	2,334
子どもに対する現金給付 に要する経費	地方公共団体独自の子どもに対する現金給付	540
放課後児童健全育成事業費 （地方単独事業分）	地方公共団体が単独で実施する放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の放課後児童対策事業に要した経費	430
子育て支援に要する経費 （地方単独事業分）	子育て力の強化（一時預かり、子育てボランティア（保育ママ）等の支援）や仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進、児童家庭相談、私立子育て支援施設に対する助成、子育て支援情報の発信など、子育て支援に要した経費	320

◆「特集・23年度施策展開（上）＝子ども・子育て関連施策に重点」（2023.3.27 時事通信社）（抜粋）

都道府県・政令市の2023年度当初予算では、岸田文雄首相が子ども予算の倍増を掲げる中、同様に関連施策に重点を置くケースが目立った。

A県は、「レスパイトサービスモデル事業費」として約1400万円を計上。ヤングケアラーが安心して自分の時間を過ごせるように、家庭向けに家事支援サービスなどを提供するモデル事業に当たる。

B県は0～1歳児保育について、国基準以上の保育士を配置する私立保育所などを支援する。事業費は約1億8400万円で、国基準を超えて配置される保育士は160人を超える。

◆「1歳未満の子育て世帯へ訪問支援＝C市」（2023.3.15 時事通信社）（抜粋）

C市は、子育てに不安を抱える満1歳未満の子どもを持つ世帯などを対象に、訪問して家事や育児を支援する事業に乗り出す。子どもを持つ母親の産後うつなどを防止し、養育環境を整える。「ヤングケアラー」への訪問支援事業を含めて、2023年度に1500万円を充てる。

国からの補助の対象であるヤングケアラーだけでなく、市独自として妊婦や満1歳未満の子育て世帯を対象に加えたことが特徴。市のケースワーカーや保健師らの訪問によって、支援が必要と判断した世帯を対象とする。

- 主なこども・子育て予算については、こども家庭庁所管の年金特会子ども・子育て支援勘定や厚生労働省所管の労働保険特会雇用勘定に計上されている。
- こども家庭庁の発足に伴い、制度横断的に少子化対策を強化する中で、給付と財源構成の見える化を更に進める必要があると考えるが、どうか。

こども家庭庁所管

【年金特会子ども・子育て支援勘定】

主な歳出

児童手当

保育所運営費等

企業主導型保育

地域子ども・子育て支援
(放課後児童クラブ等)

主な歳入

- ・ 子ども・子育て拠出金
- ・ 税財源等

- ・ 子ども・子育て拠出金
- ・ 税財源等

- ・ 子ども・子育て拠出金

- ・ 子ども・子育て拠出金
- ・ 税財源等

厚生労働省所管

【労働保険特会雇用勘定】

主な歳出

育児休業給付

主な歳入

- ・ 雇用保険料
- ・ 税財源等

- 当審議会において繰り返し指摘してきた、コロナ特例からの「正常化」については、最後に医療分野の特例が大きく残っている状態。
- 今般（５月８日～）、感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じく「５類」とされたことに伴い、３年にわたって続いてきた診療報酬の特例的な上乘せ、病床確保料、ワクチン接種支援などが縮減されることとなった。
- 疾病の類型が変更されたことを踏まえ、予定されている経過的な取り扱いを経て、早急に特例を解消する必要。

◆歴史の転換点における財政運営（2022年5月25日）財政制度等審議会（抄）

（４）新型コロナにおける財政措置について

財政支出の効果について当審議会ですべて議論になったものが、令和２年度（2020年度）以来の新型コロナの中での財政支出である。（中略）これまで医療提供体制等の強化のために主なものだけで16兆円程度の国費による支援が行われてきた結果として、地域医療の確保に当然に責任を果たすべき国公立病院で、コロナ前から一転し、好調な決算となっている事実は指摘しておかなければならない。これなどは、病床確保料などの財政支援の在り方についての問題の所在を示唆するものである。

（中略）

現在も、こうした新型コロナ対応の予算の執行は続いている。新型コロナウイルス感染症対策予備費によるものも含めこれらの予算が多額の支出に見合う成果を挙げられたのか、検証を続け、「正常化」に向けた今後の政策対応や、将来の危機対応にいかしていくべきである。

- この3年間、病床確保料、ワクチン接種支援に加えて、感染防止対策、ワクチン接種・検査の費用など医療提供体制のために主なもので21兆円程度の国費による支援が行われている。

- 病床確保料 : 5.0兆円（1床当たり1日最大43.6万円）〈実績見込み〉
- ワクチン接種支援 : 0.3兆円（週100回以上接種した場合の上乗せ支援等）〈実績見込み〉

- 病床確保のための緊急支援 : 0.3兆円（上記の病床確保料に加えて1床増やすごとに最大1,950万円の支援）
- 診療報酬特例 : 0.1兆円（新型コロナウイルス感染症の入院患者の特例的評価等）
- 医療従事者への慰労金支給 : 0.3兆円（医療従事者や職員に対し、最大20万円を慰労金として支給）
- 感染拡大防止支援
- その他緊急包括支援交付金 : 4.0兆円（医療機関・薬局において、感染防止対策等に要する費用の補助）
- ワクチン接種 : 3.0兆円（接種負担金（1回2,070円等）、接種体制確保補助金（会場費用、医師等の謝金等）等）
- 検査費用 : 0.9兆円（PCR等の行政検査、一定の高齢者・妊産婦等への検査等）

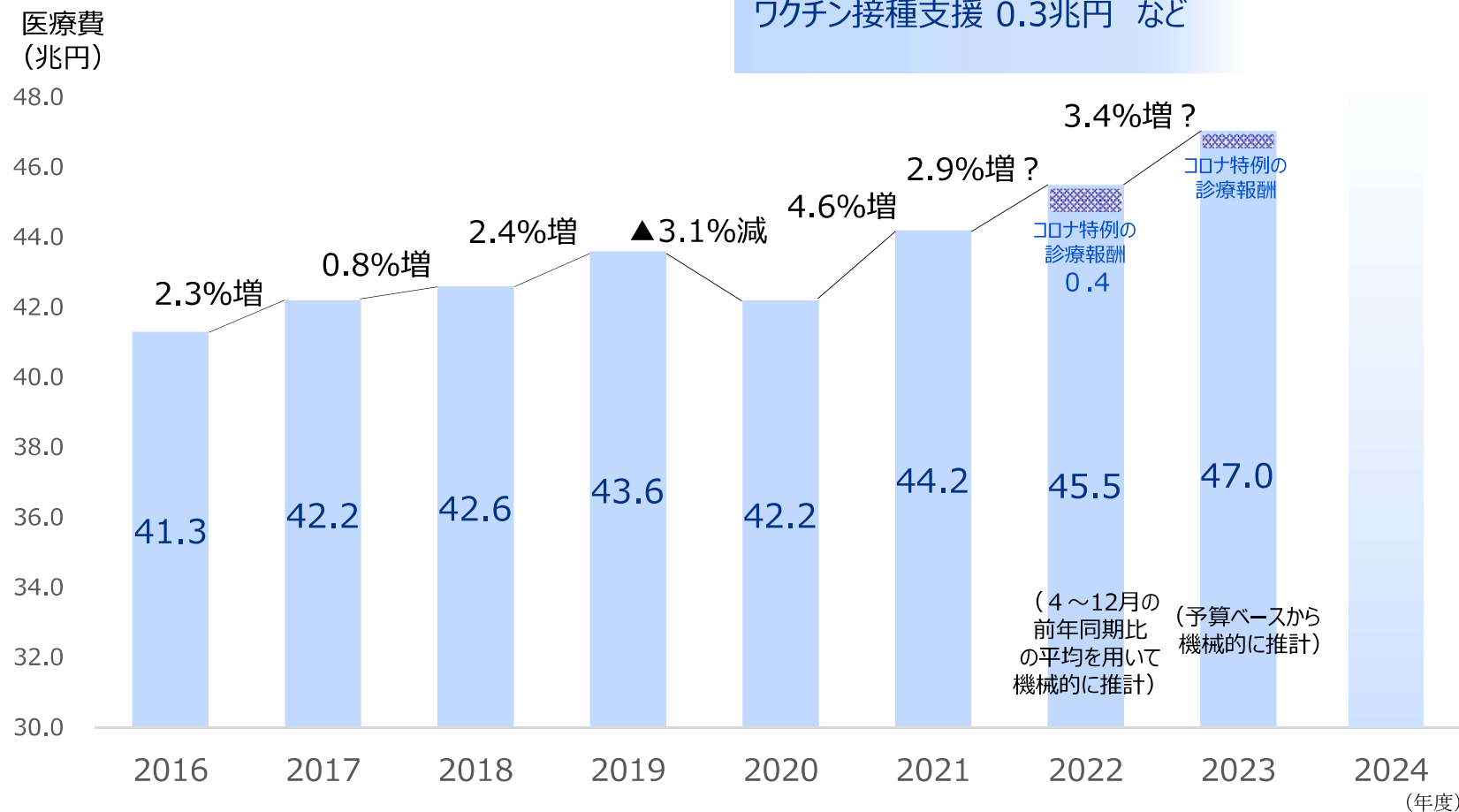
- 治療薬の確保 : 1.3兆円
- ワクチン購入・流通経費 : 2.9兆円
- ワクチンの開発・生産支援等 : 1.3兆円（ワクチン生産体制支援、研究開発支援、治験実施支援等）
- 検疫体制強化 : 0.4兆円
- 医療用物資・システム整備等 : 1.2兆円（医療用マスク・人工呼吸器の購入、物資の買い上げ等）

（注1）上記は、2020(令和2)年度補正予算及び予備費、2021・2022(令和3・4)年度当初・補正予算及び予備費並びに2023(令和5)年度予算を一定の考え方のもと整理したものであり、今後変更がありうる。
（注2）病床確保料及びワクチン接種支援について、2021(令和3)年度までは都道府県の執行実績又は国の支出済額。2022(令和4)年度は決算確定前のため2021(令和3)年度と同額を見込んでいる。

最近の医療費の動向

- 新型コロナ初年度である2020年度は患者数の減少等により医療費（＝医療機関の収入）は一時的に落ち込んだが、それ以降は、コロナ前を上回るペースで医療費は増大。
- これに加えて、この3年間、巨額の国費（補助金等）が医療機関に交付されており、病床確保料、ワクチン接種支援だけでも過去3年間で5兆円に上ると見込まれる。

◆医療費の動向



◆医療費の伸び率 (対前年同期比、%)

	総計	うち病院	うち診療所
2022年 4月	+0.7	+0.3	+3.2
5月	+5.4	+5.5	+7.1
6月	+3.7	+4.4	+4.3
7月	+2.7	+1.0	+10.0
8月	+3.1	▲1.8	+15.4
9月	+3.4	+1.5	+9.2
10月	+2.6	+2.7	+5.4
11月	+2.8	+1.3	+8.5
12月	+2.0	▲1.6	+12.4
4～12月	+2.9	+1.4	+8.4

(年度)

(注)「総計」には内科・歯科・保険薬局・訪問看護ステーションが含まれる。「病院」及び「診療所」はそれぞれ医療のみ。

(出所)厚生労働省「医療費の動向」

(注1)医療費について、2021年度までは厚生労働省「医療費の動向」の概算医療費。2022年度は厚生労働省「医療費の動向」の概算医療費(4～12月の対前年同期比)を用いて機械的に推計。2023年度は国民医療費(予算ベース)を2020年度の国民医療費と概算医療費の割合を基に概算医療費ベースに推計。

(注2)病床確保料及びワクチン接種支援について、2021年度までは都道府県の執行実績又は国の支出済額。2022年度は決算確定前のため2021年度の金額と同額を見込んでいる。

◆「医療経済実態調査」によるこれまでの病院・診療所の収益率

年(度)	一般病院 (医療法人)	一般診療所 (医療法人)
2015	2.1%	6.8%
2016	1.8%	6.2%
2017	2.6%	6.1%
2018	2.8%	6.0%
2019	1.8%	6.5%

(出所)厚生労働省「医療経済実態調査」

(注1)上記調査は2年に1回(西暦の奇数年)実施され、その前年度と前々年度の経営状況を調査しているが、調査回ごとに対象の医療機関が異なるため、異なる調査回の間での比較は困難。より精緻な分析を行うため、全医療法人が提出する事業報告書等のデータベース化等の対応が今後必要。

(注2)「一般病院」は国公立病院等を除く。

(注3)上記の収益率は、全体の収益(医業・介護収益)のうち損益差額が占める割合。

◆一般病院(医療法人)の直近の経営状況(一施設あたり)〈東京都〉

	2020年度	2021年度
事業収益	49.7億円	53.1億円
事業費用	48.3億円	50.2億円
事業利益	1.4億円	2.9億円
経常利益	1.5億円	3.3億円
純資産 (増加額)	24.4億円	27.1億円 (+2.7億円)
経常利益/事業費用	3.2%	6.6%
純資産の増加が事業費用に占める割合	—	5.4%

(注) n=126施設

(出所)武蔵野大学国際総合研究所 松山幸弘研究主幹による東京都の医療法人の事業報告書等の集計データ

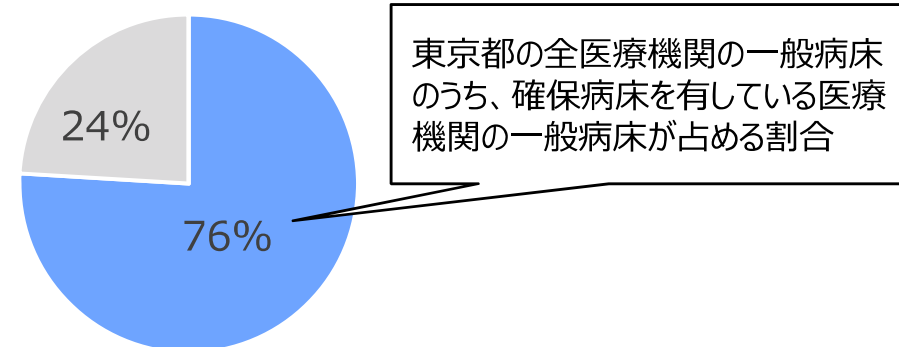
◆「病院経営定期調査」によるコロナ前後の病院の経常利益率

年度	病院の経常利益率 ※国公立病院等を含む	コロナ関連緊急包括支援事業 補助金 (一般病床100床あたり平均)
2018	▲0.6%	—
2019	▲0.6%	—
2020	3.7%	2.3億円
2021	7.5%	2.9億円

(注)病院の経常利益率: n=211施設、コロナ関連緊急包括支援事業補助金: n=461施設

(出所)(公社)全日本病院協会等「2022年度病院経営定期調査」資料を基に作成

◆コロナ受け入れ病院の病床数



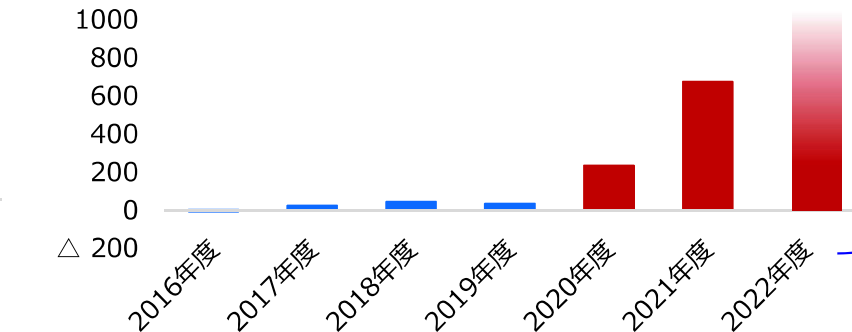
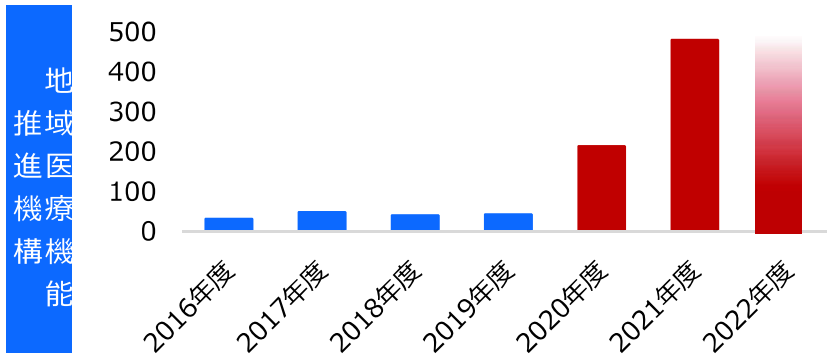
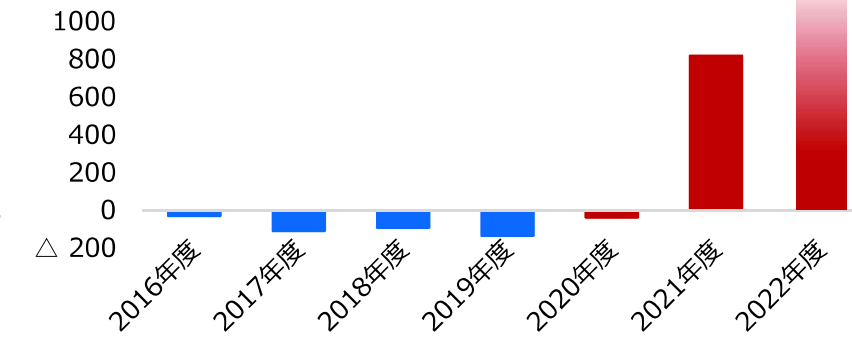
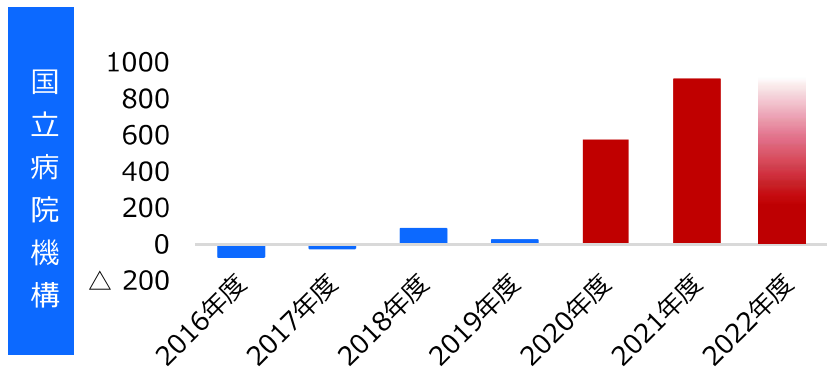
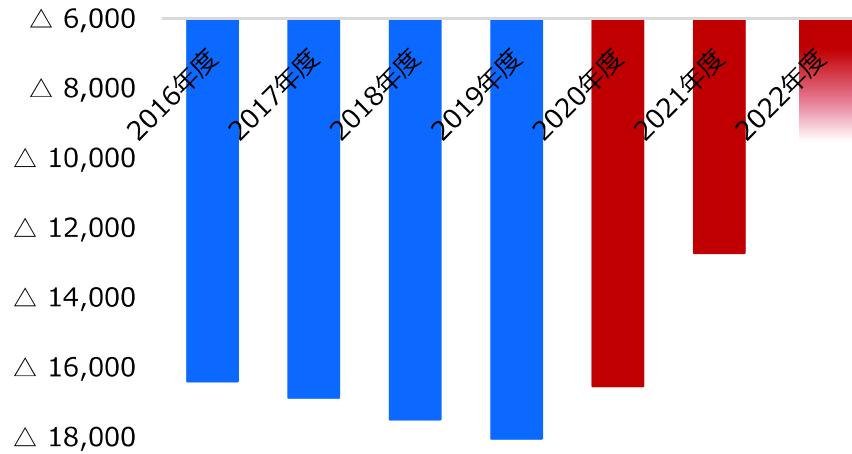
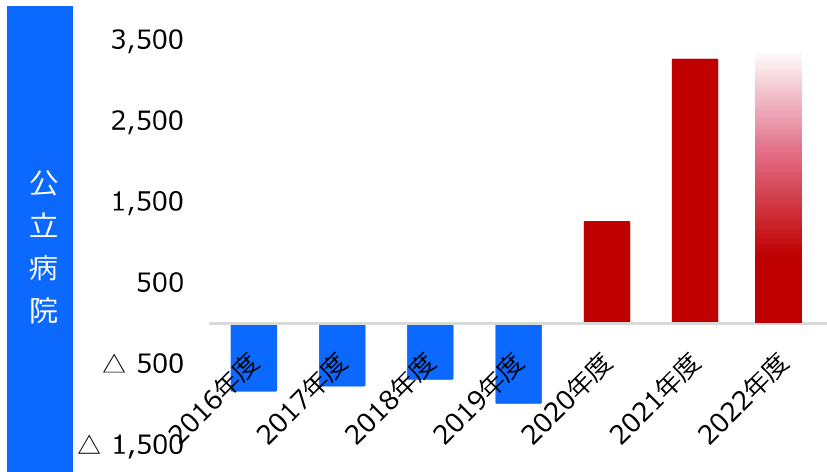
(出所)G-MIS「新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告」、(一財)医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構資料を基に作成

公立病院等の状況

(単位：億円)

経常損益

利益剰余金（積立金）/繰越欠損金

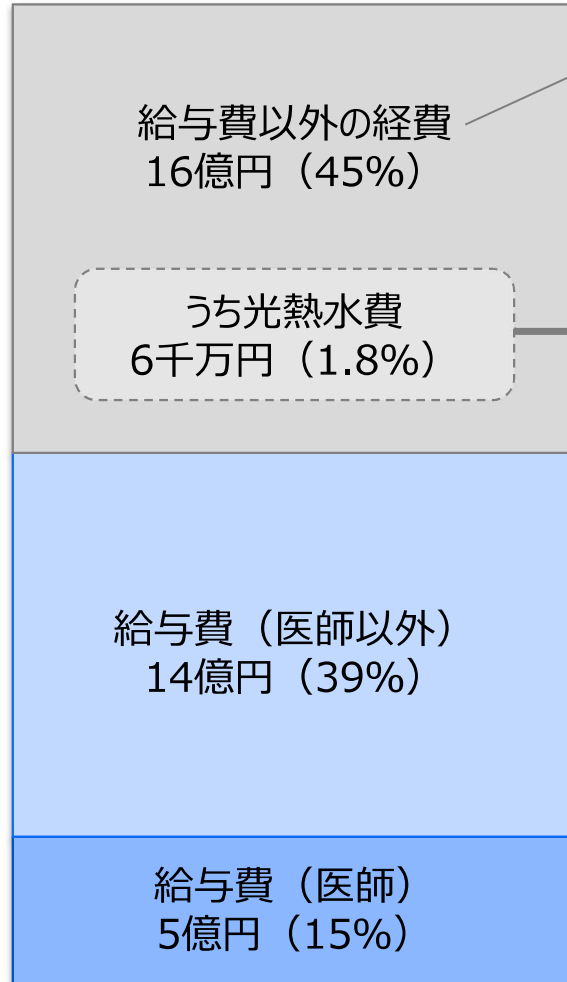


積立金や収支の状況をもて、病床確保料の範囲内で、防衛財源に拠出予定（法案国会審議中）

(出所)各法人財務諸表、総務省「地方公営企業決算状況調査」

一般病院

平均の年間経費総額35億円



- ・医薬品費
- ・給食用材料費
- ・診療材料費
- ・医療消耗器具備品費
- ・委託費
- ・減価償却費
- ・設備関係費
- ・経費
- ・その他の医業費用

直近の病院の光熱水費
2.4%※

※ (公社)全日本病院協会等「医療機関経営状況調査」による2022年12月～2023年2月の医業費用に占める水道光熱費の平均割合

一般診療所

(医療法人)

平均の年間経費総額 2億円



(注1)カッコ書きは経費全体に占める割合。

(注2)一般病院の給与費(医師)には、病院長の給与費も含まれる。

(注3)給与費には、職員の給与・賞与のほか、退職金、法定福利費が含まれている。また、厚生労働省「第23回医療経済実態調査報告」2020年(度)の「職種別常勤職員1人平均給料年(度)額等」では、一般診療所(医療法人)の院長に係る平均給料年(度)額及び賞与の合計は2,730万円とされている。

(出所)各経費(光熱水費及び給与費の内訳を除く)については厚生労働省「第23回医療経済実態調査報告」2020年(度)。一般病院の光熱水費は(公社)全日本病院協会等「医療機関経営状況調査」の2021年12月～2022年2月の医業費用に占める水道光熱費の平均割合、一般診療所の光熱水費は厚生労働省「2020(令和2)年産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投入調査)」の調査対象事業の経費に占める水道光熱費の割合を基に算出。給与費の内訳については、内閣官房「公的価格評価検討委員会」(2022年11月22日)資料における人件費(賞与を除く)の職種間の配分状況に基づき推計。

今後の高齢化による医療費の増

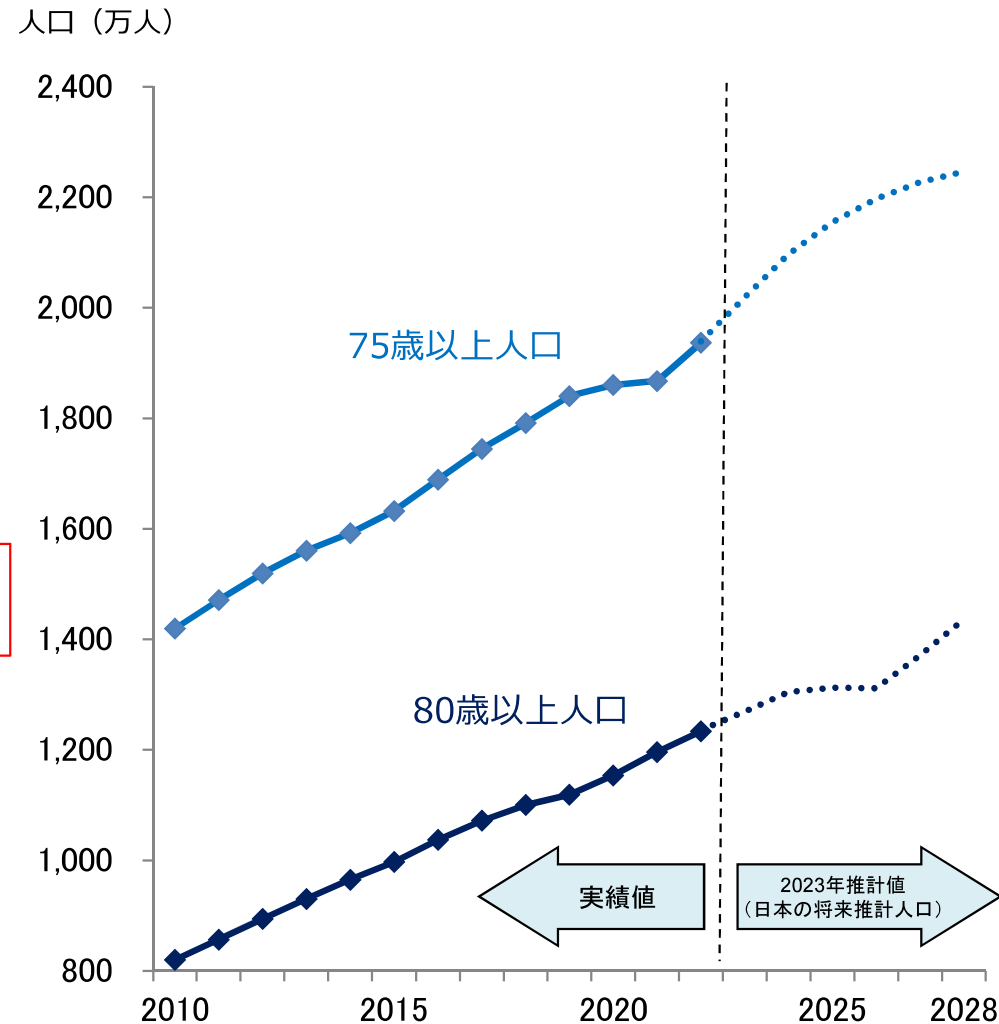
○ これまで医療費は、高齢化や医療の高度化などにより、毎年2～3%増加している。今後も75歳以上人口の増加をはじめ、高齢化が続くことから、医療費の増加が見込まれる。

◆これまでの医療費の伸び率

	医療費の伸び率	診療報酬改定等	残差 (①-②)
	①	②	・高齢化・人口の影響 ・医療の高度化 ・制度改革 等
2010	3.9%	0.19%	3.7%
2011	3.1%		3.1%
2012	1.6%	0.004%	1.6%
2013	2.2%		2.2%
2014	1.9%	0.1%	1.8%
2015	3.8%		3.8%
2016	-0.5%	-1.33%	0.8%
2017	2.2%		2.2%
2018	0.8%	-1.19%	2.0%
2019	2.3%	-0.07%	2.4%
2020	-3.2%	-0.46%	-2.7%
2021	4.6%	-0.9%	5.5%

平均毎年
2.4%増

◆75歳以上人口・80歳以上人口の推移・見通し



(出典)2022年までは総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等
2023年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2023年推計)」(出生中位(死亡中位))

※「診療報酬改定等」は、診療報酬改定のほかに薬価改定を含む

- 昨年2月から、看護、介護、保育等の分野において処遇改善を実施。それぞれ一定の要件の下、対象となる職員の3%程度の処遇改善を実施している（看護は2022年9月まで1%程度、10月以降3%程度）。
- その上で、更なる処遇改善を行う場合には、費用の使途の「見える化」を行った上で、全てを国民の負担にまわすのではなく、医療・介護費の中での分配を含めて検討することとされている。

◆ 昨年からの看護・介護・保育等の処遇改善

看護	介護・障害	保育
<p>○ 2022（令和4）年度診療報酬改定において、<u>地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を月額1.2万円（3%程度）引き上げるための処遇改善の仕組みを創設。</u></p> <p>※1 2021（令和3）年度補正予算で2022年2～9月分を補助金措置（1%程度）。 ※2 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」：一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）</p>	<p>○ <u>介護・障害福祉職員を対象に、月額0.9万円（3%程度）の処遇改善（臨時の介護・障害福祉サービス等報酬改定を行い2022年10月から介護保険等に対応）。</u></p> <p>※3 2021（令和3）年度補正予算で2022年2～9月分について介護は補助金、障害は交付金措置。</p>	<p>○ <u>保育士を対象に、月額0.9万円（3%程度）の処遇改善（2022年10月から公定価格で対応）。</u></p> <p>※4 2021（令和3）年度補正予算で2022年2～9月分を交付金措置。 ※5 社会的養護・放課後児童クラブ含む。このほか、幼稚園教諭も同様の対応。</p>
<p>2021（令和3）年度補正予算 216億円 2022（令和4）年度当初予算 100億円 2023（令和5）年度予算 240億円</p>	<p>2021（令和3）年度補正予算 1,414億円 2022（令和4）年度当初予算 281億円 2023（令和5）年度予算 674億円</p>	<p>2021（令和3）年度補正予算 934億円 2022（令和4）年度当初予算 206億円 2023（令和5）年度予算 413億円</p>

↑

恒久的措置については社会保障の歳出改革等で財源確保

◆ 公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月21日）（抄）

（2）処遇改善の方向性

こうした処遇改善を行うに当たっては、全てを国民の負担に回すのではなく、既存予算の見直しや高齢化に伴って増加する医療・介護費の中での分配のあり方などを含め、幅広く検討を行うべきである。従来は、前述のとおり、主に財政措置等を財源として処遇改善を進めてきた。今後は、更なる財政措置を講じる前に、医療や介護、保育・幼児教育などの分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要である。また、デジタルやICT技術、ロボットの活用により、現場で働く方々の負担軽減と業務の効率化を進めていくことも必要である。

- 社会福祉法人については、社会福祉法により計算書類等の届出・公表が義務化されていることに加え、99%の法人がWAM NET（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）へのアップロードによる情報公開を行っているため、個別の法人についてのデータをインターネットで閲覧・ダウンロード可能であるほか、法人全体（約2万法人）の分析・集計も公表しているため、政策目的等での活用が可能となっている。
- 医療法人については、事業報告書・損益計算書等の届出を義務化し、G-MIS（医療機関等情報支援システム）へのアップロードによる届出も可能とした。ただし、当該損益計算書には事業収益・費用の合計のみが計上され、個別の項目が把握できない状態にあった。
- 今般の法改正により、医療法人と介護サービス事業者について、原則、全ての法人・事業者の給与費等の収益・費用の個別項目を収集し、そのためのデータベースを整備することとした。
- また、介護サービス事業者について、これまで財務書類が報告・公表の対象とされていなかったため、省令を改正し、事業所等の財務状況を公表させることとしている。

◆財務データの取扱い

	社会福祉法人 (社会福祉法)	医療法人 (医療法)	介護サービス事業者 (介護保険法)
公表対象	計算書類、財産目録等 ※人件費等の内訳あり	事業報告書・損益計算書等 ※人件費等の内訳なし	【省令改正予定】 ・事業所等の財務状況を公表対象に追加する予定 ※人件費等の内訳も求める予定
届出・報告義務	所轄庁への届出義務	都道府県への届出義務	都道府県への報告義務
公表義務	全ての法人に公表義務	・規模の大きい法人は公告義務あり ・それ以外の法人は備え付けの上、求められれば閲覧に供する義務	都道府県に報告内容を公表する義務
データベース化	・インターネットで個々の法人についてのデータを閲覧可能 ・全法人の分析・集計も公表	【法改正】 ・上記の事業報告書とは別に、給与費等の個別項目を報告する義務を課し、データベースを整備。 (個々の法人のデータは非公表)	【法改正】 ・医療法人に倣い、上記の財務状況とは別に、給与費等の個別項目を報告する義務を課し、データベースを整備。 (個々の法人のデータは非公表)

- 医療法人が届け出る「事業報告書等」は法人全体の事業収益・費用・利益など全体の経営状況を把握することは可能。
- 「事業報告書等」は今年度から都道府県HP等による閲覧を可能としているが、方法は都道府県に委ねられている。HPから直接閲覧できる自治体は一部にとどまり、半数程度の自治体では、未だ窓口での閲覧等の対応を行っている。

◆ 現行の事業報告書等様式（損益計算書）

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	
(1) 事業費	×××
(2) 本部費	×××
本来業務事業利益	×××
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
附帯業務事業利益	×××
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
他の事業外費用	×××
経常利益	×××
IV 特別利益	
固定資産売却益	×××
その他の特別利益	×××
V 特別損失	
固定資産売却損	
その他の特別損失	
税引前当期純利益	×××
法人税・住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
当期純利益	×××

施設ごとの経営状況までは把握不可能

費用の内訳（給与費、材料費など）は把握できない

法人としての1会計期間の経営状況が把握可能

◆ 厚生労働省が提示したスケジュール

	10~12月	1~3月	2022年度 4~6月	7~12月	1~3月	2023年度 ~
システム改修	G-MIS改修					
省令改正	医療法施行規則改正					
事業報告書等 アップロード による届出				事業報告書等の アップロードによる届出 従来通り、紙媒体で届け出た 事業報告書等の電子化（入力等）		
都道府県HP等 での閲覧						都道府県HP等 での閲覧
データベース			令和4年度以降にアップロードにより届け出られたデータ及び紙媒体で届け出られたものを電子化したデータをデータベースとして蓄積・活用			

(出所)「第1回医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」(2022年10月19日)資料を一部加工

(出所)厚生労働省「第82回社会保障審議会医療部会」(2021年11月2日)資料を基に作成

- 今般の法改正により、医療機関が特定されない形での「経営情報データベース」が導入されるが、特に「見える化」のコアとも言うべき、職員の職種別の給与・人数については、任意提出項目として導入される予定。

経営情報

※ 赤文字は必須項目。緑文字は任意項目。青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目。

施設別

- **医業収益**（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益）
- **材料費**（医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費）
- **給与費**（給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費）
- **委託費**（給食委託費）
- **設備関係費**（減価償却費、機器賃借料）、○ **研究研修費**
- **経費**（水道光熱費）
- **控除対象外消費税等負担額**
- **本部費配賦額**
- **医業利益（又は医業損失）**
- **医業外収益**（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）
- **医業外費用**（支払利息）
- **経常利益（又は経常損失）**
- **臨時収益・費用**
- **税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）**
- **法人税、住民税及び事業税負担額**
- **当期純利益（又は当期純損失）**
- **職種別の給与（給料・賞与）及び、その人数**

- 医療機関の「経営情報データベース」については、匿名であること、国民への説明責任の観点から、職種別の給与・人数の提出は義務化すべき。
- 介護事業者についても今回の法改正によって、同様の経営情報データベースが導入されることとなるので、医療と同様に職種別の給与・人数等の提出を求めるべき。
- EBPMを推進していく観点からも、今後の処遇等に関わる施策を検討するための前提として、こうした各医療機関・事業者のデータの収集が必要となる。

◆ 医療法人における職種ごとの給与の見える化について（2022年12月2日）

第7回公的価格評価検討委員会 増田座長提出資料（抄）

新しい資本主義を掲げ、分配政策に重点を置く岸田内閣の下、公的価格評価検討委員会では、医療従事者等の処遇改善を行うために、9割近くを税や保険料で賄っている医療法人の職種ごとの給与の見える化を訴えてきた。

（中略）

こうした中、厚生労働省では、医療法人について、匿名情報として経営情報を把握・分析するとともに、国民に丁寧に説明するためのデータベースを構築する制度の検討を行ってきた。これは、「見える化」を進める中で極めて重要な制度改正と考えられる。

しかし、11月9日にとりまとめられた厚生労働省の「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会報告書」では、職種ごとの年間1人当たりの給与額算定に必要なデータについて「提出を任意とすべき」とされた。この点について、雇い主であれば医師や看護師の給与の把握が可能であり、また匿名であれば個人情報の問題は生じないことから、国民への説明責任の観点から踏まえれば、職種ごとの年間1人当たりの給与額算定に必要なデータについては、確実に提出いただくべきものであると考えられる。

制度の施行当初は提出を任意とするとしても、施行後早期に提出状況や提出されたデータの内容をみて、「見える化」の趣旨から、義務化した場合と遜色のない正確なデータを把握できているかの確認が必要であり、その上で、提出の在り方や内容について、義務化も含め検討すべきと考えており、当委員会において継続的に実施状況を厚生労働省から聴取し、議論を続けるべきと考えている。

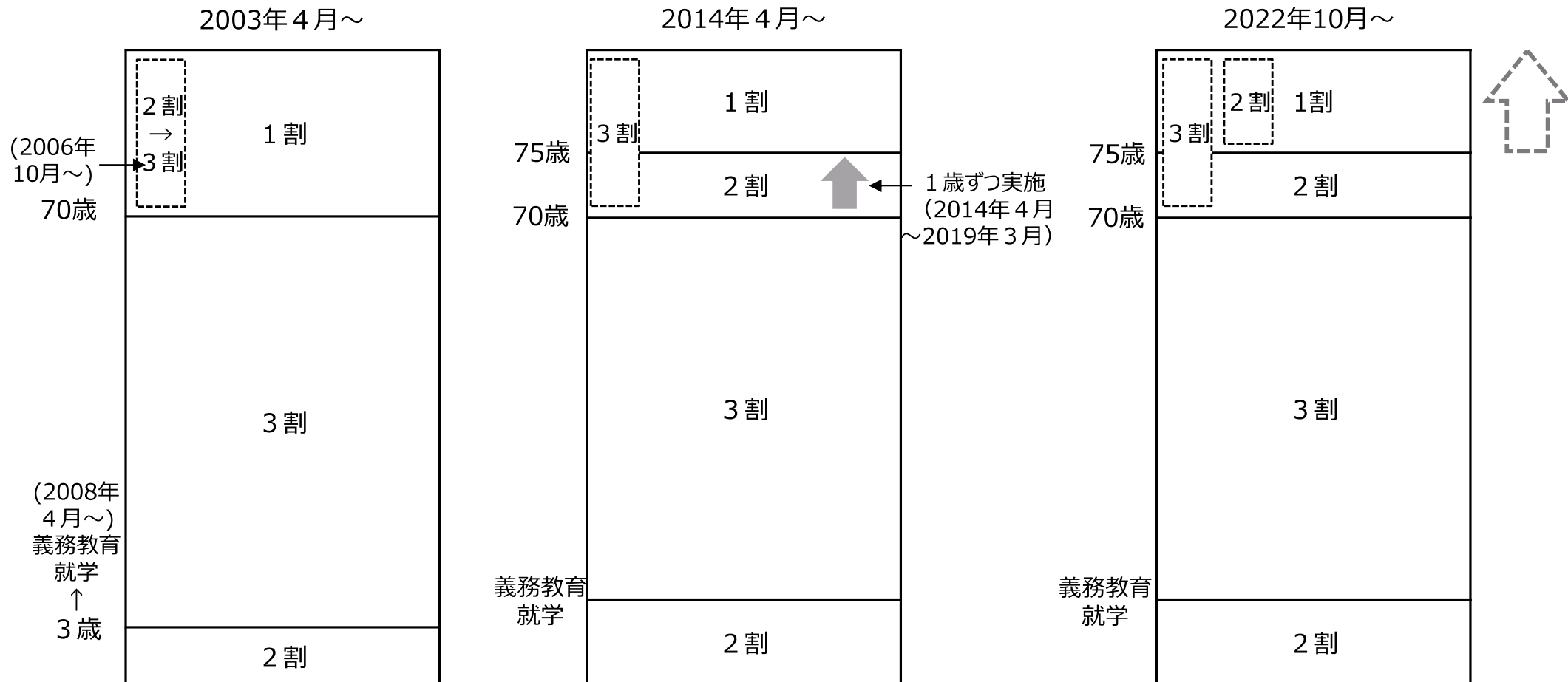
◆ 介護保険制度の見直しに関する意見（2022年12月20日） 社会保障審議会介護保険部会（抄）

（財務状況等の見える化）

- 医療法人の経営情報に係る検討状況も踏まえ、介護サービス事業者の経営状況を詳細に把握・分析し、介護保険制度に係る施策の検討等に活用できるよう、介護サービス事業者が財務諸表等の経営に係る情報を定期的に都道府県知事に届け出ることとし、社会福祉法人と同様に、厚生労働大臣が当該情報に係るデータベースを整備するとともに、介護サービス事業者から届け出られた個別の事業所の情報を公表するのではなく、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することが適当である。その際、介護サービス事業者の事務負担等に十分に配慮する必要がある。

- 高齢者については、所得や受診頻度への配慮という説明で、現役世代 3 割負担、高齢者 1 割負担と大きな差があったが、近年、現役世代との負担の公平性や、現役世代の負担軽減の観点から、負担能力に応じた負担体系への移行を進めている。
- 昨年10月には一定以所得以上の後期高齢者に 2 割負担が導入されたが、これを更に進め、原則 2 割負担とすることも今後の課題ではないか。

◆患者一部負担の推移



- 当審議会において指摘してきたように、新型コロナにおいて十分な数の病床が提供されたとはいいがたい。その中で病床ひっ迫を回避する必要もあり、緊急事態宣言などにより、経済・社会活動を人為的にストップせざるを得なかった。その結果、多くの国民が甚大な影響を被ることとなった。
- しかしこれは新型コロナに始まった問題ではなく、それ以前から求められていた医療機関や病床の役割分担が進んでいなかった問題が新型コロナにおいて顕在化したものとも言える。

◆令和４年度予算の編成等に関する建議（2021年12月3日） 財政制度等審議会（抄）

まずは前提として、昨年来の新型コロナへの対応の経験を今後の対応に活かすことである。

昨年来の感染拡大局面においては、全国の都道府県で、十分な数の新型コロナ病床が提供されたとは言い難い。新型コロナ病床として補助金を申請しながら、患者受入れに使用されなかった病床の存在も顕在化した。当審議会はこれまで、医療機関や病床の役割分担を徹底する必要性を繰り返し指摘してきたが、改革が十分に進んでこなかったことが、その一因と言わざるを得ない。今後、再度の感染拡大に備えつつ、あるべき医療提供体制に向けて、診療報酬をはじめ諸制度の見直しを幅広く、そして力強く推し進めるべきである。

◆第２回全世代型社会保障構築会議（2022年３月９日）香取構成員発言

「今回、COVID-19で様々な問題が露呈したわけですが、言ってみれば、これは20年後の日本の医療・介護の姿を我々は目の前で見たということなのではないかと思います。したがって、20年後に我々がどうい社会を迎えることになるのか、どうい社会を作っておかなければいけないのか、ということを考えて、そこからバックキャストで、今何を用意しなければいけないか、そういう思考回路が必要なのではないかと思います。

（中略）特に我々は今ある有限の医療・介護の資源の中でこれを受け止めていくということが必要なので、提供体制をいかに改革していくかという視点からこの問題を考えることが必要なのではないかと思います。」

◆第３回全世代型社会保障構築会議（2022年３月29日）権丈構成員発言

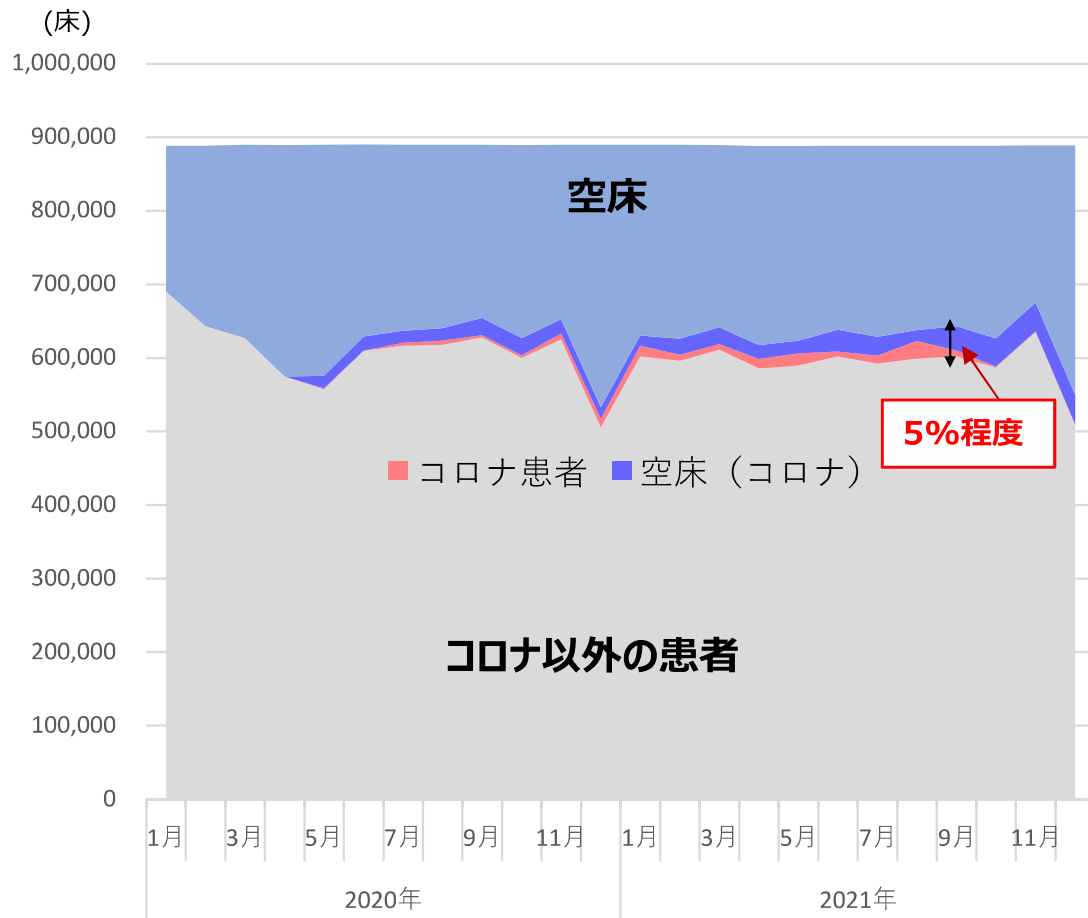
「2013年の国民会議のときに改革の道筋が示されて、それ以降、新たに地域医療構想がつくれ、また、それまで介護の世界にあった地域包括ケアを医療の世界にまで拡張し、さらに、医療法の中で「地域医療構想と地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない」と規定された地域医療連携推進法人などが生まれました。2013年から9年たって、その間パンデミックがあった中、あのときに示された改革の方向性の正しさは十分に認識されたと思います。

問題は、当時意図されたほどに改革が進まなかったことです。

（中略）また、長く医師偏在の深刻が言われてきました。ただ、医師の地域偏在とか診療科偏在は、自由開業医制、自由標榜制、フリーアクセスの条件がそろえば起こります。また、日本の医療は薄く広く配置していることが弱点ということが今回広く知られたわけですがけれども、出来高払い的な医療の下では、支払い側は単価を下げようとするのは当然ですし、提供側は薄利多売で対抗するのも当然です。結果、どうしても薄く広くという特徴が生まれます。」

- わが国では、政府や都道府県からの要請に加えて、巨額の病床確保料などのインセンティブによって病床確保に取り組んだ。
- 一般病床と急性期病床の合計 90 万床程度のうち、確保したコロナ病床は全体の 5 %程度。確保病床においても実際にはコロナ患者の入院対応ができない医療機関も発生したと指摘されている。

◆新型コロナ発生時期の日本の病床の状況



病床確保を巡るこれまでの経緯

2020年

3月 厚生労働省から医療機関に対し、新型コロナ入院患者用の医療機関と病床の確保を依頼

4月 診療報酬の特例措置や緊急包括支援交付金による病床確保料による支援を開始 (⇒以後随時拡充)

6月 「病床・宿泊療養施設確保計画」の策定を都道府県に依頼

12月 「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」のとりまとめ、1床当たり最大1,950万円の支援などを開始。

2021年

4月 感染症法に基づき、病床確保の協力要請の実施 (⇒以後順次実施)



2024年4月 改正感染症法施行

- ・ 都道府県は深刻な感染症発生・まん延時に確保すべき病床の総数を予め計画に規定
- ・ 都道府県は具体的な病床の割り当てを含め、各医療機関と協定を締結
- ・ 公立・公的医療機関等は病床確保を含め、感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務付け
- ・ 民間医療機関は協定締結の協議に応じる義務を課す

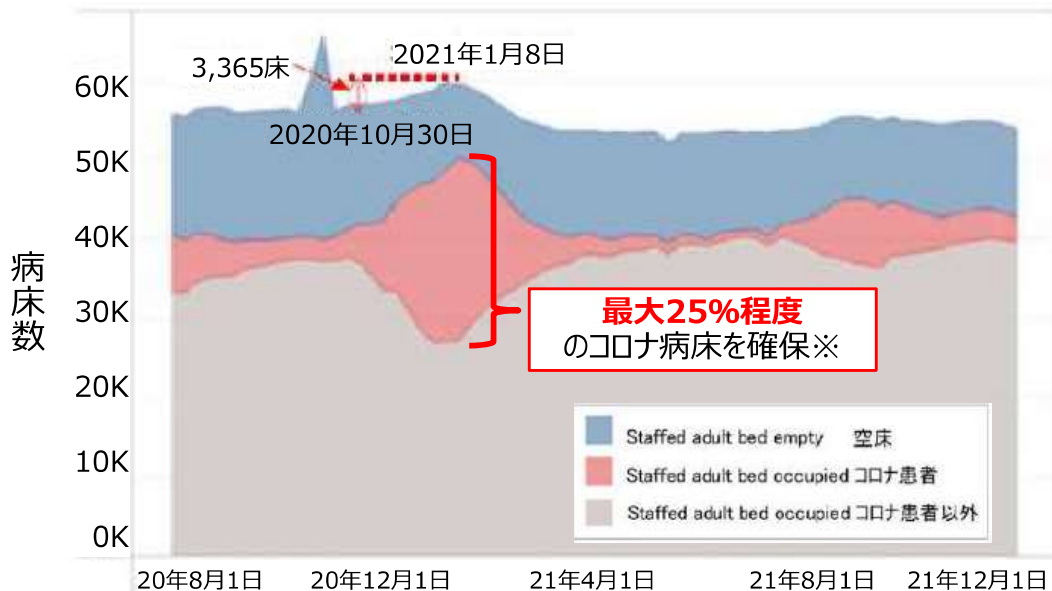
⇒平時から計画や協定において、各病院が確保する病床数を具体的に定め、実効性を持った仕組みとすべき

新型コロナ患者数及び確保病床数は毎週の厚生労働省の報告のうち、月末に近い時点のデータを使用。コロナ以外の患者及び空床は、病院報告における各月末時点の病床数、患者数からコロナ患者、確保病床を差し引いて算出。

(出所)「病院報告」、「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」

- 米国カリフォルニア州では、行政命令に基づき、一時的に相当規模（最大で全体の25%程度）の一般病床をコロナ患者向けに振り向けることができた。
- フランスでは、予め法律により策定が義務づけられている緊急時の医療提供体制（ホワイトプラン）に基づき、病床を増強。

◆米国（カリフォルニア州）の事例



※図表は、カリフォルニア州内のコロナ受入れ病院の病床数。それ以外も含めた医療機関の急性期病床（Community hospitals の病床数）は約7万床。7万床を分母として、25%程度のコロナ病床を確保している。

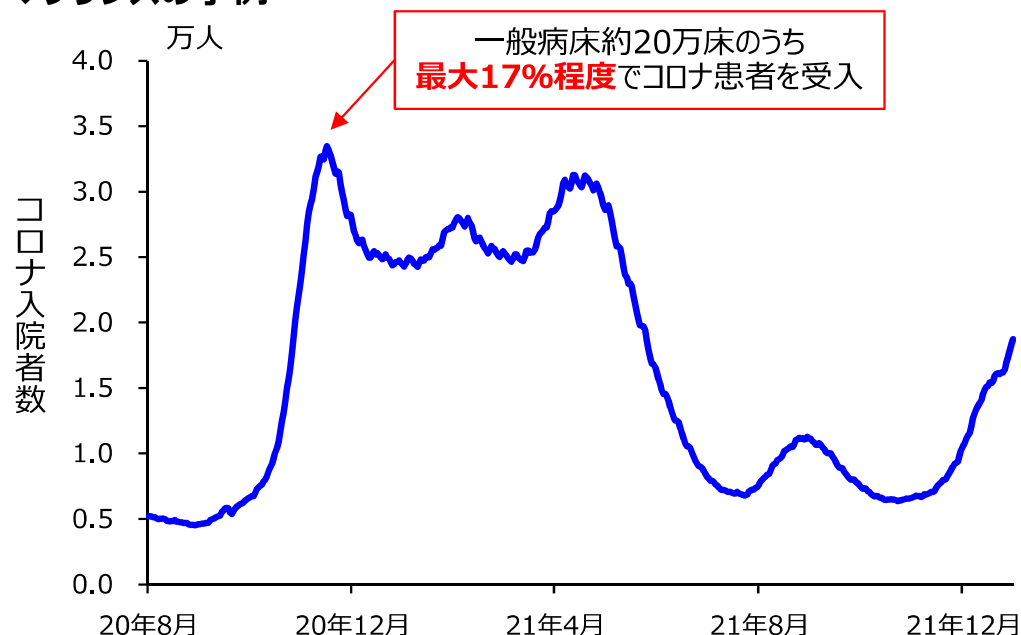
- ✓ 米国では、地域ごとに病院のネットワーク化と連携が確立。その過程で機能分化が進み、中核となる病院は大規模ICUを備えた超急性期化が進展。医師・看護師などのマンパワーを集中。

(出所) Global Health Consulting Japan アキ吉川 分析及び「新型コロナウイルス感染症に対応する各国の医療提供体制の国際比較研究」(令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)研究代表者 松田晋哉)などより作成

カリフォルニア州当局による行政命令の例(2021年1月 State Public Health Officer Order)

- ✓ (対象地域のICUの受入可能数が10%以下のとき) 全ての病院と外来手術センターは、待機手術を緊急性に応じて分類し、優先度が低い手術は遅延させなければならない。
- ✓ 州内の全ての病院は、受け入れ余地があり、かつ、医学的に適切な範囲において、当局の指示に従って移送患者を受け入れなければならない。

◆フランスの事例



(出所) Our World in Data、OECD Health Statistics 2022 (2023年4月18日時点)
(注) 図表中の比率の分母には、フランスの2020年時点のCurative somatic care bedsを使用。

- ✓ フランスでは、各医療機関はホワイトプランという緊急時の医療提供体制を定めておくことが、法律によって義務づけられている。
- ✓ ホワイトプランでは、スタッフの再配置、将来の患者に対応するための追加のベッドの増設、緊急でない手術の延期などが可能。
- ※ フランスでは、地方医療計画において、ホワイトプランを含め、各地方における機能分化と連携に関する計画が定められており、地方の医療政策を担当する地方医療庁と各医療施設は、計画の内容に基づく複数年契約を締結。

(出所) 「新型コロナウイルス感染症に対応する各国の医療提供体制の国際比較研究」(2021(令和3年)年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)研究代表者 松田晋哉)より作成

- 我が国ではコロナ発生以来3年間にわたり、コロナ病床確保のインセンティブとして、総額約5兆円の病床確保料が各病院に交付されている。
- 本年5月から新型コロナが感染症法上、季節性インフルエンザと同じ5類に分類変更となったことを受けて、病床確保料の単価を半額に見直している。本年9月末までに行政による入院調整と病床確保の枠組みからの移行を行うこととなっており、早急な取り組みが求められる。

◆病床確保料の概要

<重点医療機関（特定機能病院等）>

病床の種別	病床確保料
I C U病床	436,000円/日
H C U病床	211,000円/日
その他病床	74,000円/日

<平時の入院診療収益（病床1床当たり）>

	令和元年度
年間入院診療収益（売上）	1,313万円
1日当たり入院診療収益（売上）	35,974円/日

（出所）厚生労働省「第23回 医療経済実態調査」
（注）一般病院の全体の計数。

<5月8日以降>

※診療報酬の見直しに連動して単価を半額に見直し
※9月末までを目途とした措置

病床の種別	病床確保料
I C U病床	218,000円/日
H C U病床	106,000円/日
その他病床	37,000円/日

12倍
6倍
2倍

<都道府県から医療機関への病床確保料の交付実績>

2020年度	2021年度	2022年度（見込額）	合計
1.1兆円	1.9兆円	1.9兆円	5兆円

（注）病床確保料の交付実績について、2021年度までは都道府県の執行実績。2022年度は決算確定前のため2021年度と同額を見込んでいる。

◆事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」抄 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部（2023年3月17日）

（2）移行計画の記載内容について

…冬の感染拡大に先立ち重点的に取組を進めるという「移行計画」の狙いから、**10月以降は、病床確保の要請をせず、入院調整を医療機関間で行う体制に移行することを想定し、そうした体制に移行するための計画としていただきたい。**9月末までの間は、病床確保の仕組みは残るものの、…これまで、確保病床外であっても対応できる能力を有する医療機関の増加を図る取組を進めていただいていた結果、…直近では、コロナ確保病床外での入院受入れは全体の約3分の1を占めるに至っている実態を踏まえ、今後は、より一層、病床確保によらずにコロナの入院患者の受入れが行われるように取組を進めていただくことが必要になる。

病床確保料の見直し（２）

- 病床確保料については、特に新型コロナ発生当初、一定の病床確保のため必要な対策だったと考えられる。一方で、金額の水準や一般医療へのしわ寄せをはじめ問題を指摘され続けてきたが、一旦こうした特例を導入すると、見直しはなかなか進まなかった。

■ 毎日新聞 2022年5月10日

見えない予算：コロナ病床、民間鈍く 3兆円、公的病院は潤う

（中略）巨額の公費をばらまいた結果、コロナ患者を積極的に受け入れた公的病院の経営が著しく改善するという結果も招いた。特に全国853ある公立病院は2019年度決算では980億円の経常赤字だったが、20年度決算で1,251億円の経常黒字に転じた。140病院を運営する国立病院機構は23億円から576億円に、57病院を抱える地域医療機能推進機構も42億円から213億円に経常黒字を大きく伸ばす結果となった。

■ 日本経済新聞 2022年10月14日

「第7波 一般医療への影響、検証を」愛知県病院協会長

一 入院治療でも一般医療への影響はありましたか。

「コロナは医療機関の病床を占有してしまう。一般医療にしわ寄せが来てしまった。本来なら脳卒中や心筋梗塞の患者が入院治療を受けられたはずなのに、コロナ病棟を設けるとできなくなる。地域医療として大きな問題で、影響を検証しなければならない」

◆ 令和5年度予算の編成等に関する建議（2022年11月29日） 財政制度等審議会 抄

そうした中でも、1日当たり最大40万円を上回る病床確保料は、平時の診療収益に比べて2倍から12倍を支払っている計算になる。新型コロナのための空床確保が通常医療を圧迫しているとの指摘も見られ、通常診療との公平性も考えれば、制度の在り方や支援額の水準について、更なる見直しが必要と考えられる。

◆ 病床確保料の見直しの経緯

■ 2022年10月1日 病床確保料の見直し

医療機関の収入額（診療収入額と病床確保料の合計額）がコロナ流行前の診療収入額の1.1倍を超える場合、当該医療機関のコロナ病床使用率が一定水準に満たないときに限り、病床確保料を調整する措置（1.1倍を超える分を調整）を導入。
（即応病床使用率が50%以上の医療機関はこの調整措置の対象外。）

■ 2022年10月25日 全国知事会資料（国との意見交換会）抄

1. 即応病床使用率については、当該地域の平均的な病床使用率と比較して相当程度低い値その他都道府県の認める値と50%を比較し、低い数値を採用するなど柔軟な対応を可能とすること。
2. 医療機関は年度計画を立てコロナ患者受入れ体制を整えている中、年度途中の大幅な制度改正により病床確保料が減額となった場合、医療従事者の解雇、処遇改善の打切り、業務に関する様々な契約変更などが必要になり、経営に大きな影響を与えるため、経過措置期間を設けること。

■ 2022年11月21日 10月の見直し内容の変更

以下のア～ウについては、都道府県知事の判断で病床確保料の調整対象としないことができる。

ア 周産期、小児、透析、精神の4診療科

イ 地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関、構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関、都道府県知事がそれらに類する特段の事情があると認める医療機関

ウ 令和4年10月1日（都道府県知事の判断により令和4年11月1日からの病床確保料を調整することとした場合は、令和4年11月1日とする。）から令和5年3月31日までの即応病床使用率が50%以上の医療機関

■ 2023年2月8日 全国知事会・日本医師会 共同声明 抄

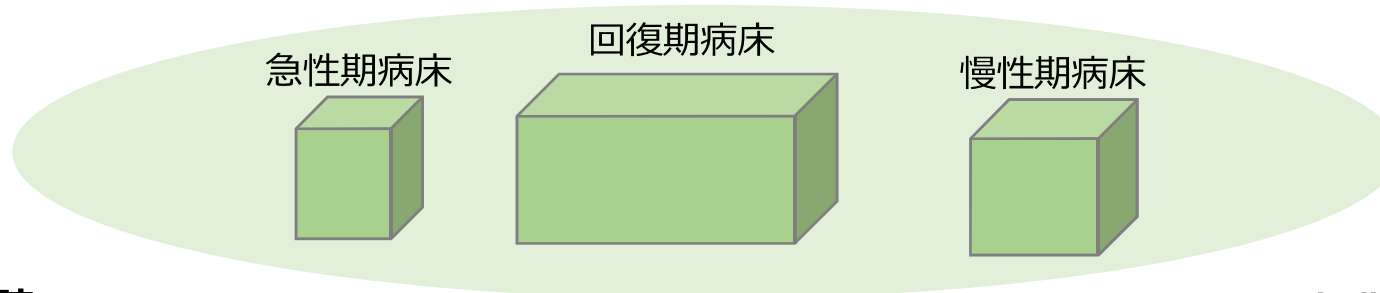
幅広い医療機関における入院患者の受け入れ体制が整備されるまでには一定の期間を要することから、当該体制が整うまではそれぞれの地域において必要な医療を提供することができるよう、急激に減らすことなく十分な数の病床を確保することとし、病床確保料等をはじめとした病床の確保のための支援を継続すること。

■ 2023年3月10日 5類移行後の病床確保料の見直しを通知

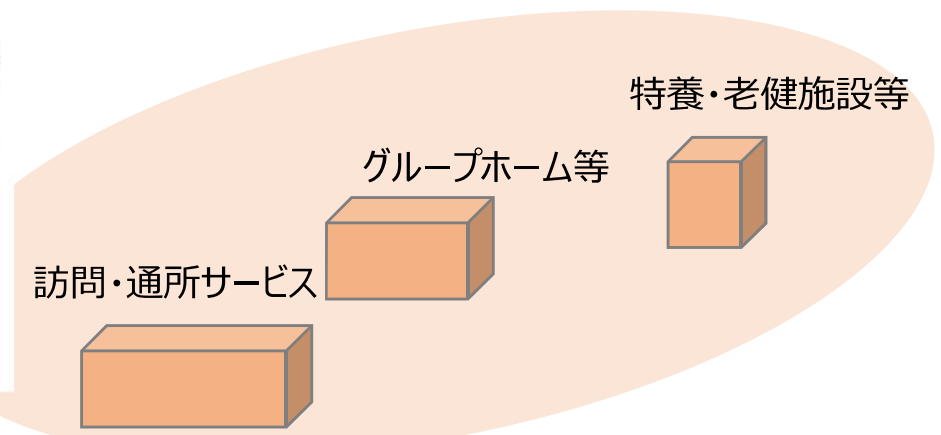
■ 2023年3月28日 新型コロナ緊急包括支援交付金7,365億円を含む 予備費使用決定

- 医療機関の役割分担は、今回の新型コロナにおいて問題が顕在化した。超高齢化が進む中で平時から益々大きな課題となっている。
- 患者の高齢者が進んで疾病を持つ者が増える一方で、人口減少により医療資源としての人材が先細る中で、医療制度を持続可能にするためには、給付と負担のバランスだけでなく、医療提供体制そのものを効果的・効率的なものにする必要がある。
- ①病院の役割分担（＝地域医療構想）、②診療所等のかかりつけ医機能の確保・強化、③地域包括ケア（地域における医療・介護の連携）をあわせて進めていく必要。

病院 役割分担＝「地域医療構想」（医療法）



介護

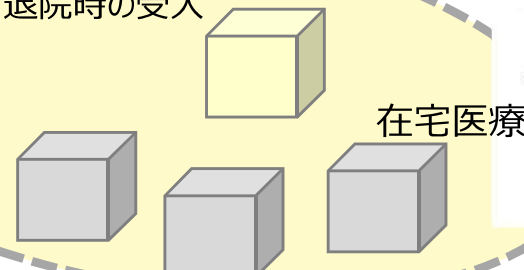


地域の診療所、中小病院

かかりつけ医機能（今回の医療法改正）

- ◆ 日常的によくある疾患への幅広い対応
- ◆ 休日・夜間の対応
- ◆ 入院先の医療機関との連携、退院時の受入
- ◆ 在宅医療
- ◆ 介護サービス等との連携

かかりつけ医機能を有する医療機関



各医療機関が報告、都道府県が確認・公表

地域における連携＝「地域包括ケア」（医療介護総合確保法）

○ 主要国と比較した日本の医療提供体制の特徴としては、

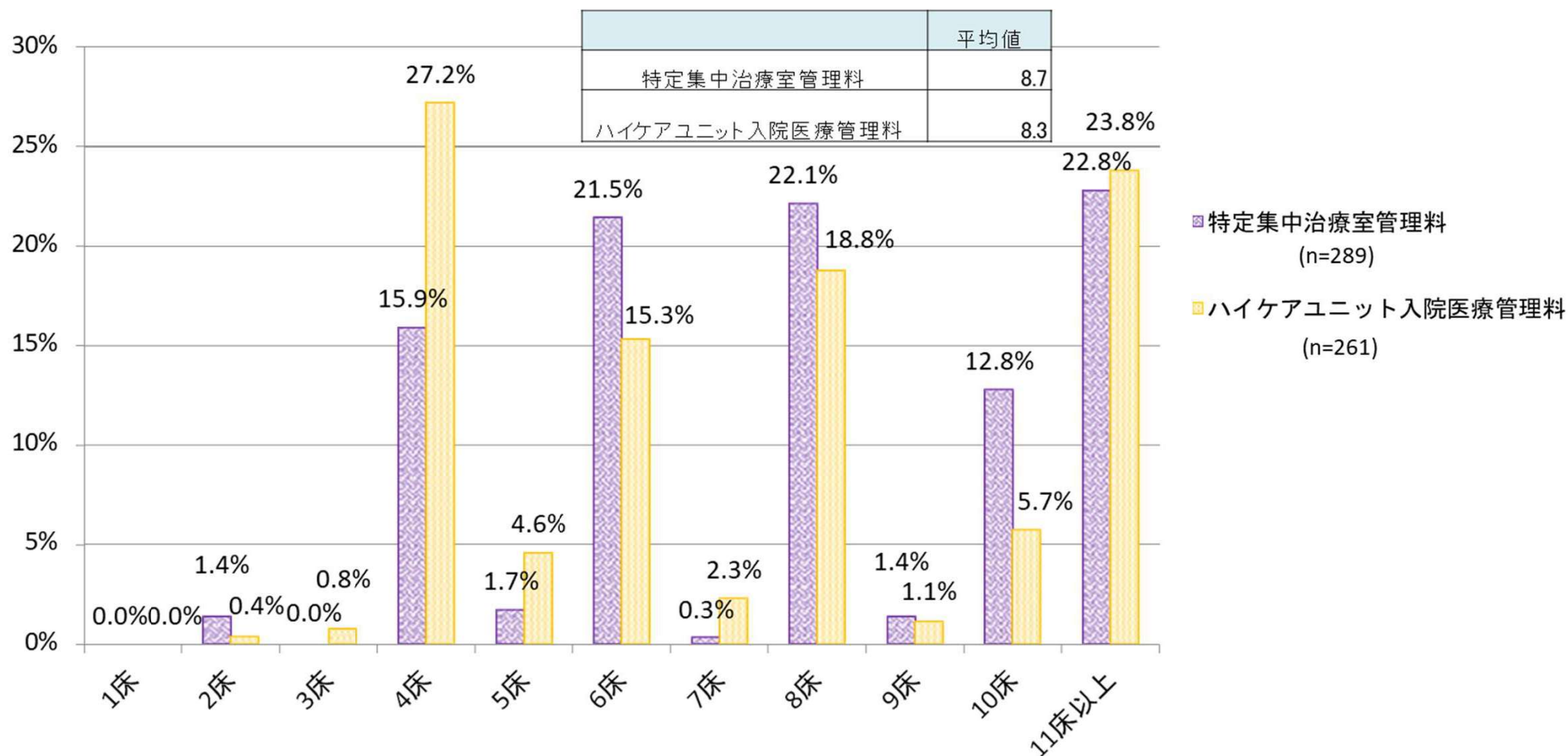
- ・ 人口当たりの病床数が多い
- ・ 病床数当たりの臨床医師数が少ない（人口当たり臨床医師数は他国並）
- ・ 個々の病院の規模が小さい

→結果として、他国に比べて、医療資源が薄く広く散在している状態にあり、医療資源としての人材確保が難しくなる中で、機能の集中・再編が不可避の課題となっている。

国名	平均 在院日数 (急性期)	人口千人 当たり 総病床数	人口千人 当たり 臨床 医師数	病床百床 当たり 臨床 医師数	1病院 当たり 臨床 医師数
日本	28.3 (16.4)	12.6	2.6	20.5	39.7
ドイツ	8.7 (7.4)	7.8	4.5	57.1	123.6
フランス	9.1 (5.5)	5.7	3.2	55.4	71.7
イギリス	6.9 ※ (6.2) ※	2.4	3.0	125.1	105.9
アメリカ	6.2 ※ (5.4) ※	2.8 ※	2.6 ※	94.2 ※	142.3 ※

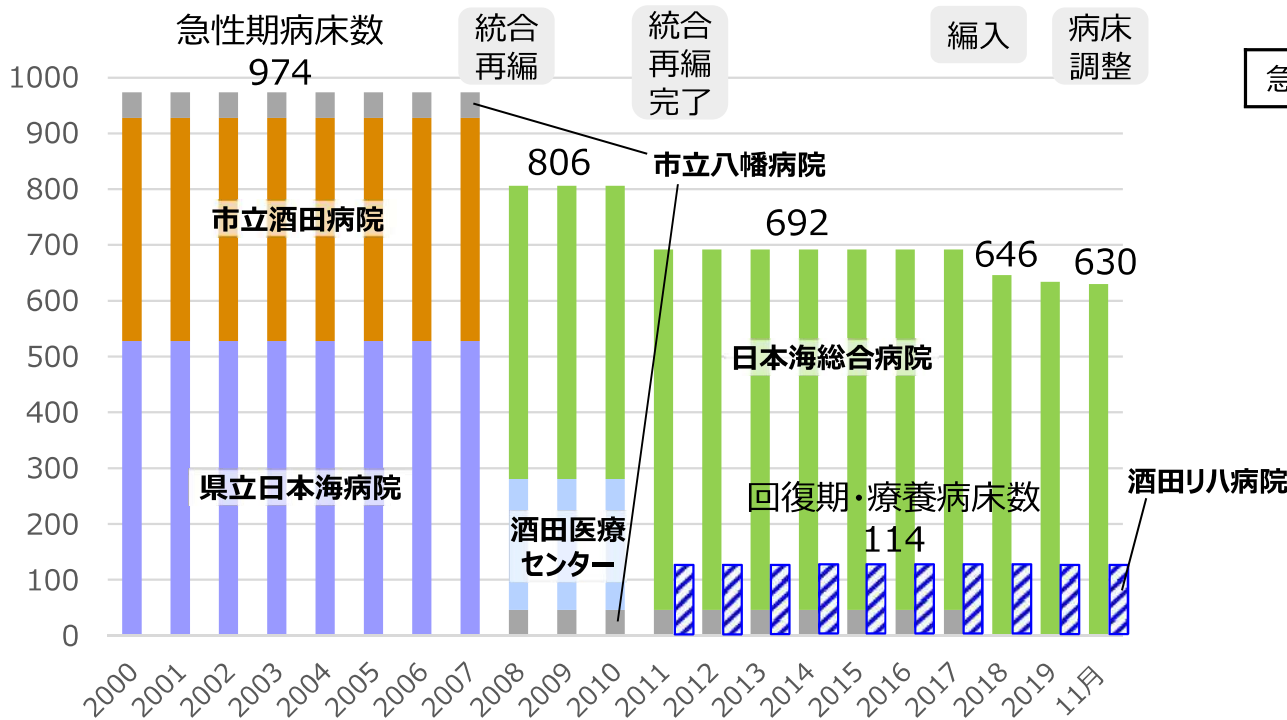
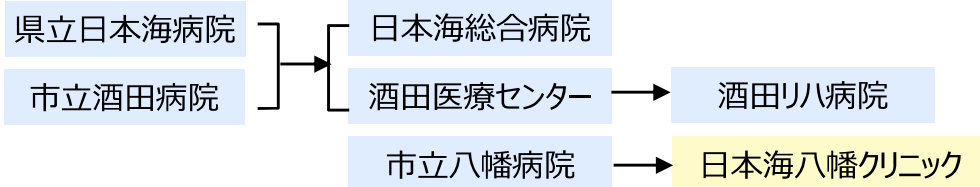
○ ICU・HCUの病床規模を見ると、病床数が少ない治療室が相当割合、存在。救命救急等を担う医療人材を集約することができれば、1人あたりの医師の負担が減る一方で、提供される医療の質も向上するのではないか。

◆ 特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料の病床規模別の分布

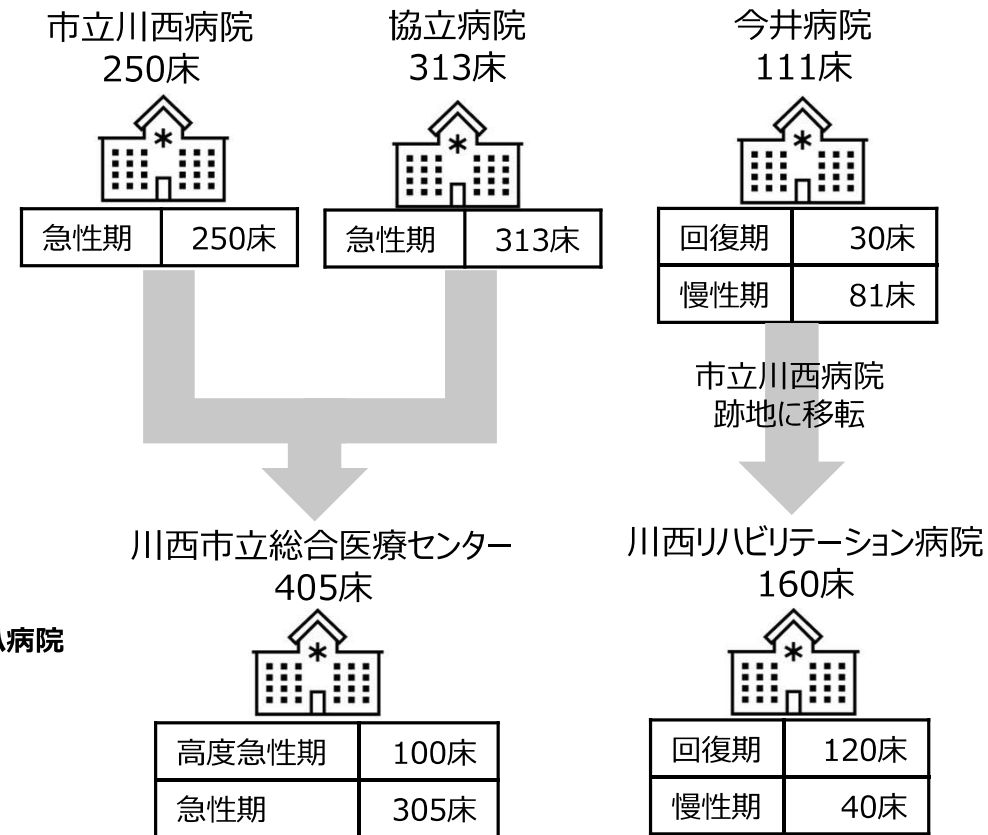


- 病院・病床の機能再編、医療資源の散在の問題を解決する方策の一つとして導入されたのが「地域医療連携推進法人」。
- 現在、全国に33あり、例えば日本海ヘルスケアネットでは、①診療機能等の集約化・機能分担、②病床規模の適正化、③医療介護従事者の人材交流、共同での人材育成、④「地域フォーミュラ」の推進などが行われている。
- 人口減少の中で地域の医療機能を維持・確保し、ひいては地域の医療機能を魅力的なものにするひとつの方向性と考えられる。

◆日本海ヘルスケアネット（2018年4月1日設立）



◆川西・猪名川地域ヘルスケアネットワーク（2021年4月1日設立）



出所：兵庫県川西市HP「今井病院移転案について」を基に作成

○ 2018年11月には「地域フォーミュラ（※）」を開始。

（※）有効性、安全性、経済性などの観点から推奨される医薬品リスト

○ 後期高齢者が急増する「2025年」を目指して、各地域において病院・病床の役割分担を進めるために「地域医療構想」がスタート（2014年医療法改正）。その後、公立・公的病院について先行して対応方針を策定するが、その内容が構想の実現に沿っていない可能性があったことから、再検証を要請。コロナの影響で対応が遅れたが、ようやく2022年に民間医療機関も含めた対応方針の策定や検証・見直しを行うことを通知。

・医療法改正（2014年6月公布、同年10月施行）

* 病床機能報告制度の導入、地域医療構想の策定、協議の場の設置
* 都道府県知事が講ずることができる措置を規定（地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、転換の中止の命令（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）ができる等）

・全ての都道府県において地域医療構想を策定（2017年3月）

・医療法改正（2018年7月公布・施行）

* 地域医療構想の実現のため知事権限の追加（既に将来の病床の必要量に達している場合、開設・増床の許可を与えないこと（民間医療機関には勧告）ができる）

・公立・公的医療機関等において、先行して具体的対応方針を策定し、地域医療構想調整会議で合意（～2019年3月）

「急性期」からの転換が進んでいない。トータルの病床数は横ばい。
→ 具体的対応方針の合意内容が地域医療構想の実現に沿っていないのではないかと懸念。

・「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定（2019年6月）

全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、（略）原則として2019年度中（※1）に対応方針の見直しを求める。

※1 医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで。

・再検証に係る424の公立・公的病院（※2）を公表（2019年9月）

※2 「診療実績が特に少ない」または「類似かつ近接（構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している）」の要件のいずれかをすべての項目で満たす

・「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（2020年1月通知）

当面、都道府県においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載（※3）を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする。

※3 医療機関の再編統合を伴う場合：遅くとも2020年秋頃、左記以外の場合：2019年度中

・「具体的対応方針の再検証等の期限について」（2020年8月通知）

再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、「経済財政と改革の基本方針2020」、社会保障審議会医療部会における議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。

・「地域医療構想の進め方について」（2022年3月通知）

2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

・「経済財政運営と改革の基本方針2022」閣議決定（2022年6月）

地域医療連携推進法人の有効活用や都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置を含め地域医療構想を推進する。

→ 法改正は行われず、厚生労働大臣告示・医政局地域医療計画課長通知を本年3月に発出。

「地域医療構想」の進捗状況（2）

○ 地域医療構想の実際の進捗ははかばかしくない。

→急性期・回復期をはじめとする病床の役割分担が進まないと、今後、各地域で治療に長い期間を要する高齢者が増える中で、質の高い急性期医療、回復期における適切なケアの提供ができなくなる。

2015年度 「病床機能報告」

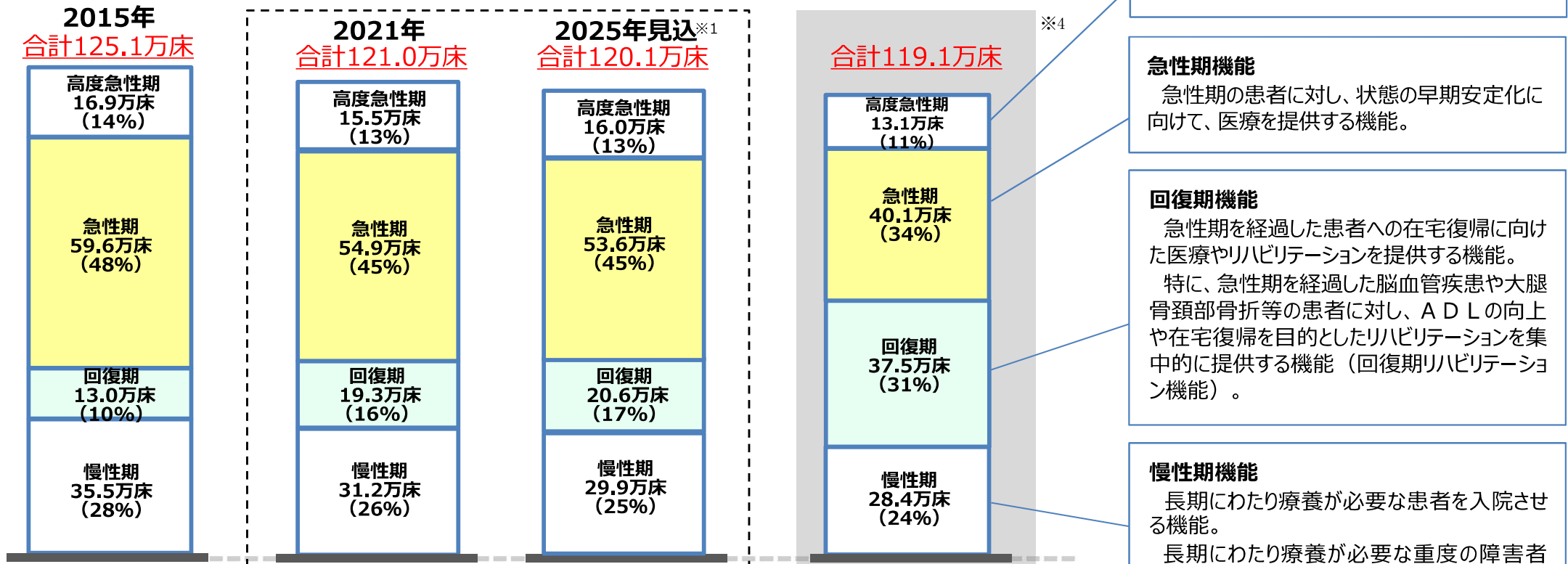
（各医療機関が病棟単位で報告）

2021年度 「病床機能報告」

（各医療機関が病棟単位で報告）

地域医療構想における 2025年の病床の必要量

（入院受療率や推計人口から算出した2025年の医療需要に基づく推計（2016年度末時点））



（出所）2021年度病床機能報告

※1：2021年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数。

※2：対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要。

※3：端数処理をしているため、病床数の合計値が合わない場合や、機能ごとの病床数の割合を合計しても100%にならない場合がある。

※4：平成25年度（2013年度）のNDBのレセプトデータ及びDPCデータ、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年（2013年）3月中位推計）』等を用いて推計。

病床機能報告（「急性期」「回復期」など）と診療報酬の関係 資料Ⅳ－２－２５

- 地域医療構想における「急性期」「回復期」という分類は、各病院が、フロアごとに定められた各病棟の主たる機能を報告するもの。
- これと診療報酬の分類を重ね合わせてみると、最も報酬が高い「急性期一般入院料 1」（看護配置 7 : 1 などが要件）に偏っており、さらに、看護配置が比較的小さい病床でも「急性期」に分類されている例が多いことがわかる。
- 病床の役割分担を適切に進めるため、7 : 1 といった看護配置に過度に依存した診療報酬体系から、患者の重症度、救急受入れ、手術といった「実績」をより反映した体系に転換していくべきではないか。そうした中で、10 : 1 といった看護配置を要件とする急性期入院料は廃止を検討すべきではないか。

◆「病床機能報告」と診療報酬の関係（2021年7月1日時点）

該当する入院基本料・特定入院料	2021年7月1日時点の機能			
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
救命救急入院料等（ICU・HCUなど）	28,322	2,530	-	24
特定機能病院 7対1 入院基本料等	45,010	16,133	-	60
急性期一般入院料 1（7対1以上）	71,589	269,227	527	87
急性期一般入院料 2～7（10対1以上）	518	144,930	7,275	466
地域一般入院料等（13対1、15対1以上）	-	31,312	16,185	6,468
地域包括ケア病棟入院料等	49	14,589	53,880	2,349
回復期リハビリテーション病棟入院料	-	-	89,468	285
療養病棟入院料等	-	142	3,496	201,706
その他（障害者施設、診療所など）	9,755	70,416	22,125	100,634
計	155,243 13%	549,279 45%	192,956 16%	312,079 26%

2025年の病床の必要量	13.1万床 11%	40.1万床 34%	37.5万床 31%	28.4万床 24%
--------------	---------------	---------------	---------------	---------------

◆「急性期一般入院料」の主な要件（2022年度）

	入院料 1	入院料 2	入院料 3	入院料 4	入院料 5	入院料 6
看護職員 （※1）	7対1 以上	10対1以上				
重症度、医療・ 看護必要度Ⅱ の患者割合 （※2）	28%	24%	21%	17%	14%	測定し ている こと
平均在院 日数	18日 以内	21日以内				
在宅復帰・ 病床機能 連携率	8割 以上	-				
点数	1,650点	1,619点	1,545点	1,440点	1,429点	1,382点

※1 看護師比率は7割以上が要件

※2 輸血などの処置の状況や、患者の状況、手術等の状況を勘案して重症度、医療・看護必要度が高い患者の割合。上記は許可病床200床以上の場合。このほか重症度、医療・看護必要度Ⅰによる患者割合の基準がある。

- 地域医療構想については、医療法において、地域の会議における協議が整わない場合には不足している病床機能を提供するよう、病院に指示・要請できるとの規定があるが、ほとんど発動実績はない。
- 地域医療構想の実現の必要性、進捗の遅さを踏まえれば、2025年以降の確実な目標実現を見据えて、例えば、各医療機関において地域医療構想と統合的な対応を行うよう求めるなど、もう一步踏み込んだ法制的対応が必要ではないか。

◆医療法で定められている知事の権限

- ① 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、転換の中止の命令（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）
⇒命令・要請・勧告：0件
- ② 協議が調わない等の場合に、地域で不足している医療機能を担うよう指示（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）
⇒指示・勧告：0件、要請：4件
- ③ 病院の開設等の許可申請があった場合に、地域で不足している医療機能を担うよう、開設等の許可に条件を付与
⇒条件付き開設許可：114件
- ④ 稼働していない病床の削減を命令（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）
⇒命令・要請・勧告：0件

※ 各件数については、2022年9月末時点（①・④は2021年度病床機能報告後から調査日までの、②・③は当該規定の施行日から調査日までの累計）。

※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。

※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院・特定機能病院の承認の取消し等を行うことができる。

- 公立病院については、新型コロナ発生以来、国からのコロナ補助金もあり、大幅に収支が改善しているが、依然として自治体からの巨額の補助（「繰出金」）も継続されている状況。
- まずは地域の先頭にたって地域医療構想と統合的な医療提供体制を実現するために、地域の他の病院との連携・再編を進めるべき。
- 「公立病院経営強化プラン」を令和5年度中に策定することとされているが、策定予定年度を「検討中」としている公立病院が1割存在。また、特に重要である病院の機能分化・連携強化について「検討予定なし」等や「今後検討」が7割に上る状況であり、検討を加速化すべき。
- なお、公立病院の経営改善に当たり、収入増がメインとなるケースが多いが、それは地域の医療費の増加につながり、地域の医療費適正化の取組と齟齬を来しかねない。例えば、薬剤・医療材料等の共同購入、委託業務の効率化、人件費の抑制など費用面からの具体的取組を進めるべき。

◆自治体から公立病院への補助（「繰出金」）と各公立病院の収支状況 (億円)

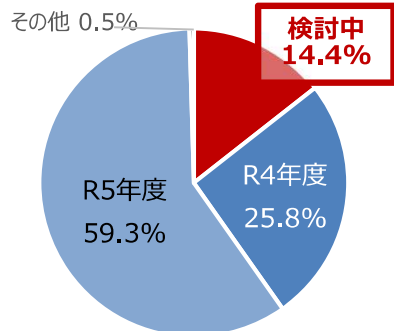
項目	年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
繰出額 (うち基準外繰出額)		7,924 (1,013)	8,083 (945)	8,266 (892)	8,269 (920)	8,494 (1,011)	8,411 (949)
収支		▲1,020	▲985	▲860	▲984	1,366	3,296

(出所)総務省「地方公営企業決算状況調査」

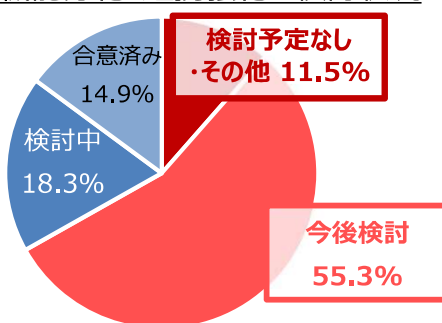
(注1)地方独立行政法人(病院事業)を含む。(注2)収支は、総収益から総費用を差し引いた額。

◆各公立病院の「改革プラン」策定状況

①改革プラン策定予定年度

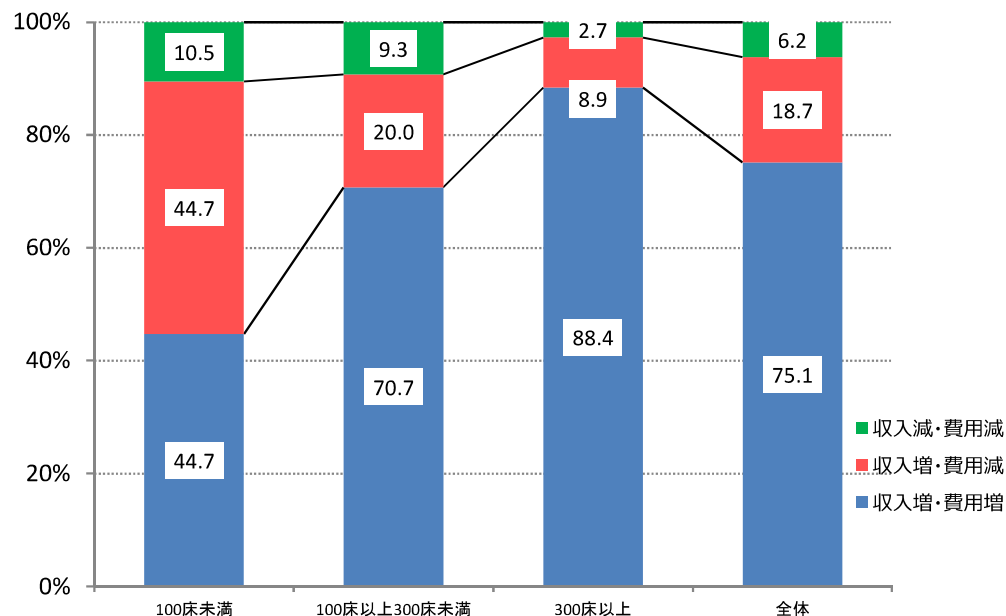


②機能分化・連携強化の検討状況



n = 853 (公立病院)

◆前「改革プラン」(2007年策定) 前後における収支改善要因



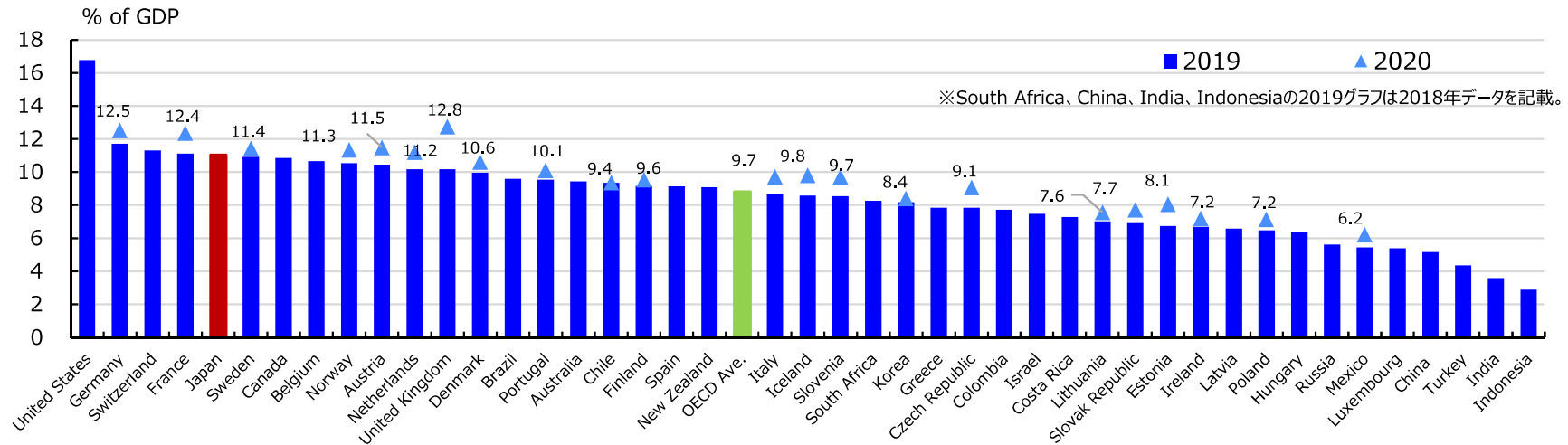
2008年度決算から2013年度において医業収支比率が5%以上改善した病院 (地方独立行政法人及び指定管理者制度導入病院を除く)

(出所)総務省「公立病院経営改革事例集」(2016年3月)

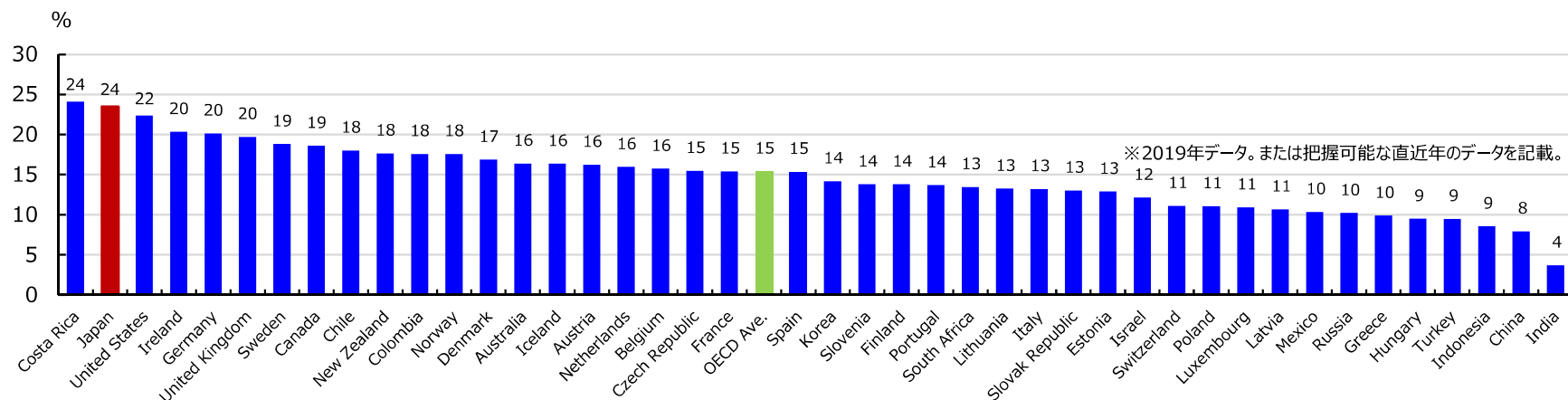
(出所)総務省「公立病院経営強化プラン策定状況等について」をもとに作成。(注)2022年7月末時点。

- 我が国の医療保険制度は、患者側が受診コストを意識しづらく、医療機関側は患者数・診療行為数が増えるほど収入が増えるという構造。こうした中で、我が国の保健医療支出GDP比はOECDで５番目に高く、政府支出に占める公的保健医療支出の割合はOECDで２番目に高い状況にある。

◆ GDPに占める保健医療支出



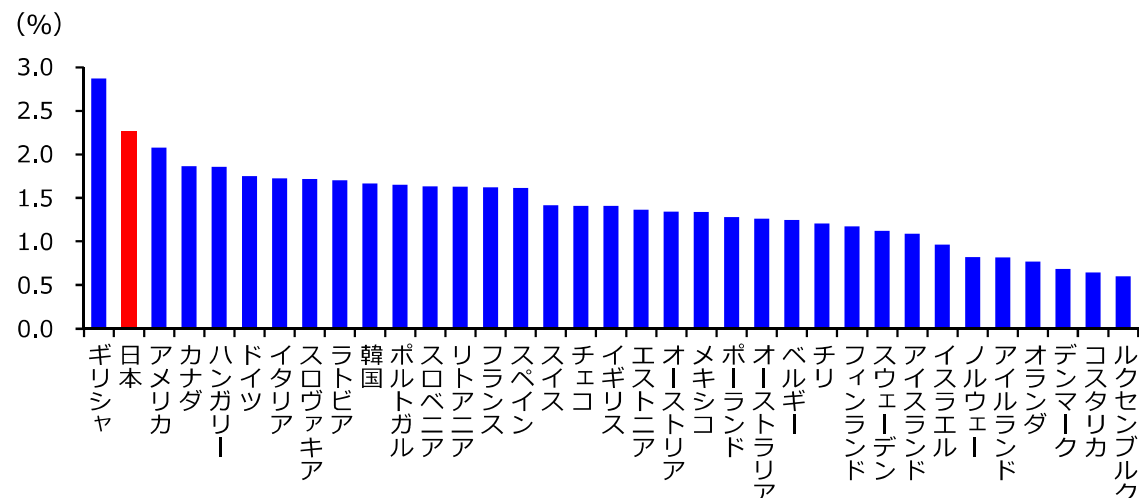
◆ 政府支出に占める公的保健医療支出の割合



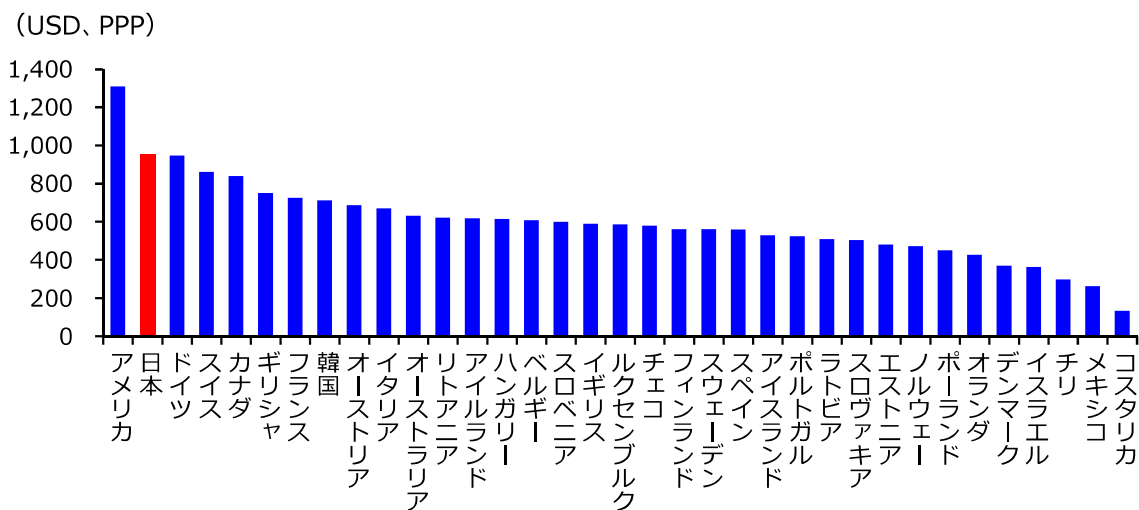
※保健医療支出(Health Expenditure)は入院、外来、介護(Long-term Care)、医薬品、予防、制度の事務費用を含む
(出所) OECD Health at a Glance 2021

○ 我が国の医薬品費等GDP比や1人当たり医薬品費等は先進国の中で極めて高い。

◆ 医薬品費等（対GDP比）の国際比較（2020年）



◆ 1人当たり医薬品費等の国際比較（2020年）

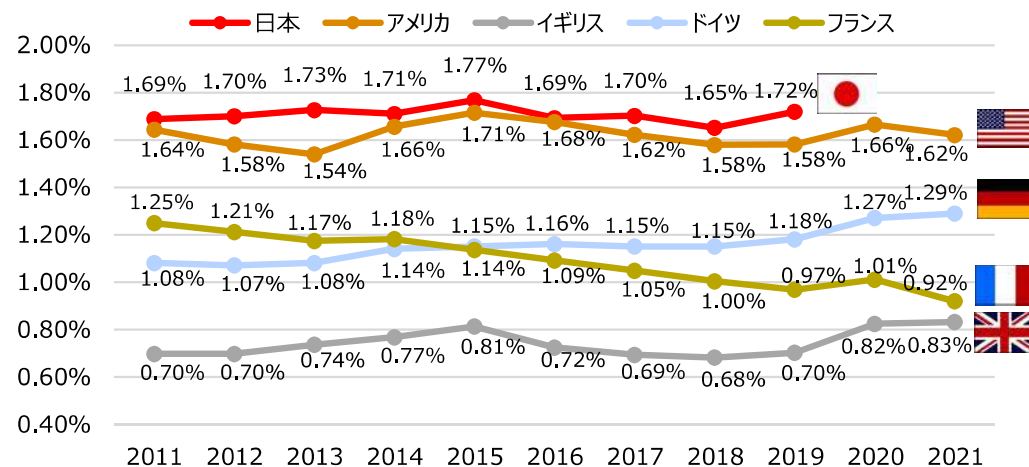


(出所) “OECD Health Statistics 2022” (2023年4月11日時点)

(注1) 日本・オーストラリアは2019年、イスラエルは2018年。医薬品費等は、医薬品およびその他非耐久性医療剤支出。政府支出・私的支出の合計。

(注2) 日本の医薬品費等の内訳は処方薬86%、OTC薬13%、その他非耐久性医療剤1%。

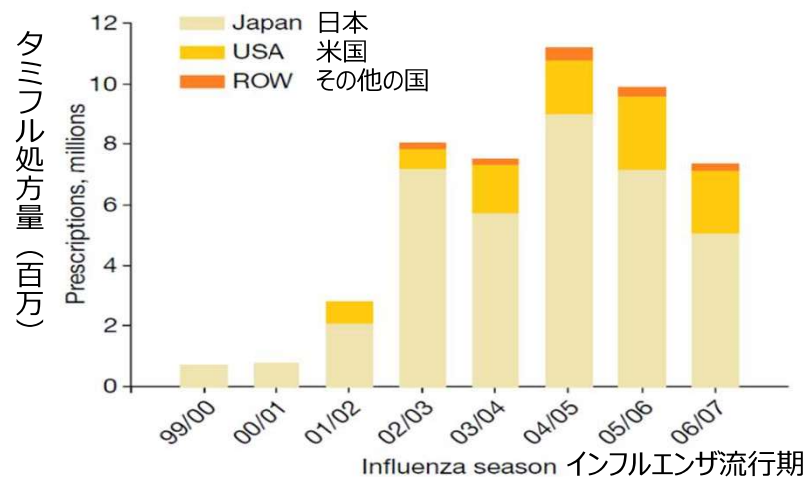
◆ 薬剤費（対GDP比）の国際比較



(注) 上記薬剤費は、各国における公的医療保険制度の対象となる薬剤費として、厚生労働省において整理したもの。

(出所) 第11回「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」厚生労働省提出資料を基に作成。

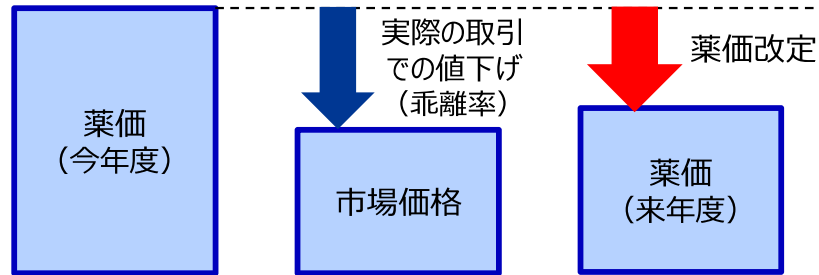
◆ タミフルの使用量



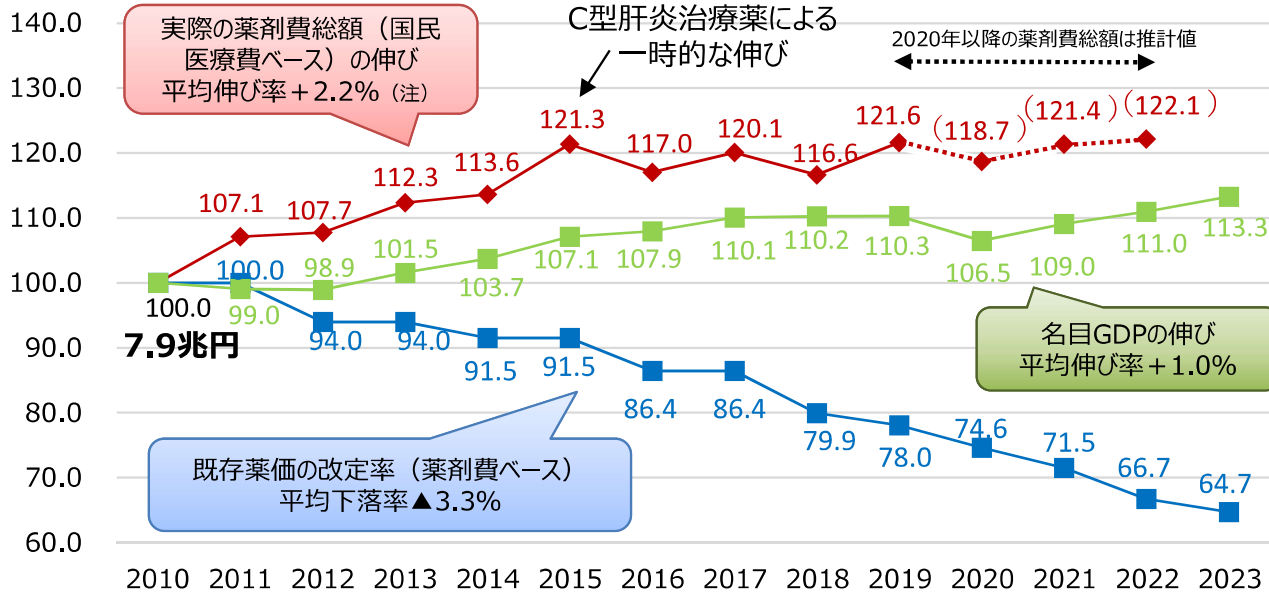
(出所) Masato Tashiro, Jennifer L McKimm-Breschkin, Takehiko Saito, Alexander Klimov, Catherine Macken, Maria Zambon and Frederick G Hayden for the Neuraminidase Inhibitor Susceptibility Network. 2009. “Surveillance for neuraminidase-inhibitor-resistant influenza viruses in Japan, 1996-2007.” Antiviral Therapyより作成。

○ 既存薬価の改定率は例年マイナスとなっているが、薬剤使用量の増加や新規医薬品の保険収載により、薬剤費総額は拡大傾向にある。さらに、今後の高齢化の進展に伴い、更なる薬剤費の増加も見込まれる。

◆薬価改定



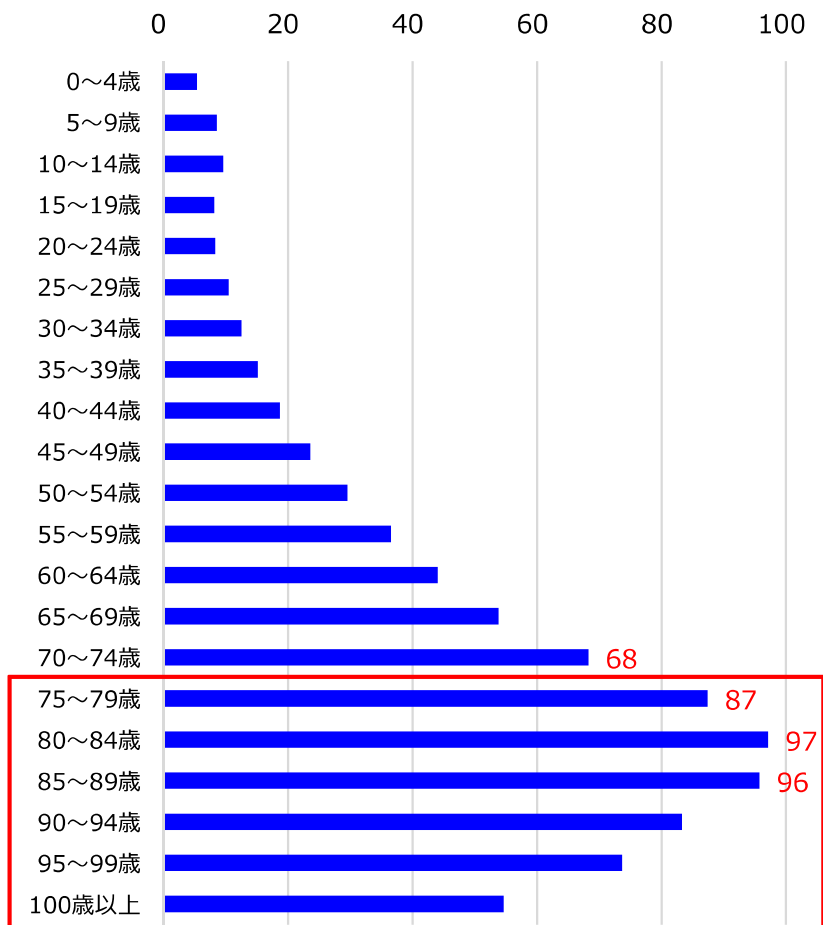
◆薬剤費の動向 (2010年比 (%))



◆年齢階級別の1人当たり薬剤料 [内服薬]

(2021年度)

(千円)



2023年度
薬価改定
↓
国民負担
▲3,100億円

※「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記載された用量、「調剤数量」欄に記載された調剤数量及び薬価から、個別の薬剤ごとに算出した金額をいう。

(出所)厚生労働省「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」「人口推計」を基に作成

(注) 2010~2019年度の平均伸び率。

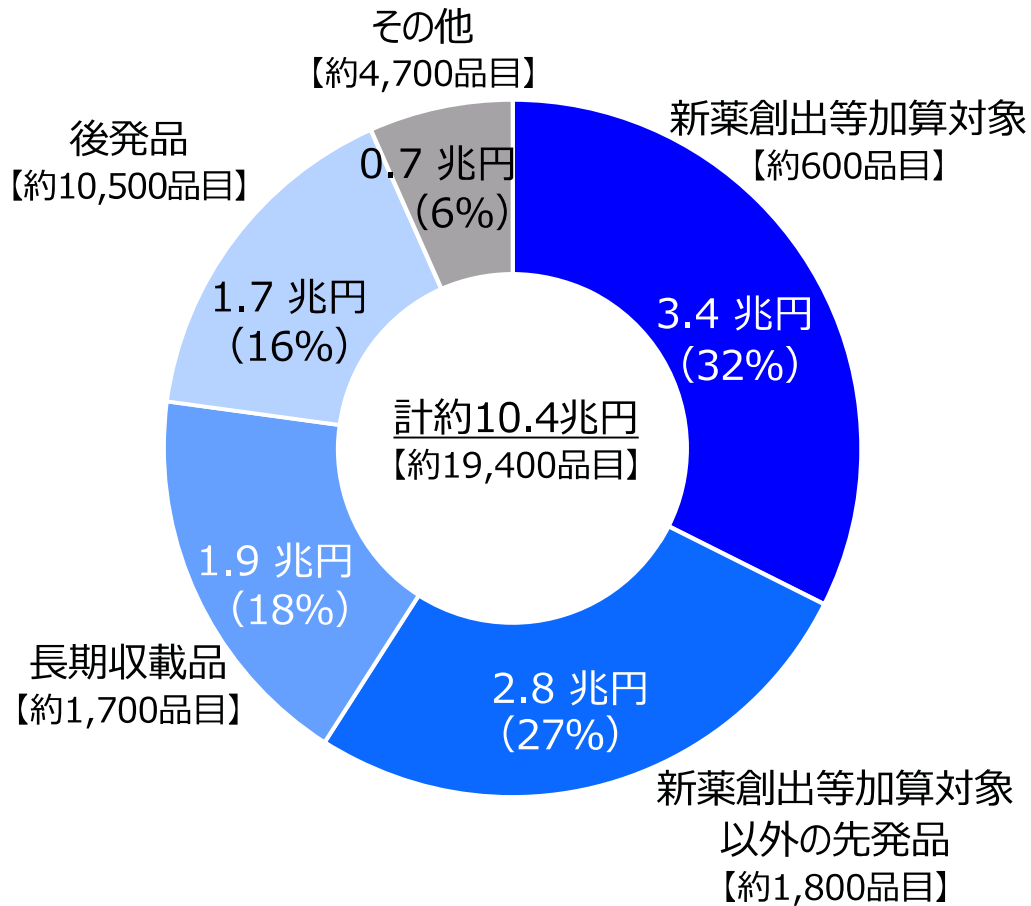
※1 厚生労働省「中央社会保険医療協議会薬価専門部会」(2021年8月4日)資料、内閣府「国民経済計算年次推計」を基に作成。

※2 2010年を100とした指数で、当該年度の変動率及び改定率を前年度の指数に乗じたもの。

※3 2020年度以降の薬剤費総額については、2019年度の国民医療費及び薬剤費をベースに、「最近の医科医療費(電算処理分)の動向」及び「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」の薬剤料に係る2020年4月~2022年12月の伸び率を用いて機械的に推計。

※4 名目GDPは2022年度は実績見込み、2023年度は見通し。

◆ 薬剤費の構成（医薬品の市場規模・品目数）



※「新薬創出等加算対象」及び「新薬創出等加算対象以外の先発品」は後発品のない先発品であり、長期間収載されている先発品を含む。「その他」は昭和42年以前に収載された医薬品。

※医薬品の市場規模について、記載している額は、2021年9月の薬価調査で得られた取引数量（調査月の1か月分）に薬価を乗じた上で12倍した数字（年間の数字に単純換算）。

※品目数は2022年9月薬価調査時点のもの。

（出所）厚生労働省「中央社会保険医療協議会 薬価専門部会」（2022年10月5日、12月16日）資料を基に作成

◆ 厚生労働省「医薬品の迅速・安定供給に向けた総合対策に関する有識者検討会」抄（2022年10月21日）

（論点案）

○ 今後の薬価制度の在り方に関する全体的課題

- ・良質な医療や医療技術の成果を国民に確実に提供するため、医療保険制度の持続可能性を確保した上で、革新的な医薬品の創薬力の強化や迅速導入、医薬品の安定的な供給を図る観点から、今後の薬価制度の在り方についてどう考えるか。加えて、マクロ的な視点から総薬剤費の在り方についてどう考えるか。

（1）革新的な医薬品の迅速な導入について

① 産業構造を起因とする課題

- ・長期収載品のカテゴリや製造方法等の実態を踏まえつつ、先発企業が長期収載品から収益を得る構造から脱却し、新薬の研究開発への再投資を促進するための方策について、どのような取組が必要か。
- ・今後の成長が期待されているアカデミア・バイオベンチャー企業等におけるシーズの開発・導出を促進するためには、どのような取組が必要か。

② 薬価制度を起因とする課題

- ・革新的医薬品の国内への迅速な導入を促進するため、企業における予見性の向上を図る観点から、現在の新薬創出等加算や市場拡大再算定の運用や制度の在り方、経営や投資計画に影響を与える薬価改定ルール改定頻度についてどう考えるべきか。
- ・医薬品の開発コストに加え、再生医療等製品を含め、新規モダリティ（治療手段）等のイノベーションや医薬品としての価値を踏まえた適切な薬価の算定を行うためには、どのような考え方・方法により評価を行うことが望ましいか。

◆新薬収載時（補正加算による薬価引上げ）

画期性加算（70～120%）

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ 臨床上有用な新規の作用機序を有すること。
- ロ 類似薬又は既存治療に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。
- ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。

有用性加算（Ⅰ）（35～60%）

画期性加算の3要件のうち2つの要件を満たす新規収載品

有用性加算（Ⅱ）（5～30%）

+

市場性加算（Ⅰ）（10～20%）

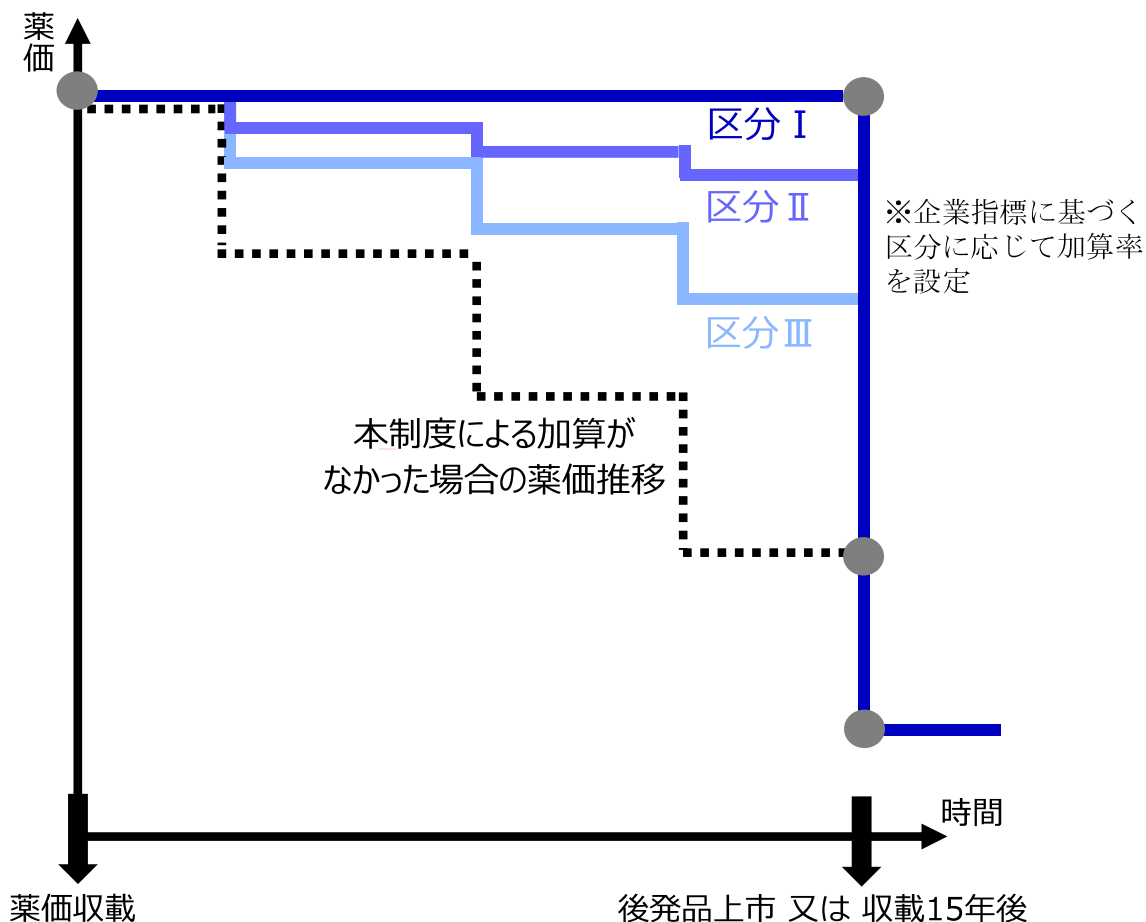
市場性加算（Ⅱ）（5%）

小児加算（5～20%）

先駆け審査指定制度加算（10～20%）

※複数の補正加算に該当する場合
 加算額＝算定値×（α₁＋α₂＋…）

◆既収載品の薬価改定時の「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」



※ なお、加算額について、乖離率に応じた上限を設定

品目要件：

医薬品そのものの革新性・有用性に着目して判断
 （画期性加算、有用性加算、営業利益率補正がなされた医薬品など）

企業指標：

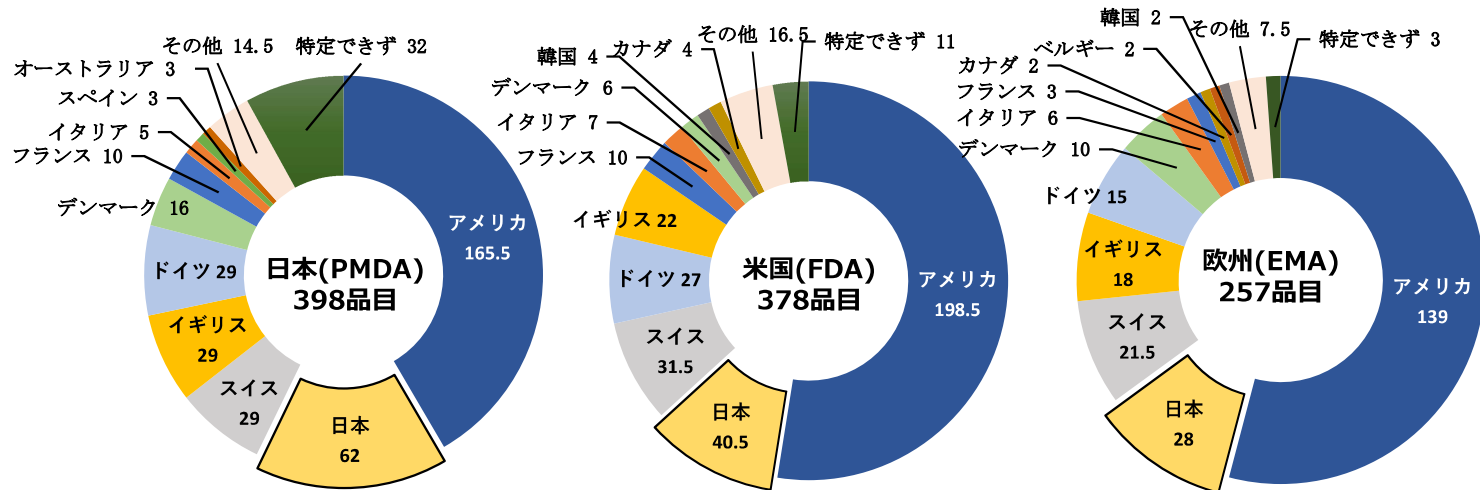
次に掲げる指標の達成度・充足度に応じた加算率（区分Ⅰ～Ⅲ）とする。
 (A) 革新的新薬創出 (B) ドラッグ・ラグ対策 (C) 世界に先駆けた新薬、特定用途医薬品の開発
 ※改定の都度評価。厚生労働省の開発要請に適切に対応することが前提。

- 世界の大手製薬企業の売上高を見ると、日本企業と比較して、多くの場合1ケタ以上の差がある状況。特にワクチン開発については、多額の費用と一定の期間が必要なことから国内市場だけで採算をとることは難しい一方、グローバル市場は欧米各社の寡占状態。グローバル市場における企業規模の問題を考えていく必要。
- グローバル市場への輸出によって稼げるよう、産業競争力を獲得する必要。

◆内外の大手製薬企業の売上高

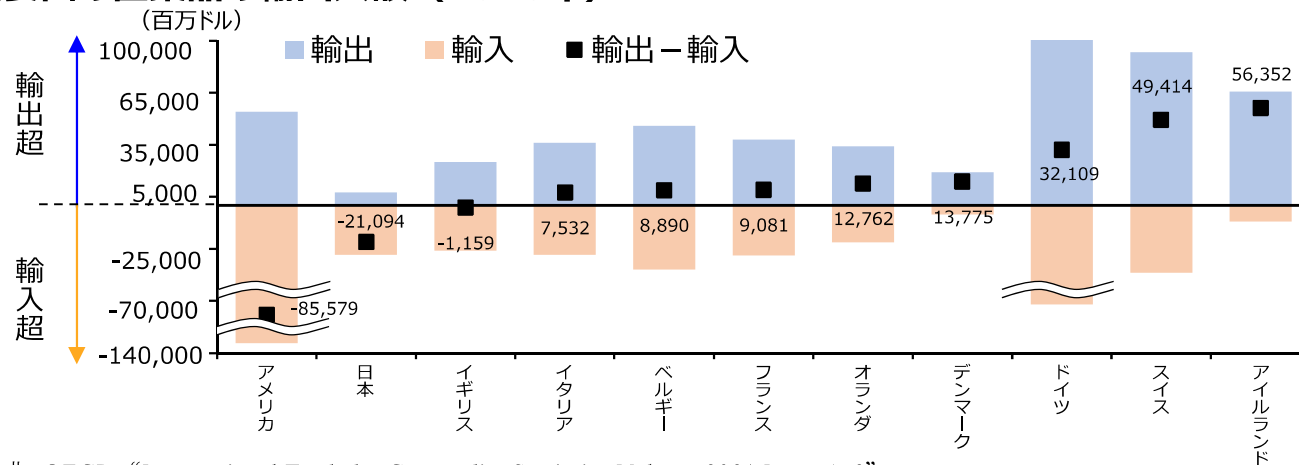
	企業名 ※赤字はワクチン開発企業	売上高 (億米ドル)
世界 上位 10 社	ファイザー (アメリカ)	796
	アッヴィ (アメリカ)	562
	ジョンソン&ジョンソン (アメリカ)	521
	ノバルティス (スイス)	516
	ロシュ (スイス)	493
	プリストル・マイヤーズ スクイブ (アメリカ)	464
	メルク (アメリカ)	428
	サノフィ (フランス)	394
	アストラゼネカ (イギリス)	374
	グラクソ・スミスクライン (イギリス)	337
日本 上位 10 社	武田薬品工業	266
	アステラス製薬	97
	第一三共	78
	中外製薬	75
	大塚ホールディングス	73
	エーザイ	47
	住友ファーマ	39
	田辺三菱製薬	29
	小野薬品工業	27
	協和キリン	26

◆日米欧における画期的新薬 (NME) の創出企業の国籍 (2010～2019年、欧州は2013～2019年)



※ 数は品目数。出願人として複数の企業・機関が記されている場合、国籍別に均等割している。
(出所) 医薬産業政策研究所「政策研ニュース(日米欧NME承認品目の創出企業の国籍)」を基に作成

◆主要国の医薬品の輸出入額 (2020年)



出典: OECD, "International Trade by Commodity Statistics Volume 2021 Issue 1-6"
(Harmonised System 2012 classification 分類 No.30) を基に作成

※2021会計年度ベース、売上高は2021年度末時点のレート(121円)でドル換算。
(出所) SPEEDA(株式会社ユーザベース)、アニュアルレポート、有価証券報告書、決算情報
(出典) 日本製薬工業協会 DATA BOOK 2023

後発品（ジェネリック医薬品）の多品目の例

例	一般名：アムロジピンベシル酸塩錠2.5mg	成分名：アムロジピンベシル酸塩
---	-----------------------	-----------------

適応症：高血圧症、狭心症

先発医薬品：ノルバスク錠



後発医薬品



	品名	メーカー名	薬価 (円)	備考	
先発	ノルバスク錠2.5mg	ファイザー	29.90		
先発	アムロジン錠2.5mg	大日本住友製薬	29.00		
後発	アムロジピン錠2.5mg「EMEC」	エルメッド エーザイ	17.40	2.5mg錠 (普通錠) の後発品 →35品目	
後発	アムロジピン錠2.5mg「F」	富士製薬工業	17.40		
後発	アムロジピン錠2.5mg「JG」	日本ジェネリック	17.40		
後発	アムロジピン錠2.5mg「KN」	小林化工	17.40		
後発	アムロジピン錠2.5mg「MED」	メディサ新薬	17.40		
後発	アムロジピン錠2.5mg「NS」	日新製薬	17.40		
後発	アムロジピン錠2.5mg「あすか」	あすか製薬	17.40		
後発	アムロジピン錠2.5mg「アメル」	共和薬品工業	17.40		
：	：	：	17.40		
後発	アムロジピン錠2.5mg「CH」	長生堂製薬	13.00		【参考】 2.5mg OD錠の 後発品 →25品目
後発	アムロジピン錠2.5mg「NP」	ニプロ	13.00		
後発	アムロジピン錠2.5mg「TCK」	辰巳化学	13.00		
後発	アムロジピン錠2.5mg「TYK」	バイオテックベイ	13.00		
後発	アムロジピン錠2.5mg「YD」	陽進堂	13.00		
：	：	：	13.00		
後発	アムロジピン錠2.5mg「クニヒロ」	皇漢堂	9.60		
後発	アムロジピン錠2.5mg「ZJ」	ザイダスファーマ	9.60		

同じ成分で
計60品目
の後発品

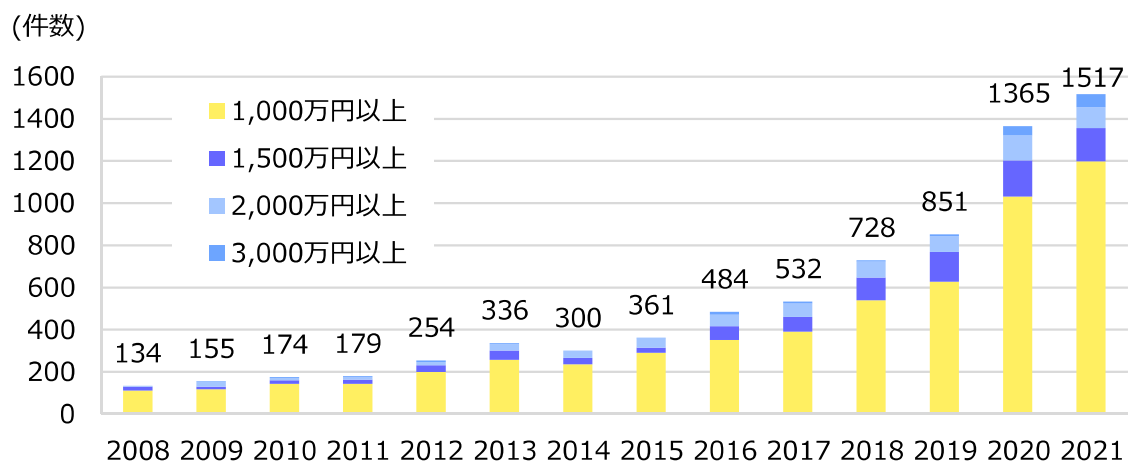
※薬価収載医薬品を取扱う企業（329社）のうち、後発品を取扱う企業は約6割（196社）（2021年9月調査時点）

- 単価が高額な医薬品の収載が増えており、今後の医療技術の進歩に伴い、さらに保険財政への影響が大きい医薬品が出てくることも想定される。
- こうした中で、保険給付がいまのままでは保険料や国庫負担の増大が避けられない。基本的には、公的医療保険の役割は大きなリスクをシェアするということであり、それを前提に考えるべき。諸外国の動向をみると、高額な医薬品について費用対効果を見て保険対象とするか判断する、医薬品の有用性が低いものは自己負担を増やす、あるいは、薬剤費の一定額までは自己負担とする方向性が考えられ、早急な対応が必要。

◆単価が高額な医薬品の例

	効能・効果	薬価 (収載時)	ピーク時市場規模 (収載時予測)
ゾルゲンスマ点滴静注	脊髄性筋萎縮症	約1億6,700万円	42億円
キムリア点滴静注	急性リンパ芽球性白血病 等	約3,300万円	72億円
イエスカクタ点滴静注	びまん性大細胞型B細胞リンパ腫 等	約3,400万円	79億円
ステミラック注	脊髄損傷に伴う機能障害等の改善	約1,500万円	37億円

◆健保組合における1,000万円以上高額レセプトの件数の推移



(出典) 健康保険組合連合会「高額レセプト上位の概要」

(年度)

① 薬剤の種類に応じた患者負担割合の設定 (フランスの例)

薬剤の種類	患者負担割合	
抗がん剤等の代替性のない高額医薬品	0%	
国民連帯の観点から負担を行うべき医療上の利益を評価して分類 (医薬品の有効性等)	重要	35%
	中程度	70%
	軽度	85%
	不十分	100%

② 薬剤費の一定額までの全額患者負担 (スウェーデンの例)

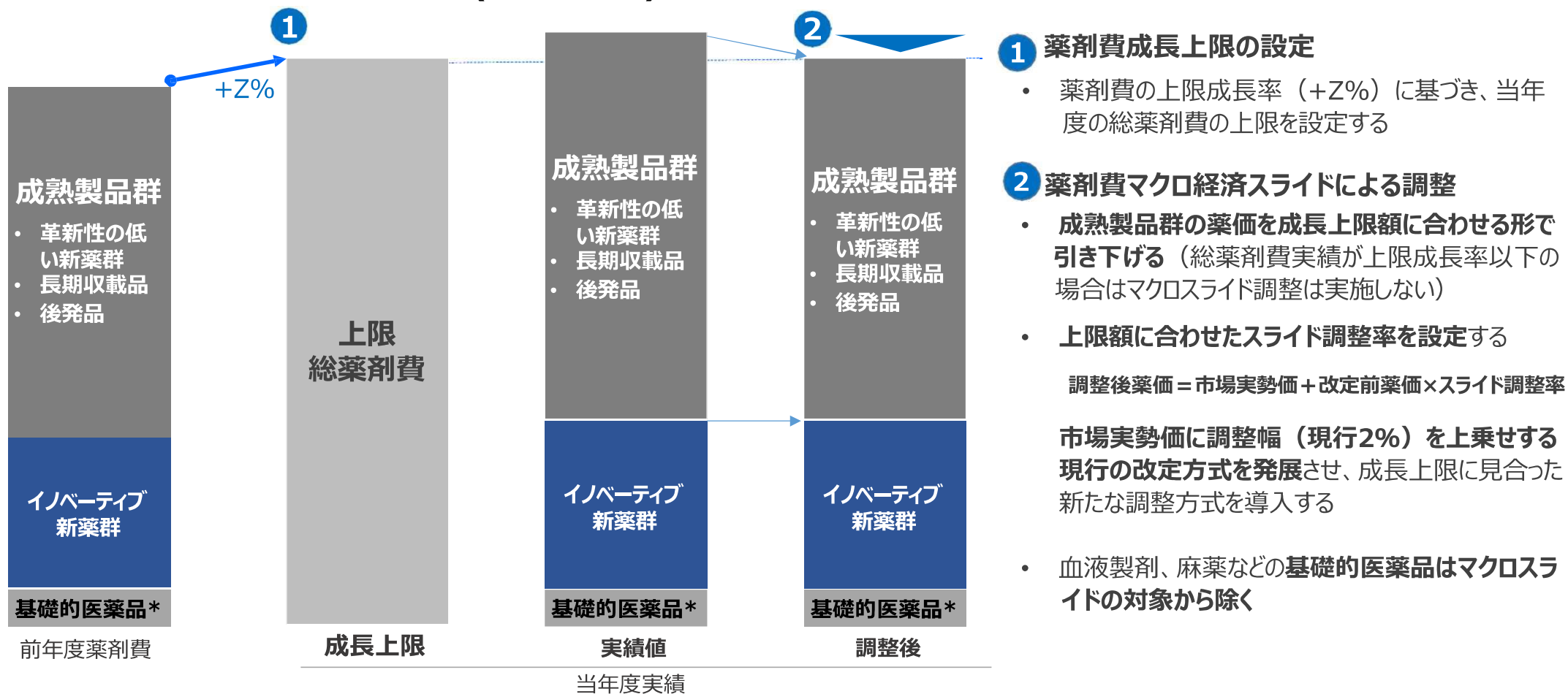
年間の薬剤費	患者負担額
1,150クローネまで	全額患者負担
1,150クローネから5,645クローネまで	1,150クローネ + 超えた額の一定割合
5,645クローネ超	2,300クローネ

(注) 1クローネ=13円 (2023年5月中において適用される裁定外国為替相場)

- 当面、コロナの影響や物価上昇率の推移を見極める必要があるが、中長期的に薬剤費を持続可能、負担可能なものにしていくには、総額自体をわが国の経済規模の推移と整合的なものにしていくことについては一定の合理性がある。
- すでに昨春、当審議会でも紹介しているが、民間団体から具体的提案もなされており、関係者において建設的な議論が進展することを期待したい。

2022年4月13日
財政制度等審議会資料

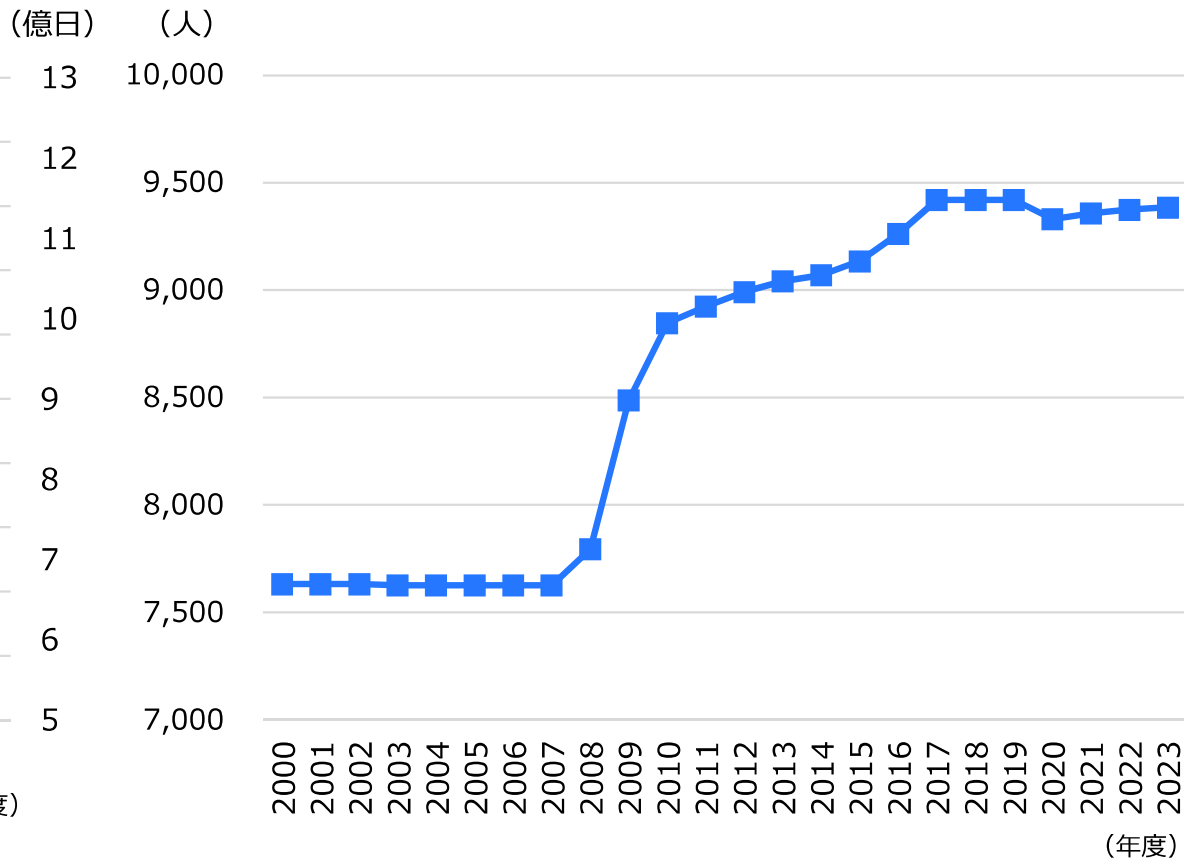
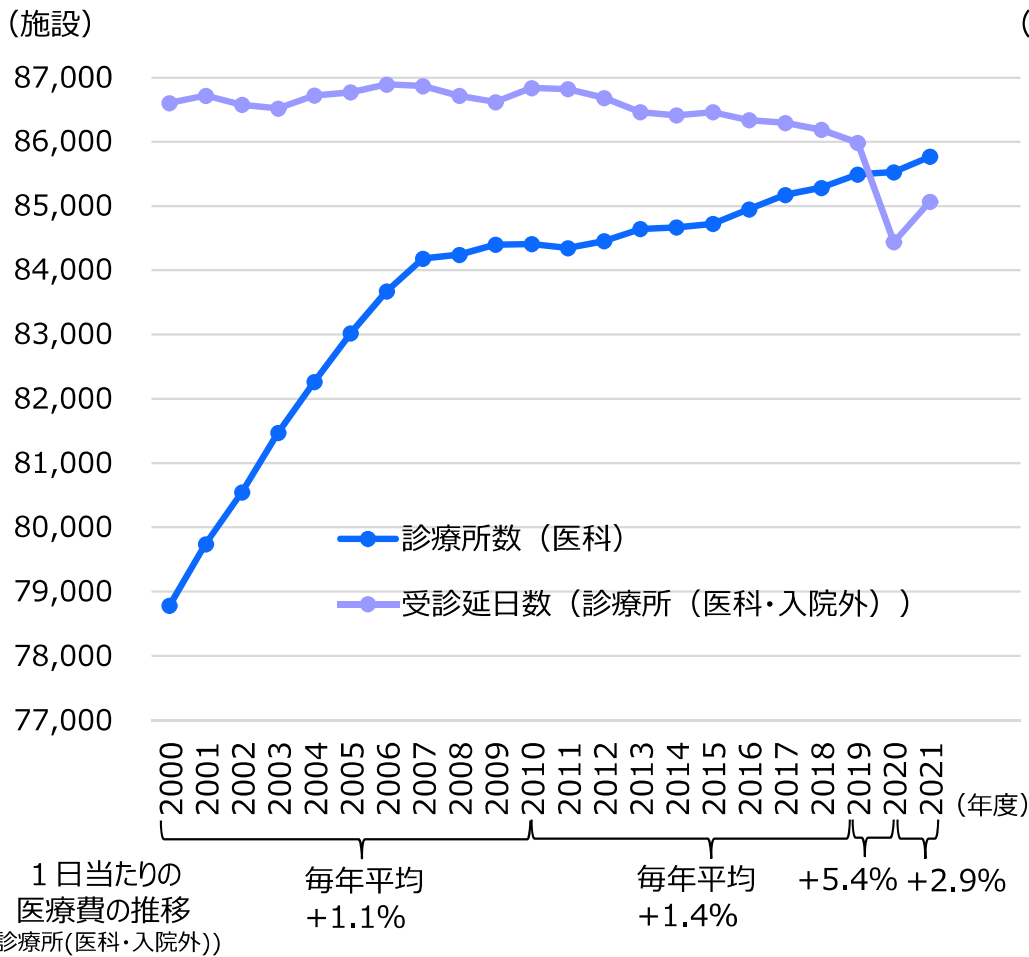
◆新時代戦略研究所（INES）「中長期的な経済成長の水準と連動した薬剤費総枠マネジメントとイノベーティブな医薬品の適正評価を両立させた薬価制度改革案」（2021年5月）



- 近年、総患者数は伸びていないが、診療所数は増加の一途をたどっている。
- 2020年度からスタートした「外来医療計画」に基づき、「外来医師多数区域」においては一定の取り組みが始まっているが、全体の診療所数の増加は止まっていない。

◆ 診療所数と受診延日数の推移

◆ 医学部入学定員の推移

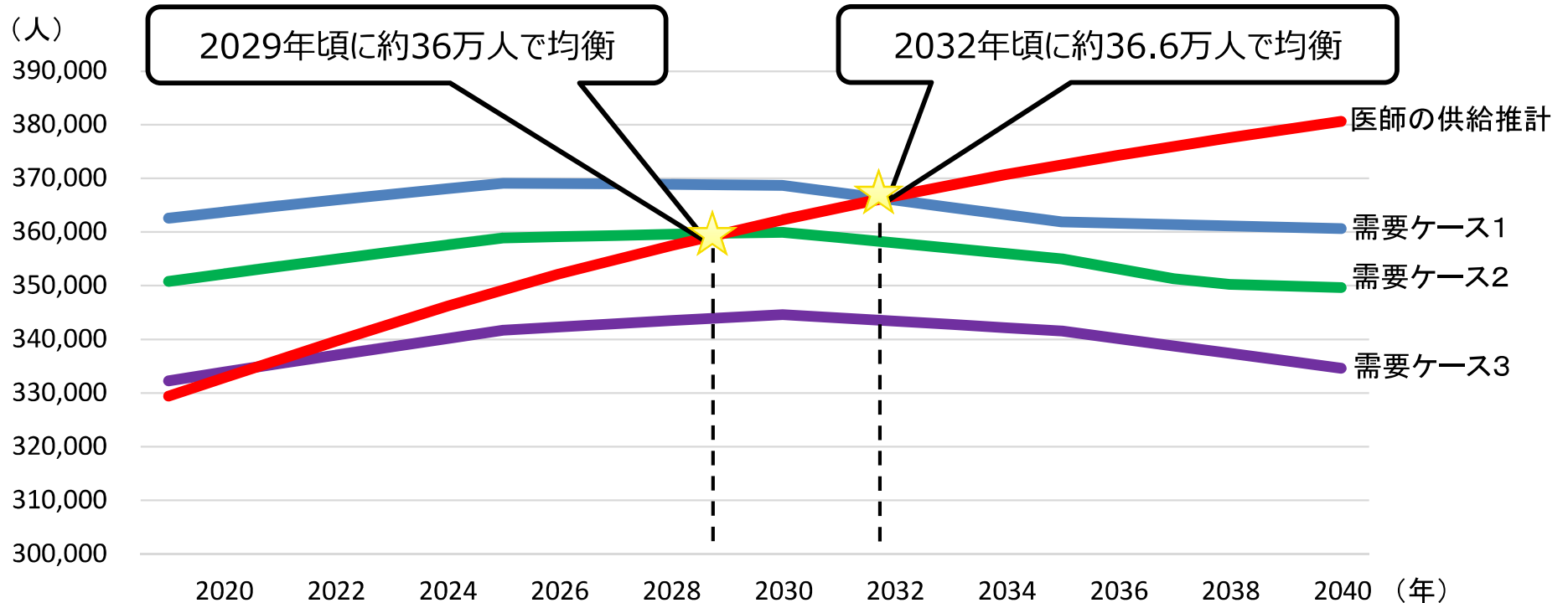


(出所) 文部科学省医学教育課調べ

○ 厚労省の将来推計によれば、2029年頃にマクロでは医師需給が均衡し、その後は医師の供給過剰となることが見込まれる。

医師需給は、労働時間を週60時間程度に制限する等の仮定をおく「需要ケース2」において、2023年（令和5年）の医学部入学者が医師となると想定される2029年（令和11年）頃に均衡すると推計される。

- ・供給推計 今後の医学部定員を令和2年度の9,330人として推計。
 ※ 性年齢階級別に異なる勤務時間を考慮するため、全体の平均勤務時間と性年齢階級別の勤務時間の比を仕事率とし、仕事量換算した。
- ・需要推計 労働時間、業務の効率化、受療率等、一定の幅を持って推計を行った。
 - ・ケース1（労働時間を週55時間に制限等） ≒年間720時間の時間外・休日労働に相当
 - ・ケース2（労働時間を週60時間に制限等） ≒年間960時間の時間外・休日労働に相当
 - ・ケース3（労働時間を週78.75時間に制限等） ≒年間1860時間の時間外・休日労働に相当



○ 現状のままでは、大都市部において医師や診療所数が過剰となり、地方はそれらが過少となる傾向が続くことになる。

◆ 1都3県の二次医療圏における医師偏在の状況

上位5	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
1	東京都	区中央部（港区等）	789.8
2	東京都	区西部（杉並区等）	569.1
3	東京都	区西南部（世田谷区等）	413.7
4	東京都	区南部（大田区等）	380.4
5	神奈川県	川崎南部（中原区等）	347.3

下位5	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
41	東京都	島しょ（大島町等）	131.6
40	東京都	西多摩（青梅市等）	138.1
39	千葉県	山武長生夷隅（茂原市等）	145.1
38	埼玉県	利根（久喜市等）	155.7
37	埼玉県	秩父（秩父市等）	157.5

（注）医師偏在指標について

$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数}}{\text{地域の人口} \div 10\text{万}} \times \text{地域の標準化受療率比}$$

※ 医師数を性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整。
 ※ 人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整。

（出所）厚生労働省HP掲載「医師偏在指標（二次医療圏）」（2023年4月28日公表）及び「医師確保計画策定ガイドライン（2023年3月）」を基に作成

◆ 人口10万人当たりの無床診療所数（2021年）

区分	無床診療所数 （人口10万人当たり）
特別区	112.5
政令市	84.8
中核市	79.9
その他	68.9
全国平均	78.2

（出所）厚生労働省「医療施設調査」

◆ 保健医療2035提言書（抄）

（2015年6月「保健医療2035」策定懇談会）

さらに、将来的に、仮に医師の偏在等が続く場合においては、保険医の配置・定数の設定や、自由開業・自由標榜の見直しを含めて検討を行い、プロフェッショナルとしての医師のキャリアプランを踏まえつつ、地域住民のニーズに応じて、地域や診療科の偏在の是正のための資源の適正配置を行うことも必要となる。

- 2020年度の「外来医療計画」に基づくガイドラインにおいては、「外来医師多数区域」において新規開業を希望する者に対しては、不足する医療機能を担うよう要請することとされているが、一部の都道府県では、そもそも要請を行っておらず、また、要請を行っている場合でも、新規開業者に担うことを求める機能が不明瞭な場合もある。厚労省の調査によれば要請に従っている新規開業希望者は7割程度。

◆外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン (2019年3月) (抄)

1－2 外来医療計画の全体像

- **都道府県は、外来医師多数区域において新規開業を希望する者に対しては、当該外来医師多数区域において不足する医療機能を担うよう求め、新規開業を希望する者が求めに応じない場合には協議の場への出席を求めるとともに、協議結果等を住民等に対して公表することとする。**外来医師偏在指標の値及び協議の場における協議プロセス、公表の方法等については、外来医療計画に盛り込み、あらかじめ公表しておくこととする。

5－2 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項

- **新規開業者の届出様式には、地域で不足する外来医療機能を担うこと（地域ごとに具体的に記載）に合意する旨の記載欄を設け、協議の場において合意の状況を確認することとする。**

- ・ 国のガイドラインでは、新規開業者に求める事項である地域で不足する外来医療機能について協議の場で検討する必要があるとし、項目としては、

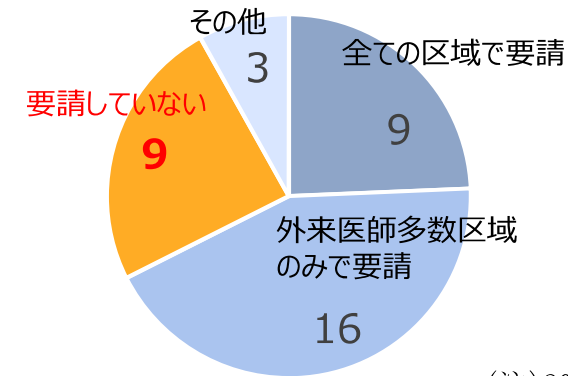
- ①夜間や休日等における地域の初期救急医療
- ②在宅医療
- ③産業医、予防接種等の公衆衛生等を挙げている。

→ 例えば東京都では、こうした不足する外来医療機能を具体的には明示しておらず、新たに開業を希望する医師に「地域の外来医療機能の状況を理解し、必要に応じて地域医療へ協力していくこと」を求めるとしている。

◆都道府県の取組状況

地域で不足する医療機能を担うよう要請している区域

(n=37; 都道府県数*) *外来医師多数区域が存在しない10県を除く



(注)2021年度末時点

地域で不足する医療機能を担うことを合意した新規開業希望者

新規開業希望者（外来医師多数区域）	1,063件
うち、合意した新規開業希望者	706件

(注) 外来医師多数区域がある37都道府県のうち有効回答があった22都道府県における2021年度中の実績。

(出所) 厚生労働省医政局地域医療計画課調査

- 例えば、ドイツやフランスは日本と同様に公的医療保険制度をとる中で、診療科別、地域別の定員を設ける仕組みをとっている。
- 今後、我が国でも、地域ごとに、病院ごと、病院・診療所間の役割分担を明確にしつつ、必要な医療人材を集中・確保していくことが求められる中で、例えば診療所の新規開設についても、各国の例を参考にもう一步踏み込んだ対応が必要ではないか。

◆ドイツの医師偏在対策

- 開業には医師免許に加え、卒後研修を修了し、保険医としての許可が必要
- 許可は、保険医の種類毎・地域毎の供給水準を定める需要計画で調整

需要計画策定指針

※連邦共同委員会（連邦保険医協会、ドイツ病院協会、疾病金庫中央連合会）が制定。

- 「一般的な需要に適合した供給水準」として、医師1人当たりの住民数（一般比率）を規定
- 一般比率は、14種類の保険医（麻酔科医、眼科医、外科医、内科医など）について、人口密度などに応じた10種類の地域タイプ（人口稠密地域の中核都市、農村地域の人口が密な郡など）毎に規定

需要計画（Bedarfsplan）

※州の保険医協会が疾病金庫州連合会等の合意を得て策定。

- 州内の市や郡に対応した計画区域を設定し、需要計画策定指針の地域タイプに分類して、各計画区域における保険医の種類毎の一般比率を設定
- 2012年以降は州レベルの裁量の余地が拡大。策定指針とは異なる計画区域の範囲（専門医はより広い範囲を計画区域とするなど）や一般比率（高齢化が進んだ地域では医師の比率を高くするなど）の設定も可能

（保険医の種類ごとに）

- ・ 供給水準が一般比率の110%超：過剰供給 → 許可制限
- ・ 供給水準が一般比率の家庭医は75%未満、専門医は50%未満：過少供給

◆フランスの専門医養成課程

- 専門医として医療行為を行うためには、専門医養成課程の修了と国による認定が必要（他の診療科の診療はできない）
- 専門医養成課程は、地域毎・診療科毎に定員が設定。全国選抜試験（ECN）の成績順に、進める専門医養成課程が選択可能

医学部（6年課程）を修了

全国選抜試験（ECN）

- 受験時に、研修を希望する大学病院、診療科等を登録
- 各学生は、インターネット上で、希望する大学病院・診療科における自分の順位を確認可能
- 研修ポスト数は各地域の医療の状況に応じて設定

成績順に専門医養成課程を選択

専門医養成課程での研修（3～5年）

論文審査

- マイナンバーカードを健康保険証として活用することにより、すでに、過去の診療・投薬の履歴を患者や担当医が参照することが可能となっている。
- このように患者のデータを集約して担当医がそれに基づいて幅広い相談・診療を行うことは、医療の質の向上にとって不可欠。



診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者等が診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧



<閲覧イメージ：薬剤情報一覧>

薬剤情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
診療日	診療時間	処方日	処方量	処方回数	処方内容	処方薬剤	処方薬剤	処方薬剤	処方薬剤	処方薬剤	処方薬剤
10月	外来	5日	-	-	内服	アスチン錠20mg	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠
10月	外来	5日	-	-	内服	プロリス錠12.12mg	プロリス錠	プロリス錠	プロリス錠	プロリス錠	プロリス錠
10月	外来	5日	-	-	内服	ソラトール-VG軟膏0.12%	ソラトール-VG軟膏	ソラトール-VG軟膏	ソラトール-VG軟膏	ソラトール-VG軟膏	ソラトール-VG軟膏
10月	外来	5日	-	-	内服	アスチン錠10mg	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠
10月	調剤	6日	6日	1日1回	内服	アスチン錠10mg	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠
10月	調剤	6日	6日	1日1回	内服	アスチン錠10mg	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠
10月	調剤	18日	18日	1日1回	内服	アスチン錠10mg	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠
10月	調剤	18日	18日	1日1回	内服	アスチン錠10mg	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠
11月	入院	5日	-	-	内服	アスチン錠10mg	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠	アスチン錠

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能
 (※資格確認等システムの環境設定で診療情報表示をしない場合には、薬剤情報のみを表示)

<閲覧イメージ：特定健診情報一覧>

特定健診情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
身体計測	身長	170.8	血中脂質検査	中性脂肪	140						
	体重	63.6		HDLコレステロール	125						
	腰囲	79.5		LDLコレステロール	154						
	BMI	21.8		空腹時血糖	97						
血圧等	血圧	67~106	血糖検査	HbA1C	5.1						
	GOT(AST)	23		随時血糖	120						
肝機能検査	GPT(ALT)	22	血清学検査	CRP	0.07						
	LDH	160		RF定量	3未満						

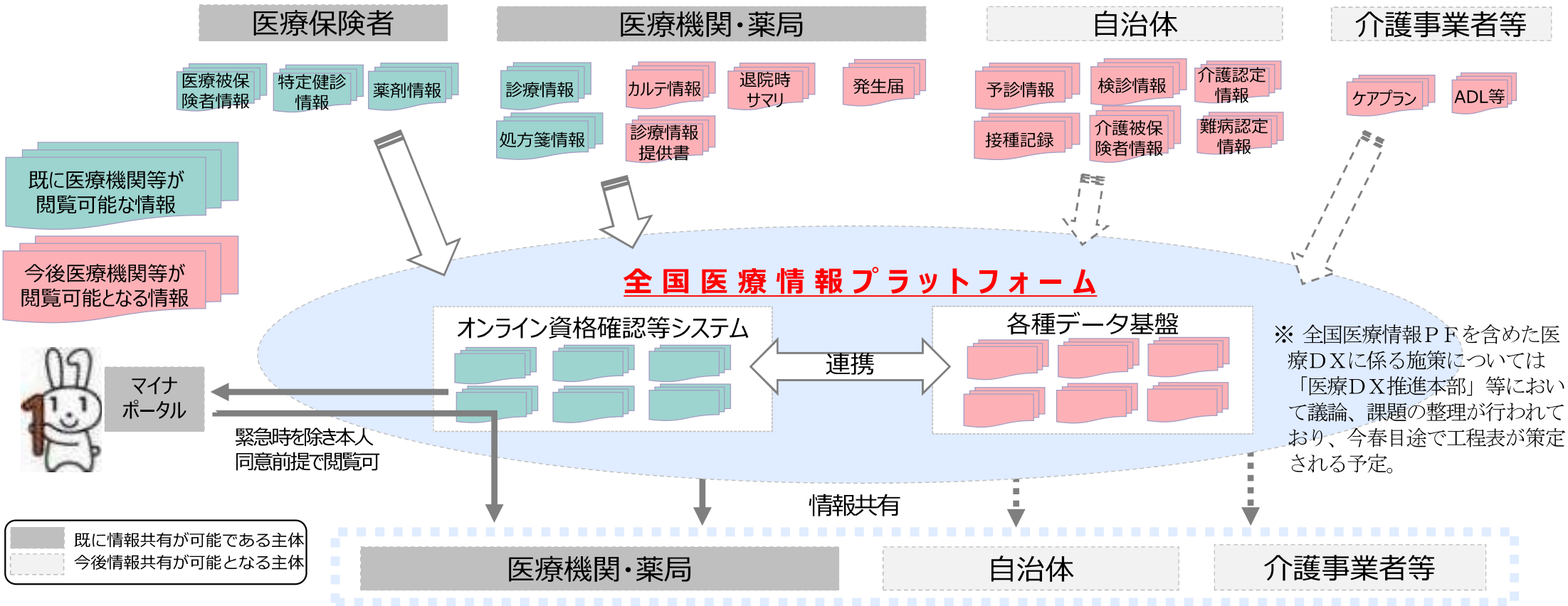
特定健診等情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

<閲覧イメージ：診療/薬剤情報一覧>

診療/薬剤情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
受診歴											
医療機関名	受診日	診療年月日	入外	診療種別	診療行為名/医薬品名						
Aクリニック	21年12月 21年11月 21年10月	21年12月 17日	外	Aクリニック	特定疾患医療管理科(診療所)						
Bクリニック	21年10月 21年9月				T-M(組織切片)						
C病院	21年11月 21年7月	21年11月 8日	院外	F薬局	病理科						
					1. センシド錠12mg「サワイ」(センシド) 【1日1回夕食後】 2. オルケディア錠1mg(エポカルセト) 【1日1回夕食後】						

診療情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

- 現状、国民本人及び医療機関・薬局（本人の同意が前提）は、薬剤情報や特定健診情報などのレセプト情報や電子処方箋情報について閲覧可能。さらに、国民本人は予防接種情報、自治体検診情報等の閲覧が可能。
- 今後は、本人同意の下で、情報共有が可能となる主体に自治体や介護事業者等を追加する予定。また、共有する情報に電子カルテ情報や予防接種情報等を追加する予定。



(出所) 第2回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム(2022年12月22日)資料を一部加工

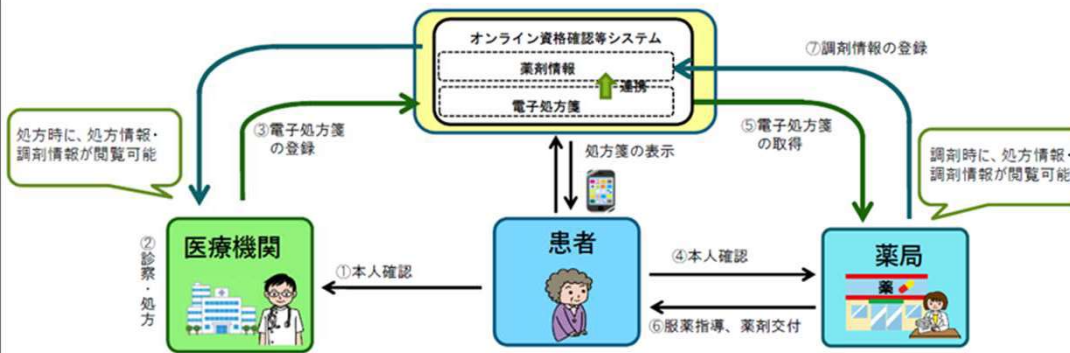
◆経済財政運営と改革の基本方針2022（2022年6月7日閣議決定）抄

「全国医療情報プラットフォーム¹⁴³の創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。

143 オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームをいう。

- 医療DXについて、単に患者データを集約・共有するだけでなく、より質の高い、効率的な医療につなげることが重要である。
- すでに、マイナンバーカードの健康保険証活用を通じて、医療機関は患者の過去の診療・投薬の履歴を参照することが可能となっているが、さらに、「電子処方箋」が整備されれば、患者の処方箋情報をリアルタイムで把握することが可能となり、重複投薬、重複検査等の効率化も可能となる。
- 韓国においてはすでに審査支払機関において、少ない処方薬数を高く評価するなど医療費適正化の観点からの審査を行っており、そうした取り組みも参考にすべき。

◆電子処方箋の仕組み（2023年1月より運用を開始） 処方情報・調剤情報を他の医療機関・薬局で閲覧することを可能とする仕組みを構築



◆審査支払機関における医療費適正化の位置付け

国民健康保険法改正案

新 8 5 条の 3 ※下線部分が改正箇所

連合会は、前二項に規定する業務のほか、診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができる。

⇒支払基金についても同様の法改正、基本理念にも医療費適正化を明記

◆韓国における審査支払機関による適正化

- 韓国においては1999年に健康保険審査評価院[HIRA, Health Insurance Review Agency (日本でいう支払基金、国保連)]の役割について、「審査基準の適合性」の評価に加え、「療養給付の適正性」を評価すると法定した。
- 評価結果は各医療機関の診療報酬への反映についても法定。取組を進めた結果、医療費削減効果があったとしている。

韓国における国保法

62条 療養給付費用を審査し、療養給付の適正性を評価するために健康保険審査評価院を設立する。

47条 5 項 公団は審査評価院が63条に基づき療養給付の適正性を評価し、それを公団に報告したならば、その評価結果に応じて診療報酬を加算・減算の調整をして支払うことができる。

(参考)審査評価院が公表する医療費の削減効果の事例

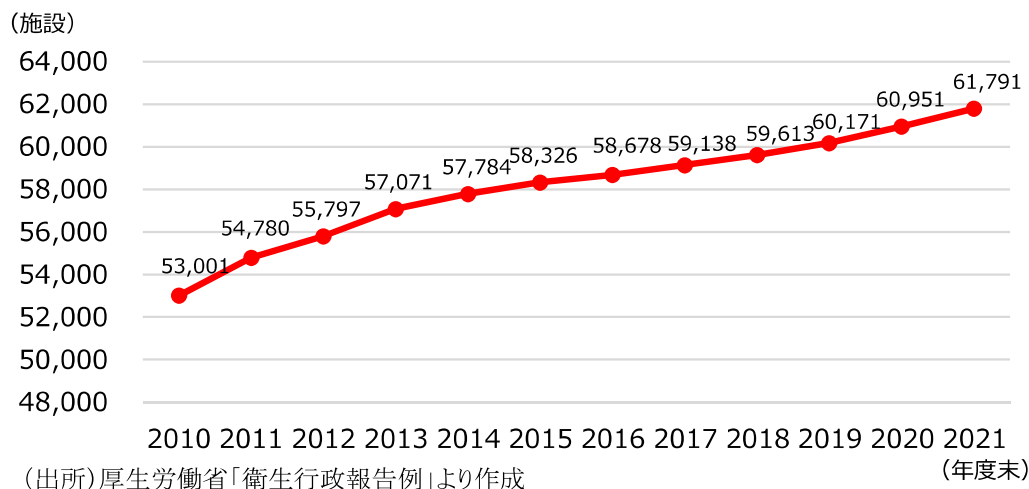
	2002年	2013年
処方 1 件あたりの薬品目数	4.32品目	3.76品目
外来患者の注射剤処方率	38.6%	19.0%

健康保険組合連合会「韓国医療制度の現状に関する調査研究報告書」(2017)等に基づく

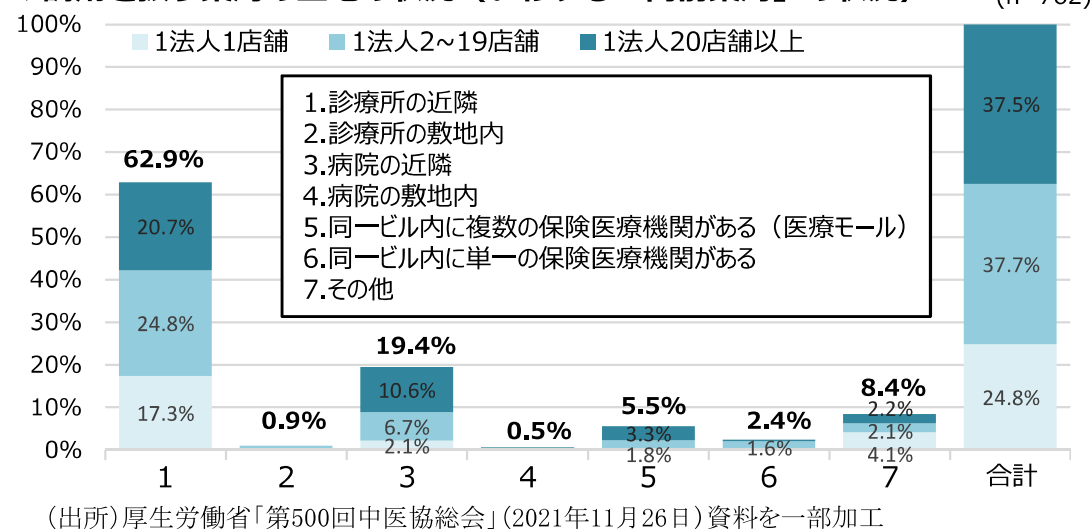
調剤を扱う薬局の状況

- 医師の処方した処方箋に従い調剤を扱う薬局については、近年、薬局数が大幅に増加。また、薬学部定員も大幅に増加。
- この中で、薬局の立地をみると、診療所・病院の近隣・敷地内（いわゆる「門前薬局」との指摘）が大半。
- また、薬剤師数が増えて、薬剤師1人当たりの処方箋枚数が減少する中でも、処方箋1枚当たりの技術料が上昇し、薬剤師1人当たりの技術料の水準は維持されている。

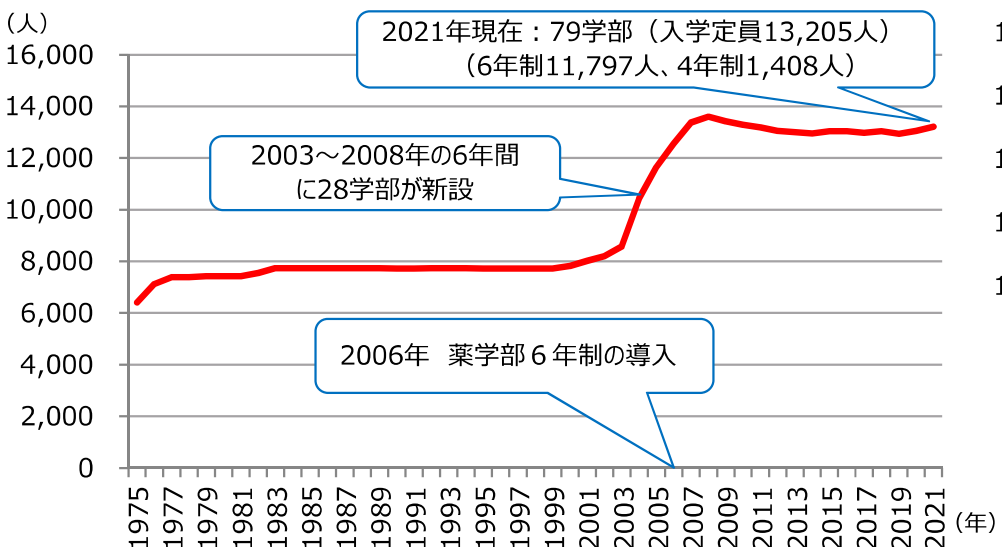
◆調剤を扱う薬局の数の増加



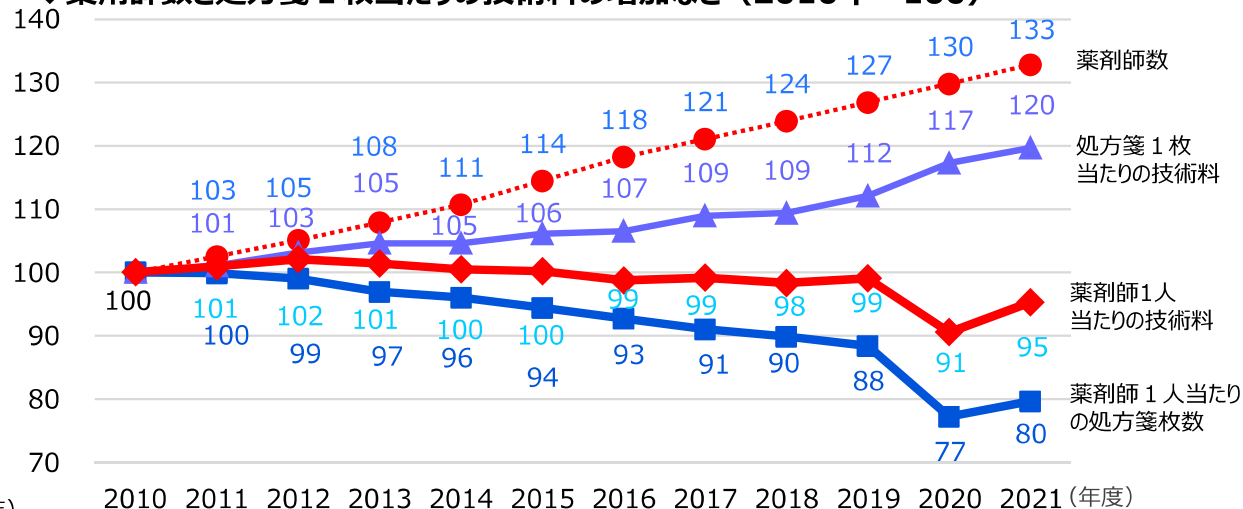
◆調剤を扱う薬局の立地の状況（いわゆる「門前薬局」の状況）



◆薬学部入学定員の推移



◆薬剤師数と処方箋1枚当たりの技術料の増加など（2010年＝100）



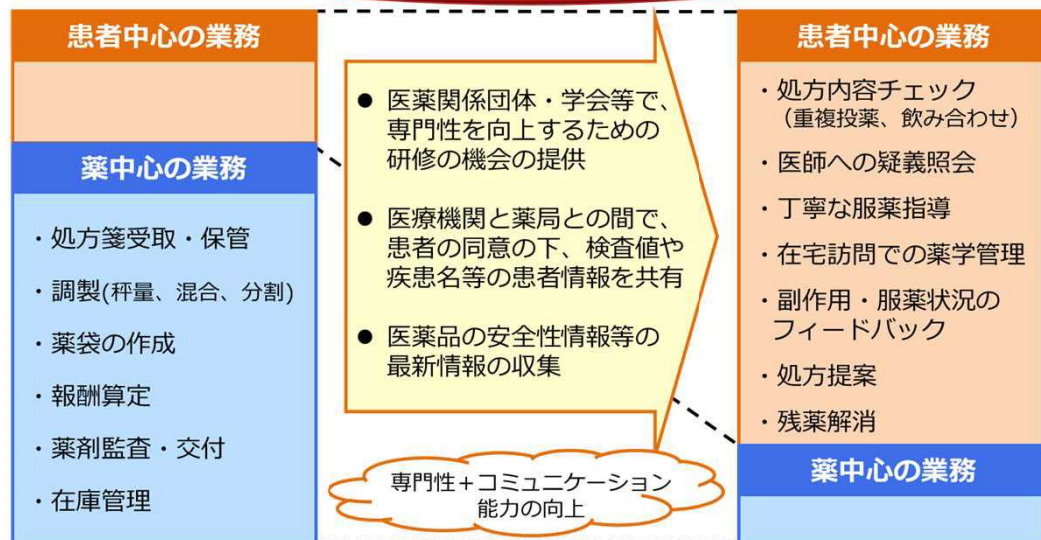
- かねてより厚生労働省は薬剤師について、医師に処方された薬の調製・交付などの「対物中心の業務」から、医師への疑義照会などによる重複投薬・相互作用等の防止、患者への服薬指導など、「対人業務」へのシフトを目指してきた。
- しかし、例えば、多剤・重複投薬にかかる患者や医師との調整を評価する調剤報酬は、極めて少ない算定回数にとどまっている。また、2022年度改定では対人業務の評価体系の見直しが行われたが、既存の点数の一部を表面上対人業務と整理したことにとどまっている。

◆厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」（2015年10月）

「患者のための薬局ビジョン」～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

○かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

～対物業務から対人業務へ～



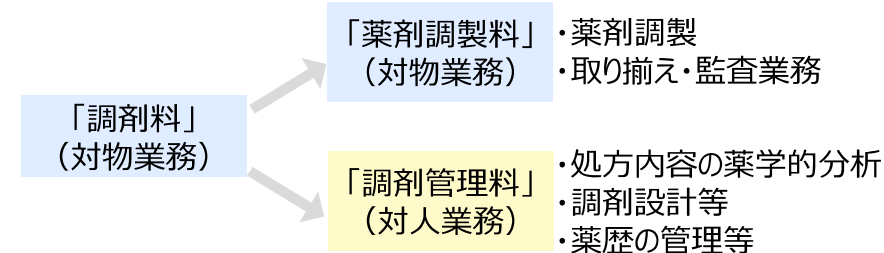
◆対人業務を評価する調剤報酬（2021年6月審査分）

項目	算定回数	概要
服用薬剤調整支援料1 (多剤投薬の調整) <月1回まで>	303回	6種類以上の内服薬を調剤している患者について、処方医に減薬の提案を行い、処方される内服薬が減少した場合に算定
服用薬剤調整支援料2 (重複投薬の調整等) <3月に1回まで>	548回	複数の保険医療機関より6種類以上の内服薬が処方されていた患者について、患者等の求めに応じて、①服用中の薬剤について一元的把握を行うとともに、②重複投薬等の解消に係る提案を検討し、当該提案や服用薬剤の一覧を含む報告書を作成し、処方医に送付した場合に算定
(参考) 調剤基本料1～3	59,731,244回	-

(注) 上記は2020年4月～2022年3月の内容であり、2022年4月以降は2022年診療報酬改定により一部内容が変更されている。

(出所) 厚生労働省「社会医療診療行為別統計」

◆対人業務の評価体系の見直し（2022年度診療報酬改定）



処方日数	～7日	8～14日	15～21日	22～28日	29～30日	31日～
調剤料	28点	55点	64点	77点		86点

※日数ごとに改定前後で合計点数がほぼ一致するように、対物・対人に配分

薬剤調製料	一律 24点					
調剤管理料	4点	28点	50点	60点		84点
	28点	52点	74点			

- 2022年度診療報酬改定における大臣合意では、リフィル処方箋の導入・活用促進による医療費効率化効果を改定率換算で▲0.1%（医療費▲470億円程度）と見込んでいた。
- 例えば、下記の調査（0.102%）に基づいて単純計算すると、医療費効率化効果は年間▲50億円程度（改定率換算で▲0.01%程度）にとどまる。
- まずは、リフィル処方箋の普及促進に向けて周知・広報を図るべきである。あわせて、積極的な取組を行う保険者を各種インセンティブ措置により評価していくべきである。
- さらには、薬剤師がリフィル処方箋への切替を処方医に提案することを評価する仕組みや、例えばOTC類似薬については、薬剤師の判断でリフィルに切り替えることを認めることなど検討すべき。

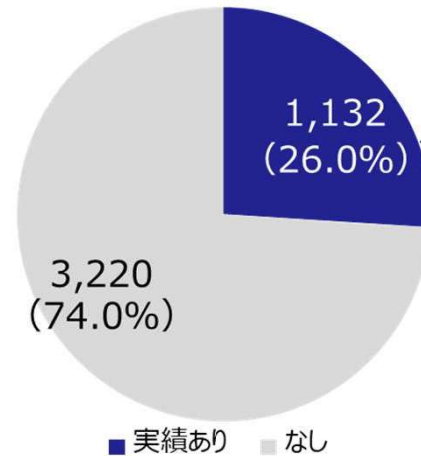
◆大臣折衝事項（2021年12月22日）

リフィル処方箋（反復利用できる処方箋）の導入・活用促進による効率化 ▲0.10%

症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う

◆日本保険薬局協会による調査（2022年10月単月の応需実績）

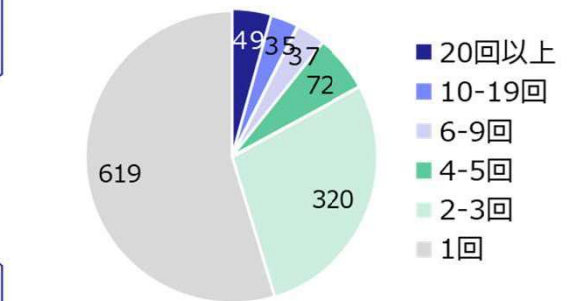
「2022年10月単月」においてリフィル処方箋応需実績があった薬局（N=4,352薬局）



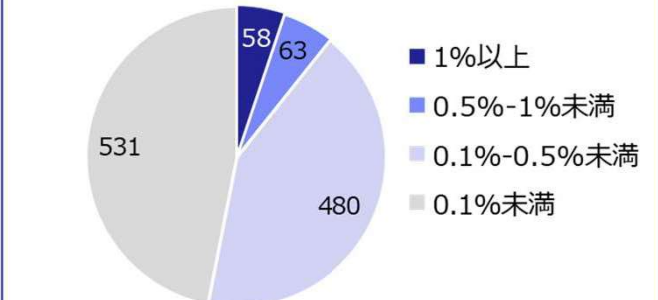
4,352薬局における2022年10月単月のリフィル応需回数/総受付件数=リフィル割合 (%)
 $8,769 / 8,584,374 = 0.102\%$

上記のリフィル応需と合わせて、オンライン服薬指導が実施されたのは「12薬局において18回」であった

リフィル応需回数分布（N=実績がある1,132薬局）

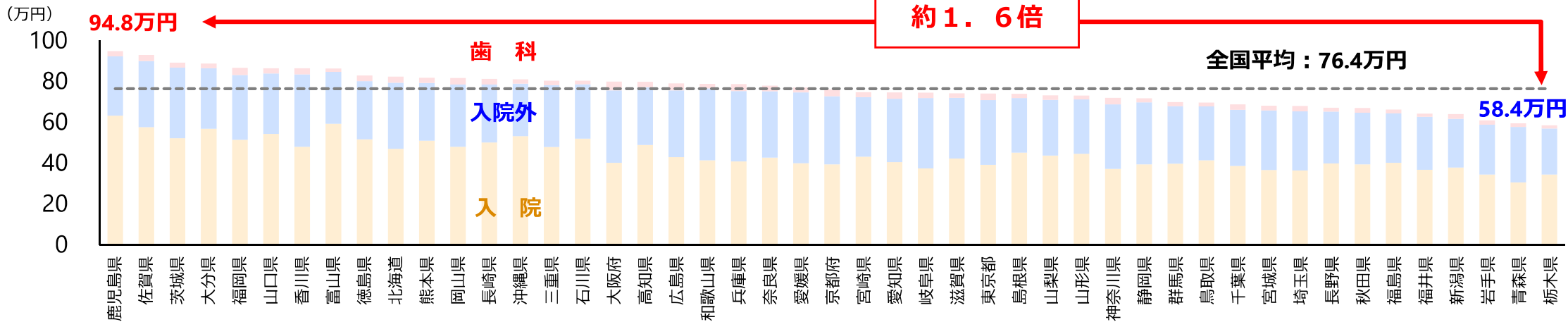


リフィル割合分布（N=実績がある1,132薬局）



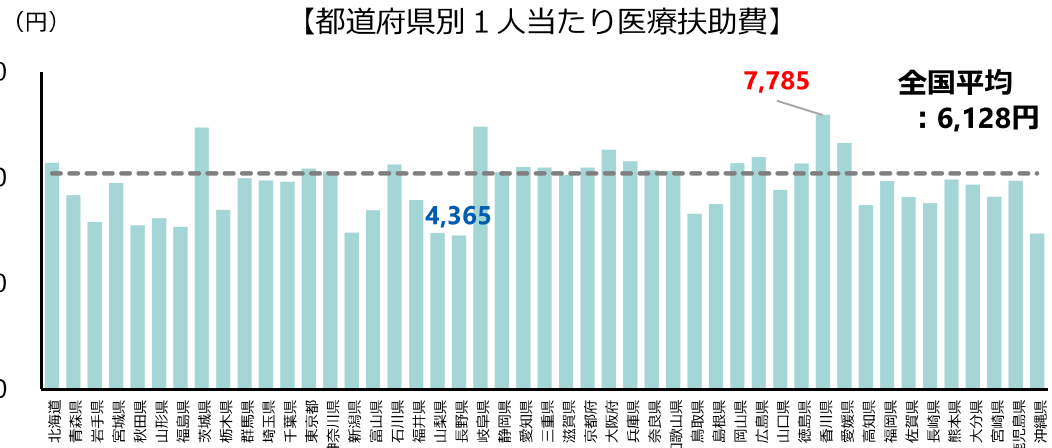
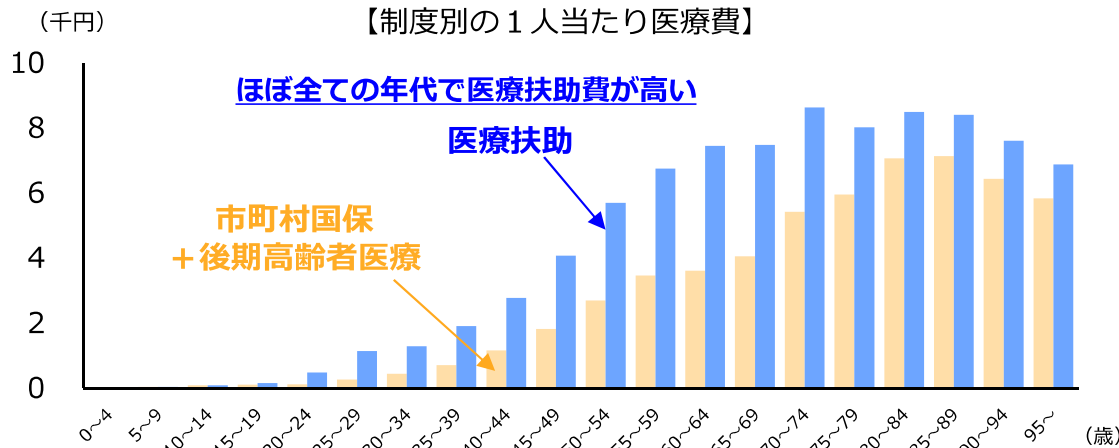
- 生活保護受給者に対する医療扶助は、頻回受診や長期入院などの課題があり、医療費の地域差も大きい。
- 地域における医療提供体制の整備に関する都道府県の権限を強化していく際には、医療扶助に対しても都道府県のガバナンスを及ぼし、その適正化に取り組んでいくことが重要。

◆ 1人当たり医療扶助費（年齢調整後）



※ 医科診療医療費（入院）と入院時食事・生活療養に係る医療費の合計を「入院」、医科診療医療費（入院外）と調剤医療費の合計を「入院外」、歯科診療医療費を「歯科」としている。訪問看護医療費及び療養費等はいずれにも含まれない。
 （出所）NDBデータ（2020年4月～2121年3月診療分）を用いて、厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室で集計

◆ 糖尿病に関する医療費の状況



※1 年齢調整を行っていない。
 ※2 糖尿病の抽出条件は、医科入院外レセプトの主傷病や副傷病等全ての傷病を対象として当該疾患対象傷病名がある場合、または、調剤レセプトで当該疾患対象医薬品が処方されている場合にレセプト抽出を行い、それぞれ抽出した入院外レセプトと調剤レセプトを単純集約した。
 ※3 1人当たり医療費は、2020年6月審査分のレセプトから求めた当該疾患に係る医療費を被保護者数（市町村国保・後期高齢者医療加入者数）で除したもの。

- その一環として、生活保護受給者が国保や後期高齢者医療制度（以下「国保等」という）に加入することとし、都道府県が保険者としての機能もあわせ持つことによって、医療扶助を含めた地域の医療全体について、より実効的な適正化を図ることができるのではないかと。
- ※ 生活保護受給者については、介護分野では、65歳以上の方は介護保険の第1号被保険者になり、利用者負担分や保険料について介護扶助等を受けることとされている。年金分野でも、生活保護受給者は国民年金の被保険者になり、さらに同じ医療保険制度の中でも被用者医療保険においては被保険者となる。
- 国保等に生じ得る財政悪化や支援金等を通じた現役世代の負担増の懸念を含め、国が引き続き応分の財政責任を果たすことを当然の前提として、「経済財政運営と改革の基本方針2022」に盛り込まれたとおり、生活保護受給者の国保等への加入について検討を深めるべきである。

◆生活保護受給者の各種制度への加入

介護保険	国民年金	労働保険	被用者保険	障害福祉サービス	国保等
加入・利用が可能					国保等から脱退して医療扶助を受ける

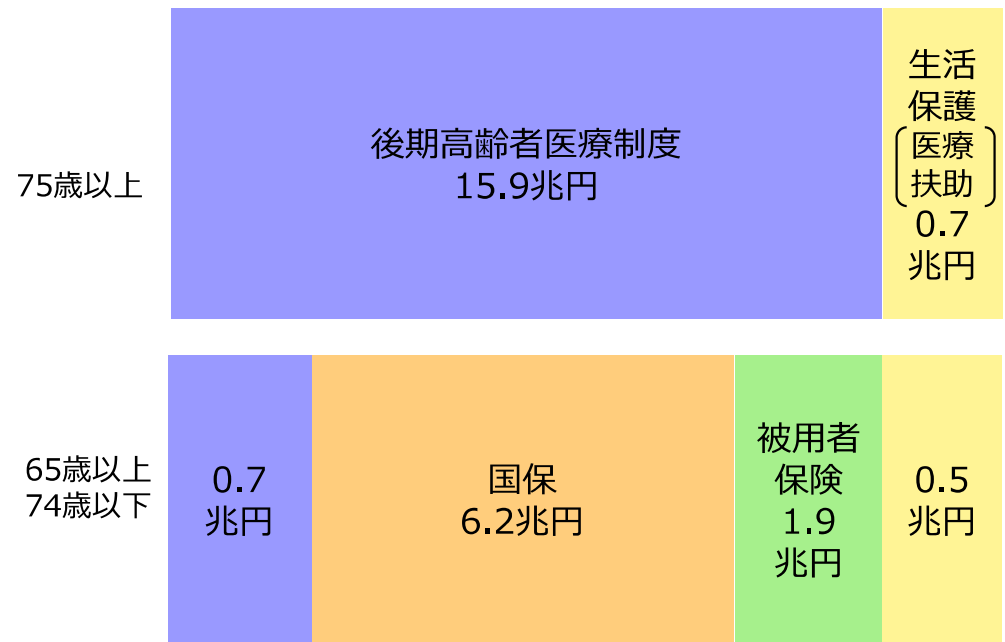
(参考) 生活保護法第4条第2項
民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

◆経済財政運営と改革の基本方針2022

～都道府県のガバナンスの強化など関連する医療保険制度等の改革¹³⁹とあわせて、これまでの骨太方針2021等に沿って着実に進める。

139 中長期的課題として、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深めることなどを含む。

◆高齢者の保険制度別医療費と医療扶助

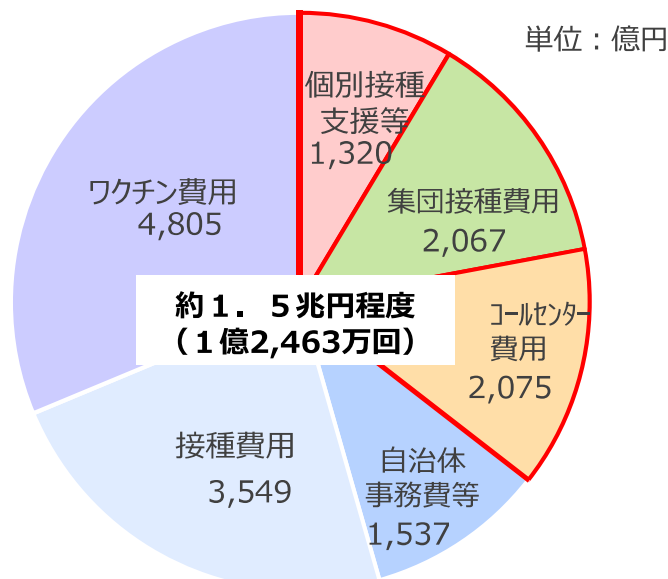


(出所) 医療保険については、令和2年度医療保険に関する基礎資料
医療扶助については、令和2年度生活保護費負担金事業費実績報告、被保護者調査、医療扶助実態調査をもとに推計

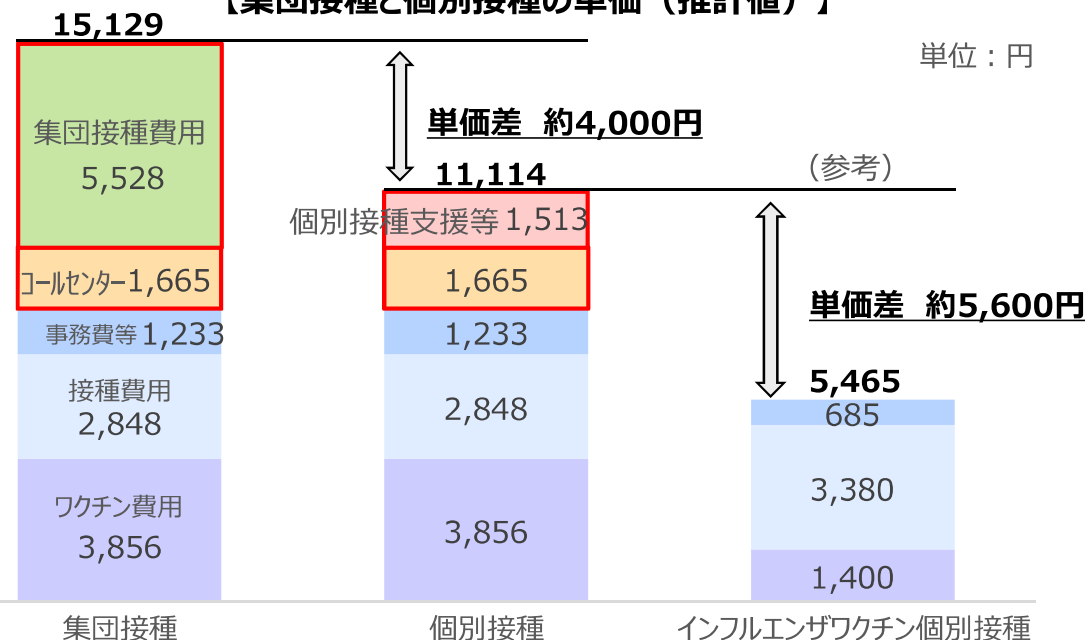
新型コロナウイルスワクチン接種関連支出

- 2022年度のワクチン接種関連支出は約1.5兆円程度（総接種回数1億2,463万回）となっている。また、集団接種と医療機関における個別接種の単価を比べると集団接種の方が約4,000円高くなっている。
- 2023年度は、特例臨時接種を1年延長し、高齢者等は年2回、それ以外は年1回の接種を行うこととされている。足元の接種率や高齢者等以外は努力義務・接種勧奨の対象から外れること等を踏まえれば、総接種回数は2022年度より減少することが見込まれる。
- こうした状況や安定的な制度への移行の可能性も見据えると、2023年度は、個別接種への移行を更に進めつつ、全体として効率化を行うことが必要。

【2022年度 ワクチン接種関連支出（実績見込※一部推計）】



【集団接種と個別接種の単価（推計値）】



（注1）ワクチン費用は、2022年3月25日の予備費使用額6,670億円をその際の購入予定数量1.73億回で機械的に除した単価3,856円に、2022年度の総接種回数1億2,463万回（VRSデータ）を乗じて算出したものであり、実際の購入単価、所要額とは異なることに留意。接種費用は、平均単価2,848円に総接種回数を乗じて算出したものであり、決算ベースでは異同を生ずることに留意。

（注2）そのほかの経費の金額は、2022年12月末時点の実績見込み（厚労省調査）を基に試算したものであり、決算ベースでは異同を生ずることに留意。

（注1）接種費用、自治体事務費等及びコールセンターの金額は、左の円グラフの金額を総接種回数で除して算出。集団接種費用（集団接種経費のうち、接種費用単価を超える額）及び個別接種支援等の単価は、左の円グラフの金額をそれぞれの接種回数（集団3割、個別7割）で除して算出。

（注2）インフルエンザワクチン接種の単価は、交付税算定ベース。

【足元の接種状況と2023年度接種見込み（粗い試算）】

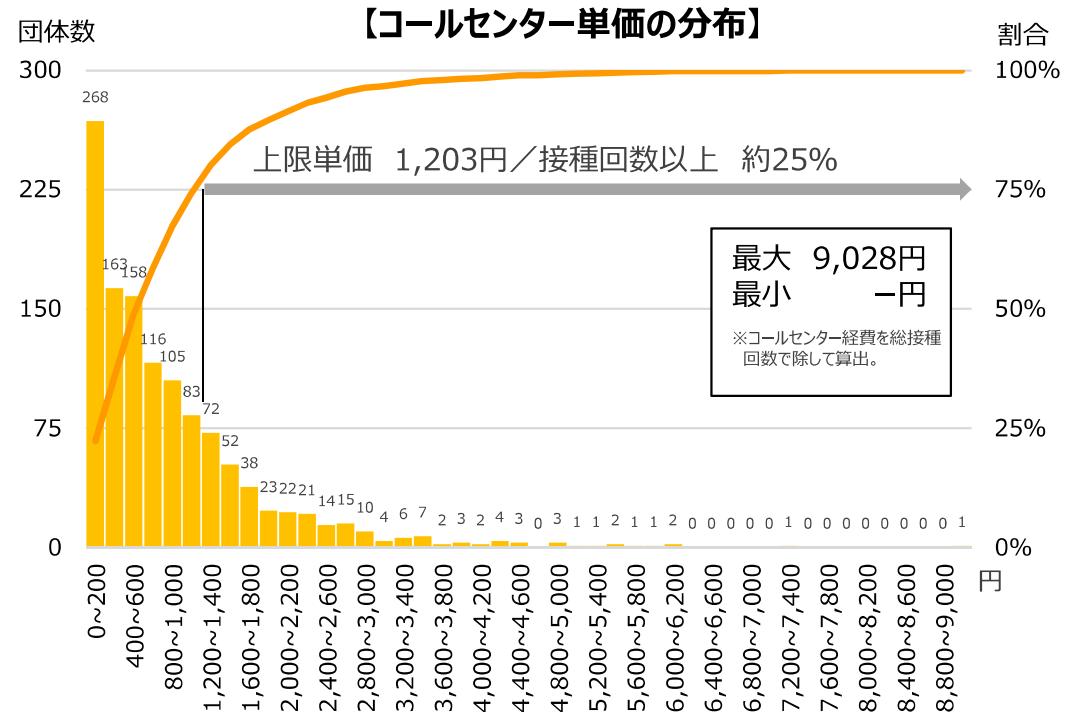
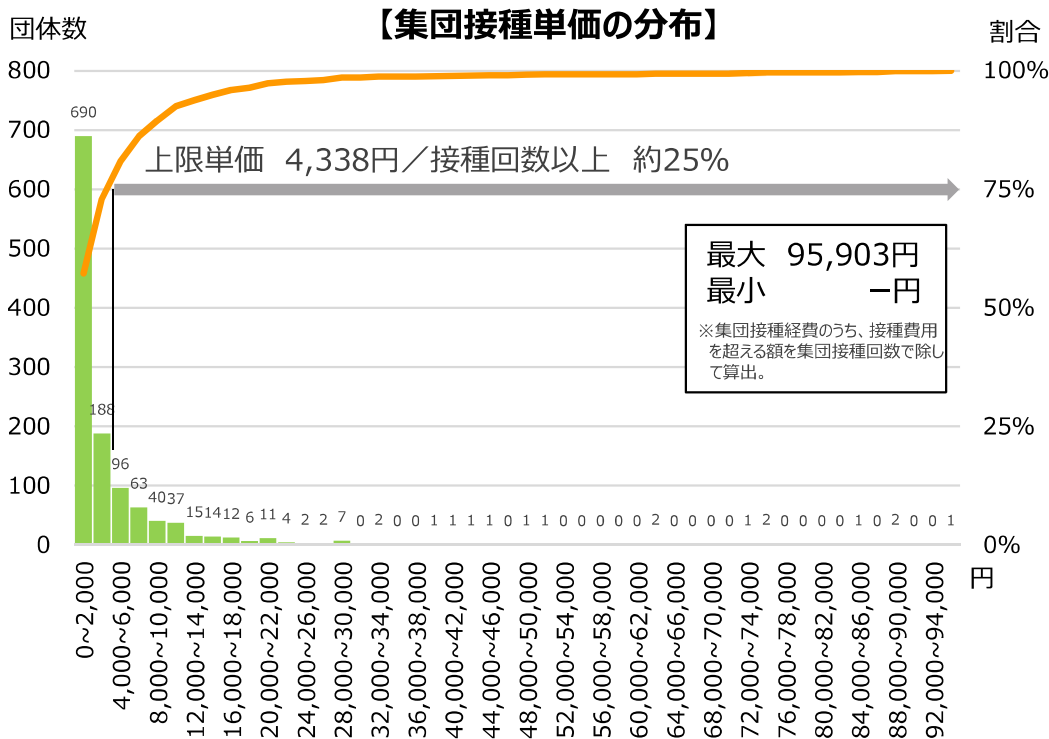
	オミクロン株ワクチン（～3月末）			2023年度見込み（推計）			
	64歳以下	65歳以上	合計	64歳以下	65歳以上	基礎疾患、医療従事者等	合計
接種回数	2,905万回	2,724万回	5,629万回	2,905万回	5,448万回	1,400万回	約1億回程度
接種率	34%	76%	46%	34%	76%	100%	—

（注）2023年度見込みは、65歳以上は年2回、接種率76%、64歳以下は年1回、接種率34%、基礎疾患、医療従事者1,400万人、接種率100%と仮定して機械的に算出。

○ 実施方法や医師等の人件費、着電数等の違いにより、集団接種単価及びコールセンター単価にバラツキが生じている。また、一部、著しく高額となっている自治体も散見される。

(参考) 集団接種に要する費用を接種費用単価の範囲内で実施し、接種体制確保補助金の交付を受けていない自治体もある。コールセンター未設置又は委託せず自前で実施している自治体もある。

○ これらを踏まえ、2023年度については、上限単価（75%の自治体がカバーされる値）の設定等を行ったところであり、実施方法の見直しや接種状況に応じた柔軟な契約内容への変更等を行い、上限単価の範囲内でより効率的に実施する必要。



【医師等の時給】

	医師	看護師	事務員
最大	179,800円	20,000円	5,000円
平均	18,884円	4,581円	1,898円
最小	3,404円	1,235円	890円
(参考) 定期接種委託単価 (東京)	7,550円	2,760円	1,560円

※2022年度の実績見込み (厚生労働省調査、12月末時点) を基に作成。

【従事者1人に対する1時間あたりの着電数】

	団体数	割合
0~3件未満	875	87%
3~5件未満	77	8%
5件以上	52	5%
合計	1,004	100%

※2022年度の実績見込み (厚生労働省調査、2023年3月) を基に、コールセンター業務を委託している市町村の着電件数をオペレーター従事延べ時間で除して算出。

介護の改革の必要性

- 介護はすでに医療以上のスピードで費用が増加しているが、団塊世代が85歳以上となる「10年後」には介護費用が激増することが確実。一方で、介護費用を支える保険料・公費負担の上昇、介護サービスを支える人材確保には限界がある。
- この中で、①ICT機器の活用による人員配置の効率化、②協働化・大規模化による多様な人員配置、③給付の効率化（介護報酬改定、利用者負担、給付範囲の見直し）を3年に1度の制度見直しにおいて、毎回、着実に進める必要。

◆介護費用の推移

	2000年		2022年
介護保険	3.6兆円	約4倍	13.3兆円
医療保険	30.1兆円	約1.6倍	46.7兆円

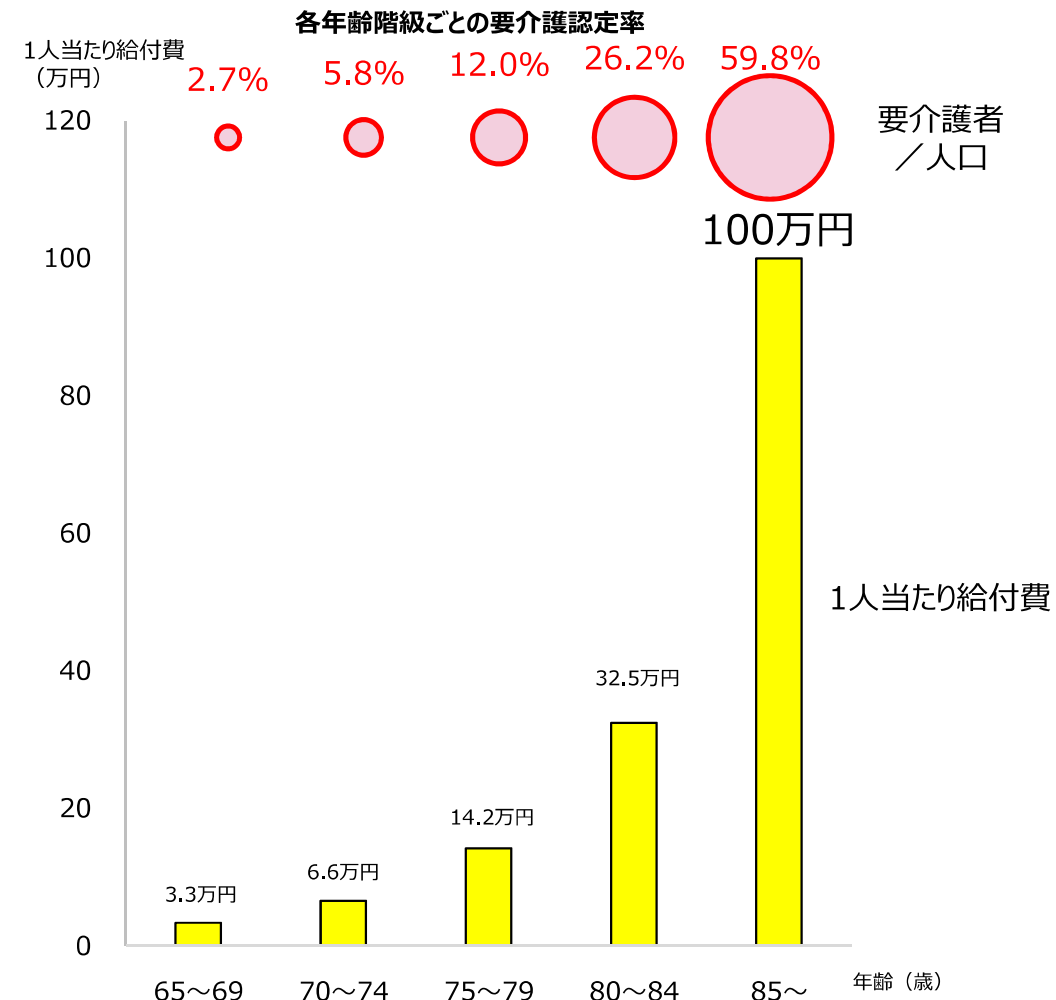
◆介護保険料（月額）の推移

	2000年		2022年
1号保険料	2,911円	約2.1倍	6,014円
2号保険料	2,647円 ^{注1}	約2.1倍	5,669円 ^{注2}
医療保険 (協会けんぽ)	8.5%	約1.2倍	10.0%

(注1) 2001年の確定納付金額。

(注2) 2020年の確定納付金額。

◆年齢別一人当たり給付費と要介護認定率

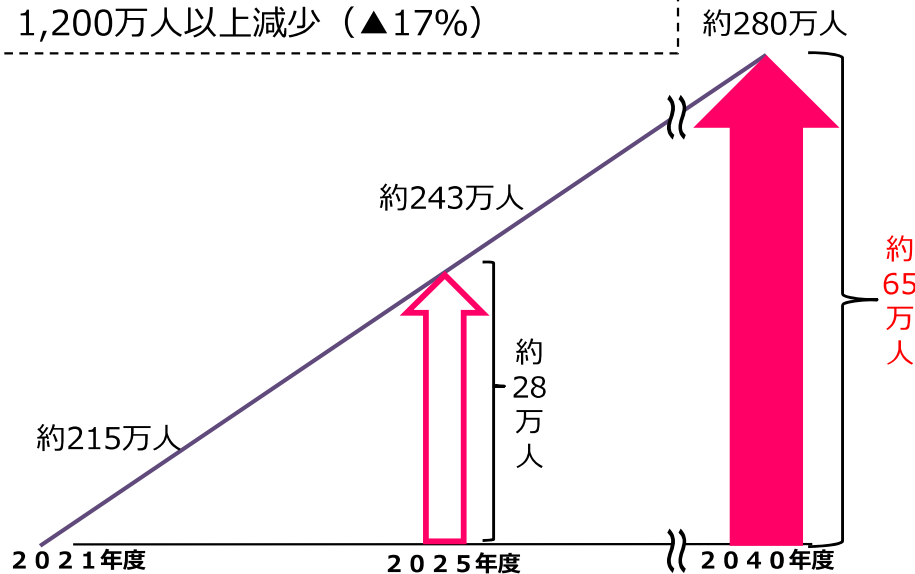


(出所) 要介護認定率：厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和2年度）」、総務省「人口推計」
介護給付費：厚生労働省「介護給付費等実態統計（令和2年度）」、総務省「人口推計」

- 今後、超高齢化、要介護者の急増が予想される中で、介護人材の必要数も増大。労働人口に限りがある中で、必要な介護サービスを確保するには、ICT機器の活用を通じた、業務負担の軽減や、データに基づいた介護サービスの質の向上（自立支援・重度化防止）を図るとともに、介護施設・通所介護等における人員配置の効率化が不可避。

◆介護人材の必要数の見込み

2021年から2040年にかけて生産年齢人口は1,200万人以上減少（▲17%）



(出所) 厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」
 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査（令和3年度）」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

2021年度介護報酬改定における人員配置の効率化

特別養護老人ホームにおいて見守り機器やインカム（コミュニケーション機器）等のICTを導入する場合、夜間の人員配置基準を緩和。

(要件)

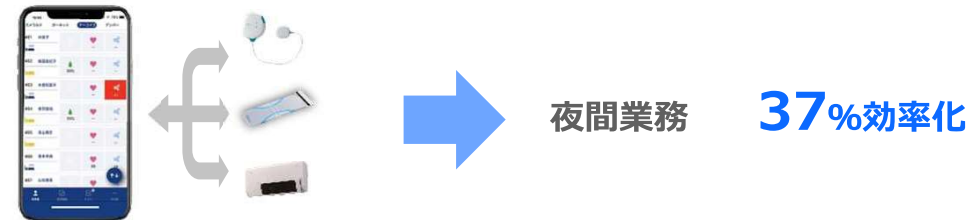
- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること

◆主なICT機器の例



◆ICT機器を活用した生産性向上の事例

- ✓ 複数のICT機器の情報を集約し、介護職員が効率的かつ効果的に介護ロボットを使用できる機器の導入



(出所) 社会福祉法人善光会「アウトカムをベースとした科学的介護の推進」

- ✓ 音声でメモを作成し、それを記録システムと連携することで、介護を行いながら記録の作成が可能となる機器の導入。



(出所) 株式会社ケアコネクトジャパンHP

介護事業の収益の推移

- 介護事業者は、直近のコロナ禍で、業態間の多少の異同はあるものの、安定した収益をあげている。
- 産業界全体、とりわけ中小企業や中小サービス業がコロナ前から年ごとに収益が変動する一方、介護事業の収益は安定した伸びを示している。

◆介護事業者の収支差率

	給付費 (兆円)	経営実態（概況）調査			経営実態（概況）調査 (特損を除く)		
		2019	2020	2021	2019	2020	2021
介護サービス 全体	10.7	2.4%	3.9%	3.0%	3.9%	5.5%	4.7%
特養＋老健	3.3	2.0%	2.3%	1.7%	2.3%	2.6%	1.9%
通所＋訪問	2.4	3.0%	4.9%	6.9%	4.9%	7.2%	5.1%

(注1) 給付費は2021年度の介護給付の実績。介護予防サービス、地域支援事業等は含まない。

(注2) 厚生労働省の経営実態（概況）調査は、事業所から本部への繰入を特別損失（特損）として計上する一方、本部から事業所への繰入は計上されていない。そのため、事業所ごとの経営状況を確認する観点からは、特損を除いた収支で分析することが適当。（独）福祉医療機構の経営分析参考指標においても事業収益に着目した分析を行っており、特損は含んでいない。

(参考) 法人企業統計

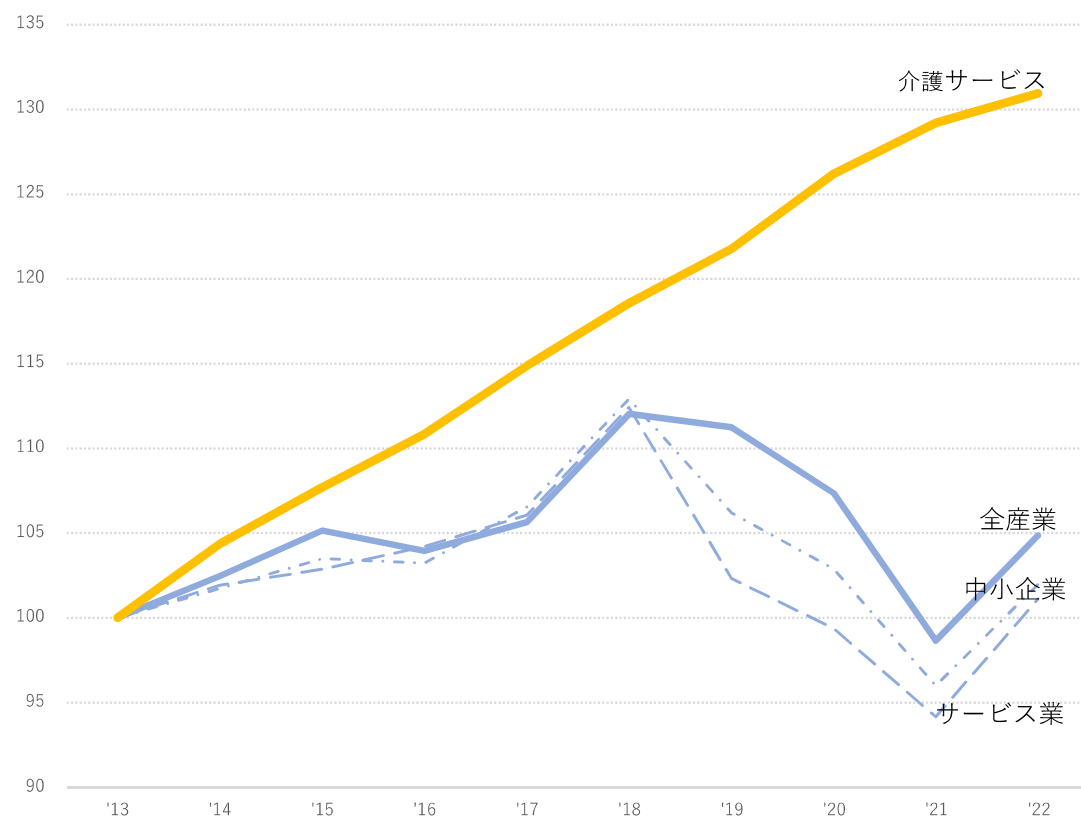
	2019	2020	2021
全産業	4.5%	4.2%	5.4%
中小企業	2.9%	2.6%	3.3%
中小サービス産業	2.5%	2.1%	2.8%

(参考) 経営分析参考指標

	2019	2020	2021
介護サービス全体	3.8%	5.2%	3.7%

(出所) 厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」、財務省「法人企業統計」、(独)福祉医療機構「経営分析参考指標」等を基に算出

◆介護事業の収益額の推移（2013年を100とした場合）

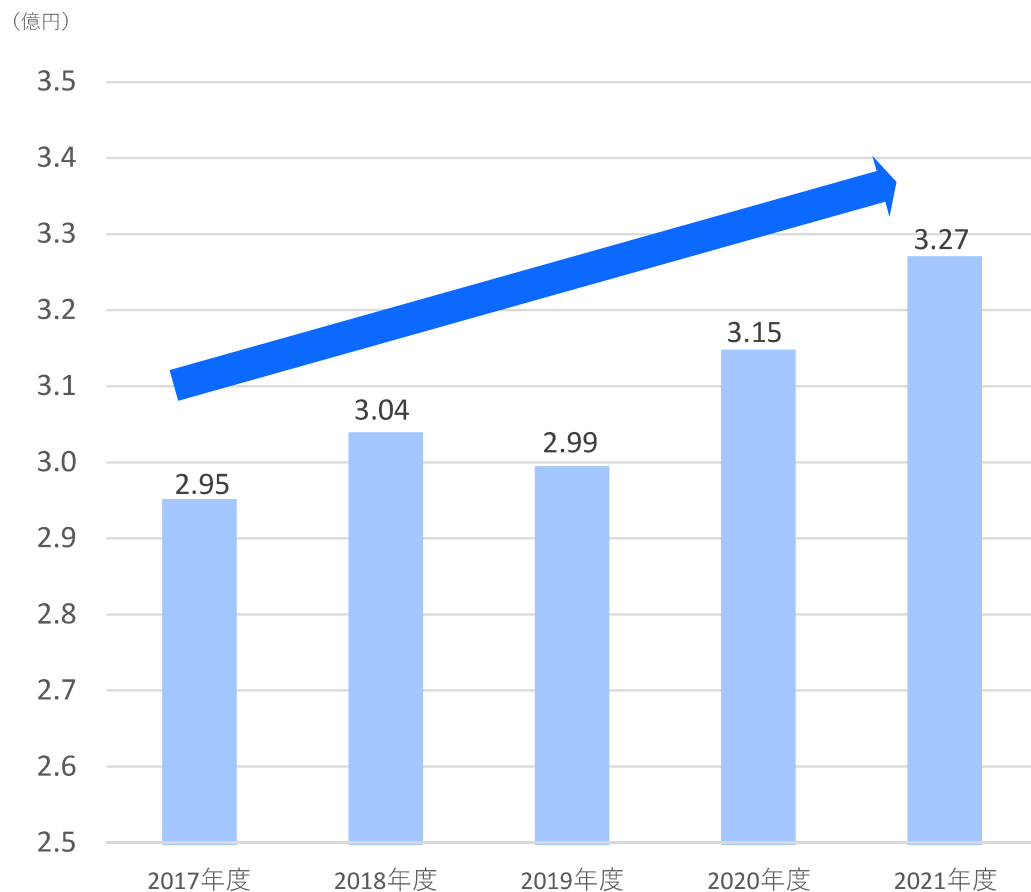


(出所) 厚生労働省「介護給付費等実態統計」、財務省「法人企業統計」

(注) 介護サービスは介護給付費等実態統計の費用額（暦年）、その他産業は法人企業統計の売上額（年度）

- 主に介護事業を運営する社会福祉法人においては、平均して費用の6か月分前後の現預金・積立金等を保有しており、直近まで毎年、現預金・積立金等の額も増加している。

◆社会福祉法人の1法人当たりの現預金・積立金等の推移



◆現預金・積立金等と年間費用の割合（主に介護保険事業を行っている社会福祉法人）（2021年度）

(単位 百万円)

事業規模 (収益額)	現預金 ・積立金等	年間費用	現預金・積立金等が 費用の何か月相当か
全法人平均	444	822	6.5か月
～1億	55	71	9.4か月
1億～5億円	191	314	7.3か月
5億～10億円	409	699	7.0か月
10億円～	1,005	2,014	6.0か月

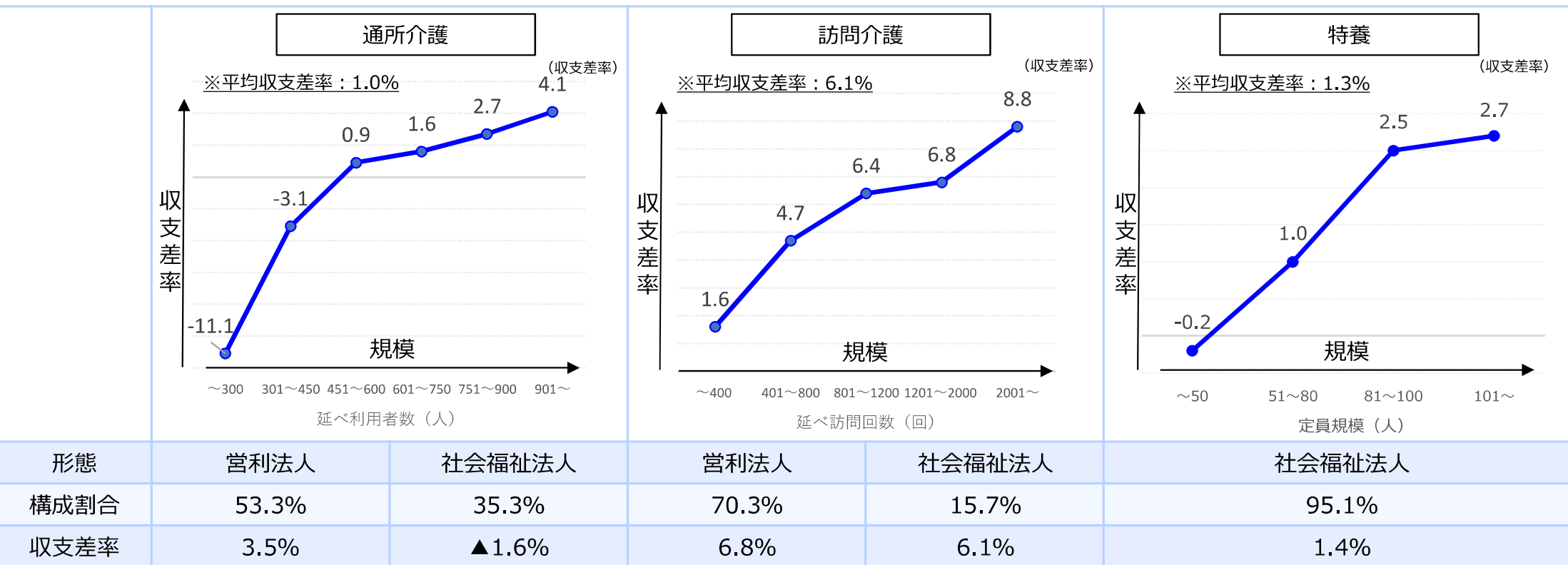
(出所) (独) 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を基に分析

(注) 厚生労働省が第7回公的価格評価検討委員会に提出した資料（「社会福祉法人の計算書類等について」）では、社会福祉法人が保有する一般的に流動性が高いと考えられる資産として「現預金+積立金」を分析。本資料では、現預金・積立金に有価証券を追加している。

業務の効率化と経営の協働化・大規模化①

- 限られた介護人材のリソースを有効に活用し、生産性を上げていくため、経営の協働化・大規模化は重要な取組。
- 在宅・施設とも、規模が大きいほど収支差率が上昇。
- この中で、営利法人と社会福祉法人を比較すると、営利法人の方が収支差率が良好。大手民間企業では100か所以上の事業所で通所・訪問介護を運営している例もあり、こうした取組が効率的な運営につながっていると考えられる。

◆規模別の収支状況（通所介護、訪問介護、特養）



(出所) 厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」、厚生労働省「令和3年介護サービス施設・事業所調査」 (注) 収支差率は税引き前の値。

◆大手民間企業の事業所数（2023年4月30日時点）

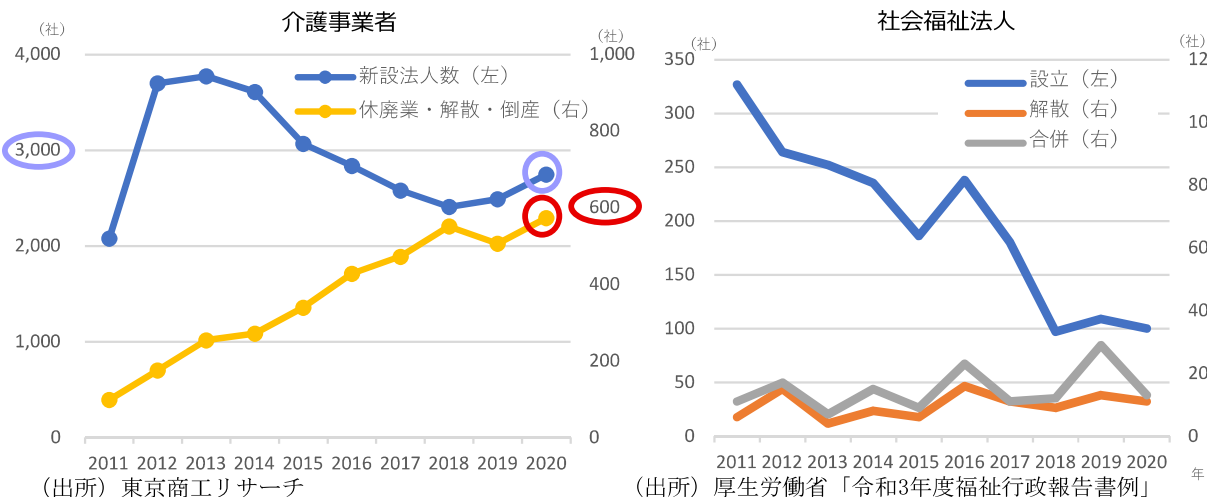
企業名	ニチイ学館	SOMPOケア	ツクイ	学研ココファン
通所介護	382	55	548	44
訪問介護	1,489	205	133	157

(出所) 各社HP

(注) 民間企業においては、多数の事業所を統括する本部を設置。職員の管理や食事の調理、申請事務等を一括することで費用を押さえている。

- 介護事業者は毎年多数の参入・退出が見られるが、その多くは営利法人の事業者と見られる。一方で、社会福祉法人については、新規設立・合併・解散いずれも少ない状態。
- こうした中で、社会福祉法人については、1法人1拠点（1施設のみ）、1法人2拠点（施設+通所or訪問が典型）の法人が過半を占めているが、こうした法人の利益率は低調。
- 一方で、特養では規模が大きくなるほど職員1人当たりの給与が大きくなる傾向にある。
- こうした多くの社会福祉法人の経営基盤の強化に資する方策として、他法人との連携、具体的には物資の共同購入、人材の相互交流などが考えられる。これらは職員の処遇改善にも資すると考えられる。

◆介護事業者・社会福祉法人の新設・倒産（解散）数等の推移



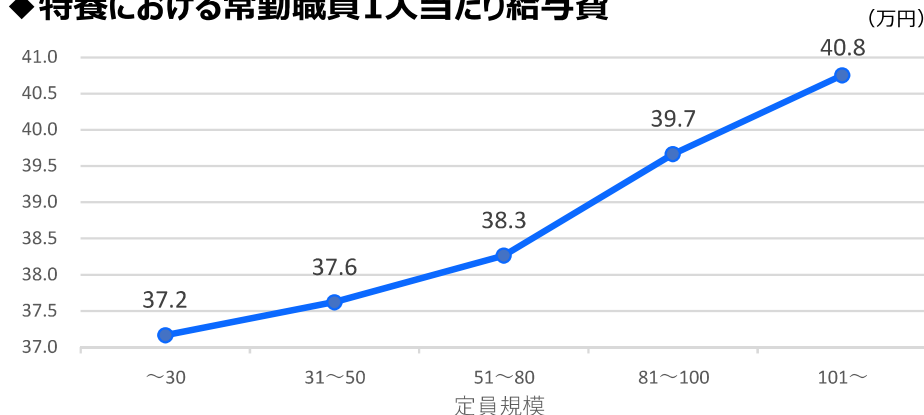
厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」によると、2021年度は調査対象の介護サービス施設・事業所が合計24.9万か所であったのに対し、3.1万か所以上が未回答。休止中の施設・事業所が毎年4,500か所以上存在。

◆主に介護保険事業を行う社会福祉法人（介護保険事業収益がサービス活動収益全体の90%超）の拠点数別割合（2021年度）（n = 3,763）

	1拠点	2拠点	3拠点	4拠点	5拠点以上
法人数	1,387 (36.9%)	697 (18.5%)	536 (14.2%)	376 (10.0%)	767 (20.4%)
利益率	▲0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	2.0%

（出所）（独）福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を基に分析

◆特養における常勤職員1人当たり給与費



◆社会福祉連携推進法人の概要

- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要。
- 社員に対し、人材確保支援、物資の供給を行うほか、地域福祉の推進に係る共同での取組や災害発生時の福祉サービスの確保支援、経営支援、貸付を実施。

（例）社会福祉連携推進法人リガールにおける取組

- 連携推進法人を構成する異なる法人間で人事交流（出向）を実施。
- その他、共同の研修、各法人の小規模多機能などの整備を支援。

（出所）厚生労働省「第2回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」等

給付と負担

（１）高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

○ 1号保険料負担の在り方

・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、[次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る](#)

○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、[次期計画に向けて結論を得る](#)

○補足給付に関する給付の在り方

・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討

(※) [次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏（＝本年夏）までに結論を得るべく引き続き議論](#)

（２）制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

○多床室の室料負担

・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、[次期計画に向けて結論を得る](#)

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

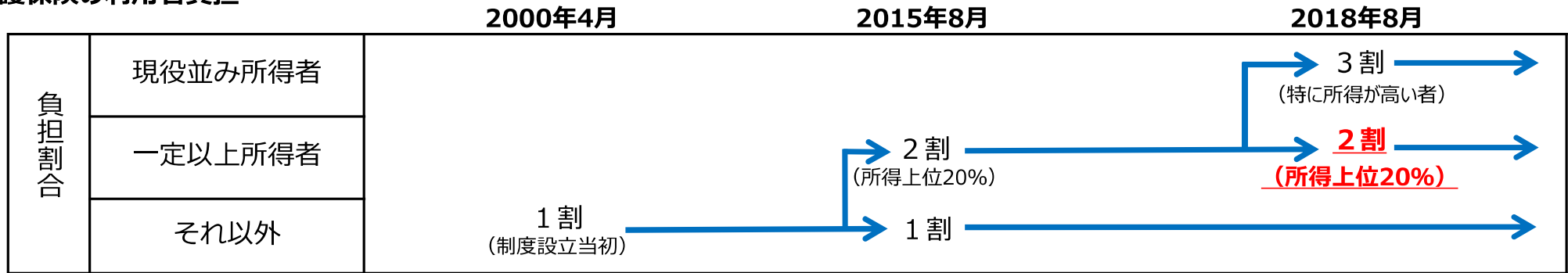
・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

（３）被保険者範囲・受給者範囲

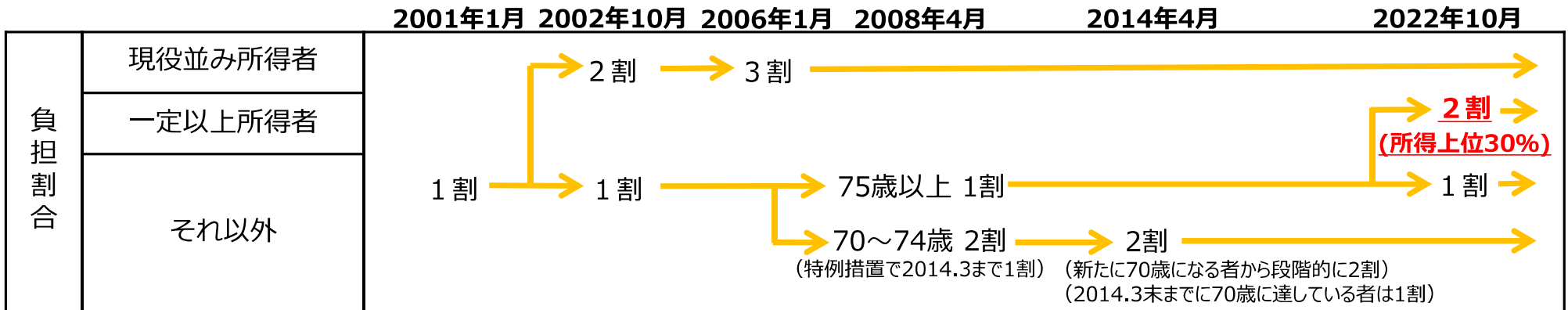
・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

- 後期高齢者医療制度における2割負担の導入（所得上位30%）を受けて、介護保険の利用者負担（2割負担）（現行：所得上位20%）の拡大について、ただちに結論を出す必要。
- さらに、利用者負担を原則2割とすることや、現役世代並み所得（3割）等の判断基準を見直すことについても検討していくべきである。

介護保険の利用者負担



(参考) 医療保険の患者負担（70歳以上の高齢者）

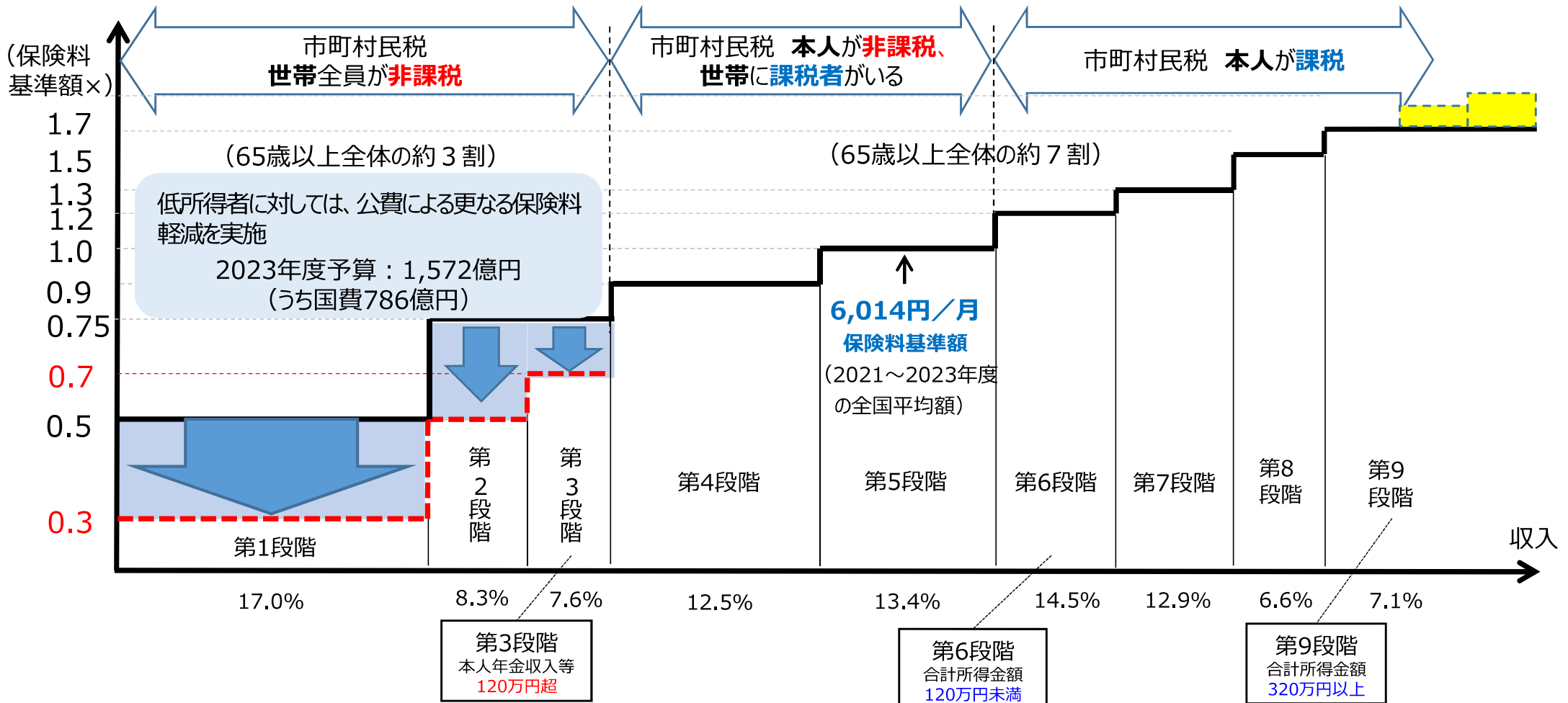


介護保険制度の見直しに関する意見(2022年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)

- 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準
 - ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る。
- (略) その際、次期計画に向けて結論を得ることが適当とされた事項については、遅くとも**来年夏(＝本年夏)までに結論を得る**べく、引き続き本部会における議論を行う必要がある。

介護保険の第1号保険料負担の見直し

- 介護保険第1号保険料は、保険者ごとに介護サービスの利用見込み等を踏まえて基準額を設定した上で、所得段階別の保険料を決定。基本的に、基準額を上回る分の合計額と、基準額を下回る分の合計額を均衡させることとなっている。
- これに対し、低所得者の保険料負担の軽減を強化するため、2015年度より、公費による更なる負担軽減を実施。
- 今後、高齢化の進展による第1号被保険者数の増加や、給付費の増加に伴う保険料の上昇が見込まれる中で、低所得者の負担軽減に要する公費の過度な増加を防ぐため、負担能力に応じた負担の考え方に沿って、高所得の被保険者の負担による再分配を強化すべき。



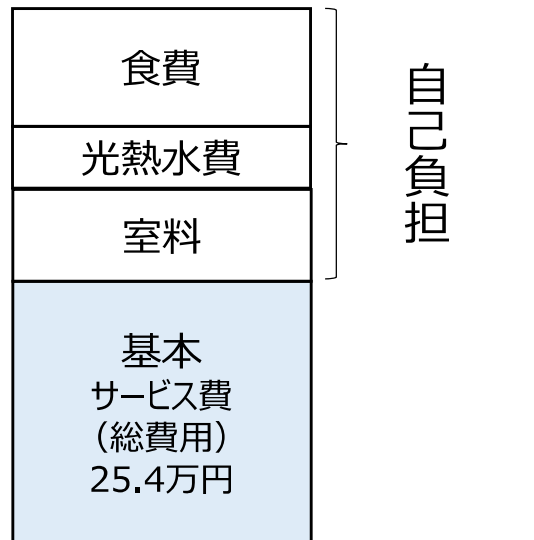
(出所) 被保険者割合は「令和2年度介護保険事業状況報告」

(注) 具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

- 制度創設時から、「施設介護については、居宅介護とのバランスや高齢者の自立が図られてきている状況から見て、食費等日常生活費は、利用者本人の負担とすることが考えられる」とされていた（「高齢者介護保険制度の創設について」（1996））。
- このため、2005年度に、食費と個室の居住費（室料＋光熱水費）を介護保険給付の対象外とする見直しを実施（多床室は食費と光熱水費のみ給付対象外）。2015年度に、介護老人福祉施設（特養老人ホーム）の多床室の室料負担を基本サービス費から除く見直しを実施。
- しかしながら、介護老人保健施設・介護医療院・介護療養病床の多床室については、室料相当分が介護保険給付の基本サービス費に含まれたままとなっている。

介護老人福祉施設（特養老人ホーム）

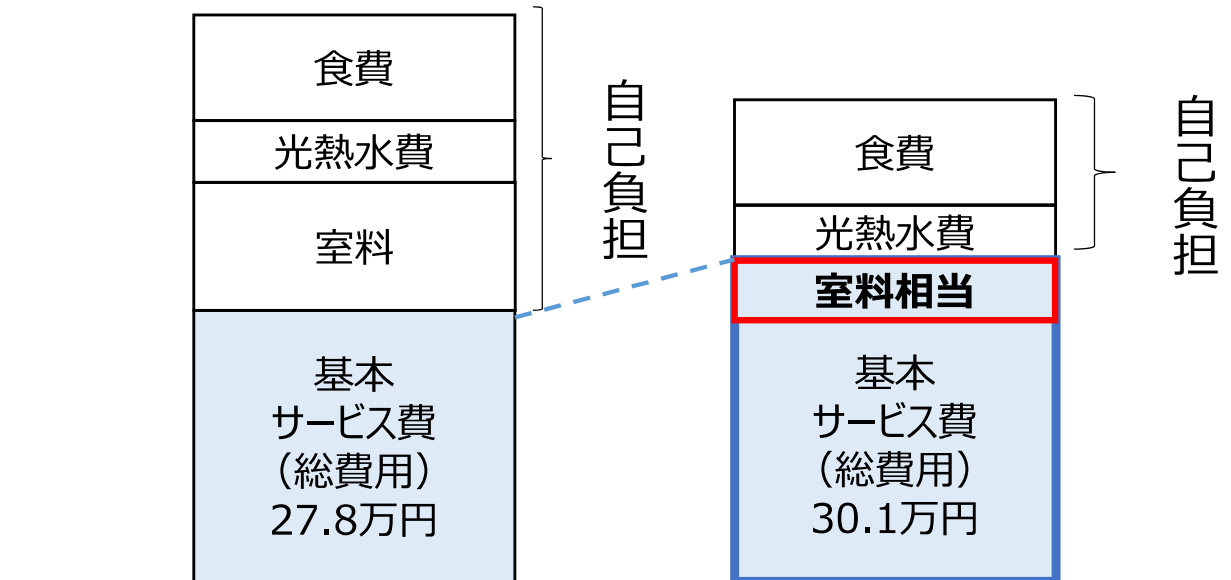
特養は2015年度改定で多床室の室料をサービス費から除外し、個室と多床室の報酬水準は同額。



個室・多床室

介護老人保健施設・介護医療院・介護療養病床

老健施設の多床室については、**室料相当額は基本サービス費に含まれたまま**であり、多床室の方が個室よりも基本サービス費が高い。



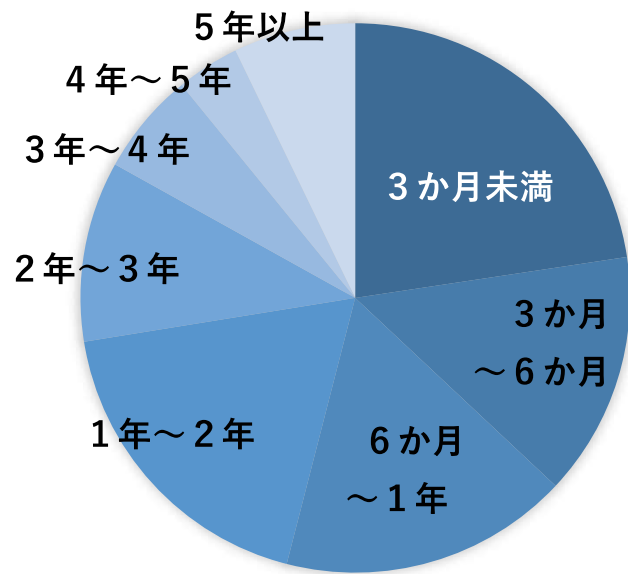
個室

多床室

(注) 上記の特養老人ホーム、介護老人保健施設等の基本サービス費は要介護5の者が30日入所した場合の費用（利用者負担含む）。

- 介護医療院は、介護老人福祉施設（特養老人ホーム）と同様、家庭への復帰は限定的であり、利用者の「生活の場」となっている。
- 介護老人保健施設は、施設の目的が「居宅における生活への復帰を目指すもの」とされ、少なくとも3か月ごとに退所の可否を判断することとされているが、一般的な医療機関でも長期入院の基準が180日となっている中、介護老人保健施設の平均在所日数は300日を超えている状況。
- さらに、入所当初の利用目的が「他施設への入所待機」や「看取り・ターミナル期への対応」という利用者が3割となっており、長期入所者の退所困難理由でも「特養の入所待ちをしている」が38%、「家族の希望」が25%となっている。
- こうした状況を踏まえ、居宅と施設の公平性を確保し、どの施設であっても公平な居住費（室料＋光熱水費）を求めていく観点から、給付対象となっている室料相当額について、次期計画期間（2024～2026年度）から、基本サービス費等から除外する見直しを行うべきである。

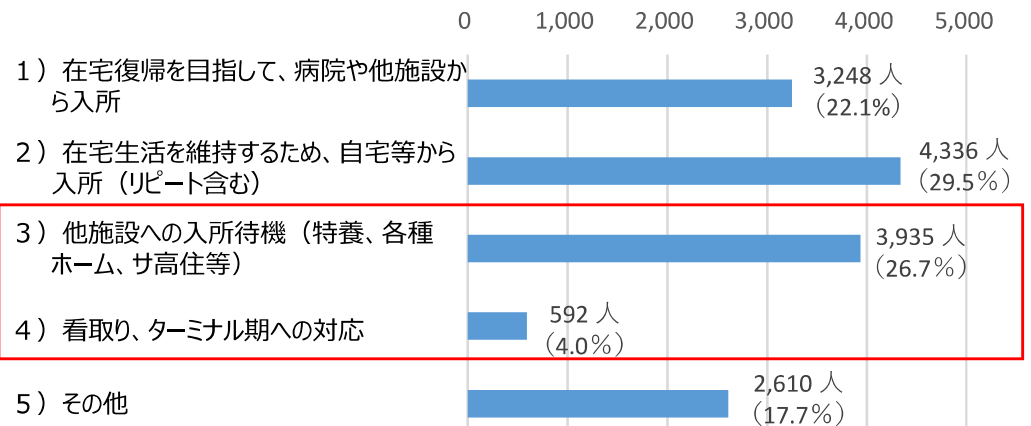
◆介護老人保健施設の在所日数別の利用者数（2019年9月末時点）



- 3か月を超えて入所している利用者：77%
- 6か月を超えて入所している利用者：63%
- 1年を超えて入所している利用者：46%

（出所）厚生労働省「令和元年介護サービス施設・事業所調査」（令和3年1月）

◆介護老人保健施設の入所サービス利用者の利用目的



（出所）全国老人保健施設協会「介護老人保健施設における多職種連携を通じた在宅復帰・在宅支援等に関する調査研究事業 報告書」（令和4年3月）

◆長期入所者における退所の困難理由（住宅強化型）

- 認知度が重度である：20.6%
- 自宅等では療養困難な医療処置を必要とする：7.3%
- 自宅等では療養困難な精神疾患を有する：1.6%
- 特養の入所待ちをしている：38.1%
- 在宅生活を支える介護サービスが乏しい：5.1%
- 家族の希望：25.0%
- その他：6.7%

（出所）全国老人保健施設協会「介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の強化へ向けて（平成30年3月）」

第10期計画期間（2027～2029年度）の開始までに結論を得るべき事項

資料Ⅳ－3－12

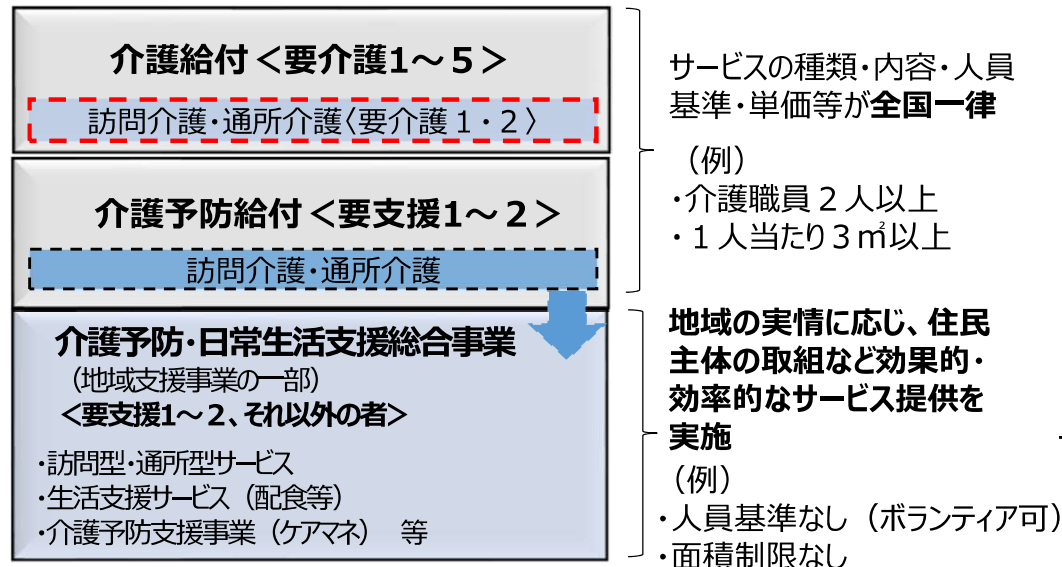
【要介護1・2への訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行等】

- 要支援者に対する訪問介護・通所介護については、地域の実情に応じた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を行う観点から、地域支援事業へ移行（2018年3月末に移行完了）。今後も介護サービスの需要の大幅な増加が見込まれる中、生活援助型サービスをはじめ、全国一律の基準ではなく、人員配置や運営基準の緩和等を通じて、地域の実情に合わせた多様な人材や資源の活用を図り、必要なサービスを提供するための枠組みを構築する必要。
- 第10期介護保険事業計画に向けて、要介護1・2への訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を目指し、段階的にでも、生活援助型サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべきである。

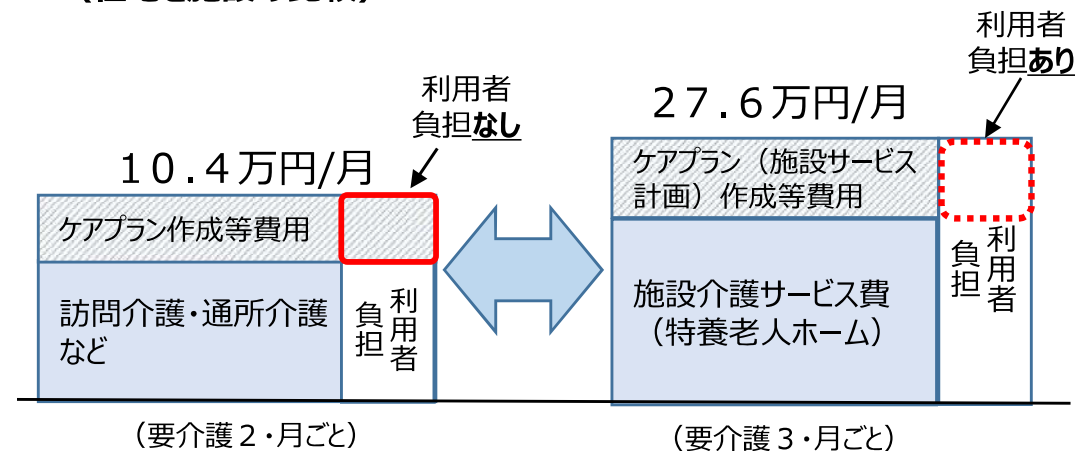
【ケアマネジメントの利用者負担の導入】

- 介護保険サービスの利用にあたっては一定の利用者負担を求めているが、ケアマネジメントについては、介護保険制度の導入にあたり、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担を取らない例外的取扱いがなされてきた。他方、介護老人福祉施設（特養老人ホーム）等の介護施設においてケアマネジャーが行う施設サービス計画の作成等に係る費用については、基本サービスの一部として利用者負担が存在しているため、施設と在宅の間で公平性が確保されていない。
- 第10期介護保険事業計画期間から、ケアマネジメントに利用者負担を導入すべきである。

◆介護給付と地域支援事業



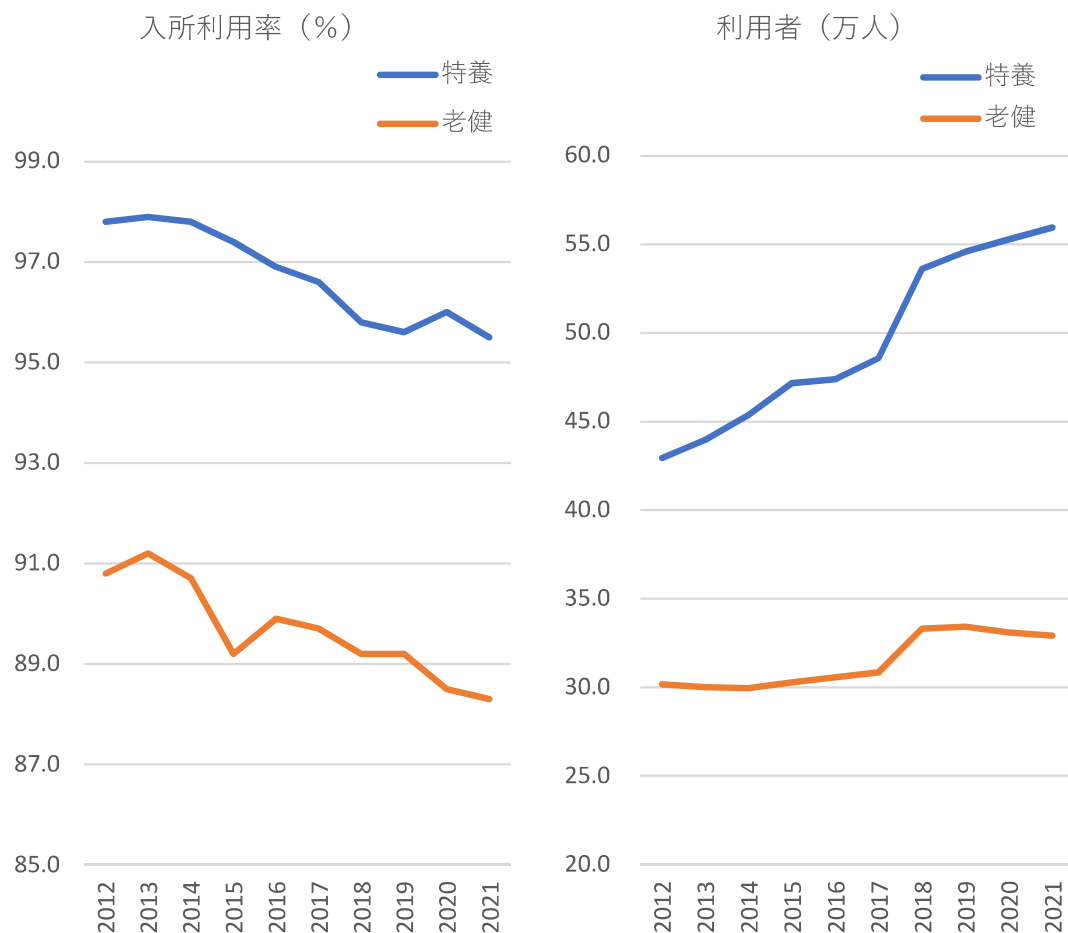
◆受給者一人当たり介護サービス費用と利用者負担の範囲 (在宅と施設の比較)



(注)「令和2年度介護給付費等実態統計」の令和3年4月審査分における受給者1人当たり費用額から粗く計算できる自己負担額は1,500円程度。

- 介護老人保健施設は、居宅復帰を前提として、急性期における機能回復のためのリハビリ等のサービスを提供する施設類型。こうした趣旨から、短期的なリハビリを想定した人員配置・報酬体系となっている。
- 足元で利用率が減少していることに加え、長期間の滞在者（特養等への入所待ち等）も相当程度いる状況。
- 利用者の実態や地域のニーズに即して、特養への移行や特養に近い形の人員配置・報酬体系を検討すべき。

◆入所利用率・利用者数の推移



(出所) 厚生労働省「令和3年介護サービス施設・事業所調査」

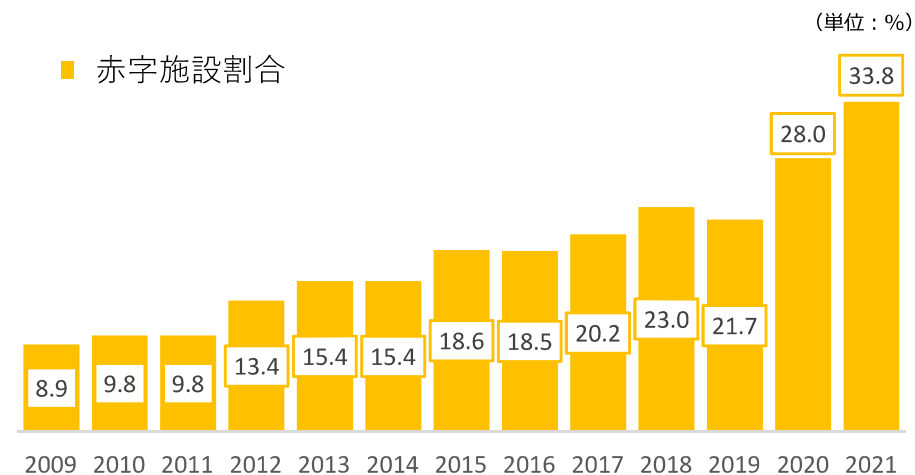
◆入所利用率・平均在所日数の分布、赤字施設割合の推移

【入所利用率の分布】

- 入所利用率90%を下回る施設が全体の4割超。
- 一方で、入所利用率90～95%の施設が最も多い。

【平均在所日数の分布】

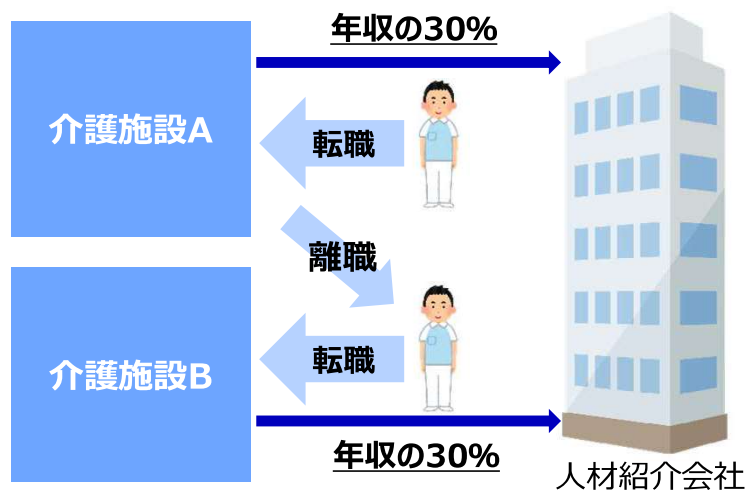
- 1割超の施設で平均在所日数が600日以上。
- 一方で、平均在所日数が200～350日の施設が最も多い。



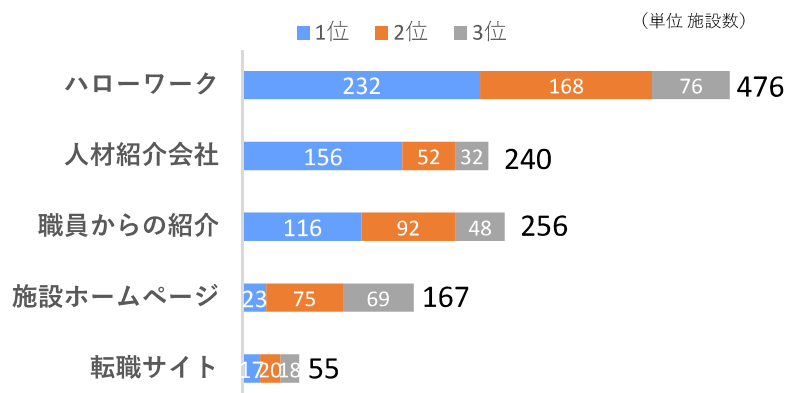
(出所) (独) 福祉医療機構「介護老人保健施設の経営状況について(令和3年度)」等を基に作成

- 人材の採用に当たって、5割の介護事業者が民間の人材紹介会社を活用しているが、年収の30%程度が手数料の相場水準となっているため、結果として、一部の人手が不足している事業者が高額の経費を支払っている状況。また、人材紹介会社を介する場合には採用した人材の離職率が高いとする調査もあり、必ずしも安定的な職員の確保に繋がっているとは言い難い。
- 介護職員の給与は公費（税金）と保険料を財源としており、本来は職員の処遇改善に充てられるべきもの。介護事業者向けの人材紹介会社については、本人への「就職祝い金」の禁止など現行の規制の徹底に加え、手数料水準の設定など、一般の人材紹介よりも厳しい対応が必要。そもそも、ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介を強化すべき。

◆人材紹介会社を介した転職の例

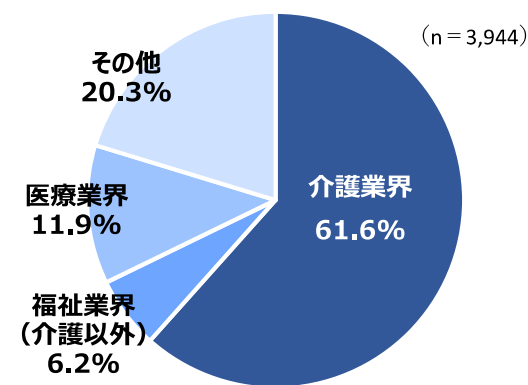


◆正規職員（中途）の採用に結びつく効果の大きかった媒体・経路



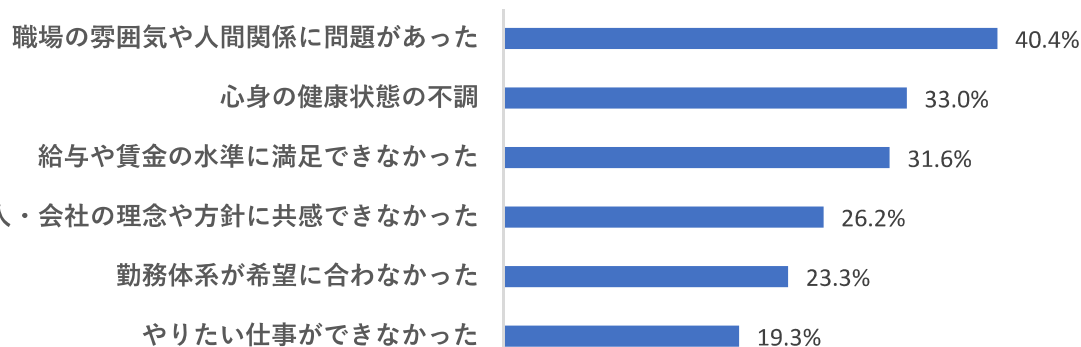
(出所) (独) 福祉医療機構「特別養護老人ホームの人材確保および処遇改善に関する調査結果(2022年度)」

◆介護施設等における中途採用者の前職



(出所) (独) 福祉医療機構「特別養護老人ホームの人材確保および処遇改善に関する調査結果(2022年度)」

◆過去に働いていた職場を辞めた理由（介護福祉士）（複数回答）



(出所) 公益財団法人社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士 就労状況調査(令和2年度)結果報告書」

◆介護従事者の離職率

	人材紹介会社経由		人材紹介会社以外	
	3か月以内	6か月以内	3か月以内	6か月以内
介護職員	28.2%	38.5%	17.9%	25.6%
看護職員	21.3%	32.5%	12.4%	22.3%

※全産業の離職率：13.9%

(出所) 厚生労働省「医療・介護分野における職業紹介事業に関するアンケート調査(2019年12月)」
厚生労働省「令和3年雇用動向調査結果」

- サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等においては、同一の建物に居住する高齢者に対して特定の事業者が集中的にサービスを提供している場合に、画一的なケアプランや過剰なサービス等の問題が指摘されてきた。
- 前回の報酬改定時に、問題事例についてはケアプランを点検する仕組みを導入したが、画一的なケアプランや過剰なサービス等の問題事例が見つかるとともに、ケアプラン点検によりサービスの見直しにつながった例は多くない状況。その背景の一つとして、サ高住の運営者との関係で見直しが進まないとの課題が指摘されている。
- また、ケアマネジメントについては、利用者にサ高住の入居者がいる場合、それ以外の場合と比較して、所要時間が3割程度少ない。
- こうした実態を踏まえ、サ高住等でケアマネジメントを提供する事業者には、同一建物減算を適用すべき。さらに、訪問介護等についても、利用者が同一建物に集中している場合には、一層の減算を行うことで適正化を図るべき。

◆訪問介護の同一建物減算（2012年度改定で導入）

要件	減算
<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所と同一建物の利用者、 同一建物の利用者20人以上（2015年度改定で追加） 	▲10%
<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所と同一建物の利用者50人以上（2018年度改定で追加） 	▲15%

◆ケアマネジメントの特定事業所集中減算（2006年度改定で導入、2015年度改定で強化（90%⇒80%））

要件	減算
同一の介護事業者によって提供されるサービス（訪問介護等）の割合が80%超	▲200単位

◆2021年度介護報酬改定における議論を踏まえたケアプラン点検に関する基準（2021年10月に導入）

居宅介護支援事業所ごとに見て、
 ①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上、かつ、
 ②その利用サービスの6割以上が訪問介護サービスの場合であって、市町村からの求めがあった場合には、ケアマネジャーがケアプランの妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、市町村に届け出なければならない。

◆改善すべきケアプランの傾向・課題（n = 189、ケアプラン点検実施市町村）

個別性の欠如：利用者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっていると思われた	全回答の59.7%
過剰なサービス：利用者の意向や情報を考慮せず、アセスメントからは必要が見出せない住まい事業者と同一法人によるサービスを、ケアプランに設定していると思われた。	全回答の45.3%
居宅介護支援事業所にフィードバック等を行っても、改善すべき課題のネックが住まい運営事務所との関係でもあるなどの理由から改善が進まない。	全回答の59.1%

（出所）厚生労働省「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究 報告書（2023年3月）」

◆ケアマネジメントにおける利用者1人当たり1か月間の労働投入時間

サ高住の入居者有	サ高住の入居者無
82.7分	112.6分

（出所）厚生労働省「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業 報告書（2023年3月）」

◆サ高住等の併設の有無による訪問介護事業所（営利法人）の経営状況の比較

- 高齢者住宅等に併設する事業所のサービス提供回数は、単独事業所の1.5倍。
 - 併設事業所は同一建物減算が適用されている事業者が多いにもかかわらず、単独事業所に比べ、利益が2割以上大きく、利益率も1.2ポイント高い。
- ⇒併設事業所では、移動時間が少ないことを活かし、短時間のサービスを数多く提供して収益を上げていると見られる。

（出所）（独）福祉医療機構「訪問介護の経営状況について（令和3年度）」を基に作成

- 介護保険法では、要介護者が、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」、介護サービスを行うとされているが、現在の介護報酬は要介護度が進むにつれて報酬が高くなる一方、自立支援・重度化防止に係る取組への評価が不十分。
- 例えば、ケアマネジメントでは、要介護3・4・5の基本報酬（約13,980円/月）が要支援1・2（約4,380円/月）の3.2倍となっているが、実際の利用者1人当たり1か月間の労働投入時間で見ると、要介護3（114.8分）は要支援1（89.2分）の1.3倍程度に過ぎない。さらに、特定事業所加算の要件に「要介護3・4・5の利用者の割合が4割以上」が含まれるなど、要介護3・4・5への評価が手厚い。
- また、インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）は、自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組を推進するものであるが、現状はアウトカム指標の割合が小さく、要介護認定率の改善等の成果に結び付いていないと言いがたい。
- 介護保険法の趣旨に照らして、自立度や要介護度の維持・改善など、アウトカム指標を重視した枠組みとすることが重要。

◆介護保険法（抜粋）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

◆ケアマネジメントの基本報酬と労働投入時間

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
報酬	438単位/月		1,076単位/月		1,398単位/月		
時間	89.2分	89.6分	112.3分	107.0分	114.8分	123.2分	121.5分

（出所）厚生労働省「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業 報告書」（2023年3月）

◆ケアマネジメントの特定事業所加算（Ⅰ）（505単位）の要件（抜粋）

- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。
- 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置。
- **利用者の総数のうち、要介護3～5である者の割合が4割以上。**

◆東京都における要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進の事例

介護報酬上のADL（日常生活動作）維持等加算を算定した事業所に対して、東京都が報奨金を支給。

- ①基礎分 → ADL維持等加算算定：20万円
- ②加算分 → 要介護度の維持の場合：+10万円
要介護度の改善の場合：+20万円

（出所）東京都HP

◆インセンティブ交付金の評価指標の項目数と配点（2023年度、市町村分）

	2023年度	
	推進交付金	支援交付金
項目数	227	95
うちアウトカム指標	8 (3.5%)	8 (8.4%)
配点	1,355	830
うちアウトカム指標	300 (22.1%)	300 (36.1%)

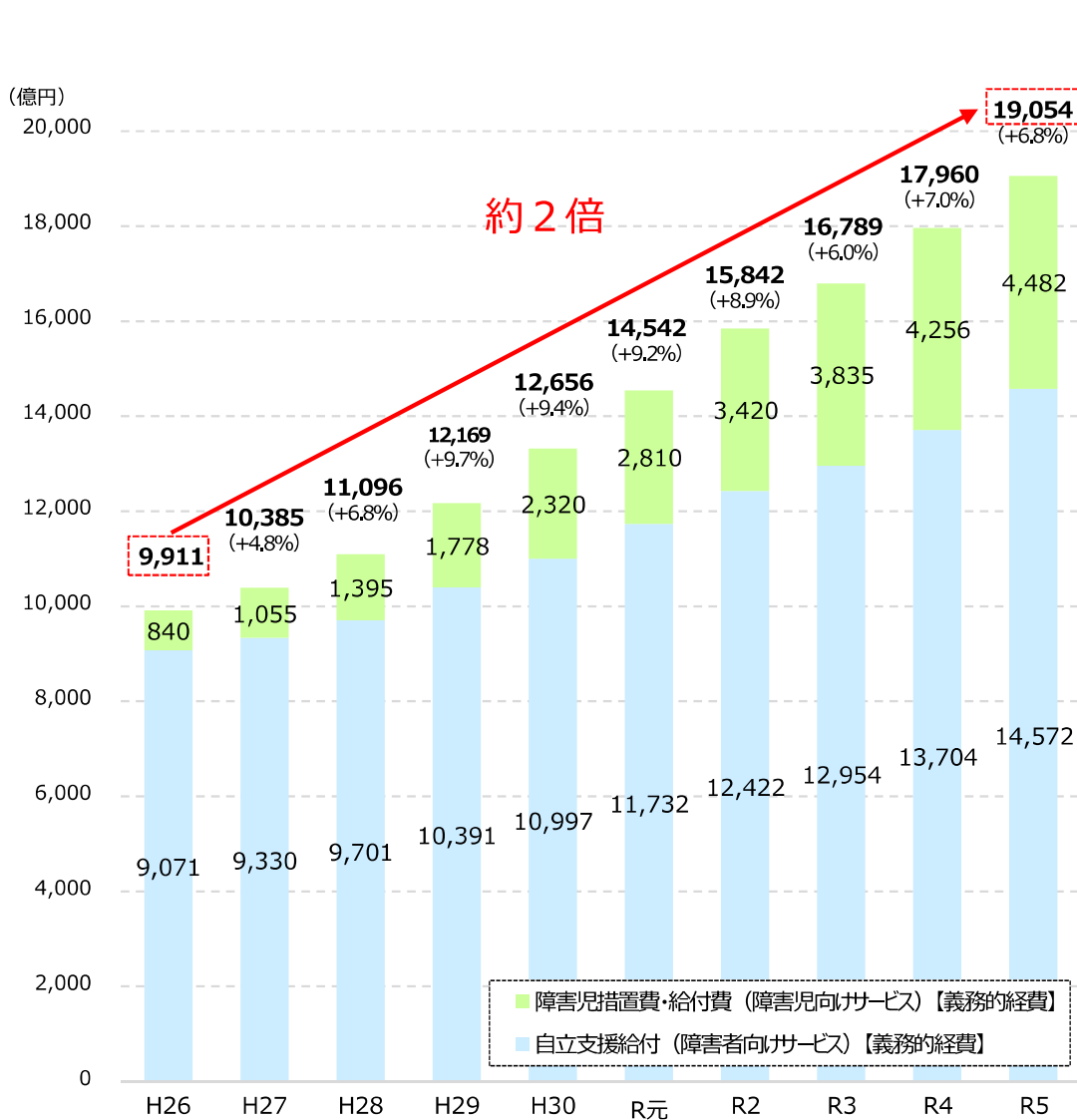
◆評価指標の例（2023年度、市町村分）

- 介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いくつ実施しているか。（←「実施」の基準を明確化すべき）
- 在宅医療・介護連携を推進するため、多職種を対象とした研修会を開催している。（←定量的な目標を設定すべき）

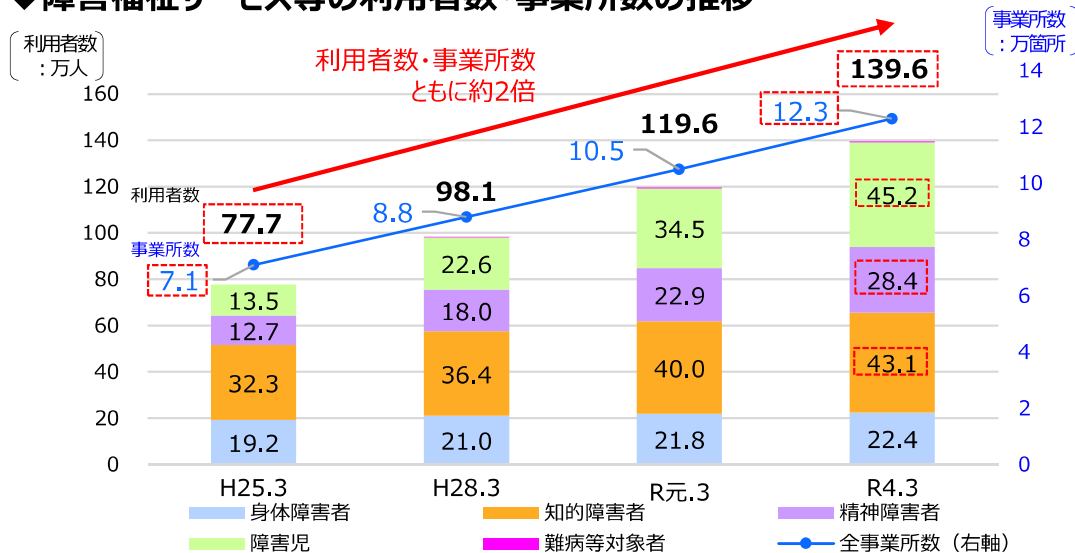
障害福祉サービス等の現状①（予算・利用者数の推移）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加しており、サービスの利用者数や事業所数も約2倍に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約4倍であり、著しく高い伸びを示している。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）

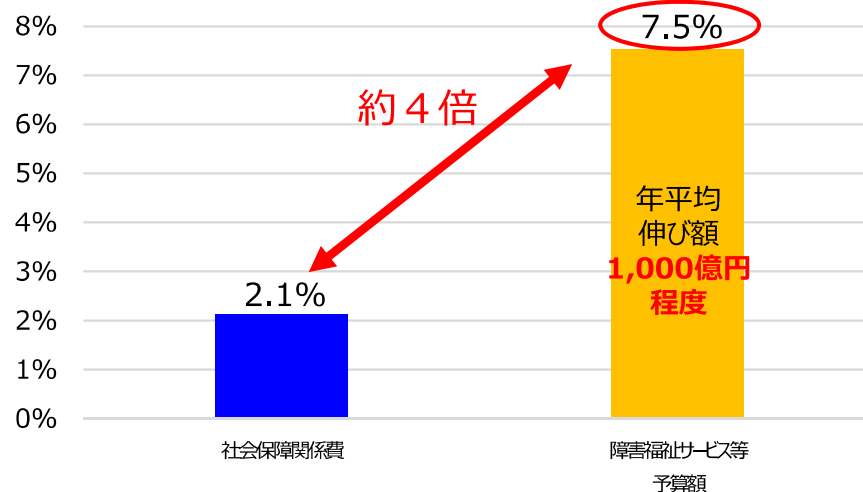


◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



(注)国保連データを基に作成。利用者数・事業所数ともに各年3月時点。
複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

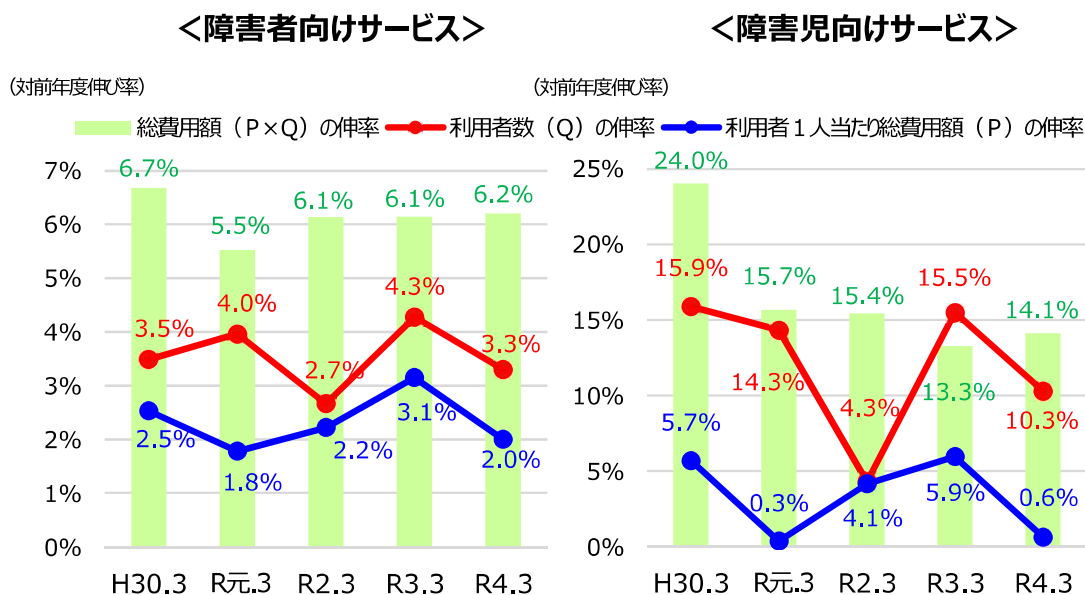
◆社会保障関係費の伸び率との比較（直近10年間）



障害福祉サービス等の現状② (利用者・事業所数の増加要因) 資料Ⅳ-4-2

- 総費用額の伸びを分析すると、利用者数の増加が予算額の増加に大きく寄与。利用者数の増加については、高齢化による影響は限定的であり、65歳未満の利用者数の増加の影響が大きい。
- 事業所数の増加は、近年、大半が営利法人の増加によるものであるが、特に一部のサービスで営利法人の参入が急増。

◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



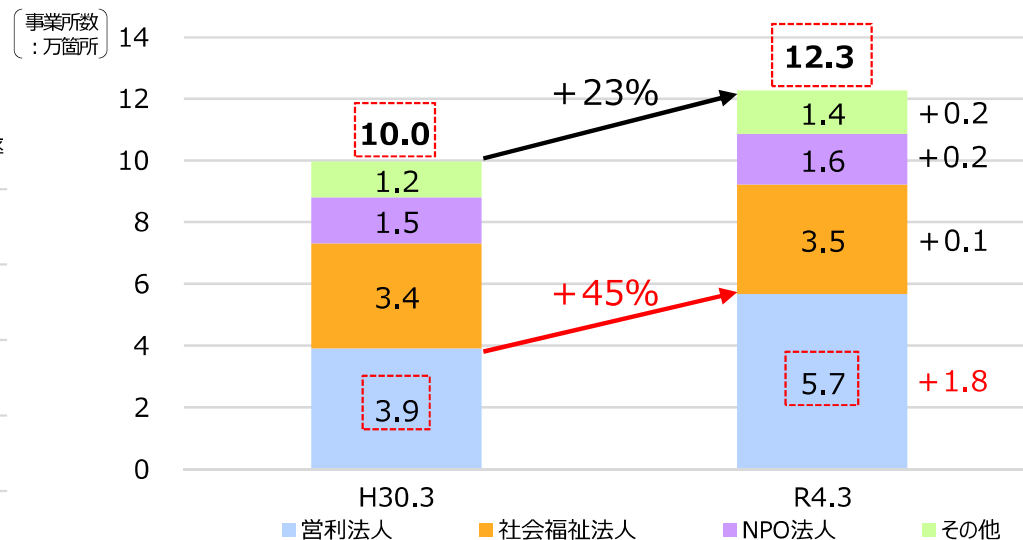
(注) 国保連データを基に作成。総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年3月の実数。利用者1人当たり総費用額は各年度の月平均の値(相談系サービス除く)。

◆年齢別 利用者数の推移

	H30.3	R4.3	増加人数 (増加率)
65歳以上	9.6万人	11.9万人	+2.3万人 (+23.8%)
18歳以上65歳未満	72.6万人	83.2万人	+10.6万人 (+14.7%)
18歳未満	30.0万人	44.5万人	+14.5万人 (+48.4%)
利用者数 合計	112.2万人	139.6万人	+27.4万人 (+24.5%)

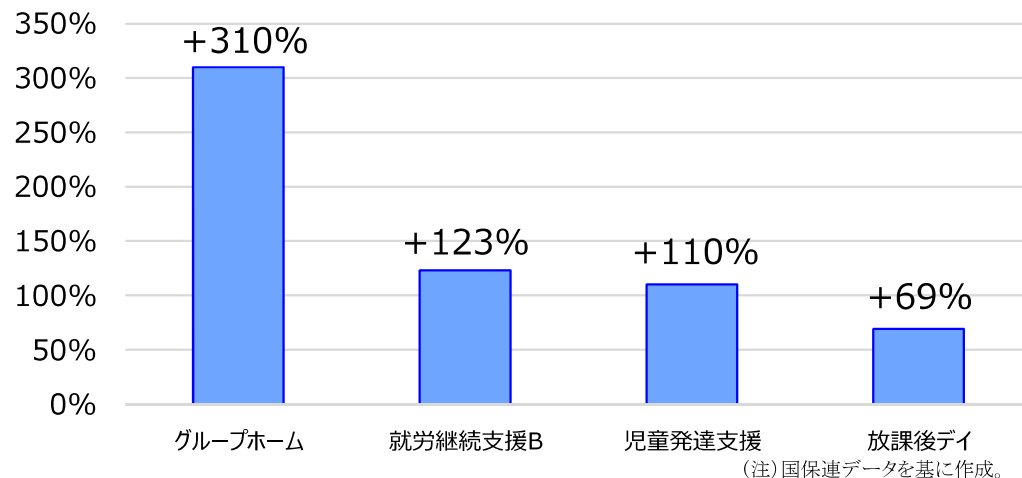
(注) 国保連データを基に作成。

◆障害福祉サービス等事業所数の伸び (直近5年) とその内訳



(注) 国保連データを基に作成。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

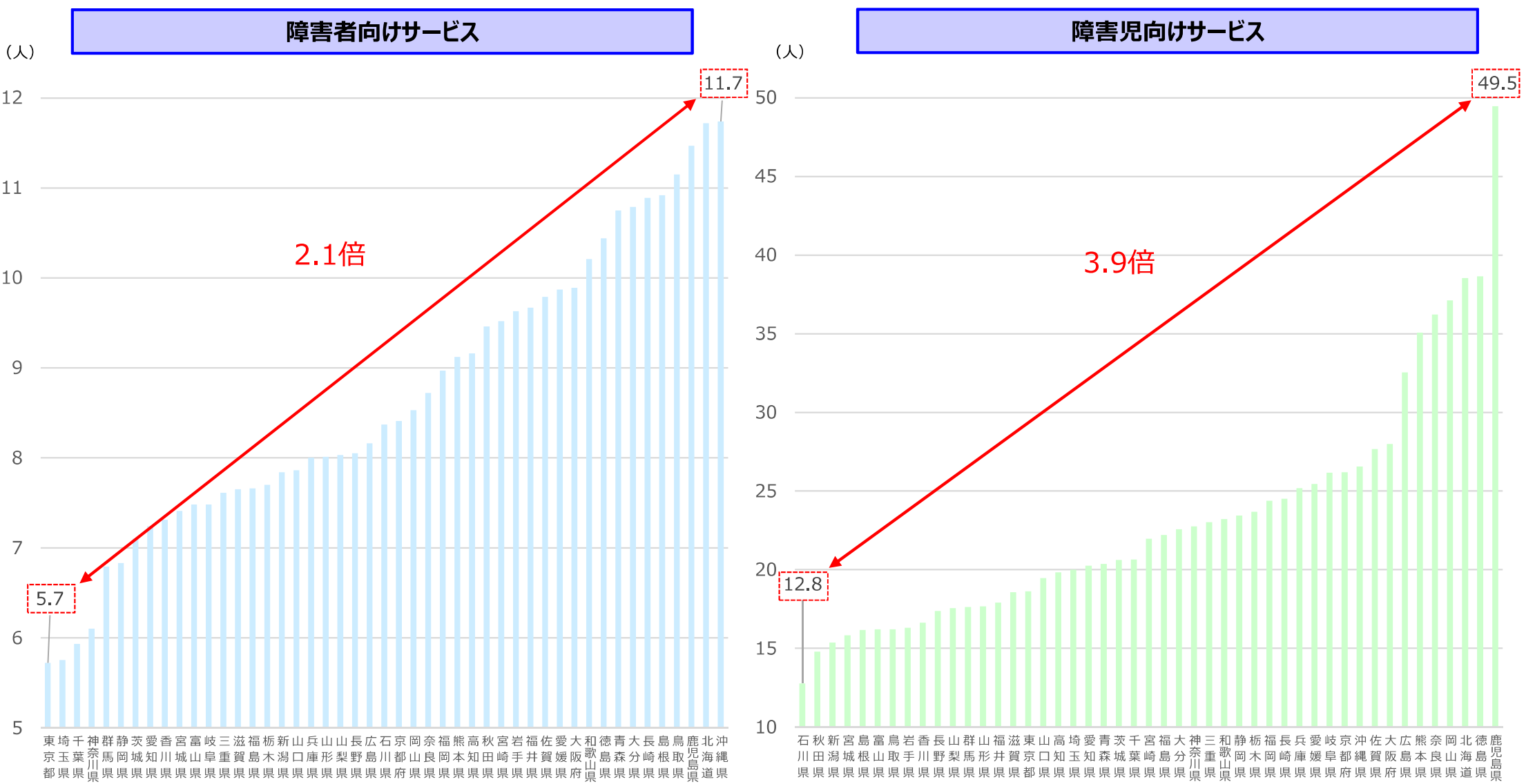
◆営利法人の事業所数伸び率 (直近5年)



障害福祉サービス等の現状③ (地域差)

○ 都道府県別に人口当たりの利用者数を比較すると、令和4年においては、障害者向けサービスで最大2.1倍、障害児向けサービスで最大3.9倍の地域差が存在しており、地域差が大きい。

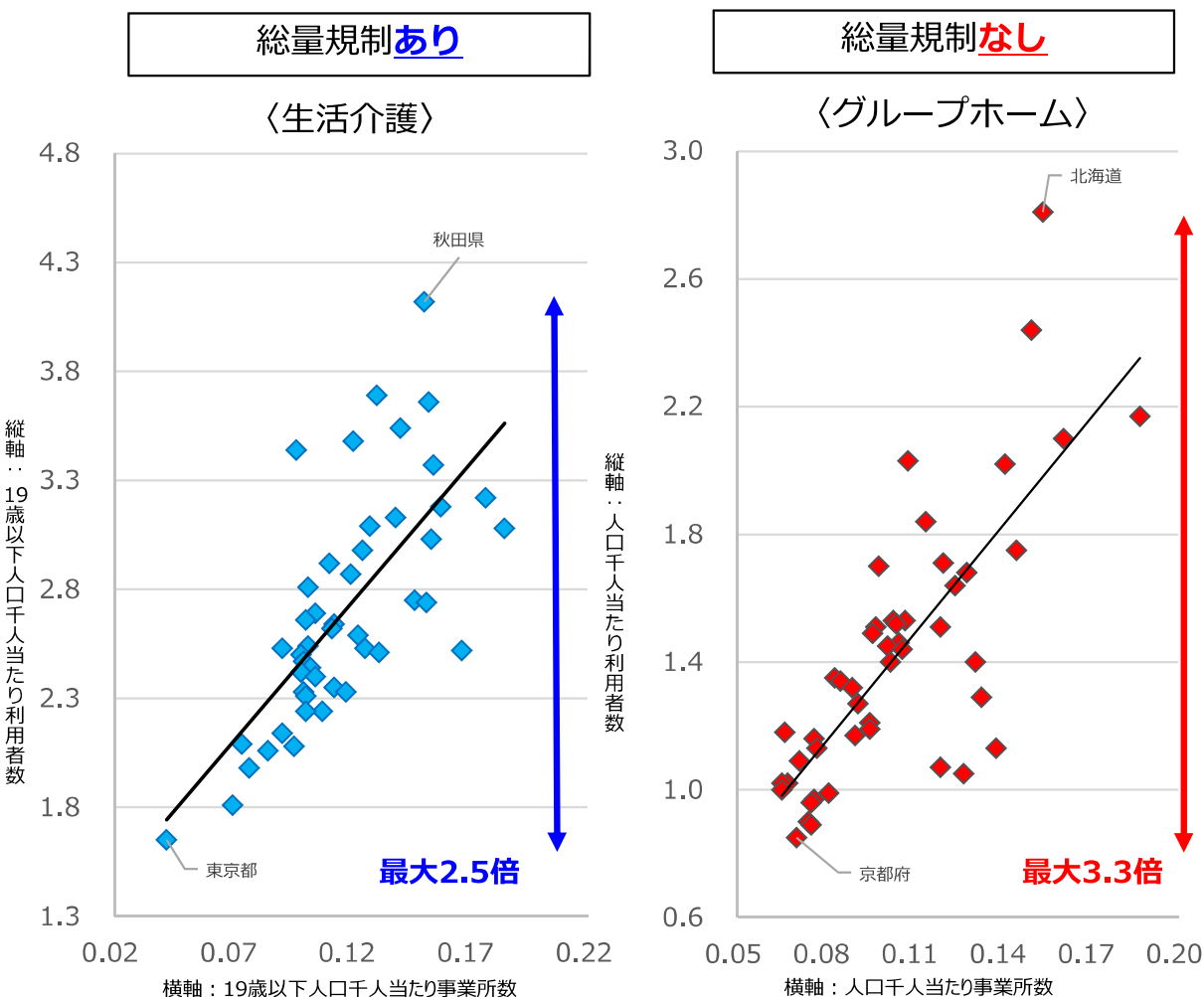
◆都道府県別 障害福祉サービス等の「人口千人当たり利用者数」(令和4年10月)



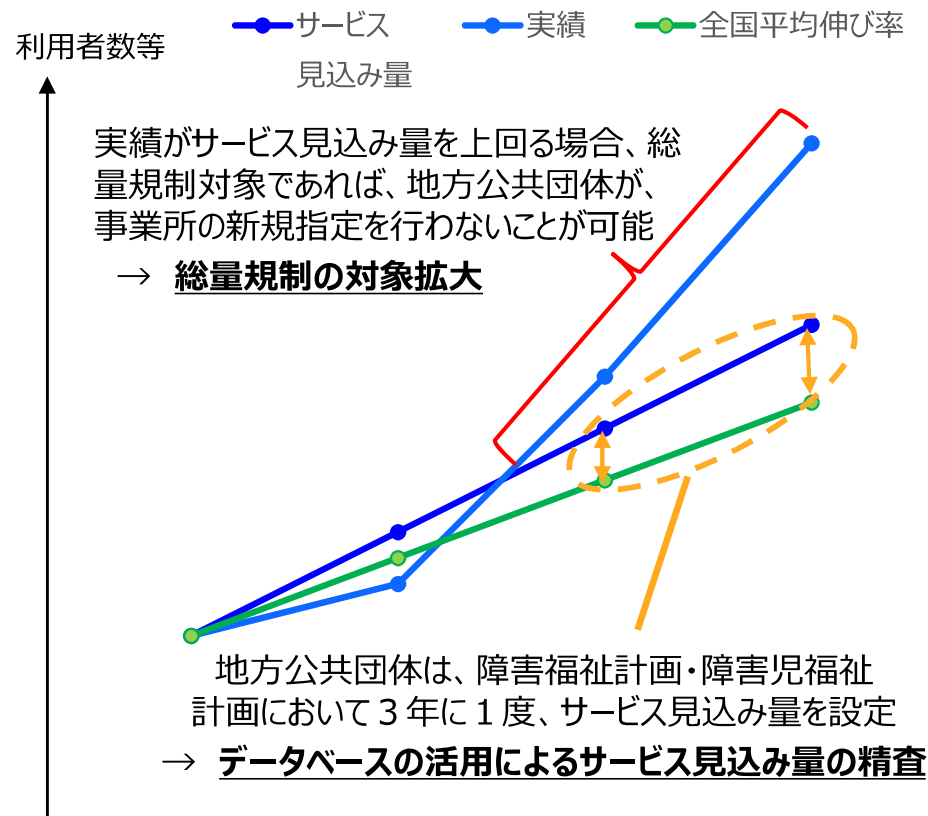
(注)利用者数は令和4年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局の「人口推計」(令和4年10月1日現在)に基づき作成

- 利用者数の地域差をサービス別に更に分析すると、総量規制がある生活介護よりも、総量規制がないグループホームの方が地域差が大きい。
- 令和5年度から障害福祉サービスデータベースが本格運用されることを踏まえ、地方公共団体がデータベースを積極的に活用することなどにより、適切なサービス見込み量を設定するとともに、地域の実態を踏まえた事業所の指定を行うため、総量規制の対象拡大を検討するなど、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われるようにすべき。

◆都道府県別・サービス別 人口千人当たりの利用者数と事業所数の関係



◆地域差縮小方策のイメージ



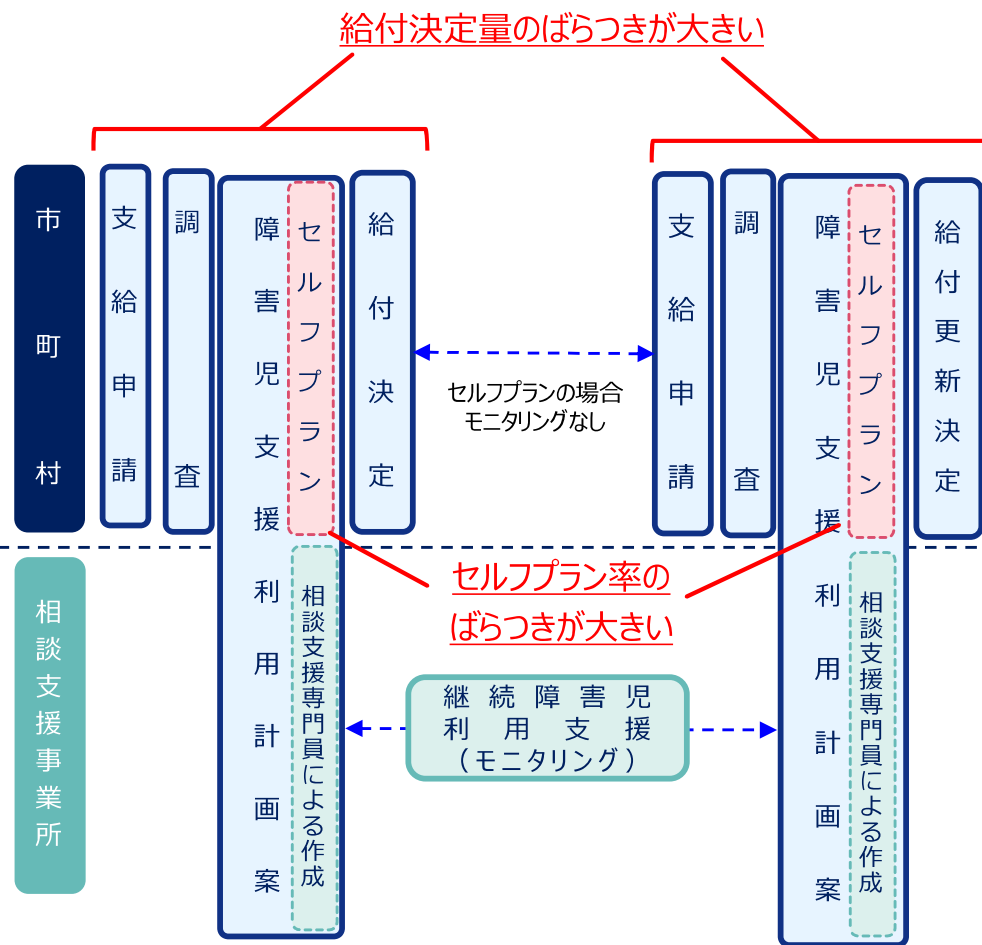
現在の総量規制対象

- 放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児入所施設
- 生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設

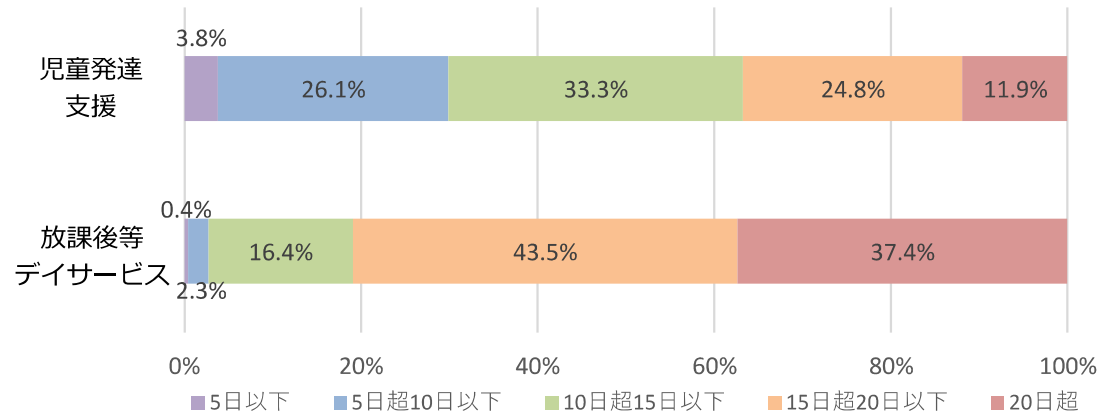
(注) 利用者数・事業所数は令和4年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局「人口推計(令和4年10月1日現在)」に基づき作成。

- 利用者数の地域差に加えて、障害児支援においては、利用者一人当たりの給付決定量においても地域差が大きい。また、専門職である相談支援専門員の支援を受けずに利用計画案が策定されるセルフプランが著しく高い地域もある。
- こうした地域差を解消していくため、国が給付決定における具体的な基準等を定めるとともに、相談支援専門員による計画作成を徹底すること等により、適切な給付決定を推進する観点からセルフプランの解消を推進すべき。また、国が地方自治体の実態を把握し、かい離が大きい地方自治体等に助言等を行うことで地域差解消を支援すべき。

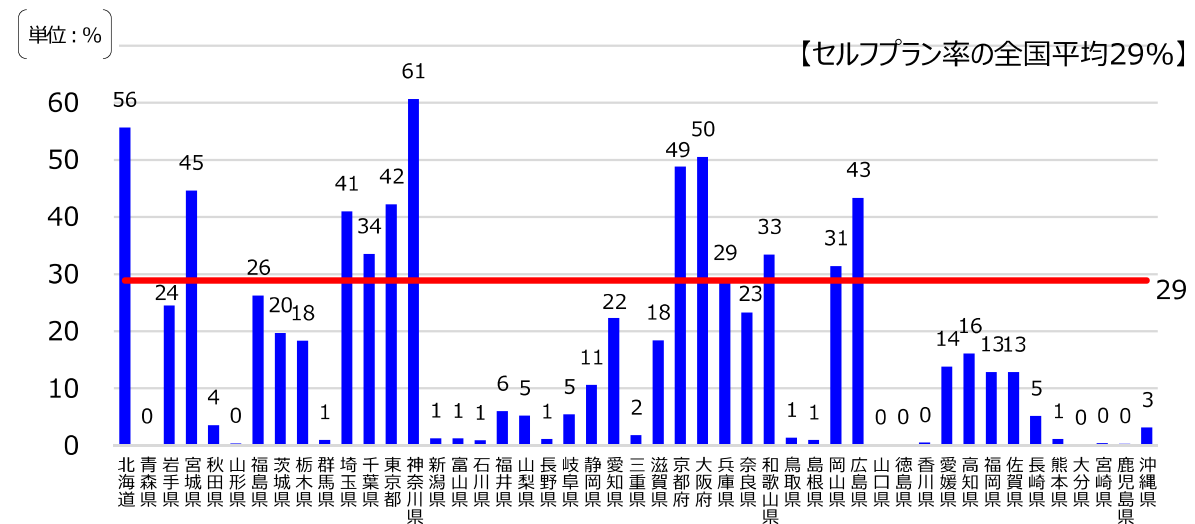
◆障害児支援サービスの給付決定プロセス



◆平均給付決定量（日数）別の市町村の分布



◆障害児支援サービスのセルフプラン率



- 障害福祉サービスについては、利用者負担が低位に抑えられていることもあり、利用者側からの牽制が働きにくい構造にある。このため、サービス量が急増している中で、報酬設定が適切なものとなっているか不断の見直しが必要。
- 例えば、放課後等デイサービス等の障害福祉サービスの報酬は、営業時間で設定され、利用者ごとのサービスの利用時間が考慮されていない。このため、利用者ごとの利用時間に大きなバラツキがあるにもかかわらず同額の報酬となっており、サービス提供に係るコストが適切に報酬に反映されるよう、利用時間の実態に基づいた報酬体系に見直す必要。

◆ 報酬設定

放課後等デイサービスの報酬設定

〔授業終了後のサービス提供〕

営業時間	基本報酬
3時間以上	604単位
3時間未満	591単位

〔学校休業日のサービス提供〕

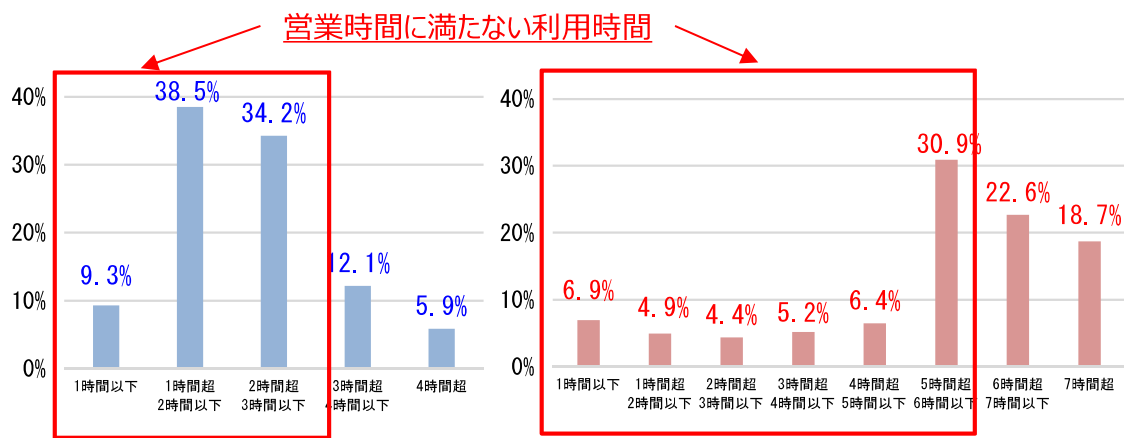
営業時間	基本報酬
6時間以上	721単位
4時間以上6時間未満	15%減算
4時間未満	30%減算

通所介護の報酬設定

サービス提供時間	基本報酬
8時間以上9時間未満	1,339単位
7時間以上8時間未満	1,288単位
6時間以上7時間未満	1,150単位
5時間以上6時間未満	1,113単位
4時間以上5時間未満	682単位
3時間以上4時間未満	651単位
3時間未満	評価なし

◆ 放課後等デイサービスにおける利用時間別の利用者の分布

＜平日：営業時間3時間以上の事業所＞ ＜休日：営業時間6時間以上の事業所＞



(注) 利用定員10人以下の場合(医療的ケア区分に該当しない障害児)

(注) 地域密着型(利用定員18人以下)、要介護度5の場合

放課後等デイサービスの課題等についての自治体・事業所からの意見

＜自治体意見(抜粋)＞

- 報酬単価が日あたりの設定となっており、サービス提供時間に応じた報酬ではないため、**短いサービス提供時間で、1日約1万円という非常に高額な報酬単価**となっている。開所時間減算はあくまで事業所の開所時間であり、利用者の都合によるサービス利用時間とはリンクしないため、**児童の支援より営利を追求する事業者が後を絶たない悪循環**となっている。

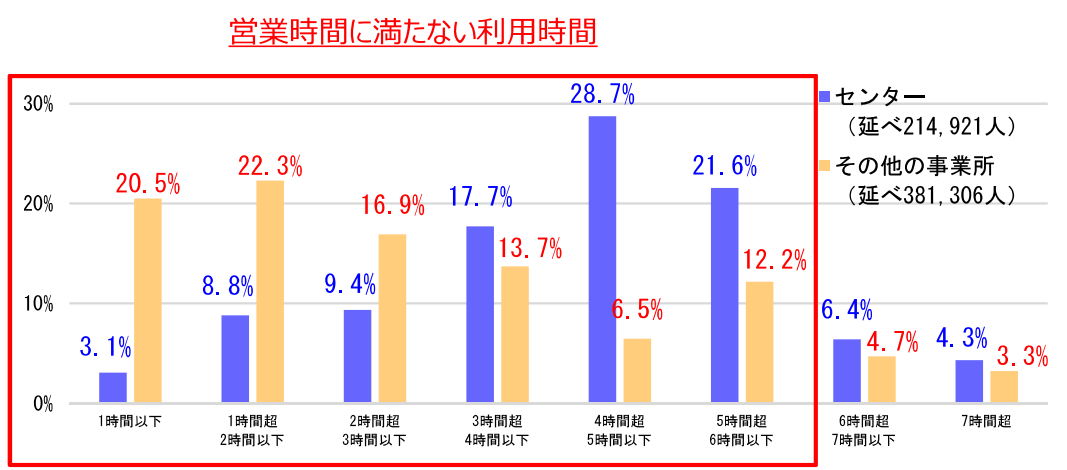
＜事業所意見(抜粋)＞

- **開所時間が6時間以上としていても個々の児童へのサービス提供時間数を1時間等と限定して支援をしている事業所と、我々のように数時間小集団でサービスを行う事業所との報酬制度が同じ**であることに納得がいかない。人員にかかる経費も施設面積に応じた家賃も全く違い、我々は薄利の中、出来る支援を模索中である。

(出典)「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究報告書」(令和2年3月みずほ情報総研株式会社)

◆ 児童発達支援(未就学児)における利用時間別の利用者の分布

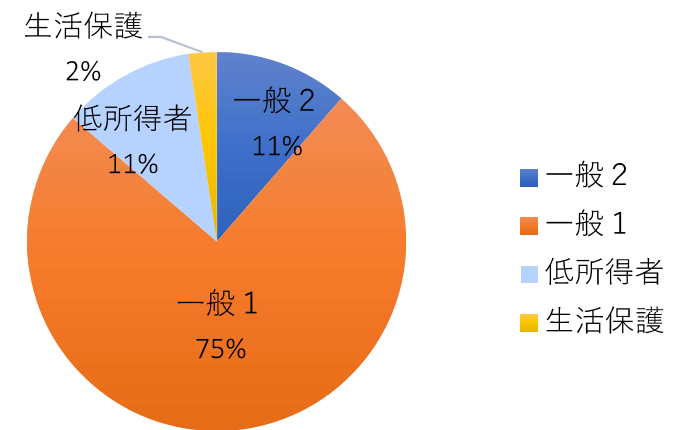
＜営業時間6時間以上の事業所＞



- 障害福祉サービスは、原則として費用の1割を利用者が負担することとされているが、所得に応じて負担限度額が設定されている。
- 実際には、利用者負担割合が小さいため、サービスの必要性や費用額が意識されにくく、サービス利用量が伸びやすい構造となっている。

◆ 利用者負担額（障害児サービス）

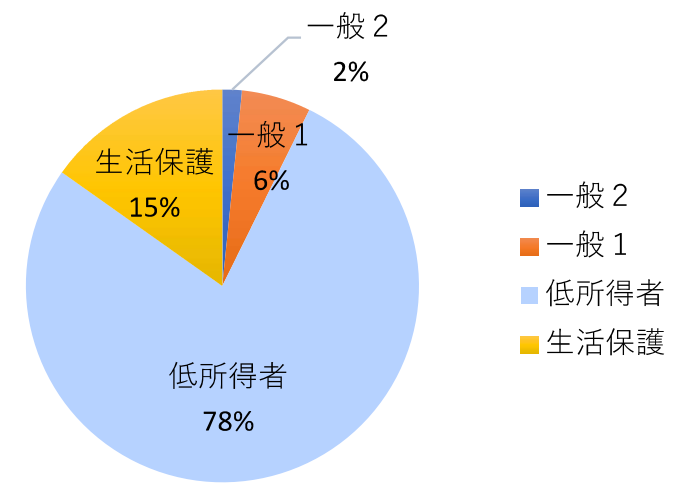
所得区分	負担上限額	令和4年12月				
		利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)[A]	利用者負担額 (億円)[B]	負担割合 [B/A×100]
一般2	37,200円	5.5	11%	58	3.9	6.7%
一般1(※1)	4,600円	36.1	75%	439	9.9	2.3%
低所得者(※2)	0円	5.4	11%	74	—	—
生活保護	0円	1.2	2%	17	—	—
合計	—	48.2	100%	588	13.9	2.4%



※1 市町村民税所得割額28万円未満【両親(主たる生計維持者+被扶養配偶者)+子ども2人(うち障害児1人):年収約970万円未満】
 ※2 市町村民税非課税世帯

◆ 利用者負担額（障害福祉サービス）

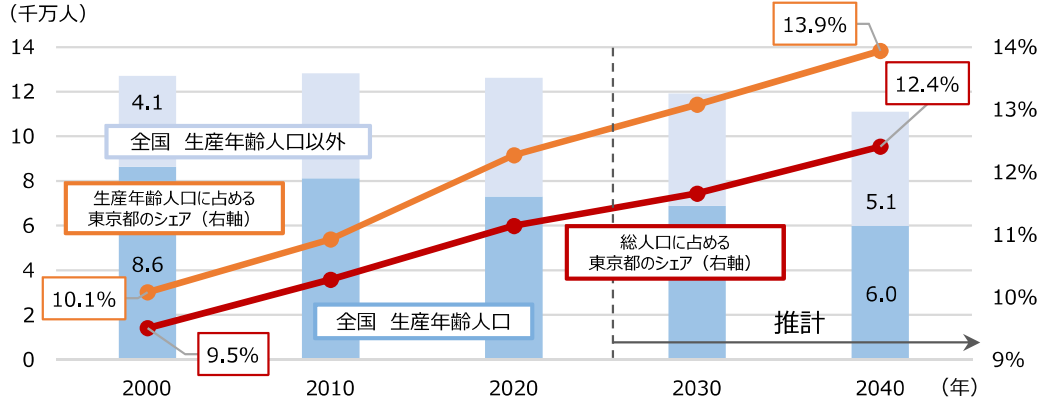
所得区分	負担上限額	令和4年12月				
		利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)[A]	利用者負担額 (億円)[B]	負担割合 [B/A×100]
一般2	37,200円	1.6	2%	29	2.4	7.5%
一般1(※1)	9,300円	5.6	6%	80	3.2	3.9%
低所得者(※2)	0円	76.6	78%	1,789	—	—
生活保護	0円	15.0	15%	254	—	—
合計	—	98.8	100%	2,151	5.6	0.25%



※1 市町村民税所得割額16万円未満【両親(主たる生計維持者+被扶養配偶者(障害者))+子ども1人:年収約670万円未満】
 ※2 市町村民税非課税世帯

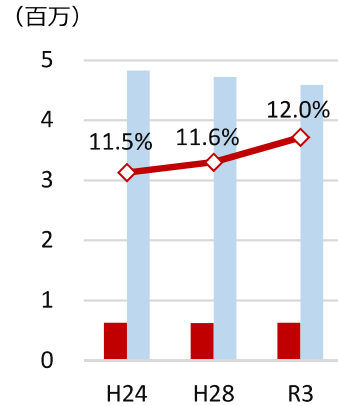
○ 我が国では近年、総人口が減少する中、人口動態や経済活動面において東京一極集中が続いてきている。

◆ 人口の推移と東京都のシェア



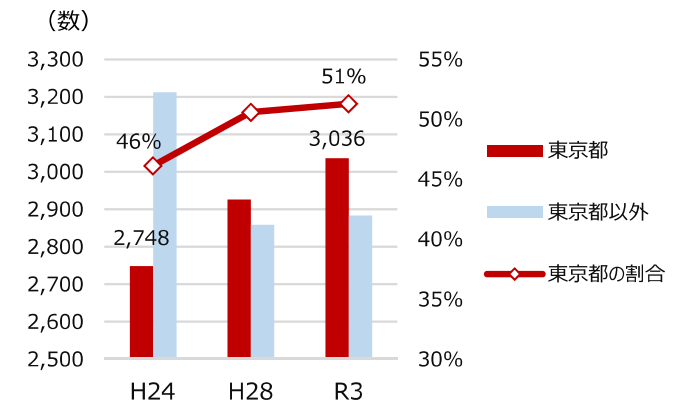
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2023年版)」、「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、「日本の地域別将来人口推計(平成30(2018)年推計)」をもとに作成

◆ 事業所数の推移

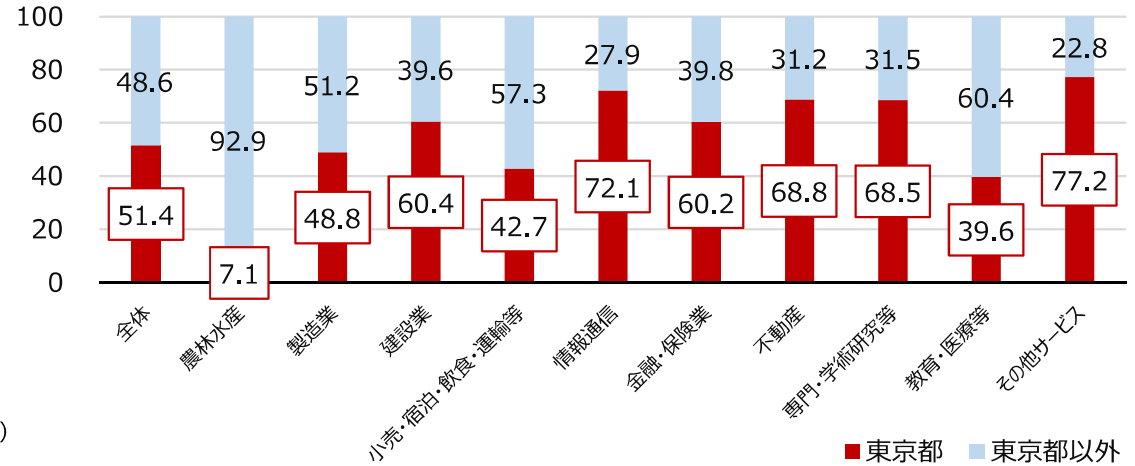


(出所) 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(注) 事業内容等不詳のものを除く。

◆ 資本金10億円以上の企業数の推移

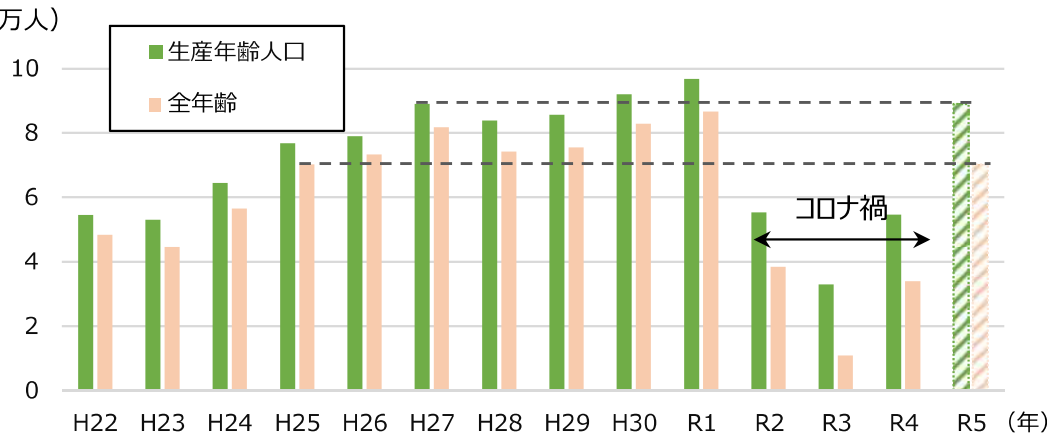


◆ 従業員1,000人以上の事業所数における東京都のシェア (単位: %)



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

◆ 東京都への転入超過数の推移 (生産年齢人口・全年齢別)



(出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」
(注) R5年については1月・2月の転入超過数を基にした推計値。

◆ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (令和2年12月21日閣議決定)

過度な東京圏への一極集中は、首都直下地震などの災害のリスク管理の面や生活環境の悪化などの課題を生じさせるとともに、地方における担い手不足を招くこと等から、その是正は喫緊の課題である。

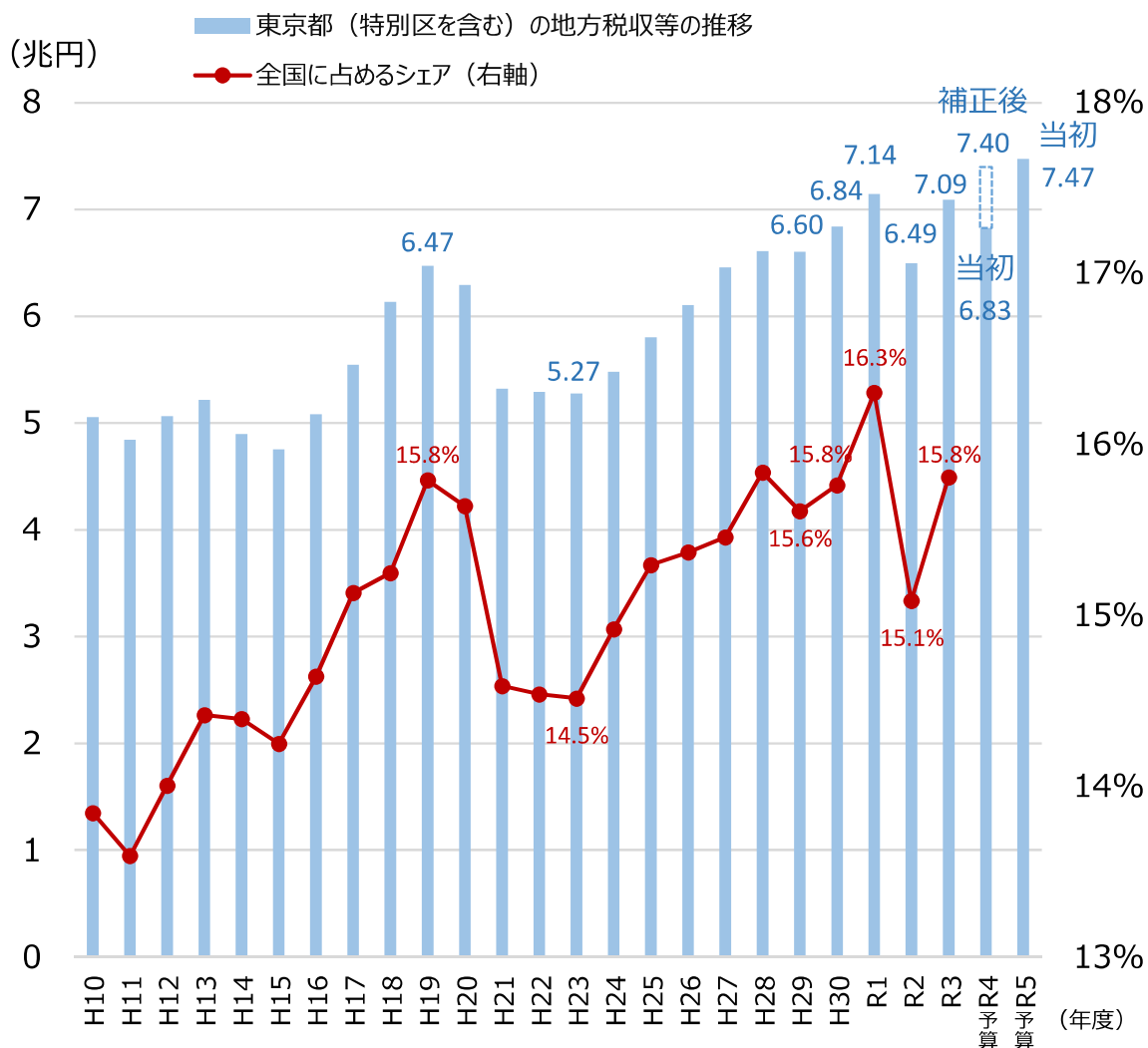
◆ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、「集中から分散へ」という考え方の下、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へと、ポトムアップの成長を目指すデジタル田園都市国家構想を力強く推進していくことが今こそ必要である。

東京都の地方税収等の推移と全国シェア

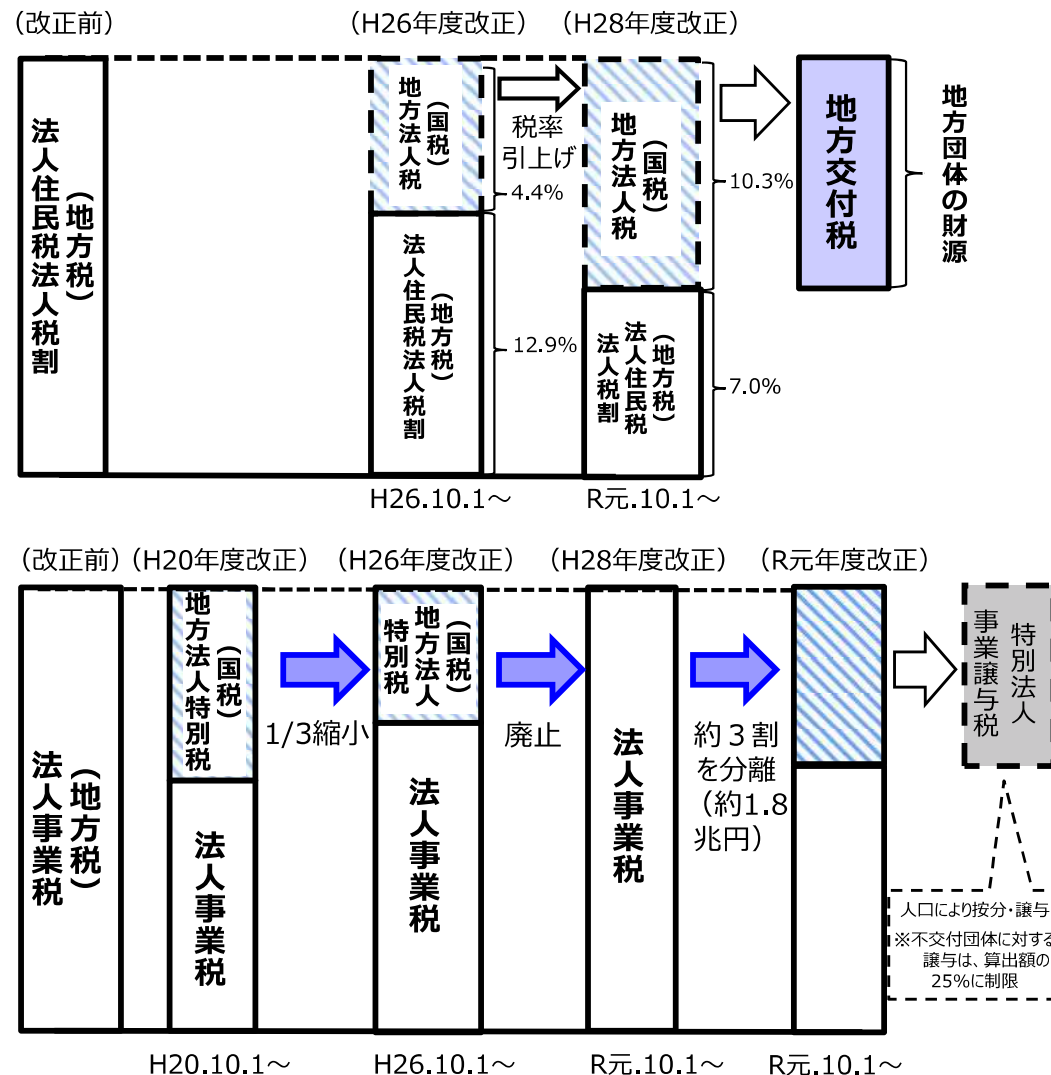
- 東京都（特別区を含む）の地方税収等は増加傾向となっている。
- 特に税源の偏在性が大きい地方法人課税については、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、全国の地方税収等に占める東京都の税収シェアはなお高い水準にある。

◆ 東京都（特別区を含む）の地方税収等の推移と全国に占めるシェア



(出所) 総務省「地方財政状況調査」等、各自治体の予算書等。
 (注) 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収（超過課税分、法定外税等を含む）。R3年度までは決算額。R4年度は当初及び最終補正予算額。R5年度は当初予算額。

◆ 地方法人課税の変遷



(出所) 総務省資料をもとに作成

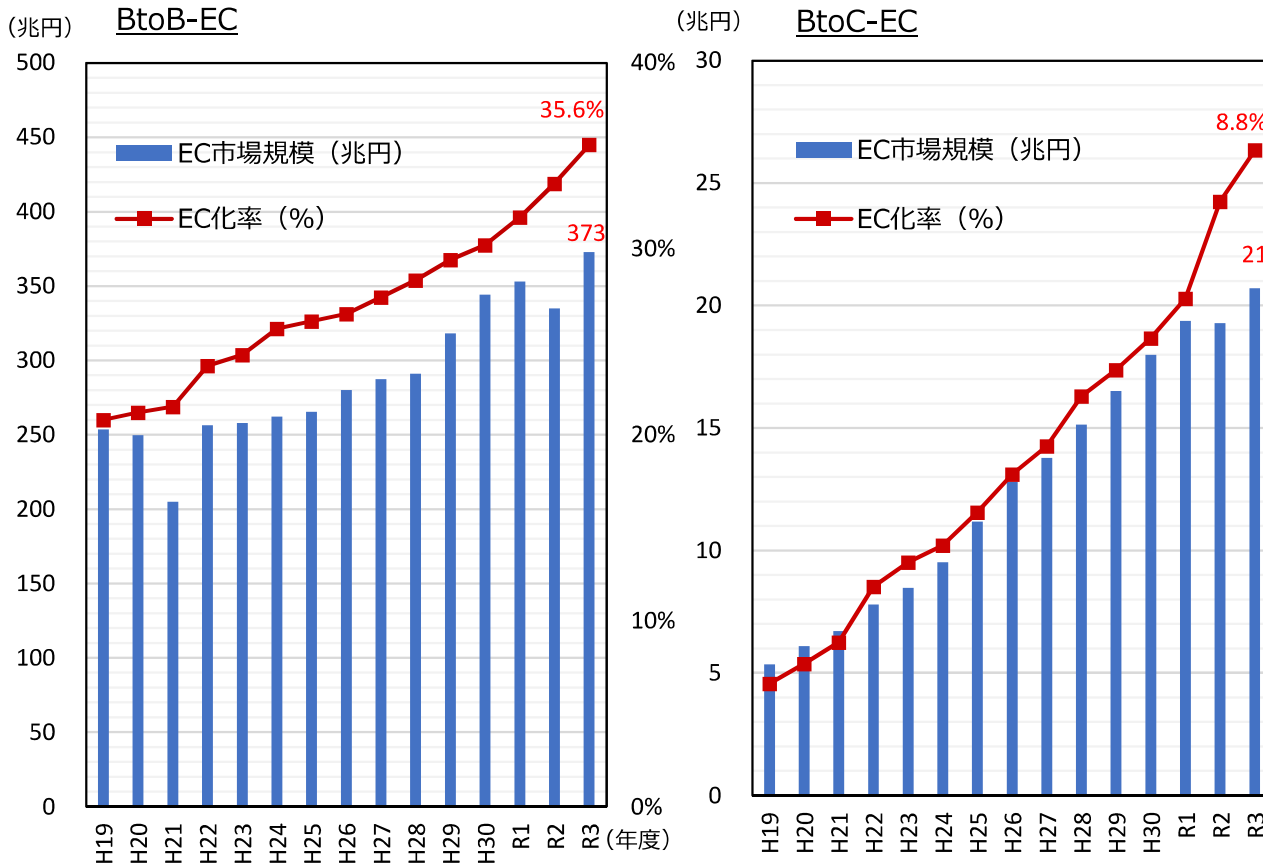
事業形態の変化に伴う地方税の偏在の拡大①（電子商取引）

○ 電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。

（注）地方法人二税については、事務所等の所在する自治体ごとの税額計算に当たり、事務所等の従業者数などに応じて課税標準額を分割することとされている。

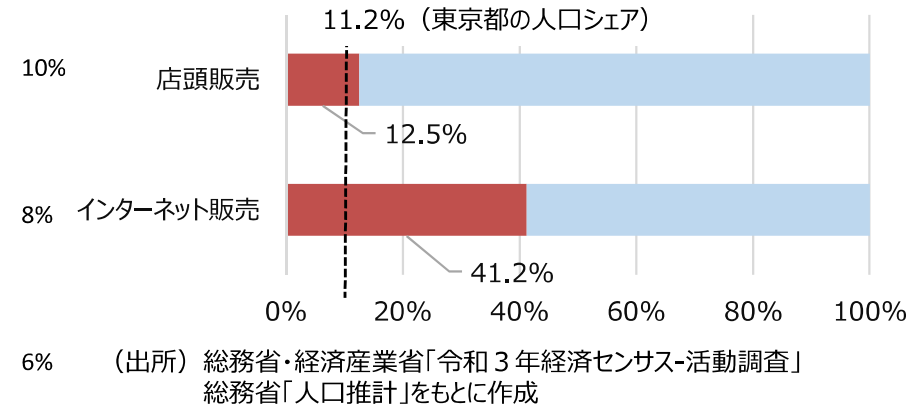
○ 小売販売額において、東京都のインターネット販売のシェアは店頭販売のシェアより大幅に高く、電子商取引の普及・拡大に伴って、東京都への税収の集中が今後も進展すると考えられる。

◆ 電子商取引（EC）の市場規模及びEC化率の経年推移



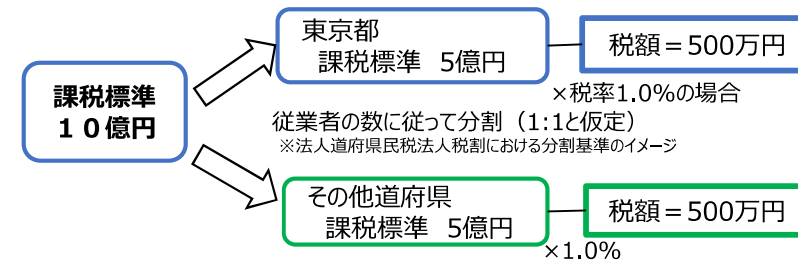
（出所）経済産業省「電子商取引に関する市場調査」をもとに作成
 （注）BtoC-ECのEC化率については、算出対象を物販系分野に限定している。

◆ 小売販売額における東京都のシェア

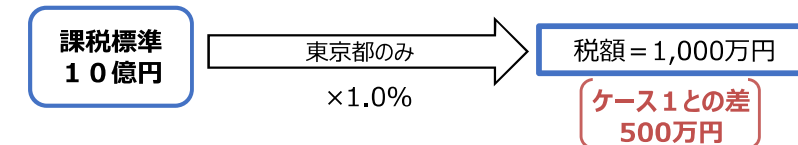


◆ 法人住民税収の差異

ケース1：東京都とその他道府県に事務所等を有して販売する事業者



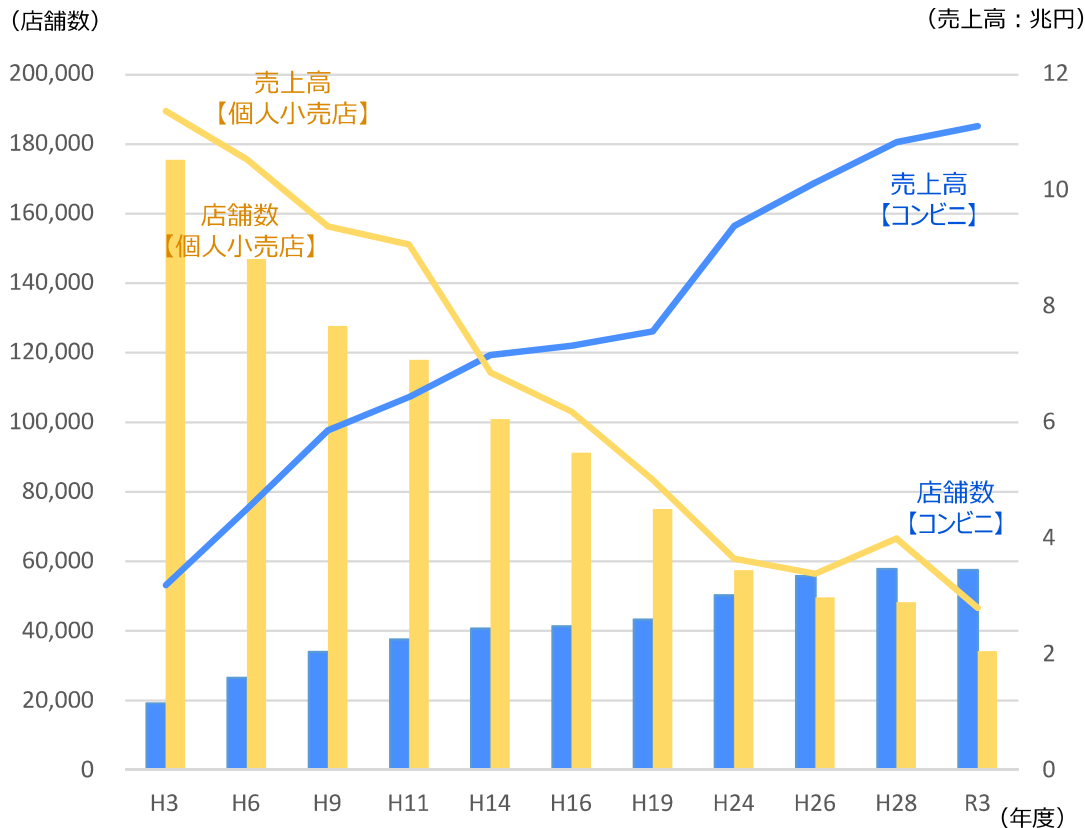
ケース2：ECを活用して全国に販売する東京都所在の事業者



事業形態の変化に伴う地方税の偏在の拡大②（コンビニ）

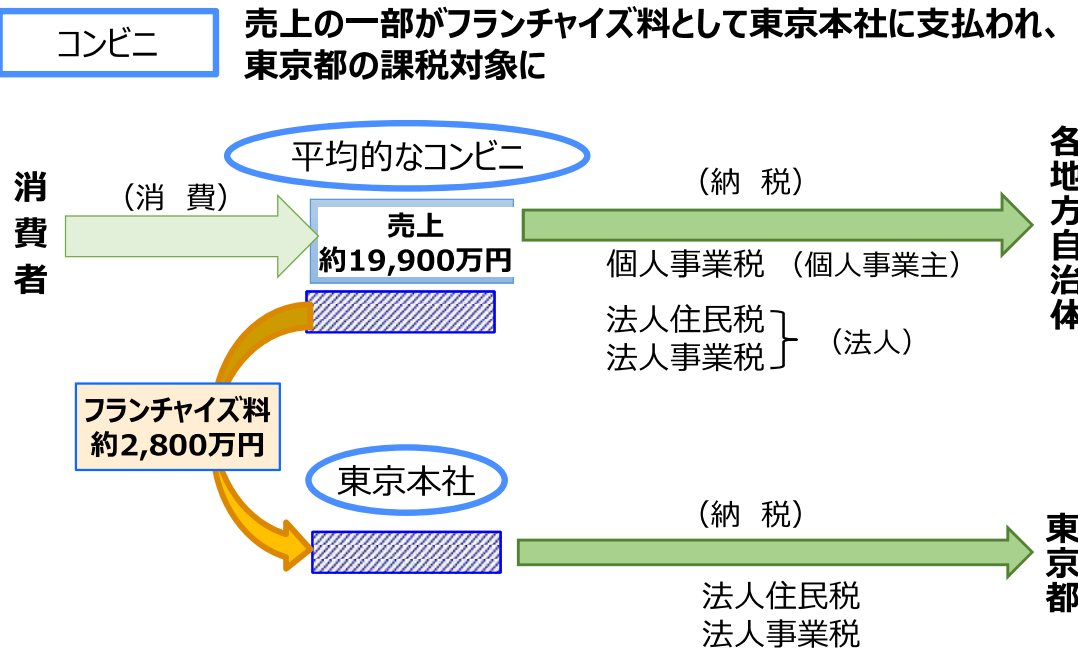
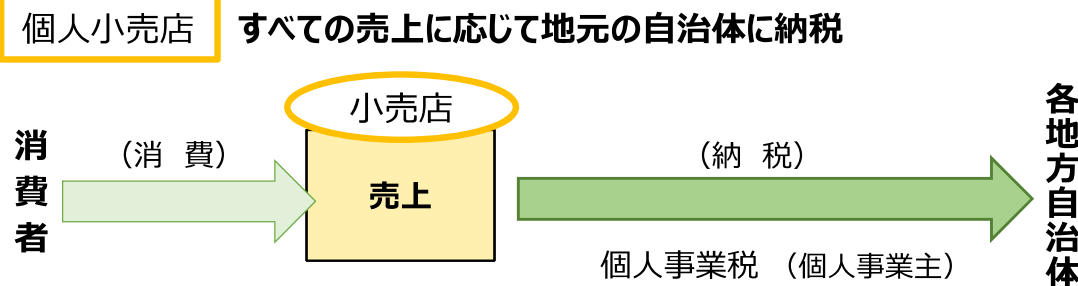
- 個人小売店の店舗数や売上高が大きく減少する一方で、コンビニエンスストアは着実に増加。
- コンビニエンスストアは売上の一部をフランチャイズ料として支払い（課税所得から減算）、本社では同額が課税所得に加算される。大手コンビニ3社の本社は東京都にあるため、店舗所在地の税収が本店所在地である東京都に移転。

◆ 個人小売店とコンビニの店舗数及び売上高の推移



売上高	コンビニ	: 3.2兆円 → 11.1兆円【約3.5倍】
	個人小売店	: 11.4兆円 → 2.8兆円【約1/4】
店舗数	コンビニ	: 1.9万店舗 → 5.8万店舗【約3.0倍】
	個人小売店	: 17.5万店舗 → 3.4万店舗【約1/5】

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」、日本フランチャイズチェーン協会「フランチャイズチェーン統計調査」等をもとに作成
 (注) 個人小売店は、個人経営の小売店のうち、酒、食料品（野菜・果実、食肉、鮮魚）に係るものを合計。

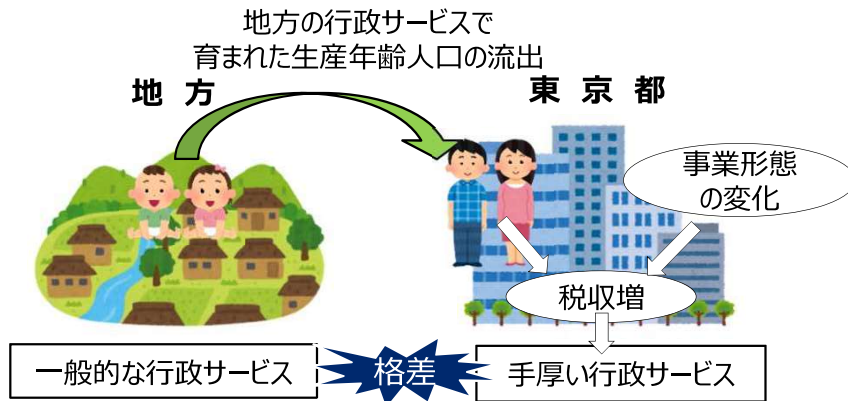


(注) コンビニの売上やフランチャイズ料については、大手3社の決算資料をもとに平均的な額を算出。

東京一極集中と行政サービス

- それぞれの地域の教育・福祉等の行政サービスを受けて育まれた若年層が、学生・新社会人として東京都に転入することで一極集中が進んでいる。豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施する東京都と地方との間で行政サービスの格差が広がれば、地方からの更なる人口流出をもたらす可能性。
- 一方、東京都はヒト・モノ・カネの集積メ리트により国内総生産の約2割を創出するなど、日本経済を大きく牽引。昼間流入人口が多いこともあり、インフラ・防災対策など、大都市特有の行政サービス・投資を行う必要があることにも留意が必要。
- 各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。

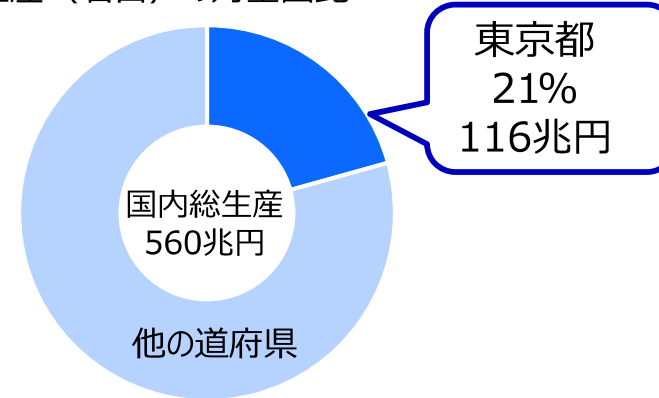
◆ 地方から東京都への人口流出等と行政サービスの格差



◆ 令和5年2月15日 日本経済新聞 朝刊

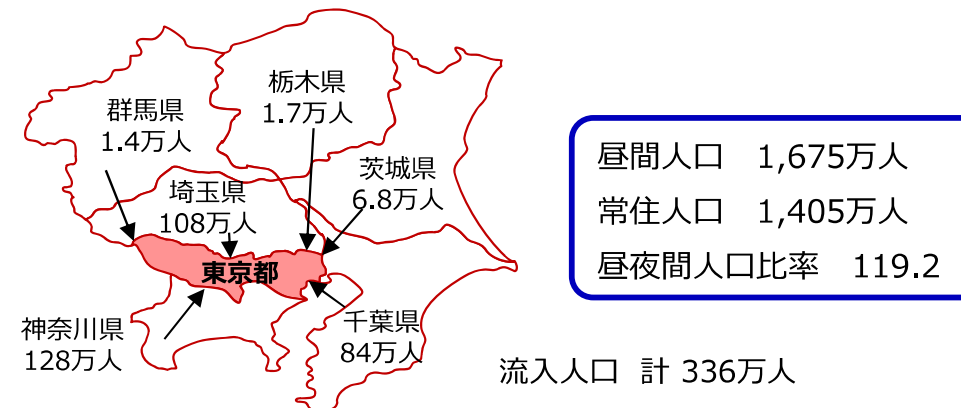
東京23区が手厚い子育て支援策を相次ぎ打ち出している。A区は最大3600万円の給付型奨学金を創設するほか、B区は所得制限なしで子ども1人につき3万円の電子クーポンを配布する。…子育て支援を巡っては、**東京都が2023年度、0～18歳の都民に1人あたり月額5000円の給付や、第2子の保育料の完全無償化を実施する。都の政策に連動して23区が大きな財政負担を伴う事業を打ち出すことで、23区外の自治体とのサービス格差が広がる。**

◆ 都内総生産（名目）の対全国比



(出所) 東京都「都民経済計算年報 令和元年度」

◆ 東京都への流入人口（令和2年）



(出所) 東京都HP「「東京都の昼間人口」の概要」

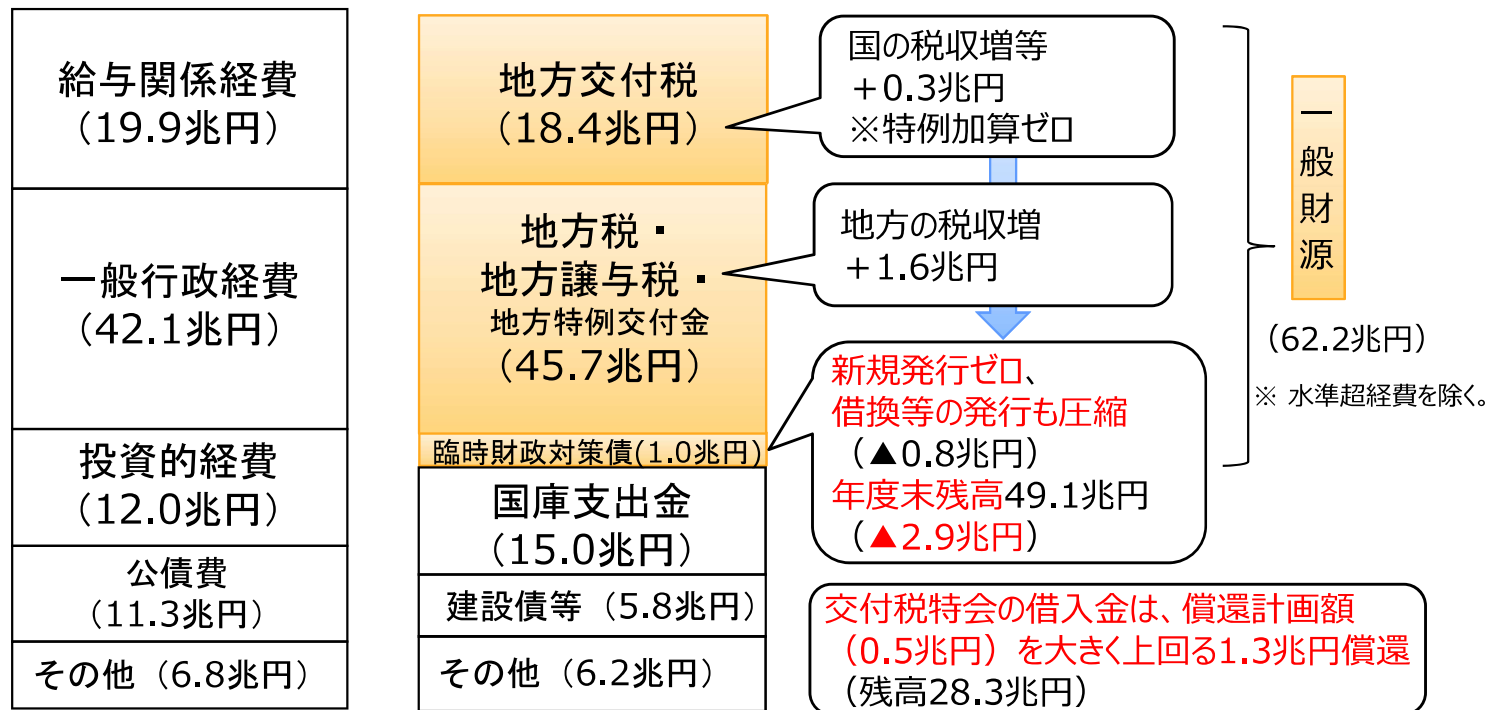
(注) 流入人口とは、他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。

- 令和5年度地方財政計画については、税収増により前年度に引き続き折半対象財源不足は生じておらず、臨時財政対策債を過去最少の1.0兆円とし、交付税特会においても償還計画額を上回る1.3兆円の借入金償還を行うなど、財政健全化が進展している。
- 今後も、「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく予算編成を通じて、地方の課題に対応しつつ、地方財政の健全化を進めていくべき。

(注) 地方交付税総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルール(地方交付税の法定率分等で不足する財源を、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により折半で負担)と一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われている。

◆ 令和5年度地方財政計画 (単位: 兆円)

歳出 (92.0兆円) 歳入 (92.0兆円)



「骨太2021」
(令和3年6月18日閣議決定)

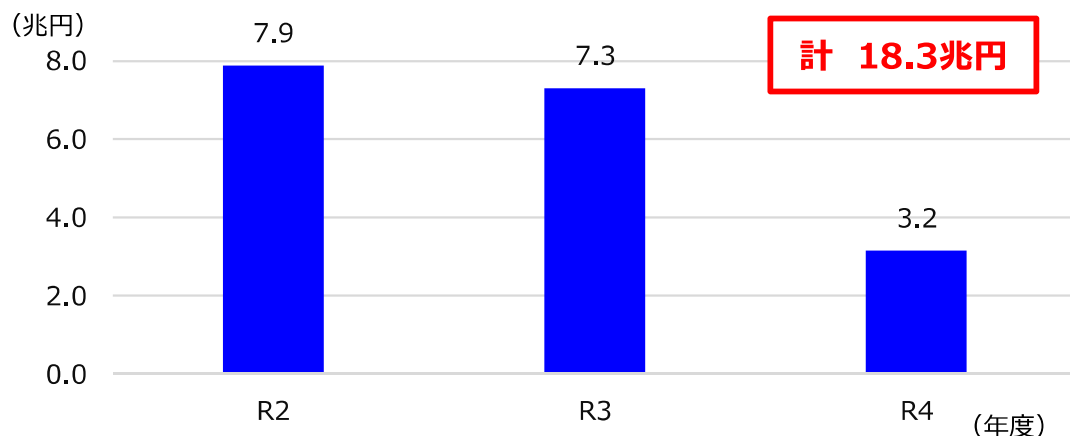
③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(注1) 一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。

(注2) 上記では、説明の簡素化のため詳細については省略している。また、計数については四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

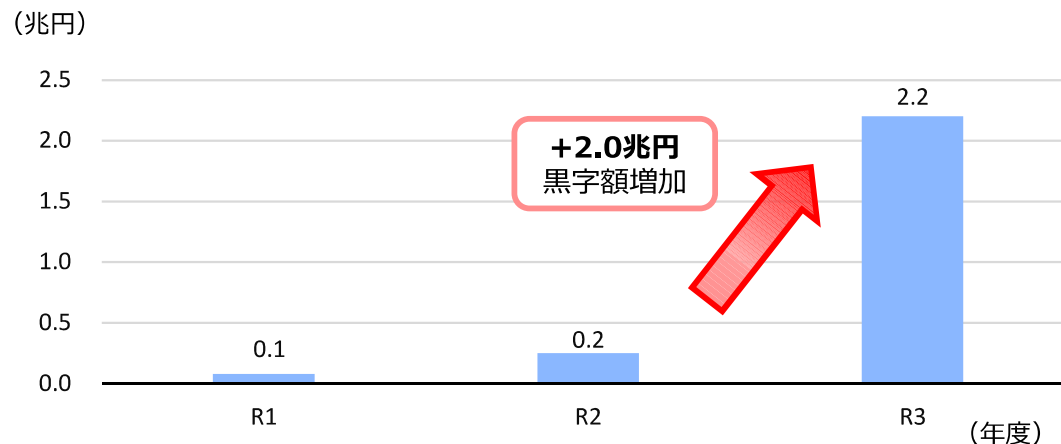
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「コロナ臨時交付金）」がこれまで18.3兆円措置されている。
- コロナ臨時交付金をはじめとする国から地方への財政移転が多額にのぼったことにより、一般財源の使用が節約され、令和3年度決算における実質単年度収支の黒字額や基金残高の大幅な増加につながった可能性。

◆ コロナ臨時交付金の措置額



内訳	R 2	R 3	R 4
地方単独事業分	3.7	1.0	—
コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分	—	0.2	0.6
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	—	—	1.8 (うち低所得世帯支援枠0.5)
協力要請推進枠等	3.6	5.0	—
事業者支援分	0.1	0.5	—
検査促進枠	—	0.3	0.3
国庫補助事業の地方負担分	0.5	0.3	0.5

◆ 実質単年度収支の推移



◆ 基金の増減額 (減債基金・その他特定目的基金)

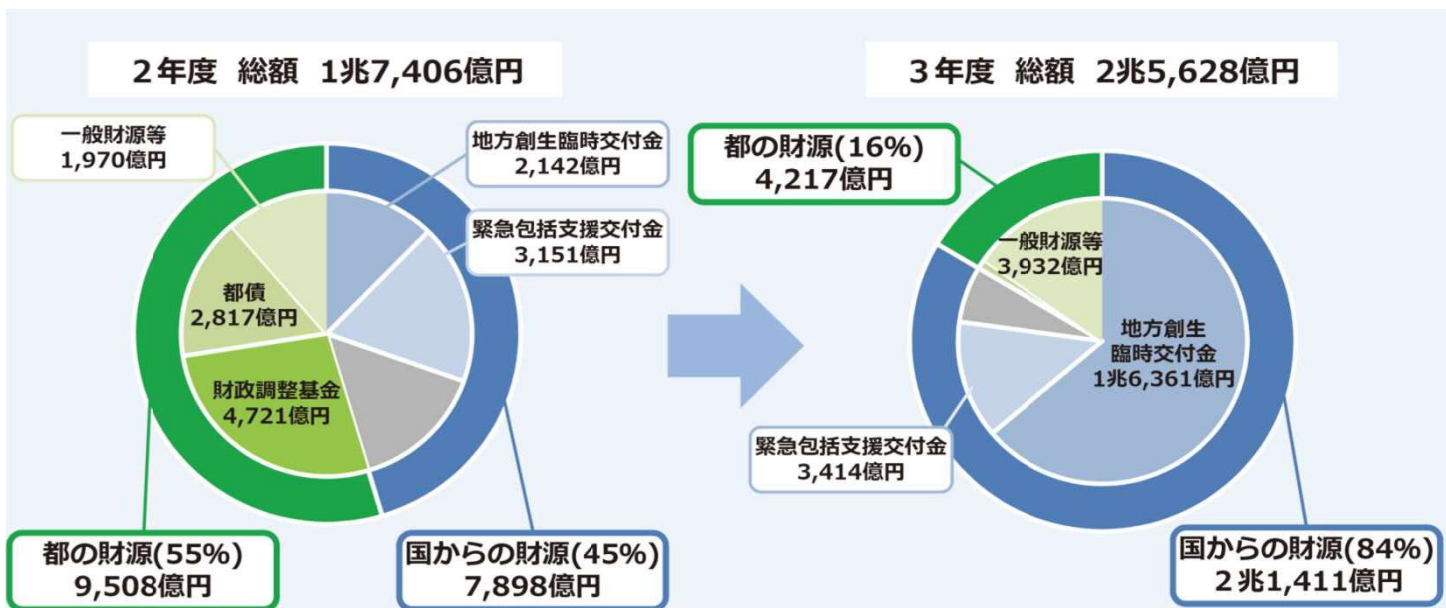


(出所) 総務省「普通会計決算の概要」及び「地方財政の状況」をもとに作成。
 (注) 実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、実質的な赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

- 例えば、東京都の新型コロナ対策の財源構成は、令和2年度は財政調整基金の取り崩しを含めた都の財源が過半（55%）を占めていたが、令和3年度はコロナ臨時交付金や緊急包括支援交付金など国からの財源が8割超を占めており、財政調整基金は活用していない状況。
- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、地方財政の構造を平時に戻すべき。

◆ 東京都における新型コロナウイルス感染症対策の財源内訳（一般会計）

◆ 「骨太方針2022」
(令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)



新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、事業実施計画や決算等を踏まえて、その内容と成果の見える化を実施した上で、成果と課題の検証を進めるとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。

(出所) 東京都「令和3年度年次財務報告書」

◆ 「過去最高の積立金残高 当初予算19%減が決算14%増に コロナ禍で焼け太り？」 (2023.3.20 日経グローバル)

地方自治体の積立金が膨らんでいる。2021年度末の残高は一部事務組合等を含めて25兆8083億円と前年度から14%増え、**過去最高を更新**した。

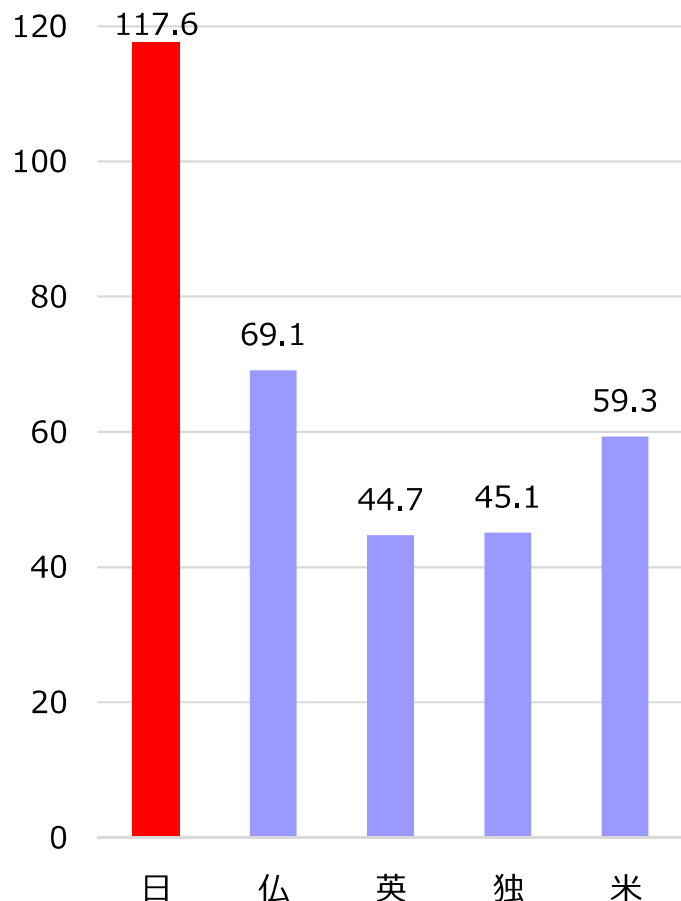
(中略)

当初予算時点の見込みは違った。総務省が実施した「基金の状況調」のデータを入力して分析したところ、都道府県と市区町村の合計で4.8兆円取り崩し、残高は19%減の見通しだった。それが何度かの補正で積み増し、**最終的には当初予算と比べると41%も増えていた。**(中略)

コロナ禍で税収が大きく減ると想定しながら、むしろ増えたところが多い。**地方創生臨時交付金をもともと予定していた単独事業に充て、財政を改善させた例も目立つ。**コロナで自治体財政は「焼け太り」の様相を呈している。当初予算時点と比べ、積立金を2倍以上に増やしたのは12道府県と82市町村にのぼり、決算が当初予算を下回ったところは11市町しかなかった。

- 日本の政府固定資本ストックは諸外国と比べても極めて高い水準にある。高速道路、新幹線、空港、港湾、生活関連施設等の社会資本の整備水準は大きく向上しており、社会インフラは概成しつつある。
- 例えば高規格幹線道路については、全都道府県の県庁所在地を通過するとともに、計画延長約14,000kmに対して、事業中の区間も含めると総延長は約13,000km（約95%）に至っている。

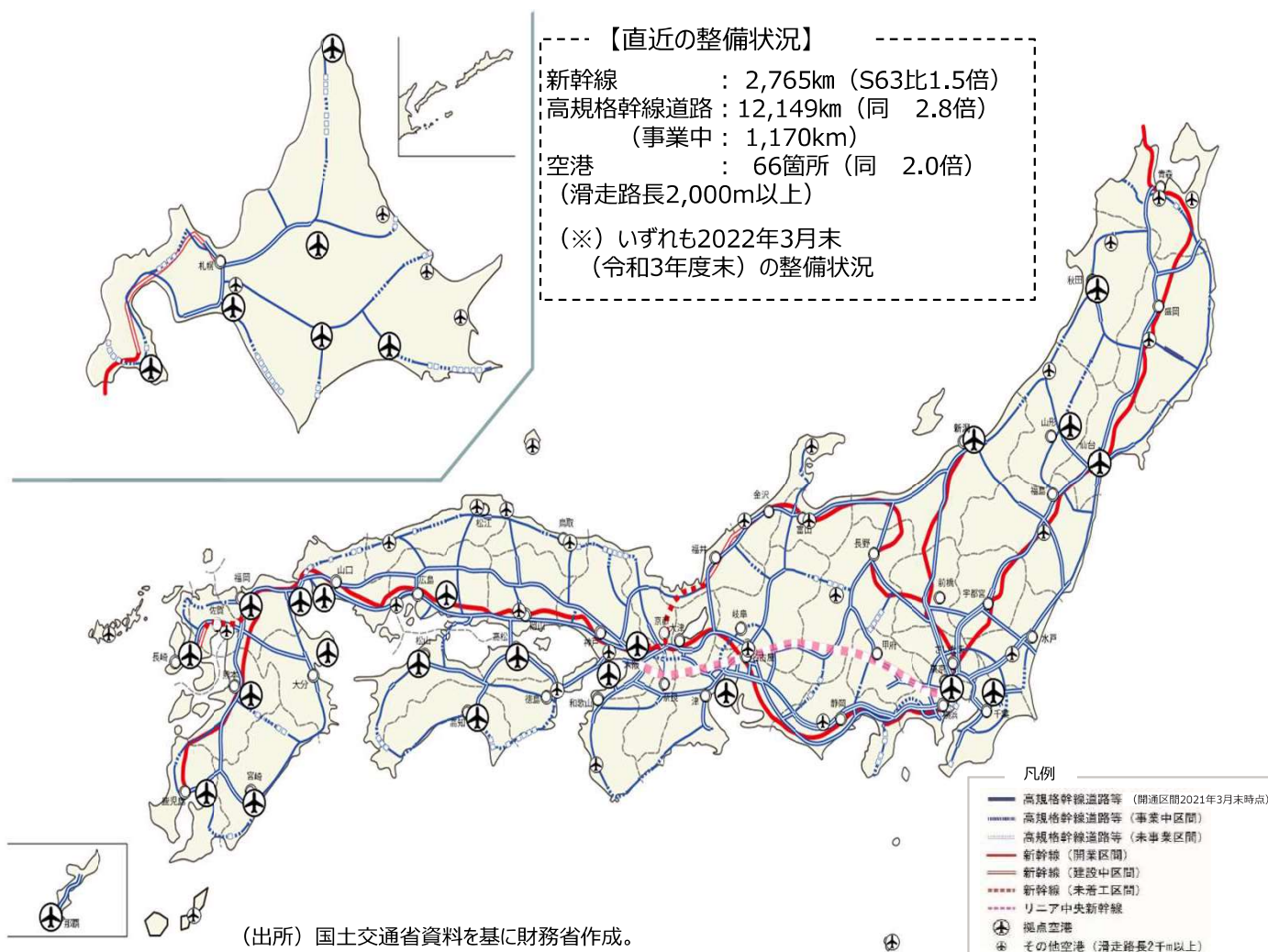
政府固定資本ストック（対GDP比）



(注) 1. 日 本…内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。
 諸外国…OECD「National Accounts」等に基づいて計算した数値。
 2. 日本は2019年度（年度ベース）、諸外国は2019年（暦年ベース）。

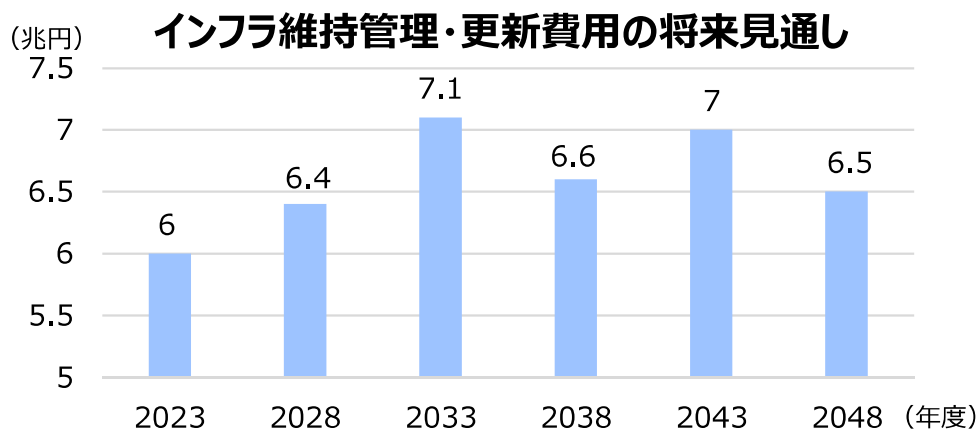
現在の高速ネットワーク（2021年5月1日時点）

（点線は事業中又は未事業区間）

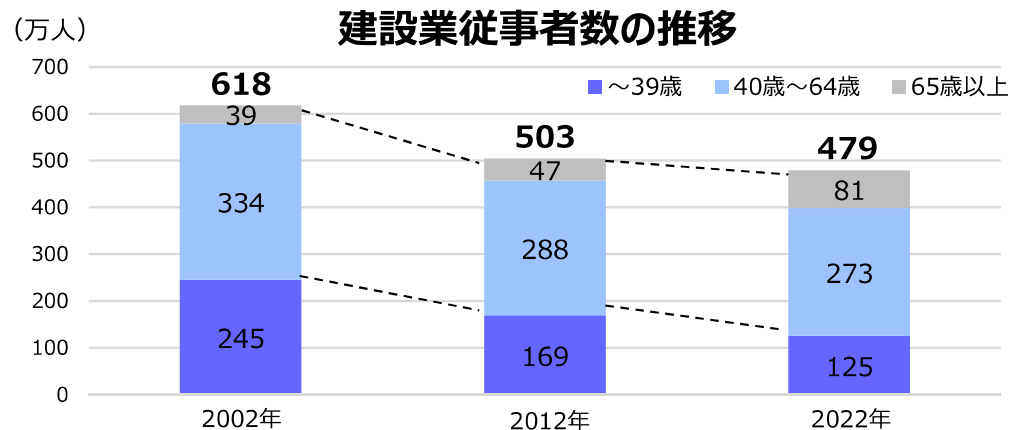


(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

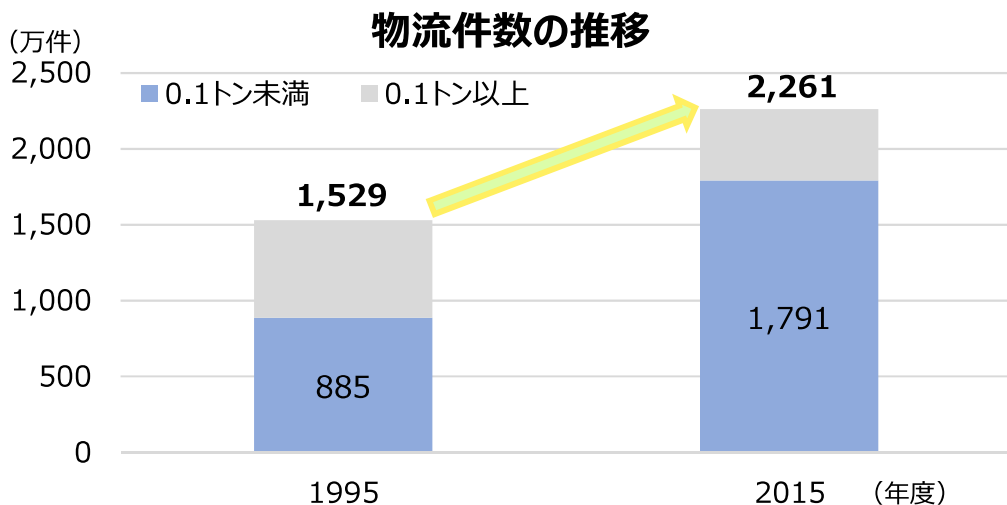
- これまでに整備してきた公共インフラの維持管理・更新へのニーズは今後増大していく見込みであるが、建設業従事者は高齢化と減少が進んでいる。
- また、経済を支える物流についても、小口多頻度化などにより、トラック輸送の需要は今後も増加が見込まれる一方、慢性的なドライバー不足が見込まれる。
- 維持管理負担をはじめ、サービス維持のコストの抑制や、自動運転、ロボットといった次世代技術の実装の加速は喫緊の課題。



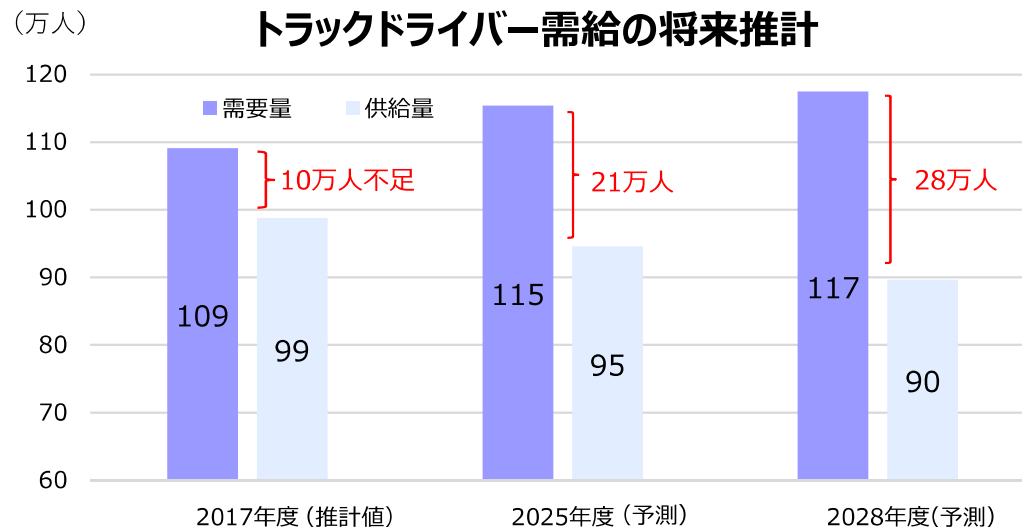
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。(今後の維持管理・更新費等は予防保全ケースを利用)



(出所) 総務省「労働力調査」を基に財務省作成。
(注) 端数の影響により、合計において一致しないことがある。



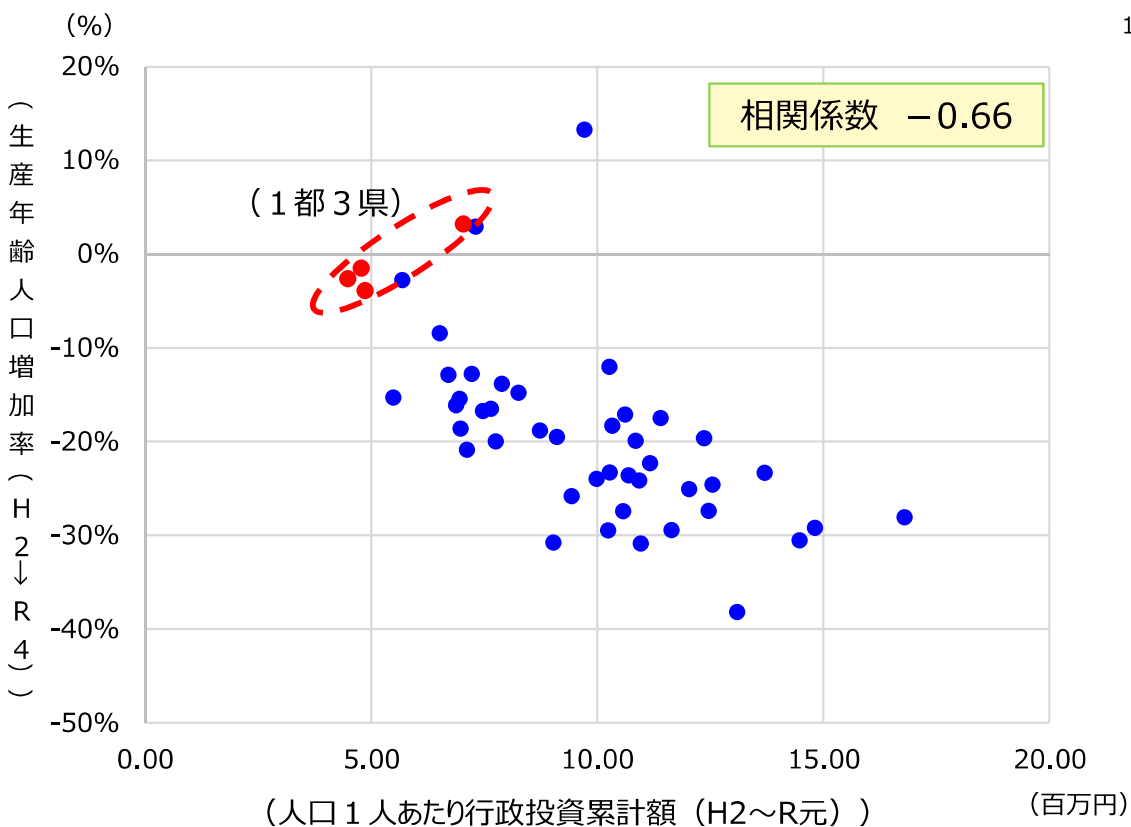
(出所) 国土交通省「全国貨物純流動調査」(物流センサス)
(注) 貨物の出発地から到着地に至るまでの出荷件数1件あたりの貨物出荷重量(物流ロット)。
本調査は法人から法人に出荷される大口貨物を対象としており、法人から個人、個人から個人に出荷される小口貨物は含まれない。



(出所) 公益社団法人鉄道貨物協会「平成30年度 本部委員会報告書」

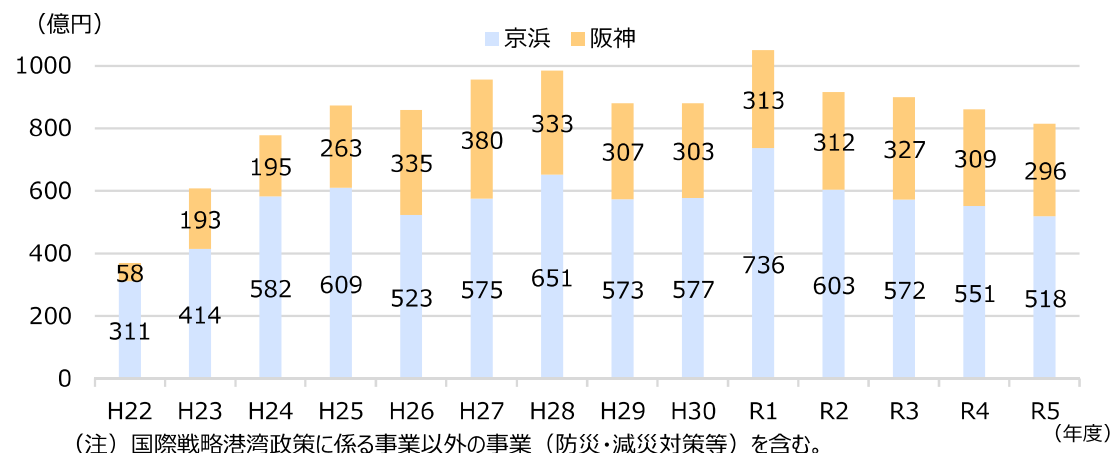
- 平成2年以降30年間の各都道府県における行政投資（国+地方）の累計額を人口一人あたりに換算したものと、同期間における各都道府県の生産年齢人口の増加率の関係を見ると、因果関係は必ずしも明らかではないが、負の相関がみられ、これまで行ってきた多額の公共投資が地域の発展に十分つながっていない可能性が示唆される。
- また、港湾整備を例にとると、京浜港、阪神港といった国際戦略港湾に多額の投資をしてきたが、国際基幹航路の寄港回数は減少傾向であり、国際競争力強化に向けた投資も効果が十分に発揮されていない可能性。
- まずは、これまでの社会資本整備の効果を広く検証した上で、より効果的かつ効率的な社会資本整備のあり方を検討していく必要。

各都道府県における行政投資の累計額（1人あたり）と生産年齢人口増加率の関係

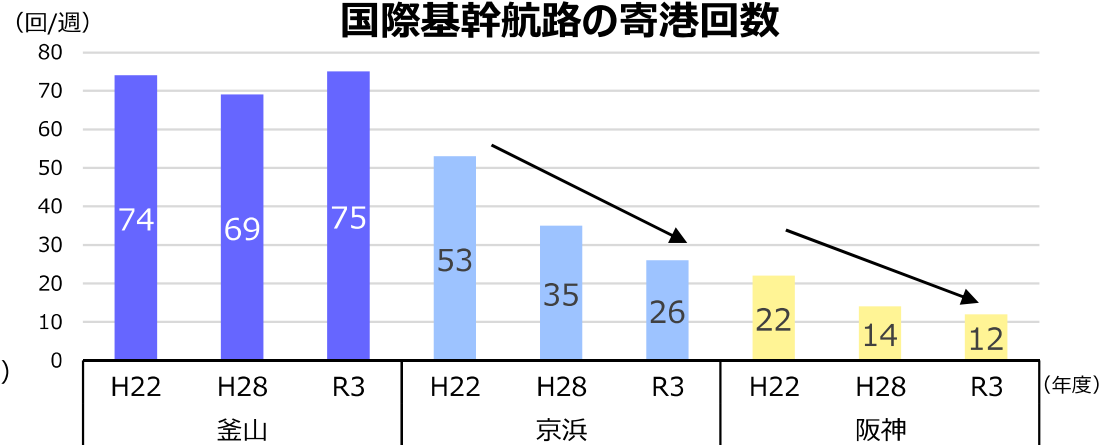


(出所) 総務省「国勢調査」、「行政投資実績」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、内閣府「県民経済計算」などを基に財務省作成。

国際戦略港湾へのこれまでの当初予算配分状況（事業費）



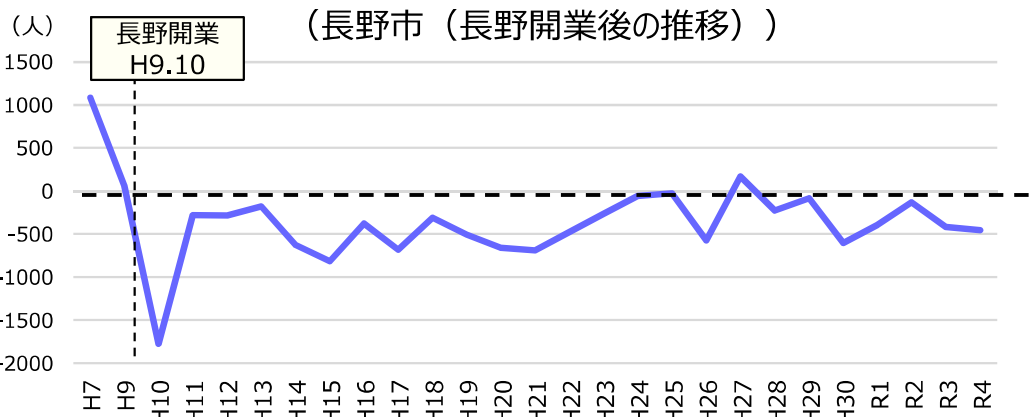
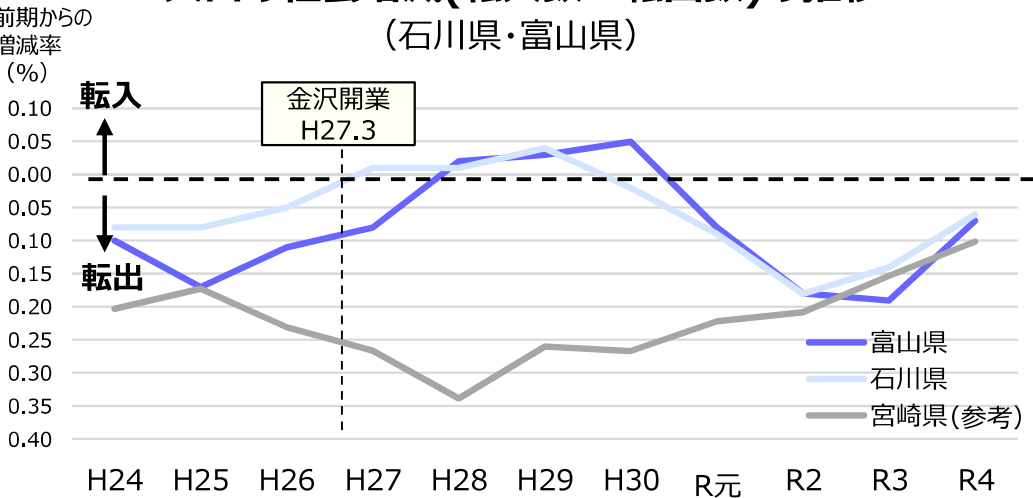
国際基幹航路の寄港回数



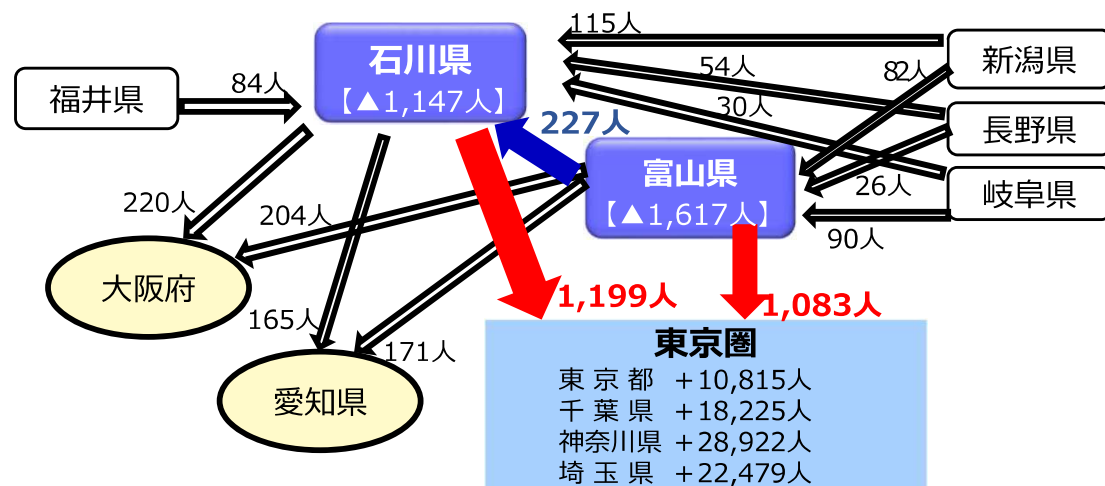
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

- 一例として、北陸新幹線の開業前後の富山県、石川県にかかる人流の変化について見ると、
 - ・ 人口の社会増減（転入数－転出数）については、開業直後数年間は転入超過となっていたが、令和元年以降開業以前の水準で推移。
 - ・ 宿泊者数については、新型コロナ発生前の令和元年までの期間で見ると、全国的に宿泊者数が大幅に増加する傾向にあった中で、全国平均を下回る伸びにとどまっている。
- 人流のみがインフラ整備の効果ではないが、効果について中長期的な視点で検証・評価し、慎重に分析する必要。

人口の社会増減(転入数－転出数)の推移

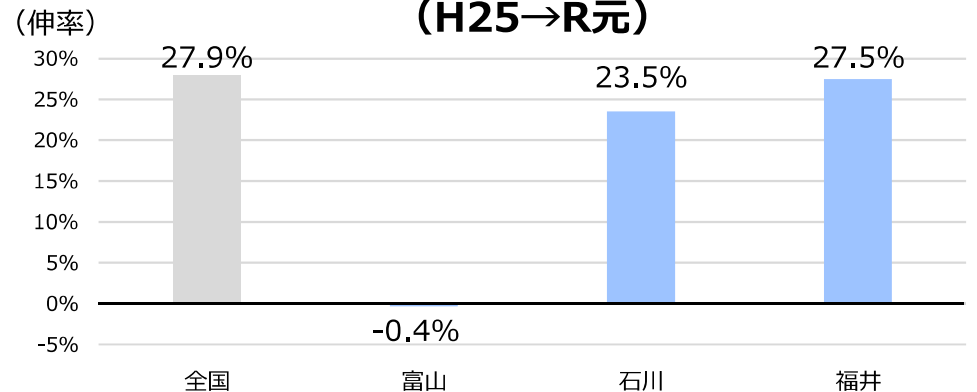


人口移動の状況 (令和3年度)



(出所) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者の状況)
(注) 人数は転入者数と転出者数の差のネットでの移動状況。主なものを抽出しており、全ての都道府県との転出入を示しているものではない。

宿泊者数の推移 (増加率) (H25→R元)



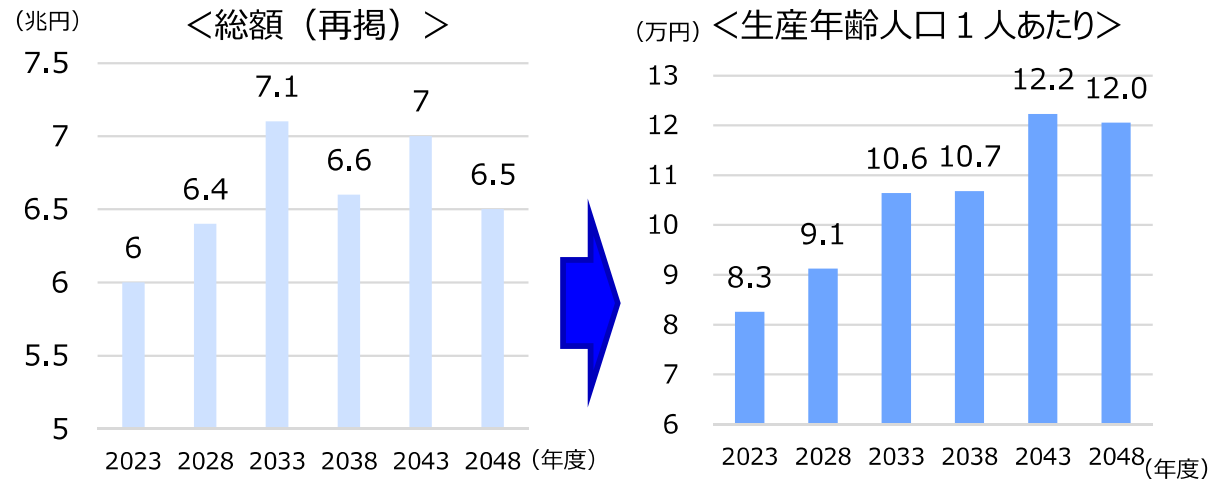
(出所) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

(出所) 「令和4年 石川県の人口と世帯」(石川県)、「令和4年 富山県の人口」(富山県)、「宮崎県の人口」(宮崎県)
(※) いずれも前年10月1日～各年9月30日までの1年間の増減
「長野市の人口動態」(長野市) (各年1月1日～12月31日までの1年間の増減)

精度の高い事業評価に基づく新規事業着手

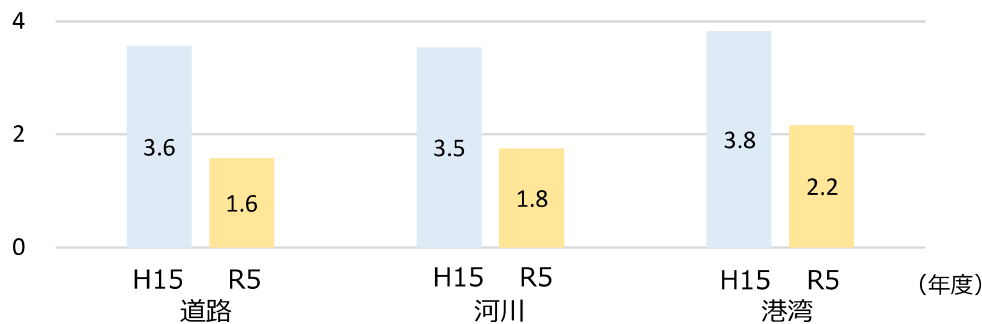
- 将来の人口減少を見据えると、既存のインフラの維持管理・更新に対する1人あたりの国民負担は増加の一途となる。また、新規事業化箇所のB/Cの平均は長期的に低下傾向にある。
- こうした中で、新たなインフラストックの増加につながる新規事業の着手については、より慎重な判断が必要。更新需要や新技術の実装等に対する投資を重点的に行うことで、持続可能で強靱なインフラを構築していくべき。
- 例えば、新規事業化段階でのB/Cとその後の再評価、事後評価におけるB/Cの値を比較すると、便益の下振れや、事業着手後の事業費増嵩が多数生じ、結果的に1を下回るケースもある。事業実施中のリスクなど、より精度の高い費用便益分析・事業評価を通じて、事業着手の可否を検討するべき。

インフラ維持管理・更新費用の人口1人あたり負担



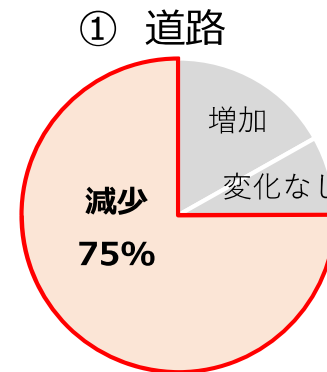
（出所）将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、今後の維持管理・更新費等は予防保全ケースを用いて、国土交通省資料を基に財務省作成。

各事業分野におけるB/Cの推移（新規事業化箇所）



（出所）国土交通省資料を基に新規事業化箇所のB/Cの平均値を財務省において算出。

新規事業化段階とその後のB/Cの状況

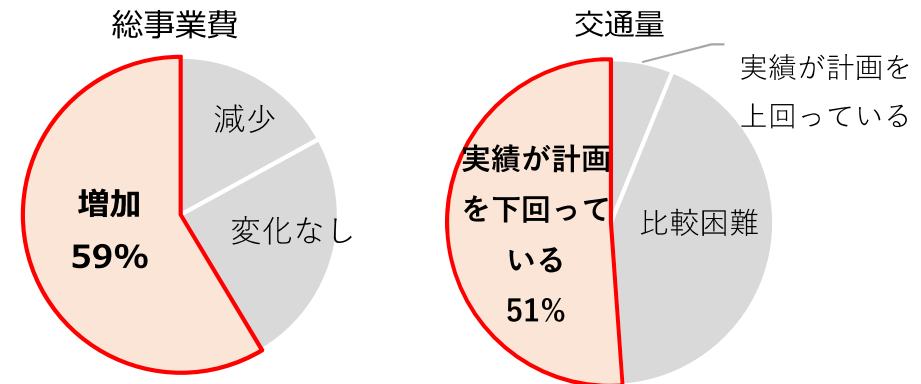


② 新幹線

	当初	直近
金沢・敦賀	1.1 (H24)	0.8 (R2)
新函館北斗・札幌	1.1 (H24)	0.9 (R4)

（出所）令和3年度予算執行調査結果、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構資料を基に財務省作成。

B/C減少の原因（道路事業の例）



（出所）令和3年度予算執行調査結果を基に財務省作成。

- 我が国の港湾においては、海外主要港と比べ、コンテナターミナルの自動化・遠隔化技術の導入が進んでいない。また、小規模なターミナルごとに運営されており、利用するターミナルに他の船舶が着岸している間は他のターミナルが空いていても沖待ち（滞船）せざるを得ないなどの状況が生じている。
- このため、今後見込まれる港湾労働者数の減少も見据え、既存ストックを最大限活用しつつ、港湾業務の自動化等に係る新技術の導入や、各ターミナルを一体利用するなどのオペレーションの改善等、港湾ストックの効果を最大化する取組を一層積極的に行うべき。

日本及び海外主要港における自動化技術等の導入状況

順位	港湾		年間取扱量(万TEU)	自動化・遠隔化の状況(20224時点)		
				ガントリークレーン	構内輸送	ヤードクレーン
1	上海	中国	4,703	○	○	○
2	シンガポール	同左	3,747	×	○	○
3	寧波-舟山	中国	3,107	×	×	×
4	深圳	中国	2,877	○	○	○
5	広州	中国	2,418	○	○	○
6	青島	中国	2,371	○	○	○
7	釜山	韓国	2,271	○	×	○
8	天津	中国	2,027	○	○	○
9	香港	中国	1,780	×	×	○
10	ロッテルダム	オランダ	1,530	○	○	○

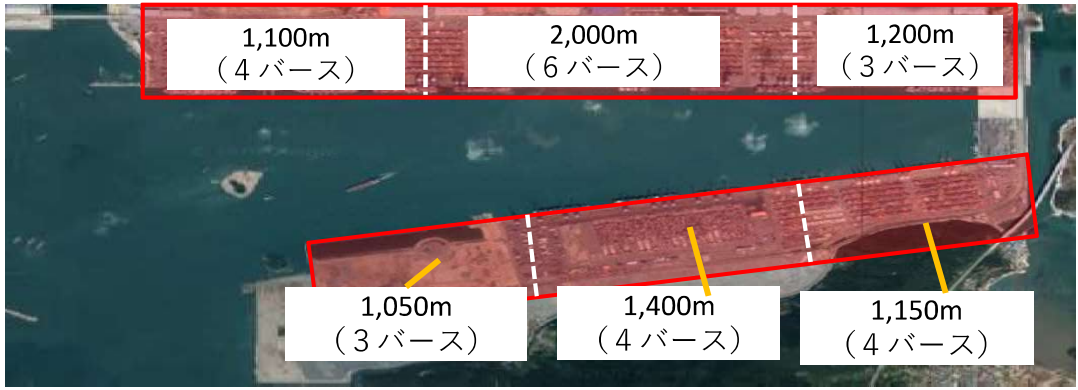
【日本の港湾】

41	京浜港	東京港	486	×	×	×
72		横浜港	286	×	×	整備中
77	名古屋港		273	×	○	○
73	阪神港	神戸港	282	×	×	整備中
82		大阪港	243	×	×	×

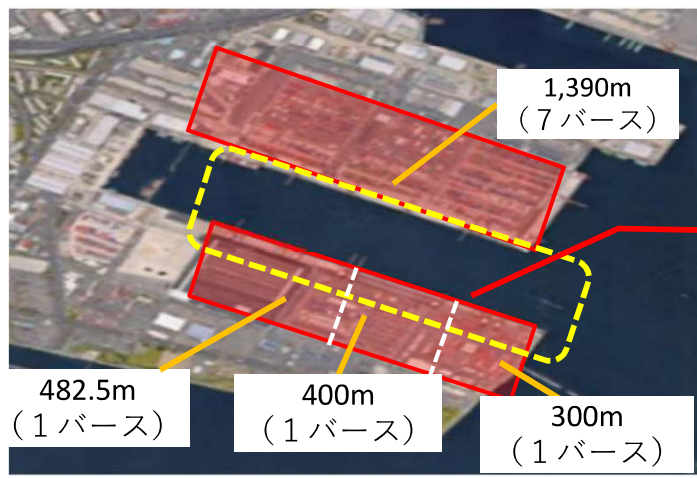
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

釜山港（新港）と日本の国際戦略港湾のターミナルの比較

<釜山港（新港）（6ターミナル）>



<横浜港（本牧ふ頭）（4ターミナル）>



釜山港に比べてターミナルが細分化され、それぞれ管理する事業者も利用する事業者も縦割りとなっているため、沖待ち（滞船）が発生しても、柔軟に空いているターミナル・バースに入ることができない。
⇒ターミナルの一体運用により、柔軟・円滑で効率的な着岸・荷役が可能。

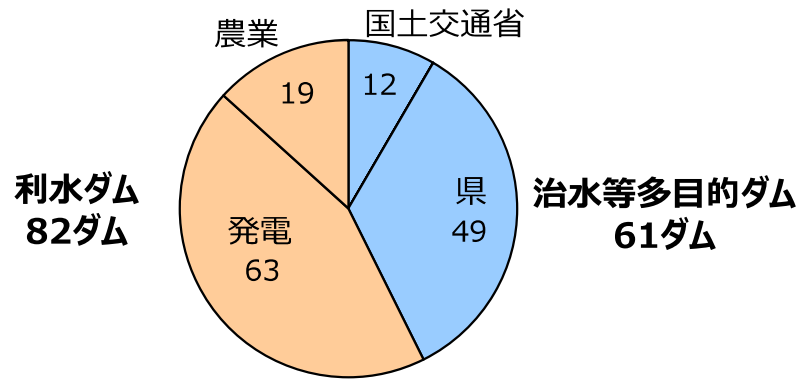
既存インフラの使い方の改善（2）治水対策の例

○ 治水対策をはじめとする災害対策についても、ダムでの事前放流といった既存ストックの最大限の活用や、新技術を活用した災害予測精度の向上など、ハード・ソフト一体の対策を一層進め、ストック効果の最大化に取り組んでいくべき。

令和4年度出水期における事前放流の実施状況

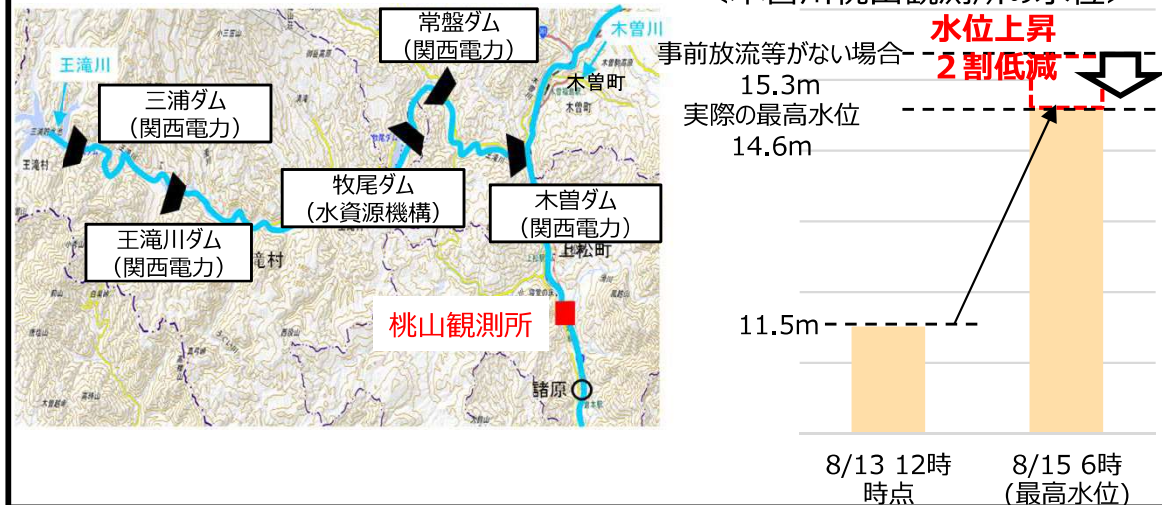
- 143ダム（延べ162回）で実施
- 5億5,332万³m（ハツ場ダム約6個分）の容量を確保

＜ダム管理者別の内訳＞

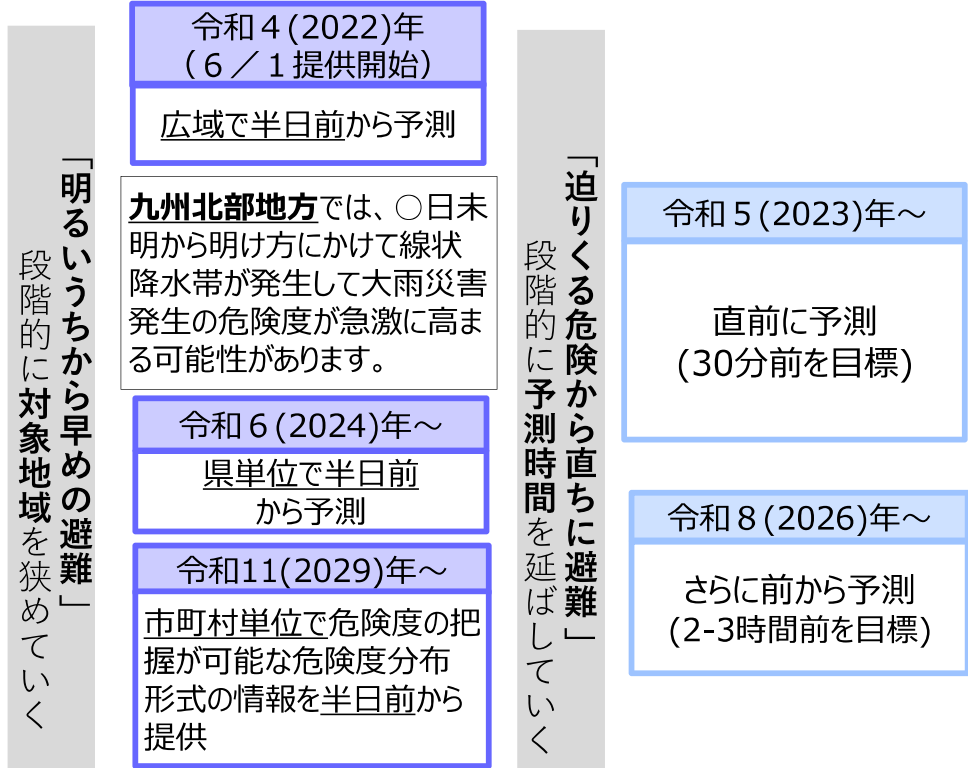


事前放流等の効果（令和3年8月大雨）

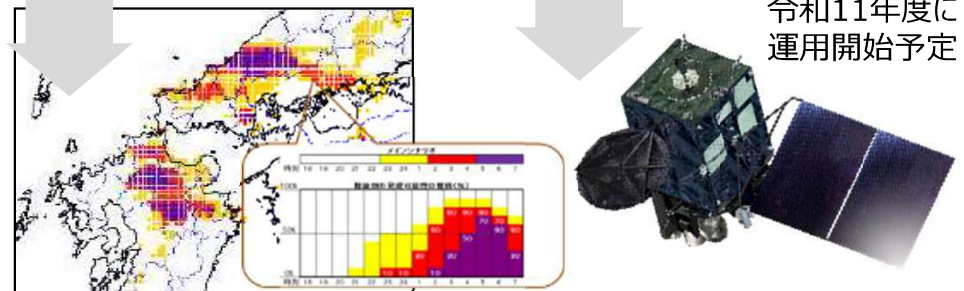
＜木曽川桃山観測所の水位＞



線状降水帯発生予測の改善



＜イメージ＞

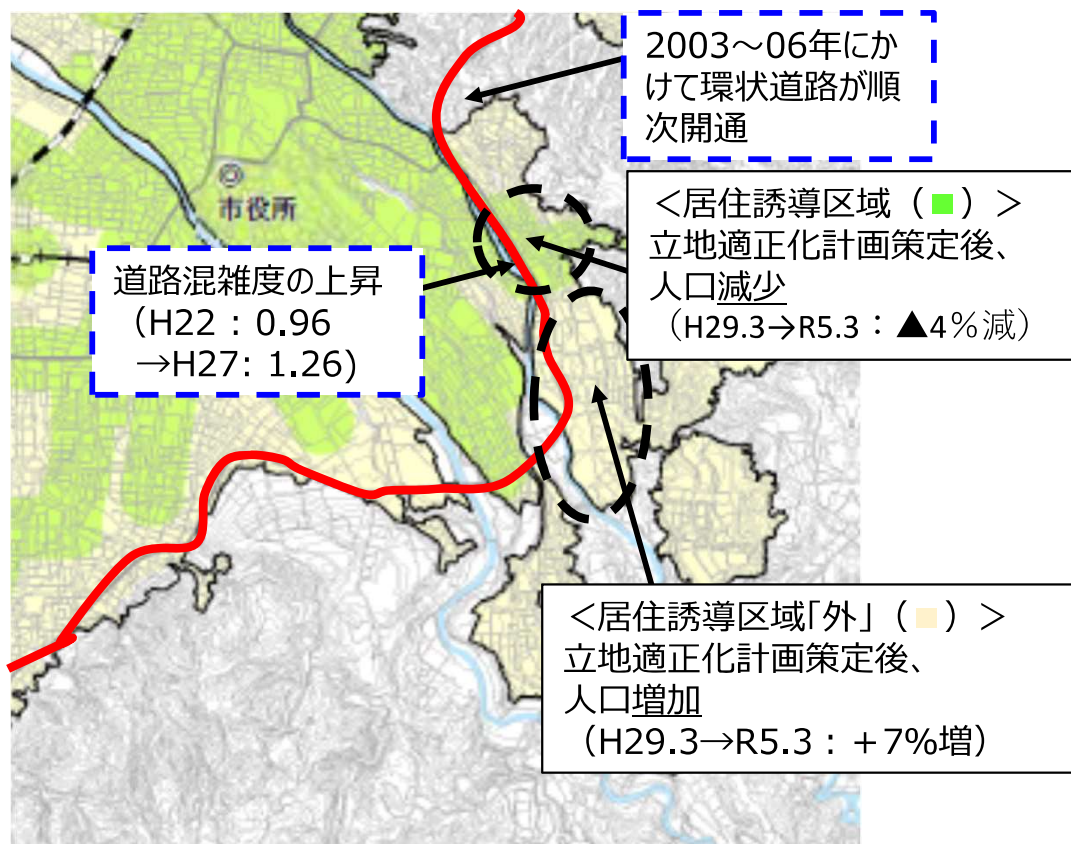


※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

- 立地適正化計画策定後も居住誘導区域外の人口が増加し、近接する居住誘導区域の人口減少が継続している例がある。この区域では中心部の渋滞解消を目的とした環状道路が整備されたが、その混雑度も上昇している。
- 自治体においては、道路などのインフラ整備が周辺地域にもたらす影響も踏まえ、土地利用規制も含め、立地誘導策をより総合的に検討し、強化すべき。
- また、国においても、現状では実効的な土地の利用規制が乏しいことも踏まえ、これまでの立地適正化施策の成果の検証を進めていく必要。その際、国が行う助成措置（住宅取得支援等）において居住誘導区域内外で支援水準の差を設けることや土地規制を強化することなども含め、自治体が行う居住誘導区域内への誘導を後押しすべき。

立地適正化計画策定後も 居住誘導区域外の人口が増加している例



(出所) 金沢市集約都市形成計画、町丁別人口・世帯数（金沢市HP）、国土交通省「道路交通センサス（H22,H27）」を基に財務省作成。

居住誘導区域に関する現行の国の規制・補助要件

区域外の土地利用規制

- ・ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅建築を目的とする開発行為については届出が必要
- ・ 届出された開発について、必要に応じ市町村長による勧告が可能等

住宅取得支援の補助要件

<子どもエコすまい支援事業等>

- ・ 「居住誘導区域外」にあり、かつ、
- ・ 「災害レッドゾーン内」にあり、かつ、
- ・ 都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告（左記）に従わなかったものに限って、
省エネ住宅取得補助の対象外としている。

居住誘導区域への居住を要件とした自治体の支援制度例

① 北九州市

- UIターン等を支援するための住宅取得支援において、立地適正化計画において定めた居住誘導区域内に住宅を取得することを要件としている。
(注) フラット35（地域連携型）を利用する場合も同様の要件。

② 駒ヶ根市

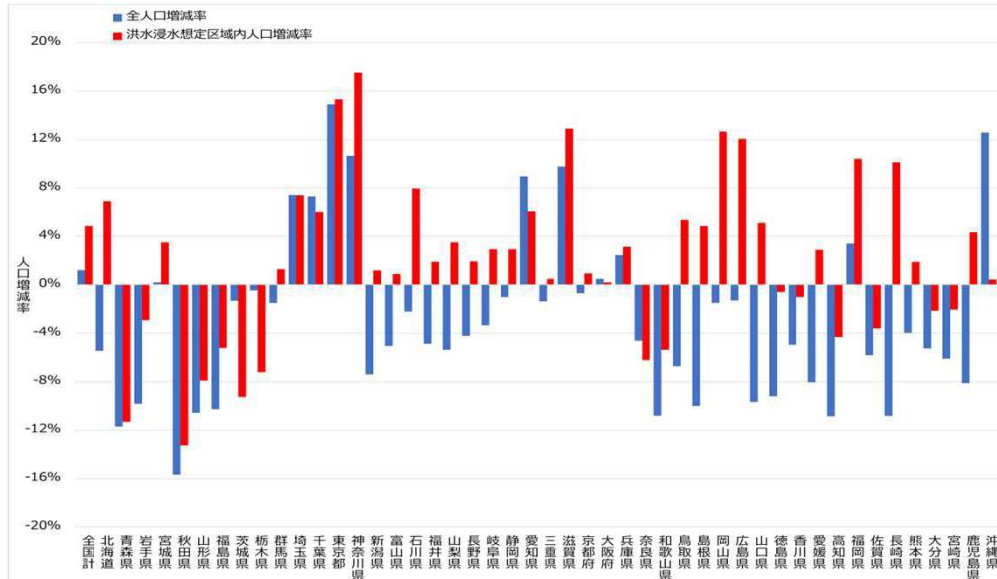
- 居住誘導区域外に3年以上居住していた者が区域内に転居する場合に家屋の固定資産額相当分などを補助。

(出所) 北九州市HP、駒ヶ根市HP、国土交通省HP、フラット35（（独）住宅金融支援機構HP）を基に財務省作成。

- 災害リスクが相対的に低い地域に居住エリアを形成していくことが、今後の被災リスクを下げる上でも有効だが、都道府県の人口増加率を上回って、洪水リスクの高い区域の人口が増加している地域も多くみられ、災害リスクの高い土地への人口集中が起こっている。立地適正化計画の中で、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するなど、一定の取組はなされているが、取組の効果が出ているか、国土交通省において検証を行っていくべき。
- また、東日本大震災からの復興に際して、行政が住民との対話を重ねながら、災害リスクを考慮した居住地の集約を行うと共に、人口減少を見据えてコンパクトなまちづくりを行った例がある。平時の防災まちづくりにおいても、このような考え方を踏まえ、総合的に取り組んでいく必要。

都道府県全体の人口増減率と洪水浸水想定区域の人口増減率

平成7年から平成27年の20年間で、
32の都道府県で、洪水浸水想定区域内人口が増加
 うち **21**の道府県で、人口が減少し、洪水浸水想定区域内人口が増加
6の都県で、人口増加率を上回って、洪水浸水想定区域内人口が増加
 ⇒ 立地適正化計画の制度化（平成26年～）や、居住誘導区域からの災害危険区域の原則除外（令和3年～）といった取組の成果を今後検証していく必要



(出所) 令和4年4月20日財政制度等審議会歳出改革部会資料より抜粋。
 (注) 洪水浸水想定区域内人口増減率は、平成24年時点の洪水浸水想定区域における平成7年と平成27年の人口を比較して算出。

女川町：人口減少を踏まえたコンパクトな復興まちづくり

復興まちづくりに関して住民との対話を重ね、計画を見直しつつ宅地を高台に造成するとともに、人口減少を見据え（2011年：約1万人強⇒2023年：約6千人）都市の主要機能を中心部に集約化する復興計画を策定・実施。



住民意向を踏まえ、事業規模の見直しを実施。
 小乗浜団地の例)2012年:62戸 → 2013年:20戸



(出所) 女川町「女川町復興記録誌2011-2021」（女川町HP）、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（第4回）資料2「復興・まちづくり（大船渡・女川）」を基に財務省作成。

- 物流の担い手の減少が想定される中で、物流サービスを維持していくためにも、自動運転といった省人化技術の導入は喫緊の課題。
- しかしながら、自動運転に関する政府目標に関し、移動サービスについては、実装箇所数といった具体的な導入目標が掲げられている一方、物流サービスについては、2025年度段階での技術レベルの到達目標が定められているに過ぎず、その後の実装に向けたスケジュールは定められていない。インフラ部局と交通部局、技術開発部局が適切に連携しながら、基盤整備の計画も含めた社会実装に向けた具体的なロードマップを早急に検討し示すべき。

自動運転をめぐる現在の主な政府目標

<人流サービス>

【2025年度（目標）】

50箇所程度

【2027年度（目標）】

100箇所程度

<物流サービス>

【2025年度（実証）】

神奈川-愛知間（Lv4）

（※1）自動運転トラックによる物流サービスの実現（2026年度以降）

（※2）実装に向け、高速道路（新東名高速 駿河湾沼津SA-浜松SA間）の深夜時間帯における自動運転専用レーンの設置（実証）を検討

（出所）R5.3.31デジタル田園都市国家構想実現会議 経済産業省提出資料を基に財務省作成。

自動運転物流トラックの荷捌き拠点の整備

（物流拠点イメージ）

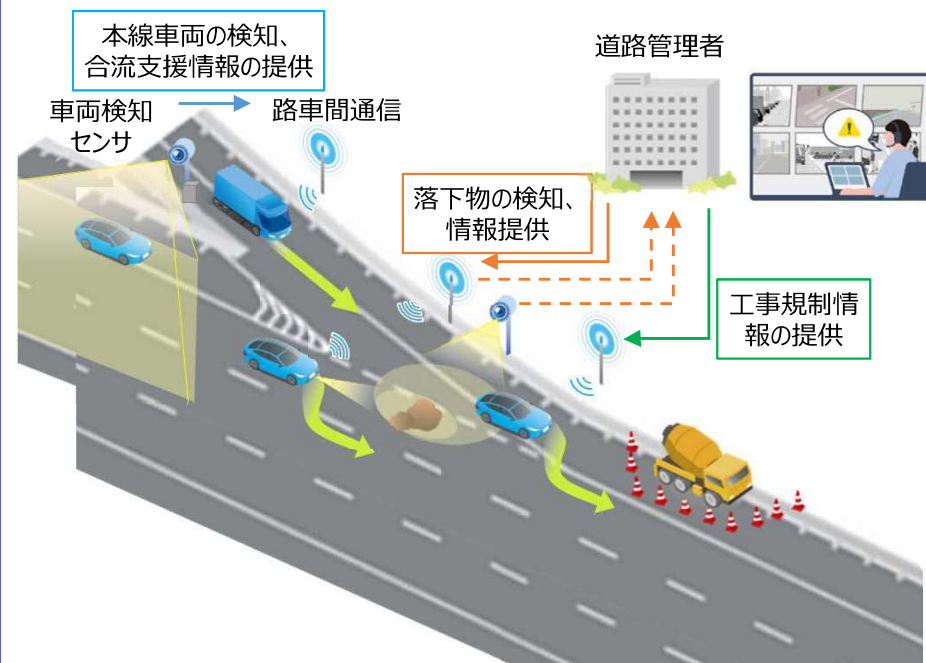


（出所）NEXCO資料を基に財務省作成。

自動運転の安全・高速な運用のための基盤整備

（例）道路インフラからの情報提供のための基盤整備

路側センサ等で検知した道路状況を車両に情報提供することで自動運転を支援



（出所）R5.3.31デジタル田園都市国家構想実現会議 経済産業省提出資料を基に財務省作成。

○ 高齢化等に伴い、非主業農家を中心に個人経営体数が大幅に減少する一方、法人経営体が着実に増加し、個人経営体の農地を引き受ける中、経営耕地面積は緩やかな減少にとどまっている。また、米価上昇等の影響もあり販売金額は回復傾向。

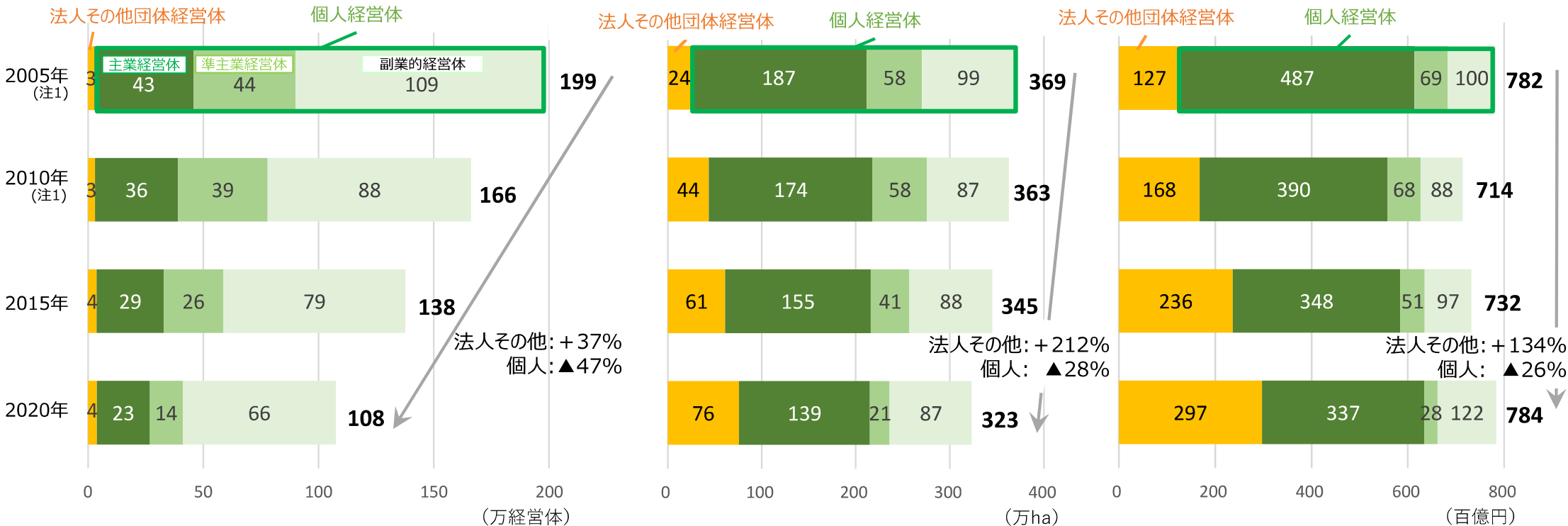
(注1) 基幹的農業従事者の平均年齢は68.4歳（2022年）であり、高齢化が指摘されるが、農外所得が主たる者や高齢の非主業経営体の従事者が半数以上含まれており、主業経営体の平均年齢は59.8歳。

(注2) 多くの品目で主業経営体及び法人経営体が生産の相当部分を担う構造である一方、稲作については、依然として非主業経営体が作付面積の5割程度を占めている状況。

経営体数

経営耕地面積

農産物販売金額（推計）



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

(注1) 2005年、2010年の数値は、個人経営体については販売農家、法人その他団体経営体については組織経営体の値である。

(注2) 個人経営体の分類の定義は、次のとおり。

「主業経営体」：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

「準主業経営体」：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

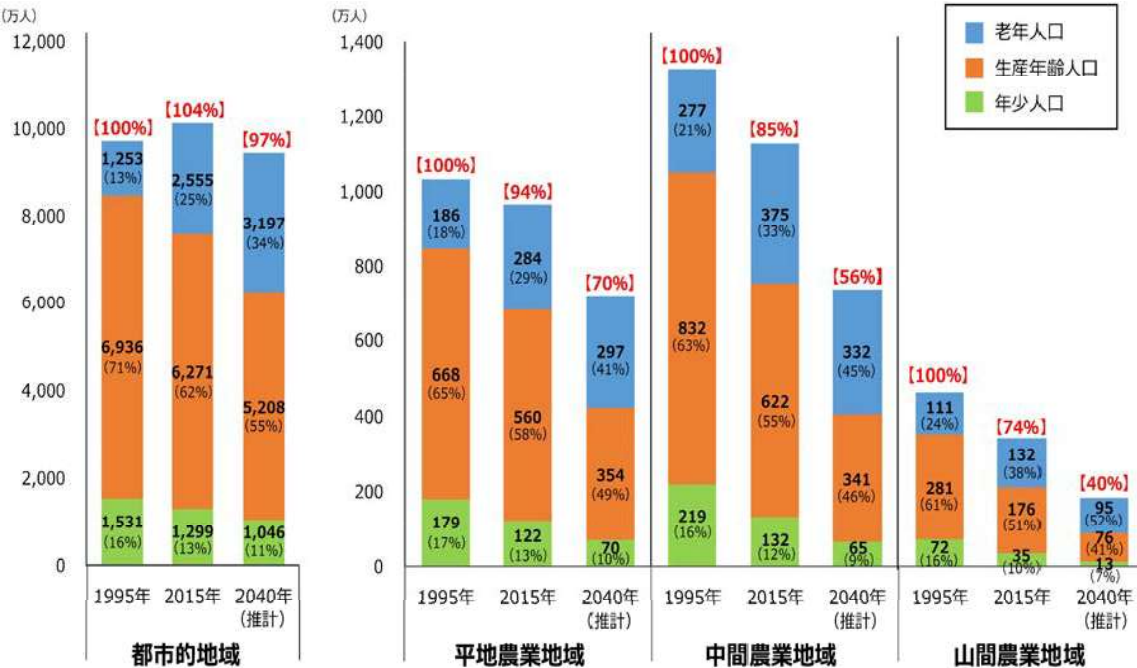
「副業的経営体」：1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

(注3) 法人その他団体経営体には、法人の他に、集落営農等の非法人の団体が含まれる。

(注4) 農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

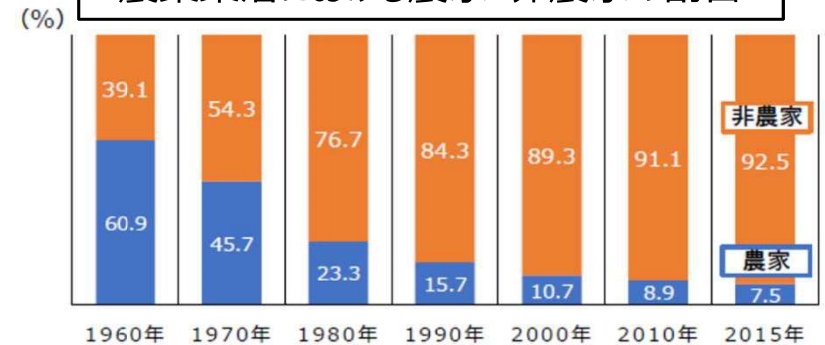
- 都市部や平地に比べ、小規模な農村を多く抱える中山間地域は、今後高齢化と人口減少が急速に進む見通し。
 ※ 老年人口の割合（2040年の推計）は、中間農業地域で45%、山間農業地域で52%となる見通し。また、1995年と比較した2040年の人口は、中間農業地域で56%、山間農業地域で40%となる見通し。
- また、近年は、農業集落における農家世帯の割合がかなり低下（2015年：7.5%）している状況にある。
- 今後人口減少が本格化する中、農村地域については、農林水産省の施策として行っている買物等の生活支援や営農関連の情報通信環境整備のほか、公共交通・医療・学校など農業施策以外の施策も含め、関係省庁・関係自治体が連携して、集落機能を集約的に活用していく必要がある。

農業地域類型別の人口構成の推移



(出所) 農林水産省作成
 (注1) 【】は1995年を基準値100%とした、2015年と2040年の相対値
 (注2) () は各年の合計人口数における割合

農業集落における農家・非農家の割合



(出所) 農林水産省作成
 (注) 農家：経営耕地面積10a以上または農産物販売額15万円/年以上の世帯
 農業集落：市区町村の区域の一部で農業上形成されている地域社会（全域が市街化区域のものは除外）

第六次国土利用計画(全国計画)素案〔令和5年4月14日 国土審議会〕

・・・(略)・・・急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め 周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成・・・(略)・・・を進めることにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な国土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。
 その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、国土の管理構想に基づく取組や、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。

農林水産省の施策

各府省の関連施策の例

「小さな拠点」のイメージ

日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだもの。



農地の維持管理・営農支援

- 多面的機能支払【487億円】
- 中山間地域等直接支払【261億円】
- 鳥獣被害対策、ジビエ利用拡大【96億円】
- 農山漁村振興交付金【91億円の内数】
 - 最適土地利用総合対策(農地の粗放的利用)

地域コミュニティ形成、買い物等含めた集落機能維持、農村でのビジネス創出

- 農山漁村振興交付金【91億円の内数】
 - 農村RMO形成支援
 - 元気な地域創出モデル支援(買い物支援等)
 - 農山漁村発イノベーション(6次産業化等)
 - INACOME(農山漁村起業支援)
 - 農泊推進(農家民泊、農業体験等)

農村のインフラ更新・再編(整備)

- 農村整備事業(集落排水・農道等)【72億円】
- 農山漁村地域整備交付金(集落排水・農道等)【774億円の内数】
- 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備)【91億円の内数】

環境省

- 指定管理鳥獣捕獲等事業 等

内閣府

- 地方創生推進交付金
- 特定地域づくり事業推進交付金
- 地域活性化伝道師

総務省

- 地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャー
- 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
- 過疎地域遊休施設再整備事業

国土交通省

- 地域公共交通確保維持改善事業(コミュニティバス等) 等

国土交通省

- 社会資本整備総合交付金(公共下水道、道路等)

環境省

- 循環型社会形成推進交付金(浄化槽)

内閣府

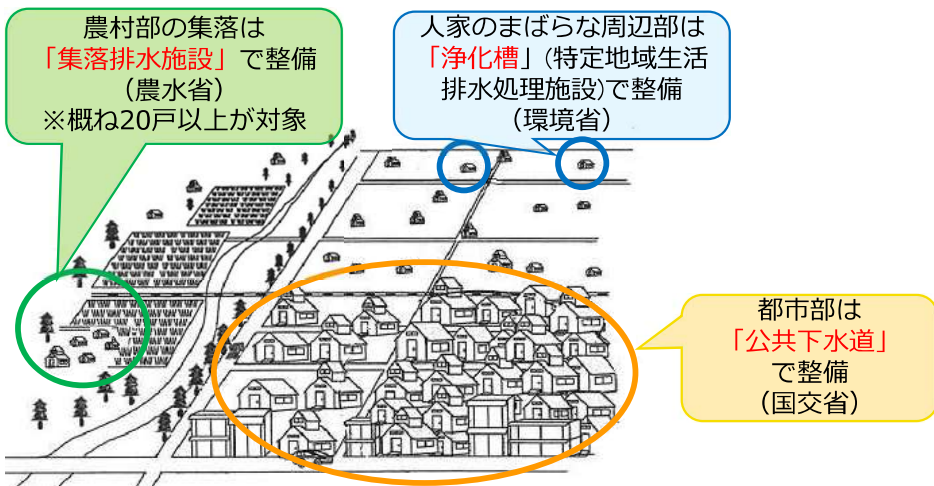
- 地方創生整備推進交付金(污水处理施設、道等)
- デジタル田園都市国家構想推進交付金

総務省

- 地域デジタル基盤活用推進事業 等

- 農村のインフラ機能について、例えば概ね20戸以上を対象とする農業集落排水は、新設整備は完了しつつある一方で、既存施設の更新のために年100億円程度（漁業集落排水も同様に年20億円程度）の国費が投じられている。
- 今後、更新需要が数倍に増加していくと見込まれる一方で、各農村・漁村の戸数が急速に減少していくことを踏まえれば、①浄化槽による対応や、②集落排水同士あるいは公共下水道との広域化・共同化を進めた上で、③概ね20戸以上を対象とする農業集落排水等として更新する場合にはその低コスト化などを図っていく必要がある。

汚水処理の中での集落排水の位置付け



● 20戸の集落におけるコスト比較評価事例

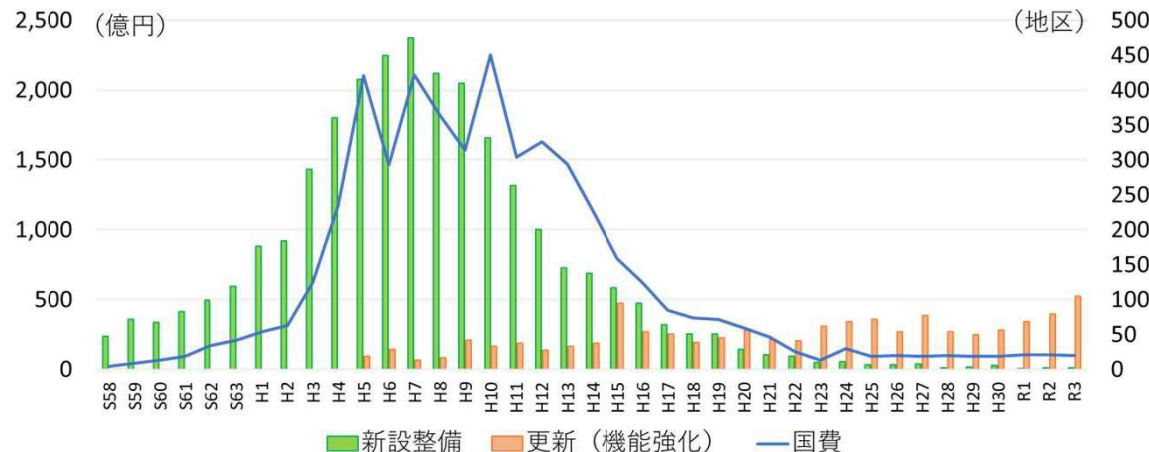
※一般的に、概ね20戸を下回ると浄化槽の方が低コストとなる

集落排水の場合			浄化槽の場合		
	数量	万円/年		数量	万円/年
処理場建設費	48人	90.8	浄化槽建設費	20基	52.3
処理場維持管理費	48人	53.3	浄化槽維持管理費	20基	130.0
管渠建設費	1,000m	77.8			
管渠維持管理費	1,000m	3.1			
計		225.0	計		182.3

(出所) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(3省庁)

農業集落排水の事業地区数・費用の推移

(出所) 農林水産省データより財務省作成

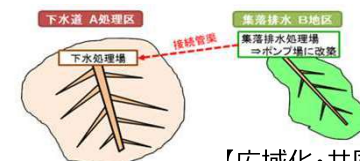


農業集落排水等を含めた汚水処理の広域化・共同化の推進

- 平成30年、関係4省が全都道府県に対し、令和4年度までの「広域化・共同化計画」の策定を要請。
- 集落排水を含め、汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数（＝減少する処理場数）の目標を、平成29年度から令和4年度までに450箇所と設定。

目標値 (令和4年度末)	実績値 (令和3年度末)
450箇所	479箇所

【広域化・共同化地区数の目標と実績】



【広域化・共同化のイメージ】

➡ 実績値のうち、農業集落排水等分は368箇所(農業集落排水等の総数は約5,200箇所)

- 農業生産活動が、農産物の供給に加え、防災や環境保全、景観、文化といった「多面的機能」を発揮していることを踏まえ、農地等の維持管理活動への支援（多面的機能支払交付金）や生産条件の不利補正（中山間地域等直接支払交付金）が行われており、営農が必要な農地については、効率化等を図りつつ、引き続き草刈り・泥上げ・水路補修等を支援。
- 他方、営農の継続が難しいと考えられる農地については、例えば放牧や植林など、粗放的利用により低コストでの管理を支援する最適土地利用総合対策の活用を促す。このほか、農泊・農業体験、捕獲した鳥獣のジビエへの活用などの支援策の活用も考えられる。

営農が必要な農地の維持管理支援

● 多面的機能支払交付金

【R5 予算額：487億円、対策期間：R元年～R5年】

農地維持のための草刈りや泥上げ(うち約250億円)、水路・農道等の補修、地域活動(地域住民との交流・農業由来の祭り等)に対して支援

※対象は全国の耕地面積の53%

● 中山間地域等直接支払交付金

【R5 予算額：261億円、対策期間：R2年～R6年】

中山間地域等で営農を継続するための生産条件の不利の補正(予算の約半分は農家個人に農地面積に応じ支払)や集落の共同活動(草刈り、泥上げ等)に対して支援

※対象は全国の中山間地域の耕地面積の40%



【農地の草刈り】



【水路の泥上げ】



【地域住民との交流】

営農継続が難しい農地の粗放的利用

地域での話し合いにより土地利用の将来像を策定し、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用(放牧、植林等)を行って低コストで維持管理する農地等を区分していく取組を実施。



【放牧】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】

● 最適土地利用総合対策

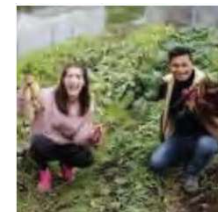
【R5 予算額：農山漁村振興交付金 91億円の内数】

⇒土地利用構想の策定支援、粗放的利用実証への支援等を実施。

農泊



農業体験



捕獲した鳥獣のジビエへの活用



(出所) 農林水産省

「多面的機能の維持・発揮に係る本(多面的機能支払)交付金の取組による効果の試算について」(令和4年3月16日 農林水産省資料)

評価の視点	機能の種類	試算(参考値)	試算方法
地域資源 の適切な保 全管理	本交付金による遊休農地の発生防止面積及び効果の試算	約18~43億円/年	遊休農地の発生防止面積を遊休農地の回復に要する費用により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる土壌浸食防止効果の試算	約2~5億円/年	農地の耕作により抑止されている推定土壌浸食量を砂防ダムの建設費により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる土砂崩壊防止効果の試算	約3~7億円/年	水田の耕作により抑制されている土砂崩壊の推定発生件数を平均被害額により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる河川流況安定効果の試算	約81~160億円/年	水田の灌漑用水を河川に安定的に還元する能力を利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる地下水かん養効果の試算	約5~13億円/年	水田の地下水涵養量を利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価して試算
自然災害 の防災・ 減災・復 旧	水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果の試算	約130億円/年	水田の大雨時における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により試算
	遊休農地の発生を防止したことによる気候緩和効果の試算	約0.02~0.03億円/年	水田には夏場の気温を抑える冷房機能があるため、夏場の農村部と都市部の温度差から冷房料金節減額等を求めて試算
農村環 境の保 全・向 上	農村環境が保全されたことによる保健休養・やすらぎ効果の試算	約1兆7,000億円/年	都市住民が農山村に費やす費用を訪問によって農村から得る効果と一致するとみなして試算

●洪水や土砂災害の防止などの効果：計239億円~358億円/年

- ※ 下記の「保健休養・やすらぎ効果」を除くと、多面的機能支払交付金(R5年度：487億円)の予算額を下回る。
- ※ 化学肥料・農薬による水質・土壌汚染といった環境負荷等のマイナス効果が考慮されていない。

●環境保全による保健休養・やすらぎ効果：1兆7,000億円/年

- ※ 多面的機能の効果全体のうち大宗(約98%)は、この「保健休養・やすらぎ効果」が占める。
- ※ 下記試算の詳細のとおり、全旅行者数の約1/4がレクリエーション目的での農村地域への旅行と試算されている。

A. 宿泊を伴う旅行

- ①レクリエーション目的の延べ旅行者数(宿泊) = **17,173万人**
- ②農村地域への旅行者の割合 = 農村地域への旅行者数(農泊) ÷ 総人口 = 68,343千人 ÷ 125,200千人 = **0.55**
- ③農泊のうちレクリエーション目的の割合 = **0.49**
- ④1人1回当たりの消費額(宿泊)(レクリエーション目的) = **約60,995円/年**
- ⑤交付金による農村環境保全率 = 直接支払の認定農用地面積 ÷ 全国の耕地面積 = 2,042千ha / 4,372千ha = **0.467**

B. 日帰り旅行

- ①レクリエーション目的の延べ旅行者数(日帰) = **19,635万人**
- ④1人1回当たりの消費額(日帰)(レクリエーション目的) = **約16,870円/年**
- ②、③、⑤同上

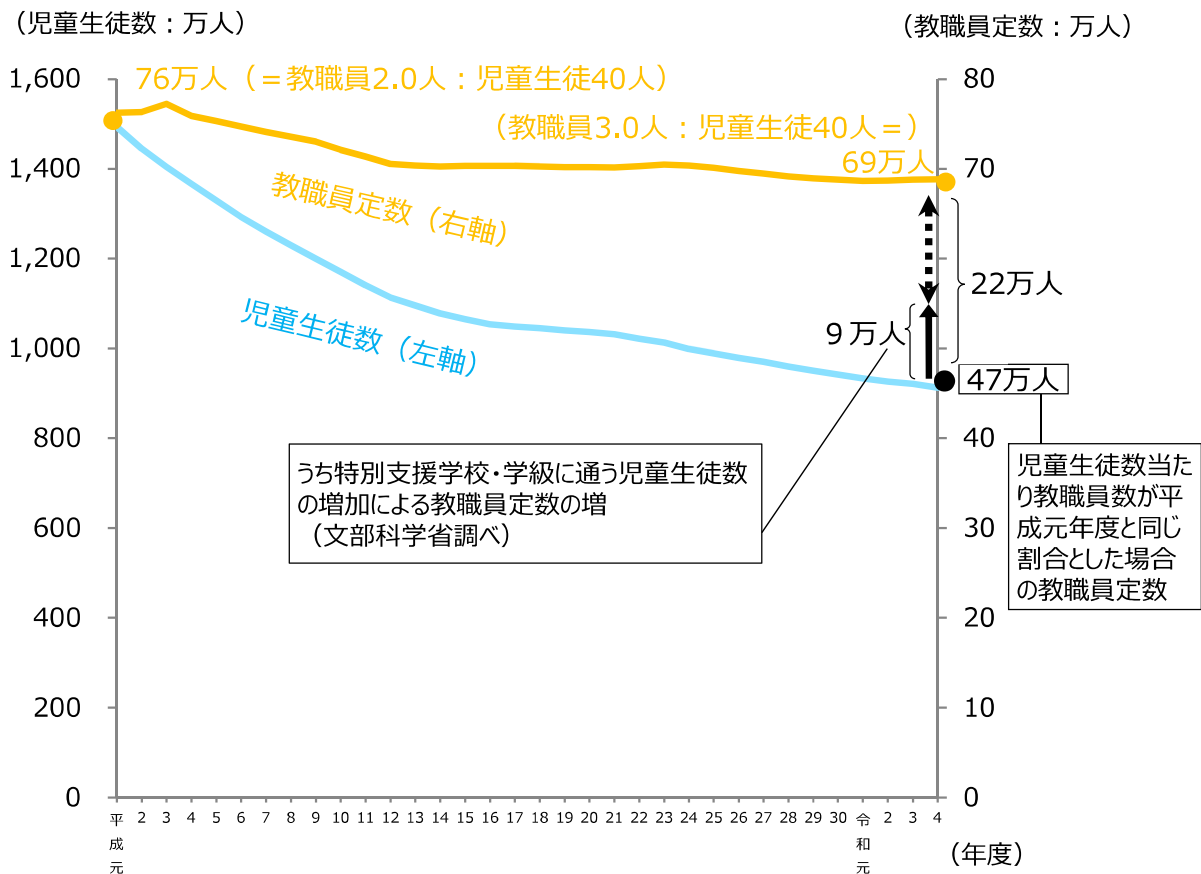
$$\begin{aligned} \text{保健休養・やすらぎ効果} &= (\text{①} \times \text{②} \times \text{③} \times \text{④}) \times \text{⑤} \\ &= (\text{A} : 28,229\text{億円} + \text{B} : 8,295\text{億円}) \times 0.467 \\ &= \text{約}1\text{兆}7,000\text{億円/年} \end{aligned}$$

試算額の合計：1兆7,239億円~1兆7,358億円/年

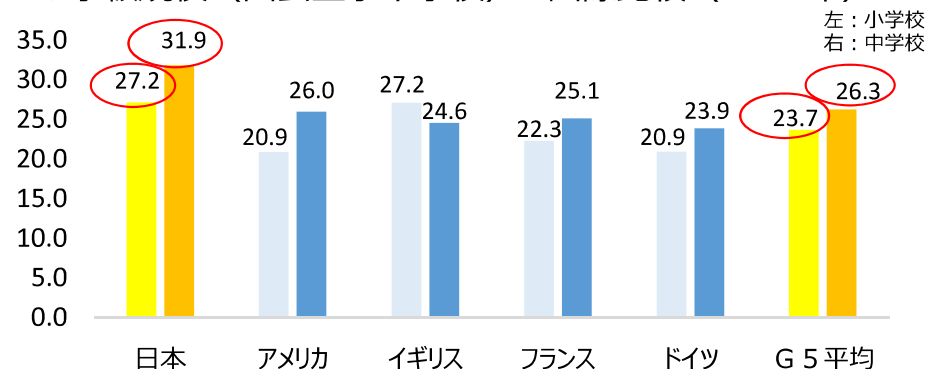
少子化の影響と教職員定数

- 少子化の進展により、平成元年度以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。この結果、令和4年度における実際の教職員定数は、児童生徒数当たりの教職員定数が平成元年度と同じだったと想定した場合の教職員定数より約20万人分多くなっている（充実している）。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、**教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均よりも手厚くなっている**（日本は1クラス当たりの担任外教員数が多い）。**経年で比較しても、この傾向が進んでいる。**

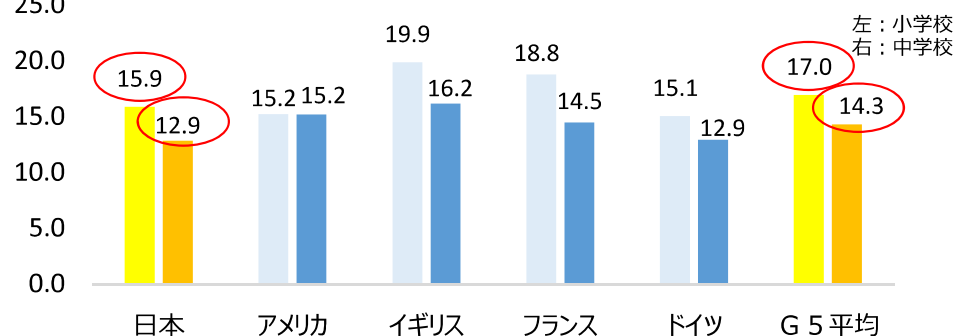
◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移



◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2019年）



◆教員1人当たり児童生徒数の国際比較（2019年）



◆日本における教員1人当たり児童生徒数の経年比較

	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2013年 (平成25年)	2019年 (令和元年)	2001年 ⇒2019年
小学校	20.6人	19.4人	17.4人	15.9人	▲22.8%
中学校	16.6人	15.1人	13.9人	12.9人	▲22.3%

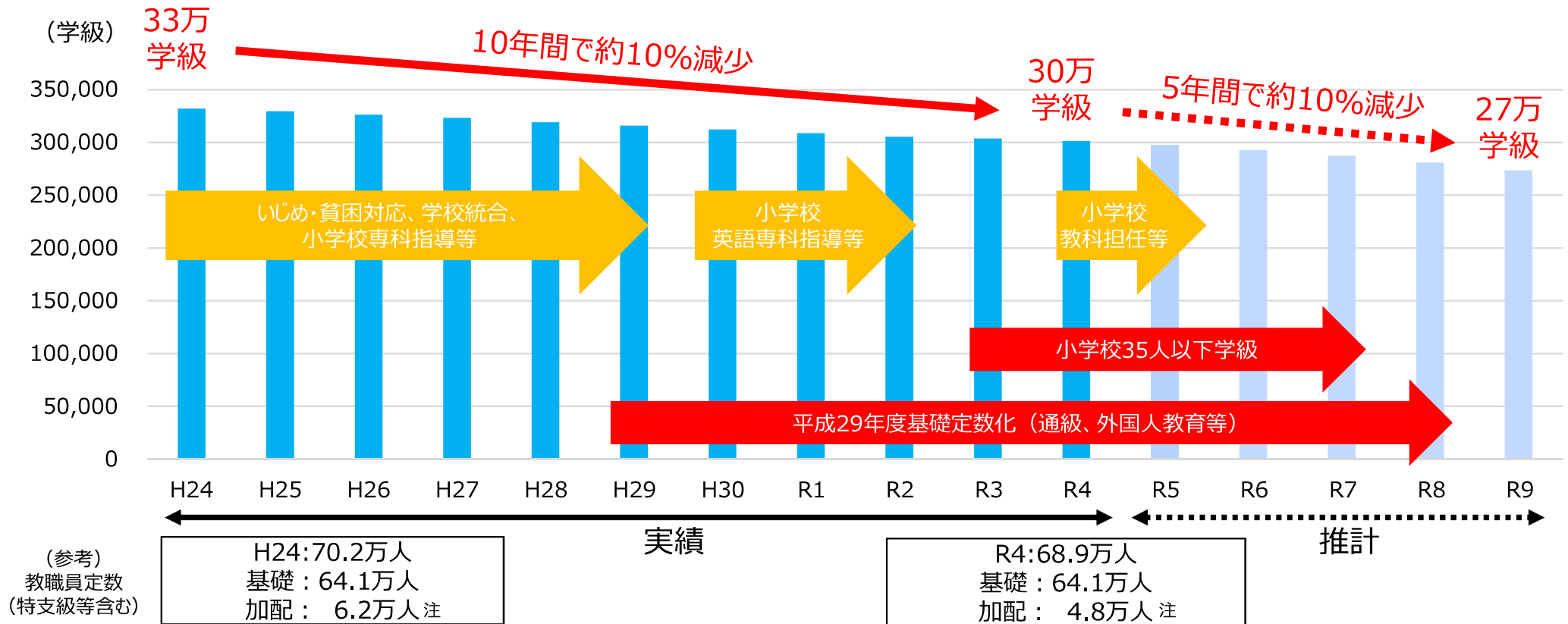
(出所) 令和4年度学校基本統計等を基に財務省で作成

(出所) 各年度Education at a Glance(OECD)等を基に財務省で作成

加配定数と教育の質の向上

- これまでも小学校35人以下学級や小学校高学年における教科担任制など複雑化・困難化する教育課題に対応してきたところ。
- 人口動態を踏まえて試算すると、学級数は令和9年度までに約10%減少すると見込まれており、学級数に合わせて自然減を行う仕組みがない加配定数は、定数増を行わずとも、学級数減の中で実質増となる。
- 若者を中心とした優秀ななり手を確保していくためには、**少子化に伴う加配定数の合理化による財源を、更なる教育の質の向上、特に、教員の勤務環境改善のために活用していくことも考えられるのではないか。**

◆小・中学校の学級数推移・推計（特別支援学級除く）

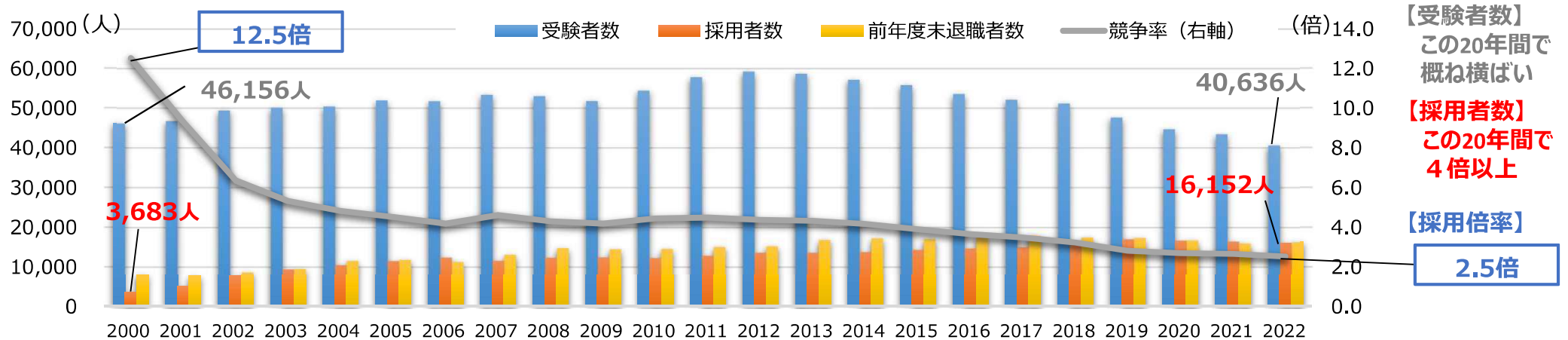


（注）教職員定数については、H29からR4までに2.0万人を加配定数から基礎定数化している（R5～R8までに更に0.8万人基礎定数化を予定）。

教員採用倍率の低下①

- 近年の大量退職を受けて採用者数が増加する中、**教員の採用倍率は大幅に低下**（小学校は2.5倍（過去最低））**する中で、質の高い教員の確保が課題。**
- 当面は定年延長により退職者の減少も見込まれるが、今後、少子化に伴って新社会人が減少していく見込みであることを踏まえると、**なり手の確保が喫緊の課題。**

◆受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移【小学校】



令和4年度の採用倍率（小学校）の全国平均は2.5倍となっており、14県では、2.0倍未満となっている。
 （秋田県、福岡県：1.3倍、佐賀県、大分県：1.4倍、山形県、長崎県：1.5倍、福島県、富山県、宮崎県：1.6倍、山梨県、島根県、広島県、鹿児島県：1.8倍、新潟県：1.9倍）

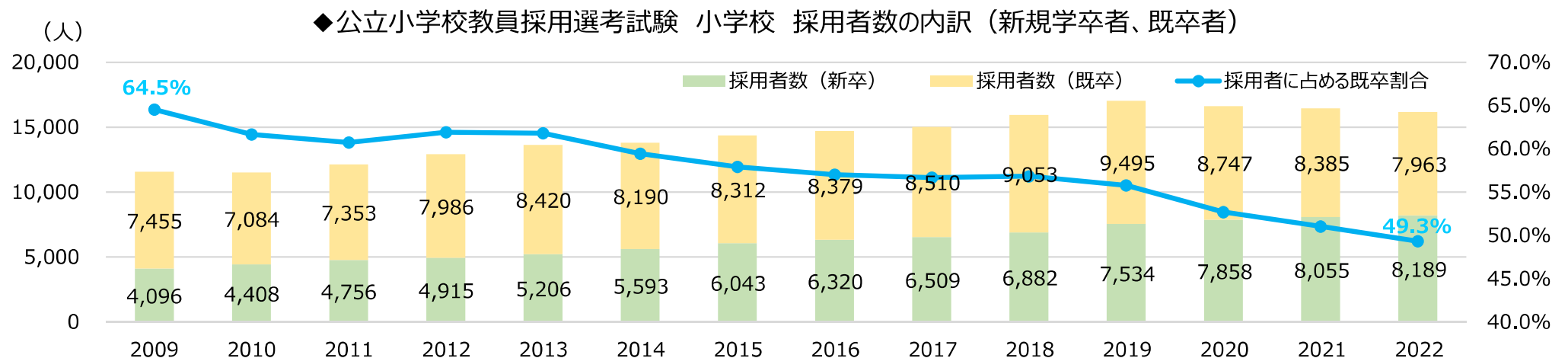
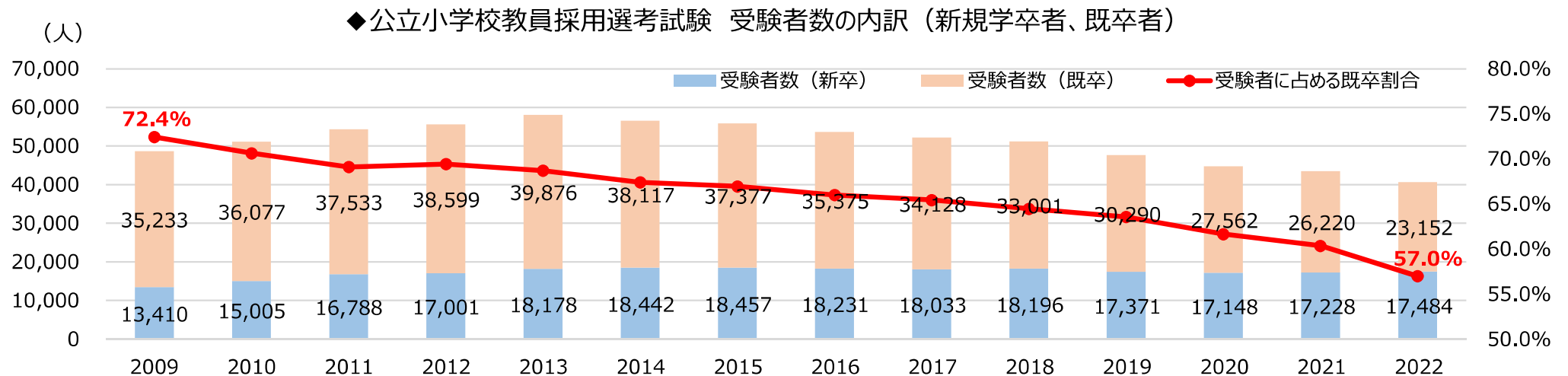
（出所）令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況に係る文部科学省調査を基に財務省で作成

◆採用倍率の低下がもたらす影響

- ・近年の、経済学の研究には、**教員の「質」を高める政策の経済効果が極めて高い**こと、教員の質が高まることの恩恵をもっとも大きく受けるのは社会経済的に不利な立場にいる子どもたちであることが示されている。こうしたことを踏まえれば、保護者の社会経済的地位による格差が拡大するわが国においても、**教員の質を高めることは重要であるが、教育の「量」と「質」とはトレード・オフの関係にあるという有力な研究が存在**している点には注意が必要だ。Jepsen & Rivkin（2009）では、カリフォルニア州で行われた学級規模の縮小について分析し、学級規模の縮小によって、平均的に子どもたちの数学と国語の学力は上昇したものの、学級規模縮小のもたらす直接的なプラスの効果は、追加的に雇用された教員として経験が少ない質の低い教員が増加したことによってかなりの部分が失われ、質の低い教員の増加のマイナスの影響をもっとも強く受けたのは、黒人や貧困層の子どもたちであったことが明らかとなっている。
- ・日本で**教員の「量」を増やすことを政策目標とした場合、短期的に教員の「質」が低下するという恐れはないか**。そして、教員の働き方、処遇、マネージメント体制や人事評価のあり方などの改善に手をつけることなく、**目の前の仕事が多忙であるという問題を解決するために、ひたすら教員の数を増やせば、教員という仕事の魅力が低下し、優秀な人材が教員の市場に参入することを妨げるだけなのではないか**。
 （『少人数学級はいじめ・暴力・不登校を減らすのか』2017.3 中室）

教員採用倍率の低下②

- より詳しく見ると、公立小学校の教員採用選考試験における受験者数減少の要因は、臨時的任用職員や非常勤講師などを続けながら教員採用選考試験に再チャレンジしてきた層（既卒者）が採用数増の中で正規採用されたことなどにより、既卒の受験者数が大幅に減少してきたことだと考えられる。一方、少子化にも関わらず**新規学卒者の受験者数は一定数を維持しており、新規学卒者における教職の人気の低下したとは必ずしも言えない。**
- ただし、**少子化の進展を踏まえると、**今後は新規学卒者の受験者数も減少していく恐れがあることから、教育の質を維持向上していくためにも、これまで以上に**教職の魅力を高めていく取組が必要。**



- 令和4年度勤務実態調査を踏まえた文部科学省による推計によれば、時間外勤務については、小学校で月約41時間、中学校で約58時間であり、前回調査（平成28年度）より減少したものの、厳しい勤務実態となっている。
- 教員には、時間外勤務手当は支給されない代わりに教職調整額（給料月額の4%）が本給として支給されている。



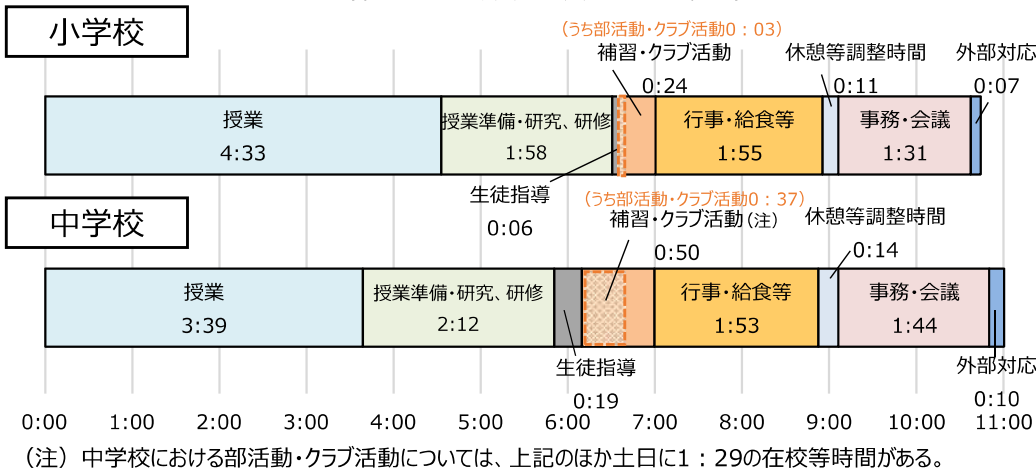
若者を中心として、教職の魅力を高めていくためには、

- **働き方改革の効果を確実なものとするための取組を進めるべき。**
- 教員に負担を負わせない取組を進め、**教員を保護する環境を作るべき。**
- 頑張っている者が報われるような**メリハリの効いた給与体系に見直すべき。**

働き方改革の取組

- 令和4年度教員勤務実態調査によれば、日本の小中学校教員の勤務時間は授業以外の時間が多くを占めており、事務・会議や外部対応などの業務は、教員自身が相対的に負担感が高く、やりがいや重要度が低いと回答。
- 働き方改革の効果を確実なものとするため、**外部人材の予算人員を大幅に拡充**するとともに、令和5年度から、関連する補助事業について、**働き方改革に関する取組状況を公表することを補助要件化**。
- 更なる取組の一つとして、例えば、**教員が担う必要のない業務については、文部科学省・教育委員会が強制的にでも教員の業務としない整理とするなど、踏み込んだ業務の適正化を進めるべき**。

◆小中学校教員の在校等時間（平日）の内訳
(令和4年度教員勤務実態調査より作成)

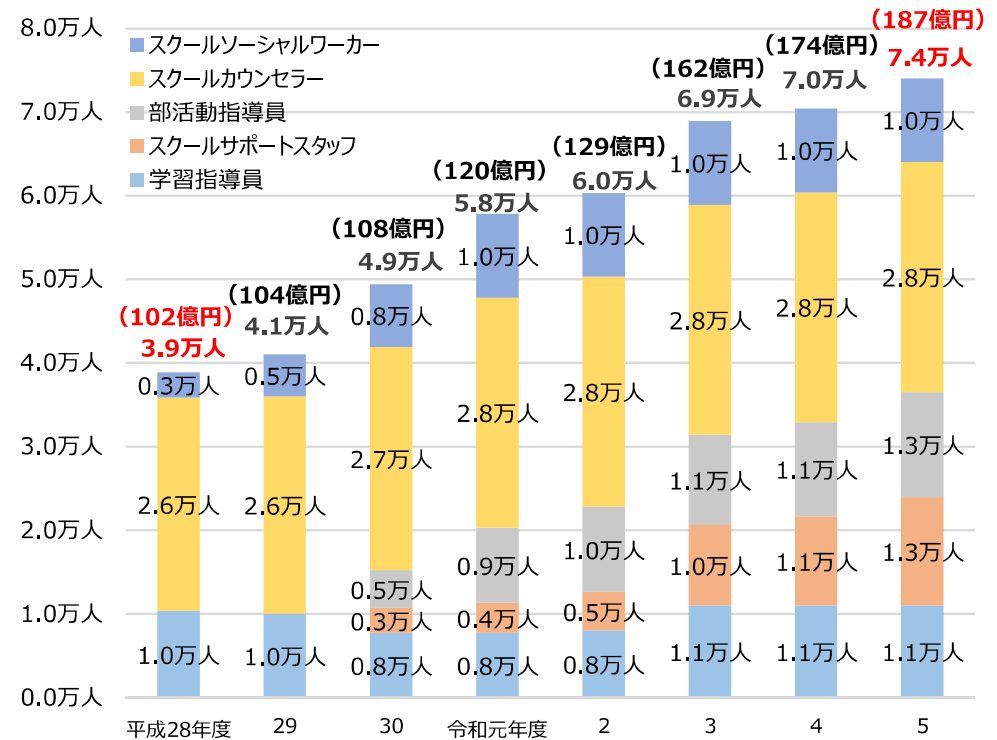


◆業務別の負担、やりがい、重要度
(令和4年度教員勤務実態調査より作成)

下記のスコアは教諭（指導教諭及び主幹教諭を含む）のうち、以下の4件法に基づく回答の集計結果の平均値を基に財務省において機械的に算出したもの【3以上は赤、3以下は青】
(1：全くそうでない、2：どちらかといえばそうでない、3：どちらかといえばそうである、4：そうである)

分類	小学校			中学校		
	負担である	やりがいがある	重要である	負担である	やりがいがある	重要である
授業	2.43	3.29	3.61	2.36	3.16	3.47
授業準備・研究・研修	3.23	2.87	3.29	3.19	2.77	3.25
生徒指導	3.12	2.83	3.24	3.06	2.96	3.35
補習・クラブ活動	3.28	2.57	2.70	3.18	2.86	2.93
行事・給食等	2.97	2.77	3.30	2.91	2.80	3.34
事務・会議	3.35	2.18	2.67	3.29	2.20	2.67
外部対応	3.42	2.16	2.67	3.39	2.09	2.58

◆外部人材の予算人員の推移（予算額推移）

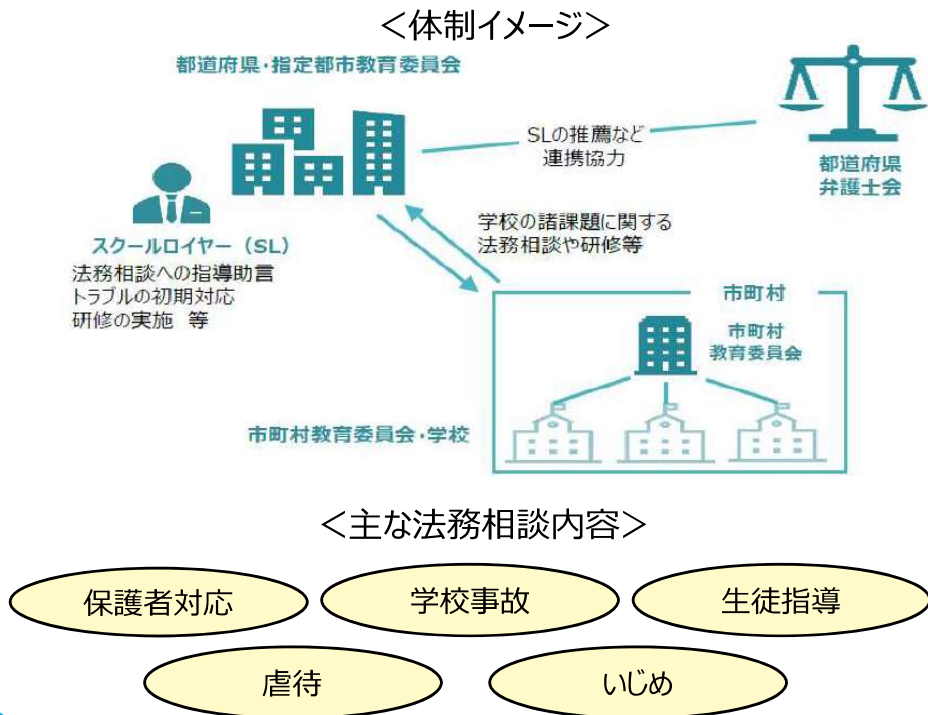


※令和2年度一次補正予算及び令和2年度二次補正予算で措置した新型コロナウイルス対策のための外部人材（スクールサポートスタッフ等）は含まない。
 ※東日本大震災のための緊急SC等活用事業による配置人員は除く。
 ※スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント（その他重点配置分を含めていない）。

- 学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、地方財政措置により、スクールロイヤーが活用されている。
- 都道府県教育委員会が主導して、勤務時間外の教職員対応は原則として行わない旨の周知・協力依頼を発出している例もある。
- **教員に過度な負担を負わせない取組を導入・展開することにより、教員を保護する環境を作っていくべき。**

◆スクールロイヤーによる法的側面からの支援

都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より、普通交付税措置を実施。



(出所) 令和4年1月31日規制改革推進会議への投資WG資料「スクールカウンセラー・スクールロイヤーについて」

◆県教育委員会から地域・保護者に対する協力依頼

【奈良県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・学校は、留守番電話を設定するなど、時間外対応が原則できなくなります。
- ・学校行事などの業務を見直します（「常識」や「伝統」にとらわれず真に必要な活動に集中します）
- ・休日の地域行事等について、教員への参加要請等は可能な限り避けて下さい。
- ・給食や掃除、登下校の見回り等学校ボランティアへのお願い。

【沖縄県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・教職員の勤務時間は原則、8：15～16：45（小中学校）
- ・勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡下さい。
- ・部活動の休養日（週2日以上）と適切な活動時間（平日2時間等）を県教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り各学校で定めています。
- ・県立学校は夏季休業中の8月第2週の水・木・金曜日を学校閉庁日とし、原則として教育活動を行いません。緊急な連絡が必要な場合は県教育委員会までお願いします（市町村立学校は、市町村教育委員会が県立学校に準じて設定）。

(出所) 奈良県、沖縄県HPに掲載されている地域・保護者向けリーフレット等

○ 教員に対する時間外勤務手当については、その勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当でなく、教員にはなじまないとされており、時間外勤務手当は支給されない代わりに教職調整額（給料月額 \times 4%）が本給として支給されている。国際的に見ても、超過勤務時間数を管理し、実績に応じて手当を支給している例は少ない。

◆ 給特法の概要

（法律の趣旨）

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。

- ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
- ・夏休みのように長期の学校休業期間があること

等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間的管理を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

（職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇）

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

- ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
- ② 教職調整額を本給として支給（給料月額 \times 4%）

（正規の勤務時間を超える勤務）

教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務（超勤4項目）に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。

1. 生徒の実習に関する業務
2. 学校行事に関する業務
3. 教職員会議に関する業務
4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務

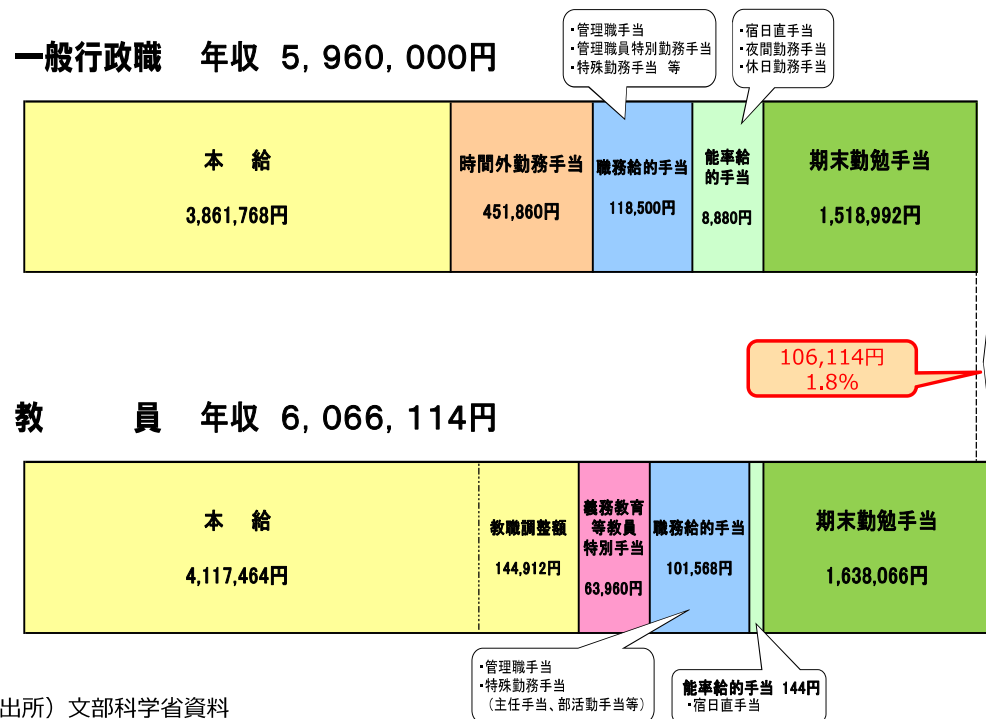
労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

◆ 諸外国における超過勤務に対する処遇

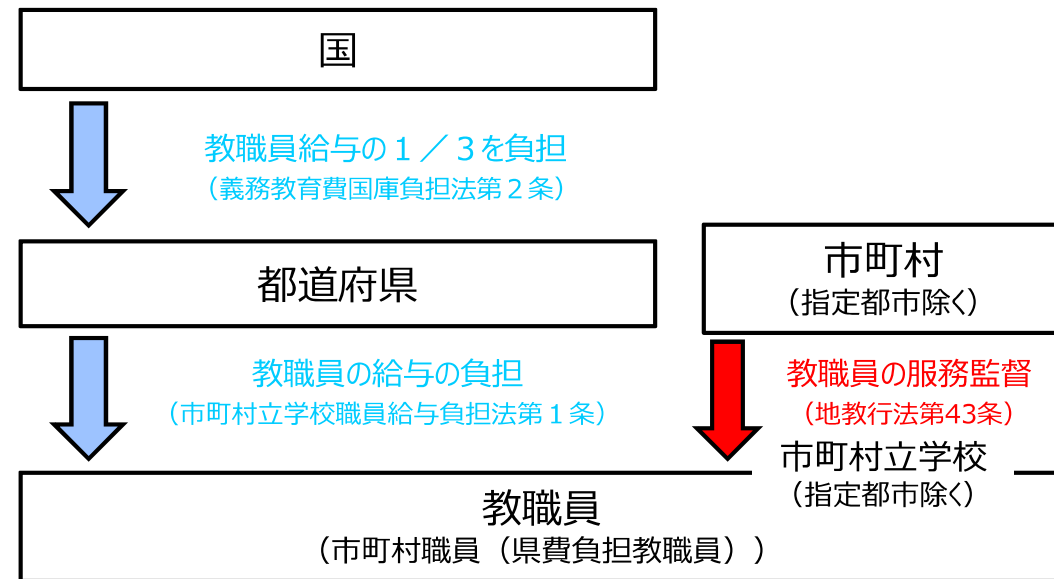
分類	国名
超過勤務時間に対する給与の支払い	
1日4時間（1カ月で57時間）を上限に、予算の範囲内で時間外勤務手当を支給。	韓国
時間外勤務手当に係る規定はあるものの、負担を調整する制度を運用することで、実際に超過勤務手当を支払うことは少ない。	ドイツ (ノルトライン・ヴェストファーレン州)
追加の授業・活動に対する給与の支払い	
法定週間授業以外には学校に勤務する義務がなく、仮に出勤しても給与支払の対象外。補習等を実施する場合には手当が支給。	フランス
設定された時間数を超えて授業を担当する場合、手当が支給。	フィンランド
超過勤務に対する追加的な給与はないが、その代替措置として給与水準が一般公務員よりも高く設定されている ※アメリカについても特定の活動に対する給与あり	アメリカ (ワシントン州シアトル学区)
	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)
超過勤務時間や特定の活動等、 超過勤務に対する処遇なし	イギリス
	カナダ (オンタリオ州トロント教育区)
	ニュージーランド

- 一般行政職と教員の給与（年収ベース）を比較をすると、教員の給与は、時間外勤務手当を含む一般行政職の給与よりも高い。
- 教員は市町村職員であり、サービス監督権者は市町村であるが、給与については、任命権者である都道府県と国が負担している。民間企業と異なり、
 - ① 時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額（給料月額額の4%）が支給されていること
 - ② 給与負担者とサービス監督者が同一でないこと
 から、民間企業のように働き方改革を進めるインセンティブがわきにくい構造となっている。
- 仮に時間外勤務手当を新設しようとする場合、サービス監督者である市町村が教員の給与を負担していないため、勤務時間が長時間化する恐れ。

◆一般行政職と教員の給与比較（年収ベース）（令和3年度）



◆県費負担教職員制度



(注) 地教行法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 ※指定都市は、教職員の任命、給与負担、サービス監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。
 ※県費負担教職員制度：市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県が負担することとされている。

- 前回の教員勤務実態調査結果の回帰分析によると、主任業務にある一部の教員は勤務時間が長い傾向。
- 教員の職務の特殊性等を踏まえつつ、**頑張っている者が報われるような、メリハリの効いた給与体系に見直すことにより、教職を若者が魅力を感じるように変革していく必要があるのではないか。**
- その際、一律に支給することとしている手当については、そのあり方を見直すことも併せて考えていく必要。

◆教諭の勤務時間を従属変数とする回帰分析（主任部分を抜粋）

回帰分析の結果、主任については、小学校では「教務主任」「学年主任」「教科主任」、中学校では「教務主任」「生活生徒指導主任」「進路指導主任」「学年主任」と、勤務時間が長い傾向にある。（平成28年度 教員勤務実態調査研究報告書 抜粋）

変数	法的根拠	役割	小学校（平日）係数 （分/日）		中学校（平日）係数 （分/日）	
教務主任	○	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項（教育計画の立案・実施、時間割の総合調整、教科書・教材の取扱い等教務に関する事項）について連絡調整及び指導・助言	32.6	***	18.3	***
生活・生徒指導主任	△	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言	5.7		20.1	***
進路指導主任	△	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言	-21.0		20.5	***
学年主任	○	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項（学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項）について連絡調整及び指導・助言	10.6	***	23.2	***
保健主任	○	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理（学校保健計画の立案・実施、学校における保健管理と保健教育の調整）、学校保健委員会の組織・運営等学校における保健管理の総括責任者	5.5		-4.6	
研究主任	×	校長の監督を受け、研究計画のその他の研究に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	1.6		3.1	
庶務主任	×	校長の監督を受け、学校経営の庶務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	12.2		-7.1	
教科主任	×	校長の監督を受け、教科目標の設定、指導計画の作成等の各教科の経営に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	7.4	***	0.7	

（注1）法的根拠については、○：学教則に規定（小中）、△学教則に規定（中のみ）、×：各自治体の学校管理規則等に規定（注2）***は1%水準で有意

（出所）公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究報告書（平成30年3月）株式会社リベルタス・コンサルティングの報告書等を基に財務省で作成

◆教員に一律支給している手当

教職調整額（給特法）

勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額を本給として支給（給料月額×4%）

義務教育等教員特別手当（人確法）

教員の給与を一般公務員より優遇することを定めた人確法の趣旨に則り、全教員に一律に支給（給料月額×1.5%相当の定額）

- フューチャーデザインの考え方を社会に広く浸透させていくため、対象と目的に応じた各種コンテンツの作成と、実践を推進する。
- 今後、社会で広く自発的な取組が進むことを後押しするため、官民連携のプラットフォームの整備も検討する。

パンフレットの作成（4月28日初版発行）

- フューチャーデザインの考え方を活用した議論に社会各層を広く巻き込み、当事者としての関心を高めていくための取組として、パンフレットを発行、配布。
- 今後、幅広く読者の意見を踏まえながら、柔軟に改訂していくことを検討。



社会人向けワークショップの開催

- グループワークを主体とした社会人向けワークショップを実施。
- 関心のある方が自由に使用可能なワークショップ資料の作成についても検討。
- 財政以外にも様々な社会課題について議論ができるよう、様々なテーマ・パターンのワークショップ資料の作成も検討。

高校生向け「公共」でのプログラムの作成

- 将来のことを考える視点、社会を形成する当事者になる意識を若いうちから身に付けることを目的に、フューチャーデザインを通して世代間倫理を学ぶプログラムを作成。試行的に出前授業を実施。
- 全国の教員がプログラムを自由に活用して授業を実施できるよう、教員向けの参考資料作りも検討。

官民連携での取組推進

- 今後、各分野への横展開、コンテンツ・イベント内容の企画・調整、各種イベント成果の共有などのため、官民連携のプラットフォームを整備することも検討。